南紀德川史

第十一冊

南紀徳川史第十一册總目錄

南紀徳川史卷之九十七

郡制第九

南紀徳川史巻之九十八

郡制第十

大畑才藏記第三目次

南紀徳川史卷之九十九

郡制第十一

勢州郡治一

目次

南紀徳川史巻之百

郡制第十二

勢州郡治 二

目次

松坂雑集下

南紀徳川史巻之百一

郡制第十三

奥熊野志一

目次

南紀徳川史巻之百二

郡制第十四

奥熊野志第二

目次

南紀德川史卷之百二

郡制第十五

産物誌一

目次

南紀徳川史卷之百四

郡制第十六

產物誌　二

目次

南紀德川史卷之百五

郡制第十七

目次

南紀德川史卷之百六

郡制第十八

地士錄一

目次

南紀徳川史巻之百七

郡制第十九

地士録 二

目次

南紀徳川史卷之九十七

臣　堀内信　編

郡制第九

大畑才藏記二

勢州出張報告書　元祿十一寅年九月

一新田畑水掛共積

一品々覺書

一寅十月より極月迄御普請目錄

一卯年中右同

一書狀留書

勢州新田場見分

一地面能新田場多く候得共地ならし水掛共御普請を願其上にも鍬先も御免被下候樣にと申當分之仕入可仕心得無之候是は以後作德有之樣に盛免之御願申候事不成候と心得居候ゆへと相聞へ候但一步之もみ九合より上の所は御法を請候ても作德有之候得共八合より下の惡所は盛免下直に無之候得は作德無之積勢州空地は一步のもみ八九合より下の惡所に見へ候得は盛免願候事不成候と心得候ては新田に思ひ付少き積に奉存候

一何方にても作人は一反の作入用下人を抱へ作り候ものは六七斗つゝ入候と心得又あて作其身稼にて作り候ものは五斗ほと作徳無之候得は渡世不相成候と心得候様に見へ申候此心得を以地方見分

一歩のもみ一升六合の地

○一反有米二石四斗内 一石四斗四升六分方 九斗六升は四分方

是は盛十九免七つ余にても六分取にて盛十九免七つ余に當る四分方にて作徳四斗六升有之に付此地一反代二百目余

一歩のもみ一升の地

○同一石五斗内 九斗 六分方 六斗 四分方

六分取にて盛十五免六つに當る四分方にて作徳一斗有之に付此地一反代五六拾目

一歩のもみ八合の地

○同一石二斗内 七斗二升 六分方 四斗八升 四分方

六分取にて盛十三免五つに當る四分方にて下作米も不足に付賣買なし

但盛八免三つに御定被下候得は作徳四斗余有之ゆへ此地代二百目余

一歩のもみ六合の地

○同九斗内 五斗四升 六分方 三斗六升 四分方

是は盛十免五つ四分にては作入用も不足候ゆへもらい人もなし

但盛六免三つに御定被下候得は作徳二斗有之ゆへ此地代百目余

一歩のもみ三合の地

○同四斗五升内 二斗七升 六分方 一斗八升 四分方

斯様の惡所は無年貢にて望人無之積に候得は竹木にても御植させ候方と奉存候

右之通作德有之候樣に盛免御定銀を持候もの共に御證文被遣候はゝ御普請御入用銀をも出し又は自分普請も仕り新田出來可仕樣に奉存候

一銀持候もの共作德有之候新田はかし置候より能事と考內心は望候ても其村にきらい候を遠慮にて申出間敷樣に相聞候得は上より場所御見立被　仰付候方と奉存候

一空地は牛馬を飼稻を干肥芝に切候はねは不成候樣に申候尤山少き所沼田多き所は相應に空地無之候ては痛に成可申樣に見へ申候其外にて御見合被　仰付候共いかほとも可有御座樣に見へ申候

一新田場空地も多き所は本田も作り兼其村も弱候樣に見へ候得は弱ものに新田被下候ては彌本田を作り兼其身も痛御損用も有之樣に申候得は他村にても銀持候ものに被下候得は其新田仕入は其所よわものの稼と成其村之爲能樣に申候

一本田を作り兼候弱村にて銀持候もの新田仕り他より人も入込本田も作り添候はゝよわ村之御引立とも成可申候哉

一惡所にて候共地面に應し作德有之樣に盛免下直に御定被遣候はゝ山中人多き所よりも又は稼無之他へ稼に參候ものも望出在中人も多く成候積と奉存候

右之心得にて此度廻り候內見當り候新田場內積盛免之存寄所々書付掛御目候

田丸領山原村新田場

高百八十石余

西

猟師

うみ

うみ

大口
黒部詰所

黒部　新田所

東

松坂領之内

一新田畑九町程　大口村黒部村論所

内六町三町　田盛畠同　六四　高四拾八石　取拾四石四斗　免三つ

此御入用米百六拾石一斗五升　此所東は金剛川西は小谷川の間草はへも有之北海手に高一間の堤被仰付候はゝ能場に見へ申候

人足七千九百五拾人　百六拾五石一斗五升

内二千九百廿五人　表堤三百間高一間横折合六間半外海六内三上平二間此土千九百五拾坪　坪に一人五分

二千二拾五人　横雨堤三百間高一間横折合四間半外三内二上平二間千三百五十坪　坪一人五分

千八百人　田六町地平内溝共一反に三十人つゝ

六百人　畑三町上土一反に付廿人つゝ

六百人　五十間の坻入用溝共

米二拾五石　坻五十間宍二尺四方

是は黒田村余り水有之候を金剛川取こし樋

此地面後々は八九合もみ當りは六合くらいの所に見へ候得は盛免右之通御定候はゝ作徳一反に付三斗ほとの積に御座候（不一字）田一反に百五拾目畑一反五拾目つゝは出し可申地面に見へ申候然は地代銀拾貫目余出し可申積

一新田畑六町余　獵師村

内四町二町　田盛畑同　六五　高三拾四石　取拾石二斗　免三つ

此所は百間ほと奥に堤なりに四五十年も不替砂有之其内に草はへも少々寄砂能地面御氣遣も無之所と見へ申候西手御舟入にも可被遊所之由左候へは幸之所と見へ申候

此御入用米百拾七石三斗　人足五千百三拾三人

内九百三拾三人　外堤長二百間高四尺横四間四尺外五内三上二間
土六百廿二坪　坪に一人五分

二千四百人　西堤百間高一間半横八間外五内三上二間
土千二百坪　坪に二人

千八百人　新田六町地平一反に三十人つゝ

米三拾石　圦二つ入用大積

是は内新田余り水を請申積地面ひきく候へは大新田にも成可申様に見へ申候

此地面大口黒部新田同前に見へ候へは右盛免にては田一反百五拾目畑一反五拾目つゝは出し可申様に見へ申候然は　地代銀七貫目余出し可申積

上川原堤外

一新畠七反ほと　内五曲村

高五石六斗　八盛　取一石八斗四升八合　三つ三分

此所は外塙堤内一町四五反場庄屋兼々願取之由其通に被　仰付候ては向の痛と見へ申候右之通は別儀も有之間敷様に見へ申候能土地也家近

此御入用米七石三斗一升　人足四百三拾人

内百五拾人　堤仕足三十間高一間横二間半土七十五坪　坪に二人

貳百八拾人　七反地平上土一反に付四十人つゝ

指引四年之元濟

是は庄屋願之通御普請被　仰付可被遣候哉一反に付六七十目つゝは可仕候得は
代銀四五百目も出し可申地面に見へ申候

但田地に被　仰付候ては後々向の痛と見へ候へは竹御植可然様に奉存候

一新田三町ほと　下村

此處は本田のつゝき家近平地の水下平地所以後は能新田に成可申様に見へ申候

高貳拾壹石　七の盛　取六石三斗　免三つ

此入用米六拾九石七斗　人足四千百人

内千　百　人　平地上置長百間高一間よこ三間四尺　土三百六十六坪　坪に三人

此水三千坪　六十間に五十間　一反　但二寸溜三町の十へん水

三　千　人　新田三町地平一反に百人つゝ入土共

此地面二三年過候はゝ一歩七合もみ一反有米一石余内御年貢下作米引作徳三斗ほと有之積に候
へは一反代百五拾目つゝに〆地代銀四貫目余出し可申地面

一新田五町ほと　上川村

此所は村より下本田の間に芝拾町有之候地合床白眞土水持も能見へ申候此内ひくみへは兩方本
田の惡水を常に任せ置水田に仕候はゝ外に用水御入用も入申間敷由右之内一町余庄屋久左衛門

年々願申候由此度も申出候

高三拾石　　盛六　　取九石　免三つ

此入用米百二拾七石五斗　　人足七千五百人

内千　　人　右悪水取込井手大積

六千五百人　新田六町地平土一反に付百三十人つゝ内四十人は地平
九十人は入土六寸　坪に三人

右地面頬地古新田六七合もみの由此新田六合もみに〆御年貢下作米引二斗つゝの作徳之積に候へは一反代百目つゝに仕内一町は庄屋に被遣残地代銀四貫目余も出し可申地面

一新田場八町程　　黒部村

高五拾六石　　七の盛　　取拾六石八斗　免三つ

此所東大川西金剛川黒部村松山きわ長六七町横七八十間草はへも少々有之仲北東の方に例芝はへも有之候得は高一間の堤被　仰付候はゝ御氣遣も有之間敷様に所のものも申候幸黒部村悪水も有之候へは地面等能新田所に見へ申候

此入用米貳百拾石余　　人足九千九百五拾人

内六千七百五拾人　外堤長六百間高一間横折合七間半外六内三上平三間
土四千五百坪　坪に一人五分

三千二百人　新田八町地平　但一反に付四十人つゝ

米四拾石　圦二ヶ所大積

此地面初終ならしもみ七八合一反有米一石一斗盛免右之通に御定御年貢下作入用引作徳四

斗つゝ一反代二百目つゝ之地性と奉存候然は地代拾五六貫目出し可申所と奉存候

松坂領空地

一野　二町ほと　松坂より三里南山中川俣川筋　○下出郷村

畑五　三ほとの悪所

是は新畠も所々相見へ松木も有之連々は畑に可仕所

一同　二反ほと　同断二里南山中川俣川筋　廣瀬村

畑植物も不成悪所之由野合少き所

一同　三四反　上出口村

右同前之由

一同拾四五町（西野々下戸野貮ヶ所）　同六里南西山中川俣川　弱見村

三つ一ほとは畑五三くらひ其外は悪所と見へ候由

一同（本のまゝ 乐所）　一町ほと　同村

田八　三斗の所の由　水掛池新田共にては筭用に合不申候所之由

一同（東野）　四五町　右同断　○下茅原田

畑六　三くらひ　是はよほと畑にひらき有之由連々は畑に可仕所に見へ申候

一同　二反余　松坂より四里南西山中川俣川筋　○横野村

一同　二反ほと　田十　三くらひ　是は來年より庄や起し申筈之由　同三里南田丸道筋川俣川　○丹生保村

一同　二町ほと　田八　三くらひ　是は谷水にて田に可成所之由　同拾町ほと東國中　○東　岸　村

一野　二三町　畑五　三くらひに候へ共　是は沼田多き間の芝に候へは稻干場に入候樣子に見へ申候　松坂より十町南東國中德より　○垣　鼻　村

一同（二ヶ所）　一町四五反　三つ一ほと田は八三くらひ殘は沼多き由に候得共稻場に無之候而は痛可申候　同　拾町東國中德より　○大　津　村

一同（村より下本田の間）　拾町余　右同斷　二ヶ所にて之由　同三十町南東國中大道筋　○上　川　村

内半分ほとひくみは本田の余り水にて田に可成八三くらひか
殘は沼田の中に候得は稻干場に入可申樣に見へ申候
外二ヶ所四五反惡所にて畑にも植物も不成候由

一同　四町ほと　畑にも成兼可申惡所稻干場にも少は入可申所　松はそたち可申候　松坂より拾町東大津つゝき　○田　原　村

一同　三町余　田（二字不讀）惡所　外に平山有之候へはかまい有之ましき所　同　十四五町南國中大道より東　○下　村

一同　壹町余　　松坂より一里南國中　○山　村

是は沼田の間悪所稲干場に入申所之由右見分其通に見へ申候

長庄野岡野
一同　二三町　　同　拾町南大道東大石道　○小黑田村

畑五　三くらひの悪所　半分も御殘候はては稲干場に事かき可申所

里の前西大境
一同　四五町　　同　廿町西大石道　○岡　本　村

畑五　二ほとの悪所田には床なし

花岡山きわ西
一同　七八反　　松坂より廿町大石道　○田　村

畑五　二ほとの悪所沼田の邊に候得は其まゝ有之候とも能見へ申候

新道前下垣内花岡山東
一同　拾町ほと　　同　十四五町南國中　○久　保　村

右同斷之悪所に見へ申候少は畑に仕候共別儀有之ましく候哉沼田多き所にて御座候

長尾山花岡山つゞき東
一同　四五拾町　○同

右同斷悪所　　松木生立半分余も見へ申候

貝吹山津領立合下の段
一野　二町五反　　松坂より一里半西嬉野の中　○權現前村

池仕候はゝ盛七八免二位に候へ共作人無之所松植候儀は先御見合所

嬉野所々より松木生立も無之悪所有之候
一同　三拾町　○同

畑作にも不成悪所松木御植候所

此嬉野は四十町ほとに二十町ほとに見へ田地に仕八九百町此領村は下の庄小川權現須賀　須賀城算上村須賀領七ヶ村也

一同　拾五六町　右同斷　嬉野つゝき東下　○須賀村
嬉野つゝきは右同斷
下の段村きわは本田つゝき能場に見へ候へ共本田畑出來も惡敷御座候得は松願候はゝ御植させ候惡所と見へ申候

一同東野　壹町ほと古川ヵ有　松坂より二里半西國中　○森本村
六三位の畑池仕候はゝ田に可成所

一同沖川原　五六反　右同斷　○井の上村
いにしへ田地之時はいかゝ仕候哉と申候得は尤に申候外に山も見へ家近

一同里の西　一町ほと　右同斷　○釜生田村
惡所畑にも難成

一里里の東　五町　松坂より二里半西國中　○嶋田村
八三位の畑池仕候はゝ田にも可成所能場也　外に山も少々有之候得共達てきらい申躰に申候

一同下川原　五六反　同　二里西國中　○八田村
六三位の畑此掛り筋池願も有之候連々には新田に被　仰付候所と奉存候何角十町場ほと有
十三位の畑地に見へ候得共川除堤に御返作大洪水にあやうき所

一野（嬉野つゝき里東）　拾四五町　　松坂より一里半西國中　　○下の庄村

　　隨分惡所松木も所々より生立兼候所に見へ申候

一同（同手林）　拾町ほと　　○同

　　右同斷

一同　三四町　　同　一里西南國中　　八重田村

　　惡所の由見不申候得共惡所つゝきにて御座候

一同　三町ほと　　右同斷　　○藤の木村

　　六三ほとの畑池仕候はゝ田にも可成所　　外に山も見へ申候

一同　五六町　　松坂より一里南山きわほつ坂道　　○伊勢寺村

　　六三ほとの畑田には水掛りなし　　右同斷

一里（一字不明野津領立合）　四五町　　伊勢寺より少西　　○黑野村

　　此場は六の盛荒之由畑に仕免三つくらひ御願申連々畑におこし可申樣に申候

一野（立石野）　拾壹貳町　　同　一里半南西國中山きわ　　○小阿坂村

　　五三位の畑也田には御造作多し床無之樣に見へ申候沼田の近邊松御植候共外は御殘し可然所

一同（山口野）　二三町　　○同村

　　右同斷

一同（浦仲野）　二町ほと　　小阿坂ならひ國中　　野村

右同斷

一同 上の川原野 一町四五反　　同

右同斷

一同 野田 二三町　　松坂より一里半南西山きわ　○岩内村

八三くらひの新田悪所　御手前御普請には不合所

一同 村きわ 二町ほと　　同　一里南西國中　○美野田村

右同斷の悪所

一同 西沖 一町四五反　　同　一里南國中　○上野庄村

右同斷

白子

一新田 濱 二町ほと　　上野村 大別保村論所

高拾八石　盛九　取七石二斗　免四つ

此所東は川尻向海手は高砂なみ入可申様にも見へ不申川手ひくみに堤被　仰付候はゝ御氣もなく見へ新田地面もよく上野村人多き所に候へは能新田と奉存候

此御入用米五拾二石四斗五升　人足二千八百五拾人

内千五百人　東川手堤百五十間高ならし一間横五間外四内三上三 土七百五拾坪　二人

三百五拾人　南西百五十五間高三尺横三間外五内三上二坪 二百三十二坪五合二勺　一人五分

千　人　新田二町地ならし一反に付五十人つゝ

米四石　払入用大積

連々には都合新田三四町にも出來可仕所舟付は東川方にいかほども有之候へは構に成可申様

に見へ不申候

指引七斗余の元濟

右地面もみし合くらひに見へ候へは盛七免三つほどに御定被遣候はゝ一反代百六七拾目に〆

御入用の内三〆目余も出し可申地面

山新田七八年の元濟
一新田　三町五反余　　　野田村

高貳拾八石　　盛八　　取八石四斗　免三つ

此所小松七千本ほど有之三四十年以前之山に候得共生立悪敷土居杭木に候外に山も多き所に候へは御事欠之在中にも見へ不申候地面赤黒にて能見へ申候

同所上に池二つ有是は古新田三町本田六町へ掛り申候本田の替水池被　仰付古池水を新田へかけ申積

此御入用米六拾七石八斗　　人足三千八百七十人

内二百人　　池床兩爪切込

千三百五十人　　同堤谷渡十五間下十間上廿間　高三間横七間半下十三間上弐間
　　　　　　　　一割八分　坪四人

百　人　　同打樋尾崎へ切付

五　百　人　　　　　　　溝五百間尾崎を廻り切付
千七百廿人　　　　　　　新田四町三反地起し内七八反地床替
右水三千坪　　　　　　　百廿間　横　十七間　高　一間半
但二寸溜本田六町五へん水外に用水も有之候得は澤山に可有之積
右地面もみ六合くらひ盛六免三つほとに御定候はゝ作徳一反に貳斗つゝ百目積に〆
御入用の內三貫五六百目出し可申地面
一新田場　拾五六町　　　　白　子　北
田に仕　十　　三四の地面
是は水掛他領と入會無之候由先年野町と申新田村御取立候へ共畑斗にてさかへ不申候何とそ水
掛りは無之候哉
一　　志
一新田　三町　かうのひら山方　　一　色　村
高貳拾一石　　盛七　　取六石三斗　免三つ
此入用米五拾六石六斗六升　　人足三千貳百七拾四人
內百　五　拾　人　池床五十間深三尺よこ一間土五十坪　三人
千六百廿四人　堤長百間高一間一尺五寸中にて二間半谷土四百六坪横折合三間一尺五寸後二前一五　坪に四人よせ共
百　　人　　打樋切付　　二百人　井手樋入用

米一石　樋入用大積　千二百人　新田三町地平　一反四十人つゝ

此水三千坪　六十間 五十間に一間　但二寸溜新田三町十へん

右地面もみ六合くらひに候得は盛六免三つに御定被遣候はゝ一反に作徳二斗百目つゝに〆

御入用の内三〆目は出し可申地面

外新田場も二三町有之候へは被　仰付可然所に奉存候

田丸領

山原村高百八拾石余の領内は南表打ひらき日當り風當り能山内廣く別て作毛能地性新田畑に可成所阿五拾町ほとも見へ申候新田少々御取立入人も被　仰付候はゝ連々には新田畑大分出來可仕所に見へ申候右之内

一新田　拾二町程　浦方へ一里 熊野往來山道　土羽へ四里

高九拾六石　盛八　取　二拾四石　免二つ五分

此地面新田成四五年過はゝ八合もみ一反有米一石二斗

内作人の心得推量

二斗は　御年貢へ引　六斗は　下作人の作徳入人ゆへ

一斗五升は　仕入銀九貫目の利廻り　二貫目　百姓十人仕付中家代

五貫目　同作道具取付扶持方肥代共　二貫目　御普請入用銀一兩年作不出來の内利分

二斗五升一反の作徳代拾二匁五分に〆

拾貳町分御普請御入用

銀拾五貫目出し可申積

是は仕入銀共二拾四貫目出し候得は盛免右之通にて四五年以後より現米四拾八石つゝ作徳取申儀に候得は出し人は多く可有御座と奉存候

右水掛地新田御普請御入用

一米二百二拾四石六升　　此人足一万三千百八拾人

内百五拾人　池跡石垣長三拾間横一間高三尺石十五坪　坪に十人

六百人　同宋雨爪共五十間横一間半深一間堀埋土百五十坪　坪に四人

五千七百六拾人　同堤谷渡四十間（下三十間 上五十間）高四間前一半後二上二間横折合九間樋長十六間上二間土手千四百四十坪　坪に四人

二百五拾人　打樋井手

百二拾人　樋木齊用山共外切出し

三百人　湯わかし小遣

米一石五斗　樋入用大工木引賃鉄物代

但水一万五千坪　長百五十間　横六十間　深一間四尺　二寸溜十二町の十二へん水

六千人　新田十二町地平一反五十人つゝ

一新屋敷八反程願　村山川築出し海端浦つゝき　神前浦

是は論所にて候処近年神前領に究候由神前百四五拾軒能浦に候処屋敷詰願人多き様子に相

候平し三尺の入土にて願之通出來之積

此入足三千六百人　入土三尺にて一反之土百五十坪　但一坪三人掛

此所屋敷一反代三四百目銀二三貫目も出し可申所に見へ申候故外そひき見候へ共當分請合は無之候段々願出可申處に見へ申候

宮古村

一新畑四町程　湯田野南山方二ヶ所

盛五　免二つほとの地面黒ふく

是御留山の内伐殘し目通り指渡一尺四五寸の松二百本ほと其外小松少々有之

此所村より畑に願候由村近畑之類地に候得は松山にて御置候より畑に被　仰付候御方と見へ申候

一志　笠松　星合　新田

一塩濱八町　東大

取拾二石　一反に付一斗五升つゝ上納可仕と存候

此所は三十年以前新田三十町ほと御普請被　仰付破損兩村のもの七年以前御願申右之内高味の所を五百三拾間自分に堤仕塩濱八町仕候處二三年以前大潮に破損仕候に付三十三人之塩濱人迷惑仕候由只今は濱人二十二三人

右堤破損之樣子承り候に潮打越切れ候得は高く仕候はゝ損し申間敷由濱人申分を請御普請御入用

米四拾石余　但　一坪に付一人五分　一人　一升七合

人足二千三百六十一人

堤長五百三拾五間　東百八拾間根八間上一間高四尺五寸　南百五拾間根八間半上一間高四尺
三寸　西二百間根七間上一間高三尺三寸の積
指引三年余の元済　濱人何角と御願申候由

右是迄の水掛高千八石貳斗六升

此池井敷米百拾石九斗八合 免により年々不同 寅年分

但高百石に拾一反つゝ 反に付一斗二升三合ほさつゝ之掛り

内高拾七石五斗　一石九斗貳升五合　仁田村

高廿五石六斗四合　二石八斗一升七合　五佐奈村

高八拾五石五斗六升六合　九石四斗一升二合　西池上村

高三拾八石三升二合　四石一斗八升四合　東池上村

高二百三拾石三斗一合　二拾五石三斗三升三合　河田村

高二百拾二石三斗八升九合　二拾三石三斗六升三合　弟國村

高三百九拾八石八斗六升八合　四拾三石八斗七升五合　兄國村

外に高三百石 丁三拾町ほと　朝長村新田畑

内二拾町 田 拾町 畑ほと

右池敷米出し候本田は外に水掛りも有之水多く不入候得共朝長新田水持悪敷本田村痛候由申候

右池敷　五桂村へ取らは

本田高百拾一石一斗六升八合　池内に成

取九拾七石七斗一升六合

免六つ六分指口ぬかわら其外作徳方一つ八分の取

新田高二拾五石二斗六合　　右同断
取八石五斗一升　免三つ二分指口共
取三石九斗三升八合　　井敷米
取七斗四升四合　　寅の年池小入用

右の池

一水四拾三万二千坪　　七百二十間 百五十間 深平し四間に〆
　但二寸溜四千三百二拾町に渡る
　内　九万坪　今迄の池下本田
　　丁九拾町　二寸溜十へん水　高千八石二斗六升　是は外に用水池も有之候由
　四万坪　同朝長新田
　　丁二十町　二寸溜二十へん水　外十町は　畑高之由
　残三拾万二千坪　余り可申候哉　但二寸溜二十へんに〆　此丁百五拾一町
右之通余り可申池に何も申候処朝長新田水持悪敷ゆへ余り候品も不知候哉と相見へ相應之御徳
用も無之池下本田方も痛候様に申候
五桂池水湯田野へ新溝筋水盛
五桂池尻より湯田野岡出新田迄
一溝筋百九町四拾間　　但三里一町四十間

内　五拾町　　五柱より外城田川迄　但一町に四寸たれ心よく可參積

拾五町　　外城田川を直に通し申積　但一町に七八寸たれに見へ申候

拾三町廿間　　蚊野平井關より溝迄三尺廣け通し申積　　右同斷

三拾一町廿間　　右井末より蚊野野篠山手を通し勝田本道南迄見合岡出新田下て迄　右同六七寸たれ

右御普請御入用

米百七拾六石九斗一升　　人足賃品々

人足九千二百三十人　内二千人湯田野其外小溝品々大積　米二拾石　樋戸井材木鐵物品々

掛樋　二つ　長二間巾一間高三尺　千貫關一　巾一間高三尺

埋樋　三つ　長三間一尺四方　戸井　八つ　長二間巾一尺四方

田畠二町二反余　右井敷大積

高二拾六石四斗　盛十二に〆

右井筋の内無覺束所々此度水を盛井床一間に〆大積如此御座候以上

寅十一月　　大畑才藏

大北定平

右書付安留與六兵衞殿へ渡し置

一丑十一月右余り水湯田野へ御取候はゝ新田百町も出來可得其新田によそへ畑をも被遣候はゝ大分新田高も出來可得候間他より入人被　仰付候筈に積立候へ共他より入人少く候由にて不埒に候

寅の二月畑返り旱損所へ願候由上知村理兵衛申に付積方

湯田野つゝき
一新田畑六拾町　六ケ村 小保 妙法寺 湯田 久保 中原 上知

是は今迄の畑平大様五の盛田に仕候はゝ類地十の盛此増高二百石免三つ五分に〆

取米百五石　御年貢増

一新田　拾町　右同所にて

是は盛十　免三つに〆

取米三拾石　右同断

旱損所
一本田三拾町　小保村

外三拾町鳥羽領入くみ候ゆへ水掛り一同に仕候はて不成候由

是は右三十町高四百石旱損無之候はゝ當分よりもみ一合方はまし可申候

取米二拾七石　右同

増米合百六拾二石

内　拾九石　引

是は長朝新田二十二町有之候此所へ同村本田なしに分水にて遣し候はゝ半分拾一町ほどは畑

に成可申候田畑違高七拾七石　此免二つ五分にて減米

殘百四拾三石　御年貢にて年々 御徳用

右畑返り兩年には仕立可申候然は御普請御入用米二年以後より二年内元済

右盛増免池敷米之儀百姓共へ聞候得は

盛増免之儀はいか樣共と申候得共池敷米出候事又は兩年に畑返り仕立候事いかゝと申不埒之由

寅十一月上知村理兵衛申候

寅十一月　　田丸勝田村領

一御留山岩坂の谷新田場五反ほと

盛十　免三つほとの地面　此所は谷水之出も有之地平し迄にて田に可成所地面よし

杖突角兵衛此場願候に付安留殿へ右之わけ申置重て願可出處

一奥山の谷新田場七八町　　同　崎　村

田八　三四の地面　是は谷水も有之一反七八十人にては能田に可成所に候得共猪多く出

用に不立候樣に申候以後は望人多き所と見へ申候

一田丸明野邊新田畑に能場多く候畑にも三四十町もひらき有之候作人よわく候哉仕かた惡敷候

此所は通り多き往還筋に候得は他村にて銀をも持候もの共に被遣候はゝ道筋之稼を考　大分の新

田畑出來可仕所に見へ申候

五桂池敷地米積書

一米百拾石余　　池敷地米

外本田畑二町二三反　　新溝下に成

是は右井筋之内にて新田三町ほと御ひらき被遣候方と奉存候

内　八石八斗朝長新田拾町より出し申當り　三拾石　六ヶ村畑返り六拾町より一反に付　五升つゝ

九石　小保村旱損所三拾町より一反に付　三升つゝ　三石　同所新田拾町より右同斷

小以四拾八石一斗

殘六拾一石九斗　今迄の池下九拾町より一反に付七升つゝ

一米二百三拾石余　御普請御入用　是は新溝幷溝床替地御普請共

御徳用

六拾二石　畑返り六十町一反に付高二斗の由は盛免三つ五分

是は類地田石代五斗の由の筈に候得共池敷米出候に付高二斗つゝ免し

二拾四石　新田拾町八盛免三つに〆　是は類地新田十の盛に候へ共右同斷

二拾七石　小保村旱損所三拾町もみ一合の出來ましに〆

小以百拾四石

内　二拾石　朝長新田の内十町畑に成候積にて引

殘九拾四石　畑返り新田共二三年には仕立可申樣に申候

五六年之御元濟之積に奉存候

右之通盛御免し被　仰付候はゝ畑返り新田の百姓池敷米請申積りに奉存候以上

大　畑　才　藏

寅十二月九日

三領よわ村に見へ候在々

在中總躰之内

一志之内

長谷道筋 岡村　右同 上野村　雲出川上 川口村　いせ道筋 中道村　いせ道 小津村

松坂之内

松坂北海きわ 獵師村　同松町ほと東 田原村　波瀬川近所 瀧野川入る所　嬉野の東 津や城村　嬉野中 權現前村

右同下 須賀村　同南 箕所村

一内つふし多し銀藏本取次なとにわけ有之事

田丸之内

田丸西北 下池村　田丸西南近 下東原村　同 下兄國村　同 矢野　同 下河田村　同 蚊野

同 下東池上　同 下下田邊　田丸近 田中村　同 下野篠　同 田宮寺　同 中樂

同 佐田村　同 井倉　同 岡村　同 下門村　同 世古

一上知村理兵衛弱人之仕形能と申ものと悪敷と申ものと兩樣に聞候は世を打なくりに心得候弱ものの一〆目を二百目にわひ一ヶ年に廿目出し候其二拾目を出し兼悪敷と申もの半分も有之様に相聞へ候得共理兵衛しかたより外に能事は無之様に相見へ申候二三年世中能候はゝよほとかたを付可申様に理兵衛申候

一外にひろく成可申品々は無之候哉と聞候へは廣く不成候樣に隨分心を付候由其上大庄屋小庄屋之方に口入かし銀等多くそれを減し申儀故外にひろく可成儀には無之由

先右之仕かたにて御置候方と奉存候方々聞合候に外に能事聞へ不申候

一當麥のはつ出覺無之能候樣に何方にても申候

一當秋作立も見分ほと無之樣に何方にても申候去年同前と申所も有之去年より能候と申所も有之不同に候得共田作は見分ほとには無之樣子に候得共其外畑作は隨分能樣に相聞申候

九月此かた在中之樣子春とは各別なけかわしき事申ものも無之いた〱敷見へ候處も無御座候

一川筋なと百姓いろ〱能見へ候所は無之候　但道筋橋其外仕かたよく見へ申候

勢州御役米

一米八百九拾七石七斗六升二合　松坂

　内五拾八石四斗一合　役引被下米

〆八百三拾九石三斗六升一合

一同七百九拾二石七斗五合　田丸

　内六拾七石八斗六升九合　役引被下米

〆七百二拾四石八斗三升六合

一同三百一石二斗二升八合　白子

一同二百四拾七石二斗八升八合　一志

合二千二百三拾八石九斗八升三合

内　百二拾六石二斗七升　　役　引

殘二千百拾二石七斗一升三合

寅十月朔日より極月十五日迄　御普請所

一働日七拾四日　十月小　十一月大

白　子　分　　帳一冊

一人足千七百九拾五人

内　五百三拾六人　所人足　　千二百五拾九人　日　用

此米二拾五石四斗二升三合

内　四拾人　木伐出し所人足　　四百九拾六人　御普請方所人足

千二百五拾九人　鄉役人　是は鄉役人二拾人之内十七人之肩千二百五拾八人にて仕合の積

一　志　　同一志分

一同二千四拾三人

内　四百九拾九人　所人足　　千五百四拾四人　鄉役人

此米二拾九石九斗九升

内　六十七人　木伐出し所人足　　四百三拾二人　御普請方所人足

千五百四拾四人　鄉役人　是は鄉役人二拾人の内拾八人之肩千三百三拾二人にて仕合大積

松坂分

一人足五千九百拾五人　帳一冊
内八百九拾九人　所人足　五千拾六人　郷役人
此米九拾貳石一升五合　但郷役人七拾人之内六拾七人之肩四千九百五拾八人にて取合
一人足四千九百拾貳人　田丸領
内八百九拾六人　所人足　六石七斗二升　四千拾六人　日用　六拾八石二斗七升二合
此米七拾四石九斗九升二合　是は十月朔日より同極月十五日迄郷役人五拾人之内四拾七人之肩
三千四百七拾八人にて取合御普請所殘り候はヽ來年引を立可申筈
合一万四千六百六拾五人　御普請所　御入用帳四冊
二千八百三拾人　所人足　一万千八百三拾五人　郷役人
此米二百二拾二石四斗二升
右は寅十月朔日より同極月十五日迄役日七十四日三領郷役人百六拾人之内百五拾一人の肩一万
千百七拾四人にて御普請所仕立申大積に御座候以上
寅十月
卯年中御普請方
一日數三百八拾三日　十三ヶ月の内七月小の月引
内　六十七日　休日引　十五日　極月末分引

残三百一日　働日　内百十五日　五月十五日迄毛付前　百八十六日　年中

白子分

春中

一人足千八百七人　常式帳一冊

内　七百四拾四人　所人足　千六拾三人　日用

此米二拾三石六斗五升一合

内　三百四拾六人　村渡し

内　二百五拾人　日用　九拾六人　所人足

百二拾三人　木伐出し所人足

千三百三拾八人　毛付前

内　五百二拾五人　所人足　八百拾三人　郷役人

一人足二千百人　大別保村新田平し

内　六百三拾人　所人足　千四百七拾人　郷役人

此米二拾九石七斗一升五合

此所は先年堤被　仰付捨り有之候處當春堤御繕被　仰付候内新田にて御座候先年より配當人

地平得不仕候被　仰付候得は其年より

新田七町　出來　高五拾六石　八　取拾六石八斗　三　二年内の元濟所

二口御入用米五拾三石三斗六升六合

　卯郷役人拾人御抱肩八人にて二千四百八人の内にて右二口分二千二百八拾三人引千二百五拾人之余り　但又郷役人拾五人御抱

一人足三千八百七拾人　此米六拾五石七斗九升

　新田三町五反　出來　高二拾八石　八　取八石四斗　三

是にては七年余の元濟に候得共御普請被　仰付候はゝ御入用米代は出し可申地面に奉存候別段積書有

三口御入用米百拾九石一斗五升六合

右之通被　仰付郷役人十五人御抱候得は御用人足二千二百四拾人御遣之大積に御座候春中は日用外に御遣之方にても可有御座候哉

　一　志　分

春　中

一人足二千五百拾七人　常用帳一冊

　内　千百六十四人　所人足　千三百五拾三人　日用

此米三拾一石七斗三升一合

　内　千五百九拾人　村渡し

　内　八百二十五人　所人足　七百六拾五人　日用

百三拾二人　　木伐出し所人足
七百九拾五人　　毛付前
内　二百七人　　所人足　　五百八拾八人　　鄕役人
一人足二千二百八拾八人　　地主渡し
内　七百八拾五人　　日用　　千五百三人　　所人足
此米二拾四石六斗一升七合
此御普請にて新田幷荒起出來
三町三畝廿七歩　　高二拾五石九斗七升六合　　取八石九斗七升六合
指引二三年之元濟
一同二千百二拾四人　　一色村新田池
此米三拾七石一斗
此新池被　仰付候得は本田旱損所の爲にも成又能新田場五六町有之池被成被下候はゝ連々新田にも仕度樣に申候新田をも御起し被遣候はゝ品々より御入用も出し可申場所に候得は可被　仰付候哉
三口御入用米九拾三石四斗四升八合
但卯鄕役人拾人御抱九人の尻にて出來之積に奉存候村々別てよわ村にて渡し普請多く候得は春中日用御遣にも及申間敷候哉此外にも鄕役人御抱まし被仰付候得は

一人足二千三百六拾一人
是は笠松星合濱新田當春も積書上け申候通大様三年余の元濟に奉存候
松坂分
外百三拾九人内 十五人所人足 百廿四人郷役人 九月迄未進百十九人有之候を取立仕九月迄勘定に入候筈
一人足七千二百九拾五人 常式帳一冊
内 千四百八拾人 所人足 五千八百拾五人 郷役人
此米百九石九斗五升五合
内 春 三百拾八人 内 百五十八人所人足 百六十人日用 村渡し
二百八拾人 木伐出所人足
六千六百九拾七人 春年中分
内 千四拾人 所人足 五千六百五拾七人 郷役人
三千七百五人 春 中
内 五百三拾四人 所人足 三千百七拾一人 郷役人
二千九百九拾二人 年中見合
内 五百六人 所人足 二千四百八拾六人 郷役人
本田荒起し
一人足千七百七拾七人 村渡し

内　八百八拾八人　　日　用　　八百八拾九人　　所人足

此米二拾一石七斗六升三合

右之通被　仰付候得は

本田八反七畝三分　　高拾一石九斗　起其年より毛付に入　取六石五斗七升二合

指引三年半の元濟

一人足八千三百拾一人　　御伺ひ所之内付紙丸有之分

内九百廿二人　　所人足　　七千三百八拾九人　　郷役人

此米百三拾二石六斗八升八合

右御普請所の内にて旱損所沼ヶ所にてならし

現米八拾石余の御徳用と奉存候　外に新田三四町連々出來所と奉存候

三口小以米二百六拾五石四斗六合　　是迄郷役人肩一万三千二百四人

但郷役人五拾人御抱四拾七人の肩一万四千百五拾人之内にて被　仰付千人ほと郷役人の肩余り

候樣に可被成候哉

但又

一黒部新田八町人夫一万人ほとにて出來候はゝ御入用銀出し入可有御座候得は郷役人七拾人御抱春

中に日用三千人ほと御遣候積に可被成候哉

田　丸　分

一人足六千四百九拾九人　　常式帳一冊

内　千九百四拾五人　所人足　　四千五百五拾四人　日用

此米九拾二石六合

内　百八拾八人　木伐出所人足

八百拾二人　内　四百五拾三人　所人足／三百五十九人　日用　　村渡

五千四百九拾九人　内　千三百四人　所人足／四千百九拾五人　郷役人

二千二百九人　毛付前　内　五百三拾六人　所人足／千六百七拾三人　郷役人

三千二百九拾人　年中　内　七百六拾八人　所人足／二千九百廿二人　郷役人

地方

一同四千九百七拾三人　　新規帳一冊

内　六百七拾九人　所人足　　四千二百九拾四人　郷役人

此米七拾八石九升

内　二拾一石六斗（三年之内に地主泉村切原村庄屋方より御役米方へ返納）

五拾六石四斗九升　御入用米

右之内　九拾人　春中村渡し　内　三拾六人　日用／五拾四人　所人足

千八百八拾一人　春中　内　千八百四拾二人　日用／三拾九人　所人足

三千二人　　年中　内二千四百拾八人　日用
五百八拾四人　所人足

右之通被　仰付候得は

米拾五石七斗七升宛　御普請被仰付候年より
御年貢米上納之積

是は新田畑拾二町四反三畝高六拾二石四斗出來幷旱損所一町三反五畝高拾五石五斗之内より増
米共

米二石五斗二升宛　同四五年以後より自分
ひらきの御年貢

是は新田高八石余の増米指引三四年の元濟

二口米百七拾石九斗六合

是は郷役人肩八千四百八拾九人　但郷役人三拾人御抱肩九千三拾人にて被仰付五百人余あたり

但又

一山原村新田拾二町被　仰付候得は一万三千百八拾人入申候御入用も出し可申様子に相聞へ候得は
郷役人五拾人御抱春中に日用六七千人御遣候筈に可被成候哉

卯年分御普請所目錄勢州三領

一米二百五拾七石三斗四升三合　池川井溝常式　御入用帳四冊

此人足一万八千百拾八人

一同八百二拾六石余　新規地方　同帳四冊

此人足四万八千五百七拾人余

内　五六百石程（銀持共に新田被下候はゝ品々より出し可申様に内證相聞へ申候）三百石ほと　御入用

如此被　仰付候得は

右御徳用

米百七拾七石程つゝ　御普請被　仰付候年より御年貢

内　八拾八石三斗程（新田四拾六町高三百二拾四石四斗出來御年貢）　六石六斗程（本田荒起八反七畝高拾一石九斗の御年貢）

三拾四石程（旱損所三拾七町余作増御年貢）　四拾八石程（沼り田高千五百石の内捨り高百二拾石平し　免四つにメ）

外米拾七八石つゝ（四五年以後より新田御年貢）

是は右御普請に付自分に新田畑七八町ひらき申積

右之通大積に御座候

寅十一月

右品々頼寄

一新田畑四拾五町九反三畝廿七歩

高三百二拾四石三斗七升六合　取八拾八石三斗一升六合

内　田七町　高五拾六石　取十六石八斗　白子大別保村

田三町三畝廿七歩　高廿五石九斗四升六合　取八石九斗七升六合　一志在々

田畑拾二町四反三畝　高六拾二石四斗　取拾三石三斗四升　田丸岡出在々共

田三町五反　高二拾八石　取八石四斗　白子野田〇（帳此帳之内に有）

松坂黒部村〇右同斷　田八町　高五拾六石　取拾六石八斗
田丸山原村〇右同斷　田拾二町　高九拾六石　取二拾四石

松坂在々
一本田荒起八反七畝三歩
　高拾一石九斗　取六石五斗七升二合
一旱損所三拾七町余　取三拾四石余
内　高二百七拾二石　拾五町七反　松坂嶋田池上置
　取拾四石一斗三升　もみ一合まし
高二百八拾石　二拾町　同下村
　取拾八石
　一町三反五畝　田丸柳在々　同斷
　取二石四斗三升　二合まし

一沼り田にて六拾石は　松坂大津朝田東岸根宮田
澤川水つかへ高千五百石年に一二百石つゝ當年も百七拾石捨り有之由ならし百廿五石の捨り免
四つに〆
一新田七八町　右御普請に付　連々自分ひらき
高七八拾石　取拾七八石
内　場五六町の内　池御普請候はゝ

一志一色村

三町ほと

高三拾石　取九石　大積

同拾貳三町の内　右同斷

三四町ほと　松坂下嶋田村

右同　是は嶋田村に場拾町ほと下村に三町ほと有之候由

一町ほと　高拾石　取二三石　出丸任々　是は上野村村山村神前浦にて

一御人用米人夫員數は郡々目ろくに有

右は寅十一月出丸にて寄目錄下書也

書狀之留書

覺

松坂領大石より廿町ほと西　横野村

一赤瀧往還上橋　長拾間 横二間 高谷床より四間

此橋北の爪柱一本朽損し同行桁一本朽われ此痛にて橋北の方一尺も落込候様に見へ申候外に南

爪柱一本根朽申候敷板も水しみ候哉朽氣所々見へ申候

是は上取のけ右朽木共御取替候はて不成候様に見へ申候此橋十四年以前御掛候得は殘木も御取替

候はて成間敷様に庄やなとは申候右材木は川俣奥山より出候へは雪ふり不申内御伐出し候にては

來春急々被　仰付候ては御費も可有御座候由

有來り材木

一柱　七本　長四間一尺角　槻檜
一塙木　六本　長四間一尺角　同
一繼桁　拾本　長二間八寸角　同
一笠木　二本　長二間一尺二寸角　同
一端行桁　二本　長四間九寸角　同
一正鋲　二百本八寸より一尺
一中桁　五本　長四間八寸二丁掛　同
一上塙　拾本　長四間一尺角　檜
一はり木　拾二本　長二間六寸角　同
一地ふく　四本　長二間八寸角　同
一敷板　拾間　長二間厚四寸　いろ〳〵
一釘　五百本　八寸

右御仕形兩様之儀大積等先年仕候松坂大工に御見せ可然様に被仰達郡奉行衆へ申達候間委細は郡奉行衆より可被仰上候得共私共存寄は先御繕置候方と奉存候先年御掛出し之節百三拾七兩ほと入候様に庄屋申候御繕置候共材木大工之外人足五六百人入可申様に奉存候以上

十月十一日　大畑才藏

大北左平太

井澤彌三左衞門様

但又御繕置之筈御座候得は板橋にて輕く被　仰付候はゝ重り無之もたへも永く可有御座様に見へ申候以上

一筆致啓上候其御地彌御堅固に可被成御座と奉存候御當領相替儀無御座候私共儀昨日迄に白子一志松坂仕廻今日田丸へ罷越候是迄之様子風雨無之に付御普請所も少く御座候白子一志之儀は先比申進候通松坂大積は

一五千九百拾五人　寅一月より極月迄分　是は去年積にて

一七千四百三拾四人　卯常式筋

一千七百七拾四人　同村渡し　内八百八拾八人日用／八百九十人所人足

是は田地砂取荒起し三年ほどの元済

一一万千四百拾六人　御伺ひ筋　是は田地作り川切替池上置新田願有之分

合二万百人ほど　内五六千人は所人足御付可被成候

〆一万五千人ほど　役人肩　此郷役五拾人ほど

如此之大積に御座候得共普請多く候得は日用も御遣候はて成間敷候ゆへ外新田方大積仕伺ひ可
申と奉存積見候所に候

松坂領分新規積頭書遣

一月十一日　才藏

左太平

彌惣兵衛様

其御地彌御堅固に被成御座候半と奉存候御當地相替儀無御座候私共も一兩日以前三領廻り仕廻見
分帳面も認申候に付帳尻目錄存寄掛御目候

一寅十月朔日より極月十五日迄の御普請所一郡一帳つゝ四冊に認申候其帳尻目錄兩通掛御目候

一卯年中分は池川井溝常式四郡帳四冊新規地方之分は別段四冊に認申候此分は其御地にて一々御伺

之上極可申候得共右帳面不殘郡奉行衆へ相渡し思召入も御座候はゝいか樣共御了簡次第に御座候

と申所人足をもあなた次第に附を取相認候由新規所之儀は郡奉行衆よりも可被仰上と奉存候其内

松坂分所人足あまり少く候に付余郡は村渡し共三四分余に付申候御郡は二分内に候此段はとかく

郡奉行衆御了簡次第之御儀に候得共郡々不同之儀爲御心得各迄内存を申進候と大庄屋迄申遣候

一當年は風雨もなく常式御普請所少く御座候に付私共存寄之通新規所を加郡々來年郷役人御抱之指

引仕見候目錄兩通掛御目候

一此度廻り見當り候新田畑場内大積存寄帳一冊掛御目候此内田丸領山原村松坂領黒部村新田は銀持

之もの共御入用銀二三年に出し可申樣に内存相聞へ申候然共先達て願書出候儀は其村々之遠慮仕

候樣子に候得は其御地にて御伺申候郡奉行衆より一應御申願書御出させ候御方も可然哉

追　啓

一兼々申上候五桂池水田丸國中へ取越し畑返り新田仕盛免御延し候儀は當春積之通請候由に候得共

池敷米請候事は不成候と申由然共今迄之池下草臥池敷米出し兼候由に候得は何分にも連々御了簡

被遊候はて不成所之樣に相聞へ候湯田野明野大分之芝其外畑返り旱損所多き所に候得は何とぞ御

仕形も可有御座所に奉存候

右池水田丸へ參候との儀は庄屋共兩度水盛候由相違も有之間敷候得共此度池手に今日より水盛見

可申と奉存候四五日中には仕廻可罷歸候間左樣思召可被下候以上

十一月三日　　　　　　　　　　　　　　　　　才　藏

左太平

彌惣兵衛様

一寅十一月廿一日田丸領同七里南山中舟木村庄屋方へ年比五十斗の坊主らしき長次郎と申もの參何角たゝれ申埒ふし庄屋留守肝煎出合不埒に付田丸會所大庄屋へ斷同廿二日大庄屋參候得共不埒に付同夕郡奉行安富與六兵衛殿御目付落合十兵衛殿舟木へ御越長次郎御召連田丸へ御歸り會所に御置十一月一日御物頭市川門太夫殿御預り也

同二日夕和歌山より

御物頭　曾根孫右衛門殿

同　桑嶋喜左衛門殿

御目付

御歩目付　二人

押　四人

御輿衆　四十人

田丸へ御參着

右長次郎御召連十一月三日之朝松坂へ御越候

勢州川俣川御普請積書

寶永年中大畑才藏勢州川俣川見分御普請積書

此書は才藏自筆のものを謄寫す原書半紙継き巻紙に記し二百二十有余年前之古紙蟲害且缺損ありて尚前文ありしやも知るへからす今唯原文の儘を寫す

此御入用米五千二百八拾六石一斗五升

内　四千二百二拾三石六斗五升　　　人足賃米

此人足二拾四万八千四百五拾人　　　但一人に一升七合つゝ

内　拾不明万七千五百七拾人　二字不明より佐奈川迄二百廿二町半分

二万九千八拾六人　佐奈川より外城田川迄五拾六町廿間分　三千二百三拾五人　外城田川より勝田橋迄三十四町半分

五千二百人　勝田橋よりゆたの東浦迄三拾五町分　一万二千人　竹木伐出し當て

千四百三拾人　相可村より佐奈川迄千百廿四間分

是は溜水之時井水此方へ落し中當てゆへ丁間井筋不入

千六拾二石五斗　　　銀　拂

此銀六拾三貫七百五拾目　　　石六十目替

内　六貫目　圦一つ長七間内法一間四方　一貫五百目　渡井一つ長三間　巾一間高三尺

四貫六百五拾目　關篊三十一　但一つに付百五十目つゝ　二貫百目　井筋構家七軒　但一に付三百目つゝ

四拾九貫五百目　溝敷田畑代　此田畑二拾二町　但一反に付田三百目畑百五十目にて平し反に付二百廿五匁つゝ

御　徳　用

千五百九拾石程　　　池つふし拾四五町拂代

二百九拾石程　　　年々御年貢

是は水災畑返り御年貢増米之内井敷御年貢さ指引増米

右十三年程之元濟

川俣川繪圖

右圖は才藏自筆のまゝを眞寫したるものにて固より圖引器械を用いたるに非す筆先き手心に任せ山及ひ川は薄墨に淡色其無造作簡易なる殆と驚くへく當時の狀情追想すへき也原書裏に寶永年中いせ川俣川見分と記せり才藏自記の日記を閱するに元祿十五午年二月十三日より五月十四日迄九十一日勢州へ參候と記し内此圖中の在々順廻の宿泊付あり圖末に午五月とあれは即ち元祿十五年事のなるへし次の午年は正德四甲午也同年の日記には勢州巡在の事なし依て午年は元祿十五年の午年たるへし原書の裏書恐らく後人の加記なるへし

川俣川繪圖

右圖は才藏自筆のまゝを寫したるものにて固より圖引器械を用いたるに非す筆先き手心に任せ山及ひ川は薄墨に著色其無造作簡易なる殆と驚くへく當時の狀情追想すべき也原書裏に寛永年中いせ川俣川見分と記せり才藏自記の日記を閱するに元祿十五午年二月十三日より五月十四日迄九十一日勢州へ參候と記し内此圖中の在々順礼の宿泊付あり圖末に午五月とあれは即ち元祿十五年事のなるへし又午年は正徳四甲午也同年の日記には勢州巡在の事なし依て午年は元祿十五年の午年たるへし原書の裏書恐らく後人の加記なるへし

○同所悪水吐
高岸川より東川迄
一二百六拾九間　同　村　○人足三千九百三拾五人　平井長右衛門　小杉喜平太　田村又兵衛

一東　川
東川より西川迄の間
一百八拾九間　同　村　人足八百八拾四人

樋七拾間上口七間
一西　川　中飯降村　○人足八百四拾三人　山崎羽太夫

○同所悪水吐
右西川より妙寺川岸坂迄
一五百八拾二間　同　村　人足六百人

右の坂より藤くら家前迄
一二百廿九間　妙寺村　○人足三千七百八拾一人　松原喜右衛門

妙寺村藤くら前より市原掛越
一三百四拾二間　同　村　○但風呂谷つき切共人足一千七百十九人

市原掛越より丁の町大庄屋家きわ迄
一五百二拾一間　妙寺　丁の町　○人足千九百人　古屋権左衛門

内百二拾間　丁の町村　人足千七百九拾人

七十一間　市原家中内除　四百廿人　両谷つき切前後共残す

〆三百四拾九間　五百廿八人

右之内
一築切二ヶ所　淺場　人足八百四拾二人

大庄屋本より大藪東川迄
一二百八拾一間　同　村　人足九百人

一東　川　丁町村　○人足千九百五拾一人　脇　與兵衛

東川より中川迄
一百拾九間　大藪村　人足九百八拾六人

同　村　人足七百五拾人

一中　川　同　村　人足三百九拾六人

中川より西の谷迄
一二百二拾八間　同　村　人足九百拾五人

一西の谷樋　同　村　人足三百六拾四人

大藪西谷より大谷川迄
一六百間程　○人足二千五百人　岡村　傳右衛門

一願光寺川　大谷村　人足五百五拾八人

大谷東川より西川迄
一百七拾九間　大谷村　人足千九百三拾九人　赤井　伊右衛門

一西谷川　樋入　同　村　人足二百九拾八人

右西谷よりさや安兵衛家迄
一百九拾八間　大谷村 佐野村　人足八百十人

安兵衛家より打[一字不明]打ひ川迄
一三百拾間　佐野村　○人足三千三百九拾一人　津村　三右衛門

一大[一字不明]打ひ川　同　村　人足五百人

打ひ川より東村風呂谷口迄
一四百六拾一間　佐野村 村　人足二千六百六拾六人

傳五郎西風呂の谷
一三百間　東　村　○人足千八百人　但間に二坪三人掛り　林　宅右衛門

右谷口より萩原宮の谷迄
一二百九拾六間　中　村　○人足三千百六拾五人　壚谷　孫四郎

宮谷より窪村寺の東迄
一四百五拾六間　萩原村　人足二千百九拾九人

外　千五百六拾人　つき切分

右寺より背山湯屋谷迄
一三百間ほと　窪山村 背山村　○人足三千五百人ほと　津田左近右衛門 妹背左次郎

湯屋谷よりなめら岩迄
一四百七拾八間　背山村　○人足四千五百人程　岩橋藤次郎

右なめらより下夙岸切落迄
一三百間　背山村　○人足三千二百六拾三人　村松直右衛門 川口次郎兵衛

右高岸より沼田迄
一百八拾九間　下夙村　○人足二千三百拾一人　壚谷善五郎

右沼田よりかけ越迄
一百九拾六間　同村　人足千五百人程　渡邊吉右衛門 高見彌右衛門

八千七百間　百四十五丁 三百廿六町　四里　小以八万四百七拾四人

新井口より村中寺迄
一三百拾五間　穴伏村　人足五千六百拾九人　岡村傳右衛門 三宅又次郎

右寺より西谷口迄
一百八拾八間　同村　人足二千四百拾四人　平野元右衛門

右谷つき切より宮山往還迄
一二百七間　同村　人足四千六拾六人　田村孫兵衛

右池往還筋宮山不明平
一百三拾間　穴伏村 市場村　人足千二百八拾四人

寶永六年六月「原書寶永六丑(二月より六月まで)之内 小田新井御堀次頭書と題する内」

伊都郡

「壹」小田新井御堀次 破損繕 新小溝 御普請御勘定帳

丑

三嶋清藏

富永傳之丞

一銀二拾六貫九百三拾九匁二分四厘五毛

井澤彌惣兵衛
西川勘右衛門
松本澤右衛門
より受取

内拂方

銀二拾一貫百三拾五匁二分八厘二毛　此人足一万九千六百二人八分一厘

名手大庄屋　妹背佐次兵衛
御普請組　由良甚助

内二拾貫六百拾三匁六分一厘四毛　日用人足賃

此人足一万九千八拾六人六分八厘

但一日一人一升七合つゝ
子の畑米直段石に六拾三匁九分かへ

五百二拾一匁六分六厘八毛　願日用

此人足五百八拾三人一分三厘

但割合一人に八分九厘四毛六つゝ

三嶋清藏
富永傳之丞
加判

是は丑二月より五月迄之内伊都上那賀より寄日用賃銀子の畑米直段を以拂

名手大庄屋　妹背佐次兵衛
御普請組　由良甚助

銀二百九拾目五分一厘三毛

此所人足六百六人五分　但一日一人に七合五勺つゝ
子の畑米直段石六拾三匁九分かへ

三嶋清藏

富永傳之丞　加判

是は丑二月より五月迄之内所人足御扶持方米右同断銀拂

銀三貫五百八拾二匁　伊都郡奉行
那賀郡奉行　一札

此郷役人足三千五百八拾貳人　但一日一匁つゝ

内二千二百五拾九人　伊都郡　千三百二拾三人　那賀郡

是は丑二月より五月迄之内郷役人足新井御普請所へ相務候賃銀拂

名手大庄屋　妹背佐次兵衛

銀二拾四匁七分八厘　御普請組　由良甚助

三嶋清藏

富永傳之丞　加判

内二拾一匁五分三厘　俵代　此俵三百三拾七　但拾俵に付米一升つゝ
子の畑米直段石六拾三匁九分かへ

三匁二分五厘　繩代　此繩五束一把　但拾把に付米一升つゝ
子の畑米直段六拾三匁九分かへ

是は丑二月より五月迄之内御普請入用繩俵代米子の畑米直段を以銀拂

銀五拾一匁七分五厘九毛　大庄屋一札

此日數八十一日　但一日一升つゝ
子の畑米直段を以六拾三匁九分かへ

内四十三日　名手組　廿五日　粉川組　十日　丁の町組　三日　大野組

三嶋清藏　加判

富永傳之丞　加判

是は丑二月より五月迄之内大庄屋四人分御普請所へ相詰候御扶持方米畑米直段を以銀拂

銀三匁三分五厘　大庄屋一札

此日數七日　但一日一人七合五勺つゝ
子の畑米直段を以石六拾三匁九分かへ

三嶋清藏

富永傳之丞　加判

是は丑二月より五月迄の内大庄屋之杖突御扶持方米子の畑米直段を以銀拂

銀六百八拾六匁三分三厘九毛

名手大庄屋　妹背左次兵衛

御普請組　由良甚助

三嶋清藏

富永傳之丞　加判

内

百拾一匁三分七厘　鍬打直五拾五丁
但一丁に付二匁二厘五毛つゝ

二拾八匁九分五厘七毛　鍬大才三拾三丁
但一丁に付八分七厘七毛五つゝ

二拾四匁三分　鍬中オ三拾六丁
但一丁に付六分七厘五毛つゝ

一匁八厘　鍬小オ二丁
但一丁に付五分四厘

二匁七厘　鍬燒付一丁

百九拾四匁八分五毛　唐鍬打直七拾八丁
但一丁に付二匁四分九厘七毛五つゝ

百七匁八分六厘五毛　唐鍬大オ九拾四丁
但一丁に付一匁一分四厘七毛五つゝ

四拾九匁七分四厘七毛　唐鍬中オ六拾七丁
但一丁に付七分四厘二毛五つゝ

二匁一分六厘　唐鍬小オ四丁
但一丁に付五分四厘つゝ

九拾九匁九分　石割矢打直八十枚
但一枚に付二匁四分九厘七毛五つゝ

一匁八厘　手槌打直一丁

六拾四匁八分　矢玄翁打直三振
但一振に付廿一匁六分つゝ

是は丑二月より五月迄の内御普請入用鐵道具細工賃

大庄屋
由良甚助　一札

銀拾八匁七分四厘四毛
此唐鍬柄三拾本　但一本に付六分二厘四毛八つゝ

三嶋清藏
富永傳之丞　加判

右同斷唐鍬柄代銀拂

銀六百六拾五匁
此田畑二反二畝五分　但一反に付三百目つゝ

大庄屋一札

三嶋清藏
富永傳之丞　加判

是は新井御堀次西の芝狩宿池田垣内市場村領本溝床成田畑之分代銀として被下

大庄屋一札

銀二百五拾二匁七分四厘

此麥拾一石七斗五升八合二勺　但一石に付三拾目つゝ

三嶋清藏
富永傳之丞　加判

内

二百七拾一匁三分一厘　粉川組　此麥九石四升三合八勺
六拾七匁九分三厘　名手組　此麥二石二斗六升四合四勺
八匁四分　丁の町組　此麥二斗八升
五匁一分　大野組　此麥一斗七升

是は新井溝床に成候麥作潰申に付麥代銀として被下

大庄屋一札

銀八拾目

三嶋清藏
富永傳之丞　加判

内

此家三軒

四拾目　二間半 三間半　狩宿村 定平

家一軒　外五拾目川原にて屋敷地一畝被下

二拾目　右同　　　　同村　平九郎

家一軒　外四拾目右同斷廿五分被下

二拾目　右同　　　　同村　文右衛門

家一軒　外四拾目右同斷

是は新井溝へ構申家外屋敷へ引せ申付家建代として被下

銀四拾八匁七分三厘八毛　　名手大庄屋　妹背左次兵衛

　　御普請組　由良甚助

内　　　　三嶋清藏

　　　　富永傳之丞　加判

二匁八分　片折紙二帖　一帖に付一匁四分つゝ　五匁七分五厘　二ッ折紙五帖　一帖に付一匁一分五厘つゝ　廿六匁七分　半紙六束　一帖四匁四分五厘

五匁九分五厘　半切紙七百五十枚　百枚に付七分九厘四毛　三匁二分　墨二丁　四匁三分三厘二毛　筆三對

是は丑二月より五月迄の内新井筋水盛并御普請中諸色入用紙墨筆代

〆拂合二拾六貫九百三拾九匁二分四厘五毛

右之通御勘定仕上け申候若相違之儀御座候はゝ何時成共仕直上け可申候以上

寶永六年　　　　三嶋清藏

丑六月　　　　富永傳之丞

御勘定所

請取申銀子之事

合銀二拾六貫九百三拾九匁二分四厘五毛

右は當丑年伊都郡小田新井御普請二月より五月迄入用に請取申候以上

寶永六年　　　三嶋清藏

丑六月　　　富永傳之丞

井澤彌惣兵衛殿

西川勘右衛門殿

松本澤右衛門殿

一銀五貫三百六拾一匁一分七厘四毛

是は二月より七月二日迄の内小入用筋

「原書丑八月小田新井筋品々書留と題する由」

「貳」小田新井出來に村嶋畑之内畑返りに可成分

前嶋
一本新畑八町五反三畝廿一歩　　　粉河村 井田村

高九拾二石一斗七升　　内三町三反五畝余高四拾一石新畑

五町三反余　　高五拾五石余　　二三年の内畠返り可仕分　　本新畑

但七町三反高七拾八石九斗余畑返り可仕と去年は申候得共新畑砂地水持悪敷可有之と申除

分を引

一前嶋本新畑八町六反三分　萩原村　本新田

高百貳石六斗八升七合　内三町一反三畝余高二拾三石三斗余新畑

四町四反　高五拾三石七斗　二三年の内畠返可仕

一前嶋本新畑二町一反七畝二拾二歩　かせた中村

高拾九石九斗一升四合　内一町九反五畝廿七歩高拾八石八斗二升新畑

一町四反一畝二拾五歩　高拾貳石七斗九升二合　二三年の内畠返りに可仕　本新畑

一新井分本新畑九町四反九畝　東村

高百二拾一石四斗　内二町一反高拾二石七斗新畑

二町　高拾石　二三年の内畑返りに可仕分

外六町程　折居畠之内　高八拾四石　二三年の内　畑返りに可仕候

是は新溝御取造に候未出來不仕候右御普請以後可仕と申候

一新井分前嶋共本新畑拾三町九反　佐野村

高二百八石七斗二升　内五反七畝高三石三斗二升新畑

二町九反九畝七歩　高四拾八石一斗八升七合　二三年の内畑返りに可仕候

是は小溝出來不仕候

外四町余　折居畠の内　高五拾六石

是は折居畑七町余之内　新溝御普請出來以後可仕ゝ申候

嶋畑の分
一本新畑拾町七反一畝三分　大野村

高百六石七斗八升九合　内二町一反四畝廿一分高拾二石一斗二升新畑

一町二反六畝廿三歩　高六石六斗八升一合五勺　二三年の内畑返りに可仕　本新田

是は去年之極に候去年の見分より水かゝり能候故四五年の内には

外に四五町　高四五拾石つゝ　畑返りに仕度様に申候

○小田新井掛り所へ今迄水掛り池々但井上掛り之相合之池々共

粉河村分

寺山内ゆや谷
一湯屋谷池内　三反ほさ　八十間に九間ほさ深一間

同ふろの谷
一高橋池内　二三町　三谷差込大池也

同東谷
一古高橋池内　二反ほさ　四十間に八九間深二間程

同西谷
一上別所池内　一町二三反　百二十間二十間深二間

同谷
一下別所池内　一町一二反　百六十間に二十間深二間

池數五つ此掛拾八九町　此内水も井下前田へも掛る

あやめ谷
一あやめ池内　三反ほさ　五十間に十四五間深一間半

まいた谷奥
一彌五郎池内　二反ほさ　四十間に十二三間深一間

同谷口
一辻の池内　三反ほさ　小以三つ新井下へ大めかゝり

井田村

いせ谷尻
一千原池内　三反ほと　三十間に廿四五間　深二間ほと　高なし　同谷口一金剛池内　四反ほと　四十間に三十間　深二間ほと

小以二つ　三四町掛りと申候　但井上に田地二反一畝余あり

井田村
東の村
池田垣内村
西の芝村

上の池
一嬉谷池内　七八反　七十間に四十間ほと　同中一中の池内　七八反　六十間に四十間ほと　同下谷口一谷口池内　一町余　八十間に五十間ほと

此内に　本田三反八畝拾八分　荒高有　高三石八斗六升

右三つの池谷筋に　田方六反一畝拾二歩　井上谷田有　高七石三斗四升三合

宮山内小池
一鳥の池内　十七間に十一間

小以四つ　此掛り三拾六町余

内　八町ほと　池田垣内村　二町ほと　西の芝村　六町五反ほと　井田村　二拾町ほと　東の村

湯山内に有
一魚谷池　三四反　三ヶ村分

是は三ヶ村へ取込來候池

一大　池　九拾間に七拾九間半　市場村　狩宿村

此水二拾一町四反六畝

此内荒高　一町四反二畝六歩　高拾九石六斗四升七合一勺

内六反二畝廿四歩　田　馬宿村　高九石六斗五升六合八勺
四反七畝廿八歩　畑　同　村　高四石八斗六升九合
一反八畝二拾三歩　田　狩宿村　高三石八升三合三勺
一反二畝廿一歩　畑　同村分　高二石三升二合

一尺八樋　五拾七間に二拾九間　市場村
此水一町六反五畝
此内荒高　三反六畝三歩一厘　高四石六斗四升
内　六畝三分四厘　田　馬宿村分　高七斗八升
一反二畝九歩　畑　同村　高一石一斗二升九合
一反七畝廿歩七厘　田　狩宿村分　高二石七斗三升一合

一籠池　廿八間半十三間半　狩宿村
此水四反六畝余
此内荒高　一反三畝九歩　田　狩宿村　高一石六斗五升四合
小以三つ　此水二十三町五反七畝
此池今迄掛り畝
三拾六町二反拾九歩　内　拾九町九反一畝十八歩　新井下掛りに成
殘拾六町二反九畝一歩　井上掛り

内六町二反九畝一歩　市場村　拾町余　狩宿村
一過代池　五十間に二十五間　市　場　村
此水一町二反五畝
今迄掛畝
一町八反七畝二歩　内一反四畝拾八歩　新井下に成
殘一町七反二畝拾四歩　井上掛り
但過代池水不足之時は新池筋より段々取下し申候
此池内荒高　七畝二拾九歩八厘　高一石六升九合三勺
内　七畝貳拾歩八厘　田　馬宿村　高一石二升三合三勺
拾七歩　畑　同　村　高四升六合
一新し池　六十四間廿八間半　市場村馬宿村
此水一町六反六畝
一末代池　五十二間に四十二間　此水二町一反八畝
一加茂太郎池　四十六間に二十七間　此水一町二反四畝
池小以三つ　此水五町八畝水込り申候
今迄の水掛り三町二反拾歩
内　一町二反拾歩　市場馬宿村掛り　二町余　妹背四郎五郎新田掛り

右之外大池過代池掛りへも旱損之節は少つゝ水取下し申候
右三つの池は荒高なし
右は仕來り村より書出しに候新し池水ほとは旱損之節は大池過代池も水取下し候積りに候得は新し池は不用に相聞へ申候然共四郎五郎新田水不足願へ末代池加茂太郎池被遣候得は新し池も御潰し候事は不成積に見へ申候
一庄　池下　三十七間に十六間半　市場村
此水六反一畝
此池内荒高　下田一畝十八歩　馬宿村
本田一畝廿一歩　高二斗一升八合　下々田三歩　西の山村
一庄　池中　四十間に十四間　市場村
此水四反五畝
此池内荒高　本田二畝三歩　此高二斗七升三合　西の山村
一庄　宮山の西　池上　三十間に七間　市場村
此水二反一畝
此池内荒高　中田一畝高一斗七升　西の山村
池小以一町二反七畝水込申候
今迄の掛り一町五反八畝十五歩

内　一町七畝十三歩　新井下に成　〆五反三畝二歩　井上に有

一かす尾池（谷口池東の谷但宮山の東）　五十間に二十間　池田垣内西の芝

此水四五町水

一宮の谷池　三十間に二十六間　穴伏村

此水一町二反水込り申候

此池内荒高　下々田九畝二十四歩　高九斗八升　同村

此掛り谷田少々殘り其外は井下に成此池も谷間に候得は谷水にて用水可有之哉

一總池折合（狐谷東谷）　十八間に十五間　窪村

九反水ほど込り

一もり池折合（同西谷）　廿間に十間　ほど　同村

九反水ほど込

一新　池（同）　同　十五間に十二間　同村

三反水ほど込

小以　三つ　荒高なし

此水二町一二反　但井上に一町四反余田地有

今迄　外は北川井掛り

一ひよ谷池　廿間に十間　萩原村

三反水ほと溜り　但小田新井上に田地四町一反余御座候此池と北川文學井掛り

一新　池　七十間に廿五間　深二間　　中　村

拾町水溜り　是は東村中村相合井上に掛田三町東村拾町中村合十三町ほと御座候

一上人池　六十間に二十間　深四尺　　同　村

二町二反水溜り　右掛り場右同斷

一神木谷池　廿五間に二十間　深一間　　同　村　三衞門所持

壹町六反水たまり

一小　池　三十六間に十三間　深五尺　　同　人　所　持

二町六反水たまり

小以二つ井上掛り場一町三反御座候小池は御つふし之積にて御座候

一ふと尾池　六十四間に五十二間　　東　村

此掛り四拾町六反北川井水共

内　三拾三町四反　小田井下に成　殘八町四反余　井上に掛り有

一小庭池　十六間に十五間　　同　村　彦三郎所持

一西口池　十二間に四間　　同　同

此内あれ　上々田一畝廿六歩七厘六毛　高三斗五升

右二つの小池掛りは小田井下に成申候

佐野村

一大　池　八十間に二十間

此内に本田荒高二石二斗御座候　此水溜り拾七八町

一奥の池　十七間に十間　同　村　此水溜り六反ほど

一鳶巣谷池　十五間に十二間　同　村　此水溜り一町五反ほど

一木根池　二十五間に十五間　同　村　此水溜り拾町ほど

一蓮上流池　十二間に六間　同　村　此水溜り二町二反ほど

池數五つ　同　村

此水掛り三拾二三町　内八町五反ほど井上に掛り御座候

一田　池　二十間に八間　大　谷　村

水溜り三町水ほど

一さら池　十八間に十間　同　村　水溜り貳町ほど

一新　池　十五間四方　同　村　水溜り八反ほど

一嶋田池　三十間に十間　同　村　水溜り四町ほど

一新田臺池　三十五間に十六間　同　村　水溜り四町四五反

一小　池　十間に四間　同　村　水溜り一町五反

一かこ池　三十間に五間　同　村　水溜り一町五反

一くわかた池　廿間に五間　同　村　水溜り二町水ほど　此内に本田荒六斗七升五合有

一蓮花池　廿間に五間　同　村　水溜り一町六七反　此内に本田荒高六斗三升三合有
　池數九つ
此水二拾町余　内　井上の掛り拾五町ほど御座候
一牛谷口池　四間に貳間ほど　大　藪　村
　此水二反分ほど
一甚作池　六間に三間ほど　同　村　此水四五反分ほど
一池田池　十五間に四間ほど　同　村　此水一町三四反分ほど
一風呂谷池　八間に二間　同　村　此水四反分ほど
一まみ谷池　八間に二間　同　村　此水四反分ほど
一津ゝし尾池　七間に三間ほど　同　村　此水四五反分ほど
一蛸原下池　十五間に五間　同　村　此水一町七八反分ほど
一同上の池　三十間に五間　同　村　此水三町二三反ほど
　池數八つ　大　藪　村
此水拾二三町分ほど　内井筋上に掛り田四町一反七畝御座候
一下村池　六十間に三十間　丁の町村
　拾五六町水溜り　此掛り二拾町ほど有之候内井筋より上に拾九町ほど掛り有
一六人池　廿五間に十間ほど　同　村　二町水ほどたまり

此掛り二町五反ほとの內二町ほとは井上に御座候
一細谷池　九十間に五十間ほと　妙寺村
此掛り五拾五町ほと
內　拾二町　西いふり村　四拾三町　妙寺村
右之內八町五反ほと小田井下に成
一花の谷池　廿五間に五十間　中飯降村
此內に本田荒高二石三斗御座候
但六町水ほとたまり申候外は谷水掛り此掛り拾六七町　谷水共　內二町ほと小田井下に成
池數六十四

小田新井出來に付不用池の內入札分

小田新井出來に付
○不用池の內札入に可成分
粉河村平池荒起地
一番四畝町二つ　外二拾七步　あせ引
一本田二反拾五步
高二石九斗五升三合八勺　代　定免四つ取
二番中畝町三つ　外二畝　あせ引
一本田五反一畝

高七石三斗四升八合三勺　代　定免四つ取

三番東畝町二つ　外一畝四歩　あせ引

一本田三反八畝拾五歩

高五石五斗四升七合三勺　代　定免四つ取

右平地本田荒起畝高免御定之通にて地平諸色之普請手前より仕立可申間右之代銀にて私申受度候

一右代銀當丑霜月中に上納可仕候

一鍬先來寅より辰迄三年被下來る巳年より御年貢上納可仕候尤右品々究之御證文可被下候

何村

月　日　たれ

「下け紙」小以一町一反

高拾五石八斗四升九合四勺

右落札

銀五貫九百八拾八匁八厘

丑七月　粉河村次郎四郎に落る

右之通濟

眞板谷辻の池

一新田二反八畝　粉河村

但四方切立築方々法を（にカ）付類地痛に不成候様仕候筈用水は上両谷池水之内入候筈
外二畝　あせ引　西道巾三尺谷越道巾二尺付候筈山根悪水溝床二尺
斗代十　　高二石八斗　　定免四つ取　　代銀
右書前に同し
「下け紙」地平三人にて此銀一貫目預一石四斗に〆三石九斗二升内一石一斗五升御年貢引代百六拾六
匁内百目地平引　六拾六匁四歩作徳八九歩買にて代七百五拾目ほと可仕候

一金剛池新田三反五畝　　井田村
外三畝　あせ引　谷奥道巾三尺横道巾二尺引山根悪水溝巾二尺
但四方切立築立所々法を付類地痛に不成候様に可仕筈用水は千原池水を入候筈
十の盛　　高三石五斗　　定免四つ取　　代銀
右書前に同し

一嬉谷池新田七反五畝　　東野村
外四畝　あせ引　谷筋通り道横道巾二尺つゝ山根悪水溝巾二尺但四方切立築所々法を付類
地痛に不成候様に仕候筈此用水は魚谷池水を湯山新田へかけ此所へは下丹生（不明一字）大池水入候筈
十の盛　　高七石五斗　　定免四つ取　　代銀
右書前に同し
「下け紙」地平二尺五寸此銀二貫二百五拾目預け一石四斗つゝに〆拾石五斗内三石一斗五升引殘代四

百四拾一匁内一割利引殘二百拾六匁
一割買にメ　代二貫二百目可仕候　但小池入用代三百目ほと引

一新田八反（同谷中の池）　　東　野　村

外五畝　あせ引　　立横道巾二尺引山根悪水溝巾二尺

但四方切立築所々法を付類地痛に不成候様に仕立候筈此用水は嬉谷池同（前）（一本村）

十の盛　　高八石　　定免四つ取　　代銀

右書前に同

「下紙」地平二尺二寸此銀貳貫百目余預け一石四斗つゝにメ拾一石二斗内三石三斗六升御年貢引

殘代四百九拾目（一字不明）利引二百七拾目作徳一割（二字欠字）にメ　代二貫六百目可仕候

「以下×印迄上げ紙」
東野村兩潰池四所田六反都合二町一反余之水無之候

一魚谷池二三町水有之候

内　二町水は　陽山へ取候筈　二反水は　又次郎旱損所へ取候筈

殘り三反水除く

一二町五反水（下丹生谷大池水）　今迄陽山へ取來り候

内　五六反水は　陽山へ取候筈　一町五反水　嬉谷兩池下同谷都合二町余の用水

是は嬉谷二町余に候得共谷田之儀に候へは此水にて可有様に相見へ候

殘り五反水は　東の村宮山へ罷遣筈

「×」是は畑歸り一町余の願場所の内へ被遣候筈

一本田一反三畝九歩（籠池 荒起）　　狩宿村

　高一石六斗五升四合　　定免四つ取

一新田二畝三歩（同池）　　同村

　高二斗一升　　定免四つ取

小以壹反五畝拾貳歩

外　壹畝　あせ引　　道巾三尺引

　但四方切立築所法を村類地痛に不成候様に仕立候筈用水は大池水入候筈

右書前に同し

「下け紙」地平二尺に〆此銀三百七拾目預け一石七斗つゝに〆米二石六斗二升内八斗六升御納に引殘

　代百六匁内利引六拾七匁作徳也六七歩買に〆

一本田三反六畝三分（尺八池 荒起）

　代一〆目ほと可仕候　　馬宿村 狩宿村

　高四石六斗四升　　定免四つ取

内　六畝三分四厘　田　馬宿村　高七斗八升

　一反二畝九歩　畑　同村　高一石一斗二升九合

　一反七畝廿分七厘　田　狩宿村　高二石七斗三升一合

一同池新田一反一畝廿七歩　　同　村
十の盛　高一石一斗九升　定免四つ取
小以四反八畝　東道はり山共
外五畝　あせ引　山根悪水溝巾二尺
但東出山は切取候筈北西池井手さゝはりに不成候様に法を付切立候筈用水は大池水入候筈
代　銀
右書前に同し
一下け紙地平二尺五寸此銀一貫四百四拾目預け一石七斗つゝに〆八石一斗六升内二石六斗御年貢入
用に引殘代三百三拾四匁の内利を引作徳百九拾目八分買に〆
代二貫三四百目可仕候
一新池新田　六反　馬宿村
外四畝　あせ引　道巾二尺引　山根悪水溝巾二尺
但四方切立築所法を付頬地痛に不成候様に仕立候筈
九の盛　高五石四斗　定免四つ取　代　銀
右書前に同し
一下け紙地平二尺五寸に〆此銀一貫八百目預け一石六斗に〆米九石六斗内二石二斗六升御年貢引殘
代四百四拾目内利引作徳二百六拾目一割買に〆

代二貫五六百目可仕候

宮谷池荒起
一本田九畝二拾四歩　　穴伏村

高九斗八升　　定免四つ取

同池
一新田八畝六歩　　同村

八の盛　　高六斗五升六合　　定免四つ取

小以一反八畝　　北山切取候筈

外一畝拾五歩　あせ引　道巾二尺山根溝二尺

但宮山切取不申候筈北山は切取候筈類地痛に不成候様に仕立候筈

此新田用水池尻一反余の水は上の細谷池水谷出水入候筈

代　銀

右書前に同し

一下け紙一地平三尺に〆此銀六百目預け一石四斗に〆米二石五斗二升内七斗三升御年貢引殘代百七匁

内利引作徳四拾七匁一割買に〆

代四五百目可仕候

庄中池荒起
一本田二畝三歩　　西の山村

高二斗七升三合　　定免四つ取

一同池新田一反二畝廿七歩　　　　　　　　　　　　同　　村
八の盛　　高一石三斗二合
小以一反五畝
外一畝拾二歩　あせ引　通り道巾二尺引　山根悪水溝二尺
但四方切立築所法を付類地痛に不成候様に仕立候筈此用水は上の池水入候筈
代　銀
右書前に同し
一下け紙一地平三尺に〆此銀五百四拾目預け一石五斗に〆米二石二斗五升内四斗五升御年貢に引殘代
百八匁内利引作徳五拾四匁八分買に〆
代六七百目可仕候
一小庭池新田一反　　　　　　　　　　　　東　　村
外一畝　あせ引　巾二尺引
但四方切立築所法を付類地痛に不成候様に仕立候筈井手も自分々々普請に仕立候筈
八の盛　　高八斗　　定免四つ取　　代銀
右書前に同し
一下け紙一地平三尺井手二尺に〆此銀四百八拾目預け一石四斗に〆内三斗五升御年貢引殘代六拾三匁
内利引作徳拾五匁一割買に〆

代百四五拾目可仕候

一新田二反（小池三右衛門自分池）　中　村

外一畝拾五歩　あせ引　西悪水谷床三尺通り道巾二尺引

但四方切立築地に法を付頽地痛に不成候樣に仕立候筈

八の盛　高一石六斗　定免四つ取　代銀

右書前に同し

一下け紙一地平三尺にて〆此銀七百廿目預け一石四斗に〆米二石八斗内六斗七升御年貢引殘代百二拾七匁内利引作德五拾五匁内五匁遠作に引

代五百目ほと可仕候

小以二拾貫百八拾八匁

合二拾六七貫目

○覺

一小田井筋水之儀任々をも承合當月中に井口戸をさし水留所々關筱も明若し洪水候節破損無之樣に夫頭へ申付候事

一鄕役人足二拾人余井筋に罷在候右水留候內は瀨山往還筋重置申付候事

一右仕廻次第穴伏村はりの下高岸もり留三方はかね入三四十間此人足二百人ほと二字不明共

一市原妙寺境高岸洩三方はかね入三拾間ほと人足百人ほと

一同大寒之無之内に井口一の𡋽より小田下の橋迄二百間ほと井一尺余つゝ堀下け可然見へ申候此人
足三百人ほと被　仰付可然候
但川床去年の水にて堀れ候に付當年も買手間入申候
右之通郷役人足にて被　仰付可然奉存候以上

八　月　　津田左近右衛門

大　畑　才　藏

御三人様

小田井筋さくみ合池

○小田井筋さくみ合池

一池數七拾六

内　廿三　つふし池　此町五町三反余新田荒起　高五拾八石ほと

五つ　くりこしに（本ノマヽ）

殘四拾八　其まゝ

一右原書一印には池田垣内にて下組留總人足寄、右之内所々遣方寄、御勘定前、七月九日御伺ひ筋、子十一月より丑六月迄在々小溝御堀次木溝筋繕に付村々にて地引帳面頭書下勘定の時留書（多くは往復書面原稿なり）等之項目あり又二印の方には名手川原圖同仕様願筋、不用池之内水操越願不用池同池荒高主類地作人願之分、方々願書付紙の寫、覺（種々の雜記也）等の目あり何れも反古の裏に書したる一已の手扣帳にして最細雜紛乱要領を得かたく且煩に失するを以て省けり前記の如きも強て其要なしといへとも元祿寶永間の古記頗る珍とすへく温故の一考或は地形變遷推査之一助にもと抄記するもの也一

南紀德川史卷之九十八

郡制第十

大畑才藏記第三

大畑才藏地方普請覺書

水損所見合

一川左右第一は平地所川上より落入水は多く其水はき所せはく押申ゆへ一尺の水通り大場一間にもかさみ引落兼日數をたゝへ大損毛也か樣の所にて申候は作も花葉少にても水の上へ見へ候は不痛水下に成候は痛申四時を過水下に成候は花盛には皆無其外には三五分物と申候夫ゆへ水沼り所にて四五寸高き地を上田ひくき所を下田と云右一間の水重を四五寸一尺にてもひきく廿四時のたゝへを廿時のたゝへに成共引落し候樣にいたし候得は作毛大成救是は其所水はきを見合少之仕形にても大救可成事なり

一水はきせはき所の竹木伐拂川巾をひらき候心得

一惡水溝川を常々さらゐの見合

一流れ川にても水を押可申せはみの竹木伐候見合

一水はき所に橫堤不仕候心得

一平地所へ落入候水を山根にて外へ溝を附はかせ候仕形考心得

一平地沼り所を取廻し堤を付悪水を内へ不入少々の雨水は樋を入置干川の時分はかせ候考心得

一川ゆかみ水を押候沼り所は川を直に切替候心得

一高千石の村にて五分の水損は米五百石三分の損毛と申時は米三百石之減しか様之儀十年に三四年は有之物也

一百姓の地方に水重一尺は五万坪此水を一間四方の川にてはかせ候時は一町の内たれ三四寸川にて一時の内四十町走りにて右五万坪の水は廿町ほとにはく此心得にて川はゝひらき申見合也

一其村中のもの少の心かけにて常々谷さらへ堤上置せはみ竹木伐拂小破繕にて大破水損のかるゝ物に候得は右之通り常々合点候様に心得させ度事か

○旱損所の事

一田地は三十日の照かゝへ水にて旱損無之様に申傳新規事今以右之法にて積る

但一へん入候水五日かゝへ可申田所は六へん水三日かゝへ可申田所は十へん水等と申地を積る

總て何方にても廿日前後のかゝへ水無之所は田には不仕候物に候得は旱損所と申立候所も今一貳へんの増水にて旱損無之様に見へ申候

一反の一へん引水十坪也高千石丁六十町の村一へん水は六千坪也

此溜水中分の池床所にて新池入用人夫六千人分米百石ほと也右之村にて三分方損毛と申年は三百石之減米也百石之入用にて永々旱損無之積に候得は何分にも御普請は宜敷儀也

一新池は右之積に候得共池上置候いか様之六ヶ敷所にても水六千坪ほと溜り候上置入用は人夫貳

三千人にては出來仕る物也

一池上置より其邊に谷川にても有之候得は少々の難所にても新井溝もやすく出來仕るもの也

一谷床に出水有之候へは田地所川上川床高き所にて横堀水取上候は彌(一字不明)やすく出來仕るもの也

一旱損の節才覺明日之雨不知候得は川上にても隣家にてもくり越成候所の水を取合入候心得の由

谷々砂留の事

○谷々砂留の事

一何方も次第に山々あせ砂谷へ押出川下にて池に埋水減し旱損と成其外谷川床高く成谷堤損し地方荒谷きわ地方しつき地惡所と成右品々御普請年増大成儀に見る

一右砂出川下に品々御普請見合候に山の内にて砂一坪留候を人夫貳三人入候得は砂留宜敷方に見へ申候

一右砂留山の谷にて池を築堅く地へ打樋付候心得第一

一砂出候ても不苦川筋へ川切替心得

一石多き所は谷床崩所見合石垣より水を落し候心得

一第一は山々を松木にても雜木にても土地相應の植物爲仕度事候松木は土地善惡共そたち生立も早く候間山主思ひ付候樣に申付度事か

旱損可仕年の心得

○旱損可仕年は常々旱損所にて兼而心得見合

一地方一二へんのうなひを二三へんと念入候得は水持よし一へん入候水三日のかゝへを五日もかゝへ少々の旱損のかるゝ物に候へはすきかきあせつき多く隨分念入候樣に兼々心得の事

一當年照可申哉と心得候時は片毛作所山中谷田春よりの田ならし例年より念を入水をため置候心得

一毛付雨不足可有之哉と申候年は天水田毛付無心元儀加様之年は二三月籾蒔迄段々に仕候心得か

○海川普請仕形見合

一海の波は上川のなみは下に有りと申候得共岸直きうに請候所は海も川に成平地にて請候所は川も海と成此波當りにて破損有之見合

一波當りつよく床へ堀入候所へは川上の水筋をよひ川筋悪敷成候心得か様之所根かためいろ／＼地返〔不詳〕りなさか

一石垣に法を多く付候得はなみ和に成砂なと寄せ候心得

一大石なと流れ候あら川は根石取合能所は法なしにつき候得は流石もたれもなく石垣重りも能損しなし

一はり出しの川除は損し安く引込候は損し遠し

一砂を寄せ申度所はなみ立和に成候様の仕形心得

一川筋壹町の内たれ四五尺一二間も有之あら川は根かためいろ／＼念を入一二尺のたれ川は根しからみ籠入一尺前後のたれ川は根杭芝手にてももたへ候心得

一右川床たれ見合其所水勢に順し大石は殘り小石は流れ水勢のよわみに隨ひ砂土はたれなき所に居留り候得は其所川原石の大小にてたれ高下見合の心得左之通

土床川は　一町の内にもたれなし　　小砂川は　一町の内にも小川二三寸 大川一二寸

中砂川は　同　小川三四寸 大川二三寸　　瀬々に小石川は　同　小川四五寸 大川三四寸

瀬々に栗石川は　同　小川七八寸 大川四五寸　　大栗石川は　同　小川一尺二三寸 大川五六寸

同 石垣石川は　同　小川二尺ほど 大川七八寸　　同 差合持石川は　同　小川三四尺 大川一尺四五寸

右は川筋其邊地形高下見合井溝など堀候時見合大かねの心得

〇大場積り間の法

一海堤高三間　天平一間表一わり 内二わり法石廿五人 眞土十八人砂五人掛にて

天平一間
表一わり
石垣
羽金
砂堤
内二わり
根通り拾間

石　貳坪壹合
眞土壹坪五合
砂　十三坪

長壹間分　土打六一字不明六合
人足百三拾貳人五分

右同高貳間半　根八間半
長　一間分　人足百人

右同高貳間　根七間
長一間分　人足七十八人五分
右同高一間半　根五間半
長一間分　人足五十一人
右同高一間　根四間
長一間分　人足三十人
一池堤高拾間　天五間内二わり外三わり坪に五人掛り

天平五間
内二わり
根通り
五十七間

間の土三百坪
長一間分人足千五百人
右同高八間　根四十五間
間の土貳百坪　長一間分　人足千人

右同高五間　天四間内外二わりつゝ根廿四間

間の土七十坪　長一間分　人足三百五十人

右同高三門　天三間内外一わり五分法つゝ根十二間

間の土廿二坪五合　長一間分　人足百十二人五分

右同高壹間　天一間半内外一わり五分法つゝ根四間半

間に三坪　長一間分　人足九人

一川堤高貳間　内外壹わり五分つゝ天壹間

天一間
一わり五分
一わり五分
石垣
二
根七間
六間七

石四合坪に廿五人

土七坪六合　同四人芝共

間の土石八坪

長一間分人足四十八人四分

右同高一間　根四間

間の土石貳坪　長一間分　人足十四人三分

一井溝堀　宋貳間深四尺兩面一わり法坪に三人掛堤天貳尺

一尺二寸堀 地取三間八分片堤共 土四合四尺 間の内人夫壹人三四分

岸根にてか樣の所堀候へは片堤高貳尺八寸出來物入不入也

三尺堀 地取三間八分 土壹坪貳合五勺 間の人夫三人八分

一間堀同 四間八分 三坪 同 九人

二間堀同 六間八分 八坪 間の人夫貳拾四人

兩堤床共 地取五間貳尺

土　臺

三尺築 地取六間貳尺 四坪壹合 間の人夫十二人三分兩堤共

一間築 地取七間貳尺 七坪七合 間の人夫貳拾三人

（本のまゝ）重り山にて（二字不明）り殘し地落何間上より切下け堅地四間出來候哉見合第一也きう山にては長一間の内百人つゝも入申（一字不明）有

積り方見合書

○積り方見合書

見積は此ひくみへあの高味を埋横の不足へ此出はりを足し一間四方にても一尺四方にても其有物を法に見定空成大場をも長横に准し右の法を以かそへ立の積りにて積安く位見安し其内地方普請方右法の見付に空さ取合より法を定申ものに候得は違なきなとゝ賢口も覺束なし

輕重竿の法

○輕重竿の法

一竿一間　撿地竿一間は六尺三寸
　　　　　普請竿一間は六尺五寸

但三寸五寸は六尺の內竿へもり込兩方共一間を六尺と算用に用る

一今　升　四寸九分四方　貳寸七分　法六四八二七

一米一升を三百四五十目より四百目と云

一曾根石　一尺四方　五斗七升五合

一新宮石　同　五斗壹升

一友嶋石　同　五斗

一栗　石　同　三斗七升六合

一水　同　貳斗貳升一合

一土　同　三斗貳升五合

一砂　同　三斗壹升

但一間六百一坪に一尺四方物貳百十六有り

土一坪を　貳百荷より三百荷

割石一坪を百五十荷より貳百荷ほと

地方町反積り

○地方町反積り

一步は　一間四方　　十步は　五間に貳間

一畝は　五間に六間　三十步也　　一反は　二十五間に十五間　三百步也

一町は　二百間に百五十間　三千歩也

一町に　横合は　二畝也　十町に　横合は　二反也

一里に　同合は　七反二畝也

但一里四方は　百五拾五町五反二畝也

十里に　横合は　七町二反也

右は田畠町反積りに右之法にてかそへ上りの心得にてよし

○人一日役

一十里あゆみ　七八万足

一同　七八千くわ　是は紀州小くわにて沼田一歩を五十くわほどにて打五六畝打也

一麦作中打　七八畝

一同麦跡すき　貳三反

一田植　四畝より七八畝　是は一歩之内ひろみにて五六十かぶ山中にて百かぶ程植る

一田苅　右同

一うす引　右同

一むしろ　壹枚半

一もめん一端　六七工手間

一八里持　普請方往來

一鍬打　六千ほど　是は勢州大鍬にて沼田一反打一歩を廿くわほどにて起す

一あら山畑起　貳畝ほど

一田あらすき　一反五六畝貳反　牛人

一同かいくわ　四五反

一田草取　四五畝

一稲すり　三畝歩ほど

一たわら　四五俵

一さうり　十足ほど

一しやみせん絲六十日　貳こほど

一坪の掛り見合

地方普請積り

○一坪の掛り見合

一坪掛り法

九七二一　割石　往來道法へ

一二五　　土　　掛合坪の

四一六　　芝　　掛りに用る

一地方積りは先其所下作人預りを聞一反一石貳斗に極り候得は内六斗は盛十免五つ御年貢小入用に引作徳六斗六十目替にて卅六匁然は新田一反に付三百四五十目にて出來候得は能普請と心得候事

但畠返り沼り(一字不明)とこも作徳(一字不明)違之徳考右同心得

○地方普請積り

一地方諸普請は先其所下作米を極内御年貢筋入用を引殘り米一反に付何ほと代一反に付代三十四五匁つゝ作徳有之所は普請入用一反歩に付三百目ほとつゝにて出來候へは能普請也

但田地は照三十日をかゝへ水無之候ては田に不成候ゆへ二寸八にて一へん入候水三日掩候所は十へん水二日ならては掩申間敷所は十五へん水

一右地積り新田拾町取置候時十五へん引所に候得は水たまり壹万五千坪の池を築此水を池床谷中分見合六千坪有之候得は右入用水を此平地にての割貳間半當りに候へは堤高は六間も可然哉と云

此池(前一わり八分 後二わり)駒ふみ四間に〆樋長廿六間八分横掛合十五間四分間の土九十二坪四合坪五人掛にて長一間の人夫四百六十二人堤長三十五間に〆人夫都合壹万八千人余と云

但水一坪ため候を人足壹人にて出來候を能池床と申傳へ候へは右は（三字不明）御座候と云

右出來にて　○上（一字不明）斗代十兔五つにて七八年の元濟かし限之積にては壹割五六分の利

○作人は地代地（一字不明）諸入用一反に三百目つゝの入用にては作徳にて一わり余の利廻り也

池堤長一間分入用見合

高十間の
一堤入用

内二わり法
はせ入
外二わり法
駒ふみ五間
樋通り五十五間

此池堤長一間分　土三百坪　坪に五人
人夫千五百人

一右同高八間は　樋四十五間

此堤長一間分　土二百坪
人夫千人
内外二わり法つゝ駒ふみ四間
樋通り廿四間

一右同高五間

此堤長一間分　土七十坪
人夫三百五十人
内外壹わり五分つゝ駒ふみ三間
樋通り十四間

一右同高三間

此堤長一間分　土廿二坪五合
人夫百拾貳人五分

一右同高一間　内外一わり五分法つゝ駒ふみ一間半　樋通り四間半

此堤長一間分　土三坪　人夫拾五人

右は右高に准し堤長を見合人夫積の見合也

一井溝路見分床貳間之溝にても平地所田岸根にて一尺四五寸堀の所にては間に人夫一二人にて出來候得共堅地取巾五間つゝも入申候地形少々にても高下有之所は間の人夫十八廿八山方にては四五十八百人も入申候物故山手にて床一二間の井溝は平地とは十はいも人夫多く入申もの也然共いか樣の難所にても池積りよりは錢やすく出來候もの也

一田地沼り貫之事田地百町へ三尺の溜水は拾五萬坪也此水をたれ丁に三寸川巾貳間深三尺通りにて間の水壹坪也一時之內三十町走りにて一晝夜に貳万千六百坪日數六七日に干落申候積り此沼りを三日に干落候積にて川巾位も可仕儀に候得共巾廣きは走り早く成候へは五六分方ひくき可然考の事

「以下一二行破欠難分」

積方品々見合

〇水盛の法

一升は上口四寸九分深貳寸七分四方掛合六万四千八百廿七　一分四方の物

此法を以一間四方の物を割時

三十三石三斗貳升と成此法を以何万何千石を割候得は一間四方の物何百幾坪と云
一水貳寸入には一反に水拾坪入三寸入の時は一反に拾五坪入壹反入用水を町反へ掛候時總水坪と成
一五寸四方の樋より一日一夜に三十里行水は升目壹万六千三十六石四斗一升有是を壹間四方の坪に
直四百八拾七坪三合と云右之法にて直す
一右之水貳寸渡りにて田四町八反七畝へ渡る但一反に水十坪つゝ入候ゆへ算には水を一にて割心
一同三寸渡りにて田三町貳反五畝へ渡る但一反に水十五坪つゝ入候ゆへ算には水を一五にて割
一右之水樋内早き事は中分之池に中分にため申樋を貫候程走り候やと相見候此心は中分之池に中分
にたまり候樋を貫一日一夜に田三四町へ渡る
一地面床随分かたくつみ土七八寸ねはり能所は一へん入候水四日もかゝわるか様の所にて右の水常
に出候得は貳十町高三百石ほとの養ひと云此心算立は一へん入候水四日かゝわり候得は五日に一
へんつゝ一日一夜に四町渡りにて候ゆへ四町に五日をかけ貳十町水と云
一地面床も少やはらかにて一へん入候水三日かゝわり可申哉と存候所は四十六町と云
右いつれも空成事共に候へは慥成法は不存候方々井手水田掛見合推量之事共也
元祿三子三月丱賀穴伏村前井筋積井口瀨下ゆへ井口のたれ三尺夫より貳里余は丁に貳寸たれ溝
床貳間此井水にて田地いかほとの養ひと申時
高壹万七千貳百八拾石押合十五にて
一田地千百五十二町の養ひと云

此推量は丁にたれ三五寸はゝ貳尺厚五六寸の小井水にて一日一夜に田地三四町へ渡る右井水ははゝ貳間厚三尺余は水重可參候是は大水の勢に候得は右小井手のはいは水早く可有御座候然は一日一夜に田地貳百八十八町へ水渡り申積に御座候此度井水掛場の土地三日目に一へんつゝ水入候はゝかゝわり可申地面と心得右之通に奉存候と書上る

右之心も空には候得共心付樣加樣之事にも可有之哉

右の時大谷前より瀨山前迄大川筋四十町余の所水盛候にならし壹町に八寸たれに候然は紀大川橋本邊は一丁に九寸岩手邊七寸計有田川は一丁に九寸たれのよし

一能野邊其外山中方小川にて井手を切付候に右大川水のたれを工夫此小川は川原も所々に見へ候間一町の內たれ一尺一貳寸か川原もなく瀨も多く候間一丁にて貳尺たれか一尺五寸たれかと心を付大樣違なし

扨此小川床より新田場之高さ貳丈と云時右川のたれ壹尺五寸と見內五寸は井手のたれに引壹町にて一尺つゝ上あかり候得は貳十町上より井手を付能候なとゝ申時大樣違無之ものに候

一水をもり候時心得高みよりひくみへもりおろし候しかたよし

一水もりの時堀と築との所にて算立工否有之物也

一井水盛候時六十間切にて見候へは眞中にて水をもり上の見當高一丈下の見當貳尺の時八尺下高き也次の盛の時は上八尺堀の杭の地の見當五尺下の見當三尺に候得は上の見當五尺に其所堀八尺加一丈三尺と成此內にて下の見當三尺を引下堀一丈と定

一右の次上の見當一尺下の見當一丈三尺の時は下貳尺の築也上の見當と其所堀と合下の見當引候時は下の堀下の見當にて上の見當と堀を引候得は下のつき也
一右の次にて上の見當五尺下の見當五尺の時は上の見當五尺の內にて其所貳尺のつきを引殘三尺を下の五尺にて引下又貳尺のつき也
右算用いろ〳〵仕方有之候へ共地みちに右の仕方よし此水盛を鈴木流と申由

〇新田畑田同地積心得

一地面水持能所は廿五日水持惡敷所は三十日かゝわり候心得を以此地面は一へん入候水幾日かゝわり可申哉毛付水に貳三へん水共八九へんより貳十へん水迄の考を以池を築く
一右幾へんを定出來申町反へ掛水何千坪入候と定此水を池床へまき水重何間何尺と定堤の高を極
一池床にて先谷長を見中分横を見掛合平坪を定右入用之水を割候へは池の水重と成
一池は前後ののりを定其のりを高へかけ候得は樋長と成是に駒ふみを入樋長と定此長に駒ふみを加へ二つに割横と定扨長は高の上にて繩を引何十間と見下の谷渡を加二つに割右長横高をかけ合總坪を定一坪何人掛りを見總坪へかけ總人數を定
一同池床堀打樋入用は外に見積定井手等總人數を極る
一能池床は堤短く池內廣く兩方能つみ打樋は岩か土ならは水に當りかたき土の所第一打樋やわらか成所は無用池切候は十に七つは打樋より切入
一床深く候や淺く候や見分色々功者有之候由先は谷水上へ流申所は床淺し常に水流無之所は床深し

一雨爪共極候は岩にても土にても水通り不申打申所よりほこり立候を能と云かりそめにも岩の割目なと有之候は惡し

一堤のりは高五六間上り候はは〻いのり貳三間上り候は一わり七八分のり十間共上り候ははい貳三分もよし其内谷水せいつよきはのり多くかゝる

一樋內穴は四角より橫六寸深四寸なとゝちかへたるかよし中分の樋五寸六寸ほと也

一樋ふせ候は次手はかすかひ其間は釘をも打候得共竹の輪にてしめたるよし樋尻は八寸も一尺も上けたるかよし

一樋ふせ候所は築土の所はかた床か吉上下の內つき土かた山取ませ臥候得は以後樋切申もの也

一打樋の地やわらか成所は葺石に仕候得共度々破損有之物に候得は打樋やわらか成所にて池は無用

○普請方

一普請方一間は六尺五寸也算には五寸を六尺の內へ割込一間を六尺と定

一平坪一坪は平地一間四方を云丸坪一坪は長橫高一間四方也

一割普請の時は一日に八里持也行歸共此積を以諸事心を割申也

一芝は一日一人に五寸八寸の芝千貳百枚起す一枚七くわにて起申候故一日に八千五百くわ打申積也

一土中分に重所一尺四方にて十七八貫目有夫ゆへ輕土一坪を百八九拾荷中分を貳百五六拾荷重を三百貳拾荷右は一荷に十四貫持升目に直し三斗五升目也

一貳人して持籠へ土入候は土持貳拾四五間步之內に一荷入る然は一日に貳人して五百荷より六七百

荷申候此積を以割方に心得可有事也
一此土を何方へのけ候に一坪に何人掛りと云にいろ〳〵功者可有之候得共積を以可申時は先大様春の日一日に貳人して持籠へ入候土五百荷より七百荷中分六百荷と定輕き土は百七八十荷にて一坪有之候積にて三坪四五合有中分の土貳百貳三十荷にて一坪有重土三百荷にて一坪に候へは貳人して入申土貳坪也然は右丁場へとうくわ打一人入手貳人土のけ場何ほとと有之持籠三人都合六人掛りと見右出來坪にて右人數を割一坪何人掛りと申候は積を以申事也
一井手なと堀候時上り申土にて積り候は壹坪を
　六七分は　かろき土　九分一人は　中分の土　壹人壹貳分は　上々重き土
一土のけ場へ道法十五六間にて土入貳人入替にて持籠持一人土入二人三人丁場は壹坪を
　九分壹人は　かろき土　壹人三四分は　中分の上　壹人六七分は　上々重き土
一土のけ場へ道法三十間余は持籠持三人土入貳人とうくわ打壹人以上六人丁場は壹坪を
　壹人八九分　かろき土　貳人七八分　中分の土　三人四五分　上々重き土
一土置所五寸八寸の高は輕き土の心入貳尺ほとの置土は中々重き土の心入四尺一間にも高く置候土は上々重き土の心入にてよし置所高下にて各別之違有
一取土の跡にて積り候は一わり三五分はいも多く掛る然共土のかたき所やわらか成所にて各別違有
一持籠は一尺八寸四方
一芝はき持は行歸の道に貳町三分込てよし

一普請割長横を掛合平坪いかほと仕置扱人數貳百人を一坪貳人掛にて割候得は丸坪と成是を右平坪にて割候へは上りいかほとゝ成此上りに六をかけ候得は何尺何寸と成

一小割にて少口割に仕候時は小口高横かけ合小口平坪を定置其場へ當り候丸坪を割候得は長と成

一横十八間五尺有之所にて五畝十五歩取申度時は十八間五尺にて五畝十五歩をわり候得は横と成

一普請所にて人足もつれなく遊ひ透なく見合又は道筋つとひ無之少々にても坂無之近道を通り候心得第一也

一川除池諸色普請仕方は其所のものに相談水之當り堀埋のわけ常に見なれ候ものに聞合申付候事第一の功者也

一池井手井關川除洪水之節其名よりのもの見廻り無心元所は杭をも打池樋谷溝水つかへ候所はさへ川筋水當り惡敷所は瀬違竹木伐かけ候樣に常々心かけ可申候尤石壹つ貫候所次の水にて大破在之ものに候得は水干落候節見改繕せ申事役人常々の心得可有事

一池に水ため候事其邊麥地へしつきをいやかり九十月より明る二三月迄池々に水をため不申候由堤内はせかたく成土龍穴を明けもり池に成候儀と相聞へ候麥地へしつき多く受候所は溝を堀池の水永く干不申候樣に仕度候

一右池干置候内樋穴へ土入つまり又は吹返し無之樋朽池々樋替多く有之物に候得は干置候内樋前に心を付候事吹返し普請見合候事第一也

一池々四五月より雨ふり候節こせき多く仕少の穴より水もり初もり池と成候へはこせきの事も見合

可有事

一谷川除有來候川をせはめ候事悪し向々之痛に不成候様に見合第一也

一山々あせ池川田地へ砂落入申所年々多く成候得ははせ留に心を村普請又は諸竹木生立候心得の事

一池々横堀總てはせを入候邊に竹木生立候得は其根はせを通し損し申事有

一右堤に草木はへ候はいか様の水にても損しなし竹木草生立候心得よし

普請方積

御普請は田畑の本世の費は空地右善悪は仕方其仕方は積考に有之由功者人申されし

一空地新田積心得

二地面地性水持心得

三池井手積心得

四新田積帳面仕方

五百姓に常々可申聞品

六在中普譜郷日用遣候見合

七御普請仕方

〇㈠空地新田積心得

一新田場を普請の事公用の御積にあひ候とても作人徳無之所は以後御損と成地面地性池床井手井關見考第一也兩様の徳分見合

地面池床共中分より能所

一壹反入用　公用五十目　作人百二十目　池井手地平諸賄

（此入用一わりの借銀にて仕候時は）（公用作人共八年に本利相濟）（利なしの銀にて仕候時は）（公用三年に本利濟作人は六年に本利濟）

〇右地面地性は新田地平に八九拾目諸賄に貳三十目都合百貳拾目作人入用立毛出來三年無年貢の内は壹石貳斗出來以後三年は壹石五斗出來八の盛免四つ其以後は貳石出來免六つ作入用は年に八斗つゝ引其外作德にて借銀百貳拾目本利濟九年目より壹反七斗余つゝ作德有之積に候得は百姓隨分能事也　總而類地見合第一也

〇右公用池井手御普請入用壹反五十目本利四年目より三年は免四つにて二斗貳升つゝ以後五年は免六つにて四斗八升つゝ之御年貢にて相濟九年目より四斗八升つゝの御德用也

〇㊁地面地性水持の心得

〇地面の上は南表日當り風當りよく一畝まち一反にも成候所地性上は第一床堅く上土六七寸砂ましりさらりと仕候土か樣の所は一へん入候水四五日もかゝわる

〇地面地性下は日當り風當り惡敷床やわらかにて深く土は輕くほけ手足鍬に付せまちも少くか樣の所は一へん入候水一二日も有兼候

〇嶋川原にて床迄砂地は水持わるくいか樣の池ても田に難成積あわす井掛よし

〇砂なく中石の川原を平しねはり能上土六七寸置候地は水持よく一へん入候水四五日もかゝわり地性も能もの也

○作人多く家より近き新田は存の外能田地と成家遠く人少き所は積見分より地成遠く候得は此考も第一也

○(三)池井手積心得

○池床上は堤短く床兩爪よくつみ打樋所は岩池内廣くなるみ候所床割其外仕方見合いろ／＼考功者可有

○水積を以池の堤高を知事先新田へ一へん入候水幾日かゝわり可申を考三十日余池水にてかゝわり申積にて新田何町に水何千坪を定是を池内平坪に一割堤の高を極堤の高を以諸入用を積入用銀米を定

○川を關上け候大積心得之事は吉野川は壹町之内七八寸の下り有有田川は八九寸下る谷川にて川原も所々に有之候は一尺貳三寸川原なき川は貳尺斗の下り此心を以壹町の内壹尺五寸下りと見候所は其川より水上け申場迄の高さ貳丈と有之時は一尺五寸下りの内五寸は井手のたれに引壹町にて一尺上り貳丈にては貳拾町上より井手を付能候と心得其内に難所なとは無之候哉右大積之上小改にかゝりよく候

○(四)新田積方帳面

住吉谷南を請候谷地面中分

一新田場貳町五反　　吉原村領

地性中盛八　　高貳拾石

但三年御免以後貳三年は免五つ位其以後は七つ位の地性に見へ申候

此入用

米貳拾五石三斗六升四合　池井手入用人足ちん

此人足千四百九十貳人　但し壹人壹升七合つゝ

内　貳百四十人池床堀　よこ貳間 長十間 深貳間　土八十坪　三人掛

千百五十二人同堤　よこ八間 長十二間 高三間　土貳百八十八坪　四人掛

百人井手五百間　但壹人五間堀

米貳石五斗　樋入用

代銀百貳拾五匁　石五十目替

内品々入用可出

入用米合貳拾七石八斗六升四合

此池水三千七百五十坪　長 よこ 深

但右の新田貳寸入拾五へん水

右入用　一わりの利加にて何年に本利濟以後拾四石つゝ年々御徳用
但利なしにては何年に入用濟申積に御座候

○㊄常々百姓に可申聞心得

常々百姓に可申聞心得

一池井手井關川除洪水の節其むよりのもの見廻無心元所は杭をも打ちて樋谷溝水つかへ候所をさゝ

へ川筋水當り悪敷所は瀬違竹木を切かけ候樣に常々心得可申尤石一つぬけ候所次の水にて大破有之物に候得は水干落候節見改繕可申事

一池々に水ため候事其邊麥地へしつきをいやかり九十月より明る二三月迄水ため不申候内堤内はせかたく成ねすみうころもち穴を明もり池と成麥地へしつき有之所は溝を堀自今池に水永く干置不申候樣に可仕事

一池干置候内樋穴へ土石入つまり又は吹返し無之樋朽池に樋替多く有之樣に相聞候干置候内樋前に心を付候事吹返し悪敷所は可申出候

一池に両五月雨ふり候節小せき多く仕少の穴より水もりそめもり池と成又は破損も有之候得は小せきに心を付不相應にせき申間敷事

一谷川除有來候川をせはめ候事悪し向の猶に不成樣に見合可有事

一山々あせ池川田地へ砂落入申所はせ留に心を付可申候御法度のかゝひ堊堀申間敷候事

一池横堀總てはせを入候邊に竹木生立候得は其根はせを通し悪敷候間右の所々に竹木生立申間敷候川除石堤なとへは草木生立可申候

一度々被仰出候通田畠にも不成空地又ははけ山には其地に順し候草木生立茂り候樣に常々見合可申付候事

○㊅在中普請郷日用遣候時分見合心得

一在中は大樣百軒の内六七十人は高持作人三四十人は無高人日用かせき下作田畑のはりいにて渡世

作の間には被下候賃米にて黍かり出候得共作に闇敷時分は足日用多く費有之候其時分見合

正二三月　　作の隙

此内麥修理肥牛房胡麻なすひたはこ芋あい瓜早まめ小豆粟之類種おろし諸木を植つぎ八十八夜の前後木わた蒔田の苗代もみ蒔仕候得共銘々少つゝの物ゆへ三月末迄は作の間也

四五月　　同寸の隙なし

此内麥苅茶つみ水田ならし山の目かりすきなし田植粟きひ大つ小豆胡摩諸芋はすくわひの類品々のひちゝみ不成候毛付ゆへ中人後家やもめ迄晝夜隙なし

六七八月　　同隙中分也

此内田畑修理肥最中に候得共少ののひちゝみ不苦人しんほうれんそう大根そはにんにく菜まき仕候得共銘々少々つゝの事也

九十月　　同隙なし

此内田苅わた取そは大豆小豆品々秋入すきなし麥蒔そうまめゑんとう植御年貢納中人隙なし

十一十二月　　同隙有り

此内麥の修理肥仕候

〇㊆普請仕方心得

一人夫多く念入候普請も仕方により費と成人夫少きにも能事有之物に候得は仕方に善悪可有總仕方高石垣なとは習可入其外こま〳〵習候共其心斗にては場所により十に五つは違可有之候得は先其

邊能仕方を見考土水のそこ大水の當り川堀埋り其所仕來り善悪存たるものに尋談し能々順しそれに手足を付候心得よく候

子十月

○井筋水たれ存寄

下那賀　六ヶ井筋

大川より黒木圦迄貳十六町廿七間の内

一たれ六尺八寸五分

但丁に貳寸五分八厘たれ

内　三尺　　大川より根來川迄拾丁五十間の内

但丁に三寸たれ

三尺八寸五分　根來川より黒木圦迄拾五丁卅七間の内是より下十七八丁は丁に一寸四五分たれ

但丁に貳寸四分六厘たれ

此井水只今少の水にてさへ走りよく候當夏用水大水の節は水車もまわり中程の走りに御座候

小倉井筋

大川より三毛浦水分所迄拾町廿七間の内

一たれ三尺五分

但丁に貳寸八分たれ

内　壹尺七寸　　大川より一圦迄三十六間の内

壹尺三寸五分　右圦尻より水分所迄五百七十一間の内是より下も同前

但丁に一寸四分貳厘たれ

此井水只今少の水にてよさみ斗にて御座候當夏用水大水之走りも六ヶ井さは各別のさかのたれに御座候

右兩井押合丁のたれ六ヶ井より小倉井は貳分貳厘たれ多く候處走りあしく御座候わけは

○小倉井の丁割はたれ多く候得共たれのか迄三尺五分ならては無之候ゆへ小勢にておし申心にて走り少く御座候哉六ヶ井丁たれは少く候得共たれのか迄六尺八寸五分に候得は多勢にておし申心にて走りはやく御座候

○又は同し下りの所を水落候に小き物へ入候は落遅く大き成物に入候時は落はやき心に候也

○貳寸の水口にて一反の干田へ水入候時は一時もかゝり一畝の田へ入候時は少の内に水口へつかへ申心に御座候哉

大川より打田村迄六十九町五十六間の内

一たれ壹丈五尺五寸六分　　宍伏新井

但丁に貳寸貳分貳厘たれ

内　三尺　　井口のたれ

五尺一寸三分　井口より東の村迄廿五町廿八間丁に貳寸たれ

四尺四寸三分　同斷より打田迄四十四町十八間丁に一寸たれ

三尺　　井口瀨に有小倉六ヶ井口關にて御座候此心にて存候時は瀨を得候は其瀨のたれは井筋へ入申積り

右のたれ六ヶ井と引合丁に三分六厘新井のたれ少く候得共小倉六厘引合たれのかたにて六ヶ井水走り能道理に候得は新井のたれかさは大分の事に御座候間六ヶ井より新井水走り能可有御座と奉存候

一上よりおし打田より水口を明田へ入上の水情を引おとし申心可有御座候間井口邊丁に貳寸たれに候はゝ粉河邊より下は一寸たれの積にて能可有御座候哉

一大川筋水盛見候に瀨下のなるみは壹丁に三四寸下高く御座候又此度古井筋水盛候に心付見申候處井水瀨下のよどみには下に高み御座候此心にて存候時は同し樣にたれをおとし不申候共十丁の内丁に貳寸たれに候はゝ其末三四丁もたれなしにてたれの德も可有御座候哉

一たれの事たとへは何ほど大き成田にても貳寸の水口より水入候時其田へ入渡候はては水口へつかへ不申物に御座候此心にて奉存候は新井たれ之儀井口より貳里ほどの内に壹丈五尺余の高み御座候得は井筋五里七里遠く候共井筋床なるみ候て水可參候哉と奉存候以上

子十月廿九日　　大畑才藏

〇見積覺

一畑返り新田水積りは三十日の照をかゝわり候外に毛付水貳へんほどの心得にて有其内谷の余水出水を考右の内にて引池を積よし地面床つみ候所は貳寸ため地味深き所は三寸溜にて一へん入候水

幾日かゝわり可申哉其所之者にも聞合其見考にて積出候事第一に候
一旱損所と申場を見考申候は其所十年の毛付免をならし押合の高へかけ九にて割候得は十年いならしもみたとへは六合と成地面も其通に見へ候得は旱損所にてなし地面九合出來にも見へ候得は三合方の旱損所と可考事
一右の村押合壹石五斗の所に候得は三合の違にて免一つ八分に當る此米一年に何十石つゝの御徳用池入用と引合何年に入用濟候哉の積の事
一村里へ近き新田は積より以後能成村里へ遠き新田は積之通に不成候得は作人引越候哉吟味考之事
　其所之ものに可申聞品
一此池をか樣に被成候得は畑返り三町水有之候畑にて出來物田にての出來米一反に何ほとの徳此內六分方免に直し山免二分に當り申候三分上り五三年切定免に請可申候哉請合候はゝ書付判形をも取普請取掛る筈
　但定免に請候事いかゝと申候共普請入用戾り能所に相究候はゝ普請仕立其樣子を書付毛見之節免上り申筈との儀を書付出す筈
一旱損所池積仕候時も今迄ならし一歩六合の出來物と當り候所旱損無之候はゝ一升の出來地面と見候はゝ是を免に直し三つ六分の上り積り候へ共右樣にも成間敷候間貳つほとの上り五三年切の定免に請可申候哉右之通りわけを立普請取かけ申筈
一新田願にて池積仕候時はたとへは池入用を考八の盛定免五つにて上納可仕候哉右之通わけを立普

請取かけ可申候

一新田出來のため池井溝願右之通此方より見立候得は池をつき新田もひらき候て地面に應し斗代定免を極一反何ほとにて買可申との儀を極普請取掛候筈

右積方所之ものに申聞大かねは五六年三年に御普請入用濟候積にて聞立可申候十年にも元濟不仕候所は積にも不及候但外に能わけも候はゝ其品書付可積申候以上

丑二月口熊野にて竹田仁左衛門へ渡す

○池井溝畑返り新田大積帳

住吉谷向を清谷筋地面上

一新田場貳町五反　　古座組　古里村

地性中盛八免五つ　池井手被成被下候はゝ地平自分に仕右の盛免にて請申度と村中願上け申候

高貳拾石　取米拾石

但水積貳寸溜十へん引の地面

此水貳千五百坪　内五百坪は谷水可有候樣に見受申候

右御入用

米貳拾七石八斗六升　何谷池井手入用右用水溜申積

内四石代貳百目　樋入用品々

此人足何千何百人　壹人壹升七合つゝ

内貳百人　　池床堀

千百五十人　同堤長よこ高土何百坪四人掛

貳百三十人　はせねり兩爪切

百五十人　井手何百間　壹人何間堀

右入用三年に元濟　三年は無年貢四年目より上納御年貢にて

但一割の利加にては八年に元利濟

さゝわり申品能品委細存寄は付紙にて記し可申候

字南を請候山の原地面上

一畑返り五町貳反　　何與　高柳村

地性中押合壹石貳斗　　右上り免にて

高六十三石　　村中願

十年畑免平三つ八分もみ五合に當る類地田もみ一升増免三つ八分

田に仕増免三つ八分にて免合七つ六分に成

取貳拾四石

山免三分の上りに成

但水積貳寸溜八へん引の地面

此水四千百六十坪　内千坪谷の余水見へ申候

右御入用

米八拾六石五斗　何谷池井手入用右用水溜申積

内五石代貳百五十目樋入用

此人足何千何百人　一人壹升七合つゝ

内　品々右之心持

右入用三年に元濟　三年は畑免四年目増免にて濟申候積

但一年一わりの利加にては何年に元利濟申候

谷水掛かすり井所北を請地面下

一旱損所拾八町　何與　高川原村

地性上押合壹石貳斗

高貳百貳拾石

十年免四つ八分もみ六合　もみ八九合の地面　もみ貳合免壹つ五分

旱損無増免壹つ五分にて免合六つ三分に成

取三十三石

山免六分の上りに成

但水積貳寸溜水にて旱損仕間敷樣に見へ申候村之ものも其通り申候

此水三千六百坪

右御入用
米百五十石　新井溝廿二町の入用右用水取申積
此人足何千何百人　壹人壹升七合つゝ
内　品々右同心持
右入用五年に元濟　御普請翌年より増免にて濟候積
但一ヶ年一わりの利加銀にては十何年に元利濟
柳谷東を請候谷筋地面上
一新田場三町　何與　吉　原　村
地性上盛十定免五つ
高三拾石　池井手地ニ被成下候はゝ一反に付百五十目つゝ出し可申さたれ〳〵申候
取拾五石
地代四貫五百目　一ヶ年に壹〆五百目つゝ三年に上納
但水積貳寸溜八へん引の地面
此水貳千四百坪　内四五百坪出水有
右御入用
米九拾石　何谷池井手入用右用水溜申積
内三石代百五十目樋入用

此人足何千何百人
内　品々右同心持
右入用三年に元濟
右帳面の仕方丑二月竹田仁右衛門口熊野へ被遣に付渡す

○六ヶ井筋水たれ

一岩手井口より海士境（谷）（落字カ）迄百拾九町四間此たれ四丈八寸五分町に三寸四分三厘たれ井筋平岡村より直川關迄の地形南北高く悪水吐不成候に付眞中ひらみへ堀田地用水取候は本井筋にて四五尺つゝの關を掛小井手より田地へ水入洪水之節は關をはつし悪水を本井へ落し申候右之仕方ゆへたれも多く御座候此仕方に付善悪と見へ候品

一井筋より上へ入候水は本井へもとり本井筋にたれも多く有之ゆへ井末へ水勢多く可集積に候

一此井筋高き所へ堀井筋より直に田地へ水入候仕方にては只今之井筋ひくみの田地は皆々水ぬまりに成可申様に見へ申候

一右之仕方にて悪敷候は悪水皆々本井筋へ落入候ゆへ下の方にて水吐兼田地大分ぬまり夏毛も不作麥毛も大分損毛仕候様に見へ申候

岩手井口より海士境谷迄

一百拾九町四間
此たれ四丈八寸五分町に三寸四分三厘

内

大川常水より一圦尻敷迄	貳町拾九間	たれ貳尺三寸八分	井口かふり
右一の圦より根來川迄	八町壹間	同　七寸一分	同八分八厘
右根來川より黑木圦迄	拾九町廿間	同　四尺四寸六分	同貳寸三分
右黑木圦より平岡關迄	拾三町廿五間	同　四尺七分	同三寸
右平岡より神波關迄	拾六町六間	同　七尺八寸五分	同四寸九分
右神波より廣西關迄	拾八町廿二間	同　八尺壹寸貳分	同四寸貳分貳厘
右廣西より田屋惡水吐迄	五町廿一間	同　一尺九寸七分	同三寸七分
右田屋惡水吐より野川たや橋迄	七町三十間	同　六尺壹寸三分	同八寸一分七厘
右橋より直川關迄	拾町九間	同　貳尺五寸七分	同貳寸五分六厘
右直川關より海士境谷迄	拾八町拾五間	同　貳尺五寸三分	同一寸四分余

右水盛　元祿十丑二月八日より十九日迄日數十二日

御普請奉行　得能治部左衛門
手代　岩橋太兵衛
下代　近藤伊太夫
大畑才藏

一水七百貳拾石　貳寸引にて　貳反一畝に渡る

一同壹万貳千石　　同　　三町四反七畝に渡る

右は一尺四方に一斗六升有それに六を三度かけ候得は一坪は三拾四石五斗六升有是にて升目の水を割候得は何十坪と成此坪を一反に拾坪入申積にて如此

○宍伏新井六ヶ井水たれ引合

井口より東の村迄　一井溝三拾町　たれ七尺八寸　新井　但一町に貳寸六分

井口より黒木迄　右同三十町　たれ七尺五寸五分六ヶ井　但壹丁に貳寸五分余

是より拾三町下平岡村にて四尺三寸閼を掛右黒木迄水よどみ上下にて拾四町たれなしに流候得共よどみへ水十分仕候はゝ井口より落込申水量少も替る事なく井末へ水參候と前場所の者申候尤閼に寸尺改候處右申通に御座候

右つゝき東の村より粉河迄　一同拾三町　たれ一尺五寸　新井　但一町に壹寸壹分余

同黒木村より平岡村迄　右同拾三町　右水よどみたれなし　六ヶ井

是迄四十三町

此たれ九尺三寸 新井
　　　七尺五寸分 六ヶ井

指引壹尺七寸五分　新井のたれ多し

是より井末　六ヶ井にては田地水掛り所

此水掛り所は南北高く悪水吐無之ゆへ本井筋はたれ多く取眞中ひくみへ堀付用水取候は四五尺つゝ閼をかけ小溝を附水取申候右之通悪水吐を兼候井筋ゆへたれも多く貳三寸より八寸迄なら

し壹町に三寸八分御座候用水取申候小溝は大かたたれなしにて御座候

新井 は

是より前東の村より田地水掛に候得共井水見合申候内は三拾九町下村田村より田地水掛りに可仕積此内之たれ壹町に壹寸つゝ三尺九寸たれ重有之筈

一右引合六ヶ井水走り見合候に右之通六七尺之たれを取貳三十町水引下り申井末にては拾町貳拾町たれなしにても關をかけ候てもよとみへ水十合仕候へは井口より落込申水重少も替る事なく井末へ水參候

一六ヶ井にて四五尺つゝ之關をかけ用水取申候小溝は大かたたれなしに候得とも井口のかふりかさなとは井末へ參用水取候積に相聞へ申候右井手〳〵見合候に井筋長く候てもたれなしにても井口のたれ重ほとは末々へ水參候積に見へ申候

右引合を以新井之積を見合候に第一井口より三十町之内水勢引込候に六ヶ井よりは貳寸五分たれも多く其つゝき六ヶ井にては關をかけ貳拾町も水よとみ有之候得共新井には左樣之儀も無之結句一尺八寸たれ有之其井末も壹町に壹寸つゝたれ有之候へは打田村迄八拾町余取下し申水勢は新井之方能積りに御座候

六ヶ井仕方善惡見合

〇六ヶ井仕方に付善惡見合

一水たれの事壹町に三寸下りと申候を井口より井末迄平等に三寸下りに堀候時は三寸之水重ならては不參候に付三寸下り五十町の井筋堀候得は井口にて貳三尺も水をかふり堀其上井口より四五町

は五寸下にも堀其井末は一寸下りにても少々はたれなしにも堀候得は水重三四尺も井末へ參候積に御座候然は五十町堀候井筋にては右之才覺成候得共五町三町之井筋にては右之才覺不成候故二四寸下り無之候得は水不參候共申一寸下りにても水參り候と心得候は井筋長短之覺にて御座候哉

一たれ少き井筋にては井口にて四五町も深く堀水勢能候由林左次兵衛池三字不明御普請仕覺有之候と申候も右同前之心得と奉存候

一井口にて水勢引込申候は井溝廣く堀候得は深く引込候を廣く水勢取込候心得有之候由

一一の圦二の圦は勿論井末之水道も井床よりは貳三尺つゝ深く堀込水勢能御座候由六ヶ井之仕方右之心得にて水走り能御座候由

一惡水吐無之所にては本井筋にたれを多く取堀下け其邊用水取候は關上け田へ水入候得は其水終には本井へもとり本井にたれも多くかた〳〵井末之水勢能候由六ヶ井右の仕方にて御座候

一井水掛り所々水吐兼申ひくみ有之候時は其ひくみへ井筋付能候由ヶ樣之所高き所へ井筋付候へは右ひくみの田水ぬまりに成惡敷候由

一六ヶ井筋惡水吐無之候に村田地へ入候水も其外谷々よりの水も井筋一筋へ落入井筋水勢は能積に候得共下の方にて水はき兼田地大分ぬまり申樣子に候へは所々に惡水吐有之井筋能御座候哉と奉存候以上

丑の二月　　大畑才藏

○井筋之水たれ覺書

六ヶ井は井口にて貳尺三寸八分大川常水をかふり夫より下三拾町は一町に一寸七分下り都合七尺五寸五分のたれ也其下拾七八町はたれなし其下はたれ貳三寸つゝ有之所も有右井筋にて用水取候溝はたれなしに堀田へ水入候時は井口にて關をかけ水不入候時は關をはつし惡水はきに用申仕形也右水走りを以井筋たれ存寄

三十町の井筋にて

一壹丁に一寸五分下り之時貳尺之水重取下し申度時は井口にて貳尺堀下夫より拾町ほとは壹寸五分下り其下貳拾町は五分下り之心得にて水走りよく候

一三十町之井筋にては右之才覺成候得共五町之井筋にては右之才覺不成候ゆへヶ樣之短き井溝にては五三寸も下りなく候ては水走りなし右の外井口に水重有之井筋にてはたれなしにても水走り有之候と相見へ申候

算　立

上三尺五寸
下　三　尺
一五寸の堀　（上長下短は堀 上短下長は築）
上　四　尺
下　五　尺
二五寸のつき　（下の間にて上の間前之 堀た引候殘はつき也）

上　五尺
下　四尺
三五寸堀　（上の間にて下の間前の築を引候残は堀也）
丑二月

一元祿九子年より諸方井筋仕形善悪御吟味同十一寅年勢州一志新井同十三辰年藤崎新井御取立右御普請仕様段々被　仰付之内はしくゝ覺候心得左之通
いにしへより有来りの内能仕形の普請に引合其所以後のさゝわり百姓の損徳大結を能考積方は中分の所一尺四方にても一間四方にても其内の有物入用の法を定積立る心得にて位違障なし右中分の所見合に高見をひくみへならし横の不足へ出はりをたし其所々地形の高下見合中分の法を見定候に上根之者可入たとへは家を立候時柱立棟あけ迄のすみかねを大工に定させしやくわん屋ね屋の功者品々は後にいわせ候心得よし

新井溝大考の事

一大見分考川より拾間高き所へ其川水取上け申時は先川の内下りを考壹町之内八寸下りさ申候得は八寸之内貳寸は井床のたれに引壹町の内六寸上り候得は此井口は百町上に明可然候井口第一之物に候得は其考二井筋の内以後の

所々にて川筋の内下り見合大様ならし壹町の内
四五寸　有田川海きわ　日高川　紀の川　二三の内　勢州雲出川　此内は砂川也
六七寸　右之上　貳三里の内　此内には栗石も少々有

難儀所は無之や品々考可入儀なり
但川筋の内下り大見分は其石の大小にて見合よし

水盛地形高下極る事

一井筋にて深堀は手間入以後破損も有之其下の地方へ渡井も入候得は除申度方築地は是は破損多く第一上の地方池と成候得は少の所にても除度事井筋廻り長く成候共堀土にて下手につき申堤土ほど有之所を見合井筋を定候心得能候井水上の地方あせの上へ少々乘り候ほどに見合候心得第一に候

一水盛一切六十間盛臺は長貳間右六十間の眞中に置水をもり兩方に見當を立大工ろくに見當

七八寸 右之上 貳三里の内
此内には瀬々に小さき石垣石もあり
九寸一尺 右之上 貳三里
此内には瀬々に中石垣石有
一尺四五寸 谷川筋
此内には瀬々に石垣石多し
貳三尺 右同
此内には瀬々大石垣石澤山出岩も多し
一間ほど 右同
此内には貳三十人四十人持の石多し

一水勢は高き所へは不上候得共高き所より落し申ほどは上り其内大川の瀬下よどみ水の上は一町の内にて貳三寸も高き所も有之候得は押上け候ど申一通も有之

一新井溝なとにて仕形第一川水を引込申水勢能様に井口にて井床を一二尺も臨時に下け其邊四五町も町に貳三寸つゝも落し其下にはたれなしにも堀水當り下はたれを取候心得に堀立候得は往々迄存候外に水多く取入候様に見へ申候

るたれ壹町に貳寸

一見當　上八尺貳寸　下三尺一寸　川水　芝きわ

〆六尺三寸堀　芝きわ

　五尺一寸地形高し

　内貳寸　井床たれ

　一尺　一尺込れ

二同　上三尺五寸　下壹尺貳寸　一の下　岸根

〆八尺八寸堀　岸根

　内貳寸　井床たれ

三同　上一尺貳寸　下壹丈八寸　二の下　谷

〆六寸築　谷

　外貳寸　井床たれ

四同　上五尺六寸　下二尺八寸　三の下　喜左衛門田

一水盛一切は百間にても念入候は四十間にても其場見合にてよし臺の長も右之通其内臺は長きかよし

水盛筭立

一上八尺二寸の内にて下三尺一寸引候へは五尺一寸芝きわ高し是に一尺貳寸のたれを加六尺三寸の堀と定

二上三尺五寸の内壹尺貳寸引下貳尺三寸高し是へ一の堀六尺三寸とたれ貳寸入此所八尺八寸の堀と定

三下一丈八寸の内上一尺貳寸引候得は九尺六寸ひくし此内にて上の堀八尺八寸とたれ貳寸を引六寸の築と定

此入引の筭に草臥候得は仕違有り考へ不覺人なとは若き衆を相手取談合よし

四上五尺六寸にて貳尺八寸引候得は貳尺八寸下高し此内にて三の築六寸を引たれ貳寸入此所

〆貳尺四寸堀　喜右衛門田
内貳寸　井床たれ
上三尺六寸　四の下
下一尺三寸　二り八田
〆四尺九寸堀　二り八田
内貳寸　井床たれ

貳尺四寸の堀と定
五 上三尺六寸にて下壹尺三寸引貳尺三寸下高し是へ四の堀貳尺四寸入たれ貳寸入此所四尺九寸の堀と定
算立の事長き場へ少の下りにて水ゆくと少の上にてゆかぬとの有候得は上下取合と其場の上下とたれの指引と此三つに心付可然儀也

右入用帳面仕形は則水盛帳面にて一見當切にて其内の堀方土置所悪水吐馬道歩道有來溝路請込り渡井かの吟味石垣所か根しからみか此所にて以後を考具に書付竹木入用迄右水盛帳面に仕様書出付候へは出來の節仕損なし

諸方井筋仕形見合之事

一壹貳坆前臨時落し共井口より拾町の内たれ
三尺　六ヶ井
貳尺五寸　小倉井
貳尺四寸　段村井
一尺八寸　勢州笠松井
貳尺六寸　〃　新井

一掛り高
壹万石余　六ヶ井
五千石余　小倉井
貳千五百石余　段村井
六千五百石　勢州一志新井

一井床

四　尺　　藤崎新　井

右井末は拾町の内一貳尺より七八寸迄其内

〇水はき無之井は井筋たれ多無之候得は不成候と見へ申候は六ヶ井は井口より井末迄百貳十町ほとの内たれ四丈八寸五分一町に付三寸四分三厘に當る夫故水吐少し

〇勢州一志新井いにしへより不定に申立候は川口より中村川迄貳拾八丁四十八間の所此間たれ四尺七寸内井口拾町にて貳尺六寸落し候得は井末はならし丁に壹寸壹分に當る

〇藤崎新井は井口より曾屋村迄三里廿七町井筋たれ一丈九尺一寸貳分内井口のたれ四尺引候得は井末はならし丁に壹寸貳分ほとに當る

右水盛たれ取様に差引違なと無之儀第一と見へ申候

井口三間末貳間　六ヶ井

上下共一間半　小倉井

井口二間末一間半　段村井

貳間の積　勢州一志新　井

一水門水口

四尺四方　六ヶ井

横四尺五寸高四尺　小倉井

同五尺八寸同三尺五寸　段村井

同一間半同貳尺三寸　勢州一志新　井

是は土輕く候ゆへ也

一堀　法

一わり六七分　六ヶ井

一わり四五分　小倉井

右　同　段村井

二わりより一わり迄　勢州一志新　井

右堀方土輕き所にて法を立候得は以後欠入申に付土の見合第一也

○地方免算用原書元祿十一寅春勢州にて覺書と題する内にあり總免方四分取の下書とも記せり

立毛見積り

一是程の立毛にて一歩に一升何合とは見安く候得共此所何拾何町ならし一歩の有物一升何合と中分と定申候考可入

たとへは上一升二合中壹升下八合と見へ候得共三段の場に多少有之時は中一升にて不合下の場多き時は中を九合にも定上の場多き時は中を一升一合にも定申にいろ／＼工否可有此考毛見の本也

同算用

一右算立田は一歩のもみに九をかけ候得は一反六分方取米と成候ゆへ是を何十何町へかけ合六分方取米を定

綿畑物品々は其時之相場を以綿百斤は六分方の米何斗何升何々壹石は六分方の米何斗何升つゝに成候と法を定置見立之品々へ右之法をかけ合其所何十何町之六分方米を積り立る

算用免不審

一右田畠六(分)一本無方總米を其村にて割六つ五分と出候得共前免は七つ五分指引壹つ不足又村により算用免八つと出前免は六つ五分指引壹つ五分過此過不足に考可入

但村中善惡ならし中田の所は過不足なし惡田計の村にて盛も安き村は算用免以之外高に出上田斗之村にて盛も高き所は算用免下に出申候但前年算用免と今の算用免と野付は同前にて免高下

有之候は畑田出來か荒出來候か起し地有之かのわけ也右のわけ品も無之に免過不足は其村に見
込之能事有之か見捨之品有之候か也

右不審のわけ

一右免過不足の村見當

○田一反作る入用は何方も同前其内山肥無之所は買肥入候得共其代り麥を取買肥不仕山方は片毛
多く麥の取少し然は一反の入用は同前と心得下になるみ可申儀に候其內作仕方念入候所と不念
に仕候所は反に一斗宛も違可申候一反の作入用は七八斗と申候壹反にて壹石八斗作り候四分方
は七斗貳升に當り候得は七八斗と申も違も無之儀か然共麥を無年貢にて取候へは一反の作入用
毛見は有物の內四分を捨六分方を以免を定候に百ヶ村の內五十村は先免に准し五十村は先免と甲
乙有之候此わけは先免七つの村にても地盛高き上田の村は毛見免五つにも出又地盛安く惡所の村
は毛見免九つにも出地盛中分の村は先免に准し出候と見へ申候右五十ヶ村甲乙所にて色々考御苦
勞被成儀に御座候哉右捨置候四分方の米を其村々町反へならし勘定仕見申度趣は

△米 六 斗　　作入用一反分

　但田地相應に人も少く男壹人に五六反宛も作り修理等不念の村は右一反の入用五斗引も可然候

○一反作入用具に申立候時は七八斗九斗共可申候得共外に麥をも作り候得は右之積りにて作人渡
世も成可申積り

○肥買多く仕る所は一反に八九斗つゝも入山肥にて作り候所は五斗にても成候と可申候得共山肥

有之所は谷田片毛多く麥も少く田のあせも多く候得は何方も右一同之心得可然候
右之積りにて算入免を定め候にて右之通作入用をならし差引勘定仕り免定り候はゝ强弱之考も不入
樣に奉存候平し免五つ七分余外にかう類稼所品々見込を加候はゝ免六つ余には付可申候哉
不足は六分方の米をたし余り候は免方へ取指引勘定仕候はゝ右甲乙のわけも見へ村々强弱もなるみ
可申候哉

右中勘定仕形

高百五十石此丁拾町

一取百八石　上田の村

但平もみ壹升貳合

先免七つ八分

右毛見免七つ貳分　六分下

四分方

取七拾貳石

内六拾石　作入用一反六斗つゝ引

殘拾貳石　免方へ入

此免八分

先免七つ八分　貳分上

二口免合八つ取

高百三拾石此丁拾町

一取九拾石　　　中田の村

　平もみ壹升

先免六つ六分　　　三分上

　右毛見免六つ九分

　　四　分　方

　　　取六拾石　　　作入用當り

か樣に善悪取合もみ壹升くらひの村は此算入に不及

高八拾石此丁拾町

一取七拾貳石　　　下田の村

　平もみ八合

先免七つ五分　　　壹つ五分上

　右毛見免九つ

　　四　分　方

　　　取四十八石　　　作入用六拾石之内

　　指引拾貳石　　　作入用の内不足

此免壹つ五分　　毛見免の引

先免七つ五分

殘七つ五分　　　同

右之通指引之上にて二字不明つき合に候て甲乙もなく談合も成安くよわ村引方も不入村々損德もなみ申儀に候哉

右之通の算用を入候時たとへは御國中押合壹反之高壹石四斗に〆出來米もならし一歩之もみ九合余米壹石四斗作り之積に〆平免五つ七分に當る外に菓類稼品々御心被付御見込候はゝ免六つ余にも付可申樣に奉存候

免見込

一地面地性其外見込心得の在中

田畠　南表四方風當りよく朝日早々當り候所

○上　地床堅く上土七八寸砂ましりしつきなく麥作も能見へ候所

免三分込作入用に指引仕候　如此上性の所は見分之外取實多く下毛少きもの也

作同こやしの　村より下てに有之田畑

○勝　手　村より作場へ近く道もよし

山多く海川へ近く

か樣の上性は作物末々迄なるみ落毛少き物に候得は見分の時見込候か左も不成候時は貳三分加

候ても不苦物か

本田畠の外

○徳　分　本田の外能新田多　なり木所務多く品々可有

同三分見込新田は盛安く存分に免上け候事不成なり木右同但右多少により指引考可有事

作の外

稼多き所　津　舟付　商人多　人寄　[illegible]　山かせき

か様の所は人も多く作之入用一反に付三升や五升少く候ても成申物に候得は臨時見込心得も可入

村から

家居中分多く下少し　高相應に家人牛多し

上　田畠仕形よく村中道も能人々はけみよく家居裏向にきわしく物毎つましく見候

か様の村からは右品々見込も心つよく十分の見込心得

はけみ　人相手足あれ無調法らしく其身謙り作方仕形よく空地にも徳有之仕方田地畝町合なと仕る

上　肥のしまつもよく

か様の所は村から上同前之心にてよし

一地面地性其外悪所見捨の心得の在中

田畑下｛北西表山陰木陰朝日遲く總而風當り惡敷高山の谷霧度々かゝり風の吹切あらく地床深くやわらかにて上土手足に付日損水損多く片毛多く但谷風にても霧を吹切候所は不苦

か樣の所は上所にて壹石と見へ候も七八斗位の物尤見込にも其通見捨は可有候得共必能ものには目付惡敷は末々迄見不申心得も候得は免方見立候内五七分方も捨申心得か

作不勝手　同こやし　村より上に田畑有之村より遠く作道惡く山少く海川へ遠し

右同斷

作の外　かせき　なし

右同斷

同　德　分　なし

右同斷

費　出入多く村中不和　下々我かまゝ　村之寄合多く　御普請度々　田畑年々荒日損水損度々

右同斷

はけみ　下人相かしこふり　手足見事にて　作仕方あらく　空地荒多く　植物なく　村中道迄あしく

右同斷

村から下　家居上少く中なし下多し　高相應に牛馬少く　田畑仕かたあらく　家居裏さひしく　はけみなく　人相かしこふり　村中道迄あしく

右之通の惡所は先免も安く見考も成にくき物に候得は右中勘定にて引候米一反に付六斗つゝ引遣

候て先免にも合候は少は下り申品にも成可申哉右之通の在中にてはかせきを能仕候様に申付候方か

総躰引合方

一去年の野附と當年の野附と引合凶年豊年の考可仕事

一當年荒出來毛付減候哉又は荒起有之毛付増候哉畑返り有之田毛付まし候哉去年之帳と引合山免上け下け之事

但總毛見の時末々迄有るを見込無を見捨正直に見立候得は荒起畑返り小毛見の捨りも見免之内に籠り候得は以後指引は不入候得共末々迄正直に見立候事不成候故指引にも入候哉

一新田有物は多く高少き免に附候事不成候は其村本田の内へ見込申度事

〇池と新井積り合

六十年以前寅年出來

一人夫四十七万人　那賀櫻池

此水掛高壹万千八百石へ引渡候得共加り池多く正味掛高五六千石と申候

但水掛り高百石に付御入用人夫八千人に當る

中分新池積り

一池内長三百間　横八十間　深四間余　水拾万坪

此養ひ田地百町　高千五六百石　但守溜十へん水

池と新井積り合

右堤高七間　両面にわり法つヽ 駒ふみ四間長八十間

間の土百廿六坪　坪に六人掛にて七百五十六人つヽ

此人足六万人　水掛り高百石に付 御入用人夫四千人に當る

總て新池出來立水壹坪人夫壹人の出來を中分の池床と云右新池は宜敷池床也

小田より粉河川迄五里一町半

一人夫貳拾万六千人　小田新井

此水掛高五千石　但水掛高百石に付御入用人夫四千人に當る

此井筋連々下那賀へ御堀次掛り場大に被成池潰新田等出來往々御宜敷積り

井長　六七里

一人夫　拾壹万人　藤崎新井

此水掛高壹万石余　但水掛高百石に付御入用千人余に當る

同　三里余

一人夫　四万五千人　勢州一志新井

此水掛り高六千石余　但水掛高百石に付御入用人夫七百五十人に當る

井床貳尺（二字不明）深三五寸晝夜の常水にて田方三百石ほとの養ひ也

か様の溝長拾五町入用一間に三四人三四千人入候難所にても掛高百石に付御入用千二三百人也

按に櫻か池新築は慶安三寅年なり六十年以前とあれは此記は寶永四亥年なる事知るへし即ち小田井新鑿の際大略の比較的な示

すべき料に供したるものと察せらる

○山高下廣狹大小淺深村の東西南北

金銀銅鐵山　土石山　草山　芝山　萱山　岩山　砂山　竹山　薇山　葛出山　菌有山

木立深山木北　木立淺山　無木山　木貫出山　杭入山　炭釜　瀧川流　鳥獸品　運上

山の無制法則失山德猥に切荒川埋り水勢高く田畠流水材木炭薪山より出類不足也制法正時材木

十年而通國用二十年而天下之用通也

川大小淺深廣狹

川上川下知　河船（運上　船數知）　船渡（川越　歩渡）　石大小　橋（大小長短　廣狹）　魚之品　堤川除　業口出　（桶〔樋カ〕）水門　石籠

川くら普請之法

海

入海　荒海　瀉　江　湊　入津　船掛　塩畑　海藻　魚鯨之品　運上　漁舟　廻船　津々　浦々

法令

江

魚之品　水鳥　藕　芦荻　菰　菅　蔚浦　烏芋

野

草野　萱野　竹藪　萩原　薇野　林

陸

五穀　瓜　茄　野菜　柑類　木綿　桑　漆　楮　痲　茜　藍　蔚　篠　篶　油類　茶

○井筋諸方見合頭書

二の井口瀬下請岸根つたひ

一たれ三尺八寸　　穴伏井口より拾町の内

内　壹尺　　一の圦

壹尺　　丁に一寸

八寸　　二の圦

但押合丁に三寸八分

同六ヶ井　　丁に三寸

同小倉井　　丁に三寸内

同段の井　　丁に二寸四分

十六丁の内
同一志新井　　丁に貳寸六分

右のつゝき下
一同　貳尺八寸　　同二拾町の内

内　八寸　　名手川

貳尺　　丁に一寸つゝ

但押合丁に壹寸四分

同六ヶ井　　丁に貳寸貳分

同一志井　　　　　　　　　　　丁に一寸

二口井筋三拾町のたれ合

六尺六寸　　　　　　　　穴伏井

四尺七寸　　　　　　　　一志新井

七尺四寸　　　　　　　　六ヶ井

右は井筋三十町分見合也井口より拾町貳拾町之内右之心得にたれを取川水を引込候得は末々はたれなしにても不苦候は小倉井は拾町余下にて關をかけ六ヶ井は四拾町下にて四尺三寸關をかけ十八町よどみ候得共殘たれ七尺余にて川水を引込つよく水走り能候小倉井は關之殘たれ少く水走り惡敷候由

一井口瀨を請候所は一尺之關にて一尺之水量入込淵を請候井口は三尺の關にても一尺の水勢ならては入込不申由然し瀨を請候井口はたれ一貳尺之德有之候積之由

一たれ取樣五拾町の井筋にて丁に一寸五六分つゝ總たれ八尺の内井口拾町にて三四尺落し川水を多く引込其下は一寸五分一寸又はたれなしの仕形よし總て瀨の下よどみは町に四五寸つゝ下高く候得は落込申水勢にて押上り申心得有之由

○たれ多く取候歟はたれなしにも仕り又其下はたれを取候心得にて水勢よく候由

○たれ多き所は井巾せはくたれ少き所は水勢廣く取候樣に井巾ひろく仕候心得第一の由

○たれなしに仕候所は井水直成所よし水の引當りゆるみ所横谷にて井水を押切候所は其尻にてた

れを取よく候由

○五十町の井筋にて丁に一寸五分つゝ總たれ八尺にては右之通才覺成候ゆへ抉水參り候得共拾町之井筋丁に三寸つゝの總たれ三尺にては右之才覺も不成水上より押申たれ量無之走り惡敷候由此心得にて申候時は丁に三五寸つゝもたれ無之候得は水不參候と申候短き井の考にて有之事か

○貳寸三寸のたれよりは水上より少々にても押申考能候由

○田地へ水掛け所にては本井をひくみへ附置田地掛り溝は壹尺貳尺高く候共附置水入候時本井に關を掛け不入候時は關をはつし候心得にて田地しつき無之能候由本井を高みへ附候得は麥地之爲に惡し

一掛　高
壹万石余　六ヶ井
五千石余　小倉井
貳千五百石余　段井
六千四百四十石余　一志井

一井　床
井口より廿町の間は三間其下は貳間　六ヶ井
上下同壹間半つゝ　小倉井
上貳間下壹間半　段井
貳間の積　一志井

一水　門
穴横四尺五寸　高四尺　小倉井
同　四尺四方　六ヶ井
同横五尺八寸　高三尺五寸　段井
同巾一間半　高貳尺三寸　一志井

一堀　法
壹わり七分　六ヶ井
壹わり五分　小倉井
壹わり五分　段井
貳わりより壹わり迄深順　一志井

但堀土一所へつみ候得は敷地少し心次第に置候得は法合にて敷地大分入

一積立帳は水盛を用ひ候仕形

川原四十七間

一 五尺三寸八分堀見當　上八尺七寸四分 下三尺三寸六分

下堀五尺三寸八分　壹わり五分床貳間 上口四間四尺一寸四分

中堀五尺四分　同 上口四間三尺一寸貳分

川はき付　水はこひ見合

押合深三尺五寸横貳間五尺貳寸一分間に壹坪六合七勺土は下手堤に置

此土七十八坪六分　坪に四人かゝり

人足三百拾五人

馬道壹　但馬は川渡り人は一つ橋人足二十五人

貳拾貳間川原堤内

二 壹丈四寸三分堀見當　上 六尺八寸七分 下 貳尺八寸貳分 中 六尺三寸九分

内

拾間堤外圦前　深 五尺八寸六分 上口 五間貳尺六寸 床 貳間半　押合三間五尺八寸　間に三坪八合

此土三十八坪　土は下て横堤に成

人足貳百廿八人　坪に六人かゝり

同石拾坪圦表兩かわ石垣　長横高

人足貳百人　何山より拾五丁　坪に廿人

拾貳間一の圦所　深貳間土臺共　上口八間半　床　貳間半　押合五間半　間に十一坪

此土百三十貳坪　土上埋共

人足千三百貳拾人　十人かゝり

同　石八坪　樋尻兩かて石垣右同

人足百六十人

人足貳百人　同所樋上置土川表直し共

一圦長四間内法　壹間半に　高貳尺三寸

一千貫關一つ　よこ壹間半　高　五尺

但土臺松木前後造り石見合

此人足四十人　石は何谷より何町

一掛樋一つ長貳間内法八寸に五寸

但（一字不明）石垣見合

此人足貳十人

如此水盛深を元に立所々入用を積立る

一水盛之事堀と築との算立紛らかしきものに候得は下手に算を爲仕有合候人足迄に合点爲仕候仕かた能候由

間竿の事

一壹反へ貳寸引の水三百四拾五石六斗入也壹畝に三十四石五斗六升一坪也一尺四方一斗六升に〆

○間竿の事

一延寶五巳上方御撿地御書出に間竿之儀は雖爲六尺貳間竿一間に壹歩つゝ加來候條長一丈貳尺貳歩竿を以撿地可仕候勿論一反歩は可爲三百坪事有之候は一間は六尺六寸との御儀か紀州御領地方は淺野紀伊守殿御代に拾万石御打出し之所故一間を六尺五寸と御定被成候か今以是を御用か御普請方は一間を六尺五寸を御用か

在中御普請所見分心得覺書

在中御普請所

○見分心得覺書

一在中普請願出候は大形春普請多く候其通に申付候ては春中に御入用米多く夏秋冬郷役人仕事無之物に候得は毛付に構無之所には夏秋冬普請に申付候心得之事右見考之大様は

春普請

一池　樋　替　　一同水溜不成破損　　一急にもり池

一井手井関破損筋　　一同水道水門破損　　一同さらへ

是は百姓自分にさらへ申候自分に不成候て替たるわけ無之を申付候ては悪例と成

一悪水さらへ 田地へ水つかへ毛付不成所

右同断

夏普請

一谷さらへ　一谷はせ留　一谷川除

一横　堀　一池打樋　一道　橋

秋冬普請

一池上置　一もり池　一新　池

一谷川除　一はせ留　一道　橋

一普請方仕内と繕と延候との考大様

仕内は

一御徳用も多く下の爲にも能所　一池樋替池井手井關之破損

一捨置候ては大そうに可成所　一田畠多く荒に可成所

一同水たゝへ毛付不成候所

繕方

一谷川除横三間を貳間に引込長百間を五十間にちゝめ内はに仕候しかた

一谷川さらへ三尺を一尺に減し(二字不明)石をひろいかけ杭増にて見合申繕

一谷端川除と田地荒と入組たる所を川除斗繕荒方は鍬先免しのへ候事

延方

一總てゑやう普請

一少し徳考にて大そう普請

一一方に能候とて向の痛に成候所

一埋り川をせはめし所

一少之儀にても惡例に成候所

一總て普請仕形はあら川とよとみと石川と砂川と堀れ入と埋り川と同し川にても土地により仕形之違有之儀に候得は其邊仕來りを見合もたへ能と惡敷に心を付考申方に仕損しなし

但其川洪水之時堀れ入候哉埋り候哉水のほと仕形を其所功者ものに聞合堀入欠入所は根を深く堀土臺をかため埋り川は高を多く仕かけ候考能也かりそめにも見合聞合もなく我意を立候に仕損し多し

一川除の事水當りつよき所にて當り合其所堀入十に六つは仕損し有水のよわみにしたかい向へ増候心得にて仕かけ候に仕損しなし

但床深き石川は篗入いろ〱砂川は杭しからみ蛇籠床へ直に仕かけ候石垣は根石のすり合右いつれも根のかために功者有之候由

一池上置新池新非願は其水掛り畝高の多少旱損所か畑返り新田出來候か御損徳を考其内百姓の徳多く候普請は田人自分米出し候か所人足多く出し候か押廻し了簡之心得可有之事

一百姓之徳少く本田高地掛りの普請に所人足多く申付候ては下にて何角と品を付其普請のはし御損

有之様にしなし申物に候得は右兩樣損德之考を以申付候心得の事

一同し普請所を其所之もの申樣にて尤にも聞へ不尤にも申なし又ふかいなく不申出其所痛さ成御損用其成右之品に付役人のまよいも有之様に相聞へ候得は其心得考も可有之事

一もり池多く可有之候其內少之儀にても近年築之もりは破損の下地に候床爪より數年のもりは延候ても不苦其上數年のもりは留にくき物に候へは見合考仕形六ヶ敷由に候

一旱損所さ申池上置其外大そう成願に候得共旱損のほさ不知候時は其村十年免をならし押合の高へかけ九にてわり候得はならし一歩のもみ八合に當り申候其村地面はもみ壹升貳三合出來之地性に見考候はゝ四五合方も旱損ゆへ免安く候哉さ考申所大法さ見へ申候又近在旱損無之村十年之ならしもみを見右旱損さ申村のもみさ引合申心得も有之候由

一畑返り新田に付池の積仕候時は先其新田場地合を見床能つみ一へん入候水五日もたへ可申哉三日もたへ可申哉其近邊の田水持を所のものにも聞合先廿四五日三十日之照をしのき候水にて田に成候さ心得其內床よくつみ候田地は一へん引に貳寸溜床深き新田なさは三寸溜の積にて可有之候由其邊谷々出水をも考殘入用水を以池積候由

但村里へ近き所之新田幷其村人も多く本田も能作り候所の畑田なさは以後積之通に成候得共本田をも作り兼候所村里へ遠き所之新田畑田は積り之通に不成還て其村里草臥申ものに候得は其見考第一の由

又其場能候てももみ四五合にも付兼候悪所は作之入用有兼候ゆへ以後御德用無之ものに候得は

其考も入候由併以後能可成地性之所は各別之儀也

一總て地方の積りに上儀御德用斗を考仕立候而も作人作之入用無之候得は以後積之通に不成物に候上下損德之積考第一之由

作入用は一反に村田は六七斗畑は四五斗之心得にてよし其内初弐三年は右作入用不足候ても以後右之積なと有之所は積之通成就可仕もの也

一田畑洲入普請は撿地帳之反畝にて積候心得之事

一谷端にて田畑欠入石垣高三間と願候所川除は壹間半にて能候得共三間つき上け候はねは田地荒こ成候所多しか樣の所は上壹間半之入用こ荒高こ指引仕見五七年の本濟にも不成候は川除斗申付田地荒は鍬先を免し速々に地主起し候見考之事

但田地洲取七八年にも本濟無之候得共捨置候事不成候申立有之所は別紙に認伺候方か

一總て山々あせはせ落入池々谷埋り候所之はせ留は仕願を考可申付候尤右之通り之谷之池内には何木にても林し候樣に所々にて申付度候

一總て埋り川筋にて川をせはめ候普請は無用に候幷はせつかへ普請に造作有之所は其下之ゆかみを直し川をひろけ候心得之事

一地方積之事能事は見へ安く候得共其能事に付さゝはり見へにくき物に候へはさゝはりを見候事第一之由功者人申候

○勢州役人名前　朱書の分才藏の別記に載する處蓋し時々の名前を記したるなるべし

松坂御奉行

上野三郎右衛門　落合八兵衛

御城代

大崎與惣左衛門　大嶋民右衛門

田丸 郡奉行

落合十兵衛
「木村七太夫」

田丸 御代官

北村才兵衛　「大岡惣藏」

松坂 郡奉行

角谷六兵衛　「中村平八」
早淵文左衛門　「中原武左衛門」

松坂 御代官

奥野才右衛門　「松村小十郎」

白子 郡奉行

大岡兵之右衛門　「村上與左衛門」

白子 御代官

岡見庄兵衛　「淺井忠八」

伊東庄兵衛　「淺井九左衛門」

「松坂大庄屋
市場　米本六平　松崎　高松徳左衛門
八田　靑山十兵衛　驛部田　石井仁右衛門
東岸江　橋本彌七郎　廣瀬　久保六郎兵衛

白子大庄屋
一志　安保彦五郎　一色　服部庄左衛門
平の　下村八郎左衛門　別保　後藤長兵衛
御園　宮崎半左衛門

田丸大庄屋
雘柄　竹内五兵衛　茂原　吉田庄三郎
山神　中村三左衛門　圓座　米山孫兵衛
妙法寺　加藤甚五郎　波田瀨　高橋十左衛門」

○壹坪法

一割石　一坪に　貳百八拾荷
但壹荷に付三斗三升土持法八里宛一日に持申積
貳百八十八町にて

右之貳百八拾荷を割は九七二三に當る
　是は道法往來にかけ候へは壹坪に何人と知る
一土　一坪に　三百六拾荷　法一二五の當り
一荒砂　一坪に　三百六拾荷　法右同斷
一芝　　百貳拾荷　法四一六に當る
　先年は芝壹坪に百四拾荷の由右之積を以道遠近輕重見合考割付申候
一樋　仕手間大工壹間壹人
一木引は壹間三分
一牛わく三間大工壹人
一あんとんわくは同壹人貳組
一敷わくは壹間に同貳分
一水門は其所大工に可聞

大畑才藏
星市右衛門

○勢州御普請方存寄

一山々はせ落入谷川段々埋り候に付谷堤重置願多く御座候川床高き堤切候得は御損用多き物に候得は堤ひくみを御見合年々上置被　仰付候所と奉存候右之通埋り川は連々に川はゝ廣く成候樣に被

仰付御方と奉存候
一石不自由にて谷川筋砂堤所多く少にても川ゆかみ水當り所欠入之御普請多く御座候得は御普請之
次年〳〵に川のゆかみ御直し候方と奉存候
一松坂御領坂田川大河内村より上水相應川はゝせまく大水之節破損多く儀と見へ申候是又御普請之
次年〳〵に川はゝ廣く成候樣に被　仰付御方と奉存候此川立川にて大水之節大石流候ゆへ南方石
垣法なしに石垣にて石能なかれ雨石垣損し不申候由村庄兵衛申候心せ付見申候處庄兵衛申通尤
に見へ申候立川石なかれ候川にては第一之仕方と奉存候
一平地所多く水ぬまりい田地多き御領にて御座候田地水ぬまりは時により亡も大分時御損用有之物
に候得は惡水吐溝は堂下出候共御見合御堀被遣方と奉存候
一右川はゝせはき所に右川中へはり出し候塙は其所塙入損し候は心よく塙候得は向之瀬に成候所多
く見へ申候川はゝせはき所に大塙は御見合可有御座候哉
一御入用竹紀州にては百姓生立候內御年貢地外之藪にて御伐候白子一志松坂にては御普請所入用竹
も皆御買竹に候在々藪多く別て岸地山藪も見へ候處御仕來ゆへと奉存候田丸御領に普請か請候村
々より伐出し買竹は無御座候由松坂白子在にて御伐出し之事不成候はゝ竹御植立之方にて可有御
座候哉
○竹植候は一株に八本立指合持を植候得は生立早く御座候是を一反に三十株ほと植候に十四五丁
有之近在より壹人に付二株つゝ堀持植壹人壹升扶持にて壹反歩入用米壹斗つゝ右之數土地共わ

け能ものに被遣せいたう御させ御用に御伐候節二三分方枝葉共地主に被下積に候はゝ望人多きものに御座候然は御普請所大分之竹伐も不入御儀に奉存候

竹生立て可申場

松坂岡本川原五六丁此所は百姓生立藪類地に多く御座候

同　立野川原五六丁　　　右同斷

白子一志川端海邊村はつれ所々少つゝの場見へ申候

竹能生立候得は新田作より能ものに御座候

一田丸御領には御普請入用松木百姓生立置候松木にても近き山にて御伐出し候由白子一志松坂にては其村々に有之候ても百姓生立候は御伐出無之御留山にて御伐出し候由是等も御仕來故と奉存候御普請事おもは百姓のため願被　仰付候得はわけ有之候得共其村に有之竹木は出し可然儀と奉存候

一百姓は作の間心まゝに少つゝ御座候かせきにても有之候得は能ものに御座候遣樣時により三匁にても出來候事御座候然は御普請所にて所人足御遣候にも此所にて所人足貳拾人遣申筈に候勝手次第いつ迄に石をいかほと寄置候得木をいかほと出し置候得又は役人にて土臺を仕立此上何尺通り勝手次第仕候得と普請所により兼て心を付日をのへ遣候はゝ其村稼にも成在中助にも成可申候哉

但勢州は造り石上手わさの普(情)(請カ)も少く候得は右之通にも可成候哉さかひも可有御座候哉

又日用六分所四分押合壹人に付壹升貳合五勺に當る作の間には能かせきにて御座候よわく候と

申村には其村とは違て願候て成共請取作之間に可仕事に候［一字不明］も百姓心付無之候哉よわき村へは少之儀にても取込候事を被　仰付御方能儀と奉存候

一田畑荒候得は紀州にては一に大庄屋改荒起し普請多少に準し何年之鍬先免し候と定地主に起させ申候若し不請候得は其場他へ遣候も御座候品により御手前御普請に被　仰付候も御座候勢州にては皆御手前御普請之筈と下々に心得居候哉其仕かたに付御普請所多く候様に見へ申候紀州之通に被仰付候得は第一作の間其作人連々のかせきと成當分御物入も少き様に奉存候

紀州にて

一井關之事大破其井掛力に不及所は御普請被　仰付候大川一手しのき大そうの關に御ふち方被下候所も御座候其外少々の關は百姓自分關に仕候白子松坂も其心得に見へ申候田丸にては井關繕少之義も先例之由にて申出候先には此度積仕候内も少く關は「書懸と見へ下文なし」

〇田作方

一田畑は深く起し候得は作物實入よく不作無之儀と考紀州和州邊にては男牛を持はやらかし地を深く起し候事を第一と仕候勢州にては男牛を遣候所もなくやせ女牛を遣地を淺く起し候様に見へ申候其上白子邊にては五町拾町作仕候ものも牛にてすき不申皆鍬打にて作仕候由牛を持壹町作仕候もの鍬斗にては五反も作不成積に候相應には作も多く候處右の仕形能事をも仕くせにて惡敷品にては御座有間敷候哉一石作り候地にて壹石五斗作候得は貳斗は作人之德三斗は上儀御德用之增に候得は何とそ仕形にて作を能仕候様に仕なし候ほと御爲下のため能事は無之儀と奉存候

一作方は其所山畑相應に人多く候得は惡地も能作り人少く候得は上田も下田におこり申候總て勢州は家人相應には紀州の位も田地多く見へ申候

但在中心を付聞合候に江戸其外津々へかせきに參候もの奉公に出候もの多く候樣に申候是は銀持商人多く候ゆへ下々迄夫々を見習他へ行作方をおろそかに存候哉

其村里人多く成候は他出候ものいさこかめ小入用近年被仰出候通筋道を立下々不痛樣に打かけ候得は他より入人も有下々も多く成申候下々へ工役を多くかけ又は他より入候もの新家を立候ものに入くなさゝ申多く打かけ候所も御座候か樣之所は其所生れのものも他へ行人少く成申候

一田丸邊草臥候由心を付聞申候にかせきも成候ものは奉公其外かせきに他へ出妻子老人なと殘居作を仕兼荒毛出來惡敷候得は内分方も少く候由其まゝにて御置にては彌草臥まし可申樣子に相聞へ候他より入御入被成候方と奉存候

○入人之事五拾目貳百目持參候ては有付成間敷地性に候得は銀壹〆目も持參候もの遣方には有之間敷と奉存候

○右村々御改作兼候地を御領同郡之內銀子も持子供をも多く持候ものに五町十町つゝ相應に被遣次男誰を遣し有付候樣にと上より被仰付候はゝ自分に新田ひらき仕付候より大分能儀故參可申と奉存候參度と存候ても加樣之儀相對にては不參ものに候へは上より被　仰付方と奉存候

一草臥中在中にて沼田堀拔麥地に爲仕候樣成御普請之事右之通人をも御入作をも能可仕所にて被仰付候得は御德用も早く廻り申候作仕兼候所にて被仰付候は御德用遲く廻り其上品により結句其村

草臥まし候事も有之儀と奉存候

一近江越前山畑の土地黒ぶく砂地勢州の土地に似申候右兩國之山畑は皆油木にて大分の所務有之候由勢州田丸齊田村谷筋畑には油木多く御座候國中ひろみ空地にそたち能候はゝ油木植させ申度奉存候

但し油木は植候て四五年目より實なり申候壹石代貳三十目つゝ仕候貳三石植候はゝ一郡中空地へは植可申樣に奉存候

一田丸御領崎村之内西木谷與一里程之内谷川にて新田に可成場拾町ほと御座候兩原新田に起し候はゝ一村出來之地性と見へ申候是は崎村領内廣く人少く右之通之由

但か樣之所相對にては他のものに遣し不申候揩置候も費之儀に御座候間伺し山中他村にて人多く手前も能ものに上より被仰付被遣候はゝ參候もの可有御座候右之品に成可申儀に候はゝ空地多き勢州之儀に候得は御爲にも成可申候哉

〇年貢未進取締に付心得　附五人組帳前書

覺

一近年土民追日困窮傍輩もなく未進重り致借金田畑を質に置其年貢を辨へ總には牛馬家財を賣り妻子を代かへても借金未進之あたひに不足多く有之此もとを考田地の介藉おろそかにして蒔植の時を失ひ田畑の持高に不應子供をかゝへ置いはれ也此段ひとへに名主組頭の越度たる間兼て申付候通五人組を堅くさため組切に穿鑿いたし身持家持屋敷の持樣田畑の介藉山林萱野の持樣隨て土地

桑麻漆篠篶楮茶園萱蔚芦荻を植て土地を空くせす牛馬の介藉に至るまても〳〵致吟味可入精依之此度穿鑿のうへ大概書記候條庄屋組頭詮議の上難用儀有之におゐては達代官可受差圖也

身持之事

一子供多く持候百姓總領之外は奉公に出しまたは職人に預け行末獨過をいたし候樣に可掛心大勢手前にかゝへ置わつか貳町にたらぬ田地を三つ四つに割くれ候ゆへ土地は同し廣さにて人家次第に多く成候縦は中の場拾町百石の所には男女五拾人有之て大形可爲相應に八九十百人も有之所有り又所により土地は廣く人家はすくなくして分限にも不應田畑多くかゝへ置肥はい不足にして人力も不及困窮の所有り如此のさかひ能分別して田畑の廣せは土地の上中下を以作出五穀の分量を土地相應に人馬を持へし一家能身を持時は一郷おのつからゆたかなるべし

一土民は畢竟耕作におはれ候と耕作をおひ候との違ひにて進退の善惡有作を追と云は春の用意を冬の内にいたし夏の用意を春いたし候事也作に追れ候といふは縦は春可用普請田畑の用意に鎌鍬のさきをかくる事極月の内にいたし年明なは早く麥の根をふみ作を切堤川除に掛り春畑をおこし段々農にすゝむへき所に麥の作を切へき時に普請の用意鎌鍬の先をかけ先作を切る事おくれ剩雪なと降候へは猶以麥作を切るにおくれ夫より堤川除春畑をうなひ四五月のために薪をこり又は芋を畑に植田にかゝり種をふやしこやしを拵へ粟ひへを蒔候事たん〳〵におくれ三度うなふへき田畑を二度うなひこまかにすへき土をあらくいたし三度取草を二度取候ゆへに日損にも早く痛水損にも早く逢候事人々覺有へし然間正月より極月迄の仕業をよく考極月の内に普請の用意竹木もつこ

をあみ鎌鍬の先をかけ年明は早く麥の作を切籠を切薪を拵春畑をうなひ夏は朝起をして朝草をかり雨の時は田にかゝり空晴は畑にかゝり日暮には鎌鍬手足をあらひ溜水へ（水）（一本入）こやしを作り夜は農具をつくろひ麥をつき秋になれは晝はかり夜はこき俵をあみむしろをおり繩をなふ年中の行事止時なし女は朝夕の食を拵かいこを養ひ木綿をうち機を織る一時懈怠ある時は一年の懈怠となり男にわかれ妻子にはなれ一生の間苦しみ果は野にたおれ道にかはねをさらす事心を付へきなり

家持之事

一家はこかいをするために成候様に作へし其外は雨の降時家の内にてつきこなしを致候所雜穀をつみ置候所を専一にいたし其外人をもてなす座敷を作るへからす侍士民町人の家を作るにむかしより其古法あり縱客貴なりと云とも右に不可背

一馬屋は年中屋敷の命をつなくこやしを作り出す所也こやしの水土そこへぬけぬ樣に可入念馬屋の後に溜桶をふせ馬屋よりしたゝる水をためへし

一糞屋は水糞を溜候所糞灰をため候所同こいはいを拵候所又は拵たるこいはいをつみ置候所田畑の分量に應し第一念を入作るへし雨水をし入候へは肥しのうるおい土そこへぬけはかすはかり殘る

一不斷出入の戸口に桶をふせ小便をため手足を洗候水をためへし其外なかしの先に穴を堀せゝなきをなかし入水を溜候へはかけこいこやしを作り出し火事の時用水のためとなる又馬を不持百姓は穴を堀草々木の葉を入水こいの中へ本こやしを入草木の葉を能くさらかし候へは馬のふみたるにかはるへからす

屋敷の事

一屋敷は東南の陽氣を請北西をふさき候樣にいたすへし東南には卯木むくけを厚く植落葉をかき又はおろぬきて里方は取分西北に切はへのいたし候木を植竹藪をいたし落葉かきこやしに用ひいそかしき時の薪のたり共なすへし

一庭はなるへき程南を請きれいにいたし水道を能付へし五穀を打揃候時土砂不交五穀をほし候にくむけす代かへ候にもあたひよろしかるへし

田畠耕作の事

一春は耕夏は耘秋は苅冬は納是皆時あり蒔植養ひを入さくを切草を取に時を違へは秋みのらす土地晩稲をうへ下地に早稲をうゆれは必五穀みのる事なししかれとも國の寒暖により時養ひ同しからすさ有りとて心々にいたし候はゝ猶以植るに遅速みのるに善惡有へし名主組頭五人與の頭寄合耕作の時を定五人組切に申渡名主組頭郷廻りをいたし時節おくれさるやうに差圖いたすへし

春　立春 節 中　土用 彼岸
夏　立夏 半夏生 土用　節 中
秋　立秋 二百十日 彼岸　節 土用 中
冬　冬至 中 土用　大寒 小寒

此時を目當てとして田畑をうない作を切作入を致種をふやし早稲中稲晩稲郷中遅速なく可申付縦時節たかふ事なくとも土拵惡敷こやし土不合作を切草を取あつきをおろぬきうすきを蒔たし養を不入時は根入よわく日損水損に逢へし

一五穀生る事必種による程の取樣上々の出來を見立取分こやしを入介藉して種に殘してよし土付て干候へは必〳〵むけたねあしくはてをゆひうすくかけてほし候

田畑拵之事

一田は冬の内一篇うなひ年明正月末にくれを返し田を植候迄の内に二度かきこなして又かき植候時又かきて植候かくのごとく仕候へは土肥根入よく水旱に不痛若又かき様に高下有は高き所旱にあひひきゝ所水に痛但眞土をやはらけ野土は土のしまり候様に致候就夫こやしの致様心得あり水損旱損場深田あさ田冷田に品々有國により土地により寒暖によりしな〳〵多けれは畔之第一心にかけて穿鑿料簡不致しては難成事也畑はあはひをかり候て早く跡をうなひ土をねせ置候得はかりかふもくち土肥候是も野土眞土の心得有へしうねは成ほとすくに土を平かにいたし候得は草はへ平かにむらなし地に高下あれはひとうねの内に善悪有ひきゝ所に雨水たまり永雨にねくちむし付候うねすくに致さす候へは蒔候種下こへにあたらす候草取候儀もひてりには暮にとり雨年には朝晝とり候水こひをかけ作りこひを掛候時節かけやういろ〳〵あるへし手にまかせ心にまかせ謀略に致すへからす種を蒔候にも眞土野土ひなた日かけにより薄く蒔厚く蒔といふ事まて五人組穿鑿いたし多分にしたかふへし

一田畑耕作に精入候共第一養ひを不入候得はみのらす候こやしは田畑のためには食物たるゆへこやしすくなき時は土かしけ五穀やせぬ又こやしをする時あり酒のかす油かす干鰯のわた能糞たりといへとも第一あたひ高直に其上悪敷いたし候へは大にくせ付候又人馬の糞はかきり有事に候得は作こいを致へし前にしるすごとく穴を掘おけをふせ不浄水を入草を苅入野土はあくのふかきこやしを用るゆへにはい紙のたれかすすゝかやのたくひ日夜油斷なく心かけ候様に可申付候桶なと求

かね候百姓は庄屋より達代官おけのあたひを可乞

日損水損之事

一日損水損天下一同の儀は不及是非其外人力を以のかれへき事有り水損場は常々流の水筋を考水またを多く附水勢をよはくして其上に堤川除を可致落堀水はきの儀撿地の書付に具に記之堤川除敷馬ふみ出し川くら筏の仕様別書に記之總て田畑のすたりをおしみ水道をせはめ溝をせはくして年々修理覆おこたり候故雨年には大分の水損にあひ數年に田畑に精を入候百姓もたちまち地衰微いたし候年々時節を定致修覆堤よはてのかたにはらつけを致所によりさゝ竹よしおきを植用心無怠は終に水難をのかるへし

一日損場は郷中男女共に水のたくはへに不過縦は拾町の田に五反三反の日損はわつかなれ共一町持候百姓三反日損に逢候事毎度なれは終に身体つふれ候拾町の内にねつよき百姓壹人有之とよはき百姓壹人有之候大分の違なり一ヶ所に大溜をいたし拾町の日損をすくはんとするゆへ人力米金もかゝり成就難成二反三反つゝも日損をのかる様にいたし候へは終には日損の難をのかる此水をたくはふるに五の法有

第一川水を汲て田地に上流をとめて田にせき入

第二山谷をかた取堤を以水をとゝめ水道を付て水を引入

第三濕地を見立て堀を堀器物を以水を上り

第四田毎に井を堀つるへを以水を上る

第五冬より田に水をたゝへ水持能田を根みすとして旱田を取堤のつき様しき馬ふみの廣狭水たゝきの仕様濕地を見立るやう普請の用法別に記す

一田畠善悪は畢竟水の過不及による水のかけ引は水道によるあけくれ工夫をいたし日損水損根朽むし付のなんをのかるゝは名主組頭の工夫によるへし

ねくちむし付の事

一ねくち虫付は雨年又は濕氣深き所に有り畑は溝の立様おとし堀の仕様うねさり様土の播による田は寒内切返し置候へは虫しに土もやはらき候其外溝堀の致し様口傳有り工夫を致功者に習ふへし

馬持様の事

一耕作の善悪馬也沓を絶さす沓置不地にては沓を打野上にては沓をひらき荷を付る馬は能口に付荷物の跡先を見て荷物かたむかぬやうにすへし荷物かたむく時は馬つかれせあたる夏は切に口を洗ひすそを致ひらくひ迄洗ひ暑氣をさり冬は川を渡雨にあたる時は水をこきすさわらをしほり能ぬくひ寒氣をよけへし爪に心を付爪のひらかぬやうにいたし人五十にいたらぬものはつりなくさいふ共のかるへからす如此せは悪敷持たる馬を求て必よくなるへし土民の大分金銀を出すは馬也おろかに心得へからす

万事心得の事

一郷中に酒のはやらぬ様に致すへし高百石の村へ酒壹升に付代物七十錢の酒を一日に五升つゝ買入候時は都合二百六十錢也百錢に付貳升つゝの直段にあて候へは一日に七升一月に米貳石壹斗也一

年に貳拾五石也壹兩に壹石かへに〆金貳拾五兩也此米を百石のりんに廻し候へは貳つ五分となる貳分三分取を上け候事さへ中〳〵難成事也百石の損を以千石万石の費を思ふへし

一耕作の難にあふ事大風雨日損水損根朽虫付大概此分なるへし大風雨は人力を以難浙其内水雨はまれ也風は筋を考竿を立風道をひかへ五穀をふせ天氣を見合苅時を急き候事何方にも有之苅時の十分待候内に大概風雨永雨に逢或は五穀こほれ或は雨にくされ候事有何時も十分をまたすしてかり候事肝要也

一人に手足耳鼻目口有て一身全し此内一つもかくれは一人の用法かなひかたし村里に竹木藪野有て一里全しこのうちかくる時は五穀みのるといへとも土民全からす年貢を取民をつかふ事たらす右山林布帛の養法品々有り別に記す

未進多鄉村之事

一おしなへてとめるはかりもなく又まさしき斗もなきもの然はなへて未進もせぬもの同し數に未進もせぬもの其品々を分てそれ〳〵に應して申付たるか能候

一田畑の持たる高に不應分量に過たる未進有へし

一田畑の持たる高に相應したる未進も有へし

一田畑の持たる高に應しては少の未進も有へし

一未進せぬ人も有へし

一父母妻子農の時になかく煩耕作におこたりて未進をするもあるへし

一自分の煩又は人馬の多殺未進をするものなきも有へし
一盗賊逢火事未進をするも有へし
一川欠水押田畑の場所により人なみの外水損日損にて未進するもあるへし
一人からあしくて耕作をおろそかにして未進するも有へし
一代官手代の依非儀未進するも有へし
一高免にて未進し又壓附相應にても役儀多て未進するもあり又郷中金銀貫ぬき出事多て未進も有り
一未進に高利をかけすこいへとも代官手代の懈怠にて未進するも有り
一借金過分にして其利足に被取によりて壓村正路なれ共未進するもあるべし
一田畠を質に入年貢不足にて其つくのひをするゆへ未進するもあるへし
一田畠を子共に致配分すきわひなき田畠を不耕故未進するも有へし
右之品々を以遂糺明時刻重罪軽罪或は無罪にして未進し或は農業不怠年々皆済する善人も可有なれ
は其輕重眞偽を絢弁して可致沙汰第一別帳を以未進並を可取

壹俵より三俵迄の未進

人々名の上に俵數　　たれ

合升斗とも可書　　たれ

三俵より九俵迄未進　　右同

十俵より九俵迄未進　　右同

十俵より廿俵迄未進　　右　同

廿俵より五十俵迄の未進　　右　同

右之通委細書付を取田畠の指高と未進の高を引合にて未進高大分にても田畑持高によりて小分と見ゆるも可有又未進の高小分にても田畑持高により大分と見ゆるも可有又其年辨やすく皆濟なるへき未進も可有二年三年にて皆濟（三字不明）きもあるへし又五年七年にて皆濟するも有へしまた幾年過ても皆濟ならぬも可有然は未進の高田畑の持高により段々に年期を切可申付其內年々皆濟仕候ものにはほうひを少々とらせよろしかるへし

一田畠所持の分量より未進多其上借金多分有之未進皆濟の儀は不及申さし當年貢も難成者は不及料簡候間未進の高に應し妻子供に年季に召仕牛馬を代易家財を爲賣未進のつくのひを不致其上にも相殘る未進は田畑にもたせをくへし扨其未進を引請右之田地を請取る百姓有へし其もの出所人からを吟味して右之名田を可渡此時右の身代をつふし候百姓其所の庄屋五人組より手形とるへし

一未進は少にても田畑を質に入脇よりの金銀多く地頭へ訴る事あり如此のものは田畑を地頭へさし上け其所を退轉すれは地は領主へ上り本人退轉すれはおのづから無事に成も有りしかれは鄉中に證人に立たるもの有り其證人難儀するも有り尤不便なれとも身持放埒にて行末の心當てもなく借金をするをも知す證人に立たるは其もののあやまり也そのものもしあやまりを地頭の難儀にかくへきやうなし本人かなわぬ時は證人わきまゆへき覺悟にて證人に立うへは證人進退つふし候ても金銀わきまへさする道なるへし右の段々を兼て覺悟いたし如此ならさるやうに法度を立時々改候

ひなはかやうの事はなき事なれ共皆領主の油斷吟味たらさる所なりされはとて今更捨置へきやうもなけれは毒を服してその毒にあたり薬を用るにおなし詩を作り歌をよむと云も皆民のかんなんを可知ためなれは催馬樂の歌の賤き女賤き男牛馬をあふあけまきの口すさみなれ共天子是を詠吟して糸竹呂律合せこへあやをなすためしなるに今はいやしき事におもひ地方の事と名付をしるを恥とししらぬをきほとする秋の田のかりほのいほとよめるも今云地方の事也おもき事なればこそ百人一首の巻頭に是を置民の甘辛苦（あやかつもく）て仕君養父母専妻子交朋友身のその民飢寒のかなしみにたへす夫にわかれ父母にはなれおさなき子を捨雨露をふせくよすかもなくて身を賣家を賣をも不知氷司代官手代の奸曲をも不知又ほうあくにして年貢を難澁父母をなみし子をにくみ人の罪をうはい謀略をわさとするをも不知とかあれは科に行おしゑぬ民を殺すとは是也いとけなき子を徒に養ひいさゝかもあやまり有は大人のことく非をせむるにおなしくなんそおさなきものゝあやまちならんやおしへぬ父の科なるへし

五人組帳前書

一今度穿鑿の上五人組之組合申付候間自今以後五人與之者共万事親子兄弟同意にかくしなく何事も申合盜賊之用心田畑うなひおこし合油斷者には互に心を附借限未進之請判迄五人組仲間にて仕縦庄屋與頭致加判候とも五人は不殘可致相談其外嫁とり聟とり佛事弔の節も五人の者共出合互に可見屆事

一五人の内一人も不屆者有之候て田畑不精にいたし他鄉をあるき博奕大酒をこのみすまふをとり百

姓に不似合男たてをいたし高未進又は分限にすき借金なと可仕躰に候はゝ五人與之仲間として致異見妻子を奉公に出し又は自分身を賣借銀をすましほさなく所へ立歸百姓相務候樣にいたし殘し置所の田畑山林あれさるやうに取まかなふへし若又不用異見不屆もの有之候は與頭名主へたつし代官の可受差圖見のかし聞のかし高未進又は分限に不應借金爲仕候て殘同人のもの共へかゝり可爲返濟事

一忠節訴人は各別其外公事沙汰幷訴訟の事有之時一人として罷出間敷候五人遂相談多分の道理にまかせ本人一人と五人與之頭達庄屋受差圖可罷出事

付對庄屋爭論有之時は則五人與申合可罷出事

一五人組之内相煩候か又は牛馬を殺耕作におくれ候はゝ相殘るもの共寄合手前之田畑同前に精入年貢可致修納事

一五人之內人も存たる失墜仕り進退相續難成もの有之候はゝ組頭庄屋達代官より可請用捨事

一被　仰出候御法度之趣不寄何事堅可相守若又庄屋組頭非道之儀有之はひそかに代官へ可申出せんさくの上隨道理庄屋與頭以後あたを不仕可申付事

五人與判

庄屋

與頭

五人の組樣家ならひを見合向より近き方にて五人つゝ組其內律儀なるものを壹人つゝ五人與之内

之頭にして筆初に可書五人之內座上なれは我かちに成へし與頭小鄕なれは一人にてよし大鄕は廿五軒に一人つゝ置五十軒に庄屋壹人與頭二人にて大方よし庄屋煩差合之時は與頭名代を可勤此五人與帳は與頭の手前におくへし

一此方へ可取五人與帳は前書なし三年に一度つゝ改取へし

田畠くらひ町反　牛　馬

人數男女　山　藪

品々

遊民之事

一田畑僅二三反持又は田畑も不持して所に住居或は山林に入て落葉をかき木の實を取野に出ては草の實草の根を堀海邊にては海草をひろひ山海の獵師に交り或は請酒や荷ひあるき町の茶たはこを賣り日用を取一日を暮すたくひ有り其中に隣鄕他鄕を歩行若きものとかたらひはくちすもふ大酒を好み市町をありき後は田畑五穀野菜を盗みはては盗賊となるたくひあり縦如此の悪事をなさすと云共主人を持事をきらい心さし我かまゝ成故所の風俗を乱し費となるそれのみならす世間奉公人すくなく身を持たる百姓のため迄いたみとなる然間其人數を不殘帳に記しせんさくをとけへし

右之人別肩書に可致事

一田畑にても持候はゝ田畑之高

一同不持候はゝ不持と可書

一何わざをして身を過る
一年よわひ男女のわけ
一其所に住居候年數
一其ものの出所
一其村之百姓誰と何處の親類知る人にて住居候
一年寄の子なく奉公もならすしておちはをひろひ人にやとわれ身を過候もの
一病者にて有之ひとりもの
一かたわもの何樣のかたわ
一田畑すくなく持老たる父母を養ひ兼奉公にも出かね候もの
右之通委細せんさくいたし可申付候
一田畑も不持十歲以上六十以下之もの所に由緒有之住居候はゝ其由緒之者を請人にして所の宜敷百姓又は町人しよく人武家へ成共奉公に可出
一田畑少く持時の商をいたし山川海邊に日を送るものは是又奉公に出し身の代をたくわへ末には田畑をもとめて持來候田畑にたし行末一戶の百姓となし候か又は少々之田畑候はゝ代官之得差圖所のものに賣渡し其金を庄屋與頭に預けかしふやし其ものを奉公に出しその代をたくわへさせ(渡)本のまゝは相應の商人又は一戶の百姓に成候樣可申付
一鄉中に爾と親類もなく當座の知る人をたより住居候ものは所を可書出

一田畑不持候共手習をおしへ算盤を教へ候者は達代官郷中助力を加て可置

一年寄て子なく病者にて田畑を作持耕作不成ものかたわもの其所に年久敷住し又は百姓のなり倒れなと代官手傳郷中寄合田畑切開をもいたさせ他人に預け入上を取其外むしろを織せ縄をなはせ俵をあませふこ木の葉かきいさるめかこ茶籠みふるひいかきたくひを拵へならはせ代替させ耕作の時は人によりこきこなしにやとはせ所の普請木切の手傳なり共いたさせ其者に似合たる業をいたさせ其上にも餓死におよふ時は領主養ふへし異國にも惸獨出といふ鰥寡孤獨敦疾をやしのふ事本朝の古もかくのことし

右のもの共組合なき時は我まゝにはたらき代官の仕置およひかたし本百姓五人與之内へ二三人つゝ割入候か又は別に五人つゝ與合其内に頭を置名主與頭の支配に可申付

名主組頭可致覺悟事

一田畠養法之覺書常々致工否百姓耕作の時節をたかへす作不被追様に身持作法無油斷可申付事

一旱損場之水溜水損場之水除常々場所を考少之所にても見出次第代官へ可注進

附古來より在々水門并堤少も致破損候はゝ不移時刻小破の時可致修覆事

一他郷境切に見廻爭論無之様に可懸心事

一道橋損候はゝ往還之煩と成人馬疵候間雪雨之以後は尚以心を付道橋悪敷所は道へかゝり候竹木の枝を伐り早々つくろふへき事

一五人組の仲間兼々申付候通急度相守候様に不絶可致穿鑿事

一寺社入代目又は百姓退轉進退つふれ候もの有之候は丶早々代官へ申達人別帳之人組帳可除之若小高之百姓に候は丶上り田地を以小高之百姓人品により可與之事

一百姓田畑之持高隨分量人馬持候儀第一也常々心を付分限に過人多く候は丶相應に片付候樣可致事

一人足を召遣役を當て候儀可有心得第一無高下可申付事

一御用に付人夫召使候節被下候御扶持方當座之立合百姓へ割渡請文可取置總て三季勘定可爲停止事

一小百姓方より進物一切不可受用事

一耕作幷木切草取在藏を築候節百姓を雇候儀可爲無用事

一沼澤幷永荒の場不可捨置まこもよしおきの類蘆根くはへ水つきによろしき草木可爲植事

一撿見之時候は丶早速免狀を乞免狀出候は丶不移時日割付をいたし百姓壹人前より米金何ほと出候と申儀早々知せ夫金年貢の心得をせさすへし割付遲候へは其内先借金に濟妻子に食せ鼠にくわれ其上にて漸割付を見候へは悉年貢に不足故識に行當り機種衣類鎌鍬農具迄質に置たね物を未進之方に出候おもひかけぬ進退を急につふし剩高利之金を借り郷中草臥候間割付出來候は丶急に年貢を可爲納事

一割付致樣は其所の田畑水帳之面を以て反別名寄を作り庄屋與頭總百姓代官致判形庄や一札與頭小百姓間に一札致所持小百姓銘々に地所上中下の持高を知せ村中立合指紙の高と名寄之高を突合せ免割引高等分明に書付名主方より平百姓人別に相渡御年貢納爲仕候は丶庭帳へ面々之判形可爲致若無念仕候は丶後日違亂爲申間敷事

附り米莚（一字不明）しいな青米無之様に繩俵入念拵俵毎に米主之名指札可爲仕事

一郷中年中之入用地頭より百姓へ之かゝり物庄屋より百姓へ之懸り物委細帳面に記し勘定之節代官へ可相渡若此方へ不知郷中へ之かゝり物後日に被顯候はゝ庄屋與頭可爲曲事事

一進退纔にて身輕き百姓取分け借金多く不成時奉公に出し借金未進を濟一兩年の内に又立歸百姓を務候事肝要也然處子共下人を多くかゝへおき行末の覺悟もなく當座を爲賄田畑を質に入其上質に渡し田畑の年貢を弁へ候故一村の内後は過半他郷之田地と成領主迄之及難儀其町迄進退をつふし候ても未進借金の償ひに不足候是偏に庄屋組頭之油斷五人組之組合正しからぬゆへにて候常々致穿鑿田畑積りもなく質に入分に過たる借金不仕候樣堅可申付此段於相背は庄屋與頭越度に可申付也右五人組前書總百姓への法度書名主組頭への書付毎度讀みきかせ時々に相改之いさゝか違犯無之様に代官手代可懸心者也

申二月

民は國の元也御代官郡奉行は民の父母と相心得正直を本として常々掟法度を能示し常々異見を加ふへし民は一筋に耕作を行にし年貢を願樣にすれは民の天道なり愚にして美食を好安樂をもとむるは永く未進の病と成なり米穀出來次第年貢皆濟して殘所にて農具を拵牛馬を能飼食には常に雜穀を用ゐる時は民願行具足して天道に相叶申へし

一百姓の餅酒肴鳥くへは子孫までもいゑぬ貧病

一百姓の屏風疊は無用にて拵へたきはぬりたての藏

一百姓の家居衣類は麁相にて念可入は鋤や鎌鍬
一百姓は朝とく起て草をかり晝は耕作夜は繩俵
一雨中には草履鞋造り置又は農具の繕をせよ
一耕作は其時々を專にせよ時節違は不出來成もの
一木綿をは土用の末の五日まへ種をおろして修理を能くせよ
一地によりて相違の苗も有物そ心をつけて植かへて見よ
一日照にて立毛實のらぬ翌年は田畑のこやし減てそよし
一永雨の年は田畑もやせにけりこやしに能は灰と知るへし
一しめりある地には物毎出來かぬるよき植物は芋やはしかみ
一山中は田畑の養成かたし夏の草木を取置てせよ
一在々に植置へきは桑漆竹草菓類紙木柚木
一百姓も掟法度を能守れ油斷をすれは罪人となる

亥七月

○勢州の村名を覺書したる後に

名利につかわれてしつかなるいとまなく一生をくるしむこそおろかなれ財おほけれは身をまもるにまさし害をかい煩をまねくなかたちなり身の後には金をして蜚をささふとも人の爲にそわつらはるへきをろかなる人の目をよろこはしむるたのしみ又あちきなし大なる車肥たる馬金玉のかさ

りも心あらん人はうたておろかなりとそみるへき金は山にすて玉は淵になくへし利にまとふはすくれておろかなる人なり埋ぬ名をなかき世に殘さんこそあらまほしかるへけれ位たかくやんことなきおしもすくれたる人とや云へきをろかにつたなき人も家に生れ時にあへは高き位にのほりおこりをきわむるも有いみしかりし賢人聖人みつからいやしき位にをり時にあわすしてやみぬる又おほしひとへに高きつかさ位をのそむも次におろか也智惠と心をこそ世にすくれたるほまれも殘さまほしきをつら／＼思へはほまれを愛するは人の聞をよろこふ也ほむる人そしる人ともに世にとゝまらすつたへきかん人又々すみやかにさるへし誰をか恥誰をか知られんことをねかわんほまれは又そしりの本也身の後の名殘りてさらに益なし是をねかふも次にをろかなりたゝしゐて知るをもとめ賢をねかふ人の爲にいはゝ智惠ひいてゝは僞あり才能は煩惱の增長せる也つたへてきゝ學てしるはまことの智にあらすいかなるをか智といふへき可不可は一條也いかなるをか善といふまことの人は智もなく德もなく功もなく名もなし誰か知りたれかつたへん是德をかくし愚をまもるにはあらす本より賢愚得失のさかいにおらされはなりまよひの心をもちて名利の要をもとむるにかくのことし万事は皆非なりいふにたらすねかふにたらす

右の一節亦才藏自筆にてしるしあり村民の爲にせしものか意いと高尙恐らく徒然のついてに思ふふしを覺書の末に書付しものかさりとはけ高く其人となり想ひやらる佛理に非されは蓋し言こゝに到らす

南紀德川史卷之九十九

臣堀内信編

郡制第十一

勢州郡治一

緒言

按に勢州十八万石と稱するもの分て松坂、田丸、白子の三領となす飯高、飯野、一志三郡の内百四十九箇村高合八万千四百八石七升七合五勺を松坂領とし多氣渡會二郡之内二百四十八箇村高合七万三千七百廿六石八斗六升六合を田丸領とし一志郡之内八十箇村高合五万二千五百四十二石三斗六升六合を白子領といふ松坂は城郭を備へ市街小都をなし津・山田に伯仲す故に蒲生氏以來の舊貫に據り治を是に置き左之有司屬吏在勤以て三領を管理す

松坂御城代　七百石高　一人　與力　廿石高　同心二十人

元勢州役 勢州奉行　四百石高　二人　同心　十五人つゝ二組

勢州奉行より兼帶 松坂町奉行　三百石高　同町與力二騎つゝ　同心　十一人つゝ二組

同斷 松坂御船奉行　與力二人　水主七十人

御目付　一人　御徒目付　一人

若山本役より交代

田丸御目付　二百石高　一人

白子御目付　同　一人

田丸五十人組之頭　二百石高　一人

白子五十人組之頭　同　一人　同心十人つゝ二組

松坂御代官　八十石高　一人　手代八人つゝ　元〆一人つゝ

田丸御代官　同　一人

白子御代官　同　一人　手代六人　元〆一人

松坂御城番　四十石 小十人小普請　二十人

元田邊與力安藤家に於て陪臣の取扱に改めたるに不服一同暇を取り浪人したる處文久三亥年四月被召歸小十人小普請にて松坂常住となる

田丸五箇所番　一人

五箇所浦は渡會郡慥柄組の内に在て最僻陬の地也若山の士過失あるも處刑迄に不及者等就任す恰も配流の躰なり

佐八村木奉行　十三石高　近世御仕入頭取より兼る

勢州御鳥見　十石高　同組頭一人　三十石高

山家同心　三十人　川俣住居

一佐八初御仕入役所二歩口役所多くは田丸領所々に散在元〆手代等在勤

一田丸城は久野家の所領にして同家中少數在住城門等は田丸五十人同心之を守る御代官所亦同所にあり

一白子は御代官所のみにて官衙なし

一松崎浦に御船藏ありて水主同所に住す　大恵公の御時迄は江戸御參暇に往々松崎浦より御乘船三州吉田又は四日市へ海上御往來ありし也

一文久慶應の比天下益多事勢地の事亦從前之如くなるへからす故に執政三浦長門守在勤諸政を釐革す此比より御勘定組頭常に在勤せり明治二年大改革に至て松坂民政局を置き職制初諸般革新振肅を行ふ粗諸郡に同しと雖も頗る大治且つ他領と犬牙相接するを以て殊に重きを置かれたり是其大略にして郡治の政令制度の綱領は若山に基く無論と雖も就中三領に係る細大之事務複雜擧て說得へからす今や官簿傳ふるものなく調査の資なし僅に松坂雜集松坂分限帳等二三の書を採輯此篇を草す記事自から松坂に詳なるは治府あるか爲也

一松坂雜集は蒲生氏所領已來元和初封續て安永年間に至る松坂の事を記する殆と盡せり何人の著なるや原書氏名を脫す文中宣長云々とあるを察すれは或は本居宣長の撰なるや同人の撰としては行文之體少しく適せさる如し原書記して蒲生氏郷服部一忠古田重勝同重治の略傳に及ひ且我か　國祖初歷世の略譜を揭けり是等敢て要する所に非さるを以て略す又全部を分て十一篇となせり煩を厭て合篇となす

一松坂分限帳は松坂司農吏の手簿也從來三領は前記吏員之外士族を置かさりしか慶應戊辰騷擾の際警備の爲江戸常府引拂の士族三兵等概ね松坂に移住而して明治二年國政大改革以後往々若山に召さる其止まる者は卷末に記する如し

一勢州山家同心地士及社寺の事既に類を押し山家同心は職制同心の部地士は郡制地士錄社寺は社寺制に分載して爰に掲けす參照すへし勢州御鷹場の事は園囿の部に記す

一松坂富豪多し所謂三井長谷川小津長井等御爲替組と稱するを置き松坂銀札を發行せしむ又國用支弁貨賄流通を謀て往々立用金獻金等賦課の事多し皆財政の部に詳なり

松坂雜集上

蒲生飛驒守松坂在城

松坂城經營

松坂雜集上

蒲生飛驒守松坂在城之事

一蒲生飛驒守氏郷天正十二甲申年太閤秀吉公の命に依て本知一倍の加增にて江州日野より一志郡松ヶ崎へ移城同十六子年右松ヶ崎城を四五百の森に移し松坂と改小田原の軍功に依て同十八庚寅年六拾万石となりて奥州會津へ移城同十九辛卯年米澤領都合百万石に至ると云ふ

蒲生軍記に日く氏郷松ヶ崎に至らせられてより爵祿增加はり武名彌盛んなれは我家松の字を吉祥すと云て四五百社を改めて松坂と號けらる云々宣長按するに會津の城を若松と名付られしも此意なるへし

松坂城經營之事

一松坂之城は天正年中蒲生飛驒守氏郷松ヶ崎を引移し來仝慶長年中古田兵部少輔重勝再興造營す慶安年中石壁虎口要害等被爲補由

台德院殿御治世之時（年號不詳）一國一城之外御制禁に依り御本丸之御殿御天守御門櫓被爲補由語り傳ふ

蒲生飛驒守知行割之事

一一志郡　高六万二千八百六十六石八斗六升　北に付る

三万石　民部殿自分

三千石　榊原　二千八百石　藤方

五百石　長野左京　五百石　水谷

三千石　河北左助　二百石　無軍役　恒川次助

都合四万石

松ヶ崎廻りよりたけ谷迄北に付る算用次第

二万二千八百六拾石八斗六升　蒲生飛驒守

一飯高郡　二万八千百五十九石六斗　同人

一飯野郡　一万六千三百二十石三斗八升

一多氣郡　二万四千百八石二升

合て　四万四百二拾八石四斗之内

三万四百二拾八石四斗　飛驒守

御藏入　一万石　此内　千石　上部越中

一渡會郡　二万八千七百石九斗七升之内

參千七百石九斗七升　飛驒守

飛驒守自分 合八万五千百五十五石八斗三升

一八千石　河曲郡　神戸之内を以　關本知分

一二千石　　同　新知

都合一万石

大和宇多郡一圓にて飛驒守に遣す内

一一万三千石　津　秋山　芳野

飛驒守自分與力　都合拾二万三千百五拾五石

以上

天正十二甲申年九月　筑前守　秀吉　印

蒲生飛驒守町中掟

蒲生飛驒守町中掟之事

一當町之儀　樂之上は諸產諸役可爲免除但し油之義は各別之事

一押賣押買宿々押借令停止訖幷科人町へ預け置候事不可申付但し科之輕重至其時各別之事

一喧嘩口論堅く令停止訖借家之者仕出候共家主不可掛其科往還之旅人下々の者たり共可爲一人曲事

一天下一同し德政たりといふ共於當町は不可在異議事

一殿町之内見世棚を出し商賣之義令停止事

一質物之札月日之限り可爲書付次第幷鼠喰ぬれ質及われ物火事之義置主可爲損但し盜人被取候事於歴然は本錢を以て一倍藏方より可弁之失ひ申質物は本錢を以て藏方より一倍可弁之右之失物後日

於出は勿論藏方へ可取上たしも一倍にて可弁之札之中違有之は其違程藏方より可出之但し其日は
せ過るに於ては違亂を可相止事
一盜物之義不知其旨趣如何樣之物買取といふ共買主是を不存は其科不着萬一彼盜物於引付は右之本
錢可返付事
一町中へ理不盡之催促令停止訖但し奉行へ相斷以糺明之上催促可入事
一當町之内奉公人之宿令停止訖但し五日十日之間各別之事
一松ヶ崎百姓之外町人相殘り居住之義一切令停止事
一火事之義於付火は亭主に不可懸其科至自火は其身一人可追放但其時之體に依り可有輕重事
一於町中誰に不寄刀を拔狼之輩有之は不存理非町人として取籠可注進普請之事令免除訖但し町中之
義可申付事
右之旨町人中へ可爲申聞者也
天正十六年十一月晦日　羽柴筑前守在判
町野主水佐殿
北川平左衛門殿
外池甚五左衛門殿

服部采女正一忠

服部采女正一忠之事
一服部采女正一忠天正十九辛卯年關白秀次公命に依て松坂城主となり於伊勢三万五千石賜一忠聚樂

に在勤し家臣石黒毛右衛門松坂之事を主關白秀次公逆心の由に付文祿四未年七月太閤秀吉公より釆女正を以て上杉景勝へ被預其後切腹の由幼息乳人介抱にて大崎玄蕃家に被退候由語り傳ふ

服部釆女正は越後宰相へ同妻子は吉田清右衛門尉へ預けらると太閤記に見ゆ

古田兵部少輔重勝之事

一古田兵部少輔重勝文(錄)〔祿カ〕四乙未年太閤秀吉公の命に依り江州日野より松坂移城本知三万四千石關ヶ原御陣以後　東照宮より二万石御増祿（二万三千石有り都合六万石となる）都合五万四千石武府御普請に參勤慶長十一丙午年六月十六日於武府病卒し給ふ由語り傳ふ

原書に伊勢戰記を引て慶長五年關ヶ原之役古田兵部少輔重勝は上杉景勝逆心と聞て急き關東へ馳せ向ひたるに石田治部少輔等西國勢八万餘を催し津、松坂、岩手へ發向と聞へければ直ちに御暇を賜り歸國す上方よりは頻りに同心を誘ふと雖も重勝應せす津城を救わんとせし條を掲けて左の記を載す

上野の城主分部左京亮加勢として津の城を堅む右の樣子兵部少輔より江戸へ段々注進被申陸路は敵中難逡に付松崎浦水主藤兵衛次郎助善次郎獵師甚十郎を以上四人船一艘に打乘て御注進仕尾州床鍋浦より歸る所を鳥羽の城主九鬼大隅守付置し海賊共黒部浦騎の淵にて見付鳥羽へ連れ行三人は小濱にて殺し次郎助一人は助け歸しける其後松崎浦獵師村の者大事の用に相立候に付兵部少輔より褒美として松崎の屋敷方高三拾五石三斗三升獵師村屋敷方五石五斗七升五合免許の證文を給ふ右證文の寫

今度其地之加子共上下骨を折り忠節仕候に付爲御褒美松ヶ崎高之内扣へ分之地子三拾五石三斗三升之所被下候其分可相心得候以上

慶長五年十一月廿日　　馬場勝兵衛判

松崎庄屋　七右衛門

當御代于今御免許被爲成置

古田大膳大夫重治

古田大膳大夫重治之事

一古田大膳大夫重治（大膳亮重勝也）は兵部少輔重勝の弟なり重勝の嫡子希代丸（後兵部少輔重恒と云父卒去の時三才也）幼稚に付後見として相續被　仰付慶長十九年寅元和元年卯大坂兩度の御軍役に出勤三ヶ年松坂城に休息元和五未年伏見へ參勤（御上洛の節也）之節石見の濱田へ所替被　仰付（五万四千石といへり）同七月伏見より直に濱田へ移城之由語り傳ふ

松坂御領城と成

松坂御領城と成事

一元和五己未年紀府御領城と成御家大藪新右衛門某井村善九郎某笠原助左衛門某古田家臣古田助左衛門と松坂にて出會御城請渡し右大藪氏暫く逗留諸事作略同年長野九左衛門淸貞仕置御代官として松坂到着寛永十四丑年迄在役にて主之夫より兩役中代之元祿十五午年舊例を改め御城代衆主之

右長野九左衛門淸貞寛永十六卯年六月三日於紀府病卒法名光月

御教訓松坂へ到來

御教訓松坂へ到來之事

父母に致孝行法度を守り謙り奢らすして面々の家職を勤め正直を本とする事誰も存たる事なれ

と彌々能相心得候樣に常に下々へ敎へ可申聞もの也

右は万治三子年從紀府松坂へ到來之由

御廐之事

一御廐は正保三戌年の頃より慶安三寅年之頃迄御馬被爲繫　松野孫三郎某主の語り傳ふ

四五百の森之事

一四五百の森とは御曲輪の古稱の由略語にやよひの森と云ひ習せり名ふりし所なれは取殘し置れて今は此所のみをよひの森又は四五百の森共云へり

永享五丑年三月足利六代　前將軍義敎公（普廣院殿）　伊勢御參宮の時權大（相）（保カ）都堯孝法印供奉記行に云

此頃の月見る宵の森ならは猶旅人の笠やとゝのまし（或本には立つゝあり）

愚記行を按するに　永享五年三月廿日參宮同廿一日下向山田發足津泊り此節未た松坂の宿はなくて往古海邊鄕津平生の邊より宵の森を見て詠めるなるへし

元祿二巳年九月新玉津島季吟伊勢參宮記に云

木の間もる月にそふらし宵の森都を思ふ心つくしは

此所今は四五百森といへと和歌所法印宵の森と詠るにしたかへり

元祿七戌年淸水百齊誹諧集序に云

伊勢の國四五百森の時鳥忘れやはする去年の古聲

照月の四五百の杜の時鳥忍ふにあまる音をや鳴らん

此歌は里人の久敷語り傳ふる所にして詠る人詳ならす古歌に語る四五百の森は神風や伊勢の國飯高郡牧の里神戸の里の中道に立ちておさ〳〵名も知らぬ深山木ともしけみたる中に何のしるしにや杉の一と本有りけり杉の森といふは是に引れてなるへし或は里人のよひの森といふもあしとはいはし久かたの天正しく星あかはねの戊子にやさるの年里の名もあらたまりて常盤の色の松榮へ行千年のかけに此わさ事のたへす傳われ

八幡宮之事

一八幡宮は天正年中蒲生飛驒守當城築の始め鎭守壇を築き杉を植正八幡を勸請す古田兵部少輔信仰に依て稻荷の神を相殿に祭る由語り傳ふ享保三戊戌年十一月御鷹狩に付　國君御在城の節鳥井源之丞某御意を承り同極月五日兩役中見分明年正月十五日より造社事始同三月十五日迁社神主の事は第十町廻りの部にあり

鐵炮稽古場之事

一鐵炮稽古場は元は丹生寺村に有り元祿七甲戌年閏五月此所に築く

御堀之內畑之事

一御堀之內畑は古田家の侍本田勘七馬場三左衞門加賀見治兵衞其岡治右衞門望福善兵衞勝見半兵衞同傳右衞門桑原彌右衞門村瀨忠左衞門乘竹八右衞門兒玉七郎左衞門同仁兵衞坂口又左衞門川瀨三郎左衞門佐藤武兵衞杉本五左衞門林小左衞門佐々木四郎次郎松井左吉服部是三和田五左衞門內海理左衞門水谷藤兵衞等屋敷跡御城番同心六人に被下置寬永十五寅年より地貢無納此節御切米三石

にて迷惑仕候段奉願依之又正保二酉年より一人に畑五反居屋敷二百歩つゝ被下置寛文九酉年御切米二石御増畑には地貢無納延寶二寅年又撿地有て餘地を同組十四人に被下置各地貢無納

築地之事

一築地は　先君の御殿所に可成之由にて寛文七丁未之年五月より御地形築濕地に付御不用と成延寶二甲寅年二月より畑と成り御城代官宮地久右衛門某組三十人町奉行岡山新助組十一人に被下置地貢無納

籾藏之事

一籾藏は寛文八庚申年八月に建御不用と成大口へ曳其跡地天和三癸亥年十月より町奉行組代役料に被下置地貢無納

社護祠之事　又云赤口(シヤグ)神とも

一土搔揚祠もなきに社護祠と云傳ふ所は水本六太夫と云者地主たりし時神を祭は作毛を利する爲なるに地費へ害となる迚新規町日傭作藏といふ者をして土石を掘り穿ち御廓の封疆に捨つ作藏忽熱病に罹り死す幷水本か息六平と云者勞症に苦しみ身を井水に投す水本恐れて元の所に塚を築き松を植ゆ彼れ不幸に跡斷絶し牧忠右衛門といふ者後主と成右の松成樹し日蔭と成しかは神を治は禰宜のかたらい迚御感の社人高谷彌兵衛と云者をして樹を伶伐牧某病災有て至て〔麁〕(本のまゝ)かりしかは老父歎て又櫂を植し由語り傳ふ

牢屋之事

一牢屋は御城代舊役所の前より寛文六丙午年此所へ曳き牢番人御給米代として先年より近所にて畑被下置無年貢にて高不知凡四反半程

御城代衆到着幷歸國之事

一御城代役所舊は今の役所の裏の方表にて前に御鳥見家籾藏（穿〔牢カ〕）屋有大高水野二氏在役之節は何某の役所と唱ふ御城代とは不唱寛文十二壬子年正月四日より造作始り當時の役所建改宮地氏紀府奉行所より進之右新役所に到着御城代と唱ふ其跡戸田水野九鬼の三氏在役の節又何某の役所と唱ふ御城代とは不唱小笠原氏より相續て御城代と云由語り傳ふ

大久保四郎右衛門　明暦三丙年冬松坂へ到着　寛文三卯年十月十六日若山に歸る

大高源右衛門　寛文三卯年十月三日到着　同四辰年四月廿五日歸る

水野理右衛門　寛文四辰年六月十三日大手奉行屋敷より移同十二年八月三日若山へ歸る

宮地久右衛門（後號久円）　寛文十二年二月九日到着　延寶三年五月十一日歸る

戸田藤左衛門（後號藤入）　延寶三年七月三日來り　天和元年正月十一日歸る

水野平之丞　天和元年二月廿二日來り　同年十一月二日歸る

九鬼半右衛門　天和元年十一月朔日來り　貞享元年二月廿七日歸る

大寄合　小笠原與左衛門　貞享元年二月廿六日來り紀府御城代に進給地千八百石　元祿八年八月十四日若山へ歸る

大番頭　大崎與惣左衛門　元祿八年八月十二日來り紀府御城代に進二百石御增祿　都合千七百石　寶永元年四月十日若山へ歸る

同　成田彌三左衛門　直行
寶永元年四月八日來る紀府御城代に進二百石御増祿都合千二百石　同七年八月十七日若山へ歸る

上野三郎右衛門　後號誰意
寶永七年八月十五日來る
正德四年九月十三日歸る

大番頭　藪　九郎太郎
正德四年九月十一日來紀府御城代に進二百石御増祿都合千二百石　享保四年十月十七日歸る

喜多村孫之丞　政備
享保四年十月十五日來る同廿年正月廿四日紀府に被爲召御番頭格二百石御増祿都合千石元文二年六月歸る

大番頭　下條伊兵衛　英儀
元文二年六月十五日來る
延享二年九月十七日歸る

成田彌三左衛門　守行
延享二年九月十五日來る寛延三年若山へ被爲召御用役大番頭に進み此地へ引渡に被越　同年十二月廿九日若山へ歸る

大番頭　山本十郎右衛門
寛延三年十二月廿九日來る
寶暦二年九月廿五日歸る

大組　川合善太夫
寶暦二年十二月九日來り同六年病氣御役御免　同七年四月十日歸る

御供番頭　井關彌五助
知行八百石後に千二百石となる
寶暦七年四月九日來る紀府御城代に進
同十一年七月廿四日若山に歸る

大番頭　澁谷角右衛門
寶暦十一年七月廿三日來る知行千石
明和四年歸る

大島武右衛門
明和四年來る
同七年三月六日死す七十才

蜂谷七左衛門
明和七年六月朔日來る
安永二年四月二日歸る

廣田八郎左衛門
安永二年七月十五日來る
同三年十二月廿一日歸る

大崎三左衛門
安永六年十二月十九日來る
天明二年正月歸る

富永平十郎
天明二年正月廿日來る

御鷹師到着并歸國

御鷹師到着并歸國之事

一平尾久右衛門同苗仁兵衛林七藏加藤仁左衛門飯田甚之助井田三太郎右六人寛永十六年頃より寛文五年頃迄交替年月不詳深長村野白は水清き所迚御鳥屋敷を此野白へ曳蟻虫多くて不宜迚又舊所に曳歸せし由是又年月不詳左に云吉田氏より詳也

吉田勘兵衛　寛文五年三月四日松坂へ來る
同十二年二月十六日若山へ歸る

山村六兵衛　寛文五年四月十七日來
同九年五月十五日歸る

平尾仁兵衛　寛文十年二月十四日來
延寶五年六月廿三日歸る

高木甚之助　延寶五年六月廿一日來る
同七年十一月朔日歸る

平尾市平　延寶七年十二月廿日來り
元祿五年二月廿七日歸る

尾崎市太夫　元祿五年來　同六年八月十五日御鳥屋
相止に付同年十二月朔日歸る

御兩役衆到着歸國（一）

御兩役衆到着歸國之事

一此御役所元祿八亥年七月上野三郎右衛門某爲相役落合八兵衛某被　仰付御鷹師役所建替初て兩役所と稱す

落合八兵衛　元祿八年十二月二日松坂到着
同十六年十二月廿一日若山寺社奉行に進

水野四郎右衛門　寶永元年三月十一日來り
同四年二月廿一日依病氣歸る

井關彌五助　政村　寶永四年四月十六日來　享保元年七月進奉行に同八月十六日歸る

大島武右衛門　常政　享保元年九月廿八日來り　同二年七月六日病卒

佐山安左衛門　重庫　享保二年八月廿四日來　同五年九月廿四日依病氣に歸る

武田八太夫　氏房　享保五年十二月十一日來　同十六年十一月十二日進奉行に十一月十二日歸る

武藤要人　高久　享保十六年十一月廿五日來　寛保元年七月五日若山町奉行に役替　先田丸會所へ引越同七月十三日病卒

浦上八郎右衛門　美禮　寛保元年松坂町奉行より進み同七月九日移　役召放にて延享三年二月十二日若山へ歸る

川合善太夫　政章　延享三年四月三日來紀府進奉行　寛延二年四月朔日歸る

丹波彌右衛門　了善　寛延二年五月廿五日來

此跡役毛利喜平太より町奉行兼帶に付町奉行屋敷にて兩役相勤其以後此屋鋪明く

一此屋鋪地の內に八幡宮の祠有り勸請年月未詳石を以て神體とせし故にや石神八幡とも云此屋鋪最初は御鷹師屋敷なりしか元祿六酉年より兩役屋敷と成り代々屋敷主信仰有近年は外屋敷主共に信仰不淺恒例にて神樂無斷絶今も鷹部屋八幡宮とも云ふ

毛利喜平太　矩峰　兩役にて町奉行兼帶寶暦三年三月十六日來　同四年三月十八日歸る御勝手在方御仕入御用元掛り

速水半兵衛　右同斷　寶暦四年三月九日來同十一年九月十一日歸る

長坂小右衛門　右同斷　寶暦十二年四月十一日來同年五月十一日病卒

岡部小左衛門　右同斷　兩役にて船奉行兼帶

村上三郎右衛門　明和三年來同六年歸る

瀧谷文右衛門　右同斷　明和六年來る

大草善次郎　安永五年申六月歸る

小野藤右衛門　安永五年九月廿九日來

兩役衆到着幷歸國之事

一元祿八亥年迄は松坂奉行と唱へて一人也其役今一人相役被　仰付御兩役と云ふ當役所をは常に大手の屋敷又口の屋敷と云ふ

海野縫殿右衛門　寛永十四年松坂に來り正保元年病卒

岡山杢之助　正保元年來り承應元年歸る

牧野次郎兵衛　正保二年來り承應元年歸る

鈴木源兵衛　承應元年來同年病卒

岡部太郎兵衛　承應元年來同年病卒

關根又左衛門　來歸未詳

小笠原治右衛門　明暦三年十一月十六日來寛文元年七月廿七日歸る

堀田孫之丞　寛文元年七月廿四日來同二年五月十九日歸る

小野木左吉右衛門
寛文二年八月十三日來り同九年二月廿三日歸る

水野理左衛門
小野木氏爲相役寛文三年十月三日來る
同四年六月十三日御城代に所替

中井武兵衛
小野木氏當分爲代寛文九年二月十四日來
同年閏十月十九日歸る

牧野治郎兵衛
小野木氏爲相役寛文九年閏十月十五日來
同十年八月十五日依病氣歸る

中井武兵衛
牧野氏爲相役寛文十年十二月廿五日來
延寶七年十二月十五日歸る

三宅善左衛門
右中井氏爲相役寛文十一年十二月十五日來
中井氏と隔年交替延寶八年閏八月歸る

原田彌平次
延寶八年閏八月六日爲一人常詰松坂町奉行所より移
天和三年十月七日病卒

朝岡助十郎
天和三年十二月十九日來元祿二年十月四日歸る

佐野伊左衛門
元祿二年十一月廿三日松坂町奉行所より移り
同六年十一月廿六日歸る

上野三郎右衛門
元祿六年十一月廿四日松坂到進寺社奉行に
同十二年十月三十日歸る

桑山吉兵衛
元祿十二年十二月十五日來同十三年
九月朔日依病氣に歸る

內藤甚五右衛門
元祿十三年十二月十八日來十人組頭に進
寶永五年五月十五日歸る

三上兵之右衛門
寶永五年九月廿六日來享保二年
十月廿六日依病氣歸る

平井藤左衛門 正之
享保三年正月十五日來西條御家老に進み
同九年四月六日歸る

齊藤半藏 利邦
享保九年閏四月廿日來寺社奉行に進む
同十五年十二月十七日歸る

遠藤兵右衛門　方舊　享保九年閏四月廿日來寺社奉行に進む　同十五年十二月十七日歸る

四宮彦右衛門　享保十七年八月廿八日來奉行に進む　同十九年十月廿五日歸る

村上三郎右衛門　享保十九年十二月三日來　寛延二年九月十六日依病氣歸る

中原武左衛門　寛延二年十月十六日來　寶暦三年二月歸る

津村長左衛門　元亮　寶暦三年松坂從町奉行所移　同四年八月廿四日病卒

渡邊喜右衛門　寶暦五年正月三日來　同七年三月自害

山田八右衛門　寶暦五年七月廿八日來　同七年三月歸る

小笠原治右衛門　寶暦七年三月四日來　同十三年十月晦日歸る

毛利喜平太　明和元年十一月廿二日來町奉行兼帶　同六年九月四日歸る

得能仁左衛門　明和六年十一月廿八日來　同八年七月廿三日歸る

由比半左衛門　明和八年十一月朔日來

鈴木治右衛門　安永八年五月十三日歸る

小出平九郎　安永八年七月六日來　天明元年十二月朔日歸る

町奉行衆到着歸國之事

富永十太夫　承應元年松坂に來る

弓削多與五兵衛　明暦二年來

彥坂宗右衛門　寛文元年閏八月十五日若山へ歸る

村上助右衛門　寛文元年閏八月十三日來　同十年五月廿七日歸る

岡山新助　寛文十年五月廿二日來　延寶三年五月廿二日歸る

玉川伊右衛門　延寶三年五月十九日來　同五年七月廿四日歸る

半田源左衛門　延寶五年七月廿一日來　同六年二月廿九日歸る

原田彌平次　延寶六年三月八日來　同八年閏八月兩役に進む

山本六右衛門　延寶八年閏八月八日來　貞享元年六月八日歸る

田代楠太夫　寛保元年七月廿二日來　延享元年五月十三日病卒

長野九左衛門　祐孝　延享元年七月四日當所御船奉行より移　寺社奉行に進同三年十二月廿二日歸る

村上又右衛門　嗣尙　延享三年十二月廿二日來依病氣　寶暦二年六月四日歸る

津村長右衛門　元亮　寶暦二年八月四日來同三年兩役　中原氏跡屋敷へ移る

此以後兩役兼帶と成る

御船奉行
衆到着歸
國

御船奉行衆到着歸國之事

御船奉行支配松崎七右衛門同與力二人大船頭二人手代二人御水主五十八人之事は松崎居住故不載

坂口作兵衛　寛永十四年頃松坂へ來る

三浦與次右衛門　慶安三年頃來

原田權之助　承應三年頃來

稲生加兵衛　寛文十二年六月八日若山に歸る

加納角兵衛　寛文十二年五月廿八日來る
延寶七年十月廿四日歸る

高岡市左衛門　延寶七年十月十七日來る

山井治右衛門　貞享二年十月廿七日來る
元祿四年閏八月廿八日歸る

鈴村市左衛門　元祿四年九月十九日來る進若山同役に
同十二年八月十九日歸る

得能治部左衛門　元祿十二年閏九月九日來る十六年八月進
山家頭寶永元年正月廿四日歸る

天野孫七　寶永元年二月十六日來進若山同役
享保二年九月歸る

石井仙兵衛重矩　享保二年九月田丸物頭より來若山同役に
進同十六年九月廿一日歸る

小野田半左衛門　享保六年九月十九日來依願寄合に役替
寛保元年七月十六日歸る

長野九左衛門祐孝　寛保元年九月七日來延享元年六月廿三日
進當所奉行同七月四日町役所に移る

岡村彌五八　延享元年九月六日來役召放同五年
十一月廿七日歸る

寺村嘉兵衛　寛延二年三月十八日來る

寶暦三年より御兩役兼帶となり御船奉行止

御代官衆到着歸國之事

長野九左衛門 清貞
元和五年松坂に來寛永十四年歸る

原田猪右衛門 春知
寛永十四年來同十九年歸る

中村四郎左衛門
寛永十九年來正保三年歸る

山林専之丞 元政
正保三年來明暦二年歸る

丹羽彌四郎
明暦二年來万治二年歸る

池端彌左近
万治二年來寛文八年三月廿八日歸る

堀内九八郎
寛文八年三月廿六日自白子郡奉行來
延寶五年六月四日若山へ歸る

松下半六
延寶五年六月二日田丸同役所より來る
天和元年四月二日若山へ歸る

佐波治郎兵衛
天和二年二月廿八日當所郡奉行より移
同三年五月十三日若山へ越卒

千賀市左衛門
天和三年三月十五日來
元祿三年八月朔日歸る

奥野才右衛門
元祿三年七月廿七日來る
同十一年三月廿二日歸る

西村八太夫
元祿十一年三月八日來
同年十一月廿二日頓卒

松村小十郎
元祿十二年四月十一日來
同十五年閏八月廿一日歸る

北村伊太夫
元祿十五年閏八月十一日來
寶永三年二月十五日歸る

服部與兵衛
寶永三年田丸同役所より來享保四年正月
役御召上同年三月十七日歸る

幸田彦左衛門　享保四年四月晦日來同十年六月十七日歸る

伊庭傳七　享保十年五月廿二日來同十五年八月廿一日病卒

片山太郎兵衛　享保十五年十二月四日來同十七年六月役御免同七月廿八日歸る

田口傳藏　享保十七年八月廿四日來同廿一年五月五日勘定に若山へ越八月十四日病卒

淺井吉兵衛　享保二十一年六月五日來御茶御用片付若山へ歸る同年九月十三日重て來寛延二年歸る

速水半右衛門　寛延二年七月十五日來同四年三月九日歸る

中村甚之左衛門　寛延四年五月七日來る

長坂小右衛門

服部八郎右衛門

岡部小左衛門

加藤六左衛門

眞木六右衛門

鈴木治左衛門　治右衛門と改む

小浦惣内

御代官支配手代は舊六人其後七人當時は八人右居住の長屋元祿九子年に建同十六年未建繼之但最初は御代官直の由也

右御代官屋敷地を分て享保十五年戌秋米方役所建由良作兵衛同年十月八日町仮宅より移同所米藏

右同年冬建當時御取拂

郡奉行衆到着歸國之事

氏名	到着
水野庄兵衛	寛永二年頃來
小崎九郎兵衛	同年頃來
山林專之丞	同　五年頃來
山中作右衛門	同　十年頃來
村井太左衛門	同　十四年頃來
橋本源兵衛	同　十六年頃來
有賀喜兵衛	同　十八年頃來
伊東久平	正保二年頃來
岸和田源太夫	慶安二年頃來
松下助左衛門	承應元年頃來
田中十左衛門	同年頃來
村嶋清兵衛	同　二年頃來
奥村仁左衛門	同年頃來
高岡市左衛門	明暦二年頃來

落合十兵衛　同年頃來
丹羽安太夫　万治二年頃來
幸田金右衛門　同　三年頃來
堀内九八郎　寛文二年頃來
加藤權左衛門　同四年頃來同六年五ヶ所役替
西村淸左衛門　寛文四年頃來同七年七月四日江戸へ被爲召
淺井治郎右衛門　寛文六年五月十一日來
水巻作次右衛門　寛文六年十月廿五日來右淺井氏若山へ被越候た跡より追懸七日市にて打果す
山下七郎右衛門　寛文七年頃來
鈴木八郎右衛門　同　八年頃來
渡邊七左衛門　同　九年頃來
田沼治右衛門　同十一年頃來
中島半右衛門　延寶三年頃來
今村新之丞　同　五年頃來
松村小十郎　同　七年頃來
佐波治郎兵衛　同　八年二月廿二日來
垣村新平　天和二年三月廿九日來

安富與六兵衛	貞享三年二月廿二日來
大草小五郎	貞享四年九月五日來元祿元年二月廿一日田丸同役所へ移
岸田七郎左衛門	元祿元年五月九日來
淺井八郎太夫	元祿二年八月廿三日來
關口彌太郎	同四年閏八月廿日來
幸島喜左衛門	同七年二月廿三日來
角谷六兵衛	同八年八月廿九日來同十一年七月十六日歸る
早淵文左衛門	同九年二月廿四日來同十二年二月歸る
中村平八	同十一年九月六日來る
木村長太夫	同十二年四月十五日來 同十三年二月廿九日田丸同役所へ移
中原武左衛門	同十三年二月廿八日來 同十五年九月廿九日依病氣歸る
長田甚藏	同十五年十一月十五日來 寶永元年四月朔日歸る
落合與一左衛門	寶永元年九月十五日來 同四年九月廿八日病卒
神前善之丞	同二年三月十九日來 享保二年九月廿一日依病氣歸る
伊藤仁兵衛	同四年來享保二年八月歸る
小山田庄助	享保二年九月來同三年八月歸る

大屋彌一右衛門　同三年八月十五日來
同六年十二月廿七日依病氣歸る

關口彌太郎　同四年四月廿九日來
同五年七月十九日歸る

宮本與右衛門　同五年十月朔日來
同八年八月田丸御代官に進む

村上三郎右衛門　同七年三月五日來
同十五年九月進添奉行

四宮紋右衛門　同八年五月來
同九年六月進添奉行

浦上百助　同九年八月廿八日來
同十六年十一月進添奉行

山田喜兵衛　同十五年十二月十六日來熊野御修護役に進
同十七年七月廿九日歸る

浦上八郎右衛門　同十七年二月十五日來
同二十年三月若山へ越五月進添奉行

關孫太夫　同十七年八月廿八日來進添奉行
元文四年八月廿日歸る

竹村又吉　享保廿年八月廿六日自田丸同役移
同廿一年九月病氣養生に歸る

渡邊半左衛門　元文四年九月廿一日來寛保元年閏十月歸る

小山田庄助　寛保二年十二月九日來同三年八月歸る

美濃部善一　同三年來寛延三年歸る

得能彌五兵衛　寛延二年二月廿日來同四年九月四日歸る

毛利喜平太　寛延四年正月四日來寶暦二年四月歸る

由良銀八　寛延四年來
吉田時助　寶暦二年六月來同年九月廿九日病卒
加藤六左衛門
古屋十郎太夫
鈴木大藏　治郎右衛門と改む
森久之丞

常詰御目附之事

鈴木九郎三郎　慶安元年松坂來
半田源太左衛門　明暦二年來寛文元年四月十一日歸る
木俣九左衛門　寛文元年來同五年八月十四日歸る
白井八兵衛　寛文六年正月廿一日來同七年二月十七日病卒
野口角兵衛　同七年二月十九日來
岡田太郎兵衛　同七年九月十日來進五十人物頭に　延寳七年七月廿八日白子へ越
肥田數右衛門　延寳七年七月廿七日來　天和元年正月廿六日病卒
三倉貞右衛門　天和元年三月十五日來　同三年八月八日歸る
井關平九郎　天和三年八月七日來　貞享元年十二月九日依病氣歸る

石井仙兵衛　貞享二年五月三日來同年九月廿六日歸る
水野三郎次郎　貞享二年十一月十一日來元祿元年役御召上若山へ歸る

右屋敷元祿元辰年より九ヶ年開明地と成同十一寅年より森の御城代與力屋敷と成（馬場之角也）御目付屋敷は元祿元年雨龍の近所へ新に建以後此屋敷也

小幡彌右衛門　元祿元年十一月十一日來同二年閏正月十二日依病氣歸る
黑川六左衛門　元祿三年三月二日歸る
石黑藤兵衛　元祿三年九月三日歸る
印牧野武右衛門　元祿四年三月二日歸る
田代楠太夫　元祿四年閏八月十七日歸る
大島伴助　同九月五日歸る
桑山新右衛門　同五年三月二日歸る
落合八兵衛　同五年九月廿七日歸る
木村八郎太夫　同六年三月十三日歸る
關根七右衛門　同六年十月十四日歸る
豐島半之丞　同七年三月廿六日歸る
堀內庄藏　同七年九月九日歸る
黑川六左衛門　同八年三月廿一日歸る

印牧野武右衛門　同八年九月十六日歸る

權田惣五右衛門　同九年九月十六日歸る

木村八郎太夫　元祿九年九月十六日歸る

關根七右衛門　同十年三月十四日歸る

豐島半之丞　同十年九月十六日歸る

桑島喜左衛門　同十一年三月十六日歸る

堀内庄藏　同十一年九月十八日歸る

九鬼半右衛門　同十二年三月廿三日歸る

岡田治郎左衛門　同十二年九月十六日歸る

弓削多與五兵衛　同十三年三月廿六日歸る

田屋源太兵衛　同十三年九月十六日歸る

彥坂儀左衛門　同十四年三月十六日歸る

天野孫七　同十四年十一月朔日歸る

田中勘八　同十五年三月十七日歸る

朝倉三郎兵衛　同年九月十六日歸る

角谷六兵衛　同年十一月十六日若山へ被爲召

堀内庄藏　同十六年三月十六日歸る

尾崎平左衛門　同年九月十六日歸る
薗田平次郎　寶永元年三月十七日歸る
安藤十左衛門　同年九月十八日歸る
齊藤勘左衛門　同二年正月廿一日若山へ被爲召
田中勘八　同二年六月廿一日若山へ被爲召
鈴木又兵衛　同二年十月十六日歸る
佐山安左衛門　同三年三月十六日歸る
朝倉三郎兵衛　同三年九月十六日歸る
小關仲右衛門　同四年三月十六日歸る
三宅市郎左衛門　同四年九月廿一日歸る　若山へ着直に自害
木下紋右衛門　同五年三月十六日歸る
池田喜右衛門　同五年九月十六日歸る
小野權太夫　同六年三月十七日歸る
小野田半左衛門　同六年九月十八日歸る
齊藤源藏　同七年三月廿九日歸る
成田八太夫　同七年九月十七日歸る
平塚市郎左衛門　正德元年三月十八日歸る

薗田伊兵衛　同元年十月十四日歸る
池田喜右衛門　同二年四月十九日歸る
長屋權平　同二年四月十七日自江戸來
同三年三月十七日若山へ歸る
內藤仁右衛門　同三年九月十七日歸る
小出平內　同四年三月十七日歸る
小野田半左衛門　同四年九月十七日歸る
齊藤源藏　同五年三月十七日歸る
山名八左衛門　同年九月十七日歸る
成田八太夫　享保元年三月十七日歸る
森兵助　同年九月廿二日歸る
大崎只右衛門　同二年三月十七日歸る
宇佐美多右衛門　同年十一月十七日歸る
大須賀九郎右衛門　同三年五月朔日歸る
宇佐美三郎兵衛　同年十月十七日歸る
內藤仁右衛門　同四年四月十七日歸る
小山田庄助　同年十月廿五日歸る
山名庄右衛門　同五年三月十七日歸る

大崎宇左衛門　同年九月十七日歸る
小島治太夫　同六年三月十七日歸る
小關新左衛門　同六年九月十七日歸る
原田權之助　同七年三月十七日歸る
宇佐美多右衛門　同年九月十七日歸る
本間彌三左衛門　同八年三月十七日歸る
佐野市郎左衛門　同年九月十七日歸る
小島兵右衛門　同九年四月五日歸る
北村伊太夫　同年九月十七日歸る
關口彌太郎　同十年三月十七日歸る
田代七右衛門　同年九月十七日歸る
山田八右衛門　同十一年三月十七日歸る
原田權之助　同年九月十七日歸る
佐山安左衛門　同十二年三月十七日歸る
村松彌次左衛門　同十二年九月十七日歸る
本間彌惣左衛門　同十三年三月歸る
佐野市郎左衛門　同年九月歸る

山林四郎左衛門　同十四年三月歸る

大島武右衛門　同年九月歸る

佐野七郎右衛門　同十五年三月十七日歸る

神谷九左衛門　同年九月十七日歸る

山田八右衛門　同十五年十一月五日若山へ被召當所町奉行に進

佐山安左衛門　同十六年三月廿五日歸る

神谷藤右衛門　同年三月廿二日來依願に直く請同十七年十一月十三日御用達に進み若山に歸る

長野九左衛門　同十八年三月十七日歸る

松下藤左衛門　同年九月十七日歸る

灘谷文右衛門　享保十九年三月十七日歸る

山本八郎兵衛　同年九月十九日歸る

向笠彌次右衛門　同廿年三月十七日歸る

大崎與惣左衛門　同年九月十七日歸る

川合善太夫　元文元年三月十七日歸る

村松彌次右衛門　同年九月十七日歸る

長坂角彌　同二年三月十七日歸る

田代長左衛門　同年九月十七日歸る

木川平右衛門　同三年三月十七日歸る

寒川彌五太夫　同年十月十二日歸る

向笠彌次右衛門　同四年三月廿四日歸る

川合善太夫　同年九月十七日歸る

丹澤八郎右衛門　同五年五月廿一日歸る

朝倉金兵衛　同年九月十七日歸る

田代長左衛門　寛保元年三月十七日歸る

喜多村伊太夫　同年九月歸る

木川平右衛門　同二年三月歸る

寒川彌五太夫　同年九月九日歸る

加藤彌右衛門　同三年三月歸る

津村長右衛門　同年九月歸る

川合善太夫　同四年正月御用有之歸る

田代長左衛門　同年三月歸る

花房茂左衛門　同年九月歸る

安藤權左衛門　延享二年三月歸る

蜂屋七左衛門　同二年三月來同年より佐野氏さ兩人詰

佐野彦右衛門　同年八月來同三年三月歸る
丹澤八郎右衛門　同三年九月歸る
東使文右衛門　同四年三月歸る
十川半右衛門　同年九月歸る
加藤彌右衛門　同五年三月歸る
花房茂左衛門　同年九月歸る
近藤彌五太夫　寛延二年三月歸る
高岡市右衛門　同年九月歸る
岸和田伊兵衛　同三年五月歸る
堀田藤十郎　同年十月歸る
蜂屋七左衛門　同四年三月歸る
木村文平　同年九月歸る
津村長左衛門　同年九月來同年看病に若山へ歸る
岸和田伊兵衛　寶曆二年三月歸る
富永平十郎　同年九月歸る

御城代與力之事

木下彦太夫　元祿十一年九月七日來
寶永五年七月廿日病死

木村孫八　寳永七年十一月五日來同與力山東三郎と改
　　　　　正德二年三月朔日歸る

成川彌惣　正德二年四月四日來進十人組に
　　　　　享保六年七月十一日江戸へ越

田中平八　正保七年正月廿五日來
　　　　　同十四年九月廿四日病死

垣本清太夫　正保十五年四月二日來寛延三年四月歸る

江川金太夫　寛延二年四月來同與力西岡善左衛門跡役
　　　　　同三年此屋敷に移寳暦十年九月歸る

高井三右衛門　寳暦十一年二月廿四日來

島村小平太

同與力　此屋敷舊は白子會所也
　　　　元祿十一年より與力屋敷と成る

山東三郎兵衛　元祿十一年九月七日來寳永七年九月廿二日歸る

菊地三太夫　寳永五年九月十一日同與力木下久太夫跡役として來り
　　　　　享保二年七月十六日病死

喜多喜右衛門　享保七年十月六日來同十五年四月十四日病死

西岡善左衛門　享保十五年九月十六日來
　　　　　延享五年三月御休めにて歸る

村松吟左衛門　寛延三年十一月廿日來柱本清太夫跡役

田村宇左衛門

貝發久太夫

二上彥右衛門

御城番同心之事

一元和五年爲御城番同心牧孫右衞門多賀佐助龜井太左衞門貝發喜太夫水田茂助水本庄藏右六人長野九左衞門某於松坂被抱御曲輪に家屋敷相渡し其地御殿所に可成之由にて被召上寛文六午年同心町へ家屋敷相渡し右之內水田は小泉に代り龜井は實父の本苗小林と改む右小林か實父甚內と云ふ者黑田村に住し古田大膳太夫大坂御陣に出勤の御供に被召連依働給地の狀左に記す

大坂表にて無比類働に付高五拾石伊州下村の內にて地方にて出し候外に五人扶持は我等臺所人にて每月受取可被申候

卯八月十一日　　森　三郎兵衞判

小林甚內殿

御城代組之事

一寛文十二壬子年御城代へ組三拾人被爲附置宮地八右衞門某和歌山奉行組直くに被召抱御代官町にて長屋相渡る天和元辛酉年右組拾人減し廿人となる同二戌年新道へ屋敷相渡る右長屋破損享保十七子年居住之者に被下別屋に建改む小頭兩人最初植村五右衞門二代植村作右衞門故ありて御領被放　三代嶋村李左衞門四代北村友右衞門五代高木太次右衞門六代糸川岡右衞門七代中村斧右衞門八代平野小左衞門九代生田久兵衞又最初小頭糸川六左衞門故有て御領被放　二代奥井又左衞門三代生田久兵衞四代矢澤勘右衞門五代奥井又助六代萩原官兵衞七代高木用助八代黑川喜八右組之內藤村林左衞門は享保廿卯年右組を退本田志摩守某當時改備前守家來と成同廿日妻子被召江戸へ越當時伊藤勘右衞門と改弟分藤村武右衞門宅に勘右衞門母の罷在る所江戸へ引取度由申越延享元子年右武右衞門松坂にて奉願新居

關所通證文若山にて被下置同二月朔日老母被召江戸へ送越同組戸田宇右衛門與浪人江戸長澤主殿門弟にて棒を好太刀鎗小太刀やはら附る

町奉行古與力之事

西郷作右衛門　延寶三年十一月十五日來同六年六月五日歸る

川村平助　同六年八月十四日來天和元年三月廿五日病死

澤田六太夫　天和元年十一月七日町奉行組小頭より進み元祿七年八月十日病死

澤田彌右衛門　元祿七年九月十四日親六太夫の跡役に進み寶永元年九月十六日病死

石松兵右衛門　寶永二年正月廿七日來同三年七月廿日歸る

小森增右衛門　常政　寶永三年八月十五日來享保十五年三月十六日八丁堀御藏奉行に進み同四月廿四日江戸へ越

小池七郎太夫　吉音　享保五年七月廿五日來延享二年正月廿八日御役御免二月九日歸る

高橋勘助　延享二年來寶曆五年十月朔日歸る

富永勘之

中里安右衛門

千田幾之右衛門

町奉行新與力之事

一此屋敷は元米方役人跡屋敷にて寶永三年六月町奉行所へ兩與力被爲附置

井上宇平次　寶永三年七月十八日來享保八年十一月歸る

志賀庄右衛門　享保九年閏四月六日来同十六年六月三日歸る
寺澤門兵衛　同十六年九月十六日来寛保元年五月四日病死
上野山忠太夫　延享三年十二月来寶暦五年十月十三日高橋甚介跡屋敷へ移明和元年十人組に進九月五日歸る
富永勘兵衛
中里安右衛門
立石喜八郎
黒川喜太夫
服部三右衛門

町奉行組之事

一明暦三丁酉年町奉行所へ組十一人被爲附置弓削多與左兵衛某松坂被抱同心町へ家屋敷渡る御城番之外諸組最初に被抱之由小頭堤作左衛門蒲生家之浪士万治三卯年四月爲御雇於松坂被抱寛文十二子年役替にて若山へ越二代小頭吉田甚六寛文十二子年八月岡山新助某長屋より暫勤三代小頭澤田六太夫延寶三卯年庄野より被抱町與力に進四代小頭久世彌市郎同組より進む五代小頭深田治右衛門同斷六代小頭辻宇右衛門同斷七代小頭久世武兵衛同斷八代小頭河合治左衛門同斷右先祖之内福田小左衛門と云者竹内流小具足好み之由

兩役古組之事

一明暦三酉年兩役所へ組十四人被爲附置小笠原治右衛門某於松坂被抱同心町へ家屋敷渡る御城番六

人之者と都合二拾人小頭兩人最初小頭多賀佐助法名常淸二代多賀佐助身分左五兵衛害人御領被放三代貝發喜太夫法名淸心又最初小頭牧孫右衛門法名淨輪二代牧孫右衛門法名淨閑三代牧忠右衛門法名元重是より一人と成四代中西猶右衛門五代牧忠より六代貝發喜太夫

右組之内山住彌十郎法名方慶田丸御鳥見に進同組加藤源藏寶永六年組を退正德三年安部攝津守某家の用人倉光勘解由養子と成享保六年家督相續當時の倉光十郎左衛門と改弟加藤彌十郎享保五年大岡越前守某組與力中村三左衛門死跡々目相續同十六年十一月右三右衛門實子又藏へ家督を讓り其身は稻生下野守某組與力と成新地二百石拜領同組小林森右衛門法名淨林竹內流の捕手好江戶御家人淸水藤右衛門門弟也

兩役新組之事

一元祿八年兩役落合八兵衛某爲組松方御鷹方より十人外に一人若山より被抱都合拾一人其後古組と都合三十一人を兩組と分る最初小頭野口勘九郎元祿十四巳年二月御鳥見に進み右勘九郎京極丹後守某家之浪士岡本半兵衛門弟にて眞流の柔を好二代小頭野口權兵衛駿河越の筋目三代小頭寺島治左衛門若山吉川源五兵衛某門弟にて鐵炮小筒を好四代小頭酒井平右衛門五代小頭瀧川善九郎

御鳥見之事

一寛文十二子年御鳥見四人御餌差六人當町へ屋敷相渡る御城代舊役所前より宅を移す

山田平十郎　嫡子若山へ越

山田作兵衛　出奔跡絶

野口七太夫　法名知道先祖は野口甚助七太夫日永村宇野水雪門弟にて弓法を好む

野口彦右衛門　右七太夫嫡子法名吉眞

右四人共御鳥見也先吉眞万治二亥年より無足の勤寛文九酉年より本役二代彦右衛門知眞正徳四年十月小頭十人組並に進享保十七年七太夫と改名同十八年九月獨禮小寄合格元文五年三代彦右衛門實名命朝と入替直に小頭役大森平九郎御餌差より延寶四年進御鳥見先祖は大林平右衛門二代留右衛門法名徹禪藤堂家の浪士内海立休門弟にて鎗を好み　國君御宿城之節於御城に上覽に備ふ又野口彦右衛門法名知道門弟にて弓法を好み元文二年二月より小頭並

小川市兵衛　御餌差より元祿七戌年御鳥見に進先祖は小川十兵衛

野口甚九郎　御餌差相勤候所元祿六酉年御鳥見相止御暇被下同八亥年兩役新組に御抱同十四巳年御鳥見に進先祖は野口甚右

齊藤助十郎　右同斷寶永四亥年御鳥見に進む

野口權兵衛　右同斷兩役野口源右衛門養父

齊藤平太夫　御暇被下跡絶

小川段右衛門　小川市兵衛弟野口甚九郎同斷御鳥見に進む

右先祖は各伏見以來の御奉公にて駿府より引越候由

田丸會所之事

一田丸會所元祿十一寅年より白子田丸兩會所と成る

御徒目付并常詰押之事

一古屋文八元祿元辰年二月廿八日松坂に來同年六月六日依病氣若山へ歸代役立石伊平太同十二日來同二巳年二月若山へ歸毎二八月交替人數繁多來歸年月相紛仍略之右同屋敷常詰押志水清右衛門元祿二巳年六月四日來同江川市兵衛寶永五子年來享保八卯年病死同上山八左衛門享保十寅年卒年詰に來同八卯年より右市兵衛跡常詰大西理右衛門

春屋之事

一春屋は御城御用米春屋也初建年月未詳當時不用にて享保八丑年御取拂

御目附方物書之事

一御目付方物書常詰村田周益元祿二巳年二月廿三日來町宅後元米方役人跡屋敷へ移る享保三戌年十月廿九日自害 一代山本善悦同八卯年九月十八日病死三代山本眞達寛保二戌年十月廿一日歸四代川合元周同年十一月三日に移る

本町之事

一本町天正十八子年松ヶ崎より移す丁役坌以近郷より木綿を買求關東へ運送する家多し但總町中より諸國へ運送木綿凡八万反年に依て拾万反

一鈴木甚右衛門屋稱伊豆藏法名淨隱一志郡出雲鄉より細頸に來住守護織田信雄田丸へ城替田丸城燒失に依て重て細頸に城營天正八辰年より松ヶ崎と號す尾張清洲に移松ヶ崎は津川玄蕃頭を被指置玄蕃逆心有由にて長嶋へ召寄切腹被申付松ヶ崎へは瀧川下總守日置大膳亮を被置同十二申年三月十四日豐臣秀吉公より俄に人數を被寄町中を燒拂其時伊豆藏甚右衛門町人を召連籠城する所に暖

になり下總大膳は船にて尾張へ立退き松ヶ崎へは富田左近津田四郎左衛門を被入置甚右衛門は山田上部越中か舘に隠れ日を經て上部か取成により松ヶ崎へ歸住二代甚右衛門法名淨林天正十六子年松坂に移住寛永十二亥年の春より同十三年子迄に新宅造營　國君被爲成候由にて同十四年丑正月七日長野九左衛門某爲見分こ入來其夜出火數軒類燒有之に付致逼塞正保元申年八月十七日　國君御宿城の刻先年彫數作事仕候處不慮の仕合不便に被思召村木被爲下置段三浦長門守某被　仰渡依之御發駕の刻黑田新田へ罷出渡邊彦左衛門某取次にて御禮申上候由語り傳ふ三代甚右衛門法名淨念四代甚兵衛法名林慶五代甚三郎法名淨信六代甚右衛門法名英岳垣鼻村海會寺開基七代又兵衛法名淨頓八代甚三郎法名涼音九代甚三郎當時大年寄但し當家代々從弟入替りて主こ成る右涼音は甥聟養子にて相續

一寺西七郎左衛門屋稱出雲藏法名任風二代七郎左衛門法名任世天正十六子年松崎より移住三代十郎左衛門法名任齋四代七郎左衛門法名信西五代十郎左衛門法名理西無死歳不知六代十郎左衛門は養子也法名元中七代十郎左衛門法名麗翁八代養子次郎右衛門

一小野田權左衛門屋稱財和屋法名淸閑天正十六子年松ヶ崎より移住二代權左衛門法名淨泉三代權左衛門法名宗泉四代權左衛門法名宗元五代養子權左衛門

一鎌田赤八屋稱鎌田藏先祖天正十六年松ヶ崎より移住末の赤八法名元西江戸出店に往來し節箱根にて馬士こ荷物の輕重を爭論す馬士か云ふ荷物重くして馬負不堪赤八云何重からん我も可負馬士か云汝此荷を負はゝ此馬を與へんと云赤八右の荷物及同道竹内三郎右衛門法名道本二人の路錢を合

負ふて馬を牽き坂を越したる力者成由其子又八醉狂刄傷元祿五年御領を被放寶永六丑年大赦にて船江村に歸住して死す

一三井八郎右衛門屋稱越後屋三井越後高安と云者江州より出雲鄉に來り住む次郎右衛門と改名法名宗觀次郎右衛門三男則兵衛法名道鏡松坂に來住一男三井八郎右衛門法名淨貞二男櫻井清兵衛法名宗馨三男三井三郎兵衛法名淨知四男三井八郎兵衛法名宗壽男女共に八子也右八郎兵衛男八郎兵衛法名宗兵貞享四卯年江戸御賄所となる翌辰年　國君の御目通へ被召出元祿六酉年十月京都住居御免二代八郎右衛門法名宗清享保七寅年十二月より京都に於て二拾人扶持被下置隱居して五人扶持被爲下置三代八郎右衛門享保十九年寅年より三十人扶持被下置四代八郎右衛門續て御扶持被下置隱居して宗十郎と改め五人扶持被下置後出家す五代八郎右衛門高稱段々御加增被成下當時七拾人扶持被下置

一三井則右衛門法名了榮三井八郎右衛門甥養子聟大年寄公務役用出精に付寶永七寅年九月四日より拾人扶持被下置同廿九日古則に准し剃髮被免て役儀を務二代則右衛門高利大年寄役相續享保廿卯年四月十一日拾人扶持被下置剃髮宗三と號三代則右衛門大年寄相續

一小津清兵衛法名道元一志郡小津村より松ヶ崎來住天正十六年松坂に移住二代清兵衛法名道連三代清兵衛法名道方四代清兵衛法名道生五代清兵衛法名道圓六代清兵衛松坂小津黨根本也枝葉繁茂して小津と稱する屋當時町中五拾軒餘あり

一中里孫三郎屋稱京屋法名淨圓京都より來住二代聟養子平左衛門法名宗德三代八郎左衛門法名安齋

四代弟養子次左衞門法名宗西五代聟養子清兵右八郎左衞門弟清左衞門法名昌齋父の隱居跡相續して商道に功有二代清左衞門三代清左衞門

一小出孫兵衞屋稱鍵屋一志郡波瀨村より紺屋の養子と成て來住三州矢作當國宇治兩橋の懸替の材木を請負逆其事には無筆にして俗文に通し算法を不知して積り身貧にして富人に交り賤して貴家に出頭し他國者語り合於松坂に米市を企んと欲す其品僞事有之由にて享保十八丑年二月十八日勢州三御領御構熊野長島に被放

一須賀伊兵衞法名壽樂新町須賀彥太夫二男なり養子伊兵衞法名西岸三代養子伊兵衞新町須賀彥太夫法名宗印二代彥太夫法名善中は女子六人男子七人あり一男彥七二男宅兵衞三男六兵衞四男七兵衞五男九兵衞六男與兵衞七男七左衞門也三男は法名善了廸鹽屋町に住居す

一小津清左衞門法名玄久本正才田二代清左衞門法名淨久三代清左衞門法名道沖四代清左衞門

一鎌田市左衞門鎌田兵衞後胤二代三郎左衞門三代傳右衞門細川越中守家中鎌田杢之助に系圖を讓りし由にて當時不詳四代養子重右衞門五代養子傳右衞門法名淨林六代養子傳右衞門

諸家暖簾用初

諸家暖簾用初之事

一松坂の古へ家毎に繩簾を用ひて未た暖簾を不用京屋孫三郎京より來住し初めて紅染の暖簾を用ゆ所の男女珍らしかりて往て見し由其比の踊歌入拍子に「京屋殿の暖簾はソレヤ(ヤ)やよか脚布じやよの」とうたひける由山田にては賤婦をヤヨと云松坂の古俗女子を呼て良女と云由此の歌の意は女子の脚布したるに似てあらはならすと稱美せし由語り傳ふ

大手町　善覺寺　湯屋町　工屋町　黨陰橋　紺屋町　孝女よし

大手町之事

一大手町天正十六年松ヶ崎より移す丁役二歩五厘

善覺寺之事

一善覺寺道路は大手町にて寺居は本町中里清六裏門徒宗江戸麻布善福寺末也穢多旦那寺たるに依て寛文八申年黒田の野へ移し替させられし由語り傳ふ

湯屋町之事

一湯屋町丁役貳歩五厘此所に錢湯屋有し由にて此稱有本は大手町の内なる由

工屋町之事

一工屋町丁役貳歩五厘天正十六子年松ヶ崎より移る

黨陰橋之事

一黨陰橋は黨陰と云ふ禪僧古田大膳太夫入魂に依て此所に在庵す因て橋の名とす古田氏石州濱田へ所替の後彼の僧退庵し明地と成しを樹敬寺より長野九左衛門某役所へ奉願寛永四卯年より樹敬寺へ被爲寄置利道と云僧を差置しより又利道橋と云ふ右の庵今正樹軒と云ふ

紺屋町之事

一紺屋町丁役貳歩五厘天正十六子年松ヶ崎より移す此町舊は紺屋のみ在りし由今は絶たり

孝女よしの事

一よしは北出氏女祖母及母に孝行之由　國君の御聞に達し寶永二年より母子一生毎年御米五石つゝ

信人一庵
矢下町
正圓寺
城坊小路
蜜藏院

被下置

信人一庵之事

一松葉一庵は曲村農夫の子成人して鍼醫と成る父子嘗て同村農人清藏と云者の厚恩を請る所其子清藏か子清左郎に至り年貢に逼り甚困窮の節右一庵昔の恩を思ひ金を借りて是を清左郎に貸與ふ事の本末　國君の御聞に達し享保丁未年白銀三拾兩を一庵に賜り且又清左郎に貸與へし金子程一庵に被下置

矢下町之事

一矢下町は本町小路也丁役四分一厘

正圓寺之事

一正圓寺高田宗一身田末天正十六子年敎圓法師松ヶ崎より移す一志郡矢下谷の道場故矢下堂と稱して町の名と成す由延寶八申年十二月燒失元祿九年三世敎住院[illegible]堂再建

城坊小路之事

一城坊小路本町小路也無丁役

蜜藏院之事

一明星山蜜藏院眞言宗古義舊は大和國長谷寺末今は田丸領田宮寺末文祿元辰年春清法師開基御城の鬼門にて古城主より修法被　仰付に依て寺の異名小路とすなる由元文元辰年十一月十六日燒失新に建立

善縁寺

博勞町

千田新七家

善縁寺之事

一善縁寺高田宗一身田末慶長九辰年淨心法師開其舊號は梅香庵元祿元辰年より善縁寺と改む元祿元年十一月十六日燒失す依て新に建立

博勞町之事

一博勞町天正十六子年松ヶ崎より移傳馬役勤に付無丁役傳馬十三匹元和九亥年三月長野九左衞門某の定置由往古の年寄神部氏の記に見へたり

右傳馬毛替料として承應二巳年より御金九拾三兩年賦に拜借し來る由馬士五郎左衞門覺之有り

千田新七家之事

一千田新七屋稱油屋尾張國より松ヶ崎に來住天正十六子年松坂に移住二代杉左衞門馬乘に達し大坂御陣の節古田大膳太夫供に被召連三代太郎治法名道西四代聟養子瀨兵衞依願肝煎役中尾善兵衞に代る五代右道西孫養子太郎次迄肝煎役五代相續當時逼塞當時諸役免許之狀左之通

馬町の儀如前々飛驒守殿任折紙申付候向後違亂有之間敷候爲其如此に候也

已上

石黑毛右衞門尉貞秀判

博勞町　新七さのへ

馬町之義如前々采女任折紙申付候向後違亂有之間敷爲其如此候也

已上

古田兵部少輔重勝制

杉左衛門

御厨神社

惣安寺

外博勞町

中町

御厨神社之事

一御厨天王社家の傳記に曰く當社は飯高郡平生伊勢内宮之御厨所に奉祭神にて食氣薫滿所の神靈を指て薫氣神と奉稱素戔嗚尊と同神也と語り傳ふ上古平生は參宮の驛路なりしに因て　勅使參向之節終に此御厨に止館有りて旅行の幸を祈り玉へりと傳へて今も旅立に先當社に詣拜す右の御厨廢絶して纔に殘る神垣を天正年中松坂に辻道路は大手町通伊豆藏の後に社居は本町津島屋彥市裏なりしを此社地不可然に付坂内川の邊今の社地に長野九左衛門某移替させられし由語り傳ふ元文元辰年十一月十六日炎上寛保二戌年九月廿八日新造迁社神主一代高谷若太夫二代同若狹實名宗茂元祿八亥年二月十七日卜部兼連烏帽子狩衣之載許三代同若狹茂久享保五子年七月三日卜部兼敬（ヨシ）烏帽子狩衣

惣安寺之事

一惣安寺は當町の會所寺にて開基不詳元祿七戌年より淸光寺末となる住寺淳信法師地藏を安置寶永四亥年堂再建元文元辰年十一月十六日燒失後住建立未全

外博勞町之事

一外博勞町は町廻りの地也正德元卯年十月中町龜屋德兵衛拘地に水車屋建物段々家造り町並となる

中町之事

一中町は天正十六子年松ヶ崎より移丁役全歩町の正中なり

肘折橋之事

一肘折橋又肘折取橋共云此橋爪當時小野屋彦兵衛同町正中仲間屋治右衛門日野町の首角屋源右衛門各宅表にて道路を右へ肘折る此橋肘折の取始めなれは此名を顯はせり古俗の踊歌に擣に寄せて「伊勢の松坂いつ來て見ても禰の取樣てまち悪ろし」來ては着也禰は飛騨也襠は町也松坂町割の時道路を斜めに肘[不明]先を隱す兵伏の備へ成る由語り傳ふ

中町諸家之事

一村田市兵衛法名善貞屋稱栁屋二代市兵衛法名善智三代久左衛門法名善正四代弟彦左衛門法名善哉五代市兵衛法名善義六代彦左衛門法名善郭

一長井玄眞湊町長井嘉左衛門道丹の宗子二代養子玄順三代元愼代々御用醫勤御目見被免

一荒木山三郎法名淨悅西町荒木清右衛門弟淨悅の弟一男是水佐々木志津摩に學て書を能くし陸沈洞藏六と號す竪一丈四尺一寸五分横五尺九寸の紙に動靜の二字を認め備天覽稱美の讃左の如し

皆上　紫宸、歷覽二帝、留中一月、頗被稱賞

元祿辛未

佐元恭識

二代山三郎法名松亭淨悅の二男也冬丸と云ふ清水谷家の門弟にて歌道を好花忘老

夜の程は寢覺めかちなる老の身も明れは花に物忘れして

三代山三郎

一菅生與兵衛屋稱朝田屋法名淨恵飯高郡寺井村より來住二代聟養子與兵衛號は友軒武府兩替御用相勤む三代養子與兵衛實名時倍（マス）當時逼塞

一鈴木五兵衛屋稱伊豆藏法名淨喜本町鈴木甚兵衛林慶の五男也二代五兵衛實名住蔭享保七寅年極月より二拾人扶持被下置同十九年寅八月より拾人扶持御加增三代五兵衛實名正純段々御加增當時七拾人扶持被爲下置

一鈴幹（キ）庄右衛門法名淨薫屋稱美濃屋尾州より來住元和八戌年鍵屋十郎太夫跡本陣御用宿被　仰付二代源之丞三代庄右衛門法名出水迄百七年勤享保十三申年二月病死跡不如意にて不相續旨奉願金百兩の拜借も九拾兩滯有之に付同年八月より九年の内御金三拾兩つゝ被爲下置右の内にて滯御引次上納替濟仕候已後は毎年二拾兩つゝ被爲下置四代養子庄右衛門御用宿難勤旨奉願延享四卯年より御金拾兩御加增都合三拾兩つゝ外に五拾兩拜借被　仰付

常念寺

常念寺之事

一常念寺高田山一身田末專修寺中興眞惠法師の開基天正十七丑年松ヶ崎より移る承應元辰年堂再建寶永四亥年專修寺御門主勝宮と申せし時御參宮にて當寺へ被爲入に付境内增附被爲成永く本寺の通ひ所となる右の堂破損に付寶曆五亥年六代與降院良濟修繕を企つ同六子年十一月遷化同九卯年四世光雲院惠廓入佛供養あり

常念小路

常念小路之事

一常念小路丁役四歩一依寺號此稱あり

寶光院小路　寶光院　寺小路　慶聚院　觀音寺　稱讃庵　觀音小路　觀音小路諸家

寶光院小路之事

一寶光院小路丁役四歩一依寺號此稱あり

寶光院之事

一東方山寶光院眞言宗繼松寺末天正十六子年永賢法師松ヶ崎より移す

寺小路之事

一寺小路左に記す三箇寺而巳にして任家なし

慶聚院之事

一大龜山慶聚院禪宗律龍津寺の末元明禪師開基天正十七丑年松ヶ崎より移す

觀音寺之事

一能救山觀音寺禪宗養泉寺末天正十七丑年通德法師松ヶ崎より移す

稱讃庵之事

一稱讃庵淨土宗淸光寺末天正十七丑年松ヶ崎より移す舊は禪僧住持す寛永十六年より淸光寺末と成

觀音小路之事

一觀音小路丁役四歩一繼松寺へ參詣の通路なる故此稱あり

觀音小路諸家之事

一岡山又右衛門法名除淸二代又右衛門法名俊正茶式を好み兼て諸藝に携はる此由達對山君御耳に元祿十四巳年紀府に被召寄七人扶持御金二拾兩つゝ被下置御雇奉仕三代庄左衛門法名端齋四代又左

衞門法名宴正

一松本六郎次郎法名休也角屋七郎次郎法名江由の養子と成て泉州堺より來住二代六郎次郎法名駄堂

舛科を好み三代養子六郎次郎

職人町之事

一職人町丁役貳歩五厘此町三丁有繼松寺より法久寺迄を上職人町法久寺より清光寺迄中職人町清光寺より鍛冶町迄を下職人町と云ふ往古呉器屋町と云ひしは中職人町の古稱なり下職人町は日野町の部に記す

職人町諸家之事

一中川淸右衞門法名淨安二代淸右衞門法名淨故三代淸三郎法名淨宇淸水谷家の門弟にて歌道を好

よしとのみ思ひてなすは難波かた共にあしかる身とはしらすや

此歌勅點を被成下由語り傳ふ四代淸三郎

一小島專庵新松ヶ崎村小島角兵衞法名角譽の宗子醫を好松坂に來住

一忠人靑木玄安夫妻の事古主人家靑木玄泊に忠を盡す事　國君の御耳に達し享保元申年爲御褒美御銀三枚妻に貳枚被下

一丹羽德翁の宗子道悦十六才の時碁に器用成事　國君の御耳に達し二人扶持被下置本因坊に附屬し碁所に被召出於武府五拾石拾人扶持被爲下置享保十二未年京都にて死す二代孫養子德翁宗子正伯加州稻若水に採藥の事を學ひ享保七寅年武府に被召出三拾人扶持被下置翌卯年下總千葉郡瀧臺野

に於て藥草作候野方五拾万坪被爲下置三代聟養子元叔代々御用醫相勤御目見被免

一向井宗哲丹波國福知山の城主稻葉淡路守家の浪士江州大津木瀨三の門弟にて歌道を好み元祿十四巳年五月七日八十九才にて死す兼て儒學を松坂に弘む一男習新軒津藤堂家に仕官二男元珉向井を正井と改む三代聟養子源藏

歌仙貝　和歌　　向井宗哲守靜卿

左見を〳〵も波打かくる簾貝ひまこそなけれいかてひろはん

右ひろはゝや波打あくる簾貝磯山風はよしおろすとも

風下磯山巡海畔玉階猶靜簾中

右歌仙三拾六番餘は略之

一料理師佐之助伊勢國司の管領鳥屋尾石見守四代の後胤飯高郡坂内村より中町竹内三郎左衛門道本か奴となり來住享保七丑年二月死す

繼松寺之事

一岡寺山繼松寺如意輪院古義眞言高野山蓮花三昧院末當寺傳記に曰く天竺は揵駄羅國王の后勝鬘夫人常に觀世音信し正身の觀世音を拜せん事を祈請す或時夢中稽文會稽鷲拜と云美童兩體來りて此尊像个作得且語りて曰く大日本國の后光明可返得於足夫人益感歎して痛敬蓋し彼の兩童子は伊勢太神宮春日大明神の變體其後傳來して光明皇后朝暮執信渇仰す聖武天皇天平年中南都東大寺御建立の砌勅行基勢州飯高郡石津鄉に當寺有御建立號如意輪院安置此尊像天平勝寶二寅年秋大風洪水

堂舍本尊海中に流了爰當國二見浦三津五郎右衞門なる者常愼念觀世音毎日參詣天照太神當天平勝寶二年八月廿一日例の如く詣兩宮次詣御塩殿立石奥玉神祠に詣す畢て自濱邊歸村巨浪一堆衝岸て來り忽自浪中佛像一尊浮出正信驚悟而攝取則如意輪觀世音なり既て持歸安置屋中信心渇仰然るに或夜光明室に滿ちたり驚見れは忽然として一人老翁現れ正信に語りて云ふ從是丁押有如意輪觀世音と靈場雖今院宇殆廢倘天照太神晨昏降監之靈場也と言訖仍不見於是正信感歎銘肝遂薙髮染號繼松法師建立堂宇暫住此寺後不知其行所因繼松寺と號す此正信は正に塩土翁神の化身也云々天平勝寶三辛卯年二月上の午孝謙天皇御幸御厄拂［不明］之旨祈り給ふ依之厄攘之佛と云ふ當寺厄拂杉葉用る事弘仁九戊戌年四月七日午の刻當時炎上の時本尊自火中出門前の大杉の木に座せり又住持實惠手に杉葉を持消却彼火又寛平四年壬子六月十一日有人爲敵被駈逐乃隱彼大杉本于時杉木自隱覆彼人敵尋覓不見空歸去蓋此人于時四十二歳也治承元丁酉八月十八日宣下義楚御建立寛元年中鎌倉執權時頼公天正年中住持正林坊改算從石津鄕當地へ引移慶長十七壬子年十二月廿三日古田大膳太夫殿御母儀あせち殿爲御願御建立奥の御屏帳錦織葵御（絞〔紋カ〕）付口の御戸帳唐織右紀府より御寄附享保十巳年五月十四日境内殺生禁札被爲下置

龍花寺

龍花寺之事

一彌勒山龍花寺禪宗當所養泉寺末天正十六年靈釣法師松ヶ崎より移古田兵部菩提所之由にて墓所有五輪之石塔長三尺五寸右之方に前兵部少輔天關道運居士左之方に慶長十一寅年六月十六日と銘せり正保年中に佛舍利安置毎年四月八日に諸人參詣俗に舍利堂と云ふ寄附の記有略之

法久寺

法久寺之事

一惠日山法久寺法花宗伊豆國玉澤妙法華寺末文祿三甲午年日源大德再建京都本法久寺日親上人草創享保十四酉年住持日秀修營の本寺より褒美として永く聖人地被宛小堂建立延享元子年三月入佛供養

養泉寺

養泉寺之事

一龍松山養泉寺禪宗曹洞派當國津四天王寺末當寺之傳記に曰く開山寶山禪眞和尚は相州之生れ彼地兵亂故離鄕行脚伊勢參宮之序松ヶ嶋に止宿其家主に語て云ふ我は是行脚の僧也此邊に若し棲息の地有は可留錫と亭主云當鄕古寺あり謂養泉寺と此寺年代深遠にて堂宇幾年を經たり今幸に無住也遂に相約して住持となる其後蒲生飛驒守殿城郭を松坂に移すや寺又隨之弟子與靈鈞力を合して建立殿堂厨門廡其唱尤昌也禪眞和尚一日衆に語云我在本國本山一會住の時一夜感靈夢明日對衆說之其語未了蒙寶祚長久禱願の勅許重て賜絹布之僧伽梨及紫衣勅持永照禪師之號我終身頂戴奉持に紫衣は舊居の本寺留賜號は上牌面僧伽梨者今に到り存在當寺住職已三十年慶長七寅年八月十日壽九十三歲にて遷化す

日野町

日野町之事

一日野町は丁役全歩天正十六子年江州日野より來住當時角屋源右衛門衣屋與兵衛相續其餘不詳古之緣に依也疊表蚊帳等江州より取寄て是を商ふ又松坂縞を賣家多し

日野町諸家

日野町諸家之事

一岡源右衞門屋稱角屋法名淨源江州日野より來住二代源右衞門法名宗源三代庄兵衞法名澄天四代源右衞門法名淨哲五代源右衞門善德巨條六代源右衞門法名淨猷七代源右衞門

○馬問屋丸屋權右衞門鶴屋性右衞門廣瀨與五兵衞同與五右衞門中町稻村幸之進右幸之進勤之節享保八卯年極月より爲御役料御金五兩宛每年被爲下置柴山惣兵衞船橋彌右衞門

一堀田七左衞門屋稱尾張屋法名梅中同町尾張屋庄左衞門法名起庵之弟狩野養に學て畫を能くす國君御宿城之節被召出鷹を畫く享保五子年七月十七日病死二代養子多左衞門法名三代多右衞門

一中井清兵衞屋稱大和屋法名玄了大和國今井より出店二代清兵衞法名敎圓三代清左衞門より當所住人と成る

一神戶三郎左衞門屋稱下藏法名道圓自江州松ヶ崎に來住二代三郎左衞門法名淨泉三代三郎左衞門法名盛源天正十六子年松坂へ移住四代宗左衞門法名宗江五代三郎左衞門法名淨意六代三郎左衞門法名止齋七代又三郎法名宗弘八代三郎左衞門法名成宇九代三郎左衞門實名弘貞他町に逼塞十代夭死跡絕

一西村喜兵衞法名淨圓鍛治町西村治左衞門法名淨讃之子也一男仁右衞門法名是齊二男仁兵衞法名淨哲三男喜兵衞淨圓右宗子仁右衞門關東之出店を淨圓に相續す二代喜兵衞法名了圓三代喜兵衞當時大年寄

一山際七左衞門法名臨叶屋稱江戶屋其前小田原出生にて後從江戶來住二代七左衞門法名淨阿和歌を好む弟七左衞門法名淨專長崎糸割賦人にて江戶住居右淨專弟七左衞門法名恕軒兄跡糸割賦相續三代七左衞門淨阿松坂住居

鍛治町之事

一鍛冶町天正十六子年松ヶ崎より移御陣用所御用務に付從往古無丁役鍛冶頭三人有高橋氏は治郎左衛門七左衛門傳兵衛迄三代勤横山氏は治右衛門善兵衛定七迄三代勤西村氏は仁兵衛七左衛門惣左衛門惣右衛門庄助迄五代勤但傳兵衛定七家斷絶に付中屋八郎兵衛暫く代る

鍛冶町諸家之事

一鐙鍛冶作兵衛一志郡森村より松ヶ崎へ來住し初て鐙を鍛錬す天正十六子年松坂に移住す此節當町にて同職之家多し二代三代共次郎兵衛と稱す四代治郎左衛門名譽を擧く勢州松坂住高橋次郎左衛門藤原友清と銘す五代七左衛門より農具を專とす七代傳兵衛に至り此業を絶す

一刀鍛冶左次兵衛先祖美濃國關より來住勢州松坂住兼房と銘す鎗を鍛練し　國君へ奉獻御上下之節御目見被免子孫當時此業を絶す

一孝人彌三郎本苗村上祖父は岸本勘左衛門廸武家の奉公人父は三右衛門廸壯年の頃松坂大久保四郎右衛門津藤堂出雲家の奴と成る晩年鍛冶町に住居し田畑を作業す心頑にして人と不和理不盡にして妻子を打擲す彌三郎悲みて是を佗しに每度我身も共に打たれぬと氣を下して不逆常に神佛に祈誓して父の短氣を止しめん事を願ふ彌三郎歲十二三頃入魂の者より錢貳百文を借用して初めて廢(フル)銕(カネ)を賣買し出精作の未進古借等を償ひ父母の心を安からしむ十四五才の比に友と伊勢參宮に詣御師の許にて饗應しぬる魚肉珍物等外見を辱とせす苞に包み荷造して友より先立下向し幷煮て父母に進む年長け父母許し媒をして隣家の娘を妻に約す右緣家の父と彌三郎父と敷地の境を爭論す彌三郎町の老に見分を乞父をして非義の爭を止めしむ後兩人和して約せる娘を迎へんと云彌三郎が

云父に惡口せし者の娘は妻に難成し迚娶らす終緣絶す兩親に孝行之由委細達國君之御耳に元祿四未年四月藤之木村に於て年貢五石の新田一生之内被下置元文三年年四月廿二日七十八歳にて死す

一杉浦惣兵衛津町より來住春藤源七門弟にて謡を好む享保五子年二月廿六日於病床誓願寺を謡ひて往生決定して明後廿八日死す

彌勒院并牛頭天王之事

一金生山善福寺彌勒院眞言宗古義醍醐報恩院の末當寺傳記に曰く行基菩薩の草創退轉の後草堂に本尊彌勒佛安置寶龜三年勸掾（本ノマヽ）和尚七間四面の堂建立右境内牛頭天王の社は森田豐前守政直と云人貞觀十二庚寅年奉　勅山城國祇園の社を諸國に七座勸請す是其一座也天正十六子年二月十九日從松ケ嶋當町へ遷社享保十四酉年二月十二日類火堂燒失す住持英翁產子の力をあわせ内宮西寶殿の古材木を貰き其儘取立同十六亥年二月十九日遷佛彌勒院は後住英莫建立延享元子年三月入佛供養大師堂も英莫建立寶延二巳年三月入佛供養

願證寺之事

一願證寺は高田山專修寺末舊は西本願寺派當國桑名願證寺の掛所也親鸞上人より八代蓮如上人當國長嶋願證寺を開く右蓮如上人より四代證惠上人江州日野願證寺を開く日野二代證鎭天正十八寅年右願證寺を松坂に移し假堂を營み證惠を以て開基とす古田兵部殿城主の節入魂不淺家中之面々檀家に被付古田大膳太夫城普請之節臺所之古材木を給り慶長十二未年庫裏方丈を建元和年中大膳殿助力を以て本堂建立古田氏石州濱田へ所替に依て及延引寛永二丑年成就之功終て檀家無し依て長

野九左衛門殿役所へ奉願寛永六巳年二月十六日五曲り領川端新堂宇焼失正徳五未年本尊桑名願證寺瑛尊高田宗に改む松坂の門徒他宗に分散せし故寺被召上專修寺へ被進先住再住什物紅葉の御影專修寺の門主大僧正圓猷裏書を改させられ本願寺の裏書は左之通

明應十年辛酉正月廿八日　釋實如制

大谷本願寺親鸞聖人御影

勢州桑名郡桑名庄香取々杉江願證寺常什物也

此御影舊損する之間取奉修覆也依證惠悕　願主釋蓮淳

天文八年己亥六月廿八日書之　釋證如制

紅葉之御影此尊像者

高祖親鸞聖人禮盤三牖之御影及ひ兩上人被加御筆希有之良寶冠一宗當奉掛長嶋紅葉御殿衆人之崇敬年久し仍て號紅葉御影猶更可有渇仰也

天文二十三寅年三月二十八日　釋證惠制

孝女夏の事

一孝女夏父長兵衛長病にて果し後其困み愈甚しく年貢米の滯爲皆濟住宅をも町の年寄に渡せしかは母は宅なき事を甚歎きしより伊豆藏證億方へ三年下女奉公に身を入右の給金にて鍛治町に小家を求め母を置きしに母中風の病に罹りし故主人に暇を願しに主人無據免せしかは朝夕母の傍を離れす介抱し按摩其間に賃糸をのへて母の好む食を求孝養す委細達　國君の御耳に正徳元卯年より母

一生之内毎年御米拾俵宛被爲下置母死後夏相煩飢に及ひし所町役人奉願しかは享保七寅年十月廿八日より夏一生の内一人扶持被爲下置

矢川町

矢川町之事

一矢川町廻りの年貢地にて人家は日野町年寄支配往古は矢川の地なる故に町之稱とす江州日野より來住の者古今より赤蕪を取寄此町裏の畑に種蒔に今に相續て繁茂せり俗に日野菜と云味甚能く色も香も日野に勝れり

遊女屋

遊女屋之事

一傾城屋治兵衞伊勢國中傾城屋の可爲長と國主北畠家より免許有之由云傳遊女を置し家元祿三午年十二月類火燒失して其事絶たりとそ國花万葉記に藪下傾城町有と記せしは此所をいへりしにや今此流れ駿州にあるとも云

遍照寺

遍照寺之事

一遍照寺天台律宗松坂來迎寺之末明暦二申年盛覺法師十五堂建立元祿元年之比新地之寺は修覆等迄御制禁に付三代念心法師元文四未年八月渡會郡山神村より古跡の觀音堂引移延享四卯年遍照寺と改む

下職人町

下職人町之事

一下職人町天正十六子年松ヶ嶋より移丁役二歩五厘

本覺寺

本覺寺之事

一本覺寺一身田專修寺の末文祿元壬辰年住持專隆坊從松ヶ嶋當町に移す元祿三甲午年十二月七日本堂類燒元祿十四辛巳年第二世念稱院敎壽本堂再建

清光寺之事

一三縁山信阿院清光寺淨土宗京都知恩院之末御茶湯料畑四反三畝貳步御寄附當寺傳記田原當山神光寺の草創は行基菩薩の開基にして中頃眞言の僧是に居れり堂には不動明王の尊像を安置して諸人渇仰の靈場なり此故に護摩檀の具今に至りて存せり昔西行法師當國行脚の時錫を此寺に寄て詠める和歌

伊勢嶋や石津の浦に寄する浪かたし貝をも拾ひつゝ見舞

えなつなる松のひまより見渡せはそかひに霞むあのゝ遠山

えなつは今の江津村是なり

夫佛道は因緣機熟を以て家とする事なれは時に依て住持まち〳〵なり寶延久安の頃は眞言秘密の奥旨を修し元享建武の頃より敎外別傳の祖意を示す然といへとも堂舍甍破れ寺門扉落ちて修理を加ふに由なし嗚呼時成哉　後柏原院御宇大永三癸未年吾家の學[道カ]密道和尙智德兼備の人なり道俗共に歸依す依之官命を蒙り淨土宗門に轉成し神光寺の號を改て三縁山無量覺院淸光寺となし彌陀如來の尊像を奉安置專ら淨土の家風を弘め絕へたるを續き廢れたるを興し寶坊修造事新に成是於今密道和尙を以て開山上人と仰く所以也盖當時は織田信長公の家臣の津川玄蕃允菩提所也其後蒲生飛驒守氏鄕卿幷家臣蒲生源左衞門尉町野主水佐河北平左衞門尉亘八左衞門尉外池甚五左衞門尉

以下の家士當寺の旦越成る故に松ヶ嶋の領地寺社多しといへとも諸家の菩提所成に依て格式諸家の第一たりしかるに天正十六戊子年松ヶ嶋の城を被移に付すへき寺社在家悉く此地に遷り來る上古參宮の道路は三渡を渡り上頭に出て江奈津に至る然るに遷城より三渡を渡して直に松坂に至る今の參宮街道是也當山を此地に引移せる時其境内松ヶ嶋に在りし時の分内より甚た狹きによりて中興開山虎斑和尚大守氏鄕卿へ訴へられしに早速許容有りて境内の外尾町に於て茶園の地を賜ふ然れ共幾程なく氏鄕奥州會津へ御國替に付て古田兵部少輔此地を被領古田氏城主之時尾町茶園の地足徒屋敷と成るに付其斷り有て替地として矢川にて畑并藪下にて茶園被爲下置（觀音寺屋敷是也道巾九尺四壁共に一反其時の家老古田左衛門殿町奉行馬場孫市殿）猶如先規蒙免許尙又蒲生氏族の石塔武具等今又寺内に有之舊は在家の旦那少數に依て堂莊嚴不全の所中興の虎斑和尚智德殊に勝れしかは諸人尊敬不斜寺門經營不日に成就しけり今の上人の影像本堂に存在す元和年中　南紀尊公御領國と成御入府之節當時由來言上の境内畠園共に如先規御免許被仰出且又於當御城寺社始めて被召出之節當山住持諸寺の上座にて御目見被仰付明曆年中增上寺寄屋上人上洛之序參宮之節在住存了和尚法緣有に依て往來共に當寺に止宿し給ふ其節山號院號等御尋に依て當時三緣山の號貫寺に對し憚有と世人常に是を訝る幸に別號を藏受し無窮に傳へんと懇望せしに尊宿之日遠慮一理有りと雖往昔の由緒經□今更改るに不及迚大名號を被書脇書に三緣山無量覺院淸光寺に附與すと筆跡を被殘けると也將又將軍家御代々御位牌御拜禮の序御裏書を被加右名號は燒失して御位牌は於今無恙奉守元祿三庚午年十二月七日夜在家大火當寺に及ほし本堂塔頭一宇も不殘燒失す然りと雖も本堂に安置せし佛像等天下御代々の御位牌

南紀尊儀の御位牌無恙奉護せり現住某の曰く愚按を廻らすに當寺の境内四隣共に一廓に接し平生朝夕丙丁の災も歎しくて替地を奉願（御城代小笠原典左衛門殿 町奉行後藤角兵衛殿）不日願叶ひしかは元祿四年先此地に領守を遷し奉り建立取結ふ所機熟し時至りけるにや自他の旦那勸力材木を送り土石を運ひ本堂十一間半厨舍幷塔頭六坊移住して如今成就す此節御役所より山號院號御尋に付て三緣山信阿院清光寺と書付差出せり然る所現住某當寺火災後灰燼の中に立て新地を開き經界を正し堂宇造立の功事成に依て護法の旦那呼て中興開山と稱し某か信阿の號を以て當山の院號とし聊か規模を著さん事を乞此事輕くして容易に許し難し諸旦越の願に依て暫く從之而已當時由來大永年中より傳來せる緣起什物或は兵亂の爲に紛失し或は火災の爲に滅却せり此度堂宇成就せるに依て諸事傳來斑に書記し後代の廢志に備る者也元祿七甲戌年霜月朔日　來蓮社大譽揚聊誌

後記

抑十万人講濫觴は正德三癸巳の春の頃當時廿三世善譽上人幡貞和尙夙願有之御長三尺の阿彌陀の尊像を新に奉造立普く諸人に勸むるに日課百拜の念佛を受持せしめ各其人名を緝錄して其所志の靈名を記して人數とし十万より乃至無量の勝會とならしめん事を欲し十万人講と名付く且半紙一錢の投財を赦す唯化益無窮にして入會の輩等一蓮の値遇を願ふ既に此由增上寺三十六世前大僧正祐天和尙の御耳に達し甚隨喜して曰く十万人會念佛の勤は希有の勸化也遐代流遍不過之義入會之上尊となりて世上の四輩を誘引すへし又入會の輩には悉く一紙の名號を授與せん事を欲すと雖世壽祿なれは執筆の功成し難し清光寺に附屬して印施せんにはしかしと十万人會に授與するの一

句を被添て名號を賜り梓に彫て大僧正の御在世より沒後の今に至り入會の輩に廣く印施して十万人講を勸化す機熟し時至り此勝會東西に流布して我宗四箇本山并檀林住職の能地も入衆有内にも普明院法内親王林丘寺法親王御入會有之御信仰不淺護法の志深く依之御翠簾并裏菊御紋の幕提灯御寄附有之當時什物として永代相傳ふ猶又一宇の堂を造營して十万人講本尊并傳大士像祐天大僧正の尊像を安置し又一切經を奉納且十萬人入衆の證として御筆を被染或は彌陀名號或は御院號を被遊奉納しは承秋門院普明院宮内法親王等也此外花洛東武の貴族御入會雖有隱密の御沙汰故顯はには爰に記し難し凡十万人講入衆の貴賤道俗五十万人に及へり是誠に善譽上人希代の發起に依て普く勝會に入る祐天大僧正廣大の德に潤ふ委く利益を得印施名號の感應靈驗等枚擧するに遑あらす世に流布して顯然なり是故に十萬人講は祐天大僧正の慈思に依て當時永代念佛弘通の規模となるもの也

南紀德川史卷之百

臣　堀内信　編

郡制第十二

勢州郡治　二

松坂雜集下

湊町之事

一湊町丁役六歩天正十六子年渡會郡大湊より角屋七郎次郎茶屋市兵衞等來住其余當時不詳但し角屋は後白粉町に移る茶屋は湊屋とも稱す市兵衞跡は今斷絕す

一松本七郎兵衞稱角屋實名榮吉と云ふ者角屋七郎次郎親族にして武州江戶出生也天笠に渡り安南國に逗留異國の出入御制禁の節榮吉不歸安南國に止り死す日に遺物を和國に送る寛文中長崎奉行所より御通達有て和國の養子角屋七郎兵衞法名榮由榮吉か遺物を得て當町に名跡相續す二代七郎兵衞他町へ逼塞

一森田甚兵衞法名淨運二代養子喜兵衞法名淨入三代喜兵衞法名淨源四代喜兵衞

一長井嘉左衞門法名道丹二代九郎左衞門法名道安三代養子九郎左衞門法名道無四代嘉左衞門法名傳良五代養子嘉左衞門實名は常孝六代養子九郎左衞門

一淸水八兵衞法名源正當國川曲郡若松より來住二代八兵衞法名道知表　誹諧を好おたまきに云但し元祿十六年誹諧集也

籠あけて鶯竹にうつらせむ

三代養子八兵衛

白粉町之事

一白粉町天正十六年従松ヶ嶋移町役二歩五厘中古迄白粉屋三軒有し由今は絶たり當時煎餅を賣家多し次郎助と云ふ者製し初し由兒童茶人翫す

一松本七郎次郎屋稱角屋法名江齋渡會郡大湊より來住代々御朱印頂戴仕來所以は天正三亥年　東照宮濱松に御居城被爲成候節小田原北條家御合躰其比駿州之内に武田勝頼取出之城有陸路の御通行御不自由に付七郎次郎船にて御通辭を相調同十年年六月二日於京都織田信長爲明智生害の刻東照宮從堺伊賀道を被爲成勢州神戸へ御着座七郎次郎急に被仰付同國若松浦にて御座船を用意し尾州床鍋迄御供仕此度の忠節先年小田原の通辭重疊之旨御感にて駿府へ罷越候へとの御諚に付同八月罷下り所(候脱カ)何にても望之義言上可仕旨被爲仰出其頃駿府回船過分之役人有之に付大船壹艘諸役御免奉願しかは四百斛船一艘御分國中諸港出入役以下之者役所令免許不可有相違旨御朱印天正十年廿三日に頂戴仕る同十二申年小牧御陣に右御朱印船御陣船に成七郎次郎小舟にて御案内仕慶長五年關ヶ原御陣の刻右七郎次郎法名江齋二代七郎次郎法名淨全共に御供仕翌六年於伏見御目見小笠原越中守取次にて諸國諸浦山中岡役等以下御免許之御奉書同九月十一日被爲下置三代七郎次郎法名江野御朱印頂戴中絶仕に依て　家光公日光御社參之刻奉直訴追て御朱印頂戴四代七郎次郎法名自休五代七郎次郎法名孝雲寶永の初角屋を角谷と改む六代七郎次郎

一孝子源七本苗矢野父死母と居て彫物細工に器用有り或人の云く京都に上し師に付名を擧身を富さ

んと云源七獨りの母を思ひて不應風烈敷冬の日は紙の明眼を拵て風を防かせ夜は火桶を用ひ足を暖め母寢入を待ちて納之貧にして母に孝養の趣委細達　國君の御耳に享保三戌年より母子一生の內每年御米拾俵宛被下置

萱町

萱町之事

一萱町町廻りの年貢地にて無町役人家は湊町年寄支配すかや屋のみ成故に云由川井町をかや町と唱へ來て當町之稱を不知者多し

來迎寺

來迎寺之事

一敎主山來迎寺無量壽院比叡山天台律宗眞盛派坂本西敎寺末御茶湯料畑一反貳拾步の御寄附當寺傳記に曰く

敎主山來迎寺は人皇百五代後柏原の院の御宇永正年中勢州の刺史北畠權大納言材親卿建立也其基址者丹後入道俊繼と云者當州桑名の產にて曾祖は丹州の刺史成しか流落して桑名郡に屛す俊繼其末葉にて丹後入道と云壯年にて双親の喪に遇ひ大に有爲變易を厭ひ無爲に入て親恩を報せん事を要すと道志益深し遂に出家して世榮を逃れ比叡山橫川慧心院の舊識に依り幽居する事十五年時に止觀の法要を信解し山衆に隨身す偶故國の親屬を行化せん事を想ひ錫を勢驛に投す入道昔し武勇に能有り材親卿其來錫を聞きて招て武談せん事を乞ふ俊繼以爲武勇の釣を無爲の彼岸に誘んと便ち細頸の城に入り材親卿に見ゆ其道容を見て賓客の禮を致さる淸談の余戰場に望み死を畏れさる工夫を問ふ俊繼答て曰く我報本空の意を悟れは死生存亡の爲に動搖せられすと

卿の云く得て修證すへきや否や俊繼曰く此工夫甚た難なり君既に死を問ふ是畏るか故なり古人言ふ事有血氣の類ひは智愚と無く愛主不惡死をはなし茲に知殺罪(死)す報有て世の遠孫に及ふ事卿云報は何を以てかせん俊繼云く三寶供養の道場を建て戰死の者を吊ひ戰場の罪を懺悔せんには如かしと永正八年辛未年其城の南口細頸に於殿堂を建てられ三寒暑を經て落成す古老傳へ曰ふ此れ世々の古戰場也且つ風景有て佛場の基地に好して其時節比叡山西敎寺中興眞盛上人は持佛念佛の高德成るに依て明應年間　後土御門院涼殿に召て圓頓大戒を受賜ひ　後柏原院も亦佛名を受け給ふ(一本作佛)特に深かりし故時の公卿咸感歡せり明應二年當州の行化に向ひ村親卿を諫めて兵火の災を止しめ數々道法を示さる其後上人伊賀を行化し醫王山西蓮精舍に入て寂す村親卿勸懲を受けしより后篤眞盛の德を慕ひ從弟の上足盛品法師を延請して結界の式を展させらる緇徒若干隨ひ入て不斷念佛の規を立つ法音幽顯聽を聳は遠近貴賤法筵に請する者幾許と云事を不知寺號を敎主山眞盛堂來迎請舍と云始祖盛品則ち

今上皇帝の壽牌を建て寶曆永長の課誦を勤む村親卿食邑の地五拾石と附墓下の士卒を但し僧供の資を納る于時鐘樓寮舍門廡皆成就す卿則殺生禁斷に及ひ寺の式を樹しむ開基の願主俊繼入道志し西遇を決し縣惣社北の天王の祠及ひ彌勒堂前に詣增進菩提を祈る事十晝夜滿處夢に一道の白雲西方より庭松鬖鬖くと覺めて見るに二神前に一卷の軸を得たり拜披するに彌陀の名號也傍に眞盛上人の諱有俊繼感心して思らく開基宗派之符し上人の感應益々彰し我か往西方の願決定せりと深く是を信して卷軸を來迎納請舍寺の至寶とせり俊繼一時旅行に赴く終に其止る所を不

知寺僧曰無爲之道人也と永正十四丁丑年第二世盛運法師寺を嗣く此年十二月十三日材親卿薨す浄眼院殿無外一方大居士と號す牌面を立て僧侶相會し大乘の妙曲を諷し中陰の式を勤め高施の恩を謝す人皇百七代正親町の院御宇國司北畠三位中將源具敎卿永祿七甲子二月若干の檀物を當寺に寄附し同十年丁卯年六月六日重て當寺の制斷に就て翰を賜ひ五箇の違犯を禁止して永規となさしむ天正四丙子十一月廿五日具敎卿薨す壽四十九歳寂光院殿心剛不智大居士と號す尊牌を立讀經の會を設け以て檀施の恩を酬ふ當寺三世勝慶法師詳に是を記し置後天正十六戊子年松ケ嶋より被移城の時佛殿及ひ寮舍の六坊鐘樓門廡木松坂の地に曳移す土木費用等細質檀家情誠を竭して是を資く境地は大守蒲生飛驒守殿より賜る住持勝慶法師數歳星霜の功を積て日夜悃志を抽て再（一字缺字）に構造し畢る右は慶安四壬辰歳第十一世住持圓（一本海）（戒）沙門自是を記して後代に傳ふ右寺享保元申年十二月九日類燒にて悉く燒失す住持眞澄爲避火古地の南に地形を築き同五子年八月仮堂に本尊を遷す後住持止峯代に檀方の力を戮せ本堂建立同十六亥年三月十九日境内元山大師小堂右同年建立

右塔頭

法性院　千如院　覺性院　明靜院　寂照院

櫛屋町之事

一櫛屋町天正十六子年從松ケ嶋移町役二歩五厘往古は皆櫛挽故此稱有夫は櫛を挽き婦は笠を編みし由今は兩職共に絶す

墟屋町之事

一墟屋町町廻りの年貢地にて無丁役人家は湊町年寄支配往古は墟屋有りて此稱有哉不詳也

油屋町之事

一油屋町町廻りの年貢地にて無丁役人家湊町年寄支配往古は松坂町中半矢川村と稱し高千三百石の村地成しか天正年中町と成る矢川の名のみ殘りて里なし百姓五六軒此町に居住し殘高三百六十一石一斗八升一合を所帶し在町兩支配享保四亥年三月より杉山善左衛門青木半兵衛中村源兵衛杉山（一本彌）（孫）兵衛青木忠兵衛等在方支配となる

油屋諸家之事

一中出惣兵衛法名宗清上州中出より來住本苗鈴木二代又七法名理頓三代次郎兵衛法名源貞四代次郎兵衛法名了輝五代三郎助實名安平

須賀六兵衛素臣可（一本慶）墟屋町須賀六右衛門法名善了弟なり京六角池の坊の免しを受け立花を好む正德二辰年八月十五日死す二代ゝ兵衛他町に逼塞

一青木市兵衛屋稱田丸屋法名宗清田丸岩手より來住二代市兵衛表安貞季吟弟子にて歌を善くし宗哲に並て名あり宗因門弟にて連歌を好む元祿十五午年四月十日七十四才にて死す三代左中

天南寺之事

一天南寺禪宗慶長十二丁未年宥香法師開基舊は開眼寺之末元祿元辰年より養泉寺之末となる

開眼寺之事

平生町
老人七左衞門
信行寺
愛宕町
神樂坂
愛宕神社

一佛心山開眼寺は禪宗當町養泉寺之末慶長二酉年宗久開基此所古は葬送の山なりし由にて俗に山之藥師と云當所當寺の境内にて藥師小路と云ふ

平生町之事

一平生町は天正十六子年飯高郡從平生移町役二分五厘當町旅宿屋多し三月中旬頃伊勢參宮旅人往來の最中とす寶永二酉年從諸國參宮人多し五月十四日夜松坂止宿の旅人凡四千拾五人享保十四酉年九月十三日內宮御遷宮に付前夜止宿の旅人五千六人同六日外宮御遷宮に付前夜止宿旅人三千六拾八人但し近年は當町より川谷町に旅宿屋多し

老人七左衞門之事

ふき屋七左衞門本名高城法名松軒年百十二歲達者成段達　國君御耳に正德二辰年四月松坂之御宿城之刻御目通罷出享保元申年十一月十七日百十六歲にて死す

信行寺之事

一雲照山信行寺は淨土宗當町淸光寺之末元和三巳年傳周法師開基

愛宕町之事

一愛宕町町廻之年貢地にて無町役人家湊町年寄支配愛宕神社號に依て此稱あり

神樂坂之事

一神樂坂愛宕前中古迄地に高下有て愛宕之神前なれは神樂坂と云習俗せし由今は平地と成此稱なし

愛宕神社之事

一愛宕山龍泉寺は上福院古義眞言宗嵯峨大覺寺の末寺領畑八石四斗御寄附當時傳記に曰く上古草創詳悉不成と雖尚應仁元明之頃にて當國一志郡瀧野川之山中に弘法開基と謂傳へる伽藍有ける愛宕の社も其所の鎮守たりと其頃は多氣北畠殿の領地にて古來勝區たる故にか國司御信仰不淺寺領供料寄せ置せらる年來の祈願寺也と（村翁物語り也）蓋し龍泉寺は一山總構への總號にて其内に僧房若干在ける也下の坊と云へるは當院の舊號なり其余は寺も皆坊號にて中之坊上之坊抔と云へり舊跡今に在りて並に民家と成る唯古の堂迹に一寺を遺せり山門鐘樓の跡は田畑の稱と成りて今に言傳ふ多氣の御跡斷絶之後は遠近皆戰場の砌なれは右の寺も居住難成して所々に散漫せり下之坊も纔に佛像抔を守りて松ヶ嶋の平生村へ引退す此所に愛宕屋敷愛宕門前田と申傳ふる所今にあり（永祿十一年の頃也）其後松ヶ嶋の城松坂へ所替と成に付て天正八年の秋先住良宗上人村の士四郎右衞門と云者を伴ひ松坂の里にて建てん所を監み尋ぬ今の境地從來荒凉の地なれ共形容すへき岡有り澤有り松緣に泉清くして四神相應の靈地可成抔相語りて逍遥眺望し夜陰に及ける程に傍なる栢の樹の下に憩ひけるに俄頃有て野干二疋出て來て其所に遊戲れ火を燃し衞り居て良久敷して隱れ去る其場に軸一幅を遺せり奇しみ探て是を看れは乃飯綱權現の畫像也是佳瑞なりとて稻荷の小祠を建地主として崇む其後吉凶之事爰に有れは豫め報し知らしむる事多し天正九年の春良宗入京して蒙　勅許口宣令旨を奉りて潮田長助又北尾殿大藪庵室（アゼチ）殿など聞へし人々力を戮て一宇を建立せんと也此時上福門院と號を請來りしならん元和八癸亥年八月古來の由緒　南龍院公達　御耳寺領八石余被爲寄置右は享保十巳年住持宥慶法師輯錄する所の要文を撮す猶古證文寫左に

多氣北畠政具時に賜ふ

一志郡中村上庄中の坊供僧幷坊領等之事任瀧野河下坊權律師忍尊時之御判旨御領掌不可有相違之由依仰執達如件

天明十一年七月廿五日　民部大輔
雅　兼　判

多氣北畠具教時之賜
瀧野河　下　坊

當坊之事人足傳馬棟別貫き於一切新儀役之義御免許候由所也恐惶謹言

三月廿四日　房　兼　判
下　坊

正親町院御綸旨

當時佛法興隆之事尤以神妙也彌可奉抽寶祚延長懇祈之由天氣如此仍執達如件

天正九年三月廿五日　左少　爲　家　判
良宗上人御房

大覺寺宮令旨

今度當國上﨟院爲愛宕權現可有勸請興隆之由御案內被申入候尤神妙に被思召候當院之事爲御末寺之上は別て相應之義不可有御踈略之由

大覺寺御氣色に候也仍執達如件

天正九年三月廿一日　　密乘院

賢　海　判

良宗上人

織田信雄寄附狀

以四目指鄉內三拾貫文令寄進訖全令寺納之狀如件

天正十一年十月十五日　　信　雄　朱印

上　福　院

四目指村は松坂より凡五里田丸御領なり

服部釆女寄附狀

愛宕山へ御城之爲寄進出方五反申付候野方之義は御才覺次第に御切せ茶園被成可有御沙汰候恐惶謹言

天正十九年七月十三日　　黑部茂右衞門

貞　秀　判

松坂愛宕山長印參

吉田兵部小輔寄附狀

愛宕山へ御城之爲御寄進出方五反不相替申付候其上野方之義に御才覺次第に爲御切候て茶園被成御沙汰候恐惶謹言

元祿四年九月廿日　　馬場孫市判

松坂愛宕山長印参

同寄附狀

古田兵部様爲御意西岸江村之内はうろう垣内にて永代々三石代御寄進被成候拙子年長之内之義に候間則百姓引付進申所實正也全御知行可被成者也依て如件

慶長七年五月朔日　　左馬之助正盛判

愛宕上福院参

元祿二年類火にて社堂燒失住持長脩元祿年中本社再建正徳年中後住宥慶客殿厨裏再建す

愚按に右傳記に松ヶ嶋城松坂へ所替に付天正八年之秋良宗上人今の境内を見立さ云は不審如何さなれは一志郡細頸の城主織田信雄細頸より田丸へ移城右の城炎（城）に付天正八年又細頸に城を營故松ヶ嶋さ號夫良宗上人天正九年之春家　勅許令旨奉り愛宕權現勸請興隆依之城主より天正十一年社寺領被寄附天正十六年又松坂へ所替有に付天正十七八年の比又松坂へ遷社さ見れは歴代次第し且城府鎭護之社さ云傳ふにも相叶

周徳庵

周徳庵之事

一周徳庵は慶長十巳年開基愛宕町會所寺也境内に松木生茂り態とならぬ小高き丘に祠あり日本醫道の祖神少彦名の命なりと語り傳ふ其故にや藥師寺とも云弁才天之祠あり前に載せし神樂坂の名も此少彦名の社に付ての名なりとも云へり

官相寺

官相寺之事

一梅松山官相寺傳記曰く天神の社は往古此所に古き塚有里人此に觸れは忽祟りをなし又狂氣しける

を長野九左衛門殿被聞及自ら鋤を取て穿ち初め夫より人民集り掘盡しければ丈余底より寳釼一枚を得たり其釼に觸し者に(詫)(託カ)して云我は是天満天神也汝等輕忽にする事なかれと衆人驚敬して終に宮殿を創建し天満大自在天神と勸請し寳釼を神躰に秘藏せり寺開基の年月不詳正保四丁亥年再建す舊は松坂龍泉寺の領地にて眞言宗之僧暫住之天和三癸亥年京妙顯寺末東錫派山田中山寺雪潭和尚の法嗣復岩長老龍泉寺より讓りを得て中山寺を本寺として雪潭を開基とす一世雪潭二世復岩三世一牛寳永七庚寅年天神の社再興す正德二辰年妙心寺末となる四世紹屋観音堂を建立す享保十八年癸丑三月入佛供養幷本堂建立元文五申年四月開堂供養五世梅翁天神の社新に建立寛延四未年十一月廿五日遷る

垣鼻町之事

一垣鼻町中古垣鼻後村之百姓申合此所に家造垣鼻町と稱す則垣鼻村の年貢地にて無町役人家湊町年寄支配上古倭姫命皇太神を奉頂宮所を求めんと諸所尋ね給ひ飯野高宮に四ヶ年ましませし時飯高の縣造の祖乙加豆知命參り奉て神田神戸を進(タテマツリ)し由飯野高宮は飯野郡神山の社なり飯高の神戸は垣鼻大津上川下村久保驛部田右六鄉を云預し田原高田は右六鄉の枝里のよし此故に式年の御遷宮に御座二十枚右六鄉より奉り來れり但し御座料は地頭より出る

八王寺之事

一日天八王寺社垣鼻領畑中に有垣鼻町産神にて右町中より祭之白子御領南黒田にも日天八王寺と云社有日天と號する事不審知人に可尋　八王寺と云事も不審

門前木挽町　新町　樹敬寺

門前木挽町之事

一門前町愛宕之境内垣鼻江八組之年貢地にて無町役人家湊町年寄支配正德四午年愛宕の門前に家造山城の愛宕に寄せて爰も清瀧町と稱す新町は西岸江村の年貢地にて無町役人家支配右同斷享保八卯年美濃屋庄右衞門扣畑へ家造る此所に丘あり古田氏在城之節茶磨の形にきしり茶臼塚と號し遊所とし給ふ由茶臼の塚を取りて挽木町と私稱す

新町之事

一新町天正十六子年松ヶ嶋より移町役並步川俣谷にて製し來る煎茶關東に運送之問屋多し寶永七寅年町中の茶荷八千七百五拾駄余と記せり

樹敬寺之事

法幢山樹敬寺寶延院淨土宗京都智恩院末御茶湯料畑二反三畝二拾四步の御寄附當寺傳記に曰く後鳥羽院の御宇建久六乙卯年夏南都東大寺大勸進之聖俊乘房重源上人當國細頸の鄕に遊行之時四丁四面に伽藍を開創有號して不斷念佛院と云其後伊勢國司北畠氏鄕津平生兩邑にて寺領三百斛寄附し給ふ年月不知稱光院の御宇正長年中兵火の災有て一山悉く燒失し寺內衆徒汒然として離却す其地忽灰土と成て百余年の間其廢跡を興す有志の者なし奧に三州大樹寺の二世勢蓮社敬譽上人松風和尙は智道兼備の英僧也後奈良院御宇享祿元戊子年當國ほそくみの鄕に來り彼靈場の郊原たるを見て咨歎愁傷の余り至誠うちに催し精舍營興の情有て茅茨を切て仮に庵を結ひ跡を爰に占めて普く淨施を募り徒衆二十四輩を卒して廣く頭一字欠を行し終に伽藍を再建す故に緇素皆感歎して開山上人と

仰き其達徳を慕ふて樹敬寺和尙と唱ふ是を以師の功名直に寺號となるの謂也本堂に本安置靈像は座像三尺の阿彌陀佛脇侍觀音勢至の三菩薩各立像也其來歷を尋ぬるに聖武天皇の勅に依て行基菩薩等の三尊を彫刻し當國垣鼻村に梵宇を建立有寶延寺と號して寶祚長久國家安全の法要を置き給ふ然に星霜稍移り彼寺將に荒蕪す其節樹敬寺二世昇譽天機和尙相州鎌倉より來り跡を敬譽上人に繼きたま〱彼靈像を禮し隨喜の念止ます冀くは此三尊を移し奉り國家安穩の法を修して廣度衆生の本道を弘通せん然と雖も佛意は容易に測り難し佛神に祈誓し檀前に跪き三度鬮を拈するに果して願念に應す師歡喜踊躍して速に本成遷座終に大殿に安置して本尊となせり故に寶延寺を改め院號となし廣く清泉を集め一夏九旬法幢を樹記して大小法輪を轉す故に法幢山と號す當寺四世法譽逸風時は正親町院の御宇元龜庚丑年近邊淨土へ宗僧錄の可爲職旨本山智恩院保譽上人の許令有り時の守護添書を給ふ者なり以來觸頭之職有之右添書を給れとも右等は燒失當寺九世英譽良阿此時は　後陽成院の御宇天正十六子年松ヶ嶋城を四五百森に移して神社佛閣幷市中の人家徃々に構圍せり當寺今の境内を給り佛殿僧藍幷塔(中)〔頭カ〕の房舍二十四軒現(友)〔存カ〕の八院有文祿元壬辰年移轉の功を成就す同十一世炭譽露手時古田氏（時の城主）崇敬有て慶長三戌年六月七日境内殺生禁制の免許幷外矢川邑一ヶ所寄附せらる同十三世上譽大通　東照宮樣御在世上命を以紫衣の沙門に被任其以後筑後國善導寺に移住せらる同十四世順譽隨吟此時は　東照宮薨去の砌古田氏言上有りて御尊牌を拜受し給ふに則御牌面は增上寺觀智國師の筆跡也當寺に安置し給ふ御中院の御追移等懇懃に執行あり其後は爲御供料每年俵子を給り又殺生禁制の黑印給ふ　南龍院樣御入國之節右之趣申上るに達

内矢川に畑一ヶ所拜領被仰付又境内に殺生禁制前々の如く無相違旨元和八壬戌年八月十七日蒙仰候同十六世乘譽魯的此時は　南龍院樣達　御聞　有徳院樣　崇源院樣兩尊牌を當寺に安置し奉る爲め御茶湯料黨陰屋敷拜領被仰付同二十六世隨譽觀亮の時智恩院前御門主尊統　法親王樣樹敬寺號の竪額被成下幷菊葵御紋蒙御免候同二十七世當住嘆譽應愚享保六辛丑年中將軍の眞作聖觀世音の靈像一體寺内に安置し奉り享保八癸卯年境内殺生禁斷之御制札幷御證文頂戴仕候以上

享保十乙巳年七月　　樹敬寺嘆譽誌

右塔頭

叢松院　觀喜院　福聞院　法樹院　淨安院　應稱院　深信院　林照院

新町諸家之事

一長井

一大泉八左衛門法名宗悅二代八左衛門法名丁安三代八左衛門法名宗伴迄本町に居住實子惣兵衛法名宗壽新町長嶋家相續故宗壽次男を以て實父宗伴之家苗を繼四代八左衛門實名宗充

一木濃與三左衛門法名淨春屋稱井土屋松ヶ嶋より移松坂最初よりの茶店二代彌市右衛門法名休也三代與三右衛門法名源自四代宗右衛門法名萠心五代德右衛門法名宗安六代與三右衛門法名宗俊七代與三右衛門法名宗億八代與三右衛門實名與從

一村田孫兵衛法名淸心從江州松ヶ嶋に來住後當町に移住松坂村田黨の元家也二代孫兵衛法名道淸三代孫兵衛法名一念四代は孫兵衛法名理天五代弟孫兵衛實名元次渡會郡山田出口延經の門弟にて神

道を講す六代天理の子孫兵衛法名元固七代元次子孫兵衛實名全次右元固逼塞故別宅に名相續京都淺見重次郎門弟にて儒道を講す初代孫兵衛は佐々木黨の末葉由緒有て浪士古城主格別の應答にて諸役被免許由之狀左に集松崎與右衛門は村田緣者之由今は其家斷絶

其方兩人事日向半兵衛殿御理に付て町並諸役令免許候之間可有其心得候也

慶長十年九月十九日　　兵部重勝判

松ヶ崎與右衛門殿

村田孫兵衛殿

一鈴木佐右衛門法名隆善渡會郡田左野小俣野に畑を起遂功中町同苗淸五郎法名自見と及爭論に貞享丑年隆善は熊野下木守村へ被流自見は御領被放隆善は日光御門跡御詫にて元祿十四未年御免中町に歸る

一小津治郎左衛門法名淨心本苗中谷二代治郎左衛門法名宗甫三代治郎左衛門法名蘇信四代養子治郎左衛門法名元功五代養子次郎左衛門實名長井與八弟

一繼松專次郎法名西雲石津繼松より來住二代庄兵衛法名道光三代長左衛門法名正淳四代長太夫法名元光五代長太夫實名長宥代々大工棟梁被　仰付惣町散在之大工家は拾軒の棟梁也

一鐵炮鍛冶勘內本苗金兒當國從名居移二代重助鐵炮御用被　仰付享保廿卯年四月より每年御金三兩宛被下置候

一槇田久三郎法名淨圓家名朝田屋常陸國水戸領從新田來住二代甥養子與三右衛門法名淨本故有て家

櫻屋町

櫻屋町諸家

名を伊勢屋と改三代甥養子與三右衛門

櫻屋町之事

一櫻屋町天正十六子年従松ヶ嶋より移町役五歩當町梼の土手山神の檀に櫻木成茂して道路を蓋ふ高木老枯す新町の住人近藤三人か云當町の稱は右の櫻有を以てなり今高木枯絶せし迚又櫻木を植し由近き頃迄櫻屋と云へる小家新町の末に有き此等昔従松ヶ嶋引越たる故櫻屋町といへるにや船江屋小路龜屋小路の類なるへし櫻屋他町へ移り今はなし

愚按に櫻木有か故に町之稱とせしなれは櫻木町と云へし然るに屋の字を以て云は不審今松ヶ嶋に田地の稱に櫻屋と云ふ所有て櫻屋町と云ふ所なしと聞き傳ふ疑らくは梅を櫻に轉改せしか

櫻屋町諸家之事

一濱田

一鍛冶平左衛門兼門か祖父勘左衛門信門美濃國従關來住刀鍛冶なり彼の鍛し矢の根にては三重郡日永村宇野水雪と云者新鍬を貫し由今は此職を絶す

一桶師太兵衛本苗山路祖父與五郎より以來桶師の棟梁務來る代々相續の者西町善兵衛職人町嘉兵衛白粉町與四兵衛愛宕町庄兵衛等始當時同職の者町中に三拾三人代々許狀左に集

北畠家の時賜る

御領内桶結廿九人之儀如前々諸役一切被成御免候段他所桶結參於御領内職仕候者堅く申付道具等可給置候　公方役之義如先規無懈怠可仕候恐惶謹言

十二月晦日

木戸内藏佐 元政判

柘植三郎左衞門尉 堅成判

桶結中

桶結三十五人義屋敷一ヶ所幷諸役令免除候也

天正十四年九月九日

蒲生飛驒守判

西川利左衞門殿

岡田吉右衞門殿

南伊勢拜領之内桶屋諸役令免許者也

天正九年十月五日

服部釆女正判

松坂桶屋大工 宗七郎 甚七郎

南伊勢拜領之内桶屋諸役令免許もの也

古田兵部少輔判

松坂桶屋大工 宗七郎 甚七郎

松坂領桶屋大工古田兵部少輔殿より宗七郎甚七郎と申者に被申付町役等被成免許證文見屆候右兩人致退轉跡其方被申付候由如前々證文屋敷役不仕　殿樣御着之時御臺所小細工御用可走廻候重て御年寄衆御手形取可出之もの也

元和七年二月十二日

長野九左衞門印

桶屋大工與左郎殿へ參

山神
黑田町
檜物師兩人
大工町
眞臺寺

山神之事

一當町の封疆に山神の一祠あり此祠外の山神とは異にして櫻木の神なりと云傳ふ大和國に櫻木明神と云社あり此神を勸請せしとの噂も未聞驛部田西の方の町中に古木の櫻あり木守社と云ふ是をも櫻木の神と云へきにや

愚按に渡會郡朝熊に櫻太刀と云社あり木花咲耶姫を祭れり咲耶姫は大山祇の御子なれは疑ふらくは大山祇と咲耶姫と二神合せて山祇とも櫻木の神共云にや尚又當社に祈れは疱瘡輕しと云へり咲耶姫は美神にてましますよし神代卷にも見へ傳れは其いわれなきにもあらす猶山神之事第十一惣部に載す

黑田町之事

一黑田町町廻りの年貢地にて無町役人家は新町年寄支配元大黑田の村地成に依此稱あり町末は大黑田の村地にて在方支配

檜物師兩人之事

一檜物師肝煎左次兵衛甚七先祖より屋敷役免許同職の者町中に五人

大工町之事

一大工町天正十六子年松ヶ嶋より移町役四分一往古より名にも似す大工一軒にて青染屋多かりし由今は染屋も一軒計也

眞臺寺之事

一眞臺寺高田宗一身田專修寺末元和三丁巳年意賢法師開基寶永元甲申年慈曉院理門堂建立享保元丙

莚屋町
魚町
魚町諸家

中年類火

莚屋町之事

一莚屋町町廻りの年貢地にて人家は新町年寄支配中古驛部田村より來住莚を織し由にて此稱あり當時此職絶す

魚町之事

一魚町天正十六子年松ヶ嶋より移町役一丁目四丁目は四歩二丁目七歩五厘三丁目は半役

魚町諸家之事

一山路
一小泉見入飯高郡大足村より來住本苗奥村二代見庵三代見卓
一長谷川次郎兵衛法名宗印二代次郎兵衛法名宗節三代次郎兵衛
一小嶋八左衛門法名順古西町小島茂左衛門法名順慶之二男飛鳥井家より桔梗裾濃の免にて蹴鞠を好み二代甥養子八郎兵衛西の庄村へ逼塞三代西町へ引越
一長谷川市左衛門法名全右二代市左衛門法名清念三代四五兵衛法名道守四代市左衛門法名欠　五代市左衛門實名恭暎長谷川黨の元家
一村田彦左衛門法名淨法屋稱木地屋松ヶ嶋より來住二代彦左衛門法名宗壽三代彦左衛門法名玄久四代彦左衛門法名淨念五代彦左衛門法名淨珀六代聟養子彦左衛門實名由昌故有て彦太郎と改當時大年寄七代彦左衛門實は井戸屋與三右衛門次男にて彦太郎甥なり

一鶴壚仕御用魚町役にて先年より代りに勤來小嶋屋忠左門鳥屋左郎八津屋文右衛門勤之節享保九辰年七月より爲料銀二枚宛被爲下置小使庄兵衞にも金一兩つゝ被下置

一久保川勾當一志郡宮野村より來住惣町散在之座頭十二人

伊勢國司之時給

座頭之儀は天下如御法度借物買地德政不令行候幷に雖爲闕所不可有別義候其外諸役一切可爲如先規此旨可被申付者也依て如件

天正四卯四月廿八日　　　　　信　意　判

山本與六郎殿

前田新兵衞殿

西　町

西町之事

一西町一丁目二丁目丁役全歩三丁目四丁目五歩當町往古は西の庄村也西町と稱するは西方之謂に非す西の庄町と云事也

松坂川

松坂川之事

一松坂川古稱笹川今は坂内川西の庄川と云當時橋の長二拾四間二尺幅三間一尺五寸川上坂内山迄行程三里峠白猪岳迄四里川下大濱迄三十町余往古は川深くして流れも不絕橋より二丁上左方之水曲に生淵ヶ藪と云所あり（今は畑となる）藪西の庄と云笹川と云も此藪より出たる名なるべし

西町諸家

西町諸家之事

一山村次郎太夫實名重房飯高郡山村より松ヶ嶋に來住二代次郎左衞門法名散圓松ヶ嶋より松坂に移住三代宗右衞門法名久安四代宗右衞門法名久昌五代宗右衞門法名久意六代吉右衞門通庵と號醫を好法橋と成七代吉右衞門　女子二人男子なし

一堀口

一濱口宗有屋稱仙臺屋歌をよくし其名堂上へも聞へしよし

明やすき淀の繼橋渉る間に月影しらむ万の〻浦波

然もこむ春は花咲山村のふもとは月の桂瀬のさと

唐土の人に見せはや大和なる吉野の山のはなの盛りを

短冊に唯稱と有は此宗有の事なり

一齋藤長右衞門法名性海二代町年寄にて舊功有寶永四亥年大年寄に進む三代養子長兵衞町年寄右長兵衞故有て再進退す

一小倭屋善太郎本苗寺島一志郡小倭より來住髮を束る廊の撚を用端を不切きるゝに至らされは不替遠里に行に捨たる草鞋を片々拾ひ用ひて新ら敷を不費雜炊を啜り菜根を咬みて金七百兩程長持に秘藏し寶永三戌年九月朔日八十七歳にして死す二子右金を相爭ひ及訴に宗男は小倭村三郎右衞門に五百兩伊勢寺村善三郎に二百兩郡官の裁判を得て分る膏血を絞りて貯へ子孫不和の基を成せり父祖の遺澤にて出來たる七百兩又孫彥の物と成されと父祖も可爲滿足善太郎も本望成へし世に數万兩を貯へて親戚には一錢も不施終に他人の子に費用せらるゝもの有善太郎にも劣る者ならすや

一陰陽師和田有助實有政郎座の古達明正女帝の叡聞殿上に被召出奉占趣叶天意純子裝束を頂戴御祈禱を務候由二代有助三代伊勢實名規伽享保二酉年五月廿日　土御門家之裁許を受け町中に同職二人

永昌寺

永昌寺之事

一佛光山永昌寺禪宗當所養泉寺之末元和三巳年慶才首座開基境内大日堂あり貞享四卯年建當寺本尊西町の淺香氏寄付する所緣記あり略之土人聽竹庵と稱す

大信寺

大信寺之事

一大信寺高田宗一身田專修寺之末文祿二癸巳年善西法師箕所田村より移す元文元辰年十一月十六日類火にて燒失依之寺を古寺の西に移す

極樂町

極樂町之事

一極樂町西の庄鎌田久保田町廻り入組之年貢地人家西町年寄支配古田家在城之節は善久と言非人番幷に配下の非人共此町に居住往來之旅人見越にて見苦敷由にて今の居所小人町へ被爲曳之由乞食の境界に依せて吳苦樂町と稱せしを極樂町と轉改せし由

百足町

百足町之事

一百足町は藪にて有しを西町の住鳥谷屋清右衞門法名淸圓と云者此所に家を建て初て山中の通路を開く自是以前は曲り村より西町二丁目へ出し由當時家數七軒在領にて町方の支配に非す町內に毘沙門堂あり故百足町と名付し由

河井町之事

一河井町作田地無町役人家西町年寄の支配火災よけの河井と稱す新河井町續之

町廻地幷庄屋之事

一町廻とは町外廻り也天正十六子年黒田垣鼻矢川西の庄右四ヶ村之中に松ヶ嶋を引移し松坂と改町外の余地高二百石余町中の茶園を被付置是を町廻り本田畑と云最初之町東は平生町限り南は櫻屋町北は職人町通限西は西の庄町右土手を築き門を建水道を堀橋を掛搆をなす愛宕町黒田町矢川町油屋町塩屋町萱町莚屋町簗町は町中之者の抱地にて小家段々に建立し少分の町役を勤地貢は不出是を町廻畑と云又新規町新座町花町鐵炮町の古田家中之屋敷跡是を侍屋敷新畑と云ふ御郭内諸士屋敷跡を御堀内新畑と云坂内川も町廻之部にて各寛永十五寅年撿地有之地貢出し來る承應三甲午年又撿地改て高左に記す但し田地之事に付ては岸江支配之大庄屋兼主之

町廻地高三百六石五斗八升二合

内二百七石九斗八升二合　本田畑　　四拾六石八升　町廻畑

四拾二石九斗五升八合　御堀内新田　　三石四斗六升五合　侍屋敷新田

六石九升六合　坂内川原新田　　外六石　愛宕上福院寺領等遊

右貢米　百八拾八石三斗七升二合　　但し本斗利米二夫御役米共

町廻庄屋大工町川口九兵衞二代中町林清九郎法名淨心三代林清九郎法名一性四代日野町善右衞門五代深田半四郎六代新座町竹内庄兵衞是より前に鈴木長右衞門善右衞門も勤めたる様に云へ

新規町

藏屋敷幷町會所

雨龍森神社

り伊豆藏の一類なり

新規町之事

一新規町古田家諸士之屋敷跡也舊町に對しての稱なり

藏屋敷幷町會所之事

一町藏は町作年貢假納所也寛文元辛丑年七月初建諸扶持等此藏にて相渡りしか正德四申年より往古之通り御城內の御藏へ直納に成る同所在藏は鄕役米納所也右町藏同年比建

町會所は町役人會合所也寛文二壬寅年七月初建

雨龍森神社之事

一雨龍森牛頭天王社家之傳記に曰く祭神素戔嗚尊は金德の神にして秋を主り給ふ金能水を生るに依て雨龍の森と稱す旱魃の旱雨を祈るに靈驗あり穀苗は水によりて生長し穀德は秋氣を得て實のる穀成就の神靈舊里生土(ウブスナ)として奉祭年代久遠にして未詳享保八癸卯年十一月八日從二位卜部兼敬宗源　宣旨を以て奉授正一位祝詞幣帛內陳に納ると云然るに同九甲辰年三月正一位と唱ふる儀無用に可仕旨從紀府被仰出候に付金字にて認めたる竪額內陳へ納し也

或說に曰く　雨龍の二字瓜生なるへし山城國東山瓜生山より勸請の神なるへしと　神主木下氏孫之進二代孫兵衛三代孫太夫四代治太夫五代對馬清定寛文七丁未年三月廿八日卜部兼連烏帽子狩衣裁許六代但馬清重貞享元甲子年十月十八日卜部兼連裁許七代筑後規全享保三戊戌年三月十八日卜部兼雄裁許

右神主の屋敷は古田家中竹中與右衞門居住せり　與次右衞門幷妻子等迄同病にて死し家斷絕す時の人祟り屋敷と稱茶園とする者もなく久敷草原と成しを神主居住可仕旨寛永十三丙子年六月長野九左衞門被免延寳五丁巳年八月神主西町より此所へ引越或說に此森は昔は矢川村の地なれはなり夫故旱之節は今に矢川の穢多此社に來て雨を祈る也と云

御慶申納候強餘寒に候得共彌御替りも無御座候哉四五百の森と神社此表に有之候哉但し五百森と申は四五百の森の事に候哉
少々右之譯承知仕度義有之候並て古き謂等能御存之事故左之筋御存知候はゝ乍慮御認め御申越可被下候乍御世話賴入候猶面
上可申述候以上

正月十三日　　　　井　關　彌　五　助

長　井　元　愼　樣

尙々右之譯聞合せ候ても分りかたく候故御存知候哉と申入候事に候

返事　五百の森と申神社之義御尋被　仰聞候此邊にては曾て聞及不申大方四五百の森之社之義と可有之御座候元龜元年國司之時
に潮田長助と申者此森へ城の繩張致候由其節よりの鎭守に候哉夫前より有之社に候哉其程は不詳に候得共天正十六年蒲生
氏鄉松ヶ嶋より此城へ被移候節より以來今に至り有之鎭守にて別に社人も社領も無之趣に承り候且又此森時鳥の名所之樣
に申候て伊勢の國四五百の森の時鳥名乘合する去年の古聲と申類唱來候得共何い集にも無之類にて候故名所集の內にも四
五百の森之事は見へ不申候又近頃伊勢祠官より神風に小鏡と申書出し候得共夫にも乘せ不申勿論延喜式神名帳に飯高郡神
九座之內にも乘り不申只今雨龍の森の事も古書には見へ不申但し神代卷に龍と申神見へ申候古きより　好事者旱魃之節雨
を祈る爲に若此神抔を祭り右の龍の字を二字にして雨龍と名付於今旱には致雨乞候事にも候哉古老の記錄にも無御座候
故委細は不分明に候以上

正月十三日夕

任會所

新座町

木の下

任會所之事

新座町之事

木の下之事

一在會所は在役人會合所也初建年月日不詳元文四年極月十九日火災有て新に建つ

一新座町古田家諸士の屋敷跡也舊町に對しての稱也

一木の下在會所に近き小路を云神子屋治太夫抱地に榎の大木三本有りて家を蓋ひし故此所材木下と

云し由延寶六年地主治太夫木を切拂家を建元祿三年年十二月此所より出火及大火家建事被停止享保廿辰年依願被免

疊刺肝煎

疊刺肝煎之事

一疊刺肝煎小右衛門本名嶋田日野町作兵衛跡役爲役料屋敷一ヶ所於愛宕町所帶當時日野町中廿一人

清長院庚申勸請

清長院庚申勸請之事

一清長院文慶西町文珠院跡役修驗家之組頭也二代文鑑三寶院派にて眞言修法當時町中に同行山臥拾二人若山多門院般若院法式支配俗に式町並祈禱堂に青面金剛安置寶永七庚寅三月十二日攝州四天王寺之蒙免許享保二十卯年四月松崎浦大善院伊勢寺村松壽院へ組頭役相渡る

瓦町

瓦町之事

一瓦町古田家中屋敷跡寛文年中瓦師富嶋吉兵衛と云者從尾張來住し子孫此職相續す故に瓦町と云ふ

淺間神社

淺間神社之事

一淺間神社々家之傳記に曰く祭神木花開耶姬國常立尊大山祇命也當社は松坂御領中富士登山之達者立花淸七富士大宮司前能登守親時と申合慶長十八癸丑年駿河大宮淺間を勸請す　神主立花氏居住魚町淸七二代久七三代孫右衛門四代丹後富久延寶七己未年古田家裁許寶永三戌年社再建五代右衛門弟富次享保九甲辰年卜部兼敬裁許七代近江伯父孫八八代養子定八

常敎寺

常敎寺之事

一常敎寺高田宗一身田專修寺之末淨閑法師開基寛文十一辛亥年驛部田村より蓮乘院文翁此地に移す

鐵炮町
小人町
寡町
河原町
橋前寺
高麗町

文祿十三庚辰年觀音建立六世會定享保元甲子年親鸞聖人自作木像安置

鐵炮町之事

一鐵炮町古田家鐵炮組足輕屋敷跡也享保二丁酉年より家繁多に成る

小人町之事

一小人町古田家小人屋敷跡也大黑田村地にて町方之支配に非す

寡町之事

一寡町淸光寺舊境內也元祿三庚午年十二月七日淸光寺類燒し翌未年今之境內寡町へ替地寺跡を又寡町と稱す

河原町之事

一河原町坂內川水除之原に家造し河原の町と稱す近邊之町へ配付して魚町本町町廻入組支配

橋前寺之事

一橋前寺天台宗松坂來迎寺末寬永十六己卯年眞王法師開基俗に河原藥師と云ふ元祿六壬申年岩嶺法師堂再建

高麗町之事

一西御廓外五曲り村地にて高拾一石一升五合同所町廻河原地にて高四升八合右寬文七未年御用地となる樹木被爲植候由此邊を高麗町と稱するは服部釆女正高麗人を被差置被扶持せし故也代替りて後右高麗人の內五曲り村之住人と成當時其孫三右衞門迚在住す町廻りの事に非すといへとも町之

町の長最初は藏方と唱ふ

舊府法度

名有故に語り傳ふる所爰に書付なり

町之長最初藏方と唱事

一最初之町之長伊豆藏下藏雲出藏射和藏美矢古藏鎌田藏右六家帶刀にて藏方と稱す藏方とは知行田地商物等を質として金銀を調達するを云ひし由別て伊豆藏は代官を兼しにや馬乘にて毛見等に出し由語り傳ふ舊府松ヶ嶋之守護より右六家へ被申渡之口上之由左に載す

一於在々所々横行亂入者有之則不論誰殿者等即搦捕可被出若餘手者當座打殺樣子可被申出事

一人質族或は出下人出備人事堅停止也各遂吟味父子兄弟之内請取可被申事

一諸奉行諸人於萬事有贔屓之沙汰等早速可被申出事

一各調其下階上用正吏人邪曲濟窮民飢渇有所不及者速可被申出事

一前後申渡件々於不便之義有之各相談之上是又可被申出事

以上

舊府法度之事

一舊府之法度伊豆藏に一通下藏に一通美矢古屋に一通所持之由に語り傳ふ今尋るに伊豆藏は於松ヶ嶋天正の兵火に燒失之由美矢古屋は斷絶し下藏に一通殘れるを左に載す

法　度

一質物は五月廻り五割五文たるへき事

一札之書違候共不苦事

一鼠喰候はゝ以利分内見合算用可仕事幷ぬれ質同様之事
一盗物質に取候者共不苦札なくは不可出事
一金物は月限日限札面可爲如書付事
一上越候とも不苦事
一家燒土藏へ火入候はゝ質物置主可爲損事
一札うせは請人を立てゝ請さすへし若本札來候とも不可叶事
一失質は遂元利算用藏方へ取本一倍可出事

右之條々不有相違者也依如件

天正八庚辰年八月朔日　信雄在判

松ヶ嶋藏方中

最初年寄之事　但寶永元申年より大字を加ふ

一神部三郎左衛門法名淨意屋稱下藏居住日野町組後三郎左衛門法名(正)〔一本止〕齋同三郎左衛門法名成宇迄年寄役相續
一鈴木三四右衛門法名宗乾屋稱瓶子屋居住新町組後三四右衛門法名玄家迄二代年寄役相續
一寺西七郎左衛門法名信西屋稱雲出藏屋住本町組後七郎左衛門法名理西二代年寄役相續
一伊藤徳右衛門法名善中屋稱不知屋住魚町組後徳右衛門法名半入二代年寄役相續

右之年寄は藏方之例に准し配下之應答貴かりし由に語り傳ふ淨意宗乾は老後剃髪して役儀相勤

商家懸り田

商家懸り田之事

一町作田方　百拾四町六反三畝　畑方拾一町八反拾七歩
合百二拾六町四反九畝拾七歩
此高千七百四拾石九斗七升六合　外　七拾石三斗三升無地高
高都合千八百拾一石三斗六合

古田家城營再興之人夫村々高に應して課役せしかは府内（今船江と云ふ）高多く人少くして耕作等時を失ひ窮人離散亡所と成しを松坂商家へ被配當由是を懸り田と云元文九癸亥年三月七日長野九左衛門手代大島四兵衛高田彦左衛門を以て二百石余之無地を七拾石余之無地に被改寛文元辛丑年より六つ二歩之免定取米千二百五拾五石一斗三升
但寶永四丁亥年常念寺增地被下懸り高御除右之内二斗七升八合四勺引る
内　千二百三拾八石九斗三升三合は
本斗指口人夫糠藁利米等也　拾六石二斗は
井料庄屋給米見升取藏番藏地年貢也

先年は川井町に兵右衛門と云庄屋あり當時は町年寄之内一人年番に勤寶永元甲申年より助役一人添ふ右田畑の義に付ては船江支配之大庄屋主也

女人木綿織

女人縞木綿織之事

一縞木綿は松坂之女業也二月初午過より織始極月至て終る但芒種より五月晦日迄除之極月に立春有

れは又此日より二月初午の日迄除之此禁を犯せは旱魃の災有りて五穀不實と語り傳ふ此事博學の識者に問へと其譯を不知正月に閏月有は數月業に怠故に寶永六己丑年町の長より不可禁事を下知すといへとも舊染の俗なれは用るもの鮮し

胎婦愼并生兒門出

胎婦物參生兒門出之事

一婦人子を胎み着帶の前宇治山田兩宮及所々の神社へ參り幷朝田寺に詣て安産を祈り着帶より産後七十五日迄は神社へ不詣産子百十日を過きて初て産神の社へ參又親睦の人に謁すれは麻に錢を貫て産子を祝ふ是古來よりの習慣なり

初午會

初午會之事

一二月初の午日繼松寺會式にて遠近貴賤群集す商家には賣物を選くして諸用を達す止舞屋には遠方の親睦共尋ね來日夜さわかし厄年の男女鏡餅を製して兼てより觀音に供す右厄年と云ふ事中華の書に見へす日本記にもしるしさゝれは往古は其沙汰なかりしにや日本歳時記にいへり他國にては稻荷神を拜する由

御衣會

御衣會之事

一從四月八日飯野郡井口村麻續機殿にて荒妙之御衣を織て同十四日内宮に獻之御衣會といふ八日は半日十四日は終日女人糸機針業を止て寺社に詣山野に遊ひ神と成功を不爭九月和妙の御衣多氣郡服村にて製し是又内宮に獻す松坂は麻綿を織て絹を不織故に此例なし

祇園會

祇園會之事

一六月十四日には產神の祭禮なれは麵類等を製し家内を賑はす彌勒院には從七日十四日迄御輿を拜殿に遷し巫乙女夜神樂を奏す兩龍御厨には獅子頭を被て代神樂を修す寳永五子年より兩龍御厨西の庄三社恒例よりは猶も新に繁華の色品を顯せり

聖靈祭之事

一七月十三日より十五日迄去年盆後以來死せし者の爲に紙碑を建て燈籠を燃て祭之有緣之者來り拜す幷に少年の男女歌に帶劔して見る事は昔より不被免右踊の歌に松坂越して歌ふ事往古渡會郡山田より珍らしき踊を仕出し是を伊勢踊と云凡風流成事は都に始り田舍に及ふ事なるに踊は田舍に始り都に及程に褒美して其流行次第を斯歌ひ傳へし由

十月十五夜之事

一十月十五夜新餅を製し神佛先祖の靈前に備へ家内相集夜詣をなす是を日待と云或云ふ日待は終夜不寢して明朝日出を待必陽月にする事也十月は陰月なれは日待の稱をかりて下元の節を祝ふ可成

愚按に農家には家毎に行之商家には不爲家多し是を以て考れは此節農事の終成故に其恩德を報する成るへし

山神祭之事

一町中に壇を築き山神を祭る所二拾ヶ所猶諸社之境内にも別に鳥居を建て祭之無余地町には當番を定宅中に神を勸請し霜月六日夜兒童集會し山菓海老生米餅を供す祭神は大山祇命或は伊勢津彥命也と兩說不詳

愚按に渡會郡宇治に祭れるは大山祇の神なる事神書に明也俗にも大山祇と唱ふ其餘所々の巷に祭るは伊勢津彥の神可成故如何となれは此神を祭る事伊勢國に限り他國に曾て無之事也伊勢國は伊勢津彥と云神領地し給ひ故其本に報するの祭禮可成樵

臘月八夜

醫師於病家藥調合

毎月火改幷月水人別火

町從横町間家數人數

夫に習ひて兒童の戯れといふ事なかれ

伊勢國號の事は僕か書拔之名所考に御座候も面白く被存候伊勢津彦神山神に祭り申候説初て承り候俗諺に伊勢山神大和地藏と言ふ

臘月八夜之事

一臘月八日之夜家内之人數來客共に集錢し豆腐を用て宴を設く是を寢子も三文と云ふ但し寢子とは初て生れし子の通稱猫に（二字欠字）るゝ故に轉してねゝと云ふ生子にも三文は課すと云意なるへし中古極月七日夜火災有り明る八日の夜右火災に逃れし者所々に寄合せしより事始るよし語り傳ふ

醫師於病家藥調合之事

一町中に病者あれは醫者行て脉を診し歸宅して藥を調合し病家より使を以て藥を受けしに寶永元中年大須賀九郎左衞門殿奉行之時靑木養安に命して於病家直に藥を調合する事を町中諸醫に被令內通無僕の病家は別て悦へり

毎月火改幷月水人別火之事

一毎月晦日家を内掃除し諸物を洗ひ淸め火を改諸穢に觸るあれは此日を不待幷月水女人或は七日或は五日任例火を喰し十一日を過されは神社に不詣

町從横町間家數人數之事

一惣町從拾九町余横九町余
此家數二千三百軒程但隱居家は除之

松坂分限帳
松坂奉行與力
松坂町奉行組小頭

此人數八千三百人余但し召仕は除之內八百人程他國に稼居る

寺數并宗門分之事

一寺三拾二ヶ寺　但し塔頭十九院

內　八ヶ寺　禪　宗　八ヶ寺　高田宗　七ヶ寺　淨土宗　五ヶ寺　眞言宗

三ヶ寺　天台律宗　一ヶ寺　日蓮宗

松坂雜集終

松坂分限帳

松坂奉行與力

御切米拾五石御足米五石　但三人扶持增一人 人足一人分百拾匁ゞ一人扶持　中里安右衛門

御切米拾五石御足米五石　但三人扶持增一人扶持　立石喜八郎

松坂町奉行組小頭

御切米八石二人扶持并爲勤金年々金貳分宛被下置候　河合次左衛門

一右小頭勤は御組御用諸願等は勿論町年寄町廻り肝煎より願出候筋取次御用等相勤候

一馬問屋新右衛門本陣美濃屋庄右衛門秤所守隨小兵衛右御用筋に付ての譯願取次相勤候

一牢番伊八御用諸願等右同斷

一町方御用部屋御玄關調との御用相勤候

御切米七石御扶持二人扶持毎々被下候筋

同目代　岩橋次兵衛

一右目代勤方は總躰は吟味有之節幷町方に何等之品有之候節聞當に罷出候勤に付金貳歩つゝ被下置
並御郭之内畑一段三畝二拾一歩右御年寄は米一斗四升八合相助申候

御切米七石御扶持二人扶持年々金一兩一歩宛被下置候　同物書　辻傳左衛門

御切米七石御扶持二人扶持年々金一兩一歩宛被下置候　同　津田六郎左衛門

御切米七石二人扶持　同御作事　小泉藤藏

御切米七石御扶持二人扶持　同　辻善之右衛門

一右藤藏善之右衛門兩人當時町方御作事元懸り相勤申候
右加役相勤申候に付年々　十匁つゝ被下置候
但右町方御作事元懸り役の儀は（三字欠字）場御陣御普請破損繕等大橋愛宕町橋黑田町橋聖橋其外小石橋拾五ヶ所御懸替破損等之節罷出相勤申候尤御入用勘定等仕置申候御儀に御座候

松坂奉行組

松坂奉行組

御切米七石御扶持二人扶持　原平藏

御切米七石二人扶持　欟松平吉

御切米七石二人扶持　久世定右衛門

御切米七石二人扶持　原辨藏

御切米七石二人扶持　深田丹藏

一大牢三つ仕切有之候同一つ同二つ同三つ
一小牢二つ仕切女牢揚屋牢仕有之候
右牢舍の者有之候節は加番之仕畝幷穢多共之内晝番夜番共二人つゝ相勤候
但晝番一人にて一人扶持夜番一人にて一人扶持つゝ被下置候
一牢番は伊八と申者相勤申候
但二人扶持並御郭之内畑凡四反六畝程同栽疆下刈五反程相添へ被下置候て相勤申候

牢屋寸見之覺

一牢屋總構之曲輪外法長十八間に巾六間半
但牢屋は御郭之内に有之候内に大牢小牢二ヶ所搆ひ屏内法長九間半に巾五間四尺高八寸五分
一大牢桁行三間八尺に梁間二間八寸一つ棟三の仕切有之候
一小牢桁行三間八尺に梁間二
一小牢桁行梁間にも二間七寸四方内二つ仕切有之候
但し一ヶ所女牢揚屋に仕切有之候
一責屋桁行三間半に梁間二間內に二間に一間床はり疊四疊敷御吟味役人居所有之候
一牢番居所御桁行五間に梁間二間半內四疊仕切有之候は御吟味等御座候節御徒目付休足所に御座候
一加番之者居所一間に三尺

外井戸　一ヶ所　雪隱　同

牢屋寸見之覺

角谷七郎次郎　白粉町　角谷七郎次郎

一　公方様御代々御朱印頂戴仕罷在候御紋付御繪符一枚
権現様以來御代々様殿様御代々様若様へも御目見仕其節差上物仕拜領物等も御座候格別由緒有之
者に御座候

一　當町大年寄之儀往古より
殿様御代々様若様へも御目見仕其節差上物仕被下物も仕候於江戸表御能拜見御料理等も無急度被
下置　御殿拜見被　仰付候當　殿様御入之節大津於御旅舘古來よりの通角谷七郎次郎にて御目見
仕候右大年寄役に付支配下より役料等取候儀一向無御座候依之次御取扱前より格別に被爲成下候
儀に御座候急事幷喧嘩之場所へは帶刀仕罷在候元極り御座候へ共中輿は左様にも不仕候旅行之節
は紀州誰と申繪符幷帶刀仕候儀に御座候

大年寄
大年寄

本町　三井則右衛門　新町　長井與八郎　魚町　岩崎武右衛門　本町　三井進藏
矢ノ下町　辻作右衛門　本町　鈴木長右衛門　大雅堂名筆　千里音　湊町　櫻井七郎右衛門

年寄格
年寄格

本町　鈴木甚十郎

大年寄格
大年寄格

小越次郎右衛門　職人町　林伊右衛門　役料三拾俵宛　西町　小嶋八左衛門　日米八俵宛　日野町　牛四郎

本町組　新町組　日野町組

町年寄役料八俵近年御免　魚町　田中太左衛門　同　新町　惣兵衛　同　新座町　左兵衛
同　鍛冶町　七郎兵衛　同肝煎に被仰付役料同　本町　藤七
一八組　小使八人
但鍛冶町博労町は小使無御座候但し町内より給米一人前米拾俵つゝ吉兵衛へ（三字欠字）儀さ御作事
方手傳に罷成り一ヶ年（三字欠字）つゝ別に被下置候

本町組

大年寄　三井則右衛門　町年寄　久右衛門
本役本町　一分二厘五毛役大手町　二分五厘五毛役工屋町　一分二厘五毛役揚屋町
二分五厘役紺屋町　一分二厘五毛役矢下町　一分二厘五毛城坊小路　無年貢地博労町　外御年貢地博労町
博労町水貫留七

新町組

大年寄　長井與四郎　町年寄　惣兵衛
本役新町　半役櫻町　御年貢地黒田町　一分二厘五毛大工町　御年貢地莚屋町

日野町組

大年寄　岩崎武右衛門　町年寄　半四郎
加じ川水貫　七郎兵衛
本役日野町　二分五厘職人町　御年貢地矢川町　同鍛治町

魚町組
西町組
中町組
湊町組
町通り組

魚町組
大年寄　三井準　町年寄　田中太左衛門
二分二厘　五分　七分五厘　五分　魚町

西町組
大年寄　辻作右衛門　町年寄　小島八左衛門
本役五分役西町　御年貢地極樂町　同本川廿町　同新川廿町

中町組
大年寄　鈴木長左衛門　町年寄　林伊右衛門
本役中町　二分五厘職人町　二分五厘觀音小路　二分五厘寶光院小路　高地寺小路

湊町組
大年寄　櫻井七郎右衛門　町年寄　小越次郎右衛門
六分役湊町　二分五厘平生町　一分二厘五毛御年貢地　二分五厘白粉町　萱町
御年貢地油屋町　寺地藥師小路　一分二厘五毛櫻屋町　御年貢地愛宕町　同愛宕門前町

町通り組　取屋良兵衛
御年貢地新座町　同新規町　同媥町　同瓦町　同鐵炮町　同川原町

町名數〆四拾六
人數は九千七拾八人

丑三月改め

字加のや橋

一新川井町　小　橋　切石橋　新川井町切じ橋　小　橋

切石橋　本鍋川井町　小　橋　切石橋　西　町

四丁目　切石橋　三丁目堺水道小路

字殖行橋

一西町三丁目二丁目堺　切石橋

一西町二丁目一丁目堺　切石橋　水　道　小　橋

坂内川筋

一大　橋　板　橋　長二拾四間程巾三間程組

御普請橋

一本町樋尻橋　板　橋　但御普請橋巾二間程　長一間二尺程

一愛宕町橋　板　橋　但　同断　長四間程巾二間程

一黒田町橋　板　橋　御普請橋　長一丈四尺五寸巾一丈三尺五寸

裏御門筋

一新町龜屋小路　切石橋　水道橋

一大手筋水道小橋　但本町三井則右衛門地尻と二字欠字町との境

一大手町水道小橋　切石橋　但本町通り東側地尻と大手町との境岡田屋吉右衛門橋
一大手町水道筋　切石橋　但大手町と工屋町との境
一揚屋町　水道小橋　切石橋　但揚屋町と博労町との境
一中町龜屋小路　切石橋　水道橋
一大工町橋　切石橋
一黑田町橋　板渡し　板二枚ばし
一魚町下の町橋　字併屋橋　切石橋
一同中の町橋　字淺香屋橋　切石橋
一工屋町橋　字洞法橋　切石橋
一死町萱丁之堺　字三太夫川　板橋
一嬬町川橋　町廻り支配　土橋　但懸替膳小嬬町より
一鍛治町川橋　土橋　右同
一高合一千八百拾一石三斗六合　免六つ一分九厘八毛四糸之内　松坂町作　本斗指口　兼代とも

此納千百八拾七石九斗二升三合

内四石四斗九升一合

七組取心給表

一高二百二拾四石六升二合　松坂町廻り
免三つ五分
一高三石四斗六升六合　同侍屋敷御内
免三つ八分
一高四拾二石九斗五升八合
御堀之内新田
免二つ八分
一高六石九升六合　同川原新田
高合三百六石五斗八升二合　本斗　兼代とも
此納米　百八拾一石六斗六合
内　六斗八升七合　町廻り取心渡

町中寺社

洛陽智恩院末寺
一浄土宗　法幢山寶延院　新町　樹敬寺
同
一同　三縁山信河院　職人町　清光寺
當國四天王寺末寺
一禪宗　龍泉山　同　養泉寺
坂本西教寺末寺
一眞盛宗　無量壽院　白粉町　敎主山來迎寺
嵯峨大覺寺末寺
一眞言宗　上福院　愛宕町　龍泉寺
但愛宕領高三石四斗
西岸(江脱カ)村　同高六石　松坂町作
高野山御花室蓮花十三昧院末寺
一同宗　岡寺山如意輪院　繼松寺

醍醐報恩院末寺
一眞言宗　金生山彌勒院　鍛冶町　善福寺

右七ヶ寺　御着城之節御目見仕候

一身田專修寺末寺
一高田宗　常念寺

右之御節別席御目見仕候

一同宗　職人町　本覺寺

一同宗　西町　大信寺

一同宗　鍛冶町　願證寺

一同宗　大工町　眞臺（臺）寺

一同宗　矢下町　正圓寺

一同宗　瓦町　常敎寺

一同宗　城坊小路　善緣寺

伊豆國玉澤妙華寺末寺
一法華宗　惠日山　法久寺

當町養泉寺末寺
一禪宗　彌勒山　龍花寺

同所末寺
一同宗　佛心山　藥師小路　開眼寺

同　末寺
一同宗　龍救山　中町　觀音寺

同　末寺
一同宗　佛光山　西町　永昌寺

一同　宗　洛陽妙心寺末寺　油屋町　天甯寺

一同　宗　當國津龍津寺末寺　天滿宮梅松山　愛宕町　菅相寺　大龜山慶聚院

一眞成宗　當町來迎寺末寺　川井町　橋前寺

一同　宗　同寺末寺　光明山　矢川町　遍照寺

一眞言宗　田丸田宮寺末寺　明星山　城坊小路　蜜藏院

一同　宗　當町岡寺末寺　東方山　中町小路　寳光院

一淨土宗　當町淸光寺末寺　愛宕町　周德院

一同　宗　樹敬寺末寺　正樹軒

一同　宗　淸光寺末寺　博勞町　惣安寺

一同　宗　同寺末寺　雲照山　眞行寺

一同　宗　同寺末寺　中町小路　稱讃庵

〆三拾二ケ寺

一正八幡宮　四五百森　新規町　神　主

一牛頭天王　雨龍森　木下肥後　神　主　同人

一御厨天王　博勞町　神主　高谷若狹
一淺間社　瓦町　神主　立花靱負
一　魚町　神子
一修宗　中町小路　普院
一同　西町　大珠院
一同　同町　覺賢院
一同　新座町　清長院
一同　塩町　觀音院
一同　職人町　明王院
一同　新川井町　福壽院
一同　鉄炮町　文敎
一同　同町　掃部
〆九人
一陰陽師　西町　和田秋藏
一同　愛宕町　松永主計
一同　塩町　下島屋吉右衛門
一代々御目見醫師　鍛冶町　鹿島元恭

松坂領松崎浦新田高三百石極り免以被下置候右之内免三歩通りは大切可仕害

一御目見醫師

一御勝手御用相勤學文宜敷候に付帶刀御免　魚町　小泉見卓　悴見庵

一御目見醫師書を善す　西町　堤元端

一御目見醫師代々書家槐齊　中町　長井元宿　悴元申

町醫師

一町醫師　本町　松本大愼

一同　本町　本居春庵

一同　職人町　丹生玄康

「以下散逸分りかたし」

勢州三領大庄屋胡亂者改姓名

松坂領大庄屋

東岸江村地士代々御勘定奉行直支配下出江組大庄屋當分東岸江組大庄屋兼帶　橋本彌七郎

驛部田村地士蘇鉄之間席并驛部田組大庄屋　石井與市郎

西黑部村地士御勘定奉行直支配新松ヶ島組大庄屋　道過喜市

大(阿)〔一本阿〕坂村地士代々御代官支配代々年頭御目見之格八重田組大庄屋　小宮柳三郎

深長村地士年頭御目見之格國五郎悴下之庄組大庄屋　八幡壽之助

同領川俣大庄屋

瀧野村地士代々御勘定奉行直支配瀧野組大庄屋　堀内理一郎

波瀬村地士御代官直支配波瀬組大庄屋　中村甚之進

七日市組大庄屋七日市村　角谷三郎右衛門

同胡亂者改

東岸江村地士御勘定奉行直支配年頭御目見之格松坂領胡乱者改助　橋本傳吾

田村地士同領胡乱者改當分助役同様勤　中島龜之助

丹生寺村地士代々御代官直支配代々年頭御目見之格安治郎悴同領胡乱者改當分助役同様勤　澁谷友次郎

田丸領大庄屋

妙法寺村地士御勘定奉行直支配年頭御目見之格甚内悴　妙法寺組大庄屋　加藤甚太郎

山神村地士御代官直支配年頭御目見之格山神組大庄屋　中村勝右衛門

矢野村地士御代官直支配代々年頭御目見格下直手組大庄屋　增田專藏

阿曾村地士慥柄組大庄屋　上村十内

勝田村地士中之間席喜内悴勝田組大庄屋　久留清藏

積良村地士代々御代官直支配代々年頭御目見之格學次郎父四疋田組大庄屋　東谷定右衛門

同胡亂者改

牧戸村地士同領胡乱者改助　下里雄次郎

田丸領胡乱者改當分助同領五桂村　宗林精藏

白子領大庄屋

上野村地士代々御勘定奉行直支配平野組大庄屋　別所兵五郎

稲生村地士代々御代官直支配代々年頭御目見之格白子組大庄屋　鈴木平藏

大別保村地士代々年頭御目見之格円徳寺組大庄屋　丹羽雄之助

同　胡亂者改

御薗村地士代々御代官直支配年頭御目見之格白子領胡乱者改助　田端清七郎

一志郡大庄屋

須川村地士代々御勘定奉行直支配小船江組大庄屋　松浦丈右衛門

田尻村地士代々御代官直支配木造組大庄屋　金児仙次郎

同　胡亂者改

小船江村地士代々御代官直支配年頭御目見之格一志郡胡乱者改助　田中専右衛門

勢州三領無役姓名

此姓名は明治二巳年大改革新禄制職制發布以後に係るもの也朱圏「〇」を付したるは江戸常府移住

の分とす扶持人は從前の以下役下級扶持人は與力同心水主地方手代二歩口御仕入手代御中間等の輕輩なり

松坂之分

士　族

六拾俵　○熊倉正八郎
五拾俵　○澤　左輔
同　○平野又吉
同　○萩原兵藏
同　○高橋孝之助
同　○岡　權四郎
同　○菅田愎一郎
同　○上月助右衛門
同　○井田安次郎
同　○服部五十二
同　齊藤楠五郎
同　○杉山源三郎
同　○矢葺元次郎

五拾俵　○馬場源右衛門
同　○佐久間粂次
同　○松岡莊兵衛
同　○新藤八郎右衛門
同　○神谷善次郎
同　○雨森小太郎
同　○小田民次郎
同　○門奈鑑橋
同　○臼杵欽次郎
同　○西山　乾
同　○松本庄五郎
同　○高瀨鎌太郎
同　○吉岡保次郎

同 ○南部民次郎
同 ○田井卯藏
同 ○三毛勤一郎
三拾四俵 ○清水金三郎
同 ○堤良之助
同 ○倉地秀太郎
二十六俵 ○中原千輔

士族並

五拾俵 成瀬林左衛門
同 山本平兵衛
同 長坂八十郎
同 渥美孫左衛門
同 戸田八十吉
五拾俵 岡本彦右衛門
三拾八俵 ○伊藤吉左衛門
三拾五俵 ○志富田良次郎
同 ○戸田久次郎

同 ○片野勝次郎
同 ○馬場義太郎
三拾八俵 ○臼杵隆吉
三拾四俵 ○須川金右衛門
同 ○古田兼次郎
同 ○加納小金次
貳拾六俵 ○栗本孝藏
五拾俵 門奈徳右衛門
同 黒柳辨之助
同 青木九右衛門
同 辰田喜右衛門
同 山川新八郎
拾七石五人扶持 野口粂藏
三拾五俵 ○井口荘介
同 ○鈴木吉太郎
三拾四俵 ○結城龍馬

三拾四俵　○森本庫次郎
三拾一俵　○高橋傳兵衛
同　○山本力藏
同　○内原正五郎
二拾六俵　○舟橋宗信
同　○鈴木安次郎
二拾二俵　○石川林藏
拾八俵　○原田鐵之助
拾六俵　○澤井利五郎
同　○桑原千吉

扶持人

五拾俵　今村兵三郎
同　淺山二三郎
同　淺井鷹助
四拾一俵　野口村吉
三拾四俵　○松島仙之助
二拾六俵　淺野八郎右衛門

三拾一俵　闕　量
同　○廣　万右衛門
同　○最上秀之助
二拾六俵　○芦澤佐次右衛門
同　池部直人
二拾五俵　○宇留野玄一郎
二拾一俵　○高橋傳之助
拾八俵　○津山太四郎
拾六俵　○山本爲三郎
五拾俵　加藤侗輔
同　小出與一郎
四拾三俵　齊藤橋三郎
四十一俵　小川澄郎
三拾俵　○島本恭次郎
二拾三俵　○柏原円七

二拾三俵　松島作右衛門
同　○土橋鐵次郎
拾六俵　瀧　逸兵
同　牧戸七郎
拾四俵　小川才三郎
同　林　芳左衛門
同　近藤萬左衛門
同　齋藤才一郎
同　前野彌三郎
年々銀拾枚　幾石且齊
拾四俵　御出入　伊東幸雄
八俵　沖津作右衛門
四俵　堀江龜三郎

下級扶持人

元七石三人扶持　藤井宇多次郎
元八石二人扶持　川島　慥
元七石二人扶持　戸田宇右衛門

同　○森　雄之助
二拾俵　宮崎加太郎
拾六俵　○伊藤貞助
拾四俵　前川正之右衛門
同　庄司七兵衛
同　鈴木三九郎
同　渡邊乙藏
同　○北岡龍之助
拾一俵　垣本徹雄
年々銀五枚　丹羽元亨
八俵　池田治兵衛
同　垣本安基樂
元七石三人扶持　野村喜一郎
元七石二人扶持　後藤直吉
同　村田八十郎

同 森清十郎
元七石三人扶持 田村彌三郎
元七石二人扶持 瀧川善九郎
同 西東平
同 小津清之助
同 岩橋半十郎
同 上田半次郎
同 原田源次郎
同 小林守尾
同 原田廣作
同 池田直吉
同 小泉仙太郎
同 繼松靜
同 牧助次郎
同 藤村作左衛門
同 龜井鶴郎
同 野口鐵太郎

同 中村多兵衛
元七石二人扶持 村瀨宗之右衛門
同 山本模一郎
同 宇治市郎
同 小泉宇一郎
同 深田富士之輔
同 丸山友次郎
同 西川幸次郎
同 馬場巽
同 貝發力平
同 奥井英太郎
同 長束新之助
同 高岡盛藏
同 林鹿吉
同 小林雄成
同 生田安輔
同 吉井寅吉

同　新良為吉
同　安部虎之丞
同　佐久間俊吉
同　平野万之助
同　片岡幾太郎
同　服部義三郎
同　谷保太郎
元六石二人扶持　矢野新吾
同　塩見十代吉
同　辻與三右衛門
同　中田楠右衛門
同　松下良助
同　江川一作
同　渥美孫四郎
同　奥永喜之助
同　駒田利平
同　鈴木松太郎

同　竹内徳松
同　亀井次郎吉
同　中西半次郎
同　服部齊太郎
同　上井万次郎
同　内田榮吉
同　繼松元輔
元六石二人扶持　市川大助
同　矢野崎右衛門
同　加藤彌左衛門
同　松下粂三郎
同　奥野久右衛門
同　濱田彦八
同　宇田伊八郎
同　刀根八右衛門
同　奥野万次郎
同　石野半左衛門

同　中田杉右衛門
同　和喜傳四郎
同　宇野喜十郎
同　橋本源之助
同　安野與惣次郎
同　笹山三郎右衛門
同　片山鐵藏
同　刀根利右衛門
同　中野爲藏
同　內田豐
同　山崎彥三郎
同　片山久次郎
同　橋本貞之助
同　久世幸三郎
同　加藤紋太郎
同　世古吉四郎
同　中井多三郎

同　吉澤惣五郎
同　加藤市右衛門
同　山本輔一郎
同　森權次郎
同　刀根幸吉
同　濱地芳藏
同　水谷熊吉
同　後藤政七
同　淺田竹松
同　大西房松
同　加藤熊太郎
同　藤村德次郎
同　世古竹藏
同　內田甚之助
同　吉田重次郎
同　刀根寬之助
同　三浦久良之助

同 刀根重次郎
同 刀根利之助
同 新兵右衛門
同 江川駒次郎
同 中川久藏
同 竹内一太郎
元四石二人扶持 南雲延五郎
元三石二人扶持 井田左太郎
元二石二斗一人半扶持 上野金次郎
同 西山半次郎
元二石二斗一人扶持 村田一郎右衛門
同 吉田竹次郎
元二石一人扶持 藤本藤助
元六兩二人扶持 土井要助
元五兩二人扶持 岡山才吉
元三百目二人扶持 酒井德太郎

同 水谷二左衛門
同 世古安次郎
同 加藤與惣吉
同 山本文之助
同 足立庄次郎
同 玉置傳次郎
元二石八斗二人扶持 宮坂幸助
元二石二斗二人扶持 増田新吉
元二石二斗一人半扶持 小泉榮吉
同 和田小七
元二石二斗一人扶持 山下專吉
同 加藤龜藏
元拾五兩二人扶持 小沼多仲
元六兩二人扶持 小野源藏
元三百目二人扶持 吉岡泉次郎
同 宮地藤助

元三百目 一人半扶持 中西芳助
同 田中吉太夫
元二兩 二人扶持 岡村與四郎
元五石 二人扶持 坂本孫四郎
元百六十目 二人扶持 久保六三郎
元百拾目 一人扶持 岸野龜吉
元一人扶持 元御中間頭支配無役 爲藏
同 服部貞之丞
同 太田新兵衛
同 奥田儀七
同 元御中間頭支配無役 和藏
同 湯川清藏
二石八斗 一人半扶持 庄山幸平
元一人半扶持 荒井德右衛門

元三百目 一人半扶持 野村德之助
同 坂口藤助
元三百目 一人半扶持 元第七等兵卒 菅藏
元百二十目 一人半扶持 元御產物方炊 駒藏
元百拾目 一人扶持 嶋田源助
元九拾目 一人扶持 中村今助
元一人扶持 西山半右衛門
同 元御中間頭支配無役 彌八
同 鈴木彌太郎
同 元御勘定所陸尺 勝輔
同 植村常三郎
二石八斗 二人扶持 谷久八
元百拾目 一人半扶持 竹上武次郎

田丸之分

田丸住居元久野金五郎家來被 召出姓名

無役高五拾俵　士族並　久野兵右衛門

右元中之間席に被　召出候筋

同三拾七俵　扶持人　中村次郎右衛門　同三拾俵　扶持人　加藤竹之助
同拾三俵　同　久野小平太　同拾三俵　同　矢土直江
同八俵　同　村山嘉兵衛　同貳拾俵　同　森　幸次郎
同拾五俵　同　（田丸捕亡手勤）高木森之助　同八俵　同　服部與一左衛門
同八俵　同　曾原又輔　同拾五俵　同　太田久吉
同拾貳俵　同　太田武彥　同九俵　同　川口直記

右夫々元以下役に被　召出候筋

無役高八俵　扶持人　釜谷一郎右衛門　同八俵　同　西川作作
同八俵　同　小林彌三右衛門　同拾一俵　同　村山長三郎
同八俵　同　池田安吉　同八俵　同　西村吉藏
同七俵　同　木村綾太郎　同七俵　同　西村西午郎
同　同　北村太郎　同　同　田端禎五郎
同　同　下村專左衛門　同　同　小林又五郎
同八俵　同　小林織三郎　同八俵　同　田村勘次郎

同七俵　同　中井辰次郎

同　同　西山三藏

同　同　太田藤藏

右夫々無席にて無役高而已被下候筋

白子之分

元拾五石銀五枚三人扶持　士族並　上野新吾

元拾石三人扶持　扶持人　後藤良平

同　同　堀市郎

元八石二人扶持　同　中尾八百二

同　同　別府友之丞

元八石二人扶持　同　坂半右衛門

元三人扶持　同　別府又次郎

元常三人扶持　同　市川正作

元五人扶持　同　清水房次郎

元三人扶持　同　栗本文亨

元二石　下級扶持人　眞弓八郎兵衛

同七俵　同　立野吉郎右衛門

同七俵　同　中西藤助

同　同　福田芳兵衛

元拾五石三人扶持　扶持人　清水大俣

元拾石三人扶持　同　佐野勝之丞

元八石二人扶持　同　後藤長兵衛

同　同　笠井彌六

元八石三人扶持　同　坂一之進

元常三人扶持　同　宮崎喜三次

元三人扶持　同　上川嘉藏

元三人扶持　同　別府捨三郎

元三人扶持　同　杉野善之丞

元八石　同　蜂谷熊太郎

元二石　下級扶持人　別府清次郎

元六石二人扶持　同　佐藤伊平太
同　同　丹羽謙
同　同　喜多數尾
同　同　一見謙吉
同　同　和田常右衛門
元五石二人扶持　同　上野安次郎
元二石二斗一人扶持　同　鈴木治助
同　同　別府藤助
元二石二斗　同　小川佐藏
元一人扶持　同　平兵衛
元銀百拾匁二人扶持　同　木下新之丞
元銀百拾匁一人扶持外に金拾二兩旅籠料　同　秋田光二郎
元一人半扶持　同　加藤八十五郎
元二人扶持　同　源助

元六石二人扶持　同　林定助
同　同　樋口富橋郎
同　同　和田榮三郎
同　同　池部藤太郎
元八石二人扶持　同　山口久平
元三石一人半扶持　同　市川吉之丞
元二石二斗一人扶持　同　稻生嘉藏
同　同　樋口榮吉
元銀百拾匁一人半扶持　同　稻垣吉三郎
元銀三百目一人半扶持　同　笠木九馬之助
元銀百拾匁一人扶持　同　加藤清六
元二石　同　青藤左衛門
元一人半扶持　同　外山太兵衛
同　同　榮助

南紀德川史卷之百一

臣　堀　内　信　編

郡制第十三

奥熊野志　一

按に紀伊全國を中斷したる西部を口六部（名草海士那賀伊都有田日高）と通稱し東部を牟婁郡とし之を兩熊野と稱す即ち口熊野奥熊野也日高郡境下村以東新宮川に至るを口熊野とす内に田邊領あり新宮川以東鵜殿成川より伊勢境錦浦迄を奥熊野と云ふ（内亦新宮領あり）從來如此なりしか明治二年國政改革に際し郡名に基き口熊野を牟婁上郡奥熊野を牟婁下郡と改稱せらる後廢藩置縣に至り新宮川より東北（即奥熊野）度會縣に屬し又之を南北兩牟婁郡に改めらる（口熊野亦分て東西牟婁とし和歌山縣に屬す）抑郡制を編する各郡に就き詳記する處あらんとするも其資料を得す口六郡の如きは若府より廿里内外交通自つから頻煩人亦知る者多し獨熊野は封内の僻遠にして奥熊野は其最極邊也若山を距る五十里（一里五十町）木の本浦に治廳あり（從來代官所と云ふ）是より二十餘里伊勢國界（錦浦二郷坂）に至るを管内とし若山よりは通計七十餘里也加之田邊より東北は大嶽重々峻嶺起伏道路殊に嶮難牛馬通せす籃輿なし故に紀人にして熊野を知るは十中一二を必し難し偶々其事を談すれは魑魅豺狼と群伍を爲すものゝ如きの忘想を下して茫乎たり地方に職を奉する郡吏小吏の如き常に往來なきに非れとも概ね刀筆の俗吏意を郡事の大體に止めす文人墨客山水の奇を探る者あるも徒らに詩賦書圖の資に充るのみ中古仁井田好古等紀伊國續風土記を撰する

國志の體に隨ひ上古よりの沿革古事來歷名所舊跡神社佛閣等を詳記して體裁自から別なり紀州名所圖繪の如き熊野を缺く信嘗て職を奧熊野に奉し實踐目睹亦尠からす故に一二得る所と併せて奧熊野志を編す既に奧熊野志あり口熊野の記なかるへからすと雖も材料今得る處なきを以て暫く之を缺く唯風俗人情施治之方等粗奧熊野に同しく大差なしといふ

一熊野道中記著者不明蓋し職を地方に奉せしものゝ撰なるへし熊野巡在には欠くへからさるの辨書なり

一群居雜誌は仁井田源一郎長群奧熊野郡宰中の雜誌なり一時の隨筆に係ると雖も長群嘗て風土記助纂の日親ら深山幽谷を跋渉し加之七年間治民の職に任て盡力尠からす其民度形勢人情風俗細大熟知の人にして其治蹟歷々視るへきものありて湮滅すへからす

一在郡日記は信同地在職中の日誌也杜撰陋拙を憚らさるは前記の如く邦內極邊の地人到る稀に隨て古來詳記の書なし信在郡日淺きも地の情況を詳悉するは敢て讓らさる處故に付記以て該雜誌の補缺に供ふ已人の私記或は郡志の體を欠くの嫌あれ共時勢變遷あり世態風俗亦沿革あり他日或は舊致古樣の考查に足るものあらは恐らく郡志大成の一助資たらんか

熊野道中記

若山より　　内原迄二里
手平村　中島村　三葛村　紀三井寺村
紀三井山金剛寶寺　護國院と云ふ 孝仁天皇寶龜元年建立
名草山　夫木集　名草山こゝにし有けり我惡のちへのひとへも慰めなくに
名草濱　後撰　紀の國の名草の濱ちきみなれやものいふかひ有ときゝつる
内原より　加茂谷迄二里
黑江村　日方村
琴の浦　夫木集　春風に浪のしらふる琴の浦はかもめの遊ふ處なりけり
名高村　田中村　島居村
名高濱　紀の海の名高の浦による波の音高しかも逢ぬ子ゆゑに　人丸
夫木集　紀の海の名高の浦に行舟のまほにも人を逢みてしかな　爲家
若一王寺
藤白山　有馬皇子を此坂に絞り殺せし事日本記に見えたり
續古今　紀伊の國に行幸し給ひける時　讀人知らず
藤白のみさかをこゆ(一本るとこ)白妙の我衣手はぬれにけるかな
夫木集　藤白の山のみさかをこえもあへす先目にかゝる吹上の濱　爲家

峠の王子　峠の道の右御幸記に塔下と書けり後の方に御所の芝といふあり

地藏峯寺　峠道の右の地藏也石像の後に勸進聖楊柳山沙門心靜大工薩摩權守行經元亨三年十月

　　　　十四日とあり

橋本王寺　橋本村入口道より一町程右の方阿彌陀寺境内

岩屋山福勝寺　橋本王子より二町程奥本尊千手觀音裏見の瀧あり

入佐山　　藤白坂麓より二町南にあり土人相傳花山院熊野御幸の時

　　　　橋本に一夜の宿のかりねして入佐の山の月を見るかな

加茂谷より　宮原迄一里廿八町

所坂王子　橋本村の内道の右

一の坪王子　山地王子とも沓掛の王子共一の坪村の中道の右道の左に嶽山と云見ゆ

蕪　坂　檜原峠とも云平家物語太平記にあり上下五十町峠の前に沓掛と云村あり白倉山道よ

　　　　り左に見ゆ

若一王子　下り坂左の方　畑村

山口王子　下り坂左の方

宮原八幡　道より三町程左の方道村にあり

宮原より　湯淺迄一里廿町

御茶屋の芝　道の左方後鳥羽院熊野御幸の時頓宮の跡と云傳ふ

有田川　宮原川とも水源は高野山より出る川上に石垣と云村有明惠上人出生の處なりと云

拾玉　世をいとふ心はかりは有田川（一ニ岩にせかれて物をこそ思へ）岩にくだけてすみそわつらふ　慈鎮

糸賀山　中の番村の南の山の總名也雲雀山見ゆ麓に稲荷社王子社あり得生寺と云あり

あしろすきていとかの山の櫻花ちらすもあらなん歸りくるまて

御茶屋跡　吉川村はつれ道の右是も御幸の頓宮の跡と云

逆川王子　御茶屋跡の南地つゝき

逆　川　王子より一町程南

夫木　聞わたる名さへうらめし熊野路や逆川之瀨をいかにかはせん　爲家

飛違ふ夜半の螢の光にて逆川の瀨とはしらるゝ　淳因

桵　川　吉野村道より半町程右山根熊野行幸の御用の水なりと云

顯國社　糸賀より湯淺山根道右の方

ほう津峠　上下五六町

鷹　嶋　湯淺川橋より海中に見ゆ

玉葉　我さりて後に忍はん人なれは飛て歸りね鷹嶋のいし　高弁

湯淺より　井關へ三十二町

湯淺庄司の城跡あり

養源寺　法華宗往年の御殿跡也

廣八幡　道の右
糸崎王子　廣村枝郷宇田村はつれより三町程左山手に見ゆ
宇田　中村　殿村　井關村
井關より　原谷迄二里一町
五六町行て河の瀬川雨天に急水出る
津兼王子　井關村道の左
稲荷社　同村の中道より一町程左
津の瀬王子　河の瀬村入口より半町程右
沓掛王子　河の瀬村はつれ
鹿背山　上下左十町
　盧主集　鹿か瀬に寢たる夜鹿の鳴を
　うかれけん妻のゆかりにせの山の名をたつねてや鹿も鳴らん　増基法師
原谷より　小松原迄一里廿六町　イに小松原へ二里　道成寺へ二里余　原八十町と云
鍵掛王子　原谷村道の左
馬留王子　同村の中道の左はさまの王子とも云
新熊野　同村のはつれ槌王子森のはつれ
槌王子　萩原村入口道より一町半程右の方

高家王子　同村の中道より一町程右　盛衰記平惟盛熊野へ詣行時高家王子を伏拜とあり

茨木村

富安王子御旅所　下富安村入口より前道の右の方

富安王子　善道寺王子とも云下富安村入口道の右

鳥居の前直に行は小松原なり左の小川橋を渡り行は道成寺なり

道成寺　大門迄石壇大門二王額黄檗高泉和尚筆天曜山道成寺とあり

本堂八間四面本尊十一面觀音一丈二尺内佛一寸八分脇立日光月光四天王　坐像釋迦八尺本堂の内清姫

十七歳の像あり

文武帝慶雲年中創建千年餘の古刹也紀州眞那古庄司娘清姫奥州白川の僧安珍法師八百年に及

縁起繪卷物披見百銅

安珍塚堂前にあり室の枯木あり鐘樓の礎少し中ひくに水溜

每年六月十七八日會式開帳

小松原へ不行時は直に天田川堤へ上り下へ堤つたひに渡しへ行よし

小松原より　印南迄三里

海士王子　小松原村入口道より十町程左

王子　同村はつれより一町半程右寳の皇子ともいふ

嶋村　園村

日高川　天田川とも　水源和州十津川より出る龍神の流なり

さしのほる日高の川も解やらて氷をくたく紀路の旅人　正徹

比井水崎　北鹽屋入口道より右に遠く見ゆ

鰹島　同浦より右に遠く見ゆ

北鹽屋南鹽屋　界橋あり

鹽屋浦　夫木集　沖つ風鹽屋の浦を吹からにのほりもやらぬ夕煙かな　第二の御子

坂道小さ峠あり

鹽屋王子　美人王子ともいふ

千載集　思ふ事汲て叶ふる神なれは鹽屋に跡をたるゝなりけり　後二條内大臣

御所の跡　右王子の跡つゝきにあり　「野島村」

若一王子　上野村はつれ道の右

上野村　續古今　熊野詣て侍ける時上野にて讀侍りける

昔見し野原は里と成にけり數そふ民の程は知らねと　入道前太政大臣

夫木集　幾鹽路ゆらの湊を漕出ぬ上野の鹿の聲かすかなり　覺講法師

津井村　小川あり

叶王子　印南坂下の中道の左

印南より　南部迄三里　土橋あり左に八幡宮有

御所の平　印南村の中道の左山　後鳥羽院建仁の比熊野御幸の時頓宮の跡

富王子　光川道の左御幸記にいかるか王子とあるはこれか　丸山とて濱さき山あり此邊岩穴有小川あり坂道なり

切目山　万葉　切目山ゆきこふ道の朝露ほのかにたにや妹に逢さらん

夫木　見渡せは切目の山もかすみつゝ秋津の里に春めきにけり

切目王子　五躰王子とも云切目村道の左

後鳥羽院熊野御幸の時　切目山遠の紅葉はちりはてゝ猶色のこす森の瑞籬　通具

太平記民宮神大塔宮に靈夢ありし事あり

切目川橋　後ゑの木畔　坂道下り長カ山の谷道な左に御手拭の松枯たり

御所の畑　本村の中道より半町程左

前中山王子　嶋田村榎坂の内道の左

西岩代　みうね田小名也　御水道左　昔權現の御供田と云小歌森野中清水

岩代の崖　同村道の右海邊

寶治二年百首　岩代の峯の松影年ふりて同しみとりにむすふ苔かな　後九條内大臣

岩代の岡　同村道より一町半程左　後白河院此所に宿し給ふと言傳ふ

新古今　行末は今幾世とか岩代の岡のかやねに枕結はん　式子内親王

岩代の尾上　右岡の東につゝく

後拾遺　岩代の尾上の風に年ふれ（一本には）（と）松のみどりはかはらざりけり　資仲

岩代結ひ松　道より峯のうへ

万葉　岩代の濱松か枝を引結ひまにき（さカ）くあらは又歸りみん　有馬王子

岩代濱　東岩代村南の濱を云　後鳥羽院御幸の時瀧尻王子御會

岩代の濱路にすめる月影はいつしかふれる雪と見えけり　因幡守通方

しとゝの藪　同村の中道の右今は藪なし森なり

岩代清水　道より右へ二十間程入

岩代の玉松か枝の石井筒結へる影を又むすふかな　長明

岩代王子　濱の王子とも云道より二町程右

新古今　熊野詣侍し時拜殿のなけしに書付侍るなり　讀人しらす

岩代の神も知らんしるへせよ頼むうき世のゆめの行末

片倉峠　少し下りて又登る櫻茶屋と云あり

千里濱　又千尋濱とも南部峠の道より十町程右海邊十二三町の間を云

君か代の數にくらへはなにならし千尋の濱の眞砂なりけり　公實

末遠き千里の濱に日の暮て秋風わたる岩代のまつ

大鏡に　花山院此處にて御心地そこれさせ給へは云々

旅の空夜半の煙とのほりなは海士のもしほ火たくかとや見ん

拾遺に　万代をかそへんものは紀の國の千ひろの濱の眞砂なりけり　元輔

三木佐藤村　王子南部詐より十町程右の方へ入千尋濱の内

南邊川

南部より　田邊へ二里

南道村

新町　北道村の内新屋敷芝村の内

鹿島社　植田村入口道の右十八町程海中にあり道の左松林の中に拜殿あり　六月十六日祭禮

万葉　みなへの浦鹽なみちそね鹿嶋なる釣する海士を見て歸りこん（イニ　夕浪路さへ）

堺村　日高牟婁郡界　此邊清少納言枕草紙に有濱ゆふ多し八丈草もある

袖摺岩　堺村下村界道右　とかりの鼻道左瀬戸崎界村はつれより海邊に遠く見ゆ

白良濱　界村はつれより海に右に遠く見ゆ湯崎村の海濱十町計（をと）[一本七]云

夫木　君か代の數ともさらん紀の國のしらゝの濱にしける石をは　兼盛

山家集　浪よするしらゝの濱のからす貝ひろひやすくもおもほゆるかな

芳養　二村あり界に川あり上はいはら總名をはやさ云下は松原

若一王子　下村の中道左松原の出口に辨慶茶屋とて力餅をうる

牛か鼻　同村はつれ道（右）[一本左]

齊田か橋　西の谷村より八町程前

蘇生山　齊田か橋の先坂道を云

潮こりの橋　西の谷村入口より一町程前

潮こりの濱　右橋の右の方の濱を云

相傳崇神天皇熊野行幸之時此河水に浴し給ふ故に後世熊野參詣之者此水に浴し淸むと也

御腰掛石　同濱にあり　御所の谷西の谷村の中寺の後にあり今畑となる頓宮の跡なる由

あこや嶋　同道の右海邊に有

洲崎のはなれ松　同道の右海邊にあり

神樂島　同西海中へ出たる飛ゝき岩山

（出立王子　同道より一町程左の方）

江川橋　田邊入口

田邊より　三栖迄三十二町 イニ三栖迄二里

出立王子　丸山王子　三栖口大邊路中邊路追分也　町はつれ右に八幡宮あり　左祇園社あり

右に池島小川あり

新熊野權現　雞合社とも云湊村はつれ道の右の方

平家物語に田邊別當湛增此社にて赤白の雞を鬪せて源平合戰の勝負をせし事あり

雲の森　下万呂村道の左山の麓に見ゆ

夫木　村雨の今朝もゆきゝの雲の森幾度秋の梢そむらん　知家

秋津野　下秋津村の東南に見ゆ

續千載　人の世のならひをしれと秋津野に朝ゐる雲の定なき哉　法皇

若一王子　秋津村にあり

岩倉山　同村の東道より左山の峯

新後拾遺　花すゝき誰をとまれと岩倉のをのゝ秋津に人まねくらん

人國山　下万呂の道より左に遠く見ゆ土人訛て人目山と云

万葉　見れとあかぬ人國山の木の葉をそおのか心になつかしく思ふ　人丸

同　常ならぬ人國山の秋津野のかきつはたをしゆめに見るかな　同

天王の林弁池　中万呂村道の左右

王子　上万呂村道の左一町はかりの處にあり

八上王子　中万呂村道より左の方十八町程山越に入是より昔道なり　イニ八上王子岡村にあり

山家集　熊野へ參りけるに八上王子の花おもしろかりけれは社に書付らる

待得つる八上の櫻咲にけりあらく音すな三栖の山風

岩田川　右同斷昔道あり

按するに本宮にも岩田川あれとも名所にあらす御幸記に岩田川をわたり一の瀬王子へ參り瀧尻の宿に入と有平家物語にある岩田川も此處と見ゆ

續拾遺　岩田川渡る心のふかけれは神もあはれとおもはさらめや　花山院

拾遺愚草　染し秋を暮ぬと誰か岩田川また波にゆる山姫のそて
盛衰記　平重盛岩田川に着き夏なれは權亮少將以下河水に浴し戯る云々又維盛入道岩
田川に着て
岩田川誓ひの船に棹さして沈む我身も浮ひぬるかな
市の瀨王子　一の瀨村にあり右のつゝき昔道なり
鮎川王子　同昔道
眞砂村　同昔道　庄司の家此處にある也
石不利川　八上王子より瀧尻王子への昔道の中にあり土俗は石舟川と云
夫木　三熊野や石ふり川のはやくより願をみつの社なりけり
瀧尻王子　同右のつゝき是より芝村へ十三町出る即今の道なり
後鳥羽院熊野御幸の時爰にて御座字ありし事歌の題書に見えたり
三栖より　芝村迄二里半　イニ上三栖より芝迄二里半
岩屋山普門寺　下三栖より五六町右山の上
影見王子　同村道より五町程右の方
三栖山　下三栖村道より三四丁程の右の山を云古歌八上王子の處にあり　城跡あり
中三栖　たか坊とか云大伽藍有し處の由大塔の跡礎有古瓦堀出す事有布目にて千歳餘の由
上三栖　入口の處に大將軍の社　入口道の左一倉明神

八王子社　上三栖より坂にかゝる長尾坂と云
水か峠　古松大木有野立場也
から谷　水なき谷なり
塩見峠　此所より海見ゆ是より山中に入海不見此邊櫻大木多し
松久保村　ひろ坂
芝村より
坂道下り覗橋と云あり橋の左川中に鐙石あり　眞那古へ道あり
劍　山　高原迄二十二町
瀧尻王子の東にあり芝村の中より此山の後見ゆ昔寺あり雄劍二柄[上一株]金字法華經大般
若老翁の假面あり兵火に燒失すと云ふ
芝　川　岩田川とも云
大門王子　高原坂へかゝる道の右大阪峠の上り初め
高原より　近露まて二里十一町　イ二十四町
後鳥羽院熊野御幸時瀧尻王子御會に通方
高原や峯より出る月影は千とせの松をてらすなりけり
十　條　立場茶屋昔十條四郎と云者住し處也又上りて柚かたり
盛衰記に維盛熊野道行に　高原の峯吹風に身をまかせみ越の巖を越とあり
大坂峠　八町下り嶮き坂あり是より岨傳ひ行て箸か坂下り也
相坂王子　相坂へ下り口より右谷川を越十八間程人御幸記に大坂本王子とあり

宅宅川　近露川なり

近露王子　近露村入口道の左前に芝あり頓宮の跡といふ

近露より　野中迄二十九町　イニ三十町

登り坂左の方に鳥居見ゆ權現此所に御鎮座ありしとて森あり野中領に平秀衡か植し櫻寺の前にあり杉林の中に王子社あり寺のならひなり野中清水王子の下にあり

野中より　伏拜迄四里　イニ四里八町

手枕松　野中村の内楠山坂道の右の方

比曾王子　社なし同村の内道の左の方

接　櫻　同村坂の内道の右昔の名木枯て後先君命にて植たるよし

接櫻王子　同道の左方

中川王子　社なし同道の左

紅葉ケ瀧　中川王子より二町程先道の右　イニ道の左に木隠れて小さく見ゆ此邊坂道なり

小廣尾王子　社なし小廣峠道の左

熊瀬川　一家軒太平記に阿瀬川と有は此處なるへし

女夫坂　登り坂わらんす峠下りを女坂と云

とちの郷　家一軒鴨石あり是より登り男坂と云

岩神峠　男坂峠を云

岩神王子　峠道の左

散木閣歌集　雲のゐるみこし岩神越ゑん日はそふる心にかゝれとそい（一本ほ）ふ　俊頼

湯川王子　道の湯川村の中左

金山峠

見越峠　茶屋あり峠より右へ行は湯の峯道あり下りて三越村

音無の瀧　見越坂峠より廿町程先道の左玉ヶ瀧とも云 イニ道の左高く見ゆ上の雄山と云歌あり

長き谷左に瀧川流れあり

猪鼻王子　社なし右の瀧より三町程先右の方

柀郷の杉　三本杉とて一所に生る所にて柀の杉といふ大木なり

發心門王子　社なし猪鼻王子より六町程先坂の峠道の左の方

千載集　熊野に詣ける時發心門の王子にて讀侍ける

嬉しくも神の誓ひを知るへにて心をおこす門に入ぬる

南無房庵室　右社跡の左の方

明月記に着發心門宿尼南無房宅此門柱書詩一首

慧日光前懺罪根大悲道上發心門云々

入かたき御法の門はけふ過ぬけふより六の道にかへすな

發心門　發心門王子の前道の右に有イニ左にあり是より奥熊野也

昔は大門ありしよし今は礎はかり有村名も發心門と云大木の杉あり

見越川　發心門道の左の谷間の流れ

水呑王子　社なし發心門より十五町程先道の左

伏拜より　本宮迄一里 イニ五十町

和泉式部供養の塔　伏拜村はつれ道の左

伏拜王子　同村はつれ道の左イニ祓殿王子

音無川　本宮村入口より二町程先

拾遺　音なしの川とそつひに流れ出るいはて物おもふ人の涙は　元輔

咡橋　同所にあり

夫木　熊野なる音なし川に渡さはやさゝやきの橋しのひ〳〵に　讀人知らす

此歌によれは咡橋他國の名所なるへし

本宮村　音無の里といふ也

夫木　音なしの里の秋風夜をさむみしのひに人や衣うつらん　爲家

平瀬川の瀧　本宮より三里程

笈掛石　本宮境内舞堂の南にあり本山當山の門主入峯の時神前修行の時笈を掛置るよし

七越峯　同社東門に出口より八町計東の山の峯を云

山家集　立のほる月のあたりに雲きへて光りかさぬる七越の峯

音無瀧　上の瀧は大山の上にあり中の瀧は小森村に有下の瀧は本宮村の北一町はかりにあり

續古今　音なしの瀧の水上人とはゝ思ひにしほる袖や見せまし　爲家

熊野川

紫禁和歌集 熊野川みせはやなかしめくりあはん音にのみきくみつからそうき　順徳院

巴ヶ淵　本宮村はつれ船場大峯川音無川岩田川の落合を云

大黒嶋　同所の向のすそ岩組備の宿とも云山伏の行所なり

立　嶋　右の島の左に有岩組也土人此處より龍燈あらはるといふ

海　宮　立島の内にありて延喜式に牟婁郡海神三坐とあるは此社の事か

瀬織津姫社　社なし榊一本あり本宮村より四町西にあり本宮末社也

岩田川　本宮村船場より右へ入湯峯道の内

閼伽井　眞名井小壜とも云本宮村はつれ湯峯通り左山脇社家社役を勤むるに此所にて行を修すと云

小栗か力坂　同村より十五町先湯峯通り右の方此外小栗か石あり小栗か事鎌倉大草紙にあり

湯の峯　本宮村より西へ廿五町計温(一本湯泉)なり

堀川院初度百首 眞熊野のゆこりのまろをさすさほのひろひ行らしかくていさなし

草根集　熊野路や雪のうちにもわきかへる湯の峯かすむ冬の山風

湯峯王子　湯峯に有

湯峯藥師　同所東光寺と云にあり

塔　後鳥羽院御建立の由

一遍上人名號石　道の右にあり

本宮

第一宮　伊弉諾尊伊弉冊尊合祭

第二宮　速玉男命　號早玉社

第三宮　事解男命　熊野本宮三所勅額曰

　日本第一大靈驗所根本熊野三所大權現

第四宮　天照大神國常立尊相殿

以上號上四宮

第五宮　忍穗耳尊

第六宮　瓊々杵尊

第七宮　彥火々出見尊

第八宮　鸕鷀草葺不合尊

以上中四宮

第九宮　軻遇突智命

第十宮　埴山姫命

第十一宮　罔象女命

第十二宮　稚彥靈命

以上號四宮

大三輪遙拜所
地主社（高倉下命 穗屋姬命）相殿
音無天神社　少名彥名命
御戶開社　手力雄命
素戔嗚社　稻田姬相殿
祓所　天兒屋根命
彥山社　伊弉冊尊荒祭
水戶社　罔象女命
大日山社　大日孁貴命
祓部天神社　菅丞相
湯峰王子社　大已貴命
河合村甲明神　泉守道命
和氣村御本明神　菊理媛命
三越村發心門王子社　饒速日命
古今皇代圖曰人皇十代崇神天皇六十五年詔建熊野本宮云々蓋伊弉冊尊神靈自有有馬村遷音無鄉
高倉地也昔高倉下命所居熊野村也
後鳥羽院建仁元年十月行幸

堀川院寛治四年正月　行幸
順徳院建保元年　　行幸

九里八町下り船

右巴ヶ淵　陸地本宮より請川へ十八町
左大黒嶋　川向にある岩なり
右いもり山
袋　谷
身投島
牛　島

請川　小川あり雲取川の下流　請川より廿四町舟渡し
右千石岩　昔此所千石の田畑の由
千石の瀬　左ハ山下穴口と云淵あり岩に穴あり
左高山村　上十五日繼場此邊紙をすく所なり　高山より一里
左小津荷村　下十五日繼場
右大津荷村
同あしろかたけのみあけ島　　絶景也
同小松の瀬

同　搔上り石

同　爪かき石

左　折敷岩　川の中左の山際にあり

右　東屋敷村　代り合繼　屋敷より廿五町

左　西屋敷村

左　坪井の瀬　早瀬也

三郎か瀬此川原繩切と云　（又一本ナシふなはいか瀬と云）

左　重り岩

左　枯木谷

篭の瀬

闇かり山　佛石　本宮鳥居石取たる所也

山崎峯　前にある繩切とは此所をいふか此邊早瀬あり

鐘木山　左の方殊の外山高し

左　むくろ石　左の方川向むくろと云在所あり昔より家三軒也

位牌石

烏帽子岩

左　絹巻石　二丈廻り長八間計

左かふとの明神　本宮末社相次村はつれ山根にあり

左川合村　川合より廿五町

左宮井村

小船村　北山川向ひ村なり三ヶ村繼所代り持此所北山川と落合出合口と云

右音賀村　家高と云村あり名高唐木あり

左楊枝薬師　昔三十三間堂の棟(一本下木)出たる所なり柳の切口に薬師を安置せし由

右貝吹岩　右三十三間の柳切たる時此石迄末屆きし由此所にて貝を吹人をつかひし也

左楊枝村　楊枝より一里半　貝餅

志古の口　志古村の口也柳の渡し

雲島山　那智より小口村迄山道三里計を大雲島小口村より請川村迄山道三里計を小雲島といふ

山家集　雲島やしこの山路はさておきておくちかはらのさひしかりぬる

志古　川の右楊枝村の向山志古山の奥万歳か峯

小口村　川の右日足村の前

右日足村　日足より二里半

能城村

山本村　右三ヶ村同し所なり繼立代り合　山本より半里

和氣村

杌　嶋

見茂登明神　本宮末社也　山の半腹にあり

右大口川　大雲取小雲取の間の谷川末也

籬ヶ鼻の瀬

かまこ川

弁慶玉取石

左かまか石

左鐙　石

右達磨石

いのしゝすへり石

味噌大豆か瀬　早き瀬也長し

龜石

田長村　　田名古より小鹿へ一里

たなこの瀬　右にたなこ山見ゆる

中　嶋　　瀬也　大岩也

瀬たき　　瀬三ヶ鼻

野路の瀧　清水瀧と云
右布引瀧
銚子口瀧　田長村領の内川左中立の瀧のことか
布引瀧　　銚子口の瀧の先にあり右
蛇のわたの瀧　布引との向にあり左田地かへりの瀧のことか
左中立の瀧　三重の瀧也　銚子口
右葵ヶ瀧　　此前瀬の瀧と云よしけわしき瀧也　瀧壺葵の形に似たり
左田地かへりの瀧
左犬戻り
猿戻り　此邊の川岸の道けはし
右なひき石
左右葵石　　男女共　　（此間大難所也）
小ゐしか村　　　小鹿より一里
左六部勢田かへし
比丘尼ころひ　二所共難所なり
悲石投　　皆山際の道也
七日巻の淵

仙人か森
火鉢か森
骨　石　白し
右釣鐘石
まな板石　大石なり
庖丁まなはし石　山の上に立たる岩を云
白見か浦　布引瀧より廿丁程先四郎の瀧の事か
飛雪の瀧　蛇の渡しより廿町程鳳凰の瀧のことか
きも石　まな板石の上にあり
四郎の瀧　瀬なり
鳳凰の瀧　雪ヶ瀧とも云
淺里村　淺里より一里
順禮札石
碁盤嶋　川中にあり水際より上にこはんの如くなる石なり碁石もある
（一本從畫）嶋　淺見領川の中にあり碁盤島と飛石の事か
下の瀧　（一本從畫）島より少し下にあり左白糸の瀧のことか
水谷の瀧　下の瀧より二町ほと先にありあさり瀧のことか

飛嶋

かけち石

左
白糸の瀧

あさりか瀧

檜枝村　北南兩村　檜枝より尾敷へ十五六町尾敷より新宮へ八町

神倉山　新宮の後也

奥岩　山の下也

みふね嶋　大友之渡しあり

いかり嶋

左
牛ヶ鼻　相の谷口渡し有此所船着也　凡八里程苫傳ひと云

御船嶋　北檜枝村より八町程先川中にあり

九月十六日新宮事解男の神輿を此島に移す

夫木　三熊野の浦わに見ゆる御舟島神の行幸にこきめくる也　少將內侍

廬主家集　そこの瀬にたれ棹さして御舟島神のとまりにことよせをせん

牛鼻社　御舟島より二丁半程先川の左山の半腹鈴木氏の祖神と云

新宮

第二　伊弉諸尊
奥御前三神殿
第三　國常立尊
第四　天照大神
中四社
第五　天忍穗耳尊
第六　瓊々杵尊
第七　彥火々出見尊
第八　葺不合尊
第九　國狹槌尊
　　　豐斟渟尊
第十　泥土煮尊
第十一　大戶邊尊
第十二　面足尊
　前に禮殿後に輪藏
同神樂所　後白河法皇御建立
同　大日堂

三神殿　御仮屋左の方に御輿御舟あり

景行天皇五十八歳御建立

金海山　金界寺

玉　葉　熊野新宮にてよめる

天くたる神やねかひをみつしほの湊にちかきちきのかたそき　師　光

拾遺愚草　熊野に參らせ給ひける時新宮三首御會に庭上冬菊といふことをよめる

霜をかぬ南の海の濱ひさし久しく殘る秋のしら菊　後鳥羽院

第一　御本社　速玉男命鎮座せり神前に金の御幣あり辰巳に向

第二　西の御前　國常立尊

第三　中の御前　伊弉諾尊伊弉冊尊以上本社三殿

第四　若一王子　天照大神

第五　禪師宮　天忍穂耳尊

第六　聖の宮　瓊々杵尊

第七　兒の宮　彦火々出見尊

第八　子宋の宮　鸕鷀草葺不合尊以上五所

第九　一萬宮　國狹槌尊豐斟渟尊

第十　十萬宮　泥土煮尊泥土(ホノママ)煮尊

第十一　勸請十五所大戸邊尊大戸道尊
飛行夜叉　面足尊惶根尊以上四社
合拾貳社
新宮より　三輪崎迄一里半イニ一里
新の山御旅所　本社の西北五町計に有り
神代卷神武本記を考るに本宮は伊弉冊尊を祭るに決せり古今皇代圖に崇神天皇六十五年始
建熊野本宮とあり新宮十二宮の(早)速カ玉男を本社とす草創は神武天皇四十九年戊午六月なり
那智は事解男を祭る仁徳天皇御宇に建ると申傳たり神武帝より代々の帝熊野行幸の道筋は
御舟にて勝浦の渡りに到り神の村の天津やしろ國津社の十二宮に禮社あり夫より有馬村の
花の窟に伊弉冊の陵を拜し給ひ板屋越と云所を音無宮出大和國に歸らせ玉ふなり花窟今に
至て新宮の末社なり
新の山御旅所　本社の西北五町許にありイニ卅町程南なり
飛鳥社　新宮町はつれより拾町餘上熊野村にあり事解男命を祭る又一説に本社は速玉男東
一社は高倉下と云
徐福社　飛鳥社の境内イニ明日木と云里人はたまの木と云
宮戸社　飛鳥より二町程脇川邊に有俗に蓬萊山と云泉守道神也と此處泉津平坂標示也と云
頭八咫祠　新宮城の要害の藪の中にあり

牛鼻神祠　新宮川向にあり本社より八町傳曰祭千翁命

南紀古士傳曰神武帝征南方賊虜軍到荒坂山又陣秋津野日久糧絶熊野邑有人名千翁命献稲一千束帝賞之賜姓穂積臣生三子鈴木宇井榎本是也謂之熊野三苗後爲權現社司矣千翁命者賀茂臣祖建祇命之兄而熊野邑之神祠也今牛鼻明神而熊野之氏神三苗之祖神也建祇命者加茂氏之祖也

行家之家地　宮戸より濱の王子への道の左新宮十郎（熊野に隱籠たるを）〔一本ナシ〕高倉宮の使節を仰せ含められ藏人になされ行家と改るの事盛衰記に見ゆ

玉の井橋　同道筋にあり

濱王子社　宮戸社より十町許海邊松原の内社の東南に顔宮の跡あり

神倉　新宮の鳥居より十五町　熊野地主高倉下を祭と也天照大神をも合祭る

續古今　熊野に詣て侍ける時かんくらにて太政大臣一位きはめぬる事をおもひつゝけてよみ侍りける

三熊野の神くら山の石たゝみのほりはてても猶いのるかな

〔イニ〕神倉山申の刻より不登所也右に庚申堂有續き尼寺有妙心寺と云當時京都宮家より住職（鳥居左に山伏あり額熊野根本神藏大權現坂けはし右に地藏堂あり祭禮正月十六日夜大黑天左の谷に有）〔一本ナシ〕

水傳磯　〔後に古歌を記〕新宮川の下にあり浦人は水つき磯と云

新宮川を渡り成川と云處へ出夫より奥熊野街道勢州田丸へ出る也那智山へ出るには三輪崎へ行也

三輪崎より　宇久井迄半里　イニ一里

万葉　三輪か崎あら磯も見へす波たゝぬいつこよりゆかんよき道はあらし

夫木　三輪崎夕汐させはむら千鳥佐野のわたりに聲うつるなり

御手洗　三輪崎より五町程前坂の麓の道の左海邊

上野明神　三輪崎浦入口より前道の右山手

鈴島　孔子島　荒坂山

此所の濱より下古泊浦と云處迄七里の御濱と云七里の間舟着なし荒き所なり

佐野山　三輪崎村より佐野村へつきたる道の右の山也

万葉　佐野山にうつやをのとのとをうともねもさゝころかおゆに見えつる

佐野の岡　三輪村はつれより右山の原を云

續古今　佐野の岡越行人の衣手にくたき朝けの雪は降つゝ　光明峰寺入道

玉葉　秋風の寒きあしたに佐野の岡こゆらん君にきぬかさましを

佐野村　佐野の松原　佐野村往還之左右にあり

日本記神武帝軍至名草邑遂越狹野到熊野神邑云々

夫木　駒なつむさのゝ朝けに見渡せは松原遠く降れる白雪　隆祐

冬の日をあられふりはへ朝たては浪に波こすさの丶月影

王　子　佐野村松原はつれ道の右

高根の松　宇久井村より一町程前道の左高根島の磯際岩の上にあり

大夫松　宇久井村より一町程前道の右相傳平惟盛入水の時裝束を脱き此松に掛置しと

目覺山　同村より前左の方海中にあり相傳ふ文覺の歌に

目覺山おろす嵐のはけしくて高根の松もねいらさりけり

鳴耶濱　同村領大公事坂左の濱を云

松　葉　なくさまぬなをたつ人は夜と共にねをうなくやの濱のまに〳〵

宇久井より　濱宮迄一里半　イニ一里

小くし坂大くし坂下りけはし

太地崎　大公事坂崎より左の方に遠く見ゆ

赤色濱　同坂より十町程先道の左の海濱を云相傳ふ此處の沖にて平惟盛入水すと

丹敷浦　右同所之海邊を云

日本記神武帝師軍進到熊野荒坂津因誅丹敷戸畔者　注荒坂津亦名丹敷浦

山成島　大公事坂より濱の宮村への道より左に遠く見ゆ

平家物語に維盛濱宮王子前より舟に棹さして遙の沖に山成の島と云所有船漕寄て崖に上り松の木を削て名字を書付ると云々相傳維盛赤地濱にて入水と僞り此所にあかりて後色

川郷大野村に隱ると云

大勝浦　同し邊　　綱切島　同し邊

濱の宮より　那智迄五十町

土人は三所權現を祭ると云名所名寄に渚の宮と云有此社内に渚森と云あれは渚宮と云可か

夜もすから沖の鈴鴨羽ふりしてなきさの宮にきねつゝみうつ　源仲正

補陀落山　左千手觀音三尺立像堂七間四面裏道より通りへ出る

大へら石　沖にあり　二色か浦

小へら石

太刀落島　此邊に一間四方の石あり押せはこと〳〵鳴也依て山鳴と云か

川關村　八幡宮あり

井關村　妙法山道あり左の山手に銅山見ゆる妙法山に行道筋也

銅山　續日本記曰大寶三年五月巳亥令紀伊國奈我名草停布調獻絲但阿提飯高牟漏三郡獻銀也

市野々村　千代か井道の右山根にあり市野々王子の道の山手

光　峯　市野々村道の右山の峯

天照大神顯向石　同村の中　王子より先道の右の方

二の瀨村　茶屋より瀧見ゆる

多富家王子　那智山坂の内一町程上り右

下馬　石碑　禁殺生穢忌

靑崖寺鳥居　前に茶屋あり是より内魚肴を禁す

山門額　日本第一大靈顯所根本熊野三所權現

二王門　石段坂なり町石あり

本社　事速男命號結宮巽向　十二社

拜殿　彌勒堂　神樂所

如意輪觀世音　眞言宗十二間に十三間鰐口唐金大さ三尺許

下馬より六町登り右へ行道あり瀧の本への道あり六町あり

那智山　夫木　又たゝひなちのお山にすむ月の淸き光に松風そふく　後鳥羽院

遙なるなちの濱路を過てこそ浦と海との果は見えけり　俊成

帽子石　下馬より坂を上り尻ふり坂峠より見ゆ

瀧本觀音　一寸六分

瀧見堂　右二間に三間也

一の瀧　本社より北六町計高百間許廣七八間許あり水口に釣鐘石螺貝あり坂の下に花山法皇宸筆の寫拓あり太上天皇垣仁驛安年十月晦日初度

毎年六月十七日瀧登也山上に不動明王姥かふところ　猿すへり　はかり石

二の瀧　右峠より六町程下る本社より西廿二町高卅間許一の瀧より小さき也道に劍か淵あり一の瀧の上四十間ほど水上なり

山家集　二の瀧の本へ參り着たり如意輪の瀧となん申と聞て拜みければ實に少うちかたふきたる樣に瀧流れて下りて貴く覺ゆ云々

三の瀧　本社の西北廿五町許高拾間許禪定のこらす廻りて堂の脇より雲取坂へ掛る七八町上り

續古今　なちの山遙におつる瀧つせにすゝく心の塵も殘らし　式就門院御匣

夫木　石はしる瀧にまかひてなち山の高根を見れは花のしら雲　花山院

山家集　三重の瀧拝みけるに殊にけうとく覺えて三業の罪も雪かるゝ心地しけれは
身につもる詞の罪もあらはれて心すみぬる三かさねの瀧

辨の瀧　本社の西北廿一町許側に弁才天ある故に名付
新客瀧　本社の南三町許瀧本初ての行此處にて修すと云
文覺瀧　本社の方六町許荒行せしは此瀧也
最勝ヶ峯　二の瀧壺右の方高七八十間程
屛風岩　二の瀧の前山にあり
柴燈護摩の段　二の瀧より四町余脇にあり
不動堂　護摩の段のわき
布引瀧　護摩の段より二町程脇にあり
花山法皇御室跡　不動堂より二町程脇にあり南向窟あり昔の茶碗二つ御茶臺石の櫃に納
櫻の朽木　右御屋敷跡の前
花山法皇御製　木の本をすみかとすれはおのつから花見る人と成にけるかな
風雅集　那智の山に花山院の庵室のありけるうへに櫻の木の侍るを見てすみかとす
れはと讀せ給ひけるを思ひ出られてよみける
木の本に住ける跡をみつるかな那智の高根の花をたつねて　西行
妙法山　上野院阿彌陀寺と云弘法大師開基濱の宮より五十町那智觀音より二十五町

那智山より湯の峯路

那智山より登り　三十町

あかり茶屋より　廿五町

舟見峠　高峠也　左に出たるは太地鼻 右に出たるは汐の岬　三十町　此間八町坂と云あり下り也

貝餅茶屋　十二町　右に地藏あり

地藏茶屋　春旅人多き時は茶やあり冬はなし　八町

越前　此間下り坂　廿五町

楠の窪　在內廣し右の方は谷川より手前皆大山村也向の方を東村と云　廿五町
是をごう切坂と云木口前にわらふ石あり川あり舟渡し是迄大雲取

木口　小畝與七茶屋是より小雲取　五十町

櫻茶屋　廿五町

石堂　三十町

松畑　上の山より右に万年峠見ゆ本宮より新宮に陸地を行は万歲越と云　卅六町

請川　十八町

本宮　卅二町

湯峯　請川より直に湯峯へ五十町也

湯峯より三越峠へ　二里也

東光寺　宗旨眞言宿屋十七八軒あり
紀伊國温泉行幸
花山院法皇　文武帝大寶元年
丹敷戸畔祠　渚の宮の北の方に小さき叢祠あり錦浦明神と云
濱の宮　天滿宮へ七町半　イニ半里
渚森本哭澤森
帆立島　濱の宮より天滿へ道の左海中に見ゆ相傳補陀落渡海の時舟此所にて帆をあくると
天滿村　湯本へ十二町　イニ半里
左勝浦
松音寺　白川法皇御影あり　駿田坂
湯本　湯川とも云湯本川　十一町半
橋の川　橋の川歩行渡り　十七町半
二河川　温泉あり　市屋へ卅五町　イニ一里
夏山　南の濱にあり峯に辨天あり
光明窟入口九尺四方許窟の内十坪許末次第に狹し那智へぬけ通ると云
市屋　庄村へ九町　イニ十町
森か浦

太地浦　太地へ廻るは市屋より森か浦夫より太地夫より廿町程下里へ出る
太地角右衞門と云先祖鯨突始たる者也
昔鎌倉尼將軍熊野參詣の時此浦に一宿有角右衞門先祖に賴の一字を賜りけるとかや

庄　村　浦上へ一里

下里村　左磯崎

高　芝　粉白浦

玉の浦　粉白村の西南十町許長二町許の所を云と也村の東邊三十里島より西の方むしくひ島迄濱の間風景よし此地を玉浦と云へきかと云說あり

万葉　荒磯にもまして思ひや玉の浦はなれこしまの夢にし見ゆる　忠盛

夫木　小夜更て月影寒し玉の浦のはなれこしまに千鳥鳴なり　衣笠内大臣
玉の浦はなれ小島の潮の間に夕あさりして田鶴は鳴なり
ぬれてほす沖の鷗の毛衣に又打かくる玉の浦なみ　西行

浦　神　一里

下田原　一里　イニ三十町

津　荷　一里半　イニ十七町

古座浦　イニ神河迄十町　西向井へ十八町
川口より左向遠く橋杭幷上野の臺見ゆると千川の瀧古座川の上西川より三里程奥

古座川　長十里許大なる椎の實出る黑島とて茂たる島あり此川上半町程行は御目付居敷有
　中港と云處なり
西向井村　古座の向舟渡三町許　神の川へ六町
河內明神　古座川筋宇津木村手前にあり
本の宮　串本村にあり住吉三社の由新宮の末社也一說に少彥名命を祭るといふ
潮御崎明神　上野浦水崎に有
　少彥名を祭ると也日本記少彥名命行至熊野之御崎遂適於常世鄕矣云々三代實錄に神位を
　授けられしことあり　那智の支配のよし
神の川村　十三町　イニ廿六町
伊串村　十五町　イニ十町　橋杭とて海中に岩あり
姬　村　此處に黑き砂石あり那智黑と云碁石なり　䦨川へ十八町　イニ廿町
向に　大島　須江　樫野　いつれも小島なり民家あり
　姬村より右へ行は本海道にて䦨川へ出るなり左へ行は島崎浦に出る此道上野々原とて廣
　き原ありと云
汐崎浦　汐の岬とも燈明あり廻船の爲なり汐崎權現あり
　片潮の處西より東へ流るゝは下り潮と云東より西へ流るゝを上り潮と云上り潮は年久し
　く下り潮は年短し

圖川　十六町　イニ廿町
二色浦　錦の袋とて溝あり　七町　イニ十町
二部浦（一本ナシくゝり岩）　廿八町　イニ一里
有田浦　廿三町　イニ半里
田並浦　十九町　イニ半里　そしま岩の中程に穴あり
江田　廿町　イニ半里
田子　三十町　イニ半里　沖に横島あり
和深　二十五町　イニ卅一町
里浦　一里　イニ廿八町
　しるたれ坂
江住　廿八町　イニ廿町
　しもく山　ゑひす岩
見老浦　和深川へ一里十八町　イニ一里半
口和深村　和深山　風折山とも云
長（一本井枝）坂　上り廿五町程けはし下り八町
和深川村　一里十町　イニ一里半或曰一里
　馬ころひ坂

王　子　　和深川村の中道の右にあり
和深山　　同村の中道の左にあり
　　わふる山岩間に根さすそほれ木はわりなくていや老やはてなん　清輔
岩田川　　富士川の上岩田村の上を云
神　島　　新庄村はつれより左向山鼻の後を云由
形見浦　　同所
呼上関跡　新庄村の中道より右にあり
磯間ヶ浦　神子領港村の内つふり坂下口より左山の間より遠く見ゆ
　新後拾遺　梓弓磯間か浦に引あみのめにかけなからあわぬ君哉　爲家
周參見　　安居へ一里十町　イニ一里半
此間佛坂　凡圜川より周參見迄四十八坂あり小坂也　山越に田邊道あり
谷川舟渡し日並浦へ引は廻り也
ほら谷　　瀧あり周參見より一里許
安　居　　一里廿三町　イニ三里
　富田坂
富　田　　二里七町　イニ一里
且來村　　一里半

田邊

田邊より　湯崎へ舟渡し三里

陸地

風莫濱（あき）　瀬戸と田邊の間の濱也（鯛カ）しらすとも云

万葉　風莫の濱の白浪いたつらにこゝによりくるみる人なら（一本す）（は）　意吉丸

江浦

瀬戸浦　建仁元年十月熊野御幸の時右馬介源家長

冬のきてまたつけ初ぬ雪の色に同し白良の濱の月かけ

湯崎（銀（ぎん））山

温泉　崎の湯　屋形の湯　濱の湯　元の湯　まぶの湯　外に摺鉢程なるあわ湯有石垣の下に

あり就中よき湯なり

新宮より伊勢道

新宮より　舟渡し　十町

成川　右鵜殿左河の内村　昔は旗本鵜殿某領地也　一里余

井田村　此邊より木本迄平地松原也　右同斷

錐ケ鼻王子　成川村より井田村への道の右

重出　水傳磯　同斷右の海邊にあり

万葉　水つての礒の浦わの岩つゝしもえさく道を又見けんかも
夫木　水つての礒間のつゝし咲しよりあまのいさり火よるこやはみる　衣笠内大臣

阿田波村　一里
下市木村　一里半
産田社道より十一町程左に入花の窟有間村口　檜杖の邊より入
王子窟　花窟の前に有かぐつなる由
大河内　大塔宮旗擧所
三浦の瀧　是より間近く木本に出る
有馬村　十八町
嗚呼の岩　二つ濱邊左にあり
大馬權現　右の岩間より二里許山中へ入る途あり
木本浦　十五町
魔見ヶ嶋　大泊領大ふき坂上り口二十町ほこ右海中に見ゆ
鬼ヶ城　同所より八町程右海中に見ゆ
砦山清水寺　大泊より左の山上
泊りの瀧　観音堂へ登る山際より左へ二丁程大瀧也瀧壺なし不動尊あり
大泊村　古泊浦右に見ゆ谷川あり此間大吹坂也　廿五町

波田須村　谷川二つ横手坂　　二十八町

新鹿村　德司明神の左にあり小川三つ右に遊木浦　一里七町

狼　坂　逢神坂共書道甚險し

楯ヶ崎　狼坂峠下り口より右向ひ海中に遠く見ゆ

虚主集　うつ波に滿くる汐のたゝかふを楯か崎とはいふそ有ける

同集にたてをついたるよふなる巖とも云

二木島浦　右へ甫母浦見ゆる一里許沖の方楯ヶ崎見ゆる遠見番所あり

曾根浦　賀田村へ十二町

曾根太郎曾根治郎　坂道險し

此浦より三木里へ舟渡し有陸地は遠くして山道けはし此間小川あり平地なり

加田村　十五町　此間横手坂

古江（一本村浦）　一里　川あり横手坂

三木里　矢の濱へ二里半

三木里より名柄村夫より八木山にかゝる右に古脇村あり夫より三木浦へ行道あり

三木浦　此處は本は志摩國なりしか今は紀州に屬せり

山家集　新宮よりいせのかたへまかりけるに三木島に舟の沙汰しける浦人の黑き髮は一筋もなかりけるをよひよせて

年へたる浦のあま人事とはん浪をかさねて幾代すきよき

又　黒髪は過ると見えし白浪をかつきはてたる身にはしるあま

八鬼山　上り一里半下り一里半と云十五郎茶屋あり

　峠に日輪寺三寶荒神堂山伏住す

　川二つ志州崎嶋之界

　蓮花石　八木山坂峠下り口より海中に遠く見ゆ

矢濱村　川二つ平地也、　廿四町

　此間向井浦　林浦　南浦　中井浦　堀北浦　五ケ浦　町つゝき惣名尾鷲浦

堀北浦　川一つ　　三十五町

長越坂　まこせ坂と云麓に岩穴道あり岩穴は坂中にあり上り下り一里石垣にて道悪し

便の山村　右に古の本枝郷渡利幷引本浦見ゆ　十八町　此間横手坂

古の本村　元粉本と曰　十六町　平地なり

　古の本より渡利へ八九町渡利より引本へ四五町（その間にあり）松島村あり

　引本より海上一里　矢口浦　矢口浦より十二町　白浦　白浦より三里　古里（海野見ゆ舟にて）

　長島へ渡る

船津村　　十九町

中里村　　十町

上里村　中禪寺と云平地也　十七町

馬瀬村　小川あり坂道けはし　一里三町

三浦　此間坂二つ輪　一里十二町

海野浦　此間小坂あり　十七町

長嶋浦　二鄕川あり　二鄕へ　十町

錦　浦　長島村の東一里許にあり浦の長さ八九町許此所本は志州也今紀州に屬す

後拾遺　名の高き錦の浦を來て見れはかつかぬあまはすくなかりける　道命法師

二　鄕　　閒弓へ　二里半

河内村荷坂小川村梅か谷荷坂上り下り一里餘に紀勢の境木あり

大摑村大津也此所より高野熊野追分小坂あり

閒　弓　此間小川多し　二里半

駒　村　川あり　崎　村　川あり　かしわ野此邊川五つ六つあり

阿　曾　　栗生へ　三里

瀧原太神宮内外兩宮あり杉林に名木あり

長者か野　はふか坂一り　野後村宿よし

見瀨川　舟渡し惡き川なりみせ坂一り　三勢

栗生村　　相賀瀨へ　一里半或云三里

一り半
栃原楠村　上下二ヶ村あり間の宿なり

田口村　此處銚子か口と云有舟に乗ぬ處なり

相鹿瀬　二里半

一り
大辻村　狩野村（敷野村か）　糸村

佛坂上り下り四町　彌き坂上り下り廿町

田丸より　山田へ　一里半

宮川

栗谷越

七日市より　天ヶ瀬迄四里

栃川　四十八谷と云湯の谷畔越阪道也

栗谷鑲荷社　七日市より　三里

天ヶ瀬　阿曾迄江馬村　四里

庄津の舟渡しあり　管小家村　川合　野尻

野道本街道へ出る歩行渡り野尻是より阿曾へ一里

阿曾　二里半

間弓　三里余

長島

熊野御幸定家記所載王子

阿部野王子　堺　王子　大鳥居王子　篠田　王子　平松　王子
井口　王子　池　王子　淺宇阿王子　靫持　王子　胡木新王子
佐野　王子　籾井　王子　厩戸　王子　一之瀬王子　地藏堂王子
宇羽目王子　中山　王子　山口　王子　川邊　王子　中村　王子
吐前　王子　松坂　王子　菩提房王子　秡戸　王子　藤白　王子
藤代坂五躰王子　塔下　王子　橋本　王子　所坂　王子　一壺　王子
蕪坂塔下王子　山口　王子　絲鹿　王子　逆川　王子　くめさき王子
井關　王子　つのせ王子　沓掛　王子　内のはた王子　つち金剛童子云々田藤次王子
愛徳山王子　くりま王子　いわうち王子　塩屋　王子　上野　王子
ついの王子　いかるか王子　切目　王子　切目中山王子　岩代　王子
千里　王子　三鍋　王子　はや　王子　出立　王子　秋津　王子
丸　王子　みすゝ王子　やかみ王子　稲葉根王子　一の瀬王子
一の瀬王子　瀧尻　王子　重點　王子　大坂本王子　近露　王子
ひそ原　繼櫻　岩神　發心門王子

那智の道王子數多御座と有　鳥羽よりの御幸なるへし

高野山より本宮への道筋　果なし越と云

一高野山より　大瀧へ　五十町下り
一大瀧より　水ヶ峯へ　五十町上り
一水ヶ峯より　大又へ　二り下り
一大又より　かやこやへ　十八町上り
一かやこやより　上へ西へ　五十四町上り
一上西より　寒の川へ　七十二町下り
一寒川より　三浦へ　十八町上り
一三浦より　矢倉へ　百町上り下り
一矢の倉より　田良原へ　五十町
一田良原より　柳本へ　五十町
一柳本より　果無峠へ　七十二町上り
一峠より　八木尾へ　七十二町下り
一八木尾より　本宮迄　五十町

郡居雜誌

本國、上世二國、曰熊野國、曰紀伊國、後難波朝、廢熊野國、隷紀伊國下爲郡、改名牟婁、牟婁之土、濱海、在和勢二國南、古東西六日程、近古堀内氏、東略取志摩國、二日程、郡疆益大、考斯地之初、熊野、蓋今安居坂、潮見坂以東之大名也、牟婁、蓋古之牟婁鄉、今之田邊是也、齊明紀所謂、牟婁津。萬葉集所謂。室江、今田邊海、而孝謙紀所謂、武漏崎、今湯崎也、及置本郡、取爲郡名也。今郡人自不稱牟婁、稱熊野。田邊人、踰二坂而東行、言適熊野、皆古之遺言、

牟婁郡、分爲二、東熊野、七部百村、治在木本、正令副令、春秋交代、水大夫采地、十六部、百三十二村、治在新宮、二治謂之奥熊野、西熊野、五部百三十二村、治在周參見、正令副令、春秋交代、安大夫采地、七部六十村、治在田邊、二治謂之口熊野、口奥凡三十五部、四百二十四村、東熊野、七部百村、曰木本二十村、曰尾鷲十四村、曰相賀十一村、曰長島十三村。是爲沿海四部、曰北山十六村、曰入鹿十四村、曰本宮十二

村、是爲山鄕三部、尾鷲・相賀・北山・入鹿大名也、木本・長島・本宮・取部長村名也、蓋田一石一口、天下之率也、富地口多田少、貧地口少田多、故談士之富、在戸口非田也、通考七部、木本尾鷲長島、其地富、故口三倍於田、相賀次之、故口一倍於田、山鄕三部、田口相屯、而次相賀者北山也、何則山産饒也、本宮部深山僻谷之壤、入鹿部在山谷之山産、故二部地殊貧矣、

七部之域、山嶺阻隔、民風習俗、各々皆異、樸而辯者、北山本宮二部也、然本宮一村稍文、有瞻氣、音聲特異、入鹿部樸而無氣、海濱四部、率無異於近域村里、至其富村、僞薄幾過於城下、通七部、民風厖而薄、緩而偏、二木嶋界、古紀志國堺也、東爲英虞(あご)、西爲牟婁、宜矣人風情僞、東西殊異、有自然者存矣、傳曰、剛柔緩急音聲不同、繋水土之風、又曰、大山巨川相阻、則風俗不同、山水淸麗則多麗人、其言信矣、熊野山水雄峻無淸麗地、故闔郡無麗人

北山入鹿二部、雖在僻谷、距海一日行、地有餘利、産業優矣、比之於和之北山十津川、民易爲生、故其人寛而脩矣、無深耕易耨之民、經界方正之田、風俗質朴、民心閑暇、乞兒立戸、必與之食、廢業遏茶、其深切如此、

盛松(さゝりまつ)、僻於郡之東南隅、航而通焉、如絶島、其民樸愚不痘、漁以爲産、洋上劉石兀立、左右角逐、舟通其間、若城門之純入乎、民居在巉巖、超然如凌雲之臺、怒濤怪激白雪飄天、人騰躍而上、舟退數百丈、巖腹彫趾形爲防櫨、僅作路狀、因據而進、下臨於不測之深、四顧盡奇石怪石、不可名狀、殆作畫壞想、盛松、其田六十二石、漁者致田租、耕者擅田入、耕者不德、漁者不疑、不知字、不知秤、得失都忘、實上世之民也、今觀察其域、田荒山蕪、貧者益怠狡者獨縱、撫恤之則不知惠之所底止、督勵之則甘於離散、而爲乞兒、眦悪安

恥、去禽獸其幾邪、盛松。安永十二戸百二十口。寛政十五戸百六口。方今二十戸百口。安永距今、僅七十年矣。今一家一口、安永一家十口。其戸少口多者、太古穴居同羃之遺風也、盛松、舊作下松。安永改爲盛松。祝之也。群存問耆老鰥寡困乏之民。諭隣邑富戸小脇八郎次者令賑救之。公逋私債盡淸、產猶未立、嘉永元年、奏請免賦、歲六石。又減漁租歲銀四百錢。又與漁米六石又給立舍、銀九百七十錢、邑之爲盛松始徵矣。

一那智之山、重峰疊嶂、大杉樹隱天蔽日、滿澗蕭々以瑟々然。懸奔流於万尋之壑、素湍如委練、瀑淵巨石磥砢、激爲濫泉、崩浪壯猛隱毒駸々。使人粟起、退登觀瀑堂。瀑左右有翠柏瘦樹生焉。白雲歷樹梢遊瀑前、或山嵐拂瀑、氛霧四散、一天濛々、或日光照映。虹生瀑前、群聞諸先人、曩時那智之山。大杉森列、十倍於今日、瀑淵不測、水聲震動動坤（一本作軸）。膽氣悸焉、某歲山嶽崩壞。巨石埋瀑淵。大風折巨樹、大失舊觀、

二木嶋嶴、有戸面大瀛、不與本鄉齡、不知世間、兄弟爲婚、本鄉人呼曰畜生谷、

沿海地名、有不可解、如波多須（はたす）、新鹿（あたしか）。須野（すの）。須賀利（すかり）、鰕鰭（こひれ）、（盛松村管）殆如聞蠻夷之地名、

明德合一、神器販京、後盟約敗、　南朝之遺王所在起矣、北山部神山村。有興福寺。山號寶鏡、　南朝之遺王、高秀王行宮之地也、王之母、色川氏之女也、色川氏者、郡之著姓。平維盛之後也、故所謂靑葉笛者、傳之於王。王沒王家之遺物、皆爲寺寶、大和大納言氏之管此地。徵笛於郡山。後失其所在。今寺寶有破鏡、相傳王之重器。群惜其遺物散佚。謹重襲密封、令縣長寺僧勿忘啓之。

高倉下命者。熊野新宮人也、母天道日女命、謹按天道日女命。即紀伊國造。天道根命、而　神武帝紀、名草戸畔是也。戸畔女子之稱、道日女。其稱一、其爲壹人審矣。稽諸天孫本紀。尾張氏與紀伊國造世嘉耦者、

豈非以舊婚媾邪

九月十三日夜、官窓ニ坐開軒則月昇溟洋、海潮有聲、山峻樹欝。氣象過淸四顧悄然若使窮愁之人居、則感傷悲咽可知矣。古之所謂謫臣赦還、戀謫所寂寞之月、人情固然。

嘗登楯崎絶壁、南望大瀛。觀怒濤洶湧、使人胸懷一洗。膽氣飛動。天下之奇觀極于此、斯地　神武天皇東征誅丹敷戸畔之地也、豈得無千古之感慨哉、

郡存古言。今錄一二、舟中忌獸。故呼馬曰陸舟（をかふね）、猿曰手長（てなが）。牛曰黑坊（くろばう）。猶伊勢忌詞也、元旦婦人通祝言、稱曰登備志彌（志彌短呼）則應曰夜乃登奴志、其義未考、

入鹿郡、大河内村、幽僻寥村也、　南朝之遺王、忠義王起兵於此、其徴兵之檄、在色川莊長、淸水氏之家、

群春巡臻村、山高谷深、人希至者。有架田階田而已、求王行宮之處無知者、莫不爲之悽愴、

弘化乙巳九月、就郡、歷相賀郡莊長速水喜上船津邑長申狀曰。昨十八日村夫駕船而行、川上有物從流而下、乍浮乍沈、夫廻棹就之、稍近、乃大蛇抱一巨鹿也。色如鐵。大如斗。夫棄而逃近地有運村者。數人要之覆驗。則蹤跡絶、

本宮部大瀨邑、深山窮谷、民居無戸障、又無檠燈。村域遼遠。燒炭販於本宮、以爲生產、往來峻坂十有三里、其燒炭幽谷、溪深流急。懸藤蘿於兩岸樹梢纒綿糾結以爲橋。村女戴炭苞而過之、實如履平地、橋從步而搖曳、少不以爲意。

有馬陵、距郡治半里、十月十日、昧旦朝謁、天爽風收東方漸皓、

華窟（はなのいわや）斬絶、御濱（みはま）寥寂、碧海漫々。白雲無際。客心感極。灑然而悲少焉。赤日出大瀛、光采滿洋溟。船舶出二

木嶋港、乘嵐揚帆、眞圖畫中、陵鼻頓消、

聽政之餘、官軒淸曠、陵嶺在右、大瀛在左。氣色自爽、欣然獨坐。寵辱皆忘、憑几修史。南方和暖、十月如艷陽、殊覺無數之興味、音無上總、本宮神官也、嘗雪夜歷土津川。山夫群居曰前谿有病狼、不省直前遇狼一刀斬斷而過、部長隈四曰。渠猛獸斬之有何術。曰、病狼白叉不避、脫外套冒於刀室。制其搪揬。渠張牙囓之、乃徐拔刀斬之。甚易々耳、

木本北有枝村、距本鄉數百步、爲一區處、山高水淸、蹲松之下、板屋數舍、一望麥田、有天然幽趣、是以游目騁懷、時々挈瓢而步、

大瀨民有强悍者、淫人之婦、夫不能制、作謠令村民詠之聲其醜也、淫者恥憤毆之、互結黨訟廳、宰曰。誰作此歌。一民曰、小民乃歌所(うたもと)也、僻村存古言、事亦有淳古之風、可以爲一噱之資、

暇日、遊於東郊大泊村、山亭、斯日從游者三人、二翁一媼、媼名淸、通國學巧和歌、村長之嫂、故東都錫街內田菜之妻也、媼舊富商之女。夫家亦奴婢數十人、其祠嫗兄弟、給事於　大朝列侯之宮。夫死落魄、夫元大泊之産。故移居於此、樂山水而坐臥於圖書之間、山亭其燕室也、榜曰瀧都能屋、二翁一人書家南淵、一人俳人物種也、南淵者、龍澤之徒、亦村民也、嘗家于吉原廓十有余年矣。物種者、狂歌堂之黨、木本民也、亦嘗寓於戲街劇場。三十有余年矣、今在海隅僻遠之地。爲都會紅塵之談。娼妓之事南淵盡之、治郎之事物種盡之、　大朝列侯後宮之事淸盡之、至其淸雅、則有歌有書有俳、可謂奇遇矣、

熊野。避難之士。多所萃焉。相賀郡便山(ひんのやま)村、有眞田大助邸墟、村傳千手院刀宗近刀。今轉在隣邑、村媼傳金釜、媼死失釜所在。河內村有伊藤伊左衞門小村新左衞門者邸墟。二人浪華之遺士云、本宮部。大瀨山。有

稱蹈墟地數區、補平兵庫助。籠山兵衛。大屋惣太郎。長顏(あおつら)源之丞、其余名逸、恐亦浪華之遺士、

本宮部長、鳥居隈四、嘗從一奴入于大瀨山、深谷茂樹間、一條路通而已、距人居里余、左右高山絕壁、僅見天日、遙聞幼兒泣爲妖、隈四有膽略、就驗之乃童子、置兒於岩上、自入溪流取蝦也、童蓋七歲兒、二歲云、觀其安於無人之境嬉游之狀、不覺悠然。

一本宮社家、竹坊氏、其祖曰鷹山檢校、不審其所由出、其家傳云、熊野國造之裔、中世和田氏、襲其家、和田氏者、楠氏之屬也、南北合一、隱於和之土津川、按竹坊家譜、應永有和田駿河守名世賢、祝髮曰常恭、是其家中興祖云、天正間、楠氏之後有楠嘉兵衛良満者、屬堀内氏、有軍功、堀内氏之滅、良満以同族寄於竹坊氏、遂襲其家、爲神宮一臈、後至江戸、稱楠不傳、教授武學、由井正雪之師也、有三子伯楠嘉兵衛、次和田良廣、次楠丈庵、伯讓家於弟、出應土井侯徵、食祿三百石、丈庵亦以醫仕尾藩、食祿二百石、良廣襲兄後、稱竹坊、爲神宮一臈、家藏淺野長晟書、書中有竹坊者、土井大炊頭家臣、楠嘉兵衛弟也之語、

本宮社家、尾崎氏其家傳云、熊野國造之後、家傳曾我十郎書、又有今　太公賜詩、蓋　太公南游之日所賜親翰也、其詩曰、封疆元在海山隈、巡覽兼探勝槩回、始識嶺南春色早、折來揷鬢一枝梅、熊野國造不知家於何地、三山社家、率稱其裔、不知然否、玉置氏、盖本姓尾張氏也、見本宮社家玉置氏文明之書、尾張氏熊野國造之族也。

熊野烏群無百數、啞鬩可惡、郡民愛之、無敢害者、相傳三山神使也、火葬爲法要、一向之徒尤甚、熊野忌火葬、其徒不敢犯之、相傳三山神忌之。

熊野女子、凡百物戴之、無復負荷者、有槩戴四斗米苞者、其態有畫圖之雅趣、或至戴糞桶、百年前女子之

嫁也。戴薪而適夫家。以爲禮云。

群雄割據之時。置關征行旅。諸國往々有焉。新宮之南。有市木村。市木盖一柵也。其東有二木島浦。二木盖二柵也。其東有三木浦。三木盖三柵也。其東有八鬼山。有九鬼浦。八鬼○九鬼。盖八柵九柵也。三山神戸沒。置柵於咽喉地。要詣神宮者取錢也。又按九鬼○九鬼氏故土也。九鬼(くき)洞也。其地善欝。如入洞穴。與仲哀帝筑前洞海(くきのうみ)之洞同。

南海。產珊瑚瑪瑙水晶。寬永十年泰地浦漁父。羅得海樹盤屈者。網爲之破壞。怒以楫打之。分裂投海。遺枝光采渥丹。怪而視之。珊瑚也。土豪和田角右衛門獻之於朝。今　太公在位之日也。進之於大朝。時稱爲皇國無双品。令各浦搜索。無復所獲云。

弘化二年十一月。相賀部上里村。獵犬獒白牝鹿兒。皎潔如雪。其隣村矢口山中嘗有白(旌)(本ノマヽ)鹿者。牝鹿兒盖其子。

郡產硯材二。曰神上石。又神溪石黑質如漆。堅實如鐵。北山部神上村產也。曰日照石。又霧間石青色帶黑。剛柔得宜。相賀郡船津村產也。

相賀郡古本(このもと)村土兵莊司氏姓息長眞人(をきながのまひと)　應神天皇皇子二派王之後也。斯地。古伊勢神戸。所謂粉本御厨(このもとみくり)是也。莊司氏其宰也。家藏安和寬治以下。伊勢神宮所與補任牒數十通。南朝綸旨院宣敎書。寬喜以上稱息長。至弘長間回居稱後山(うしろ)。小浦村地名　後移居木本。古本也。延元有木本源太左衛門尉盛房。奉仕　南朝。有勳勞。賜邑於伊勢。日野村御園　子孫遂以職爲氏。村東海口有稱渡里。地產牡蠣。季冬十九日。莊司氏首取之。獻於瀧原神宮。然後居民取之。以爲例。古之遺式也。

天保癸卯春勢人歸自南洋言見異船長數町人以爲誕勢官等告於我命望洋官不得要領同年十一
月八丈官船遭颶漂於郡洋泊於須賀利浦遣胥吏點之船主即島宰出羽產也頗善詩亦以五章島
人言今春距島三里異船矴焉望之如島嶼白帆重疊如雪俄傾爲黑帆瞬息失所在其言與勢人言
符堀內氏者郡之豪族也方割據角逐之時取志摩西疆自是本國東疆闢地十有六里豐公之遠征
以習於海戰爲水軍之將不審其所自出居𨛗周溝因以爲姓云後有馬氏與堀內氏合而爲一有馬氏姓
穗積連郡之著姓熊野國造族堀內氏之滅分離爲三一爲大朝之士一爲藝之士其一即之土兵堀內
主膳是也
郡治西井上村有大馬神祠祠典所謂大佐神社也傳緣起者蓋南北朝以上書也郡治東大泊村有淸水
寺相傳祠寺幷坂上將軍所創立熊野海邊往々相傳南蠻寇邊將軍擊平之國史雖無其文蓋或傳其
實於口碑也豈在撿夫留所謂官兵討鈴鹿蠻賊之時耶
熊野洋溟淼沱極目無際涯按地圖東則閣龍氏所撿出北亞墨利加洲亞墨利屈氏（波爾杜瓦爾人）所撿出南亞
墨利加洲也南則墨瓦蘭氏（伊斯把泥亞人）所撿出豪斯多辣里諸島也順風揚帆皆不數月不可到戒郡人洋溟失
度唯向西北二路不然無生路
蕃船通行南洋英吉利和蘭魯西亞伊斯把泥亞諸國也然其頻數者航於扈國亞墨利加豪斯多辣里
等也此唯旅行船耳其或近邊者不過漂流與送我氓人之二也接之有常制其余無賴之盜艦亦威稜足
矣蕃國星羅情僞不可知然熊野巖邑僻濱非虜艦伺釁之地況彼亦人而已苟無釁隙生大難於卒然此
決無之以安郡民之心

熊野和暖、嚴冬比於若山初冬、以牟婁命郡者允當、牟婁蓋溫暖之謂也、群嘗六月、客於高野山、山中盛夏比於若山初夏、嗚呼夏居高野、冬居熊野、則不知寒暑、在一邦域之中、氣候之變如此甚者、非天度異也、蓋南山高隆、近於冷際也、熊野負山面南洋、得陽氣多也

三月官軒仍凡讀書、野景明媚、村桃野櫻、映對爭艷、鳥雀馴人、遊於書案之側、杳然殊境不復知世間紅塵之態、眞有桃源之想

本宮部、湯峯溫泉、金瘡打撲奏功如神、至其經驗、人口明著、俗傳小栗判官躄至步還、非虛言也

東熊野礦數所、今二、曰那知、曰楊枝、礦司說、礦中穴徑數岐、不可周覽、有川、有池、有坂、有梯、有階、有橋、有數區場、礦夫所在潛匿而爲博、吏制止之力不給云、夏時置西瓜於礦、冷極而不可食云、楊枝礦、嘗柆梯化爲石、皮理如舊、礦夫戲擊碎之、朝令徵之、無足供用者、大寶三年、牟婁郡貢銀、蓋楊枝礦之產也

胥吏、根來定助、往來於三木浦、船歸於郡治、斯日所謂二百十日也、天微陰、洋上倒懸瀑布、雲間斜流爲河、奔注如矢、欻然而散、舟行一里、微雨、船人云、龍吸水也、洋中時有之、海民云御濱時有一朶黑雲起於海上、奔於山峯、雲間有火氣閃々、相傳遊龍也

相賀部、河內村、山谷有稱和氣清麿遺蹤、區場有堂、祀觀音稱清護持佛、土人傳其靈異、不可悉記、又傳山有猫。清之家猫取猪鹿爲食、六拾年前猶有覩之者云、清住于此、載籍無徵、豈斯地清之采地、而傳此附會說耶。

郡中婦人、月經十二日、異爨、富者別舍、非經十二日忌。取苗間草、恐踐稻株也、其愼如此、山民殊嚴、海濱稍寬、至於木本與都市全同。

山村多長年、海邑少老人、土人云、其故有四、山民麤食、而不聞食一也、勞筋骨二也、浴湯月三、三也、月經異室男女不交者十二日四也、海邑反之、

治廳新成、本宮部宰率武住皆地二邑長而謁焉、二邑深山荒谷、二長在職皆數十年矣、部邑拖瘠、故部民未嘗於十里外、二邑距本本幾二十里、二長下九里峽、望新宮城始驚、觀滇海復驚、詣新廳大驚、如夏虫觀雪然、飯之酒問邑事、幾如對於異域人、二長退謂一場夢。

武住邑長嘗病、勺飲不入口、彌月皆羸瘦甚矣、宰問受治醫、閉目搖首曰、延都原佐(あつてさ)、否之謂也、又問買藥於市乎、惟曰、延都原佐、宰曰然則如何、曰幾波理都氣多下佐(きよりつけたのさ)、惟忍之謂也、窮村之態可想也、

本宮山民、有病痢者、得藥於隣邑而治、爾後病痢者服之、以爲神方、莊長聞之、取功驗書視之、以假名標書曰、利宇美與守藥、淋藥之謂也、山民誤讀利美與守藥、爲痢藥也、

長嶋部、白浦、浦口有嶋、曰辨天嶋、乙巳十二月、邑長兼次郎者、舟輿自莊廳、遙望一條濤起有物遊而至嶼、唯見其頭、舟人皆驚、其二日有父子樵嶋者、墜谷悶死、以爲神祟、

乙巳四月、兼登三浦坂、嶺頭雲起、海上見龍吸水、如一條黒氣、忽爲雲收、日光快映。天海無纖塵。其明耐

兼嘗夜過海徽雨、童子驚云、彼有薄舟乍漂、又云有白帆舟、幾衝我舟、兼回視之、一望無物、蓋幽鬼也

兼宿於新鹿(あたしか)、有同宿翁、自言常居巖穴、說熊野山脈水經甚詳細也、兼問重巒深谷有異獸耶、人居遠焉有異事耶、翁曰、猪鹿猿兎狐狸之外無有異獸理、人間無事、唯在山中、出於邑市其事多端、兼奇其對、問名不告而去、

南海捕鯨、天下之壯觀也、今三所、曰泰地。曰古座(一本臺)。曰三輪崎。余觀泰地捕鯨。獵師在山頭(五山、曰東明、曰樺取、曰中綱屋、曰高

塚平見。日太飛剌二十八艘、三百七十二人、分爲三。矛舟十四艘。艘酋一人、次酋一人、水手十三人、矛舟獵舟也。謂之勢子舟。矛謂之守。酋曰羽差。十四員。次酋曰差水主十四員。其巨酋曰沖合。網舟八艘、艘酋一人、次酋一人、水手十人、羽差十二員。差水手三員、其巨酋曰網沖合。遊舟六艘、艘酋一人、水手十人、五艘謂之持左右舟一艘謂之樽船。整々陳列、張網於瀛海、矛船分爲五隊、各三艘謂之東番。中番。南番。小南。分驅洋溟。一隊二艘爲遊備、在近瀛遇鯨、隊揚旗號。衆隊㮶于此。叩舷三驅謂之世古留鯨至網所。網舟圍之。矛船十四艘、酋執矛立艫頭、追鯨投之、鯨之勢威。人力不可制、少觸輒人船齏粉、重網于矛一沒拭去、瞬刻百里、逸而去。術在使鯨失其度、而不出己力。事一繫獵師之指揮。故重其選。謂之山旦那、獵師執遠眼鏡、點守海數里之間、近乃螺貝二種麾謂之大麾小麾二種旗、謂大印小差、遠乃八所狼烟、以進退人船、猶心之使令手足、飛剌貳拾八艘、其離合縱横、猶響應於物。鯨負網被矛。矛如蝟毛、稍衰、選壯而剛者、凡四舟稱之殺舟四酋執長柄巨劔、重二貫目柄繫長繩、投鯨凡三四刀、有劔引回切等目、鯨益衰、酋提利刄、入海據鯨、與鯨出沒。穿鼻與鰭。貫組而出、謂之手形切、兩遊舟挾鯨。二十八艘陳列、建旗號挽之。歡聲震山海、猶三軍獲魁帥而凱旋。其致之沙際、群漁鼓刀。割而爲方丈臠、設轆轤車三所、致臠於濱、有穿背汲膏者。有持長鋸斷骨者。海陸觀者如堵、吏臚列制之。一浦紅濤、會者悉殷、幾如觀地獄畵、慶長間。和田忠兵衛頼之者。昉之。寛文造八挺櫓漆舟。延寶製長網。其制始備矣、厯應間、熊野著姓有泰地氏。乃壚崎氏。乃壚崎氏之族、二氏者佐々木氏之枝裔也、和田氏盖其族云。諸部方言。不一。新鹿至長嶋。指人呼曰伊乃等木本謂安世等。四番謂之乃宇等、其言乃宇等、則答之曰於都底、訛聲也。江戸稱父曰地彌牟。木本謂之左馬。新宮謂之馬。

山民男女挑淫、假意於草名、草名寓詞緘以絹糸、或以紅絹、艶之也、密封謂之草文、受者判讀知其意、新宮儒臣宇井菊珠見之和之桑原村北山邑、爲才言之、問諸入鹿山民、其俗亦然、又男女期者、以指致意代詞謂之指折、又變語寓情意、謂之片言、皆山中自然之文也、

熊野中邊路、今越潮見岩神三越三領、不知其始、古道渡岩田川、歷眞砂村、而至于高原、眞砂即道成寺緣起眞砂莊司邑也、緣起並光弘開書、然則當時猶古道也、關潮見、在其後也、又自野中村歷三日森名嶺大瀨村隷本宮部 野竹村隷新宮管内 皆地村本宮部隷村 出於本宮、是古道也、源平間、至尊南幸、越岩神三越、則所謂古道、其廢既久矣、自三日森至野竹村、其間有於莱茶屋、阿部晴明硯水等名存口碑、其稱非上古之語、疑中世猶存其道乎、

西熊野不疱瘡村邑、十居八九、在東熊野、曾根浦、木本、矢川村、入鹿、江龍村、長島三邑、及本宮部諸村是也、一人病瘡、一家破產、不足償費、本宮部爲一區場、雖不疱瘡於事無大害、三村效於諸村、其民憂之、群之門兒種痘者、余嘗諭三村、以十歲以下之種痘、然種痘之利天下未知、僻地愚民、有不可曉者、

三山神人、古時不知其數、今猶千口、貧而無產、常仰振救於治、群皆以爲[illegible]、然其人情弱無能心、

海防之策、近世著書夥矣、海防十全之策、使虜得上陸爲上、進於海上、燒碎番艦、名壯而術拙矣、

山中有呼木地挽匠、近江產也、其徒千口、契家分散深山、逐村移轉、而無定居、兄弟爲婚、自云惟高親王之臣、與民間婚、得宮本責讓、宮本者近江愛知郡、筒井八幡社司也、其神惟高親王邪、觀其徒之動靜、如有我淸世[illegible]之想者、豈存親王之遺慣邪、

一須賀利漁父之女、爲長嶋民婦、家貧、夫妻眠於浪華、婦婢於一權家、權家丁妻喪、喜婢容類亡妻、買而爲繼配、長嶋民得金爲產、後爲邑小吏、一日有戶外傳呼之聲、貴婦人過於邑街、吏趨走迎駕、仰見乃吾故妻

也、歸省於須賀利也、

予就郡治、觀虹、四番山民、謂之美與宇遲(みようち)、問其故、山民曰、此間凡物艷麗、謂如美與宇呂珠(みようろたま)、美與宇遲蓋美珠之謂也、

丙午春巡、臻大瀬村、村本宮部西極、東熊野之窮谷也、有長坂橋通焉、無柱兩岸懸巖、溪水藍流、山民之古樸、山水之奇絶、宛如身在絶域殊疆、

皆地村、有寺、曰正法、傳雲版、銘永享四年壬午四月念七日、皆士村龍山桑原末次兵衛、土人云、避亂於此人也、傳劍茶碗、末次遺物云、

曩時、予奉命南巡、臻於大山部(新宮部內)、到處杯臺魚尾、或置栗、或置椎茸、以爲禮、不解其故、問之土人、皆不知、問之於入鹿山民、云其俗亦然、

曩時從家翁南巡、會有馬花祭、供花祭陵、今茲丁未、祭日與兒詣陵奠祭、懷想昔時、不覺悽然、

有馬田夫、有狡者眠郊、覘狐之游野、田夫執杖立舞、狐亦和之、田夫狙擊而殺之、

本宮村、穿土得品物數焉、天保庚申、開墾赤井谷、得古鏡古劍、鏡數枚有銀鏡皆圓鏡、古色可愛、村民立祠祀之、又村端有封、穿之持佛無算、

檜葉。下湯川。兩村中間、穿山腹、作暗渠、長六十八間、以漑下湯川田園、正德三年癸巳七月、始土功、一歲而成、鑿工費、銀五貫五百七十錢、米三十九石七斗三升三合、執事吏四名(巽文大夫井上助右衛門、內田忠右衛門岡 粉助)、可謂永世民賴之。

本宮神人、高栖太郎兵衛年七十二齡。恥手蹟拙。始爲字學、人問其故。曰。予至百歲、有乞壽字者、自今學

習。猶有二十八年。予善其篤志。與以家翁書。

蚯蚓其大山民謂之加夫羅太伊。本宮村新兵衛者帥工師(代)大木於大瀬山。石原谷。猿谷 有聲騷々然。衆驚起。則山谷盡蚯蚓。大者尺有數寸至二尺。有一童。老工師之子也。懐鰹脯曰。克防加夫羅太伊之變。輒投脯於燒火。蚯蚓盡退。時丙午十月也。按春夏上山秋冬潜谷也。

樵夫入山。時遭群猿。嘲弄笑譃。毆之益聚。其狡猾不可奈何。攢燧擧火。輙散云。

山中有山猫。匠家猫也。匠遂良材而居。遺猫住爐。鼠盡遂取鳥取兎。獰惡而已

大瀬民舍無礎。予春巡入壹戸。翁据爐。左右慰其健。對曰。奴老犬。所謂老犬。其意爲老廢之義也 昔年巡視日高。過於江川丹生社。老司出迎。問以社事。辭曰。奴弱輩。其意爲愚昧之義也。一聯笑柄。

大瀬民稱莊廳。曰國守樣。古之遺言也。

官召佛手柑於郡邑。符至大瀬。民不知何物。示符寺僧。僧僅知佛字。以爲朝廷徵本尊也。致佛於莊廳。

本宮岩崎某。設機獲狐。每歲數頭。嘗不入。於是柵於四圍。使不得近機。自是獵獲如舊。可謂巧矣。

歉歲不惟五穀。河海亦凶。魚瘦無油。藻亦不生。

丁未十月。觀猿舞於官廳。猿人本國三所那賀郡上田井(あうたゐ)。貴志及海士郡貴志也。猿人。舊本郡高山村新宮管内蓋其宗云。是所以有熊野猿之語也。今高山無猿人。其移三所。不知在何時。

木本浦脇濱(わきのはま)。與有馬陵相距里許。且暮濱砂有妖蹟通焉。圓形馬蹄。跬間二尺。無覩其妖者。或云如修驗者

丁未夏秋。熊野洋中有赤潮水。交流東西。漁民病焉。無知其故者。民間云。信州地震之故也。勢人鳥谷宗吉傳志州鳥羽嶋桃口(もゝ)漁戶語。漁夫挽網。海底震動。洋上白沫。須臾變爲赤水。斯日乃信州地震之日也

自茲海漁絶矣、群嘗聞、西人水脈火脈貫大海中、通徹五大洲、論疑其荒誕、始知其說眞、徵之於八丈島黑潮、熱海温泉、益驗矣、民語冥符可謂奇。

十一月十一日尾鷲部矢濱村民進貴船神祭供、六十年前病猿群集、村民斃者無數、民恐祀之、貴船神是也

本本東濱、石壁雄俊、危徑通焉、漁夫僅步、一奇景也、丁未入治新闢路於山中、時携五六冠者、一瓢一肴諷詠于此。

尾鷲部矢濱、深谷曰八庭、近獲草猿、據爲藪窟、丁未下令、捕之管內淸矣。

檜葉村士兵、和田吉左衞門父子、逐鹿入於三日森（大瀬山名）、有笑聲、山岳震焉、吉性剛提炮就驗、其子固乞罷歸、本宮村有万作者、過果無嶺山茅中斷人掌三握異之、臻湯川村（村在果無山西、國日高郡）、村民云、是老猿所爲也、近頃巨猿、徘徊山谷、被髮人立聲如大笑、然則三日森笑聲、亦老猿也、

文化間、魯西亞寇蝦夷、有海防令、各邑點人、大瀬村獵夫佐市者入選、詣廳拜命曰、小民生獲熊羆、以爲至樂。今令小民斬獲毛虜。至樂何加。

武住村民、詣其村祠、呼曰本宮備大井都呂脛立矢川大明神、不知其故、

光福寺有三碑、曰南帝王、即高秀王也、曰維盛公即平維盛也、曰菖蒲院、寺山有稱菖蒲御前墓、相傳維盛夫人、寺乃維盛所建、寺舊傳團扇二枝青葉笛者、又有稱不明箱、長三尺横二尺五寸、不明蓋鎖之謂也、

濱田吉祥坊國次、天正間受豐公命、屬堀內氏爲其老、受邑於引本矢口數村、文祿遠征、與加藤左馬之介之老奪番船、斬虜數級、豐公賜冊、加秩爲五百石、國次信眞言、得文珠像而歸、堀內氏之滅也、潛於采地弃家爲寺。祀文珠。今引本吉祥院是也。子孫爲士兵、粉本村濱田傳左衞門是也、

上里村。有松場彈正義澄者。奉仕於吉野。子孫爲士兵。稱松場傳右衞門、
上里村。近古有浪士數人脇藏主西村大藏。西岡左近。西田丰膳 大西左馬之介 中村兵部開墾斯土各建私庵。祝髮蓄妻。慶長撿土田。沒爲公田、
元和定一鄕一寺制。停僧侶蓄妻。私庵皆廢。
乙巳季冬。本宮脚夫二口。還自攝。懷五百金、取路於果無山。坂險路登降、顧覷乃有挂炮於膝、著火繩者、
尤之。曰我土津川獵夫逐鹿也。謝人前渓、行里許、路尤狹險、反顧乃取炮者復在後、閉左目對準、脚夫叱
之、令之前行從焉。至於土津川岐路而分、宿山舍、夜雪、翌出舍、雪路人蹤一條通、會本宮夫適土津川者
問前行誰耶、曰人蹤通於道傍叢林堂。二脚驚曰 賊狙我也、聞道通廳、令搜捕堂下有炮、裝二彈 於是禁
窮陰懷金過果無山坂、斯月、盜殺行旅於姥峰、
杜陽編曰、唐大中間、日本國貢王棊子、本國南有集真島、嶋上有手談池、池子出池中、按熊野那智海濱、
出棊子、本國南蓋此也、手談池、即那智之轉也、
文化十一年、長島浦漁民甚藏者、網海而獲珊瑚樹。甚不知之、爲兒翫物、勢人得之、獻之於朝、甚家猶
有遺樹、進之治廳。天保紀元、同浦漁民善七者、得珊瑚樹、幷獻於朝、賜白銀若干
長島浦漁民背著、有足疾、爾來、背盛足於盤而進、以爲禮、漁民樸陋率此類。
二木嶋浦有合川。東人詣於熊野。渡合川輙濟食云、古人所謂、熊野精進者是也、蓋古志之英虞、紀之牟
婁、境於合川、渡合川濟食者古之遺習也、
北山方言。勿親於大和、嫌其薄也、大和人豈盡薄耶、蓋國異故心異也、長嶋與勢之摩手、槌柄接、長嶋人
親槌柄。踈摩手云。摩手之風薄槌柄之俗厚。按長嶋、槌柄、古之志州也、其親者、同國故同心也。

楊子方言曰、帍褖謂之被巾、注曰婦人領巾也、書記領巾讀爲比禮、楊氏漢語抄曰、比禮婦人頭上飾、熊野婦人、有賓人室、頭上著手拭、蓋古之遺風也。

新宮管內、勝浦有稱船隱地、時有洋上突起礁磯石壁、行舟爲之惑焉、名之謂船隱、遂爲地名云、疇昔、浦神社神〔宮（官カ）〕。鈴木甚太夫者扁舟釣焉、頻數亡餌併釣具俱亡、反顧輙餌尙亡焉、既而釣竿復亡焉、命舟人急歸。不知何妖。

又同浦番匠某得陰陽石、其像現然左右相對、有將會之勢、奇而藏之、其兒不知父珍之、曰誰蓄此不經物、以鐵槌碎之、（按莊園雜記、化成岡、漕河築堤一石中斷中有二人作男女交媾之狀、長僅三寸、手足肢体皆分明若雕刻而成者。）

新鹿浦河豚、觸參州、爲鱗中上品、蓋生河豚、鳥鳶不食、犬猫不食、解而鹽之則皆食、

危路僅通、止可容鳥過、熊野方言、謂之鳥路與賛賀茂建角身命稱八咫烏同、古之遺言也、

熊野瀑布夥矣、尋常小瀑不可縷數、一那智山、猶有四十八瀑之稱、亞那智一瀧而雄猛出其上者、大山大瀧也、如大河內瀧、平治川瀧、相野（あふの）谷瀧、熊野（えや）村雨乙瀧、九里峽飛雪瀑、布引瀑、或美絕、或奇絕、或壯絕、或妙絕、或高絕、皆秀觀也、至水勢之激、有稱三百間瀧、八町瀧者、其北向者、冬時氷甲、望之如長素練、迎暖暴崩、山岳鳴震、如放天炮、深山荒谷瀑多矣、人跡有能至矣、不負糧露宿、不可到焉、複澗重嶺傳泉響於深谷、若目不觀瀑、又危峯頭岳、闕之神悖心不給賞。皆非游矚之名處也、凡勝瀑者在距人處不遠矣、

丹敷戶畔者、蓋女人也、上古雄師多女子、在本國、如神武帝紀名草戶畔、崇神帝紀紀伊國造、荒川戶畔是也、按紀伊國造家譜、無荒川戶畔。有大名草彥、然神名帳曰。從四位上名草姬太神。從四位上名草比古神。以女子列於男子之上、然則荒川戶畔、即名草姬。而國史以荒川戶畔、爲國造、神名帳、列於名草彥之

上者信矣。荒川即古語拾遺所謂名草郡、御木（みち）麤香（あらか）之麤香（あらか）、後之荒賀鄕是也

距治里餘。有波多須邑、俗傳波田須。秦住也、徐福住于此。故稱焉、有人謂。邑有巨岩、彫大字、嘗過隱士過之。嗟稱不已。曰書体高古有漢魏之風。予聞之頗疑焉。春巡往駕過視、乃勤堪忍二字也、蓋朝鮮俘、李氏之書風也、撿尋此故、邑之士兵、西山友右衛門者。宅墟而二大字其祖箴銘云、庸俗浪傳。率皆此類、

名柄村 文政五十戶今十六戶、貧困極矣。撿其故、賣山邑人悉爲他產、是所以逃亡也、小腸八郎次、買山最多矣、八富能散二一山素直四百金、時價八百金、諭八令素直復之 官貸村以四百金 村民役樹民爲產官取償、村得益五百兩 又役他山如此 邑入復故、僕民復歸

大河內、窮村也 有舊鑛 鑛吏建復鑿議、予反覆彈論其非 監吏覆視、議罷

尾鷲部 水地村 戶亡田蕪 以僻壤也、部有屠戶二區、隷於二村 占良地、令其移屠戶於水地 二村得良地、水地得開墾兩全之利、土人不欲陞屠戶於村、不果、

夙出鄙齊、冠者五六人、登鼻白峯、觀旭日於洋濵、神清氣爽、飄然意在蓬瀛之中

光福利 正月門松綠芽茂生 至于今二歲矣、

木本氏患疝陰囊大者夥矣

木本之水、安永間、鑿溝引溪水 有水盤二、各長二間橫一間、蓋曾根產也

嶋勝海、三浦海、巨石磊々、數毀網羅、漁民病焉、嘉永二年 房州海人來過 二邑長使沒海取石 其狀宛如魚戲水中、巖島神門周六圍、島勝神域樟樹也、

和歌東照宮石門。曾根浦產也、

西熊野古坐部、姫川村有稱橋杭、怪巖大小數十臚列洋中、望之如橋杭然、奇觀也、吾友小浦惣内令其地、飛龍起海、疾風驟至、黑雲飛揚、膠民舍裂巨巖、所過如洗、兩屋騰上在姫川峯頭、家中什器自若

木本二漁、洋濱遭颶、船覆、二漁相對船底、東方漸白、遭大船走洋、視而救之、二漁謝曰、風稍收焉、從近浦漁舟來而已、漁者海瀛爲家之態率此類

距今十年許、奉命抵於木本、南濱列松、一條路通、松間有田園、松皆合抱、今茲爲郡令、就木本治、列松田園盡沒於海、海崖崩缺、殆及屋礎、言内申高波一夜而然、余歎桑海之變、議防浪波術、斜列巨材於海濱、權巧矣、然海濤之勢、人力不可支也、

熊野俗、正旦戸々皆以榊樹、街如深林、蓋日神隱天窟、群神立賢木於窟前之遺風也、賢木、所謂[illegible]、謂榊枝爲榮樹也、本朝無題榊宗孝言詩曰、青斯自日潔齊處、正月春中閣門堺、持案法華應學蓮、鎖門賢木換貞松、自注近來世俗、皆以松插門戸、而余以賢木換之、故曰、據孝言言、今用松者、平安以降之俗、熊野尚陋、存神世之故事也

本宮村、有金十郎行權、號南坂、世釀酒、家稱坂口、好讀書、事母孝、本宮部、山陋田寡、而管民多矣、行權種藝桑楮、以佐產業、丁酉歲饑、發倉賑之、新墾田二町、鄉民賴之、堀獲古鏡數十、建祠祀之、鄉人因名曰鏡山、官賜白銀朝服、免墾田十二歲租、新宮儒士、大石氏有記、

八鬼山頭、觀富峰於東海上、非淸霽素朝不見、

吳萊曰、胸中無三万卷書、眼中無天下奇山川、未必能文、縱能亦兒女語耳、群竊以爲、眼中奇山川苟富、惟恥胸中無万卷書、

一木本村松葉山、有管神廟、神像古色、非近時筆。水谷善吉者傳之。善舊京戸移貫於木本、寶暦列士籍、稱前川義左衛門移家若山、邑長西川久兵衛、懇請其像。壬申之歳、祀其私山。學士坂井周道作詩二章、和者詩凡七十六人、國詩凡七十二人、婦人凡十五人。俳句凡十三人。大夫以下當時有文名者皆在焉、大廟之士、及列藩之士亦多焉、周道編爲二冊、自撰建祠記十卷附之、周道坂井謙之助之祖也、

須野村、海隅窮僻、三方壁嶽、前海怒濤、船不可近、隣交絶矣、其民不知牛馬、邑長歳輸租於部廳焉耳、

山川雄徤人負氣、東熊野、山水之奇、不可勝言、然人負氣、惟本宮一村焉耳、盖天地地秀英之氣、鐘於山河。熊野名山、大峯海嶽、精氣散漫。宜無負氣人。

熊野。名山水高峯、則大臺山、大塔峯。大雲取峯。八鬼山、妙法山、法師峯。潮見嶺、笠頭峯其魁也、如九里峽、北山峽、古座峽、秋津峽。其巧景各可謂奇々絶妙矣、至潮崎之奔潮、楯崎之石壁、大嶋之南崖、那智之瀑布、天下無双之雄觀也、三輪崎之島嶼。姫川之橋杭、木本之鬼城、白良之白沙濱、那智之黒石海、皆奇觀、大嶋嶴、勝浦嶴、二木嶋嶴、九鬼嶴。須賀利嶴、錦嶴、品格各異、皆絶勝、

東熊野新治廳記

東熊野、其地僻遠、管內東接於勢。北隣於和、幅員百里、南濱大瀛者、二十有余里、治廳盖我偏之一鎭也、舊有二廳。奉行代官二令分居。奉行廳以掌郡政、代官廳以掌租税、今太公襲統廢奉行廳以併之代官廳、代官政租兼掌之。而後代官之任始重矣。然治廳隘陋、不足涖民、輿議最爲嗛、文化間、令中村忠堯修葺増廣、猶僅百數十楹、未足滿民意、自後四十年矣、寖以圮壞、舊令謀改爲之久矣。天保大歉以來、比年豐穰、郡耆老相議請合二廳地爲一。改作治廳。以果宿志。令竹村景甫上請、將起土功、景甫職轉。事亦廢矣、長

群受之於副令。十四年閏九月就任。遂襲前議謀土功。明年七月始事。郡民皆踊躍而趍之。今年七月卒功、正廳三室。其南爲前堂。其北爲燕休之所。聽訟庭在其右。知政堂在其左。胥吏治事所、聽事所。列其下、有集會之所。有通謁之庭簿庫。庖厨、吏舍、僕舍、浴室具矣、其南面有衙門。在塾以爲七部莊長之舍。右塾以爲厨人之舍。其他武器倉。兵糧倉塩硝倉、救荒倉、稗倉、守丁舍及獄舍。皆列置於治廳之西北。凡三百數十楹。初郡民獻金凡一千五百兩群奏請以一千金備救荒、建廩畜穀。以五百充土功。郡民又爭獻木村、價之百二十六万三千二百錢、又躬親執役者八千有餘人、凡費人力。一万三千工、材甓之用。凡三百六十三万五千四百有余錢、費民財如此之夥、而民猶以爲尠矣、用民力如此之勞。而民猶以爲不足矣、此咸雖出於蒙、 上之恩德之深、而其本非有質性樸實風俗淳厚之素。安能臻此。豈可不嘉尙也哉。土功既畢、大張宴於治廳。集于莊長耆老、郡之與于役者、以落慶以樂焉。

且諗曰。嗚呼新治廳者。將以新郡政也。其張紀綱、恤疾苦、通壅塞。振淹滯、錄功過、明賞罰。海防之制、荒政之設。至法制品節禮度文爲之目。盡皆備具。田野修而戸口殖、山物優而海産遊。盜賊逃而爭訟罷、民皆愛親、敬長、老者不負戴、壯者不惰慵、仰事俯畜、得以終其生。此余之所期於國郡也、然漸替者不可暴革之。治習者不可遽新之必也、率之以勤力、積之以歲月、然後可以庶幾焉也、余嘗觀前之居職者。無有歷年所者、余亦焉得於吾身。親見余之所期於闔郡者乎、將待之於後之繼我人也、此余之在落慶之日。所以未能盡其樂也。若夫他日化行俗成。余之所期於闔郡者。皆得焉。然後張宴於公堂。則余不知其樂果何如也、於是書治廳新造之顚末。以期其樂於後日。併以告後之繼職人。弘化二年乙巳。夏六月。識於木本治廳、

東熊野預備倉記

天保五年大饑、朝廷憂恤、命十一郡令、開倉廩賑元。元勸豪民發藏粟。民得無飢以死、各郡建賑救倉議始起矣、熊野山海之域。民之爲業、農十之一、盡漁戶、山戶生齒煩多。而取食他邦、東熊野山鄉四十二村、峻坂巉嶺。棧道度索。負戴斗米、或急流十里、百丈引舟而致之、穀直與海濱大差。況出產有限。穀一騰則仰賑貸於官、海濱五十八村、糴船不港、束手無策、況海產無額、歉歲如荒年自餘仰救者、三山神人、一千戶、十二部條驗五百口。吏之在職。通有無、齊農商、開闔之權、出入之計、存其間、非惟勸本農。禁末利之一途也、預備之設、在熊野殊急、弘化甲辰。東熊野預備倉成矣。郡有舊倉、蓄五百石、新陳出入。寄之於縣宰、開發濫、而徒奏虛數。群督宰彈濫、金凡七百兩。新郡治之役。郡之獻金。奏請備救荒金一千金。新舊貨殖者三歲、子本合二千百金、豪族助擧者若干金、又貨殖、總計金二千兩。糴得二千石、是豫備之米員也、又預備金二千五十金、立制五則、其一、七部各立倉、曰本宮一百石、曰入鹿百五十石、曰北山百五十石。曰木本三百石、曰尾鷲二百石、曰相賀二百石、曰長嶋二百石、凡千三百石、折爲三、新陳循環、每存其一、以備荒凶、貸其二於民、令加息以償。每石息月八合小歉則不收息、大饑則延至直輕、其鼠雀耗以息加之、令縣宰掌管、登記冊籍、奏於郡治、郡令春巡。親覆驗之。其二。郡治積五百石。糴船不港。穀價騰躍、減直糴貧、戶不過四斗、口不過一斗、息亦石八合。其三。郡治積三百石、又千三百石息、每歲收之於郡治、是爲賑給孤煢殊疾者、及遭災患者之備、其四。郡治二百石、又二千金。以充於窮村之賑糴賑濟。其五、一百石。又五十金。寄之於七宰貨殖、以充於雜費、凡五課救濟之外。禁他貨便侵用。舊時穀之糴糶、縣申之郡。郡申於城。取其指揮、防姦也。然待報幾一月。過時失機。濫費多矣。預備之穀、不復取指揮於城下、貸者。糴者。糶者。悉取其契。胥吏照察、七宰點督。令姦欺無容其間。歲終會計、附而奏之、要之循環糴糶、豐歉如一。貧

民得霑息、豪富不私價、是立倉本意也、雖然法久而弊生、庶幾後之繼職人革其弊、弘化二年乙巳十月、識於木本治廳

東熊野豫備倉改革附記

二千石、分爲七、建七倉、曰木本五百石、曰尾鷲四百石、曰長島二百石、曰相賀二百石、曰北山二百石、曰入鹿二百石、曰本宮三百石、凡二千石、折爲二、秋時糴糶、新陳循環。新以備荒凶、陳貸之於商、以通有無、加息以償、每石息一斗、息以補鼠雀耗。余息積爲預備金、預備金、今年二千三百有余兩、其目在別、少歉則開倉賑貸、大饑則奏請賑賜、賑賜則以預備金補員。豐歉不一、蓄積常同、縣宰掌管、邑長參謀、糶糴終則七宰會議、登記冊籍、奏於郡治、胥吏點撿。封鑰以令印、令春巡覆驗、此其大綱也、定條約凡十二則、以防其濫、頒七宰令聽部廳、弘化四年丁未仲冬、識於木本治廳

東熊野教民記

國家之紀律、布在方策、而吏或視聽惑焉、大祖之六諭、歲頒邦域、而民或亡所嚮、皆教道踈也、今太公襲統、併備衛世事以一之、有司入學、儒者爲吏、大起學校、令國郡試人才。學令歲頒、至於今日幾六十年矣、然教道踈者、令之罪也、蓋熊野山海、肥饒之域寶藏所與、貨財所殖、其民常務末利。不知稼穡往來江坂、敏於賈事。連嶽重峯、一谷一村、頑愚執拗。又無賴逃亡者徘徊其間、舉郡所見、惟利途、自幼所聞惟佛理、是所以民亡所嚮也、近域各郡。各令參謀治出一途。令轉而治不移。熊野郡令獨任專斷。令轉則治亦移。民望常疑矣、是所以吏視聽惑也、長群知郡三年。會吏長詰曰。夫政有寬猛。善惡無二。汝曹勿疑、古之治土。以教化爲急。去年郡治新、今年豫備倉成。自今以往。結教社起儒學、大振教道。導閭郡於善域、

上以答　朝旨、下以全淳風、以補吾之過矣、衆皆振焉、於是令七宰各管結社、迎師講學、教以孝悌忠。信、敬上尊吏。室家儉、保伍親睦。力役相助艱難相扶之事、會聽者給一飯、及十次者、莊宰親褒之、入社俊秀者、推爲社主、使之助講、與之以口米、以爲後進之領袖、民之力田孝行、與邑吏勞民事者、奏狀賜與褒賞表旌其家、嚴令閭郡驅無賴。禁博奕。追娼婦、而爲惡者無所容。嗚呼漸歷二歲、海民山民、悉知彝倫之道也決矣、知有彝倫之道則知有　朝廷之恩、知有　朝廷之恩、則尊長敬親、駸々乎徙善遠罪、七縣復於淳厚之俗、吏擧紀律、民從六諭、以稱　朝廷之德意、其可必也審矣。今仁井田長群謹識鄉社條約、使後人有稽。庶幾後之繼職人、大其規模、弘化二年乙巳十月廿八日、識於本本治廳。

有馬陵碑記

有馬陵　伊弉冊尊之陵、舍人親王筆之、長群謹刻石表焉、親王曰、伊弉冊尊、生火神軻遇突智而終、葬於紀伊國熊野有馬村、土人祭以幡旗、花時供花、又鼓吹歌舞而祭、謹按、陵濱於大瀛、石巖壁立、百有餘尋、謂之花窟、石壁有洞、浮屠氏納般若經於洞、語見僧增基記、自是又有般若窟稱。仲春初冬二時、有神祭、一條長繩、起於巖頭、亘於松梢、繫以三幡、幡亦編繩製之、幡繫以數種花。又供陵以數種花、古人歌詠稱花祭是也、其陵墠祭儀、又使人欽崇太古之遺風焉、長老相傳、上世朝使來奠祭、紅綱錦幡金銀製花　世屬戎軒、官祭絕矣、其錦金華飾、恐是浮屠之法、非上古之典也、熊野葬儀、製假花、親眷送棺者、每人執一枝供於墓、七月歌舞於其家、可以徵古儀矣、剖判以來、天下之治亂、可勝言哉、然太古之遺風流俗、歷万祀而不湮滅、豈非熊野極南之域。有馬僻遠之濱。能存舊物而不失者邪、陵西北十町、有產田神社、二祠偶列、長老傳云。花窟陵也、產田祠也、偶列者祀陰陽二神也、　崇神天皇時、遷祀二神於本宮。故墟猶祀二

神、今神社是也、本宮長老傳亦如此、其說雖古之遺傳、爲祀陰陽二神、傳會也、蓋產田二神、祀典所謂、熊野三神之中、正一位熊野夫須美太神、正一位御子速玉太神是也、參詣麗氣記、佐諸羅不可易焉、中古熊野三山、欲抗尊於伊勢、妄以國常立尊諾冊二尊、爲熊野三神、降祀典三神爲配、是長寬之朝、所以使博士議也、古傳爲淺人所刪缺如此、於是乎有馬本宮遂謬眞傳悲夫、古事記曰、葬神於出雲伯伎國境屯婆山、以群考之、其傳誤矣、群修上世史、窃斷曰、熊野即史所謂妣國根之堅洲國也、堅州國、乃熊野、則熊野爲冊尊終焉之地、不疑矣、熊野所在神祠、土人稱王子社、有熊野九十九王子等稱、以妣國也、熊野爲冊尊終焉之地、明徵如此、聞諸北人、屯婆神陵、其蹟曖昧、無可信據、然則王史不取者癈之也、故群爲謬傳、嘉永二年己酉秋七月廿九日謹撰。

有馬陵會碑記

嘉永二年、斯地令仁井田長群、歎有馬陵會失其傳、謹表以垂於無窮、有馬陵祭、仲春初冬。長繩繫二幡、奠供以花、古人謂之花祭、有馬人謂之火祭、蓋花祭陵祭也、火祭陵會也。有馬人一。其稱者混之者何、有馬氏之割據也、城於木本、稱本城、方於斯時、陵會。行之於城下、陵會有二。其一火祭、是也、其二歌舞、是所謂火祭、又謂之柱祭。七月十四日、各寺爲佛會。十五日伐巨松於有馬松原。作十尋柱、白衣數百人、東西分番、以白布二條挽之。柱頭設火戲。十六夜致柱於極樂刹、又刹前大列火戲、白衣魚貫數爲立柱之勢、流火星烟火炮。連發連擧。既立柱。則白衣群擁。手皆執炬投之柱頭。群炬飄天。呼聲震地。一炬亂番衆炬格鬪。觀者莫弗奮起焉。火傳發藥。火戲起於柱頭。繩以傳火。如電光。刹前方三十間火戲齊起。烟焰灼天、眞雄觀也。此際有新喪者。必行火技。以修冥福。摸火祭也。祭以火者。以陰神生火神而陟也。土人稱曰祭

然不知其神。群謹斷曰、有馬陵會也、所謂歌舞、七月十七日至二十日、終日徹夜。鼓吹三弦、男女踏舞、十室九空。有新喪者、開弦歌場、迎舞人於庭、謂之追善。又七夕戶々懸紙幡於竿頭、謂之天幡、以供二星、皆撲祭陰神儀也。史所謂鼓吹幡旗歌舞而祭者、是也。群故又斷爲有馬陵會、有馬氏滅。而木本降爲村邑、淺野氏受國、以井土以西隷新宮。我封初仍其規、於是有馬木本、異管而地分矣。自是木本亡二會之源、有馬妄稱花祭爲火祭、不復知二會之爲陵會矣、事始佛會終歌舞、凡七日夜。蓋古所謂七日七夜歌舞而悲之遺禮也。嗚呼火祭者、爭鬪之階、歌舞者狂人之態、卒然觀之當嚴禁。及知有馬陵會歎曰、神世之遺風存者也、於是乎書其所目擊、使民知其源、令曰自今以往、古儀是奉、莫敢生新風而亂古風、嘉永二年己酉七月廿九日謹撰

修溪郷記

治熊野之七年、修溪郷、爲政餘游焉之域、余郡居常在冬日、今年之夏、始居郡齊、南濱大瀛、三方負嶽、欝燠甚矣、覓遣暑之處、謀之於衆、東望本城之雄偉、西望要崖之險絕有馬長濱之淸曠。一松平原之靜爽、安樂禪居之幽寂、大馬神廟之閑[illegible]、東山圓亭之多趣、大泊瀧屋之淸絕、兵解坂店之幽邃、鬼城之雄、魔島之壯、東礒之奇、遠則勞於道路、近則皆炎燠之場、不適意、一日携兒步郊、過於溪郷民舍、淸風颯々而至、溪聲有餘音、嗚呼可矣。可以遊、斯地距治、僅三百武、兩山峙而石溪淸、瘦松秀而茂樹蔭、奇石怪岩、不拘位置、淸泉流無有纖塵。水之左右、大石自然爲席、可坐數百人矣、民舍一宇在溪口櫨林、分注溪泉設水車、上流有瀑布、然而端凹而水偏流、又寬流之中。有頑石支焉、其下爲湍。有板屋、背溪嚮陽、蓋居民從便、無意山水也。於是修板屋。而革向背、轉頑石而全天流、塞凹而盛瀑布、數日而終以盡其勝、今年春麥豐穰、

秋稼亦穰、至於今月、松魚大獲。民爲豐樂舞、余喜曰、溪鄕遊焉之地、新成何不落慶邪、大會郡之吏民長老爲宴水次撃鮮引白、隨意縱遊。杯盤狼藉於淸泉之中。有（跜）〔踞カ〕岩者、有望海者。有枕石者。有寄崖窓者、有執箸浮杯者、有取流觴弄者、有汲水煎茶者、有吟者有書者、有題石者、有散歩者、時嘉永二年己酉秋七月廿六日也、仁井田長群識、

在郡日記一

堀内信誌

明治二巳歳二月十五日新政發布の時信牟婁下郡民政知局事を拜命す從來の制民治の職は御代官專任と雖司農の配下に屬し地位卑く（平士也）祿薄く（役高四十石）百般司農の指令を受けて唯官民の取次き租税徴收等に止るのみ蓋し戰國の餘習に因襲し幕府初め諸藩多く然りとす此事先哲頗る所論ありしか此回國政大改革に當り諸郡に知局事を置かれ一郡の政令を專任し參政と同しく執政に亞くの重職とせられし也一日執政津田又太郎（國政改革御委任也）信を呼ひ竊に告て曰く足下を國中第一の僻遠豺狼と伍をなすの地へ擧けられたるは深意在て存す奥熊野木の本浦は有名なる慓悍漁夫の巣窟先年水野大夫村替の時一揆暴動に制御を誤る然るに昨年十一月漁場の事より御代官岸彦九郎方を誤り漁民五六百名突然蜂起代官所へ亂入彦九郎を殺さんとす彦九郎僅に身を以て逃る於是愚民は官與し安しと妄認甚政令を亂る然れとも慈に手を下さは却て大害を惹起せんと爾來沈靜忘れたる如きを示し今日に及へり今也革新の初政に當り若し事を誤らは諸郡の政治に關す故に足下幸に能之を處せよ事最も秘密に屬すと信曰謹て了す然れ共卿能く僕か請を允さん乎事少しく暴に似たれ共斷して永く禍源を絶ん又太郎曰く其説を聞んと信曰く改革の初政慰撫固よりと雖も執拗兒には時として鞭策を加へ（さ脱カ）る可からす愚民敢て強

悍に非す水野太夫の時曲我に在り故に彼怒て亂に及ふ亂尙懲さす拗を逞ふせしむ拗既に渠か奇貨となる一鐘響應千人蜂起以て罪戻を犯して知らす實に可愍也然れ共愚民道理を以て說きかたし唯轢策の治法あるのみ請ふ一隊の兵を貸せ而して其隊長僕か指定に任せ其期亦僕か報に從はゝ僕誓て誤らす其略云々其方爾々又太曰く善し凡て謂ふ所に允さんと約して退く抑信江戶に入となる三十有六年去歲瓦解の際松坂に移住（奥御右筆にて）尋て監察となり又若山に徵さる民事毫も不知恰も漁者の俄ち樵夫たりしか如し加之難事前路に遮る頗る難きを責るものか而も大膽之を辭せさりしは場合に制せられし也依て赴任爾來の事を日記す

一二月十六日以來日々民政假事務局へ出廳各郡知局事と民治の大體を談議し且つ屬僚制局事以下を推薦す

一同廿四日爲御暇拜謁御懇の御意を蒙り御召御羽織を賜る廿五日乘馬一頭を購ふ

一三月朔日允許を得若山發途川俣通り旅行同四日勢州松坂に歸着是老父歸省就任準備の爲なり

赴任

一三月十四日松坂出發入郡（男孫六小久保千賀女僕宗三郎馬丁安兵衛を從へ家眷は松坂に留む）紀勢境二鄕坂（是より管内なり）を經長嶋浦に着大庄屋（改革により鄕長と稱す）長井覺兵衛に面す頗る才あり鄕中の大畧を問ふに近年官命により農兵を組織原田權六郎の教授を受け常に操練を演すと依て直ちに集合を命し長嶋川原に於て演習せしむ

一閱畢て慰諭して曰く精練最好し然れ共予は江戶に在て佛式傳習操練を知る宜に則るへし今視る所は數年前の古式所謂下曾根派の余流にて實用に足らす頓て若山より佛式傳習教師を下し郡中一般

の改正をなすへければ暫く休業を可とすと命し金若干を與へて其勞を慰す是一物ありての事なり沿道の郡吏村長送迎鄭重を加へ或は手桶浴具迄新調を認むるあり從來代官巡回の例ならんと雖も革新の際以の外と痛く弊習を停め郡邑浦々の情況を視察しつゝ八鬼山の難を舟行に避け十七日木の本浦民政局廳元代官所也に入る

一新政施設旧弊更正且米價騰貴を極め海濱非常の不漁災害並臻て窮民賑恤等の事百端輻輳其繁劇實に寸暇なし故に當時私に日記するに暇あらす爲めに筆記遺漏多し僅に筆記の存すると記臆する所とに止まれは此記實は百分の一二たに盡すに足らす

管内

東は長嶋組錦浦二鄉坂に至る治廳を距る十六七里西は有馬村を界とす廳を距る半里許北は北山組十津川に至り乃至大峯大臺山等に界す廳を距る近きは三四里遠きは八九里許郡中七部百一ヶ村に區分而て本宮の一部は遠く十三里外を隔たる山分に在りて大畧左の如し

木の本組	二十ヶ村	鄉長	西川愛助
尾鷲組	十四ヶ村	同	土井嘉八郎
相賀組	十二ヶ村	同	速水喜之助
長島組	十三ヶ村	同	長井覺兵衞
以上沿海			
北山組	十六ヶ村	同	大畑久右衞門

人鹿組　十四ヶ村　同　大江正之助
本宮組　十二ヶ村　同　岩崎仲之右衛門
　以上山分

治廳

木の本浦北邊に在り弘化二巳年夏仁井田源一郎長群郡令の時改築白洲玄關正室應接所郷長詰所聽訟鞠問所燕室庖厨厩舎倉庫備はらさるなく衙門の左右を僚屬の官舎とし別に蓄米倉庫獄舎等あり信常に廳中に居住す玄關の柱壁には去冬暴民亂入の時亂打したる瓦石の疵痕を所々に存せり

屬僚推薦

拜任の際左の數人を推薦就職せしむ各信に先て入郡せり

判局事に　諸務及學事掛り　西角貞藏
　元出石藩人文學手跡をよくす齋藤櫻門の知己也江戸の人
同試補に　諸務掛り兼會計　川瀬金七郎
　元表用局書記なり江戸の人嘗て予と同僚たり
同　營繕掛　高芝榮十郎
　元司農在方勤務池川土工の事に委し若山の人
同　會計掛り　笠松儀八郎
　元御代官手代にて岸彦九郎の時より勤務算術地方の事に熟す若山の人　後田村耕逸（江戸の人）片山武右衛門（若山の人）をも擧けたり

史生　山本宗藏
同　根來精一郎
兩人共元表用局書記江戸の人
此外後備山甲子五郎平松直太郎（江戸の人）を擧けたり郡中にて中村宗十郎世古善次中村立平美濃部與四郎を書記試補等に擧け尚奥野善十郎等時々進退交迭せり

地形

木の本より長嶋に至る迄は海に沿ひ斷岸と港灣と屈曲斷續連綿灣をなす處村落點在し白砂眇茫たるは唯木の本濱海のみ海濱の他は全部山嶽重々寸地の平坦なし唯山谷豁開僅に村を出れは山山を下れは必す村と云ふ如し予馬を牽來るも調馬の地なきに窮し拂曉木の本街上に出民戸未た開かさるを窺ひ調馬或は隣村井土の谷川の中洲砂礫磊々たるを利用僅に調馬せし也可なりにも市街の形あるは木の本浦尾鷲のみ北山入鹿本宮三部の如きは實に深山幽谷無人の境とも謂つへし地形の大體想ふへきなり

道路

往還一帶を通すと雖も道路と見做すへきは村中のみにて山路者巨巖嶮岩を僅に切り割たるまゝにて道とは名けかたし旅客足に惱むも輿馬なき故畚に乘り二人之を舁く國道如此山分は殆と道なく地形上自然降雨溪水の流通跡により山民通行の處を強て道と稱する也溪泉川流固より架橋なく點々巨石を布設す故に出水には胸腹を浸して渉る水脛を沒するは常時也

土人の言に山路行步甚易々たり唯平坦の地は忽ち疲勞を來し行步大に艱むと習慣と雖亦一奇也道路如此なれは運搬車馬を用ゆるの地なし故に畢生車馬の何物たるを知らさるあり牛ありと雖も夏時農事に用ゆる外決して荷物運搬の用に役せす曰く牛は熊野權現の使ひものなれは藤白以來は神罰を恐れて使役せすと予乘馬出行の時は土人奇異の思ひをなし前後に群集纒綿煩に堪へさりし嘗て北山巡廻の際予か馬を評して鼠の大なるものやと馬丁安兵衛に問ひたりと馬丁語れり虛談にはあらさるなり

民業

海濱男子は悉く魚獵を事とし女子は勞役に服し負擔に從ふ獵魚の運搬米穀の出入船荷の上け卸し乃至日雇人足皆女子の業也二間余りののうらき（鯨魚に類す）鮫魚の類を頭に戴き二俵の米苞を十字形に項上のせ臼大腰を調子に振り平然行步するは一奇觀たり川へ洗濯に行く盥も山畑に運ふ糞桶も皆頭を利用す故に女子の腰には藁製の頭座蛇の目形◎のものを必す附帶す六七歲の童女隣家に使する小包も頭に戴き敢て手に提る事なし鹹鰹等の獵季には老弱男女擧て節製塩漬の事に從ふ鰹釣には二三十里の遠洋に出つ洲濱なきを以て海濱網引の事少し山分は男女共一般炭樽丸（酒樽の用材二尺余に木取りたるを竹輪にて丸束したる也）四分板々割等を男子は背肩に荷擔し女子は頭に戴き少壯老弱力次第に三五里の嶮路峻坂を越へ最寄に隨ひ木の本尾鷲長嶋等の問屋又は御仕入役所へ荷出し賃錢を受け歸途米を購ひ柿色の袋に入れ持歸る事一定規則の如し如此もの日々各所數百人にして三々伍々各隊をなして來往す所在田園少きを以て農事は殆と片手間といふの觀あり是概ね細民の業にして多少の資産家は

山林を有し山手人木挽き炭燒の仕入に投資し其出荷運搬は細民に托して活路を得さしむ又漁船網舟を有して漁獵の元を營むもあり故に不漁且山仕入なき時は細民忽ち饑に惱めり此他炭燒木挽製茶椎茸製蜂蜜松脂取り檜繩同笠を製し海草取等土地々々に應して業を營む又線香を製するもの多し總して男は逸し女は勞する方也

服裝

男子は異狀なし山分の者は革袴を着け猪皮靴を穿つ多し女子は山海共襦袢樣の半衣を上にし腰邊に市廣の前垂然たるものを引廻して帶を着せす恐らく全衣を纏ふものを見す頭髮は根下りに束ね蝶形をなす是頂上の戴庫を妨けさる爲ならん二六時中手拭を冠り尊客の前と雖も脫する事なし終歲一定元旦徊同し唯盆踊の數日間は新鮮の手拭に新裁の半衣晒布を着け無上の晴れ衣として得色あるは人間の一大快樂と思ふさまにて都會の女子に比して可憐の至り也男女共多くは跣足或は半中を用ゆ半中とは踵なき草履にして山路を上下するには足の爪先にて岩角を踏み越るか爲也予も試みしか足痛ますして便を覺ゆ嶮路には頗用をなさす

女子の手拭を冠るは一禮式と思へるにや賓ある時若し纏ひ居らされは特に取て被る如し亦一奇なり

物產

海產著しき物は鮪也鰹同節鯿さいら云江戸にてさんま云是也鯿漁は租稅の料に充つ鰹鯿の二獵は一定の季節ありて伊豆にて大獵あれは熊野にても必す大獵あり夫より土佐へ廻ると云ふ寒天卿海藻は長嶋に多し

三木浦の鯔(からすみわた) 海里の牡蠣(かき) 一箇の大さ平椀に余る 其他浦々の漁産尠なからされ共著大ならす一般勢地三洲に海運販賣す尾鷲以東は或は肩運徹夜松坂津等へ輸し又大峯山を越通宵大和上下市へ肩運するあり總して海濱は大漁あれは頗富浪費貯蓄を爲さす不漁には頗貧飢に迫る海獵の豐凶は山分亦大に其影響を蒙る

一鯨漁 熊野捕鯨は天下有名と雖も近來は唯古座太地三輪崎の三所に限れり三所は皆口熊野即上部に在り故に予之を目撃せす亦其詳なるを知らす事は産物誌に記する如し土俗曰鯨魚の來る一定の旬季行路あり冬季伊豆海より熊野沖を經土佐九州に至り又逆行熊野海を過く依て冬獵は三輪崎太地に於てし春獵は古座之を占む奥熊野にても元祿の初長嶋組嶋勝浦にて關清兵衛捕鯨開業十有余年間連綿營業寶永四年震災の難に罹り廢絶又寶暦四年九月若山より役員尾鷲組九木浦へ出張始めて捕鯨をはしめ爾後年々捕獲少からさりしか明和六年に至て廢絶元文五申年の記遊木浦甫母二木嶋右浦々は鯨舟を出したれ共突き不申長嶋組白浦嶋勝浦にては少々鯨取たれ共何れも少き鯨にて銀なり少く諸拂に不足云々とあれは元祿以來明和の比迄者奥熊野浦々にても捕鯨に相違なしと雖も之か盛大を計るは數百の舟子を養ひ飛輌矛船羅網器械の備具體裁巨額の大資を要するか故到底地下微力の堪ゆる所に非す遂に廢棄に至りしならん

一山分は所在炭燒を業とす就中長嶋の赤羽五ヶ在最も多産す余は樽丸板割椎茸蜂蜜製茶也茶は山中自然生にして茶園培養は獨り尾鷲の土井家のみ發芽最早く焙烙の者熊野を終て勢州へ到るを例とす産額頗る多く近年開港以來製出を競ひ所在其利を知り以て春租の料に充るに至る然れ共苦味多

く低價の傾きあり椎茸は五十年前伊豆の漁者傳授初て產出すと云春秋兩季に產す山分森林ならさるなしと雖も水利なきを以て角物大材一つも管内に出す北山組神上村硯材あれ共堅質に過き販路なし本宮組皆地村檜皮笠を製す皆地笠と稱し近郷土俗之を常用す茶席に用ゆるものは特に形を大にせしものか又同組諸村檜縄檜を薄くへき縄となし船に用ゆを產す郡中到る處芋殼を製す色淡靑味美也夏時炎天巨巖火の如き上へ細線となして扇形に布き一日に乾燥せしむ輸出頗る多し菓實は楊梅椎の實多し然れ共所在兒女の玩食に充るのみ長嶋迄は曲折三十里許の海濱なれとも塩を產するの地なし沿海漁村最塩を多費す而して給を他方に仰く

一戸籍を正し地圖を製す

郡中從來戸籍之制古來よりなし治民之上に在て缺典甚し然れ共各郡一般濟來りて唯男女八歳已上毎歳判押と唱へ且那寺にて人名の下に調印す是畢竟宗門改の爲にて之を戸籍と見做すものの如し新令頻煩は愚民の危懼する所なれは未た俄かに之を施しかたく依て不得已木本浦限り戸籍取調を布達且浦中の全圖大小道路間道迄細之製圖を郷長に命して調製せしむ是彼の秘密事件の計畫に必要の爲也其秘密は未た判事へも漏さす

一一切之贈遺を謝絶す

入郡以來郡長初庄屋其他村民等より種々の贈品頻り也謂ふに前に郡令よりの慣例と察せらるゝも謂れなき事に付懇諭訓示一切謝絶之處猶事によそへ折に乘して贈遺不絶により特に返禮を厚ふし一尾の鯛に金三圓を酬ゆる如き迄に仕なしたるに漸くにして此弊を矯め得たり然るに浦々遠近を

不問旬季初て漁獲之魚御初穗と唱へ如何少獵にも半觔一片の魚肉を數里外より齎らし來る之をも頻りに退けしに大に人心を損したるそをかし彼れ曰く決て賄賂的の意に非す惣て獵場は獵事を祝ふものにて祝の爲にと捧くるものを御奉行樣の戻さるゝは不吉此上やあるかくては浦方衰微の兆也と怒り罵れりと忠言の者ありしに地の習慣さる事ならんには止を不得とて許したり故に小獵には鰯一尾鰹四半脊之御初穗來り多獵には各村より鮪數尾來る日もあり僚屬初家僕等は御初穗の飛ひ込を延首待兼の躰なりし

一三月廿一日兵隊派遣の事を上申す

入郡以來昨冬亂民蜂起の原因事實巨魁煽動者の如何を密々偵察に苦心と雖も治政大革に際しての臨郡なれは如何なる擧動にやあらんと衆皆刮目相窺ふのよし聞へ中々に其氣振り色にも示さす制事へも明しかたく表面專ら撫安鎭靜を裝ひたり暴動當夜の現況は固より事唐突に起り村民俄かに村内極樂寺にて早鐘を撞立たるより五六百人一時に寺に集り鼎の沸く如く驅へ押しかけ手當次第亂妨狼藉口々に代官殺すへし彥九郎遁すなとおめきさけひて狂ひ廻り石は雨霰の如く飛ちりて物凄しなんといふはかりなかりしといふされとも一時の出來事たとへは段々火焰盛なる炭火へ水打かけ元の黑炭となりし時いつれの炭か先に燃上りしやと尋ぬるにひとしく見さかへの付へきやうなしされと平素の行爲口氣乃至噂蔭言竊かに目さすへき主唱者あるに相違なけれは總廻り（番人と稱し捕亡探偵を任さす）へ極密いひ含め秘密探偵をなさしめ呼子の笛を渡し置て深夜自分の寢所へ合圖に應し忍込ませ直接之密告を聞取り抔し又先郡令岸彥九郎は無論豫て事情心得ある瀨見彥左衞門堀內作一郎

湯森久三郎輩の言にも考へ或は局中へ投文張札相撲番付等之諷訴なんとをも察して主唱魁首とおほしき數輩甲乙符合大かたを探り得たり依て津田執政と密約の如く佛式操練傳習の一小隊被差向度其隊長には古田釖次郎をと指名之請求書を本日和歌山政事府へ郵送す
古田釖次郎は古田直三郎の養子にて江戸より若山に移住江戸にて佛式操練傳習を受け當時隊長たり人となり剛直果斷必す用を爲すへきを信したるによる

一兵隊繰込名義は兵制改革に付其傳習の爲と觸れ示すへきゆへ其趣にて被差向度且蟊毒撲滅はいつれ巨魁一二は斬戮をも可行覺悟にあらされは禍源を永く絶つの功驗なし職制に據れは刑法官へ送致至當ならんも氣を奪ひ膽を寒からしむる利目は現地に於て執行の勝れるにしかす例外委任せられ度及兵隊之旅費滯在の支給取計ひ等の伺書をも送致す

一三月廿四日七組大庄屋を呼出し郷長と改稱を布達す

一同月廿五日右大庄屋を招き私宴を張り懇親を結ふ

一四月朔日郷學所を開設し兩角貞藏を敎員とし川瀨金七郎を學事掛りとす

一同日相賀本宮兩組困窮により救助の事を政事廳へ具申す其略左の如し窮民の狀情憐むへし
郡中相賀本宮組之内登森村初四ヶ在。去秋疫疾流行困窮に付粥米救與之趣は別紙之通にて當郡之儀は實に山海のみにて平田坦畝は十の一にも不及年分食料七分は他所米を仰き就中北山入鹿本宮に至ては最山分其產業山稼のみにて四方深山嶮峻運輸之不便に制せられ十分之稼きを得す漸く寺谷の御仕入方へ仕出し或は木の本新宮へ可成日通ひの場所は男女共十四五貫之荷を荷負

ひ朝夕三四里の山路を往返聊之米にかへ僅に其日の活路を凌くの躰にて動もすれは飢渇に迫らんとす既に北山組大井谷の如き従前十四五戸の處追々零落當時僅に五六戸村高五十一石余の場所次第に荒地下け免等にて昨年之取り米十石八斗余一石五兩に積り一戸拾兩之年貢に當り村持の山林は悉く質入となり如何共難取續旨にて救助出願又本宮組在々は郡中最一極窮之村柄にて是迄再々御救與有之にも不拘困乏彌增し同組人口二千余土地所産之米麥黍芋合して三歩より無之漸く三月を支へ候迄にて余は稼を以可買入に當節新宮に米拂底に付本宮にては米一升價錢一貫八十文（一石凡十兩程）に及ひ小前末々一家糊口の道なく芋の莖葉は勿論草芽蕨葛根を食すれ共足らす殊に昨秋稀有の虫害に罹り且某村初在々病難に迫り不得止公租之内四百十五兩當三月限り延納を許可其余に七十六兩余不納有之も中々難取立此度之窮迫にて山深き在々は衡蓋少許の蕨せんまいを携へ本宮邊へ出村内へ無理に米飯を哀求するの次第に付早々救助を賜り度と郷長初村役人共出願来た饑死乞食となりし者無之も既に〳〵夫に可及場合一刻も猶豫難相成同組には椎茸桑茶檜繩繪笠紙漉等の生産物有之其法宜を得は活路之方なきには非れ共一時姑息の方法にては愚民の情狀苟安に安んしいつも御救ひ〳〵に馴れ無詮次第に付此回者一時出簡には可及も取續甲斐あるへき樣希望に不堪於當局處理方考究之處前々より下付金總計七千兩之内銘々貸下け救下け等にて多分は手形高となり前郡令より受續き正金四百兩許外に非常囲米六百石貯藏すと雖も平素米少し郡中万一之備なれは決て手を下し難く到底局中限り救助の主法絶て無之に付何分にも特別に御救助として金米之内下付せられ度との文案也

右者目下本宮組郷長岩崎仲右衛門村役人共出願歎願難默止尚直接質問之處爰十日を後れたらんには餓死にも可及との切迫實に不容易儀去迚若山へ稟請往復は頗る時日を可費新政の初知事と成り一餓孚ありては何の面目かあらん予先月之月俵米二十五俵あり之を窮民として與へは餓死を免れ得んやと仲右衛門へ糺したるに必定飢を支へん尤も盡力を遂くへしとにより即ち二十五俵を與へて一時を免れしたり後政事府より付箋を以無余儀付金五百兩可相廻樣會計知局事へ達したる旨の指令ありて漸くに救助をなし得たり

一尾鷲組行野浦岩崎善〆なる者時勢を辨へ爲冥加金百兩永上納の事を前郡令の節出願ありしを以願意を許可し先例により地士格を命し該金は前條救濟の内へ可差加哉と是亦政事府へ稟請す

右は先例皆如此然れ共其實格式を賣買するに似て改正上得策に非す併し窮民賑恤の一助には可成に付舊慣に可依哉或は御數寄屋御道具の内等御下付時宜により取交賞賜あらんには何格は幾金と直極めの如き陋習を除くに至らんかとの意見を付して具申す

一四月四日休廳（定日四九の日）條例を具し於濱邊銃隊操練を閲す役員初五十名許也慰勞して私金三圓を一同へ付與す

先郡令の比より農兵を組織訓練す不日改正を施行の意あるを示したるなり

一同六日退廳午時より詩會を開く已後定日施行す部下文事を奬勵の爲也

一同七日判事補田村耕造東京より到着豫て政事府へ推薦於東京拜任す（江戸常府嘗て政府の書記たりし也）

一同十日川瀨金七郎へ本宮御代拜を命し兼て本宮組窮民の狀を視察せしむ時宜により北山入鹿兩組

巡視の事をも命す
來る十五日本宮祭典に付舊例に依れる也書記試補之内一人隨行せしむ金七郎十二日出發與具金百疋也十五日御代拜勤務此時雨若黨鎗草履取を從へ先拂ひ三人惣廻り一人鄕長等附添神酒拜受御宿坊にて酒饌を供せりと云翌日鄕長案内にて在々十ヶ村を巡見せしにいつれも困窮無相違よし十八日歸廳す

一由木浦庄屋金兵衛を罰す
四月十四日箱訴あり（廳門に訴訟箱を掲く）曰く由木浦庄屋金兵衛博奕をなし御普請賃米を引負たりと之を探偵せしむるに賃米引負は前庄屋藤十郎在役中三石を引負たるにて金兵衛に非す然れ共庄屋引續之際勘定を不改受取りしは不念又當春勢地より大五郎といふ博徒入込同人と博奕をなす村方の者患へて大五郎へ退去を迫るも金兵衛へ貸金ありと肯さるを强て立去らしむるに金兵衛の跡を慕ひ二木嶋にて再ひ博奕せり云々との事也尙審査を重ぬるに誤りなし庄屋の身として施政の初如此は一般の風紀に關するを以遂に徒刑に處したり徒刑之事維新に至り令ありと雖も其處置之方未定本府及ひ各郡へ紹介せしにいつれも一定せす依て古例を參酌眉毛を落し髮を斷ち刑衣を着せ罪狀の大意を紙のほりに大書し押し立居村中を牽廻し獄に投し日々苦役せしめたり是我藩徒刑の嚆矢也衆皆奇とし深く懼る

一難船荷打の惡弊を正す
此比兵庫港の船頭某　朝廷御廻米を積九鬼浦にて難船荷打の旨屆出る依て速に屬吏を派遣し荷

主方へ通牒（兵庫）へ而して實際を審査せしむるに全くは難船に非す從來難船と稱するもの十中の八九は詐僞故に難船の場所は志州の大王崎に非されは熊野の九鬼浦乃至須賀利浦三木浦に限れりと故は不馴の浦方にては双方姦曲を遂ふしかたし其手管は該三所の如きは常に山上一人遠洋を容望の者あり難船を企る時洋中にて合圖のしるしを擧くれは之を浦方に報す聲に從ひ直ちに數艇を漕出して元船に至り積荷を受取り歸りて村中密藏すわけて浦役所へ難船ありと訴ふ元船は其暇に船体の幾分をよき程に破壊し其跡を裝ひ積荷少々はかりを海に投棄すかゝる内に浦役場よりは村役人其舟にて出張法の如く取糺し殘荷に封印元船を牽歸りて代官所へ訴へ出る元船々頭は旅然とてらくるみにて金箱のみを手下の者に荷はせ浦方之常舟宿へ入込日々酒食賣女に耽りつゝ荷主船主等の出張を待つ荷主等頓て出張するも航海日記其他手順拔け目なけれ詮方なく浦仕舞の局を結ひて歸國す於是彼の隱匿の密荷を入札拂に付し擧村皆其利を分配すされは不漁の際抔は別て此難波船の仕事あらされは浦方立行ならぬ也世に異の難船といふもの數あるものには非さるよしを聞得て愕然に不堪初政に當り此椿事奇怪千萬如此姦曲賊策之悪風根を絶ち菓を枯すへしと船頭初水主乘組人十余名の逮捕を命し廳に引致せしめ於鞫問所自から數日間船頭を拷問するに容易に實を吐かされは不得止種々責具にかけすかし威し果ては石抔抱かせ頗る苛酷を試みたれとも尚も陳せす然るに列坐せしめたるに水主の若輩か此慘狀を傍觀恐怖をなし口走りたる廉あるを以て其者のみ單獨に詰問し初て其實を得たり之を以船頭も遂には服罪す依て若山之刑法局へ送致し浦方關係の者悉く所罰を行ひたり

一後九月比にかありし須賀利浦に又々難船の事あり酒船にて同筆法の姦策也と聞へたれは刑法掛り片山武右衛門に擔當せしめて廳に引致し亦自から鞠問中須賀利船宿の搜索を遂けしめたるに廂の下鴨居長押の間より百兩五十兩つゝ發見遂に一千兩程收め得たれは忽ち服罪し同しく刑法局へ送りたり今一回ありしかとも廳務繁劇の際筆記を漏して失忘す信在郡中合三回其罪を正したるに以後は絶へて難船の事なかりし頗る懲戒の功ありしと聞ゆ

一四月廿日四書輪講を初む定會となし奬勵す

一同廿一日朝來調馬の後川瀨金七郎を具し木の本浦孝子武兵衛の家を訪ふ

一同廿四日休廳により桃崎村和田村へ巡行す田村宮松根來等を具し廿五日歸廳是和田村の某窯大姦曲貧民を虐待し桃崎村孝子等視察の爲なり

一五月朔日木の本浦窮民を救助す

春來打續き不漁にして窮民若干饑に迫るよし郷長西川宅助より救濟を歎願するにより去月廿七日川瀨金七郎をして戸毎に就て調査せしむるに相違なし依て本日廳へ召喚庭前へ列居せしめ耆幼九人へ一人に付米四升つゝ御救助の旨郷長をして申渡さしむ別に信より麥五斗を惠與す

一同日北山組桃崎村嘉助妻稽の孝行を賞す

同人等兼て心掛よく孝行の旨豫て郷長大畑久右衛門より其申により尚審查を遂け本日呼出し御賞與として金五百疋を賜ふの旨申渡し表旌す

一五月四日習字教員の奇特を賞す

木の本浦地士脇大助小前藤吉の兩名兼て浦内子弟へ習字を教授し奇特の聞えあるを以て本日右兩人及ひ弟子百三十人余を召喚し廳堂に於て席書を試驗の上兩人へ金二百疋を門人共へ筆紙二三折つゝを賞與す

一同六日木の本浦塩硝藏へ賊入る

今夕杖突市右衞門より塩硝藏へ賊入りたるや破壞塩硝紛失の躰也と訴へ出る翌朝田村川瀨及ひ堀内水右衞門（操練掛り）をして撿閲せしめたるに紛失さしたる事なし直に藏を修理なさしむ

一同十四日管内八十八歲の極老を賞す

左之者共本年八十八歲に及ひたる由各鄕長より具申により政事廳へ上申舊規に隨ひ賞賜を行ふ

木本組加田村民五郎母　とよ　　尾鷲組林浦　平吉

仝　向井村兵藏母　ゆき　　相賀組古本村吉太郎母　かと

長嶋組三浦文五郎父　儀兵衞

一同廿日和歌山兵隊六十二人着郡

三月廿一日附を以政事廳へ禀請に對し五月八日附にて彌兵員可差向亘魁處置は一旦刑法局へ可引渡筋結末之處分は時宜に寄當郡へ可任儀も可有之途中并滯在中の費用は本府にて可取計との指令ありて兵隊去る十一日和歌山出發隊長古田（釖）（一本初太）次郎引率本日着郡古田（釖）（一本初）へ面接す

雜務八幡榮次郎は昨夜より先着せり該隊は專ら江戸人を以組織したるもの也

多人數之旅寓さしつめ寺院を以て充へきは適當なれ共かくては逮捕に不便あれは兼て調製し置た

る圖面を按し逮捕すへき者共の宅乃至其鄰家等へ旅宿を命したり而して其者之容貌等熟知せしむへき手組に取計ふ空寛なる寺院の有るにも拘わらすかくては推測不審を來さんかと頗る苦心程よくいひ紛らし前以て密々田村川瀬の兩人丈けへ密諭鄉長をも籠落して各々宿札を打しめ着當日丈け金貳朱つゝの賄ひを申付る

一五月廿六日雨今朝和歌山兵員の操練を見聞す僚屬皆隨行せしめ村民共の縱覽をゆるし兵威を示す

一明廿七日は右兵隊を引率し大泊村（廳より一里計）へ出張大演習擧行の旨を鄉長へ布達す事を擧るの不審を防く也

一同廿七日晴暴徒十四人を逮捕す

暴動巨魁煽動者の探偵には人徘徊來百方精心漸く其要領を得たるも多くは漁民漁業は晝夜の別なし大雨暴風等に非れは居家無覺束と殆と遠易頻りに惣廻りへ密々暴動を採らしめ又吉田（二等）勁次郎へは一人限り密旨を傳へ可逮捕人名地圖を與へ諸般の注意を示し置たり既に兵員等地形にも熟したれは今や發せんやとなしたる折しも昨夕惣廻りより今夜こそ一同家居相違なしと密告し來るさらはと吉田を招き今曉二時を期し事を擧よ逮捕一人に三四人宛伍をなし向ふへし市中出口間道へ哨兵を置き一人も遁すへからす又拔刀を許す（此頃隊員皆帶刀なり）然れ共亦威嚇の策なれは必す謹て負傷せしむる勿れ過ちにも微傷の者あらは隊長の罪を以て論せんと訓令す吉田雀躍諾して退く於是予は戎服（洋服也）を着け子刻比より廳に臨み假かに惣出局を令するに衆何事にやと周章出廳初て暴民逮捕の事を發示するに皆相見て茫然たり左もあるへしと思はる頓て明日大泊行軍

人足の件急用あれは牢深夜出局すへしと庄屋庄助に通せしむるに何心もなく御苦労さまと世辭して入來る予は直ちに訊問の次第あれは入牢申付るといふ聲に應し惣廻りは繩打かけ引立たり庄助は頗る實直に見え罪跡あるといふにはあらねと時の庄屋として職權上不得止慇然の事なりし扨古田方にては曉寅刻前一旦極樂寺に集り勢揃ひし準備整ひたりと報し來りけれはいさ取掛るへしと令する間もなく續々逮捕し來る予は玄關にて床几にかゝり點撿するに赤裸のまゝ引立來るあり帶紐しどろなるあり病人あり恐怖して足の立さるあり抵抗憤狂するあり奇態暴狀實に忠臣藏の活劇を演する如く牢はは愉快牢はは慇然或は抱腹名狀すへからす馬丁安兵衛は此際俄然卒倒水よ薬よとの内幕に事起りしは平素の怯臆驚愕のゆへならん未明には思ひのまゝに仕遂け聊の負傷もなかりしにそ隊長初めを厚く慰諭し尚市中巡邏警衛の事を托し逮捕の者へは左の如く申渡したり

裏町　大工儀七　　横町　湊屋兵左衛門
本町一丁目　長嶋屋惣兵衛　　本町二丁目　油屋庄七
本町一丁目　江戸屋儀兵衛　　西川町　河内屋熊吉
裏町　紺屋林助　　新町　井筒屋定七
新田町　新や武兵衛　　新田町　はしや伊助
開舟町　山形屋利右衛門　　新田町　奥川屋善助
布袋町　紺屋伊助

其方共吟味之品有之付入牢申付之

利右衛門善助伊助之三人は病氣に付親類并五人組へ預る

一一段之上市中へ告示して曰く

當浦之者共度々暴動政令を不恐官廳へ亂暴不届至極故に此回之擧に及ひ嚴敷遂吟味可嚴科也然れ共或は冤罪誣告之者無之哉或は他に隱匿蹟を覆の類無之哉万一於有之は必す不包有躰可申出且誰々發起人にして何々翼贊との儀も無遠慮可申立畢竟有罪を懲戒し無辜を保護之御主意にして決て良民を苦ましむるに非されは面々安堵をなし家業出精可致者也

右鄕長をして主趣を誤らさるやう懇々諭示せしむ市中は今朝以來單に恐怖し誰するとも戶を閉し偶語するものもなく寂寥を極め夜行も絕果たりとの事也

一五月廿八日屬僚をして庄屋庄助初め家宅を搜索せしむ且昨日告諭の意を再ひ說諭の事を鄕長に命せしむ

一同廿九日九時より十ヶ町組頭初荒立中分六十一人を呼出し廳堂の廣庭に列居せしめ判事初め役々

鄕長詞氣者改さ合手大聲說諭す

其方共に相尋度品有之に付篤と承り有體に可申立暴動發頭人之者訴出へしと兩度迄達したる事

一同承知にや承知ならは何故訴出さるや兼て連判狀を以て誓約なし有之趣此期に至り違約候はゝ其方共と一味したる發頭人共は御仕置之節定て恨み可申兼て誓約致し候はゝケ樣之節の爲には無之哉印形は何の爲そ首とかけ替へになる印形を迂濶に可押道理なし若し迂濶に押したるな

らは只今其方共の首を望まは矢張迂濶に斬らすへきや決て迂濶には渡すまし然らは其首と引かへになるへき印形を迂濶に押間敷と同然ならん然るを押したるは必有ての事に相違なし趣意ある事ならは有躰不包に申上よ斯く尋る上は包み藏さは其扱になし腹臓をこき出しても申さすへし隱して隱さるへきか欺くとも欺かるへきか今こそ浮沈の分れ目なるそ能々勘弁して尋常に申へしヶ様に申ものゝ實は時の勢ひといふもの有て一人や二人に落入らすとも多勢には叶ひかたし否といはゝ家藏破却等の仇難を恐れ重々無餘儀調印致せしもあるへし是不埒とは乍申情に於て憐むへし然らは其様に申へし畢竟罪人の少きは固より希ふ處此方入部来た日合も無之に多人數を罪におとし手柄になるへきや部中のもの皆同様より御預り申たる我子也我子を多人數罪に落し快と思ふは畜生にも劣るへし願くは罪人の少きやうにと祈り願ふ也乍去我子の愛に溺れ悪しき者を打置ては外々の子供迄皆悪しく成り行へし田畑の上にても同し事害になる草は取除かねは米麥は出來まし譬へは此度千人之内實に悪敷者十人有として夫さへ除かは跡九百九十人は皆助かるへし是我か子を實に愛するにはなきや然るを千人か不殘有躰を申さぬ時は實の悪しき者知れぬゆへ無余儀千人なから刈取らねはならぬわけ是みす〳〵我子を皆殺に致す道理也此處能々聞分けて發頭人の實否不包申述よ左なくは面々の身の上なるそ若又彌同類に無之は其証據を出すへし發頭人を申出なは則其証據なるへし且此度召捕たる者の内にも若しや左程の者に無之不慮の恨等を受發頭人に申立られたる者はなきや万一有之は有躰に申央よ夫是共其方共へも相談いたし善悪とも衆人の申を取らは公平の道に叶ひ罪を受る者も恨み申す間敷そこに分厘

の違ひありては互に不快千萬に存不申哉との趣
右の如く誠を盡し懇篤理解に及ふも頭愚解せさるや又は江戸詞の通しかたきにや唯頻りに叩頭平身のみにて一言も發する者なし果し付かねは一旦退席判事をして別席へ壹人つゝ呼出し糺さしむるに頗る實を吐たり然れ共既に深更に及ひたれは一同解散を命す
一六月朔日判事をして昨日取糺しの殘り再ひ呼出し一人つゝ詰問せしむ
一同月二日去年動搖之節其日中に歎願に出願すといへる岩田屋作兵衛初十七人の者を呼出し判事糺問す肴屋直七と云者をも別に呼出し糺問せしむ
一同三日四人米屋庄助元庄屋を初て吟味す
一同四日はしや伊助を吟味す川瀬金七郎掛る
一同五日六日四人を吟味す
一同七日三人を吟味す巨魁利右衛門服罪す
右數日之吟味は專ら自身着手斷獄所白洲にて擧行し書記をして側にて逐一筆記せしむ中々に剛戻絕て實を吐されは百端手を盡し推詰術を極め大工儀七の如きは平素殊に奸惡の聞えありて擧村大に惱みをなす故に頗る酷法を用ひ石を抱かせ地獄攝を施し渠に鈞り面色忽ち變異の慘に至るも不屈悲傷靨外に達する程にて自分なから忍ひ難きを鬼となりしは又なく心苦し又利右衛門は大愚にて答杖も施し難き故莚三四枚を敷與へて座せしめ予も白洲に下り膝組に座し誠意一徹理解を說きて證跡を押へたとへ白狀せさるも可なり十目の視る處十指の指す所輿論の歸着は公平難遁是を以

て處するは裁制に罪なし然れども同しくは明白に陳すれは又減刑の法あるへし人情として自然の不便は掛るへし而して家內も安穩ならん見受る處餘程の大患予は一しほ愍然也汝は多少處刑は遁るへからす然らは潔く自白の上は煩さすして己れも決心付家內も安泰ならん此期に臨みいつれか利か否か能々心に尋ねよ實に大事の場合ならすやと理を盡して諄々叢話の如くに說諭を加へたるに暫く默して考へありしか如何にも恐入たり主唱に相違なしと陳せし故痛く其眞情を慰め夫より口書を讀聞せて爪印を取り巨魁全く服罪に至る余の從犯者はさして甲乙なく皆服罪せり抑信如斯件に關せしは騎之着切て初舞臺不馴たとへかたく殊に津田執政と誓へる辭あり新政の手初めといひ其苦惱は前後に覺えなく爲に數年の壽も短縮せし程に思はれたり

一從來木の本浦は兎角に黨を企て小事にも連印を取り人氣立慓悍御しかたきの浦柄也とは人皆云はやす所なれ共入郡以來熟考を下すに敢て然らす元來邊陬頑愚一二の主唱者あれは何の思慮分別もなく雷同響應是といふも士州太夫村替の一條より何となく辭付き新宮たり共木の本には手出しかたし抔と自負の念を下たし遂に代官所を輕蔑の姿に押移り（從來の手代元〆の風儀にては）無理なき事と察せらる俗にいふ仕辭のあしきにて元々剛戾慓悍之民といふにはあらす故に請願不通といふより一時相談其內自然に人氣立寺へ集り酒を呼ひ醉に乘し中には博徒無賴漢もあり又は小慣不平漢もありて殺氣を含み內に氣早のもの早鐘を撞出すといへる始末に至りすは迚一時に鼎沸亂妨に及ひたると制するより外なしされは跡と成りては確乎証跡とては實に浮雲を摑むの思ひありて理を押し法を諭せは唯々茫然夢の覺めたる姿にて一言の抵抗者もなく辨疏の智惠もなく蠢々無氣力なるは殆ともて

あましたりき

一逮捕後の情況を探るに恐怖甚しく局吏か偶然市中徘徊せしに婦女輩は不思聲を擧て内に走り込み戸を閉し恰も鬼神にも出逢し如く津浪の災は隨分逃れ得へきも此回の如きは一蓮托生遁るゝに地なしと密にさゝやき合ひて後悔心魂に徹せしや風呂湯も焚かす或は家業をも休み謹愼の躰殆と人心一變の如し尤當浦のみならす郡中一般へ響渡り人氣大に立直り申へしと郷長村吏共深く感戴之旨各々申出たり又隣郡新宮大炊侯よりは特使を以酒一樽を贈られ來り此回之擧新宮迄も影響風教の裨益不少と謝し越されたり於是令を下し最早發頭人之外は一同に御宥免あるへし必す安堵家業出精營むへしと再三相諭し鎭撫之道亦怠りなかりしかは漸く沈靜には趣きたり

一逮捕無滯結了の事は不取敢其當時に若山へ上達し吟味着手巨魁服罪の大略等は六月九日付を以政事府へ具狀且入郡以來專心此件に着手未た一般の治政に關衞の暇を得す遺憾不少れは該件細雜纎密の精査には尙數時日を可費殊に費用も不少依て大略之目途を付し刑法局へ送致いたし度隨て兵員も傳習敎員四五名を殘し余は歸府せしめ度との意見をも付して具申す

（後六月十八日迄に吟味書引合夜に至る又廿四日に兩人斗り紀聞の事あり）

一六月八日臨時休廳是連日局員詰切り繁劇勤勞により慰勞の爲也

此回之件一切の調査吟味口供書政事府への具申刑法局への紹介書迄悉く自身執筆の勞を取れり判事兩角は學者流にて事務甚迂濶余は各主務繁忙不得止故に閉廳後は燕室にて調査再々徹夜に及ひ我なから身力の限り盡したる如くなれとも魯愚の性亦是非もなし

南紀徳川史卷之百二

臣　堀　内　信　編

郡制第十四

奥熊野志第二

在郡日記二

一明治二巳年六月十二日判事南角貞藏へ那智山經典御代拜を命し出發せしむ例規に依て也十五日歸局す

一同十五日十津川郷中動搖の聞え有之旨に付偵察せしむ

右之件昨日和歌山より飛報により本日兵士五名を本宮へ派遣探偵を命し若し逃亡の者あらば可取押旨を訓し十七日地士帶刀人等へも不審の品あらば速に注進可致旨達す

一六月十六日産物方廢止以來民政局負擔に屬す

會計知局事より貴志仁三郎初二名を差向け來り今般産物方廢止民政局管理たるへき旨依て同事務引渡して出張の由也當方にては未た變更の主旨を辨せす處理の方針規書之如何等質問に及ひしも唯引續のみの命を受來れりとのみ也依て十七日不時飛報を以て左の條々を會計知局事へ照會す

産物方民政局支配に成り替り主意之事

一民政局には差當り仕入金之宛無之先つ二歩口定金を以融通可取計事

一當時兵隊滯在出費不少且先般照會之本宮救助筋取替も有之付二歩口定金のみにても一時引足り

申間敷暫時御收納金より取替可申哉

一郡中從來產物方役所十箇所勤人惣計四十五人あり右は書記又は同試補に中付產物掛に中付候かた賦勤人俸給は產物方益金立歟又は本計立歟

一勤人追々人撰進退陶汰可及も當分惡弊無之分に其儘か

一役所之內從來所に寄收支雜償分も有之趣且貧民救濟之主意と雖も舊來之流弊自然役人其役威を以押し付民諸之惱と可成箇所有之とも聞ゆ右等は時宜に寄廢止可取計事

一通商方と稱する者若山外京坂堺東京四箇所へ新設の由右夫々地名且在勤人名承り度事

右之如く通牒して十七日に不取敢左之產物方を引續かせ勤人悉く當局に附屬を命す

本本浦　新鹿村(あたしか)　嘉田村　尾鷲浦　船津村　長嶋浦

二郷村　寺谷村　大俣村　本宮村

產物方は舊來御仕入方と稱し貧民救助之爲諸郡に置かれ稼に成るへき產物則炭燒板材丸寒天歸取りの仕入をなし與へ仕出しの物品を最寄り〳〵の役所へ運搬し來れは賃銀を給して糊口を凌かす深山僻陬の民庶因て以て生を遂くるの良法にして役所は其產物を都會其他へ販賣利潤は即ち資本に循環或は歲入を補ふ也然るに改革に際し物產方と改稱依舊司農府に屬せしが更に今回開物局を置かれ野口將監其長となり通商を開き各郡の產物を輸送せしめ以て國利を謀るの計畫よりして前顯の如く變更には及ひしといふ抑各地御仕入役所に在勤之者は所謂手代にして年給僅に銀百五十目又は百目一二人扶持の薄給何ぞ一家を營むに足らんや殊に僻地遠在に散居狐狸と群をなすの地

に安んするは利する所あるに依らん衣服美を競ひ奢侈分に過るの批評往々喧傳あり算勘を執て銖錙を爭ふの小俗吏其清廉固より望むへからず官物贓賄の弊は免れかたきか今や管理に屬す蕭次臣正の方を施さんと先つ手近なる木本役所に到り一見するに倉庫の滿品は悉く貧民の襤褸弊帳炊器農具の典物なり窮民貧に迫り一時流通の便亦救助とはいふもの丶官の爲すへき業に非す畢竟恨を買ふの府たるに過さるへしと斷然質屋の業は廢止を命したり

一六月十六日兵員の警備を解く

去月廿七日以來當分廳局警備の爲め兵員晝夜宿直せしめたるが本日より晝間の當直を解きたり牢獄警衛練兵傳習は日々從事せしむ

一同廿一日十津川鄕へ巡察使下向

判事兩角貞藏を派遣慰問使とす兵士四名木の本鄕長隨行廿三日歸着す兩角使事を詳述せす更に北山川山水の美を說て止まず

一同廿五日牟婁上郡知局事井上從吾右衛門來廳

子は江戸常府にて同地に殘り在しが人才登用に際し津田執政か推問に應し薦むる處ありしが頑として動かす尙勸誘遂に就職し去る十五日入郡と云ふ江戸一別以來の情濃かにして燕室に同寢終夜快談盡す判事試補松尾壽輔を從へたり

一同廿七日井上と共に新兵の訓練を見る

四時より極樂寺前に到て撿閲す午時より井上を誘ひ局員一同を具しマミルカ嶋へ舟行鬼ヶ城邊に

遊ひ歸途田村耕逸の家を訪ふ
一同廿八日井上か歸郡を有馬村に送る馬上大雨に逢ふ
一七月二日　君上於東京去月十七日版籍御奉還更に和歌山藩知事御拜任との報達す爾來體裁一變物々言ふに不勝
一同三日本日より早朝出廳午時退局に定む酷暑の候によつて也
一同五日隊長古田鉞次郎に歸府を命す
　隊中を引率せしむ但新兵傳習の爲小芝久太郎初十四人は止めたり
一多人數滯在費途不勘を以て本記の如し八日出發長嶋迄船行川筋通り歸著の筈也依て隊長へ金千疋一統へ金一兩つゝ下賜を取計ひ尚信より隊長へ千疋一同へ二百疋宛を贈付書記根來精一郎を隨從せしめ政事府へ具狀兵員特に直ちに奉務其功を奏したるを以て賞賜あらん事を上申の爲也
一同六日目下廻米拂底により貯藏米の半額三百石を在々に賣下けの請願を允許す
一同七日古田鉞次郎初め士官及ひ川口彌兵衛藤野昇次郎瀧谷善之進小澤楠太郎藏田米吉共に士官等を招き別告の宴を設く
一同十二日海嘯市中を突侵被害甚し
午後より暴風逆浪天を衝き夜に入り彌烈敷十三日曉に徹し最猛勢を極む天明を待ちて巡視するに漸次鎭靜に至る概略左の如し
一市中屋瓦飛散橋壁破壞納屋轉覆然れ共潰家なし

一海濱は五六丈許の高浪怒號海面唯烟霧濛々として咫尺を辨せす悽愴驚くべし幸に北風の故を以て逆浪甚しくは市中を浸さず

一魔見嶋（マミルカ）は海上一里を隔つるに在り岩頂僅に顯れたり土人の言に激烈の際は同嶋よりこなた浪のうねり三四ばかりに見えたりと也

一新田町はつれ馬留（吉宮領）邊は低地により高浪侵襲家屋を倒し井土川満潮同村一圓海の如し稲田悉く潮入となる

一郷長に命し貧民の屋破れ飢に病むを調査せしむるに二十三名ありて皆親戚の助くへきもなしと依て廿日に至り本人及ひ伍組の者を召喚左の如く訓諭金三十二兩を票與す

殿様へ御救をも願ひ遣すへきなれとも御國中一體の事なれは今般に當所のみは願ひかたし殊に色々御物入之中ゆへ憚りあり乍恥我等より金子遣すが故是を以て本とし如何様にも營補を加へ家業を取續べし五人組のものは斯る節には互に救ひ助くべく金米を出して救ふ不能共手足を勞し聊も其者の失費を補ひ拙者の意に適へ貰ひたし拙者も共に手傳ひ致す也と

舊例如斯時は備米を下賜の事なれは官費にて無るへしとの説ありしが事さへあれは官を目當になす事一般也隣保相助くかゝる折には伍人組或は市中富有の者より助くるの意あらしめんを欲し聊其意を示さは遂に感通の期もあらん歟と答へたり

一七月十二日判事補川瀨金七郎を急使として若山へ派遣す比來糴米なく加之春來より今に不漁困迫危急の旨各郷長頻りに歎訴の折柄本日の災厄あり廻米彌期すへからす依て米錢輸送の事且暴民鎭

定一條等種々の公務を帶び具狀出府を命したり夏納の稅金納付をも兼ね才領彌兵衞を從へ十五日出發す

一同十六日柱祭の惡弊をいましむ

毎歳本浦に於て本日柱祭を執行す極樂寺門前へ二丈許の松村を立上に煙花を仕かけ夜に至て四方より群集各自小松明を投けあけ烟火に火移るを期とし跡は思ひ／＼の烟火流星を放ち終夜醉狂以て盆供養と稱す該松柱を擲來るには市中の者東西に組を分ち互に綱を引き爭ひ平素意趣遺恨を含む者は是を機として爭鬪を開き毆打亂暴爲に負傷も絕えす騷擾を極むと一夜の空費のみならす可悲弊風ゆへ當年は唯式のみ擧行すべき旨兼ていましめ置たるに彼の鎭定以後いつれも畏縮極めて穩便也し此機に乘し永く頑愚驕暴の弊習を匡正せんと左の令を下しぬ

當所柱祭與行の節は古來よりの習ひの由とて東西に分れ雜沓を極め果ては喧嘩口論に及ひ身に傷け骨を破り候者儘有之趣に候處當年之儀は觸面を堅く守り諸事神妙に喧嘩口論も不致趣に相聞え一同奇特之事に候抑人と爭ひ人を打擲し人と怨みを結ひて追善供養と申道理は決て無之候是迄土地の風習に任せ置しゆへ習ひ性となり幼年の内より如斯ものと心得何となく爭ひ心を抱き壯年血氣の者は猶更若氣にはやり疎暴に移り行其父兄たる者も我子弟の爭鬪負傷を豐へす一時の戲謔と見なし遺憾ともせさる由たとへ戲にもせよ人に頭を打れ快と思ふましきは人情なれは内心意趣を含むは必然也殊に多き中には此日を待構へ事に寄せて平日の遺恨を晴さんと思ふもあるへし夫ゆへ常に爭ひの心絕へす他領他部之者迄にも木の本は兎角氣荒にて風儀不宜と取

沙汰せられ果ては大なる心得違を仕出し重き罪を蒙り恥を四方にさらし候事に至るも全く兼て土地の風習不宜よりの事也近頃は何れの地も文明とて右樣鳥獸の如き愚かにいやしき風俗は改まりゆくにいかに熊野の片田舍とて外聞あしく苦々敷事にはなきや已後は急度是迄の惡風を改め諸事當年の振を元にして一同和熟互に親み歡ひ合て興行可致候此旨小前末々迄も不洩樣篤と可申論置もの也

但し盆踊之儀は年中之辛苦を慰め人世の一樂固より人情に適ひ候間聊不苦候條是迄之通老弱男女打つどひ歌舞して歡を盡し可申事

一七月廿日本宮より報あり曰く老猪人を嚙み殺すと

本宮組鄕長より人を走せ來り報して曰く去る十二日暴風雨の朝皆地村支鄕の農幸吉は既に米も喰ひ盡したれは本村に到り才覺せんと出行く留守に妻しまは家下の畑風のいたみいかゝあらんと見廻りたるに芋は悉く猪の爲に堀荒されたり大に歎き責ては莖なり拾はんとせしに傍に大猪伏し居むつくと起き向ひ來たるに打驚きあはてゝ脇なる桃の木へ辛くも這ひ登りたり此時隣家の榮助は猪の畑荒しを殘念に思ひつゝ同隣家の淸右衛門方へ立寄る淸右衛門は屋上にて風に吹あばかれしを繕ひ居しがしま女の叫聲を聞榮助は直ちに馳せ付救はんとせしに猪向ひ來て榮助を牙にかけたり是を見る淸右衛門は屋より飛下り有合ふ猪垣の杭（杉丸太を二三に割たるもの）を拔取り力に任せて猪を打に猪怒て淸右衛門に對ひ來る淸右衛門屈せす挑み逢ふ内はや三度迄牙に掛られ轉々として谷間に落るを猪はすかさす追かけ遂に嚙み伏せ猶氣息あるを嗅ては嚙み伏せ〳〵して終に

いつちへか立去りぬ榮助も弱り亦急場双物もなく如何こもすへなく見るに忍ひがたき有様に候ひしさ語る予聞て愕然嗚呼禽獸人に追るも甚しい哉あたりに人家はなきや何故村民共出合さりしやさ問ふに支郷にて本村へは一里餘を隔唯三戸のみ也向ひに家ありて幽かに見通せども谷を廻りて二十町もあるへし此家の者も事のさはがしきさまをおぼろに見及ひ兎も角もさ鐵炮提け馳せ來りしも跡の祭りにてありしさ當地形を尋ぬるに圖の如しさいふ皆（他）村は本宮組の最僻邊にありて其又支郷なれば全く深山幽谷さいふへき也

其後本宮郷長岩崎仲右衛門出局して語て曰く此珍事後程なく新宮の大炊係領地巡回ありて爾々さ被聞及捨置かたし隣地の事必復讐すへしさ當郷及近村新宮領民を驅集め大擧し三日間猪狩りを催され遂に該猪を狩出して打留られ試みに解剖の處太刀さいふ病猪にして脊に太刀形の如く肉色變したる所あり故に如斯猛惡を極めし也餘りの情さに鼻骨を乞ひ受け來れりさ出し示す太さ三四寸予は紀念さしてしばし筆筒に用ひたりき

一七月廿日夜縣前に盆踊を演せしめ(綏カ)撫の一術さす

郡中の風習男女總蔵勞働女子の如きも正月さ七月に結髪し頭装飾の體を擬す就中盆の十四日より廿日迄は幼弱は無論六七十の老男女共毎戸一人を不餘終夜各所に團々盆踊に餘念なし之を年中一回之大快樂事さなす也然るに本年は暴民取締一件に恐怖畏縮一回も催さず市中寂寥を極め又山方も聞おじして荷物運搬の者一人も出來らず鎭撫の爲數回懇諭方を盡すさ雖も兎角危懼の體加之米穀彌欠之人心恂々如何はせんさ頗る痛惱ふさ一策を試んさ鄕長に面諭して曰く予は江戸に生長盆踊りさいふものゝ夢にも知らず兼て書籍に畫像を見しが古雅愛すべき如し本夕は入郡以來の欝散なしたし望むらくは擧村來て快く踊たのしまめ(しまカ)よ今夕は私事予も共に踊らん夢〳〵怖るへき事なし予は性虛言を吐かず必す〳〵安心し此旨懇に諭し呉よさいひ含めたり鄕長意を得て退く扨晩に及べさ影たに見へす是口開きなきゆへさ出入の山口屋庄兵衛に汝予が意を躰し率先擧家來り踊るべしさ庄兵衛言の如くす見傳へ聞傳へやしけん二團三團集り來るこは圖に當れりさ俄に酒二三樽を準備市中に有る限りの餅菓子を購はしめて諭して曰く終夜隨意に此酒を

汲み此菓を喰ひ手足もしびるゝ迄踊れかし夜明なは相圖の太鼓に應し一時に解散せよと間もあらせす門の内外五百人許群集充滿立錐の地なきに至るひとしく手拭に面をかくし圓形長形を作り手足一齋の拍子を取りて田舍樣の唱歌を聲張りあけ一心不亂に愛を先途と興に入る奇態異狀は絶倒抱腹實に一奇觀なりし漸く解し得たる歌に

盆の十四日に踊らぬものは猫か鼠か空飛ふ鳥か

土風察すへし天方に明けんとせしに撥音高く勇みて太鼓を打しめけれは物の見事に一人も余さす忽ち退散間として聲なし皆後山の大師へ參詣せしと云是年々の例式にして是よりはふつと跡を絶ち踊らぬ事とそ此一策の功驗にや人氣大に立直り山方よりも續々出で來りて全く舊に復したるそおかし

一木の本郷長西川愛助はをかしき男にてさきに予入郡改革の事務種々督責を加ふる折から本府より大庄屋を郷長と改稱役料二十俵に定むべしとありしに愛助

給はへり御用はふゑる世の中に何とて郷長勤まるものか

然るに暴民取締に恐怖に臨み撫恤の意を示し該踊りをゆるして中直りせしかば

悪い子にやいとをすへの末までも親の惠みのあつきをそしる

一米麥缺乏急旦夕に迫る

春來より未曾有の不漁其不景氣は押して山方へも響き一般の苦境は日一日に逼り十二日暴風已來米船一隻も入らす平素にても米價騰貴と見込めは舟子景氣なためらひ價の頂上に至るを待ち入港巨利を博せんとす米穀の權は常に他に專有せらる偶々入船するも一石十兩而も

白金(しろきん)ならは賣るべしとの形勢（二分金の贋造大に發行人々大に恐る白金とは幕府の一分銀をいふなり）三四月比には凡一石四五兩の間を昇降五月初には一石六兩三歩替となり後次第に暴騰遂に今日に至る郷長村吏は頻りに缺乏を訴へ出當郡は常に他の糴米を仰ぐの土地柄なるに入船絶へ和歌山へ報するも容易に廻らす（若山より口熊野大嶋迄廻る事甚た困難のよしにて平素更に交通なし唯勢州尾三とのみ交通す故に尾三を指して向ひ地と稱せり）米倉を開かんか僅に二百石餘り之を人口に比すれは三四日を支ゆるのみとて策の出るを知らす百憂千患胸を劊く漸く一策を試みんと一夕（日を失す）郷長初め當地の重立たる者二十名許を招き予首に金百兩包を臺に据置き諭して曰く事爰に至り更に策なし若山へ急報せしは熟知の如しと雖もいつを期しかたし去迚傍觀すれは窮民飢に迫て所謂米屋こわし抔起りては各自の家屋財產徵塵の遭難も必然ならん平素重立旦那と崇敬せらるゝも畢竟是等の時の爲也均しく財を耗せんか恨を受けて蕩盡すると惠を施し愛を人に受くると得失損益如何ぞや此人民は君上より御預り申たる大切の人民一の餓るあらは予何の面目あらん飢れは共に飢る覺悟なり重立たる卿等亦意を留めよ願くは予と共に憂を共にして救濟の方考ふる處ありたし聊爰に百金を投して卿等の驥尾に就かん慙愧の至り也と懇篤誠意を吐露したるに衆服して退去す即夜間もなく郷長出局報して曰く衆大に感奮重立一同にて金一千兩を義捐すと提出せり斯る僻陬寒村にして瞬間大金を擲の義膽は豪富輻輳の都會にも得難き處と予感激に堪へす天明を待ち史生根來精一郎を松坂に走らせ同局屬森部市之丞に憑り米若干を購入以て一時の急を彌縫したり

又一方には急郵を出府の川瀨金七郎へ飛し政事廳へ具狀して五百石の廻米を要求せしめ續て山口屋庄兵衛番匠屋鐵次郎の二人を若山へ走らせ私購の事を斡旋せしむ二人は若山へ着川瀨に因み會

計局乃至商賈に交渉數百石を購求前記五百石も頓て廻送僅に維持するを得たり

一七月廿一日恩賜の命を拜す　名代を以拜受の由若山同席より報し來る

時服五　　　堀内四郎吉

藩政御改革之儀に付此度於東京不一方厚き御賞詞を被爲蒙候段御面目之次第深御滿足被遊候右は其方共にも春來格別盡力精勤致候故之儀に付格別之　思召を以て被下之

右諸知局事十六人一紙連名のよし

一八月廿二三日比　囚徒を若山刑法局へ送致す

數回之訊問に粗要領を得たれは疾に送致すへきに局務臨時に百出又若山への交渉遲々漸く準備整ひたりとの報により地士非人番惣廻りを付し筆生山本宗藏に引纒はしめ各人之口供書証據物一切の調書をも携帶送致す宗藏廿五日若山着川瀨制事と共に刑法局へ無滯引渡したり

四人發するの時予は他行せんとせしに四人の家族老少予か馬前に立塞り慟哭地に伏して哀をこふ予亦潸泣百方慰諭し逃る如くに立去りしが治民の職は如斯苦しきものにやと深く心に感したりき

一八月廿九日制事試補片山武右衛門着局

同人於若山去二日に當郡制事試補に任し廿五日發本日着

一九月十六日嘉田村壚田開拓の地を相す

管內之窮迫既記の如く且不漁米價騰貴麥は收獲の當時に喰盡し唯芋薯に依賴し又は葛を製し蕨粉を採り曼珠沙花(シビトクサ)根をも堀り食ふに至り哀れ至極の境遇也一日某民家に就き食ふ處を見るに粥上淡

さす予懇に製法を口授し去る曼珠沙の如き若し麁製なれは有害とも聞及ひたれは可恐事と郷長をなして左の如く普く管内へ告諭せしめたり

葛　馬齢薯　蕨　琉球芋

右製法

根の土を去り能く洗ひ臼にて細かく搗砕き水をいれ攪動しいかき籠にて荒漉して木綿袋へ水共に少しつゝ入ふり出し大桶に移し置く時は細粉沈澱す上は水を傾け捨屢々水をかへ遂に上は水を絞り捨板に上け乾かして貯ふ

曼珠沙花根製法

根を撰り淨く洗ひ表皮を去り能く搗砕き水中に浸し五六日採出し粉滓を絞り麻布又は綿布にて漉せは濁水出つ是澱粉也之を能く沈澱し上は水を易る事數回にして汚物と潔白なるを分析して澄粉を晒し乾かすへし季秋三冬を主とす

斯の仕合ゆへ何かな殖産の道もあらんかと種々考査するも開拓の地とては寸畝もなく深く煩ひしが高江榮十郎曰く嘉田村の港灣は遠淺なれは少しく堤防を築き潮水を堰かは塩田を得べし數里の沿海に居食しなから食塩はおきて漁事に費す莫大の塩は悉く他邦に仰く不經濟も亦甚しと且に其利害を陳す同人は久しく在方に勤務地方普請に練熟し言亦當れるを察し先つ實地を一見せんと本日榮十郎及ひ東生根來精一郎を具し道を北邊の山路間道に取り嶮山幽谷を抜渉荊蕀を排し藤葛を

擧て嘉田村に至て撿察す海濱荒磯なく白砂也前面は岬山圍繞し浪靜にて遠淺の好灣たり然れ共僅に一二町も開き得らるべきか依て潮水の淺深を量り堤防設置の位置を評し常潮の進退風浪の安否を審査の上愼重開拓を試むへしと命し榮十郎をして擔任せしむ嘉田に二三泊近郷を巡視す
榮十郎熱心に考査工事之設計を畫し損益可相償を具陳則着手粗竣功少しく試業製出之處後暴風之爲め一朝潮除の堤防を破られ了る再興之儀も紛々たりしか巨費不顧れは成功すへきも郡費制限ありて廢止す頗る徒勞に屬したれ共窮民救濟之一助とは成たり

一産物之事

嘉田の村山橡（トチ）樹多し實を採り餅に製す實を粉碎し水に和し團して平形となし燒く也之を試るに少しく風味あれとも二つとは好みかたし樫實餅に比すれは好味幾等と土人は誇れり

一郡中樟樹多し從來樟腦を製出するも皆土佐の者入込其利は他の有に歸すと云ふ改良を加へんと欲するも惡弊種々容易に手を下しかたし且暇の及はさる等にて止みたり

一山分致る所椎茸を產す一廉の產物也春子秋子ありて春子は肉厚く味ひ美にして秋子之に及はす製法は櫧欅七八年生のものを長さ四五尺に伐り樹林晝暗き陰蔽の處へ井桁に組上け又は山谿岩側に横列雨露に晒し黴蒸發生せしむ一難事は山猿來て疊々たる發生子を掻攪噉却す食するにもあらで徒らに惡戲す痛く憎むへきも無數の猿猴防くに術なしと又熊野製は販路低價の傾きあり是れ串に貫き爐邊にさし焙るゆゑ笠の付け根に串痕の穴ある爲也（如此形）改良を促せとも年來の仕癖頑として動かす爰に一奇話あり嘗て巡在一民家に投宿す其家秋子を製せり家主曰く椎茸木の木口の

兩端を槌もて大に叩けは大を發し細かに數打すれは細少を叢生す或は木を立俄に地に抛ち倒しても發生す木か吃驚するゆゑ也試に貴覽に備へんと三尺許の木を持來り丁々と打たり翌朝果して打數に應して默々發生愛すべし奇に堪へさりしかは携へ歸りて衆に示しき
一蜂蜜は尾鷲相賀兩組に多產す本宮亦多しと極めて精良也
一松烟を採り製墨するあり其方松烟へ膠を加へ煎たるを臼にて餠の如く杵搗し後板へ上け丁寧にでつち少しつゝ掻き取り古布に包み股懷等之人肌にて溫め又でつち形へ入るゝ事打菓子の如くす其上を反古にて包み蕎麥籾の如き籾に並へ灰をかけ乾かすといふされと是等僅々の事にて產物といふ程の事なし蜂蜜と共に幾分の改良を加へ擴張を計るの法なきにしも非さりしか資金の法余地なくして默止す
一杉樹夥しき土地ゆゑか郡中線香を製する者多し杉葉を五六分に刻み日に干し生葉を用ゆ山間谿谷に仕掛たる水車にて搗碎き細末となし捻て操出器にかけ數十條の細線を作り干乾し製出中々手際なりされ共薄利止むに勝れるのみといふ
一郡中茶樹多く皆自然生也尾鷲土井家の外茶園を不見暖地ゆゑ發芽勢州に比し三十日許早し故に製茶子は當郡を了り勢地へ廻るを例とす地味によるか乃至培養宜しきを不得爲か兎角あく強く苦味多し春年貢は製茶に依賴すといへは最一の產物たる也
一養蠶の事絕へてなし故に桑樹を見ず潮風を受るの地養蠶不適と云へり
一里芋琉球芋は米麥とひとしく常食とすれは最多作す里芋の葉は刻み干し米麥に混し食す莖の青き

を採り細線にさき暑中火の如く熱したる巨巌上に扇形に開展一日に乾燥わり薬に製す青色香味無類多く他方に輸送するよし

一尾鷲組の内に陶器製出に適すへき土ありといふ調査せしむるに白磁也試製せんと坂上喜左衛門なるものを和歌山に派し男山陶器の事を審査せしめ竈を築き兩角貞藏を係員とし少しく試みたれ共蹉跌成功なし

一九月廿一日秋季納税の贋金たるを糺す

本郡は租税皆金納也北山入鹿本宮秋季の税金を納付す計吏調査又爲替方有田屋平兵衛手代共にも審査せしむるに過半贋金を發見すこは不容易と本日右三組の郷長を召喚譴責を加ふ豈に驚かさらん哉面色變し途方に暮れて辭なし故いかんといふに維新騷擾に際し所在二分金を贋造し大に世に流布せり熊野は山間僻地遲鈍世の事情に迂濶なり姦商等之を利し種々の奸策を以て山分之愚民へ擢ましめたるを村民吏に不知して税納に付したる者と知れたり郷長等相歎して曰く飢に迫れる窮民より徵收爰に至るは一朝一夕の故に非す然るに此不慮の横難は能々運の盡なるへしと泣ぬ計りに悲愁の衷情憐むに堪へたり今更返戾再徵の術固より絶無進退惟谷るの躰無是非けれは熟考何分の方かあらんと預り置かしめたり

一當時之事なりし福岡藩知事即ち黒田侯贋金製造に關し嚴譴を蒙らる王政復古の初め大藩の君主の處罰は之を嚆矢とし人皆寒心せしが幾程もなく薩藩より自首建白書なるもの世に顯れたり大意は贋金鑄造は薩藩の率先する所王政復古の大偉動を奏せんとするに軍備欠乏故に一時之權謀此策を

講す國家典刑の免さゝる所ならは請ふ其所罰を甘受せんと云に在り予一見日本開闢已來の椿事と思へり畢竟王政復古は誰の御影そ夫か爲めには强盜掠奪何かあらん男ならは我を罪し見よ豈に手を下し得ましと云わぬ斗りの意と察せらる傲慢無禮國憲蹂躙の極不逞不臣の限り或は僞書ならんかとの疑團ありしが兼ての手並實際に照して得意の伎倆此藩にしては有かちの事と制せり夫れ貨幣は國家の貨弊萬國の帝王皆私せす固より私すへきものに非す日本三千万人に酖毒を流し余毒は施て我山谷に蔓延し僻陬無辜の痴民を虐殺す其怨豈天に達せさらんや渠事に當れる大久保西郷の如き決して終りを全ふすべからすと予は此時僚属に向ひ喃々豫言を吐たりし

後翌年之春製茶の候にも勢地大和等より茶の仕切前金に又候贋金を攫まされ大難に罹りし返す〴〵も贋金には苦められたれは銘肝忘れかたし

一猪鹿の難を訴へ來る

北山組郷長大畑久右衛門歎訴して曰く今や芋薯熟し麥既に播種稻田亦熟せんとするに猪鹿横行芋を堀發き播種の麥は二三回も荒されて種子盡きたり稻田は一夜に蹂躙せられ終夜番人火を焚き鳴子を叩き竹さゝらを鳴らし警戒手を盡すも山峯谿間數里無人の地に散在の田圃到底制し得す猪垣多くは破壊せられ落し穴は少し

田圃の周圍に高さ四五尺許の石垣を築き或は杉材を割り柵を結ふ之を猪垣といふ數畝の田圃も悉く山間谿谷に渉れは周圍の延長は其畝歩に數十倍す山家の農作其勞實に意外なり

各自營作修補せんには目下の窮に迫りて力なし放棄に付せは收獲を見かたし收獲なけれは御年貢

未納に至らん伏して願くは落し穴增築し賜へと也予曰く從來銃獵はせさるや曰く穢多なる者一猪を獵すれは膽皮は無論米一俵を賞與の村法なれとも近來米價高直村入用湊き難きを以て削減せさるを得す削減すれは獵せす隨て猪鹿增殖すと穢多は何人猪は一歲幾頭を產するやと問ふに穢多は數ヶ村に一二人のみ猪は一歲に兩產一產に五六疋也と扨絕へて猪鹿を食せすやと問ふに遽然色を失し何條去る穢らわしき事あるへきや熊野は無勿躰も三社權現の在しまする處神靈懼るへしと身を震ひて答へぬ余曰く聞か如くなれは北山組十六ヶ村山中に棲息之猪鹿は少くも百疋に下るまし內雖五十疋と假定せんか一箇年に三百疋を產すへし年々の增倍は鼠算と同し而して狩取らす喰もせす終歲艱難辛苦し作物を舉て其餌食に供す是山民等は好みて猪鹿を寵愛養育するに非されは己れか膏血を絞りて猪鹿に貢するに同し然るを落し穴を作り呉れよとは勘定の合わぬ談ならすや能々心を靜めて聞へし天道人を殺さすとや人あれは必食あり故に里には米穀あり海には魚鼈あり山には猪鹿あり自然の配劑不可思議なり神の心も天道に同し人は万物の靈神は氏子を愛し守らせ給ふは一子の如し若し猪鹿を愛し人を罰し苦しむる神ならは夫こそ惡鬼羅刹の化物也無勿躰も熊野權現はさる忌はしき御神にあらす汝等の迷ひにて尊信の神へ無實の汚名を蒙らしむ夫こそ神罰恐るべし成程昔は四つ足ものを食は穢れるといひ習せしか今は左に然す恐れ多くも　今上皇帝すら肉食遊さるゝと聞第一此紀州一國の殿樣にも神戶港より御取寄常に召上らるゝ也是程慥なる証據はなし猶も疑ひ不安心ならは余は當時當郡の惣名代物頭也常々肉食既に半年余を過れとも罰も當らす已後猪鹿を狩取り食料となすに付ての御罰は余一切汝等之身代となり無相違引取可申との誓

ひを權現に可立中吳々安心し精出して猪鹿を狩り食用とすべしさすれは繁殖の種を滅し身躰の養ひとなるへし是一擧兩得莫大にして之に勝る事あるへからすと理を盡して諭せしか唯々呆然たるのみ到底耳には入らす驚き懼るゝも無理ならすこは利を以てするより策なしと思ひ兎に角何人に限らす一疋にても取りて持來るへし然らは余は私費を以て一疋を金三兩つゝに買與ふへしと云にそ漸く納得して立ち去りたり

暫くして村民約の如く猪一二疋を持來りしゆゑ直ちに三兩を與へ調理して僚屬へ振廻ふに賞味するあり無余儀躰あり土地の者は身を震ひ逃出せり扨三兩之味を占しや今日一頭明日も二頭と續々持來りしにそ或は刺身或は猪飯鹿粥煮染となし勸め强るにいつれも飽き果見るも御免と逃廻るそおかしかりし去りなから日々引も切らす持來れは其捌き方にあくみ果余も殆ともて余し愁に由なき事仕出したりと後悔は先に立す嘗て横濱外商館にて布に包みたる脯肉の事を思ひ出し脯肉となさは久しきに堪へ凶荒の備へに屈强ならめ而して漸次肉食勸誘せは後には山民骨格改良の端緒も開くべきか其製法聞かまほしと思ふ折から本府より郡中鑛山採撿として英國人を雇ひ差向けられたり予面會の次脯肉製の事を謀るに扨々羨しき事にこそ英國抔にては猪鹿取り盡して容易に得かたし實に寶の山に住居すともいひつべし脯肉を製するは先つ猪鹿全躰の儘湯中に浸し櫛等にて搔けは毛は容易に剝落すへし後四肢適宜に解剖胴躰表皮の周圍より食鹽を厚さ三寸許にて擦入し松葉等にて薫炙乾燥すべしと示す即ち説の如く試みたるに可也にも製し得たり依て頻りに着手一々松葉にて薫燥其手數煩しけれは遂に厨竈の上に釣り揚けたれは猪股鹿臂は厨梁に行列せられ生ま

くしき血汁は儘飯甕中へ滴り家族僕婢は嚬顰苦情を鳴らし出入の諸人は山賊穢多之住家と怪訝の躰無理もなし彼の皆地村の如きは現に禽獸人に逼り猪鹿と群をなす山中に在りなから銃獵は穢多の業とし無頓着なる畢竟器械欠乏も其一因ならめと本府に稟請當時廢物に歸したる古流の和銃及ひ御犬部屋の獵犬下付之事をも十月朔日付を以て上申に及ひたり

如此山民は頻りに獵獲の猪鹿を持付しゆゑ予か月俸は一時之か爲に消費せられたり然れ共後大に其數を減したり脯肉は積て山をなし堅硬恰も鰹節の如く味ひ木葉を嚙む（一本を一銭）に似て、甚妙ならす製法の不完全ゆゑと甲乙人に諮詢研究怠らさりしも都會の者さへ漸く藥餌にと肉食を初めし位の比なれは知る人なかりしも亦道理なり

一一日新宮の水野侯より新獵の鯨肉を贈付せられたりしかは赤肉を吸物となし僚屬に饗す皆舌打して食りたりし時に史生中村宗十郎（尾鷲古の本の者）こは全く猪肉也と惡戯せしものあり宗十郎忽ち顏色を變し嘔吐せんとすれ共出す鬱塞死人の如しと予聞て驚き宗十郎に面し予は生れて虛言の覺なし亦人の忌み嫌ふを强ゆる事をせぬは先祖代々よりの遺言也安心せよとの諭しに漸く此世へ歸りたる心地せりとて安堵のさまなりし士人の肉食を恐るゝ推知すへし後十有余年を過き宗十郎は予か神戸港の居を訪ひし故于時牛肉は如何にやと戲れしに低頭閉口世に牛肉程の美味は覺え申さす當節は熊野にても大流行といふそれ見よかしと一笑

一九月廿三日午後より僚屬一同を具し近村に茸狩をなす

半日の閑勤務を慰せんと近村の松茸山に遊ひ茸狩りに日を暮したり予は江戸に生れ茸狩といへる

は初舞臺なれは興味は斜ならす足下に點々墳起を不知して鼻毛を抜かれ是そ功名と誇れは毒茸なりと嘲らる頓て行厨を開き狩得し茸の松葉燒き土瓶蒸に舌打鳴らしてうち興したるは命の洗濯なりし

一同月廿九日新宮藩士木田甚四郎來り火薬石割を施行す

新宮にては此法を利用し道路開拓荒地開墾をなすと聞特に請して廳後空閑の地に於而三四岩を試驗せしむるに見事に破碎す我人ともに物珍らしく覺へたり管内所によりては開拓すへき地なきにしも非され共必す巨巖累々移運は扱置き堀埋むる事ならす往々利用する處あらんとて試みたる也

一十月朔日制事試補田村耕逸病氣之爲東京へ歸省を允許本日出發す

一同月四日新宮藩より佛式練兵傳習依賴により許諾す

同藩より箕輪極楽に依賴せり極は江戸にて森本岡右衛門等と共に下曾根派の練兵を我藩一般へ教授せし者也今は却て發き玉しなへり

一同月十一日新兵操練皆勤者を褒賞す

一同月十八日兵員を引率して鹿狩を演す

午後八つ時大泊より報して曰く立石と稱する邊に熊出たり今朝有馬村新宮領より十余人入込ぬ他の有に歸せんは殘念也とこは珍事今より休廳熊狩なさん屯所之兵隊悉く出張せよと命し予は馬に騎し僚屬を具し木の本峠を越え大泊村に至り具に問へは一昨日樵夫か見たる計りにて迂濶千万兎もあれ山に入り見んと道を急くに日は既に西に入らんとし尚五十町も奥なれは無覺束といふに本意

なくせめては猿猴もかなと行々あたりを伺ふ二三の叫ひ聲のみにて姿見えす其内日は入りたり止むなく山を下り大泊里正長右衞門方に投宿興醒けれは戯れに

つき出しの新造お熊の手くたにそけふも大泊り居つゝけの客

時に余は緊急動議を唱へ此儘すご〳〵歸陣は村の手前も見苦し明日鹿狩りは如何と全員一致の贊同を得たりさらは其準備せよ出陣は明曉七つ時と令して就寢す兵員四十名許局員を加へ惣勢五十人余俄の宿陣なれは山家之寒村何そ應すべき固より野陣之覺悟轉寢(ゴロネ)は勿論飢を凌き得は可也ゆめ〳〵手數を煩すなかれと堅く制したれ共里正等七轉八倒一里を隔てし山越しの木の本へ人を走らせ夜具よ布團よ膳椀よと上を下へと立騷き行燈迄も才覺せしとは跡にて打開きいらぬ事せしとは悔みたり

十九日拂曉より操出し山に入り各持場に陣取りたり其手配りは

平野打場 堀内 片山 兩角　大塚打場 川瀬 等松 根來　二叉打場 銃隊　長尾通り三ヶ所 銃隊　集田打場 銃隊　烏帽子山の次

木の本 嘉兵衞 大泊 甚七　勢子、源吉、榮助　鹿追出し場 サダ谷ガマ 小ヤカサマツ

狩場は櫻谷平野大塚長尾の四谷也當村に獵犬なき由にて木の本大叉村抔より獵夫を集め犬を牽來りしといふ

各手くすね引て待てとくらせと音もせす朝氣の山風身にこたへ手足も氷るはかり也頓て日も出身あたゝまれは眠りは頓に催しつゝこは見遁さんかと氣を勵し見渡す内に谷間より一人の勢子走り出頻りに指さす躰なれと遙の麓にてあやめ分らす引續き犬一さんに飛行たり子細そあらんと煩ふ

内村民一名登り來り只今妻鹿一頭麓を走りたれと持場の衆打漏らし濱手の方へ逸したりとこは殘念といふ程もなく里の方に當り蜘の子散す如く村民兵士等馳せ違へり是逸せし鹿其の林にひそみ居しを犬の逐出し嚙み伏せたれは人々集り打するゝ候と注進せり日ははや午時に近けれは握り飯も喰ひ了りいかにも〳〵と待詫る折から遙の嶺に白色のもの出沒すと見へしか直ちに犬を入れけれは追ひ迫られて大鹿眼前に突出せりそれ逃すなと山上山下おめき叫ひて打留んとす犬亦猛りかゝりて嚙みつきたるに鹿は狂ひて片山か持場近くへ逸したり片山飛らりと岩上より飛下り手早く放す一發はねらひ違はす打留たるそ愉快也望は既に滿足すいざ凱陣と號令し山を下りて里正の許に小憩し二頭の獲物を眞先に獵犬五疋を次に牽き局員兵士は馬の前後に列をなし意氣揚々歸陣の躰里童村老群をなしあれよ〳〵とどよめきわたる實に面白かりし事共也
歸來二頭を調理局員兵士を會して慰勞之宴を開く此行實は兵士實地の演習を試みんとの意なりしが馴れぬ事とて鹿は己れか眼前を素通りせしに一發も放し得す犬の手柄を横取して是見よかしの羽振ぞおかし鹿皮は黑染となし裁付袴に製したり本村等に穢多なし本宮に功者ありと特に二人を呼ひ下したれと市中穢多を宿す家なしとて雜小屋に宿食せしめて裁製す亦大に衆の嫌を受けたり大泊之費用或は村費に課せんを恐れ悉皆四十兩を支拂ひたり不慮の散財頗る閉口
一十月廿二日金札正金同樣通用且錢相場若山に准し十貫文を以一兩に可相立旨を令す
本府より之布告による從來錢は一兩に八貫五百文也又本月米價濱相場は一石九兩二步と五匁と云
一同月廿三日相賀組より大熊を提出す　附諸獸之事

相賀組木の本より十二三里 河田村奥河内邊にて獵夫共大熊を發見跡を〳〵と附入り十日程深山を追跡し遂に去る十四日朝五つ時比見認め五人にて矢を入れ膽先を留めたるに夕七つ時討取たりとて本日持參す直ちに解剖せしむるに雄熊にして目方十六貫五百目余生膽目方四十二匁百尋長さ十尋半肉凡五貫目油三升余を得たり熊の掌は孟子の自慢する處其美味は鰻の蒲焼鯛のさしみも三舍を退くべしと樂しみつゝ局員共に指を染むるに美は美と雖も猪鹿に及はすして剛し掌は皆目齒に立すして何の味ひもなし孟子我を欺しか乃至日數經過のゆゑか何れにもせよ七十五日の延命剛毛皮と併せ君上に奉らんと肉を味噌漬となして家令の許迄捧けたり

當時 君夫人の君には御懷妊と聞奉る熊の百尋は安産之守符第一といへは又なき僥倖膽と共に乾燥して極月出府之際獻呈し奉りたり

一獵夫五人の者は十日の食を携帶次第〳〵深山に分け入辛楚を嘗め獵し得たると聞費用金四十圓を與へたり

一後十一月二日に至り同組上里村の穢多金八といへるが十月十五日熊一疋打留たりとて船津村地士速水七郎兵衛携へ來れり同しく解剖の處目方二十三貫・膽生目方十七匁・油五升許 此他百尋・勢り・舌・脺・掌・等乾燥す予本宮巡視中なりしか亦局員へ饗食せしめしと也此膽皮は私有となしたり

一熊野と稱するからは熊はあたり四方に徘徊すとも思わるゝ如くなれと決して然らす此度の如きは最稀有にて本年は椎の實非常に豐熟故に採り食わんと大臺か原邊より紛れ來りしならんと獵夫の說なり

一在郡中狼の沙汰を聞かす此頃上郡野口熊之井上は狼を落し穴にて生獲せしと予椿月出府之途次立寄り一見せしか書に見しとは甚變りさして猛獸の如くにはあらで犬の痩せたるか如きに見えたり後生なから若山に奉りしよし家令所にても是には大に持余したるよし

一猿猴の多きは譬へかたし千疋猿の諺實に虚しからす時として礒へ出群兒眷屬數百を引卒魚をねふ又山中獨行乃至婦人小童は折々輕侮せられて難に遭ふ者少からすと予嘗て兒猿を捕へしめら座右の使役を習はしめんと放飼を試みたるが糞尿の仕僻あしきに遊易して疾く放ち遣したり

一鼯鼠(ムササビ)といふあり貂鼠に似て猫大尾甚長く晝間は尾を逆覆して面を藏す頗る異狀也山民獲來て予に贈る籠中に飼育せしに晝間は畏縮閉息夜陰乃至風雨の時は俄に猛標怒奮す牙甚た鋭利一夜に籠欄を破壞す飼料不適なりしや頓て倒れたり血之道藥と聞て黑燒となしたり

一羚羊(カモシカ)亦多し俗にニクと云ふ性愚柔害を成す獵者銃を向るも岩上に佇立して去らす人去れは去る故に獵し安し毛長くして斑紋數樣席座に適せり

一蛇蝎蜈蚣は殆と座邊の友なり夏時蚊帳の周圍に竹筒三尺許なるを配置せり何の爲ぞと問ふに蛇蚣の侵入を防くの具則砂石を塡充重りとせし也と予大に驚きたり厨梁物あり落て音す見れは六七尺許の青蛇なりし蜈蚣多くは三寸許

一木の本海濱に鬼か城と稱する岩窟あり人魔所と呼ひ蟒蛇(ウワバミ)棲息すといふ當夏若山より來れる兵員中偶然遊歩の時風と眼光金の如く松樹大のもの動くを見色を變して逃け歸りしとの沙汰ありしが果しての事なるや予は正しくは聞かす

一山中山蛭(ヒル)多し通行者突然鮮血淋漓たるを認む蛭樹上より落て身に付着したるを知らさる也形甚大
予は直接此害に罹らす

一十月廿八日熊野三社權現の神刀を撿査且本宮組を巡視す
有徳廟より三社權現へ獻備之御太刀撿閲として郡令年々登山をなす之を御太刀拭ひと稱す其先例に從ひ僚屬を具し本日木の本を發す道を北山に取り北山川を下り熊野川に出本宮に着社參神前にて御太刀を改む皆例式あり鄕長岩崎仲右衛門の家に宿し各村の情況を質問す頓て膳部を進め來るに飯なく唯大椀に巨大の芋を盛りたり飯を饗したくも此地米なしゆるし給へと即ち食するに佳味いふへからす各自の常食皆然りやと問へは面々は芋の葉莖乃至他の雜菜の骨董煎を用ゆ單に芋のみを供せしは御奉行の事格別心を盡せし也といふ
湯の峯村に至る山頂鹿背の如き處僅に六七戸あり之を一村とす皆浴客の旅店を業とし田畑全くなし平年は西國巡禮其他浴客旅人相應なれは辛ふして烟を立得るも近年の騷擾に旅客杜絶活路方なしと左もあるべしと察せらる藥師堂に賽し浴場に到る元湯は谷川の中より湧出丈余の板樋にて高く囲ひたる内に怒號沸騰熱度幾百を知らす其流出の處へ居民は菜根等を竹籠に入浸し乞食は米麥を袋に入投し置くに忽ちに煮熟すと也筧にて熱湯を引別に水の筧ありて相和せしめ以て浴室に引く浴室二三小栗判官の浴せしといふは庶人の入浴を許さす予は此に浴せり比來山路渉跋の故か膝脚氣を患ひ行歩頗る惱みたるに再浴頓に忘れたる如きは奇と思へり某家に憩ひ食に就きしに亦芋也屋隅の架上紙嚢物を納るゝを見る如何なる物と問ふに仲右衛門說をなして曰く是樫實の粉にし

て不慮に備ふる也麥芋雜菜つきれは之を食す本年の如き米價暴貴食大に欠乏故に衆爭ひ拾ひ近山は既に盡したれは遠く三四里の深山に分け入り拾ふもし買ひ求むれは一升の實價三百文を要すと俗に無食子（ドンクリ）を喰へは啞になると聞しに怪しかる事製法いかにといへば

實を皮の儘樽に入れ數十日間水に浸し澁をぬき夫より皮を去り打碎き又桶に入れ谷川等にて晒し一日に三四回攪反水を替ふ如斯する事四日間許干し乾して挽て粉となす喰樣は粉を水にて捻り團子となす粥に入るゝも又水にてゆるく解き燒鍋にたらし燒餅ともなす蕎麥粉を加ふれは尤よしと

食せされは其味ひを知らす請ふ少しく製し吳よと望み一喫せしに咽に下りかねたり人類の食すへきものとは思はれす話の種にとて一袋を乞ひ歸りたり順次各地を巡視しかの皆地村枝鄕猪害の跡を尋ね淸右衞門の寡婦を厚く慰め物を與へ遂に大瀨武住（ブヂウ）の二村に至る是本宮組の極端にして人跡殆と絕へ古より郡令の此地を踏みしは仁井田源一郞と予二人のみといへり婦女小童は一行の影を怪しみてか周章遁走穪かに隙より伺ふ躰なり大瀨村庄屋菜家に憩ふ婦兒等大爐に巨木を燻らし茫然たり婦帶より下衣なけれは起つ能はす兒皆裸體跣足仲右衞門曰く此邊皆終身入浴せされは風呂桶を知らす渠庄屋一丁字を知らす着する衣（單へ物なりし）は本日先導申付し爲借り來れる也と實に驚に堪へたり武住に至るに貧寒の狀大瀨に勝る一層庄屋とすへき者もなきゆゑ大瀨より兼るよし滿目事々物々言語に絕え日本邦內亦如此地ありとは實に意想の外なりし

鄕長仲右衞門更に哀訴して曰く二村の景狀如此組中第一の貧村山深く荷擔運搬の業もなく物產皆

無唯座して飢を呼ひ菜色は既に土色に變せり願くは救恤を賜へと予曰く愍然々々然れ共一見するに茶圃は雜草繁茂山腹谿間の茶樹は悉く荊棘纒縛す而して晝間擧家爐邊に安閑の躰は畢竟懶惰と見做さゞるを得す事は來て人を求めす何そ進んて事を爲さゝるや雖然從來愚民の慣習今更詮なし依て今より茶樹の荊棘を除き除草し可也にも施肥せは一株毎に錢百文つゝ私費を惠まん之を當座の活路とせは來年の發芽良好茶樹亦繁茂に至らん速に着手せしめよ監督怠る勿れと仲右衞門欣然たり十二ヶ村悉く視察耕耘の狀勞働の樣産物之有無生計の度子細に目睹するに貧困の狀は大同小異されと該二村の如き迄にはあらす

畢て本宮に戻り熊野川に到る河原處々温泉の湧出するあり爰より乘船九里峽（所謂九里八丁の新宮川也）を下る急流矢の如く舟子巧に棹を繰て衝岩の險を避く兩崖の絶壁は高く空に聳え天一帶の青布を流すに似たり所々の名巖飛瀑異狀万態左顧右眄矚目暇あらす身は赤壁の遊ひをなすかと疑れ奇絶快絶比來寒村に胸を痛めし苦惱は忘れたる如し半日間にして新宮に達す

上陸新宮に社參す神刀撿査本宮に同し畢て那智に向ふ道宇久井の邊菜圃皆礫を畝作して寸土を見す蘿蔔甚肥大土人に問へは石の膏にて生育如斯と奇といふべし

那智山に拜す御太刀見分前に同し信か父信高は文政十三年の春熊野に遊ひ三山を巡視す常に那瀑の事を語れり信幼稚より之を耳にして觀瀑の望念は時々勃興し止ます今や量らす宿望を達せんとす喜色面に溢るゝ知るべし躍て瀑下に到り仰望熟視直下凡七十丈許百雷落來て乾坤震ふ須臾に雲烟全く覆ひ咫尺朦々忽ち飛散全眞顯れ又半面を鎖す變幻百態唯奇と呼ひ怪と叫ふの他なし嚴父の

言に瀧見亭の邊老杉森々風物悽しと今や大樹を見す瀑潭唯巨岩磊々重々飛泉其岩隙を潜て噴流し怒濤人衣を濡す大樹は既に伐採せし也と少しく壯觀を缺の憾あり瀑口を見んと一方より屈曲の嶮坂を攀躋藤葛を捉り巖角に據り登れは花山院法皇の舊蹟に至る一箇の石櫃を安す又登り上りて辛ふして嶺に達す川あり水を渉り徐々瀑口に臨まんとするに河底の深苔濘滑足止まらすして危險身栗を生す目測するに川幅凡八間當時水渇して瀑口恐らく五六間許河中を却歩し右へ越え左へ飛ひ岩に乘り水に入りて二の瀧の下に至る高さ十間許幅七八間瀑潭廣濶池の如し坦地數畝觀瀑便也又瀑を左に嶮坂を攀ち岩を傳ひ懸崖を踏みて遂に三の瀧に達す寸地なし河中の岩頭に登て觀望するに丈幅二の瀧に伯仲直下急奔勢ひ猛壯なり嗚呼三瀑の雄神なる山嶽の閑雅幽偉なる目睹者に非れは共に語りかたし此日冬氣晴爽山靈爲めに神秘を惜ます幸に予は宿願を圓滿せしむ豈無限の多福ならすや道を故途に取り新宮を再過し鵜殿より有馬五里の松原を經て十一月七日晝八つ時木の本に歸着す路上の日次宿泊を記さざるは遺忘あるに依るなり

一十一月八日細魚(サイラ)(江戸にてはさんまと云)不漁により神社祈禱の事を浦方四組郷長へ布告す

細魚獵は冬期第一の產漁民賴て生を遂け租稅亦之に憑る此漁季節一定例年伊豆海より熊野沖を過き土佐に至る故に伊豆大漁あれは熊野亦然り而して本年伊豆不漁實に未曾有也人心恂々悲泣神佛に走ると依て之を助成し以て民心を安んす

一同月十四日嘉田村開拓之壙濱を視察す

過般來掛員高芝榮十郎頻に盡力粗成と告く依て今朝六半時より馬上にて發途八時半比嘉田に着直

に鹽田を見分同所産物方に宿す隨行員川瀨笠松中村宗十郎は間道淺谷を越へ行く
途上波多須村櫨樹多し例年生實五千貫を收得のよし本年は風害の爲三千貫の收獲ならんと土地櫨
に適すと云此地秦の徐福か來り住する處なりと波多須は秦住也との說あり
十五日再ひ鹽田を撿査石垣に必用の爲石割を試みしに大石三個見事に割得たり九時出發曾根浦阿
須賀神社の祭典を拜し曾根太郎次郎の二嶺にて大雨困却を極む甫母浦へ至り里正彥右衞門家に休
憩二木嶋へ渡海里正重兵衞方に小憩逢神坂嶺にて再ひ大雨黃昏新鹿物產方に宿す
十六日朝六半時出發同所奉行人四郎兵衞を訪ふ老母は八十九歲といふ九時歸廳す

一十一月十八日左之朝命を拜す

任和歌山藩少參事　　　　堀内四郎吉

右　宣下候事

十一月　　　　太政官

牟婁下郡民政局にて可相勤事

十一月十六日　　　　和歌山藩

右和歌山より三印飛脚を以て送達此時執政參政諸知事共大小參事に任せり天下郡縣の制となり
府藩縣の三治に歸し諸侯は華族と稱し列侯は藩知事其臣下は大小參事乃至大小屬史生使部と改
稱此他改正數件布告多し

一同月廿五日堀端精一郎新兵敎授交替して和歌山より着す

當五月以來在勤教員小芝久太郎に代る同人等歸府に付廿八日に召喚慰勞の金員を下賜す晦日出發長嶋へ舟行川俣通り六日振歸府と云

一十二月三日新兵一同へ金四十兩を下賜す

一同月五日租稅金納付の爲史生根來精一郎を和歌山へ派遣す

過日來公租徵入に着手の處不作不漁且米價高貴にて不納多く困難を極む頻りに鄕長を督責既收の分は去月廿三日を以て差立尙本日同人をして納付せしむ爾後數回に納付嚴重に徵收之上全く懶惰不埒にて不納之分は十八日より其門戶に不の字を大書揭示懲戒す

當時倉納殘米石相場に一石に百一貫四百二十文兩十貫文也
傳甫相入米石かへは　石九十九貫八百六十八文兩同斷

一十二月廿日孝行人等八人を賞與す

一同月廿四日木の本浦古泊（コトマリ）浦の葛藤を裁斷す

去年十一月木の本浦の暴動は此兩浦漁獵場の爭ひに原因したる也前郡令の裁定不當と云ふを怒り亂暴に至る爾來毫も手を下さす予入郡以來惡徒逮捕を主とし續て斷獄調査且暴風被害窮民救恤等臨時の急務に鞅掌暇あらさりしか漸く審查を盡し本日兩浦之者共を呼出し裁斷を命し將來の規定を嚴令して初て葛藤を解かしむ

一十二月廿五日和歌山へ出發す年頭參賀の爲也

來年頭には諸參事參集すべき旨去る七日本府よりの通牒により今朝木の本を出發上郡參事と同

行の約あるを以て道を大邊地（オホヘチ）に取る（本宮より田邊に出るを中邊地新宮より周參見田邊に出るを大邊地と云ふ）途上多くは海濱或は山間谿谷又は岩洞を潜り波打岸に怒濤の透を覗ひ驅拔くるあり又數仭の深谷に獨木橋を架するあり嶮路難路は當道の特色なから風光一種の凄愴を呈す此行予馬を用ゆ馬上獨木橋を渉るは初め也途次古座浦の鯨方役所に到り漁具一切を一見規模の廣大意想の外也周參見に入らんとする前途一里許見老津馬轉ひと稱する嶮坂あり周參見廳より派遣せる嚮導者曰く是より下馬あるべし馬轉と稱し古來より牛馬通せさる所と予慰諭して汝敢て意を勞する勿れ先つ案內せよと轡を按して馬足を進む岩階崚嶇步々危殆須臾に山巓に達すれは忽ち大瀛前に開け淼茫無際一方は斷崖天に聳へ一方は万尋の深淵道僅に人を通す若し一步を誤らは忽諸不歸の鬼たるへし徒步猶日眩し足栗す況や馬上をや馬轉ひの名虛ならさるなり之より降路に向ふ削嵓屹角段階犬牙皆馬足の難する處とす予鞍上巧に機を量り唯馬蹄の踏むに放任しつゝ徐々遂に下り了る頓て周參見浦に達し民政廳に入り井上參事に面し快談時を移し制事僚屬にも會見す井上一人を介して曰く是を浦義太郎と云文事あり書を善くすと一見才幹あるを察す後春暉と稱する是也時に戲れに誇て曰く聊か管內近く馬轉坂あり予今騎して來る馬敢て轉はす馬轉ひの名廢すへしと衆大に笑ふ局中に宿泊互に民治を討議或は舊を談して歡娛歲を忘れ臘を送りたり

元旦井上と共に周參見を發す途中梅花の馥郁たるを見る暖候蓋し和歌山に先つ數旬ならん田邊日高に泊す小松原に至るの時有名の道成寺に詣る馬上石階を登り堂を拜し亦騎して下るに馬大に困む馬轉の冒險に比して却て術の難きを覺ゆ下り了るに門前下乘之標あるを認め粗暴失策せ

りとは思ひしか是非なし正月二日若山に着姻戚渡邊儀平次か吹上の家に投す

明治三庚午歳

正月四日西丸へ登城拜謁奉賀

一同月十三日御前へ被召御祝宴を辱す

舊冬御簾中の君御安產若君御誕生の御祝儀且昨年來御國政無故障改革の御祝ひ御含み由にて大小參事初權少參事 武官は正八位迄御次へ被召出 一同御座之間へ被 召出御懇の御意有之御酒肴を拜賜御手自御盃をも賜る御余興として雅樂三曲を奏せしめらる政體一變と雖も從來未曾有の事皆感激す

此時大參事は御上段君側の斜に座を占めたり特旨に出しならんと察すれ共人臣として件の擧措能忍ひ得しと竊かに訝かりたり

一松坂民政局參事の內諭を固辭す

此回之出府に際し津田大參事予に諭して曰く松坂民政局參事其人に乏し卿は松坂住也私家の上にも便ならん異存なきに於ては推薦上申に及はんとの事也一應思考の上と答へ置扨參政吉田少參事也 又右衞門 は元政府中同僚之舊知ゆゑ同人宅へ詣り意を述へて曰く松坂へ就職は過分之光榮且老父家に在り一己に於ては無上と雖も抑民治の儀長官屢更迭すれは施政の方針自から變動民心安んしかたし世從來此弊ある事予竊かに歎する處且不肖と雖も一旦熊野に盡力日尙淺きも事少しく緖に就かんとす希は尙勵精民庶の極窮を癒し堵に安んせん事希望に不堪れは宜敷此意を致し吳れよといひしに背ひて後廿三日に左の書面を以て回答せり

此程は御光駕大敬仕候其節御咄しの松坂一條委曲大參事衆幷同席共へも申合候處御談之趣至極御尤之御儀に候何免角御人撰御再評可被成との事に御座候間右樣御承知可被下候云々

一正月廿七日歸郡に付拜謁御暇申上る

出府以來政事府初諸局へ交渉其他公務多端之處既に結了により本日登城御暇上申御前へ被召出御懇之御意有之父短齊へ可遣との御意にて御平衣の御羽織及ひ御菓子拜領畢て於御次御家令傳達にて御染筆拜領す 猛以濟寬之四大字也

管內之人情風俗窮民辛慘の實況出府之際具に上申且米價暴騰民食欠乏により肉食勸誘すと雖も頑迷畏怖此上は　君上よりも御勸誘之特旨ありし旨を以て誠意理解を加へは或は感悟貫徹にも可至乎願くは少許御用の牛肉下賜あらん事をと御家令迄請願したるに特に神戶港より良肉を御購求之上下賜せられたり

一正月廿八日和歌山發途川俣通り歸省二月二日松坂に着す

一二月八日松坂出發歸郡の途に就く

歸省家事調理之上本日出發す老父追々高齡之處頻年膝下の奉養を缺き且老父往昔熊野行の事ありて追想の情ありしか再遊亦大に老を慰むべしと此回同行なしたり妻兒は昨年九月廿四日入郡せしめたりき

一長嶋相賀尾鷲三組管內を巡視す

此回歸郡の次を以て三組の管內子細に視察を遂んと先つ長嶋に入り鄉長長井覺兵衛の家に投宿

（老父は先たち木の本に入らしむ）一通り事務を諮詢し指揮畢て赤羽五ヶ在を案内せしむ長島より北數里赤羽谷に前山中桐大原十須江龍の五ヶ村あるなりいつれも山間窮谷殆と無人の境といひつべき處とす各村家僅に五六戸乃至十戸前後水田なし寸畝の麥作禿頭の殘毛に彷彿所々傾壊の空室を見る如何にと問へは貧苦に不堪擧家逃亡或は乞丐となれるなり如此者の持高は殘余の居民之負擔に係る一人二人といつれへか逃亡して村持高彌増加窮益迫る固より田圃なく業は唯炭を燒き長嶋の物産方へ仕出し僅に露命を繋くも元來食足らす麥作未た登らすたとへ刈入るとも貴賤之如くなれは種にも足らす既に櫟の實は食ひ盡したれは單に萆薢（トコロ）蔓珠砂の根濱牛房抔を堀り喰ふ杜衡（ツワブキ）の生薬は一升三十二文ならされば得かたし斯る景狀ゆへ村入用御年貢の沙汰所に無之憐れ何分の御救助を仰かされば悉く退轉に及ひ御高は名のみに歸せんと郷長懇々哀訴止ます此地山甚深からされ共空閑寂寞物色淒愴人類生を遂るの地に非るを覺へ本宮の大瀬武住にも層一層の如く實に三組中第一の難地慨歎徐に盡きず

當組の産物は赤羽谷の炭海藻を專らとす（漁事は勿論也）就中寒天草は郡中に冠たり土俗天艸（テングサ）と稱し時季に不拘老幼男女終歳採收一盤半器の微も直に物産方（元御仕入役所也）へ携へ行て錢に代ふ然れ共深く海底の岩窟に附着しあれは採收容易ならす大風高浪あれは自つから攪亂せられて岸に打上られ又は海面に浮流し不慮之大收を博し天艸の豐年と歡喜の事もありと物産方にては之を乾燥し俵物として他に輸出す近時海外貿易開け頗る有利の物とす予曰く之を曝製以て輸出せは其利數倍ならんと勸むるに寒地に非れば氷結せず故に皆丹波に送ると本郡北山奥の如き寒冷丹波に讓らさる

へしといふに嘗て試みしも不馴にて意の如くならさりしと肯はず
海藻數種あり品によりて採收一定の季節あり某日より採收すへしとの郷長布令せさる上は毫も
着手せず其制嚴格也といふ物產保護の術自然完備に感したり
長嶋炭の有名は世の知る處也皆當所の物產方より專ら東京へ輸出す其積船は一切伊豆舟に憑る
何故と問ふに往昔より仕來り伊豆の者之を家業として事に熟せり他船は炭に汚れんを厭ひて望
ます三四百石にたらぬ小船常に江戶通ひをなして難船の事なし惣して伊豆者は勉强剛氣也木葉
的の小舟にて此熊野沖迄來り鰹釣りをなす常なりと語る

一拜賜の牛肉を分配す
郷長初村々の庄屋共を招喚し此回出府の上都中不漁米價高直所在窮迫之情言上之處痛く愍然に
被思召乍去御國中一體の事今熊野のみ遮て御手當とては成かたし幸ひ山中食多し舊て獸獵肉食
せよ我も常々甘味大に健康を增す此旨能々諭すへしとの御意にて辱なくも御召上りの牛肉を下
し賜りぬ難有謹て拜味すべしと懇諭し該肉を小片に切り分け配付したり御意とある以上は固よ
り謹承の躰唯々諾したれ共內心には如何ありしや相賀尾鷲の二組にても同樣に計ひ歸局の上木
の本初組々へも分配悃篤諭示心を盡したりき
古郷忘れかたしとは存外强力のもの也予は後長嶋の郷長に赤羽五ヶ在の如きは何程救護方を盡
す共到底活路を得る見込無覺束寧ろ里近きいつれか見込可立地へ擧村移住の策を構せは如何也
と郷長具狀に曰く頗る勸誘を試みしか中々に移住の念動きかたしと予は果然たり

一赤羽に至る途上中桐村を過く山中稀有の空原を見る開田に適すへし水利を問ふに先年古之本之中村立平盡力數十町迂回の山裾を穿ち所々暗渠を開鑿水利を設けしが中廢後官顧みす故に荒廢如斯と此窮村にして此地あるは天幸也既に水利をも計畫す何そ放棄すべきやと即ち深く暗渠を採り又水原等を撿して歸局の上直ちに立平（當時局の史生にて營繕を司らしむ）を派遣し再興を謀り開墾せしむ然るに其成績を見るに至らすして罷められたり

此年閏十月八日に中桐村庄屋村嶋喜之右衛門より書を裁し松坂へ報し來るに中桐村新田開起本年五町三反余毛付秋熟十分小前一同蘇生之惠を蒙り感戴不斜依て謝意を表する爲め贈村の由にて初穗米として新田出來米數升と鰹節を添へ差越したり惣て郡中一町歩の開田なさんとするの地も眞に絶無而して五六丁を得たるは前後聞かさる處唯文化の度十須村開墾の事を聞けり併て此に記す

一十須村開墾之事

長嶋組十須村は天明八年戊申洪水之爲地所流亡未曾有の大害を蒙り村民の内寸地を保さる者尠とせず故を以て爾來止なく山稼を以て僅に生活を補ふと雖も貧困年に迫り苦慘名狀に堪へす村中久之丞（幼名留三郎といふより）惟誠實篤行文化六己巳年四十一歳にて村の肝煎役となる久之丞深く救護の方を苦心せしが本村北之方字下河内といふ一原あり東南に川流ありて西北山岳を帶ひ開田に適すへきを認め文化十一甲戌年四月村情を具狀し開墾を出願し加ふるに其費用として銀二貫目（開起後四年目より無利足二十年賦返納）拜借を願ひし處同五月許可を得て直に着手尋て若山より御普請方石井傳左衛門岸藤左衛門等出張

し竣功迄其指揮を司る是に於て窮民悉く功事に使役せられ幸に飢餓を免るゝを得たり此際開墾の反別六町七反七畝廿七歩とす後文政五壬午年に至り前記の古荒高六十八石七斗三升一合二勺の換地として右下河内に移し定免二つに命せられ居民擧て開墾を力め後田十一町三反(三畝)十六歩畑五反七畝廿五歩宅地五反二畝廿六歩人家十四戸人員六十七人に至り居民蕃殖に至る是皆久之丞の功勞に因るものと今に至て歎賞せさるものなしと久之丞嘉永三庚戌年三月十九日八十三歳にて歿すと云々

相賀組

長嶋組の浦々も海を渡り磯を傳ひ山を越えぼら網漁獵抔一見しつゝ普く巡視畢て相賀組に至れり郷長速見喜之右衛門に投す當家は土井に亞くの豪家にて大廈壯麗體裁備具す喜之右衛門少しく才あれ共多病事に不堪といふ當組之窮長嶋には聊か勝れる如しと雖便の山の如きは山分最窮す渡里の海濟牡蠣を生す肉巨大一椀に一個を盛て溢る田樂として膳に供す頗る美味なり季冬十九日瀧原(勢州地熊野道也)の太神宮へ獻供を期として居民の採取を許す亦保護の遺法なるべし皆小舟に棹し二三間許の細竹二本を箸とし海底を暗索す採取甚巧み也信か高祖父彦太夫天明之比公命を奉し熊野伊勢を巡視し產業を奬勵の際熊野に牡蠣の種を移殖せし由舊記存す或は其の遺跡ならんかと竊に追懷の情を來せり

尾鷲組

相賀組巡視畢て尾鷲組に入り郷長土井嘉八郎家に到る古座の雜長(雜賀屋長兵衛)と當家とは兩熊野中最一

之豪家にして當家所有之山林は數千町歩に超へ自家尙其數を明知しがたく年々一千兩之一山を伐採家計を營むとすれは五十年に一回も舊林に廻らす故に一世に回伐する能はす其內には既伐跡移殖の分より生育順次如此して盡る期なしと其先は三州の士土井九郎右衞門に出後紀州海部郡濱中に住す其子新助初て尾鷲に移住し爾來世々家を起し寶暦の度宗本大庄屋となり大に民治を勉め屢々巨額の金員を官納せし功を以て同十辰年若山に召され御勘定奉行直支配となり熨斗目着用許され三十人扶持歳俸米百石を賜はりしが明和七寅年斷延へと稱し一般進獻金利息停止せらるゝに至て止む然れ共代々獨禮格地士にて家勢彌隆盛に至り一家一門伴頭手代の分家繁殖悉く濱中屋を稱して近村は殆と濱中屋の號を以て塡塞せられたりされは不漁乃至凶歉に窮民多き時は粥を焚出し孤獨頼る處なきものは幾人を問はす家に雇ひ役米搗庭作り雜事を初め山林等に使役して飢寒を免れしめ又能く公共事業に義捐を怠らす故に鄕中の尊信は君主に奉する如く實に隱然一封侯に似たり依て尾鷲は細民生を保する少小ならす（相賀亦殆と然り）所謂巨室の向ふ處一國之に向ふにて巨室の裨益大に感する所あり其家の體裁を見るに玄關には槍長刀を列ね居室壯觀伴頭手代は袴羽織に威儀を正し庭前は築山泉水ありて亭榭整然又茶園竹林其規模高尙也且數十町を隔て別莊を備へ寢具膳椀什器衣類一切完備せしめ以て水火遭難の立退場となす如き至れり盡せり大家の常なるが當主嘉八郎は所謂殿樣育ちにて世事に疎く家政は伴頭任せ少しく酒癖ありて醉へは暴怒杯盤碎破の患ひありとて座右の用器皆特に木製になすと兼て聞及ありし故予嘉八郎に接して名家の勳勞を賞賛し永く家聲を墜すましく殊に　舜恭公には當家一時召使の者の爲に家產危かりしを御勘定奉行をして監

督挽回を賜りたる特恩を蒙れり努々踈そかなるへからす即今世は開明に進み事物發達交際亦頻煩ならん世間知らずの殿樣然にては濟かたかるへきか只管奮勵あれかしと詢々懇說なしたるに謹々肅々唯身を震はし居たるさま氣の毒にもありし

予歸廳之上嘉八郎を本局に呼ひ漫々地に事に習はしめんと屬員となし客分扱を以て日々出廳を命したるが痛く迷惑にやありけん二ケ月許りを經堅く辭して去りたり

竹林　土井家の竹林は頗る有名也今より五代の祖嘉八郎諸種の植樹を勉むる中農產物の最有益にして其利著しきは竹に如すとし官の保護を仰き寶曆年度薩摩地方より母竹數種を輸入す（銀竹も此時に入るさ）是江南竹を本浦に植るの初とす此際洽く適地を撰み土壤淺からす稍粘質を保ち赤土に黑壤を交へたるを好とし南浦といふは松柏屏圍防風自然なるを相して該竹を移植す今の字倉谷にして如何なる大風にも軟竹の夭折する事なし年々繁殖に至り安永年度より寬政度に至り所有地大和國吉野郡古川村及龍の谷（本浦より三里以上五里以内）又本郡北山大叉村（本浦より六里余）本浦行野浦字白濱南浦字小原野字泉等六ケ所に分植頗る繁殖速なるより追々增植近邑に勸め竹根を分與栽植のもの枚擧すへからず目今泉倉の谷に產する大なるは周圍二尺に至るあり偉也といふべし

茶園與熊野中茶園の組織整然たるは唯土井家のみ栽培殆と宇治製に擬し園頗る廣濶備れり每歲新製之ものを　君家に獻呈怠る事なし

土井家の森林は天下に有名なり數百年の經營培養其宜きを得明治之今日農科大學の生徒遠く來て其法を實習するに至り人知らさるなし爰に贅言せす土井家の事俊傑傳に詳なり

一尾鷲組海濱浦々を巡視九鬼浦柴田市兵衛の家に宿す同人土井嘉八郎に代り暫時郷長を勤めたり頗る文雅あつて書畫を好めり產亦優也木の本組は先に粗巡視したるを以て八鬼山の難を避け海路木の本に歸廳す于時二月十八日也

一二月廿四日新宮水野家へ奉使す

和歌山出府の際水野大炊頭殿への使命あり歸局公務鞅掌寸暇なきにより遲々本日新宮に至り城中に於て大炊侯に面し使命を達し御贈品之目錄を提出す侯謹て感戴拜謝せらる予は政府に在りて舊誼厚し閑話數時を過て退去す新宮迄は往返十里あり坦路なれは馬を驅り即日歸局す翌日復命書を若山へ呈す

一三月　人別改めを改正し戸籍簿を編成す

從來人別改の法は男女八歲に至れは大庄屋之を村々の寺院へ呼集め人名帳へ一人つゝの印形を押し邪宗門に非るの證とす之を判押しと唱ふ是以て七年目位に施行此外人別を改むる事なし畢竟切支丹宗門嚴禁の目的の傍ら人別調査に利用したる如し是天下一般の風なりし而して該人名帳は大庄屋之許に備へ郡令の許になし死失改名は無論離散逃亡も茫乎として實は民籍皆無にひとし然れ共數百年來一人も怪む者なく濟み來りたるは不思議といひつへし予入郡已來夙に改正之念ありて木の本浦のみ仮に施行せるもいまた一般に暇あらず今や放棄すへからされは上郡參事井上と謀り從來の法を廢し以來男女一歲已上を入籍せしめ每歲の調査となし戸籍簿を編成す（用紙罫を彫刻するに木の本に共職なく松坂に求む此比罫紙等を用ゆる事絶無なり）人民よりは課目のヶ條を短冊形に書して出さしむ今に比すれは踈漏杜撰と雖も當

時に在ては扨々面倒の新令をふり廻し六ヶ敷知事よと村役人共の不滿には殆ともて余したる也是邦内に在ては戸籍編成の嚆矢といふへし各郡參事へも示したりき

戸籍雛形

本役	何番組 何 某 卯年何歳	職業	百姓作間 何々
家	所何組何村字何 建坪何々土藏何々	屋敷	竪何十間 横何十間 反別何反何畝 高何石何斗
田	高何石何斗 何々 此何町何反 何々	船	何船或は網幾帖
畑	高何石何斗 何々 此何町何反 何々	山林	何々何町何反々々
父	何藏 何才	母	何 何才
忰	何吉 何才	妻	何 何才
二男	何助 何才	娘	何 何才
弟	何年何月より何國何へ何職出稼 何兵衛何才	妹	何 何才
叔父	何之丞 何才	姪	何年何月より何の誰へ奉公 何 何才
合	何人内 男何人 女何人		

如此の體裁となし各自委しく記載出さしむへしと短冊紙を配布各郷長へ布告したり爰に

一奇談あり三木浦の地士大門庄兵衛なる者は再三促せども認め出さず折ふし木之本郷長に古江浦盛松其他難遊村々巡視之際三木浦にて庄兵衛に何故短冊出さゞるやと問ひしにされは此儀に付ては早春より甚心痛御役所よりは度々の御催促然るに歌は出來不申せめて發句なりともと頻りに考へ候に一圖に浮び不申無餘儀村の醫者殿へ馳付相談候へは同しく歌俳句共不得手是非なく寺へ參り和尚に委く頼み候に代作は安き事なからもしや御役所にて即席の御好みあらは困り不申哉との事に其節は兎も角もあれとし當り助け給はれとたのみ濟々の思ひにて一首出來しゆゑ差出申さんとて

下駄の音も元日ぶりや地下の衆

かく認めて渡しぬと鄕長西川愛助(罷カ)りて語りしには一座腹を抱へたり總してかくの度合なれは此戸籍編成の丹精は實に一朝一夕の事にあらさりし也

此戸籍簿完成に至らすして予は纒けられたるが結果の如何を知らされ其先つ従來の處に因り昨年の冬調査せしめたる分左の如し是は八歳已下を除きたる舊慣のまゝなれは正確のものに非す本記完成面には必定戸口とも幾多の増殖を見るなるへし

明治二年己巳冬調

牟婁下郡	本新 高	村戸 數	人口 男女	二分口一ヶ年定銀
木本組	三千五百三十八石一斗八升五合 内 三千百七十二石三斗四升三合 三百六十五石八斗四升二合	二十ヶ村 二千百廿六軒	一万二百九十五人 内 五千百八十一人 五千百十四人	三千五百六十兩

組	石高	村数・軒数	人数	金
尾鷲組	二千百六十一石六斗四升一合 内 千八百八石一合 三百五十三石六斗四升	十四ヶ村 千六百廿九軒	六千九百六十五人 内 三千五百五十六人 三千四百十人	千六百六十五両
相賀組	二千八百三十七石三斗五升 内 二千百九十八石五斗七升六合 六百三十八石七斗七升四合	十一ヶ村 七百六十九軒	四千九百六十五人 内 二千六百五十二人 二千三百十三人	千両
長嶋組	二千百十八石八斗六升一合 内 千七百八十九石五斗八合 三百廿九石三斗五升三合	十三ヶ村 千二百九十六軒	七千三百十二人 内 三千七百五十八人 三千五百五十四人	二千七百卅両
北山組	三千三百卅九石四斗一升八合 内 三千廿一石五斗一升八合 三百十七石九斗	十四ヶ村 九百二十一軒	四千五百九十四人 内 二千四百十三人 二千百八十一人	海邊
入鹿組	三千二百四十三石二升八合 内 三千七十四石五斗九升三合 百六十四石八斗七升五合	十四ヶ村 六百五十一軒	三千百五人 内 千四百五十三人 千六百五十二人	四組加子米は合五百廿六石七升
本宮組	千七百七十四石三斗一升二合 内 千七百廿八石四斗二升四合 四十五石八斗八升八合	十二ヶ村 六百三軒	二千二百廿九人 内 千百七十四人 千五十五人	
合計	一万六千十二石七斗九升五合 内 一万六千七百九十二石九斗二升三合 二千二百十九石八斗七升二合	九十八ヶ村 七千九百八十五軒	三万九千四百六十六人 内 二万百八十七人男 一万九千二百七十九人女	八千九百五十五両

奥熊野人別調之事は別記郡方手鑑に載する如し則文化十二三年の両調査に比し幾分減員を顯したるは頗る衰頽を來したるか

文化十二亥年調三万九千七百十五人　内男二万八百五十五人 女一万八千八百六十人　但賣格ある拙士及穢多を除きあり

同十三子年調三万九千七百九十七人　内男二万九百十二人 女一万八千八百八十五人

一三月疱瘡流行

熊野は從來痘瘡を懼るゝ非常也とは信之を老父に聞けり老父文政十三寅年四月熊野に遊歷し本宮村より高野越をなさんと道矢倉坂みゝい坂を越えみゝい村を過るに松の大木を以て往還を斷切りあり左に痘瘡廻り道と標示したれ共細道間道にて土地不案内方向を失んかと彼の木柵を踏越へ進み行けは傍にあやしき仮小屋あり内を伺ふに花を立燈明を揭けて患者獨居の躰也是村中患者あれは父子兄弟老幼を不顧遠く山中に放棄し猪狼の食餌として憚らす慘酷悲愴を極めたるを目擊驚愕言語に絶し神の川村に至る途上如斯もの三ヶ所ありしと常々語られたり既に四十年の昔今やさる事もあるましと予は入郡の當時鄉長等に質せしに木の本浦の如き聊開け種痘の業醫師少しく心得あれとも山分に至りては頑固依然たりと聞捨ならしと直ちに痘種を若山より申下し醫師宮崎見樸に授け種痘の事頻に勸誘懇諭しつゝありしが當春に至り頗る流行の沙汰せり木の本組盛松(サカリマツ)と云は東南の海角に突出兀立し民居は高く巉巖之上に超然凌雲四方船に非れは路通せす恰も絶島の如し其民愚樸字を知らず秤を弁せず戸數僅に二十戶許組中第一の難村とす一日村の肝煎一人舟にて木の本濱に來り涕泣訴へて曰く庄屋某(五十歲余)と外一兩人痘難に罹りしゆゑ直ちに三木里浦へ(村より一里余)離し介抱人兩名を付し養生せしむ依て一村恐怖悉皆戶を閉ち山中へ遁れ隱れ一人も業を營む者なし食盡き飢に惱めり願くは鄉長を招き吳よと居合せたる者鄉長へ報したれは行て尋ねしに爾々に候と西川愛助來り訴ふ予親しく聞取るへし局へ呼ひ來れといふに其事は既に申たれとも市中に痘者ありと聞けは何卒ゆるし給へと唯々船中に泣しつみ居中々に參り不申と答へぬ予意外なるに驚き且

歎かはしく速に米二俵をあたへ積歸らしめたり都會人抔の耳には到底實事とは受がたき也一家一人の患者あれは擧家皆避けて野宿又は山籠りなし四方に既痘者をさかし求め高價を厭はす雇ひ來り看護せしむるは現に予北山巡在にて目睹する處唯患者を山中に放棄せさる丈けは古よりは開けし也されは家に痘者を生すれは家産は必す倒破のものと覺悟せり奇中の奇と思ひしは山中より市中へ出來るものはいつれに患者ありとも知らす偶然往還を通行せしのみにて既に感染せし者あり不思議といひつべし

一三月失日 物産方役人を沙汰す

物産方民政局の管理となりし以來惡弊を釐革し規律改正嚴然取締たる日尙淺きに相賀組船津村物産方帳場勤宮本安右衞門は仕出し炭地拂を二月十四日に取計らせたる際四百三十俵拔き賣をなし代金五十九兩二歩と松坂札十五匁二分掠取此外舊臘十八日より廿日迄の內に炭六俵掠取近邊賣女の方へ贈りたる旨露見す依て訊問之處自白服罪に付暇申付掠取の金員を取上たり

同所炊惣五郎も旧臘廿三四日比炭六俵掠取近邊の商人へ一俵代七匁つゝにて賣拂之事露見是亦糺問を遂け相違なきにより放逐す

○物産方十ヶ所昨年引繼已來諸仕込等新規切かへ悉皆當廳より仕入既に六七千兩も仕入之處仕出し板等は積舟なく悉皆納屋の寢物となり仕入を中止せんとすれは山分の窮民忽ち活路を失ふ早春出府之際會計參事へ情狀を說明熟議せしが未た貫徹に不至物産方の一部は求めすして一層之難局を增したるもの也

一三月十九日八十八歳の者を賞す

相賀組便之山村　又右衛門父　彌　吉
北山組寺谷村　平　八　母　き　く
入鹿組赤木村　嶋之丞祖母　よ　ね

及八十八歳極老之者之儀に付格別の御沙汰を以て其身一生二人扶持被下之

一三月製茶之販路を開達民利を起さしむ

郡中茶樹多しと雖も山村僻地の民形勢に疎く近來茶の大發向を知らさるに乘し近國之茶商多く入込み前金を散して他の販路を未然に防障茶時に及んで職工を向け來り恣に製造全利を專有す貧民は從來己れが飯料に給するの外販路の如何を知らされはたゝへ下直に占めらるゝも却て貴價と認め殊に前金を得れば欣然至便と感して歡迎すと予昨春入郡聞知痛歎せしが其年六月公租を徴するに惡金巨多也其故を質すに悉く茶の前金に領收したる也固より金の善惡知るによしなければ誰の罪ともしがたく郷長は唯愕然途方に暮れたり折から七月十三日大暴風雨にて糴船なし（郡中年分の食凡七万石を消す土地の產出は二万石に出されは五万石は尾三勢の糴船を仰く也）偶々一二入船するも其利を壟斷し一石十二三兩ならては賣放さす時に二步金贋金の說盛にして善惡を問はす流通杜絶松坂札（郡中通貨專ら之を用ゆ）は拂底なりたとへ糴船あるも買ふべき貨幣なく殆と束手餓を待つの難に遭遇せり兎角して一時は救ひたれ共今年こそは斯る悲慘を免れしめんと苦慮せしに春來より不漁打續き米價彌騰貴麥作收獲迄の凌きさへ無覺束唯賴む處は製茶の一事のみ依て本年は當局に於て製茶を統轄管理すへしとの令を下し他より茶商の入込を斷

然禁止し一組毎に廉直の者一二人宛撰み組々を分掌せしめ製造所を建設し村々の貧民老若をして生葉を摘採して來らしめ錢に換へ與へて當座の窮を助け蒐集の茶は職工をして續々精製せしむ而して山口屋庄兵衛及ひ平右衛門なる者を松坂に遣し同民政局制事森部市之丞に添書し確實誠意の茶商に因て販路周旋を依賴す於是皆漸く交渉之利便を感し又商機之敏活を悟り隨て世間の相場掛引をも解するに至れり是一つは米穀等不時の急あらんにも兼て取引手筋の道をも開置しめん爲也如斯端緒を開き置たるが其成績を見る能はす予は遂に五月七日免職せられたり然るに同年八月十九日に至り川瀬金七郎（少屬にして製茶掛員を命したる者）より左の一書を松坂へ送付す依て好結果たりしを知了す

茶製筋彌惣勘定仕上之處

金八千八百四十九兩一歩二朱と五匁六分九厘　一番茶

同二千六百五十七兩三歩二朱と二匁九分五厘　二番茶

合金一万千五百七兩一歩二朱と六分四厘

一番茶千三百四十一本九分一厘

此價金一万〇九百三兩三朱　八兩二朱がへ

二番茶四百五十七本四分五厘

此價金三千四百三十三兩二朱　七兩二歩がへ

合金一万四千三百三十六兩一歩貳朱

飛出し茶　三百九十四貫目

此價金百両

内金一万千五百〇七両一歩二朱　總經費

差引金二千九百廿九両也　仝　益

外に金千六十四両一歩三朱　新規納屋器械有物

合仝益金三千九百九十三両一歩三朱也

右の通に御座候是仝く貴君の御余徳今日に顕然たる事誰も知る處にて茶製掛の者も貴君御在郡の事ならは如何許大慶なるに是許は甚殘念と毎事申事に御座候扨右の通御益立相成候間兼て御内慮被爲在候通下方へ潤澤之儀貫徹爲致度井上君歸局被致候はゝ早速に御處置を願候筈に御座候暫時の間に御益立郡中之幸福限るへからす然るに局中にて邪魔を入れ甚困窮可歎可悲此度津屋平右衛門德右衛門御地へ罷越候間御逢被下委細親く御聞取可被下候云々

文中井上とは上郡參事井上從吾右衛門をいふ予兎雞の跡を兼務時々木本へ在勤之よし

一後十二月に至り再ひ川瀨より製茶益金を以て郡中へ下け米且賞與等左之如く取計ひたる旨を報し來る

金千五百十三両三歩　郡中へ御下け米百八十石代

組々郷長へ

郡中物產筋御益立も有之候に付格別の譯を以て左之通御米下渡候間永久之爲方に相成候樣組々にて社倉へ積置可申候此旨下々へ能々相達し可申事

十二月
米四百四十八俵　一組六十四俵つゝ
茶製掛り之者へ被下
一金二百兩
内
二十五兩 五兩　利兵衛
廿五兩　庄兵衛
廿五兩 二十兩　平右衛門
二十五兩　繁太郎
二拾兩　德右衛門
十五兩　皆地村 利兵衛
十五兩　金助
民利に關渉は固より官廳の業に非れとも民の幼稚不得止による故にもし利益ある毫も官に歸せず必す之を村民に頒布すへしと予は切に訓令し置たるに果して履行遺志を繼承せしは予滿足に堪へさりし也
一三月廿七日於極樂寺徵兵を撿閱す
本府に於て昨年十二月軍務局を廢し更に戍營を置かれ交代戍兵を各郡より徵集の令あり依て該徵兵使法福寺道龍大隊長の任を以て入郡本日本浦極樂寺へ木本北山入鹿之三組中へ年二十歲より二十二歲迄の者四百八十余人を召集し法福寺の一行右身體の撿査を行ふ予亦別席熟視するに槪して

海濱の者は骨格肥壯雄偉合格者多く山分者は矮短五尺三四寸に及ひたるは三四名に止り大半は五尺前後四尺一二寸の者多し甚しきは三尺九寸より四尺九分といふあり壯年血氣之若者にして恰も十歳余の小兒の觀をなし陰部に無毛の者二人ありたり法福寺曰く口六郡は全く之に反し三等に加へたるは幾百人中僅々數十人なり熊野は上下郡共同之躰也と語る夫れ漁者は晝夜漁事に服するを以て何程米拂底たり共必す飯一升を常とし魚食亦常食とす自から壯大の所以なり山分の者を見るに身矮小面頬骨高く眼窪み恰も猿の如く而して肩骨尖るは一定なり且つ菜色をなす蓋し父子孫々麁食血統遺傳の結果たる事判然せらる予慨歎に堪へす人種改良之原素食に在る事を此時確信せられたりき

一三月北山組困窮旦夕に迫る

郷長大畑久右衞門急を報して曰く所在次第に窮迫即今に至りては農具は三戸に鍬二丁二戸に一丁耕牛も良牛は特に惡牛に替へ其打金は忽ち喰ひ盡し唯惡牛のみとなり隨て耕力衰へ日一日に弱り行の姿也庄屋某余りの薄給なるより增給を謀りたるに何卒免し呉よ故は增給有るも一二斗に出さるへし夫にては償ひにも足らす寧ろ一二年にして退役をゆるし呉よ廻り〳〵に庄屋を勤る方立行も出來仕合不過之と答へたり實に言語同斷哀れ至極何分の救助を願ふの他なしと哀訴し止ます郡中總して庄屋を勤むれば株仕舞と忌み恐るゝ甚し是小前窮民の未進不納を取替上納の爲といふ既に長嶋赤羽谷の前山村の庄屋は取替金三百五十金にも及ひ元金は扨置利金も取立がたく退役致し度も讓るべき者なく進退窮りて共倒れより外なしと過般巡在の時歎き訴へし故聊金を與

へて懇諭したる程なれは久右衛門の談左もあるべしと思ひ合したり

一四月上旬片山小属を和歌山へ走らせ管内窮迫の實況を具狀す

追々窮迫之實況前記の如し加之相賀組の内には一二の餓死もありし抔聞えたれは一刻も捨置がたく不取敢具狀目下之救濟請願の外術なしと本條の如く上申の處如何にも救恤可賜條篤と見留を付け上申すへしとの回報にて急劇を癒しがたき亦是非もなし

相賀組餓死の事審査を遂くるの處全く訛傳也し人心恟々浮説亦紛々たり此比鰹漁少しく見え來りたりし迚大旱の雲霓浦方少しく蘇生之色を見る

一四月十四日より北山組巡視として出發す

前記の如く救恤の見留を付上申せよとの指令あれは實地に就き精査の外なく依て小吏生試補兩名を隨へ本日朝第七時より馬上にて出發大又村上番より巡視す途上本本組ひようけ峠を越すに板持數十人に行逢ふ十一二歲の幼童を見る年を問へば一名は十五歲一名は十七歲と答ふ身矮短の証彌知るべし巡視の巨細左之如し

大又村上番　　庄屋伊之右衛門方に投宿調査

小村と雖も村柄上等年貢不納者なし取締行屆たり然れ共窮民五十五人あり救合左の如し

二月四日より三月廿日迄四十七日間　廿四人へ一日百文つゝ此錢百十二貫八百文　村方の者より

三月廿四日より四月十日迄　五十六人へ一人に付米一升五合つゝ此九斗二升五合　救米下け遣す

四月十一日より同廿日迄十日間　廿二人へ一日百文つゝ　此錢二十二貫文　村方之者より

右村方救合人は

金五兩米二斗六升　庄屋 伊之右衛門

金一兩一歩　中村富藏

金一兩一歩　三太郎

同一兩　嘉藏

同一兩二分
米一斗四升　二左衛門

〆金十三兩二歩と米四斗

米は窮民へ越年米として
十二月晦日遣したる由

金一兩二歩　坪田吉郎右衛門

同一兩　重太

同一兩　定太

米は正月大雪之節
飯米として

右窮民といふ者は手足達者に一人前の稼をなす者に非す米價高直にて諸仕出しもの米價に釣り合がたく如何に働く共銘々之口過きやう〳〵故家内を養ふの力なく家内は無論相應に稼け共老人足弱病身不具にて板持草刈も不成日雇にも使役し難き者也依て虫押へ許の救助にて唯達者之力劣りせぬ迄の由村方にても永くは所詮續き難く是が爲め荒立の力も自然劣り行也と云ふ外村々も大牛此類也

一救合は廿日切にて止め此節芽茶呑茶摘み又は草刈續て田植等にて老弱男女共凌かせ可申との事

一五ヶ年已前より日錢積立十兩余りあり右へ加金之仕法を立杉立木山買入させ木挽賣捌たらは當秋作取入迄は可なり凌得可申見込の由

人別調

村々追々離散又は餓死抔との沙汰も聞え不容易事に付戸籍調に托し毎村にて毎戸主呼出し(逐カ)(遂)一

實際を吟味したり

已下之村々皆同し

一當村にて病死は正月以來八人あり飢たるには非す一人は凌き方無き故廻國にても可致哉と往來道中の送り一札を云を庄屋へ請求ゆゑ當時は左樣の事不成喰ふ丈の事ならは如何共致し遣すへしと村内荒立四人申合持山の手入に遣ひ日々の業制限も不加山入さへなさは四合つゝ可遣と申聞しに一向に來らず尚百文つゝを增し日々督促すれは今日はあかきれ痛み昨日は腹痛抔とて參らす無據其儘になし置たるに遂に飢に及ひたり餓に至る程の者は大半懶惰者にて己より求むるものにて夫をもといふ世話も屆きかね難儀至極と庄屋語る

一離散之者なし乞食に出る也制道すれは少々の板持して木の本へ出行き十日も二十日も歸らず又は風と立歸り四五日置き又立出去就無常是等は米安直の節たりとも同し風にて何を稼も口丈け六ヶ敷けれはいつそ乞食の方氣樂と云ごくごう者にて致し方なしと庄屋語る

總體之形狀を察するに邊鄙の山分暗愚貧窶に安んじ衣食に汲々の念なく身の汚穢は都會の乞食に一層し明日の食なく道路に起臥するも意とせず飢ゆれば出で食を乞ひ耻とせす飽けは逸して勉めず乞食も他より思ふ如く苦には不感乞食は常といふ風なり畢竟愚と惰と邊鄙との習慣固結し如何とも術なし此類村々に多し

一りよぷふ菜 木葉也

食料を問ふに薯芋莖葉は無論蕨は一軒前干草とし二荷程つゝ蓄へ食す此外りよぷふ菜といふ木の

葉を多く食とす嘉田村領の山に多し先年尾鷲の八郎兵衛持之比は制限なき之處近時御仕入炭山と成り制禁せられ本年の如き外に食なきゆゑ無余儀背ヶ採いたせしと申す

製法　生葉を煎茶を製する如くもみ澁汁を去り日々乾し貯ふ

食するには再ひ煎て川にさらし粥又は麥飯に入ると予試食したるに何等の味もなし

一栃木少きよし實は正月餅に搗たけ也樫の實は食せず

一毛付米　田植毛付の助成に貸渡す

社倉の内三歩の二貸渡したり精々毛付爲致万一出來難く共庄屋勘弁にて取計ひたりと申す

一開墾地　二ヶ所　此外絶てなし

字細の谷　五畝九歩　村方より三丁程一見するに可也田地となるべし

字大久保　八畝十五歩　同五丁程同斷大石多く土なし開田に不成木作位の事か

大又村下番

上番よりも戸口多く窮民多し荒立少し上番にて人別を調ふ

極窮人廿六人　内乞食三人程

右へ救合して庄屋卯之助より正月十八日より廿七日迄一日一合つゝ遣す此米七斗六升

死　亡　七人　（二月より四月迄）

病氣と稱すれ共飢人と覺しきもの四人許りあり他は病氣且半飢ならん食物あしきより發病せしもあるに似たり

離散　六人

昨年已來他國行は出願之上路引且出稼鑑札を可渡成規之處其斷なく四國巡拜とて夜逃をなし或は夫婦暮しがたく妻を離縁之處里方も極窮にて受取らず終に子を誘ひ行衛不知ありと兄弟妻子離散の實況を眼前にみたり

痘瘡人　當上下番小又村の三村は北山中最も痘を恐るゝの地也

庄三郎と云者感染す家內は女三人に八十二歳の祖父才次郎あり皆他の家を借り家を出宅には庄三郎一人在りて既痘の者を雇ひ看病せしむ戶主如此なれは八十二の老翁牛を使ひ田を犂くを見る固より極窮憫然に不忍御救米三斗を下付す

上番の庄屋痘痕ありし故尋ねたるに同しく右の躰にて百金を費したり依て痘を病めは身上仕廻ひと覺悟より外なしと語る

一上番にて廿二歳屈强之男所用ありて木の本へ行歸途痘を病み二三日にして死す又同村へ救米下けの節受取として木の本へ來りし內二人歸後痘に罹る決て他へ立寄しに非すして如此といふ依て種痘之事を懇諭し不日醫を巡回せしむれは一人も不殘種痘よと勸誘せしに合点行たる如し

一養蚕　予入郡以來養蚕の事を質すに海潮の觸るゝ處不適と稱し又桑園を見す何條然る事あらんとは思ひしが山分に自然之桑樹の大木ありと聞依て木本村村井筒屋佐兵衞なる者に訓示し担當せしめ當村大義院を借受け丹後より敎員として男女二人を雇入れ試みに種紙廿三枚を飼育せしむ一見せしに四五日の雨天にて少しく不出來の處昨今は見直したりといふ此外寺谷村入鹿組赤倉

村本宮村に於ても丹後の婦を雇ひ若干を試育せしめたり

一社倉　北山組に從來非常と稱し百石余の積米あり年々毛付前に貸付秋に至て納還せしむ昨年社倉元米を下付村々より積立させ合て百七十八石九斗一升に至る本年より非常の名を社倉と改稱せしむ過日來郷長請願により三分の二を村々へ貸與之處尙不足之由歎願により不得止者と貸與す

一四月十五日夜半大雨昨日木本より急使を以て急務あり一旦歸局すべしとの報也依て史生二人に調査を命し第六時出發歸局す

一同十六日晴公務を了り午時再發八つ時過北山小坂村に着永明寺に投す

小坂村人口の割合に田地多く畑少し多くは荒蕪麥作は播種の儘にて艸と双生す

一庄屋無筆愚鈍小前人氣不良動もすれは連合集會身元の者に獘出しをなさしめんとの風あるよし

一昨年之年貢皆濟とはいへと庄屋手前にては二百余兩も取替と成り永く勤役しては身上仕舞よき程にて他へ讓らせ度も代るべき人物なしと郷長いへり

一開墾すへき場所なく鍬先地もなし

一同十七日小又村は大又村よりは邊鄙故に今朝特に入込たり人別は昨日史生をして大又下番にて調査結了により直ちに佐渡村へ派出せしむ

小又村　小在貧村荒立の者なし平等に貧窶なれ共稼き强勢の方にて年貢の不納なし畑は少しく荒たる方

一田畝高を調へんとせしに古來より名寄帳手入なし當時の田地誰に何處と云事も不制然也年貢を

如何して徴收するやと問ふに唯口傳のみといふ結繩の世といふべきか驚くの外なし

一村中巡廻之路傍に平伏するあり兼松といふよし甚しき躄蹇三才の時怪我せりと莚を織て露命を繫きしも昨年之凶作にて今や藁を得かたしといへり

一瘂瘖人　途上物聲なく戸を閉込たる家あり問ふに瘂瘖人ありと行て見んとするに庄屋初め大に止む汝等來るに及はすとこなたに押へ居させ予一人行て伺ふに四方閉込唯戸隙より僅に明りを入る内に十八九才許の女一人のやつれたる在り家族はと問へは山分へ小屋かけして立退たり病みしより廿日を過しといふ村役人は唯呆れたるさま也し

一路上棲櫚の樹あり何故皮を剝用ひさるやと問ふに用にも足らすと答ふ其無智思ふへし

一谷薬　櫻の葉に似たる木葉なり山々谷間に多し食料となす用ひ方りよふぬ薬に同し專ら粥に入れ食するよし

一鍬先地　榮藏次三郎なる者持之由其他にも一二ヶ所にもありいつれも石礫磊々たる河原也永年開起すへき地に非す然るを年期鍬先地となす迂といふへし

右之他在々巡回調査するに貧困大同小異且手記遺失の分ありて逐一揭けす總して北山は山稼き荷を主とし在々柚木挽冬靑取り松脂掻炭燒を業とし農を次とす米安直木材景氣よき時は山稼き荷持等にて日々錢廻りよく小民生を營みやすき爲め農事を迂遠とし茄子大根の如きも木本にて求め歸村の習慣なるに今日之如く米價高直山物不向にて一人五六合の米を得る不容易一日駄賃持せされば忽ち飢に及ふされは耕耘の暇なく畑は草繁茂麥は蒔たるまゝにて施肥せされは種も取

る能はす痩牛に草を刈り與ふる暇なく野飼なれは厩肥さへ乏し無余儀處あれ共概して懶惰と評すべきなれは懇々さとし戒しめたり

一村々燊燈なく松の脂木(ひでさ云)を割りて焚て燈火となす喫烟に烟管を用ひす椿の葉を巻き代用甚巧み也山々杉樹繁り檜山少し然れ共悉く岩山にて土壤は僅に上部衣を着せたる如く薄し故に木材生育遅々木理堅實熊野炭の堅牢といふも一つは此理なるべし森林中色々の枯死の巨木兀立空に聳ゆるを見るもの多し是樅の樹にして此樹四方へ枝を振り杉山の妨害なる故根へ熱湯をそゝき抔して特に枯死せしむる也伐出し方なきやと問ふに用材にならすといへり雜樹蔭蔽の間にくろもじ樹万兩多し

一黑色脆質の岩を分割すれは木葉小魚の形を鮮明に印するもの多し深山中魚形あるは其理地質學者に問はん歟

一通路全く道に非す溪水雨流自然之跡を道とし通する也故に細逕嶮惡何れの處にかありし長さ丈余の一枚岩四十五度角の傾斜をなし足のかゝり處もなし馬上是はと思ひしが前蹄を延し後蹄を屈縮すへり下る常に嶮峻を騎したれは蹄鐵は十ヶ月三回つゝ施したり

一神上の硯材神上村巡視の時路傍に溪流あり谷深からす水底皆黑色の岩漆の如し硯材也少許を碎き來て試に硯を刻するに堅質に過き發墨妙ならす施工亦難く産物となしかたし

一七色の瀧(獺戸瀧と稱す)神上村北山川に在り川の彼岸は十津川領とす飛瀑筏流の術奇觀無比筏師は當村の專業にて他村より木材を流し下るも瀑に至れは當村に托するを法とす一回の下し賃

銀一分村民之に憑て生活すと予一見せんと川に臨む川巾二十間許十津川へ通する渡船あり綱を張り之をたぐり渡る急流の故なり兩岸は白岩皎々壘々起伏嵓圭角なくして狀佛掌薯の如し半町許上流曲尺狀をなす處虎嘯龍蟠の如き巨巖兩岸より斜に相對眄して流を抗阨する處瀑をなす甚高からされ共奔流激怒逆浪白雪を散らして眼眩せんとす時に一筏下り來て瀑前に止る村舟子代て二人筏の前後に屹立長竿を執て準備をなすあはや人木共に深淵に粉碎せられしかと思ふ一刹那人筏は遠く下流に浮て恙なし其迅き事電光啻ならす目視る能さる也眞に奇觀名狀しかたし里正曰く舟子若し一棹を誤れは材は岩角に觸れ藤索忽に切斷筏材舟子の頭上に亂下激流濫木の間に五體韲塵となるの慘時々之なきに非すと聞も膚粟を生せり此難を下し了れは筏師に渡し更に藤索を結ひ改めて下し過く村民は酷寒と雖も裸體此業に服す唯熟練による故に厚酬の利當村に專有し得る也と夫れ身命を賭して業を營むの艱楚に比すれは世事の難何事か不堪ものあらんやと徐に感奮を來せり晩に里正の家に宿す瀑淵所獵の鮎を進む調理糖醤の塩梅を欠きたれ共味ひ極めて美也頭小にして肉肥へ北山川の一名産といふ

一四月廿二日巡視粗結了により歸廳爾來窮民救恤法案を調査す

一四月廿八日若山大參事津田又太郎より至急出府すへき旨三印の飛報來る春來郡中窮迫の狀親しく具申すへしと也三印の急報は唯事に非されは明日の發途に決す

一同廿九日百事放擲本本廳を發す

馬上本宮に出道を中邊地に取る本宮より田邊に至る路程十三四里（五十町一里）悉く峻山大岳七ヶ所小

嶺枚擧に勝へす登攀は天に朝する如く人鞍共に馬臀に逸し時々下馬鞍を正して行く田邊へ達せんとする二里許馬既に倦痿進ます日方に暮れんとす强勤氣を鼓し晩に田邊に投宿翌曉蹶起馬を問へは馬丁曰く健强舊に復すと雀躍騎して發す道に一泊五月三日遂に和歌山に着す亦渡邊儀平次の家に宿す木本より山路三日半は頗る無比駿足の故也

一五月五日政事廳へ出頭管内の事を具申す

施治の方窮民の實況千言万語肝膽を吐露し又飽迄質問を受け答弁を悉さんとせしに列座之執政唯默聽に付し敢て問ふ處なし予は怪訝を壞きたれ共止むなく窮民救護の見留を付け提出すべしとの指揮に對する左の覺書を呈して退く

一春來御廻付の支那米千石は差迫り極窮民共へ救ひ下けに取計候に付御下け切被成下度其段會計局へも御達し被下候樣

右千石の内二百四十四石余は二月廿一日着船五百石は四月初旬着船に候へ共跡二百五十六石は未た着船無之會計局へ催促之處未た積出無之事

一當六月より九月新穀取入迄の取續き六ヶ敷當節極窮人民左之通に付右の者へ御救助として別紙之通金穀御下け被下度大略之見積りに候事

但救助法は粥米下け等にては一時凌の姑息に付開田畑起は勿論道普請茶桑手入猪狩等業之可然事に取掛らせ中度其外主法を立得失吟味の上宜に從ひ處置可致事 別紙畧す

極窮人々數　　八千四百〇六人

一右は當節差當りたる分にて往々の見留は余程大造にて當時取調中大樣之目的は
山方專務に心得候舊習を一洗し作方に盡力仕らせ度事
一道路を修理し運輸の便を付可申事
一桑茶楮はせ等山分相當のものを專ら仕付五七年の後家産可立樣仕方之事
一村々困窮に可及病根種々樣々有之付能其源因を講究削除漸次改正の主法可相立事
一管内七組へ權少屬或は史生二人程つゝ出張爲致勸誘督勵爲致度事
一右數條いつれも三五年の後ならては其功難相立夫迄の處石十兩位の米價に候はゝ年々金穀御救助
願度候事
一小屬初史生等十四人增員相願度事
一郡中人物甚乏く鄉長に可取立者無之庄屋村役人の內にも無筆の者多く甚差支候に付當節より村々
地士帶刀人鄉長庄屋共の子弟の內を撰み鄉學所へ寄留修業爲致度一人へ一人扶持一日百文つゝ修
業料遣し度入費御下けの事
一鄉學所無之寺院又は借家にて是迄爲致候得共不都合に付取建申度入費御下けの事
一官員增候に付ては住所無之に付居所取立度入費御下け之事
一小史生試補御役料十六俵增給願度事
一鄉長役料も今少し增給願度事
一已納御年貢之內左之通當六月迄延期之儀當春御談相濟有之處春來之形勢にては取立六ヶ敷に付尚

又延期御許可相願度事
但取立出來の分は勿論取立の事
四万千七十五貫七百八文　初傳法入之内北山人鹿兩組延期願
此米四百十一石三斗
二万二千五百九十五貫文　浦々加子米代之内延期願
一當六月貢付米納方左之通可取立は勿論に候得共御救を願候程の筋は迚も取立六ヶ敷と考へ候に付右等之分は延納又は御用捨相願度事
但取立出來候筋は無論取立候事
米千百石程　（一本午）（午）貢付米高
一昨年拜借之一万金之内二千金丈けは貢金を引替當時局中に差置御座候如何可致哉の事
一昨年產物方引受以來十ヶ役所仕込幷諸產物開起に左之通出金に相成居候處炭板等今に出入循環之場に不至產物開起は猶以之儀然るに跡仕込追々差迫り候に付是迄種々操合手段付候得共最早如何共術無之に付當年丈之處二歩口定金を以右仕込に御下け相願候事
一金九千九十四兩三歩貳朱と五匁五分　一ヶ年二歩口定金高
一金壹万八百九十八兩一歩三朱　十ヶ役所へ仕込高
一金五千二百七兩　諸產物開起筋入用立
一五月七日政事廳へ出頭再ひ左之書を提出す

當局徒刑人當時十二三人有之先達ても道路塩濱普請水路排泄等に苦役之處未た躰裁不整且諸色高直にて最初御定の賃錢にては引足り不申取締番人等の費用に至る迄可償程の業難立ゆる種々講究候得共何分にも宜を不得取扱方困難然る處此度六郡徒刑を名草局にて引受日方浦塩濱開起に取掛有之趣右は兩牟婁勢州之外との御指圖之由遠郡の分は申合同樣之振に一土木を起し使役候て可然歟に候得共差當り心當りも無之且懸隔申合も行屆兼候付當管内徒刑も名草民政局へ引渡右開起の内へ遣ひ貰ひ候はゝ御出方も減可申と其段名草同僚へ申合候處同意致候に付其通り致し不苦哉伺候事

一管内長嶋組郷長長井覺兵衛申出候は末々愚昧の者多く御高札之字義をも辨へ候者も無之に付室鳩巣著述之五常五倫名義と申書差上右を官より組々村役人初へ下け讀聞せ心得させ候はゝ往々爲方に可相成との見込を以て二百五十部差上候に付其通爲仕候且春來難澁差迫に付村々身元有之者より窮民共多少救合致し候者不少就中尾鷲組地士土井嘉八郎は昨年より度々救合仕候に付右等其事柄の輕重に應し賞與取計度御金被下に取計可申筋に候得共身元宜敷者抔は聊にても御品戴候はゝ規模後榮を感喜可致儀に付輕き御道具之内御掛物等御不用之筋御下け被下候樣に相成間敷哉伺候事

一管内開田之場所無之に非れ共何れも山を穿ち水を引き其外水利高低等測量を要する處不少に付此度增員之内へ側量心得候者を御加へ被下度若御都合六ケ敷候はゝ業に取掛り候節に至り暫時御差向被下候樣仕度候事

一五月七日嚴譴を蒙る

前記出廳退出の間もなく唯今刑法局へ出頭可致旨刑事召喚狀に接す從來刑事には假令細事にも名代を以受命の習慣と雖も予は心に覺もなく職務に於ては一日も寧居せす畢生の心力を盡瘁したる積りなれは聊か良心に耻る處なきを以直ちに刑法局へ出頭せり參事井田岩次郎江戸の人固より親友なれは竊かに面接實に不慮の至りなれ共全く一時の寃ならん後して爲すへき樣あれば本日は兎も角忍ひ異よと是予か平素を熟知或は强硬の手段にも出ん哉抔氣遣ての慰諭とみえたればそは安心あるへし果して罪あらは固より其當也罪なくして刑せらるれは其不明歸する所あらん予に於ては何さもなし安心して申渡されよと答へたり頓て席に呼出され井田參事申渡に

堀内少參事

郡中治方不行屆に付牟婁下郡民政局勤被免之

謹愼可罷在事

五月七日

和歌山藩

右に付直ちに隨行之史生試補奧野善十郎に諸事申合判局事へ可申傳旨にて左之覺書を渡し歸局せしむ

一木本浦四人庄助初昨年五月逮捕の暴民也今に處分なき也　赦免之儀厚く刑法參事へ談之處段々取調候得共實に取留たる處無之民政局にての調通りに付最早寛典に處し可申尤民政局より厚く申立の品も有之との廉を以て不日落着可相成と極密申合有之事

一昨年　天朝御廻米難船件十四人はいつれも引取可申當時手元差遣り居候に付吟味書篤と再見之上委曲可申合尤前段木本四人護送之歸途受取來候はゝ如何と刑法參事申聞候事

一種痘たねは林仙齡へ申聞吳候樣松見參事へ依賴器物渡し有之事

一二歩口定金銀札納縺之儀岸參事（彦九郎也）へ談之處至極尤去り迚會計に於て帳簿に拂立兼候に付事柄有躰に再談に相成度左候はゝ政事廳へ御談之上開物局拂にでも可申旨申聞候間右證書御取組御取計ひ之事

　事柄とは最初產物方引受之節斷の上不取敢仕込金に二歩口定金を使用之處本斗に入候付右樣不相成ゆゑ開物にて四千五百金借用右を會計へ納候樣との事也

　右に付二歩口定金浦方より相納候はゝ何程々々は正金何程は錢札納りとの內譯も認出し候樣にと申聞る　　別紙あり

一下村正平より談の開物局より借用物產方へ仕入千金余之儀野口參事へ談之處一言にて了解然らは又兵衛への入手形を止め開物より御貸申たる處にて手輕に小子手許の一札位差入置候ては如何と申吳候に付案文吳候樣申置候內此度の始末に付其邊にいたし有之候事

一交代兵再撿延引一條小池文右衛門へ談候處上郡よりも談に付追て沙汰有之迄は延引の旨申聞る出兵之處は下郡は大分跡廻しに可成尤一番二番迄にて三番に入たる分は見合の筈之よし

一別帳手許の記帳差出置候間跡拜任之人へ御渡し可被下此度出府御談申上候品は末に記載之通也尤御挨拶は不相伺事

一徒刑之儀は別紙に御談書之通り也井田政一郎徒刑頭にて當時日方塩濱開起所にて徒刑監に働き有之也

一局立入用取出し五百兩の御仕組に候得共十二月より四月迄の釣合を見競へ六百兩に直し御談申出有之事

一徒刑衣食料は當時相増有之候名卿之振合與熊野の書抜有之事

件の如く事務引繼を遂け若黨阿保虎吉を木の本へ差歸し跡取亂しては此上後任者へ面目を可失見事に取片付家内共一日も早く退局勢州へ可引取と命し差遣したり

一五月十日和歌山出立馬上吉野を一見道中四日振にて十三日松坂西の庄の家へ歸着す馬丁安兵衛一人を召連たり

爾後七月十九日に至り松坂民政局にて謹愼被免之辭令を受たり此上は少參事抔の名を負ふ事一日も潔よからすと翌廿日に辭表呈出之處八月廿日に依願免本官と太政官よりの辭令書下付せらる然るに其年十月廿四日に御用有之付此節和歌山表へ可罷越と松坂民政局より達しあり刑余の者へ御用ありとは心得ぬ事固より病中出發成り難き旨を翌廿五日に鄕長へ提出せり

一明治四未年四月十九日古田權少參事直三郎事伊都民政局知事也當て政府に在て同勤且親厚也より密書を以當時執政津田從五位正臣の内意とて先般退職一條全事實行違之廉も有之其後召喚にも應せす殘懷之至何様一應面接熟議も可有之此節押して出廳有之様兼ての間柄之處を以て旨を傳へよと只管の依頼なれは曲けて出藩あるべしと懇々申越したり事實行違抔とは驚入たる事思ふ子細もあれは病氣と稱して謝絶し

尙數十枚の意見書を古田へ回答せり又松坂民政局權大參事濱口儀兵衞よりも諭旨ありたれ共峻拒して應せず

予在郡凡四百日卽一歲一月許の記事如此事の多端多難は數十種の筆の跡照さは推して知るへきか斯る極難の僻地國初以來能くも無難に維持統治せしとは思ふ如くなれといかに熊野也とて常に然りといふにはあらず海産豐饒山業異狀なければ民皆堵に安んじ更に苦惱は感せすと古老其他口にして止まず然るに維新の大變動に際會し漁業には未曾有の不獵米價は前代未聞の暴騰又暴風海嘯之不慮匱乏不測の厄あり百難一時に輻輳爲に未佰頻死の逆境に陷りたる時も時予は淺劣不肖を顧みず大膽にも一郡の政を抱負擔せしぞ科とは知らで寢食を忘れ身方を盡瘁私財を耗費し明るも暮るも悲慘三昧に墮落しつゝ幾分の壽も毀損したる如く思ひきや果報は却て罪戻身に降り至る畢竟無能不才分を量らざりし科といふべし記事甚冗長紛雜見るに堪へさる如しと雖も土地風俗民度人情の微細或は異日郡誌參考の一助たるものあらん歟是望外の望也

南紀德川史卷之百三

臣 堀内信 編

郡制第十五

產物誌一

緒言

產物の事紀伊國續風土記に記する處あり然れ共所謂風土記にして體裁自つから異也此編に 國祖以來世々の君頻りに物產を奬勵し給ひ大に國利民福を振興あらせられし偉蹟を詳にせん事を主とするもの也、殖產興業の事固より此記に止まらす多端枚擧に堪へさるへし、又沿革事實の詳ならさるもの多し故に唯其大名なるものを述し將た取捨する所あり

一和歌山縣農產調査書といふは明治二十年和歌山縣廳內務部の編纂にして米穀初農產民業の沿革現況統計等を審にせしものにて頗る據るへきなり、然れ共維新管轄地變更後の撰なるを以て熊野は新宮以東を揭けす新宮川以東奥熊野は三重縣に屬したり且他縣人の手に成りしや眼界唯現時の事物上に止り藩政時代の事に及はさるものあり、依て其遺漏を補綴し鄙見を加ふ

一十寸穗の薄は叙文によるに兩管記事といへる漢文書を和文に改め文政八年乙酉凡例には乙亥と記す乙亥は文化十二年なれは或は此時既に編成したるか將た叙文のみ後記に係るものか不詳の編述の如し匿名なれは何人たるを知るへからす記載の體簡略恰も索引捷見に止るの感あれ共紀州各郡の物產人物名區を漏さす新古雅俗を論せす口碑俚諺を撰はす苟も

地方に因故あるものを細羅して餘さゝれは一郡誌とも稱すへくして亦參照に足るへし夫れ續風土記は天保十年に大成す此書彼れに先つ十四年也一己の私撰頗る勉めたりといふへし然るに湮滅人知るもの尠し故に其全部を錄して產物誌中尙人物名匯を除かさる也

書中の朱記原書には鼇頭に記入せり文意を考ふるに何人か編者の爲に補葺訂校を加へたる如し暫く原書のまゝを存す信亦少しく補記する處あり共に朱書す

一 紀若誌亦何人の記なるや知りかたし產物誌に編するは頗る不倫且俗說戲作に類すれは見るに足らさる如しと雖も土地の舊稱故跡里諺俗謠は却て往事追索古樣考究の資料を補する事尠からす夫れいつれの都鄙と雖もさして名所舊跡といふに非るも土地相應の古樣舊觀を古來口碑に傳へ俚諺に存し來るもの多し抑維新の激變は五十万封國都の體面も三百年來封建の莊嚴も一掃し去て今や巍々たる城樓跡を止めす金閣玉殿寸影を見す諸士千百の莊園は桑園麥圃に變し重臣國老の邸墟は酒鋪妓樓に化し無情の山水風致の樹林さへ往々敗滅して面目を失ふ（變遷の度枚擧すへからす城郭は唯天主閣を余すのみ名刹雲蓋院大智寺目鏡池扇の芝車寄の玄關等影もなく水野大夫(太郎作)の邸樓は割烹店九橋樓に化し丸の内大名小路と唱へしは揚屋妓娼の巢窟となり百軒長屋は岡東節に變し高松の根上り松四方の嵐北山宗古の松も枯死し懷舊の因を失ふ）故に近人もし紀州名所圖中若山城市の部を繙かは殆と異鄉他邦かと疑ふへし此書即ち若山城市の舊觀古樣里說俗諺にいひ傳へ聞習ひたるを狂謠戲作の間に物色したれは敢て其鄙を嫌ふへきに非す郡誌に因類あるを以て暫く鷄肋に付し此編末に加ふ

紀州蜜柑記

有田蜜柑之儀は天正二甲戌歳九州肥後之國八つ代と申所より蜜柑小木求來り始めて宮原組糸我之庄中番村地藏堂孫右衞門と申人植ゑ繼候所蜜柑土地に應し風味無比類色香菓之形他國に勝れ候に付次第に村々に植ゑ廣け慶長元年之比には保田之庄田殿之庄内にも一ヶ村五十本七十本程つゝ生立夫より年々に相增籠數も出申候に付其比は大坂境伏見抔へ小船にて積出し申候右之所へも山城國より蜜柑出申候得共有田蜜柑は勝申候に付直段高直に賣れ申候其後百年以前寬永十一戌年瀧川原村藤兵衞と申人蜜柑籠數四百計り荷物に認め候て江戶廻り之船を賴外荷物と組合に致始て江戶廻し仕候右藤兵衞江戶へ着仕り所々方々承合候處京橋新山屋仁右衞門と申御水菓子屋を問屋に賴み蜜柑類取扱爲致仲買共を集め蜜柑賣候處其比江戶表へ伊豆國駿河三河上總之國より蜜柑出候得共有田蜜柑にくらへ候得者中々似寄不申候に付江戶にて流布仕候は紀州蜜柑之酸き風味は甘露に酸き味を兼色は黃金之色に紅を交へ菓子之類には天地方圓之圖を備へ異國に越たる和國之珍菓不可有此上と貴賤擧て賞愛仕金子壹兩を以蜜柑一籠半之値段に賣拂歸國仕候蜜柑持之百姓等樣子を聞傳へ翌年藤兵衞を賴み一所に江戶廻し致吳候樣と申に自他之蜜柑凡二千籠計り集め積送り前年之場所にて一籠に付金二步程つゝに賣拂候夫より次第に蜜柑木多く植廣け有田郡川丈之村々幷海士郡へも行渡り此程は籠數も余程出申候其後　南龍院樣御入國被遊候て有田郡蜜柑御用被　仰付候に付土地宜敷場所にて相撰奉差上候所殊之外見事にて風味能候間御意に入候て右蜜柑年貢地に出來候に付代銀御下け被成下難有奉存候夫に付有田蜜柑繁昌爲致候樣にと被爲　仰出候て上々樣

の御苦勞之上彌繁昌仕蜜柑數万籠出候樣に相成申候夫より年々御獻上御囘も差上申候右之通り蜜柑繁昌候に付村々模寄々々に組株を立爰元にて頭取肝煎候者を荷「親」（一本頭）と名付江戸下り蜜柑支配致候者を賣子と申江戸廻り仕候處に七十九年以前明暦二申年は組株十株相立蜜柑籠數凡五万籠程年内に段々積送り問屋七軒にて賣捌申候處翌年酉正月十八日江戸表大火にて問屋仲買共類燒にあい賣代銀之内九百四拾兩余り相渡不申支配之賣子共夏之比迄致催促候得共埒明不申無是非殘金に致し歸國致申候爰元にて荷親共寄合相談仕候樣者大分の金子捨りに相成候儀も差當り難儀其上生物之蜜柑遠國へ積送賣取に逢候ては末々之爲に不宜候間仲間の内より江戸へ罷下り何分金子請取候樣に御屋敷樣へ御訴訟可申上と有田郡より三人海士郡より一人江戸へ罷下り御屋敷御會所へ御斷申上御評定所へ罷出紀州蜜柑代金相渡り不申候間濟方被爲　仰付被下候樣にと奉願上候處問屋共御吟味之上蜜柑代急度皆濟仕候樣仰付被下滯金九百四拾兩余り無相違請取候段偏に御國御威光之余りと難有奉存候明暦三酉年十月惣代四人歸國仕候其節揚所賣場は　紀州樣御聲掛を以　御公儀御地面御拜借被成下江戸廣小路鎌倉河岸一石橋の川岸等にて賣買仕候夫より于今右場年々御拜借致賣買仕候其後年々に蜜柑多く出來仕候組株村々にて百姓存寄次第に拵へ候故二十組より三十組に及當年相立候組も來年はつふれ去年無之組も當年は相立候樣に相成且又江戸問屋の儀も面々勝手次第に方々にて十四五軒も取立蜜柑賣捌候故江戸表一面に蜜柑引散し澤山に相見へ候に付値段次第に下直に相成仲買共もメり無之我一と荷物取揃致候を能き事に心得直段に不構賣さかし申候に付賣代金滯殘金に成蜜柑送り申候百姓共難儀仕組株も多くつふれ申候に付其節之荷親共相談仕

候樣は蜜柑生物の荷物遙に江戸へ積送り仲買共申合下直に買取候迚國元にて申斗致方も無之勿論江戸より積出し外之津々浦々廻し見申程の日間も待不申朽りはやき水物に候得は只今迄之通外荷物同荷に江戸廻し致候ては蜜柑捨り申道理に候間江戸問屋仲間へ對談の上万端格式を立問屋仲買にも落付せ永々家業に相成候趣に取組蜜柑賣買致候はゝ品に寄殘金も償出し可申候哉無左候ては以後猥り成る買方得不致仕切金も滯申間敷候間相談に遣し可申と申合せ四拾八年以前貞享四卯年蜜柑總代石垣の庄垣倉村にて神保市右衛門幷に仲間之内一兩人付添江戸表へ罷下到着致候て御屋敷へ參り御會所へ右之趣意御斷申上候て問屋仲買共へ右之趣對談致候處問屋仲買共申候樣は近年之通江戸表方々にて一ヶ年代り之樣に問屋仲買を拵へ蜜柑賣散し候ては蜜柑手馴不申候者も仲買に相成何の〆りも無之賣さがし候に付次第に直段下直に成滯殘金に成可申候其段は年々手馴申候仲買共も倶につふれ申道理にて力に不及如此に不〆りにては數十万籠も積參り候水菓子の蜜柑中々金銀には成不申候有田之樣成蜜柑は何國よりも出不申候へ共〆り方さへ出來候はゝ直段能成紀州蜜柑方之爲と申我々も家業に相成可申候右〆り方と申は蜜柑方万端格式を立組株猥りに無之候樣に仕り御當地問屋仲買も株付に致し永々家業に相成候樣に拵御國と江戸表と物毎一致に相成道理に取組候はゝ此上蜜柑多參り候共下直に賣さがし申間敷候左候はゝ滯金も我々割符之上償出し可申と尤成工面に付相談相究り其節之問屋九軒

京橋境屋藤右衛門堀江町野口太郎兵衛京橋万屋淸左衛門（一本そばや友右衛門）瀨戸物町舛屋重兵衛兩替町多田屋佐右衛門中橋嶋崎屋七郎左衛門兩替町新山屋次郎兵衛室町鳥屋太郎右衛門堀江町（一本屋）萩原屋長兵衛右之者共

問屋に究め仲買も人數を定已後心儘に仲買入不申筈に而仲買を右九家之問屋へ分ち定付に致し有田蜜柑組十九組海士郡四組此外猥りに組株相立不申勿論問屋を外にて取立不申蜜柑代金定一兩に付六十六匁五分替に請取申筈に相究め蜜柑方より問屋當てにて極の通証文を遣し仲買共よりは蜜柑猥り成買方仕間敷と箇條を定代金は其年の荷物賣仕廻次第皆濟可仕候若不屆致候はゝ仲買株取上候樣にと問屋付之仲間共に請判之證文爲致右之證文を問屋に取置仲買共よりヶ樣の證文取置候上は蜜柑賣方箇條書之通疎略不仕荷物賣仕廻し日より十五日目には賣子爲登可申候若違背有之候はゝ問屋株御取上け可被成と問屋幷請人之證文を蜜柑方受取置江戶表〆り方急度相究候而右之趣御會所へ御斷申上候て歸國致し御暇乞申上候所道中人馬御先觸被下紀州樣御家中同樣に被成難有奉存歸國致し申候夫より〆り方宜敷罷成其上滯金殘金仲買共より償出し蜜柑值段も段々宜敷く相成候此時始て問屋仲買より證文取始申候問屋仲買へ證文爲致候儀は江戶表外商賣に無之事に御座候夫より元祿十丑年十一箇年之間組株十九組にて江戶廻し仕候二十七年已前元祿十一寅年始て蜜柑御口銀上納仕候江戶廻り一籠に付一分つゝ近國廻り一籠に付八厘つゝ被爲仰付夫より正德四年年新金御吹替御通用之品に付御口銀も半減に相成り江戶廻り一籠に付銀五厘つゝ近國廻り一籠に付銀四厘つゝ上納仕候元文三年文字金銀に御吹替御通用に付江戶廻り一籠に付七厘五毛つゝ近國廻り一籠に付六厘つゝ上納仕候元祿十一寅年蜜柑組株郡中へ行渡り不申候に付不陸御改之上新規に四組被　仰付其節蜜柑江戶廻之高凡二十四五万より三十二三万籠程御座候寅年より正德元卯年迄拾四ヶ年間都合二十三組相立申候正德二辰年組株不足之村々より奉願上申候處御吟味之上新規

に三組被　仰付候其節之江戸廻り蜜柑籠數凡三十四五万籠より四十四五万五十万籠に及申候同四
午之年勸喜寺より新組株奉願候處此上組株增候ては〆り方並諸事差支候儀多難儀仕候段蜜柑方よ
り奉願上候處委細御吟味之上御聞届被成下勸喜寺組一組御免之砌新株御停止之證文被下置候趣

覺

一有田郡蜜柑組株之儀新規增候ては障りに成候儀多く有之に付自今新蜜柑組出來不致候樣に仕度
旨蜜柑組仲間一統に願之趣遂吟味候處無據品に付奉行所へ相達自今新株出來不申筈に相究候者
也

正德四年午十二月

伊藤又左衞門　印

小笠原彥左衞門　印

有田郡蜜柑組二十六組荷親中

右歡喜寺組を入有田郡蜜柑組株都合二十七組左之通

山田原村一組　下中嶋村一組　瀧村二組　道村一組 是は瀧川原村さ入組相立申候　瀧川原村二組　東村南村一組

つゝ辻堂村一組 是は吉原村よ り相立申候　千田村一組 是は當年は大谷村にて相立申候　西村一組　星尾村 是は當年糸我村にて相立申候　中番村一組

藤並村一組　上中嶋村二組　須谷村一組　田口村一組 井口長田村一組 內一組は當年は下津野村にて相立申候　船阪村一組　庄村一

組　垣倉村一組　金屋村一組 當年井之口村にて相立申候　中野村一組　歡喜寺村一組　湯淺組一組 是は只今は大谷村にて相立申候

〆有田郡組株二十七組

右之外海士郡休株二組近年借り受都合二十九組當時有田にて相立申候近年江戸廻り蜜柑籠高十六

七万より廿七八万にて御座候貳拾四五年以前に引合候得は籠數半分に相成組株六株相増申候江戸問屋之儀も古來之問屋殘金出來候節は定めの通取上新問屋に改替候に付段々代り申候得共古來格式之通相堅め證文等取替〳〵仕候尤近年は江戸廻り籠數過半に減申候に付問屋株九家之内二軒は休株に致只今問屋七軒に仕り蜜柑代請取金定六十五匁替にて賣拂申候當時問屋幷組々定附左之通

神田須田町問屋　萬屋庄右衛門

右定組附左之通

田口組川原組星尾組庄村組

神田須田町問屋　丁字屋佐次右衛門

右定附組々左之通

下中嶋村組　東村組　上中島組　山田原村是は下津野村にて相立申候　丹生組海士越組是は大谷村にて相立申候

室町問屋　鳥（一本島本）屋太郎左衛門

右定附三組左之通

瀧川原藤並組南村　歡喜寺組

室町問屋　尾崎屋清左衛門

右定附六組左之通

元瀧組上中島組　千田組　須谷組　藤並組　金屋組

堀江（村 町カ）問屋　星野屋吉十郎

右定附四組左之通

下中島組 中野組 瀧新組 中番組 中野組 海士越組

堀江町問屋　　福島屋忠八

右定附三組左之通

船坂組 下中島組 辻堂組 湯淺組

糀町問屋　　山本屋九左衞門

右定附四組左之通

道村組 板倉組 西村組 井の口組 大谷組

鐵炮洲
江戸蜜柑船宿　　日高屋五兵衞　紀伊國屋久兵衞　長嶋屋喜兵衞

是は蜜柑茶船にて蜜柑賣場へ瀨取參り候世話其外手船筋用事受込三人之者は常々紀州御屋敷へ出入致し御用達申候

一蜜柑船積合六組に相定左之通

下中嶋積合　下中島組 南村組 千田組　道村組 星尾組

瀧積合　瀧川原組 新瀧組 東瀧組　元瀧組 西村組

糸我積合（大谷村にて相立候筋）
｛中番組　上中島組
　藤並組　瀧川原組
　大谷組

田口積合（下津野村にて相立申候）
｛田口村組　東村組
　井の口組　湯淺組
　上中島組

船坂積合
｛船坂組　須谷組
　山田原組　庄村組
　海士越組

石垣積合
｛中野組　金屋組
　辻堂村組　歡喜寺組
　垣倉組

皆村々にて相立申候

右之通組合壹組に江戸廻り船一艘つゝ積立申候尤蜜柑無數年は二積合つゝ相合船一艘を積立申候

一積合に陸廻り一人

是は北湊にて相結ひ瀬取船に組々蜜柑積分之儀其外陸筋用事相勤申候問役荷直し二人より五人（積合荷物多少により人數増減）右問役之儀は蜜柑川船北湊へ積參候を請取相調候て荷數相改瀬取船へ相渡候役荷直之儀者瀬取參候蜜柑を江戸廻し元船へ積堅め申候

一北湊船問屋六軒

湊屋四郎右衛門　雜賀屋勘兵衛　石垣屋半六
染屋七兵衛　日高屋吉兵衛　辨（一本宮原屋六兵衛）善兵衛

是は御口前所へ元船出入に付屆け其外船手筋用事請込幷舟頭幷に荷直等止宿仕候

一蜜柑株一株に付　荷親一人

是は籠草筵等之仕入蜜柑荷物受込船積致し御納所筋引請江戸登り金割符致し仕切勘定請拂其外蜜柑組諸色請込

一荷主代一組に付一人

是は先年賣子と申候得共十四年以前未の年改直し荷主代と申候是は九十月之内より江戸へ罷下り着船之蜜柑爰元荷親より出し候送り狀に引合せ請取問屋に爲賣候作畧蜜柑代金問屋より請取差登し翌年三四月迄江戸に相詰代金取立申候右荷主代格別小組之分は大組之荷主代に支配を賴又は小組同士組合に仕二組三組より一人相立候も御座候

一荷一組に一人

是は船積籠數小前之割符仕り川下の荷物北湊にて改め毎日御口前所改御帳引合判形改仕候

一御用蜜柑納役人

當時瀧川原村　新　八　郎

是は御獻上御用蜜柑筋一と通り諸拂仕候に付蜜柑庄屋と申候

一蜜柑方肝煎三人

中　番　村　利　右　衛　門
田　口　村　淸　兵　衛
金　屋　村　又　四　郎

是は江戸廻り蜜柑筋頭取に御座候

一江戸問屋肝煎三人

是は毎年荷主代に下り候人數之内にて物馴候人柄を撰爲相勤申候

一尾張廻り之儀は六十四五年已前寛文年中に始て蜜柑積送り申候其比名古屋へは伊賀三河遠江之國々より蜜柑出候得共有田蜜柑積參候得は四ヶ國之蜜柑流行不致候由尾張賣之儀は一艘切に現金に御座候荷主代も不參賣拂申候近年は江戸廻り籠高之二分通積送り申候

尾州問屋　　船入町　高田新八郎　　同　楠屋傳十郎

右二軒之問屋にて賣拂申候

右有田蜜柑古來の申傳に候近年の模樣當時之旨趣有增如斯に御座候以上

享保十九年寅十月記之

右原書に安政七年十二月有田郡中番村蜜柑荷親林小右衛門古記より寫之と在て頗る誤脱多し和歌山縣農産調査書亦同記を載せ訂正する所あり依て兩記對照以て抄錄す該調査書亦記して曰く

本縣産出の蜜柑は其名聲夙に世に顯はれ縣內の一大物産にして依て以て生計を立るもの尠からす而して栽培の最も多くして且美味なるは有田郡の産出とす是れ有田蜜柑の名稱ある所以にして他方の及ひ得さる所とす

抑有田郡蜜柑方は其創立既に旧く之を古記に徵するに寬永年度に其萌芽を發はし享保年度迄に大成せしものにして蜜柑果實を江戶に輸送販賣するの法を設け元締或は荷主代陸役等の役員を置き蜜柑一切の事を掌らしむる役所の名にして其組織の大略は蜜柑所在の地を數十組に分ち一組各荷親を置き其上に元締あり荷親元締交代を以て北湊村（在田川口）に出張し各村より輸送する所の荷を雛師より查受し其送り先の問屋印と仕出元の荷印を驗し送狀を製し之を船に積む其船は（淡路其他より雇ふ）各順次を定め（一番二番の順序）此船江戶に着けは荷主代之を査納し其印に依りて各問屋に致し競市の法を以て之を仲買に賣り其代金は爲替として藩府の爲換方に依賴し蜜柑方會所（北湊村）に送る蜜柑方會所に爲替券着する時は之を金に代へ前の問屋印荷主印の帳面對照し荷親より荷主に致す故に荷主は荷を川岸

に出し置けば艜師之を艜に積みて川口に漕送し金に代へ來りて一擧手一投足の勞なく其費の如きも亦荷數に配當し豫て定め置たる額に依り送金の際之を引去るを以て荷主より別に納むるに及はす數十年の經驗に由り成立したる法にして其便且信なる稱するに餘りあり而して其役員は荷主の望みある人を擧け藩府にて之を命せられたり明治維新百度皆一新せるを以て此役所も亦一新の運に遭ひたり

一按するに有田蜜柑の儀世々官の奬勵保護に依て隆盛を致せし事粗ほ前記の如くにして現に維新前迄毎歳冬季に先ち鎌倉河岸にて蜜柑物揚場借地の事を幕府へ請願ありて紀伊殿御用國產蜜柑揚場と大書の榜示杭を建設便宜を付與せられたり然るに安政二三年の比水野土州執權の際理財の計畫あつて江戶御產物方と云ふを設置御用人川北惣右衛門主裁となり御仕入頭取井田要左衛門等之に屬し紀州御仕入方の仕出荷初紀州の產物一切を□□□せんとし有田蜜柑も之に倣ひ一手に輸致せしめたるに數十百年來從事の問屋仲買は忽ち其途を失ひ未熟の官商々機を不知百事蹉跌數十万籠の蜜柑は堆積山をなすも絕へて購買の者なく終に空しく腐敗に歸し大失敗を取りたるを以て再ひ從前の組織に復旧以て維新に至れるなり

一蜜柑之容筐は元來一切竹籠に限り竹の平肉を丸く編み籠となし筵にて蓋し繩結したる者也固より和船運送なれは海上三四十日を經て江戶着爲めに腐敗甚しく加之船中拔取りの弊際限なく無難籠を得んとするは運賦天賦に任するより策なきの有樣なりしが嘉永の頃にやありけん全國の竹藪一種の病を生し悉く枯死して竹價暴騰此時初て板箱詰を見たり時人甚た奇に思ひたりし後又竹籠に

復し或は箱詰と混し輸送しつゝありしか安政の末万延の頃よりしては竹籠跡を絶ち一切箱詰に化し腐敗拔荷の害なきに至れり有田近郷山分の村々は終歳該蜜柑籠乃至箱製作を以て業を營む者も實に夥しき由也蜜柑の産額往昔の事不明農産物調査書に明治廿一年普通蜜柑産額百四十六万九百十四箱價二十四万六千五百六十八圓温州蜜柑産額二十六万六千三百三十七箱價七万五千九百十二圓と記せり

（一本ナシ追記

明治卅二年度有田郡蜜柑栽培調

反別千百四十八町八反五畝壹歩

産額百五拾六万七千五百箱

價額卅六万五百圓

栽培者五千八百卅九戸

此人口三万三千九百七十一人）

熊野鯨

捕鯨之事は御入國前慶長十一年太地角右衞門之祖先和田忠兵衞創業　龍祖御就封以來益其術を御奬勵兼て海軍の備へと被遊たり則御世記御言行武備之部に掲けし如く湯崎にて鯨船五百艘を連ね隊伍を建旗幟を設け吹螺以て號をなし鯨至れは其船を指揮して之を捕云々とあり

又寛文四年に始て鯨船といふ漆にて五彩に塗り疾艓箭の如き飛船を製せられ又古座浦に鯨方役所

を被設役人を置銛綱初一切之器械を備へ常に三百名之漁夫を養ふ是等費用の爲め米三百石を被附時としては捕へ損し數百之銛數條の綱を鯨に負ひ去らるゝ事も不少一と度如斯時は忽ち數千金の損失を釀し到底民力の堪ゆる所に非るを以て古座捕鯨は都て官の負擔に歸し爲に近郷近村其利に浴し民庶因て其堵に安せし事維新迄永年之間如斯なりし也而して其方法規畫周到備具せしも記錄傳らす今詳悉しかたし蓋し歷世に於ても往々釐革勵致以て蜜柑と共に紀州物産の大名を博し隆盛に至りしも畢竟當初　龍祖之御計畫に基きしならん唯其年代と如何之方法等之如き詳ならされ共前後捕鯨に關する大略は爰に集錄す和田忠兵衛同總右衛門の事は俊傑傳に詳なり

紀伊國續風土記に曰く慶長十一年和田忠兵衛頼元といふ者堺の浪人伊右衛門尾州知多郡師崎の傳次兩人をかたらひ鯨突を始む舟一に櫓七挺なり寛文四年に始めて塗舟を作り櫓八挺とす延寶五年和田惣右衛門鯨網を始むその漁獵の樣子甚大造なり船三等あり突船あり網船あり網船に又引船あり突船とは銛を以て鯨を突く船なり其數九艘皆塗船にして其形細くとかり一艘ことに艪八挺十五人乘りにて輕ふして疾を侔ふ每舟總管一人あり此を羽指といふ長柄の銛を執りて船頭に立つ銛は純鐵を用ひこれを投して身に立つときは勾りて横に垂るを主とす網船八艘各十二三人乘り船ことに網十八段を積み鯨を追廻して遠まきに網を置て限おとしをなす其網太さ井戶綱の如し引舟五艘皆十一人乘なり船は何れも皆龍(虎)華形を彩色し五色爛然たり悉旗を立て軍艦の如し鯨の大洋を過る事一日の内其數夥しけれとも之を捕るに由なし唯海岸三四里の中に寄り來るものを窺ひてこれを捕る其近く來るも出沒遠近船中にては知りかたし故に海崖の山頭に望遠臺を置き又七八箇所

に烽火を設け老漁の者常に遠眼鏡を以て海面を望み視て指揮をなす近きは貝を吹き貝の及はさる所は三品の采配を以て指揮す采配の及はさる所は三品の旗を以て指揮す最遠く旗の指揮及ひがたきに至りては烽火を擧けてこれを指揮す海面に布列せる船其指揮に從ひて左右縱横遠近聚散響の聲に應し影の形に從ふか如く千變万化鯨魚を逐ひて疾き事疾風飛箭の如し須臾の間鯨魚滿身銛を受ること蝟毛の如くにして漸く疲れて弱るを伺ひ一人利刀を提けて鯨魚の背に跨かり共に洋溟の中に出沒して其背に穴を穿ち大綱を通して左右の船に繋き數艘を連ねて海崖に向ひてこれを漕く

背を穿ちて大綱を通すこれを手形取るといふもし早き時は勢猗盛にして近附くもの[illegible]粉さゝる遲き時は鯨魚既に死し海底に沈みて又出すへからす死生の界を伺ふて手形を取るを老漁の所作とす

漁船皆列を立て歌を謡ひて陸に向ふ一番に銛をいるゝを一銛とし尤手柄とす二銛三の銛これに次く指標の旗を船頭に立て其功を表す雄旗濱風に靡き歌聲潮音に和し其雄軍艦敵船を奪ひ主將を擒にし凱歌して歸陣する勢あり實に海國第一の壯觀なりこれを屠ること亦目を驚すものあり既に濱邊に漕寄せ深さ一二丈の所に至れは鯨魚海底に膠して動すへからす因りて青龍刀の形に似たる利刀を執るもの四五人鯨魚の背に乘り先大なる突を穿つに油の涌出る事沸泉の如きを桶を以て此を汲出す縱横にこれを斬りて大臠數十塊となす一塊大さ方五六尺大綱を以て是を繋き卷轆轤を以てこれを曳く數十人輔けて或は輓き或は推し漸く陸にあく陸地にて又大刀を執るもの數人ありて臠塊を料理し大權ありて其輕重を量る其胴骨の大さ囲一抱より三抱に至るありて大村を海濱に横たふるに似たり大鋸を以て兩人相對してこれを斬る其長さ三尺許臼村を積むが如し海陸血を注き其場にあつかる者滿身皆血に染み海上十余町の間血海となり紅波物を染むへし其殘殺の狀地獄の圖を觀るか如し村中の男

女數百人堵牆の如く群をなし守る者の間を伺ひ落るを拾ひ散るを爭ふ是に於て點檢の吏ありて不法を糾彈し長杖を執る者ありて四方を警衞し濫雜を制止す一頭を獲れは數十里を飽しむへしといへとも人數を用ふることと五六百人を一群とする故に其費亦夥し然して一歳獲る所大抵七八十頭にして少き年はこれに半す漁事九月の末に始まりて季冬に終るこれを上り鯨といふ東より西に行ものを捕るを云又春二月頃より三月の末までに捕るを下り鯨といふ西より東に歸るものを捕るなり相傳て冬は西の海に趣きて子を產み春は子を連れて歸るといふ今明の顧骱か著す所の海槎餘錄を見るに大抵儋耳の邊の海灣に至りて子を產むと見ゆ

一按するに維新前迄は每歲冬季には熊野鯨肉を江戶へ御取寄幕府へ御獻上御同族方初御緣故之向々へ被進被遣夥しく御家中之向々も手筋々々依賴取寄せ歲旦の吸物には必す之を用ゆる事の習慣たりし也又冬鯨は三輪崎太地浦にて捕獵春鯨は古座浦にて之を占むといへり蓋し太地三輪崎は新宮太夫乃至太地角右衞門の所轄なるへし

一古座三輪崎太地之外奥熊野長嶋組尾鷲組にても元祿以降明和の比迄は捕鯨せし事左之記に依て証すへし爾來廢絕信奥熊野に在りし時も唯口碑に存するのみにて業絕てなし

元祿之初奥熊野長嶋組嶋勝浦に關清兵衞あり關浦衆民の窮乏を患ひ捕鯨の業を開き以て資補せん事を志し同四年始て之を官に請ふて許容を得たり依て業を初むるに翌五年季節に臨み數種の鯨鯢本浦字長江の沿海に群集同六年捕獲之數七頭大さ七尋乃至十五尋ありて其收利尠からす浦民之を德とし清兵衞大に名望を博し且天幸を得て起業以降漁事盛なる事十有余年連綿たり然る

に寶永四年量らずも地震ひ海大に嘯き漁器一物も殘さず海底に沈沒せしが波靜まるに及んで僅に銛一二を得しのみ（其具今尙保存せりと）にて餘は盡く流失爾來遂に廢絶に歸すと云々

紀伊國續風土記に曰く嶋勝浦村の寅卯の方に鯨山あり寬政以前は此浦にても鯨を取りたり其時鯨のよるを見し所なるより此名ありと

一奥熊野尾鷲組九木浦に於て寶曆四年九月若山より役員出張始めて捕鯨をなさしむ爾後年々捕獲少からざりしが明和六年に至り廢絶す其間僅に十六年のみ（九木浦鯨獵資金貸與殘金年賦納の事長島御仕入方帳に見ゆ）

一按に別記郡方手鑑春廻り順在心得書之條に遊木浦甫母二木島（いづれも奥熊野也）右浦々には鯨船を出さし候處曾て鯨突不申長嶋組白浦嶋勝浦にては少々鯨突取候へ共何れも小き鯨にて銀成り少く諸拂に不足仕候由云々と記せり是れ元文五申年の記と察すれば元祿以降寶永に至て一旦中絶再興す奥熊野所在鯨獵せしものなるへし

一有德公の御時御船手御水主稽古の爲勢州松崎にて捕鯨被命し事御同公の部に記す

一御仕入方大帳に左の記あり之に依て觀れは古座鯨方は慶應二年比に廢し跡は浦役人且大庄屋の負擔に歸し郡宰之が監督をなしたる如し御仕入方より仕込貸金額及ひ年次とも詳ならず

口熊野古座組鯨方へ先年其御役所より仕込貸滯銀去る弘化二巳年より年々得漁鯨一本に付金貳步貳朱つゝ右滯銀の內へ返濟取計來候處御承知之通役所廢止被　仰出候付右鯨方之儀御代官所元に成浦人幷大庄屋共引受させ候筈に候就ては向後返濟之儀別紙之通御代官中へ司農衆より御達相成候付右寫差進此段及御申合候以上

慶應二寅年十月七日

御仕入頭取兩人宛

田中八五郎

別紙は御勘定奉行より口熊野御代官への達書にて文意同斷也畧す御仕入方より仕込貸金殘額は左の如しとあり

銀貳百四拾七貫七百三十四匁四分一厘

西瓜

海士郡布引村は天和の後津波抔にて人家も絶へ田地も海濱の砂磧場となれり寛文元年　南龍公此地を御巡覽ありて駕を古松の木に駐めさせられ此地を開墾せば必す良田となるへしとて三葛村に命して開發せしめ給ふ同三月再ひ御巡覽あり西瓜甜瓜を植て然るへしとの命あり明年西瓜の熟する時又駕を寄せられ西瓜を御賞美あり後次第に開發して遂に繁昌の地となる西瓜の甘美他に異にして京攝に鬻き我國の名產となれり村民　祖公の遺德を仰き私に位牌を營み每年正月十日集會して百万遍の念佛を唱ふ又西瓜初めて熟すれは村老四人濱中村長保寺祖公の廟前に備へ奉りて後初めて他に鬻くと云々

按に松江浦亦西瓜を多產す想ふに同地も砂磧なれは布引に倣ひて植初めしにもあらん然れとも味ひは稍劣れり布引西瓜の特に水氣多く甘味の一種なるは實に比類あるへからす此西瓜の培養は一蔓に一二果を止め余は皆剪除す之を酒糟に漬込茄子瓜の類と共に奈良漬と稱せり紀州奈良漬の名聲亦夙に世に響き年々四方に輸出するもの尠からさる也因に依て次に記す

奈良漬

奈良漬は茄子唐瓜白瓜西瓜花零(ハナチチ)等を酒糟に漬込みたる也和歌山本町五丁目新屋(アタラシヤ)を元祖として其名高し西瓜花零即ち小西瓜の漬けたるに限りて源五兵衛と通稱す如何なる故にやと嘗て新屋当時宮崎傳兵衛といふに就き親しく聞く處に

奈良漬の原因は私家は新屋八左衛門と申數代造酒營業の處文祿年中造酒稼所謂桐兒に雇入の者大和國奈良の產源五兵衛と申篤實なる者ありしが或時海士郡布引村濱の宮神社へ參詣の歸途畑地に西瓜多く作りありて傍に小西瓜を切捨數多轉々遺棄したるを見留め手比なるを數個拾ひ歸り試に酒粕に漬込置やゝ日を經て味ひ見しに不計も風味佳美なりし故他の品評をも請ひ遂に小西瓜を購求類りに漬込初めて販賣せしが初めにて奈良人の製し初めし故奈良漬と唱へ又小西瓜を漬初めしも源五兵衛ゆへ誰いふとなく小西瓜を直ちに源五兵衛と稱するに至れり然るに元祖八左衛門家は都合により造酒廢業に依て其營業を引續き奈良漬製釀の傳法も讓り受爾來改良に改良を加へ今に製造昔時に替らず候

宮崎傳兵衛

右文祿年中とあれ共布引村西瓜は　龍祖初て栽培を命せられし事既に前記の如くなれば元祿の誤りには非るか文元相類すればなり紀伊國名所圖會には新屋の祖は日前宮の社中江川氏の四男にして紀秀浮といふ文祿三年宅を分ちて若山に居し世々造酒を業とすと是等に混したるならんか

又一說に小西瓜を源五兵衛といふは炮術家吉川源五兵衛松江の西瓜畠にて鐵炮の町打をなすに

手練の功玉筋定まり通りて小西瓜剪捨の者危を感せず演技中も懼れす採收したるより遂に小西瓜を源五兵衛と直稱せし也と少しく信しがたし

朝鮮人參 附其他藥草

朝鮮人參 付菓菜 草豆蔲使君子 烏藥 和木香

享保二十卯年九月公儀より御拜領の朝鮮人參苗甲州甘艸を紀州在中へ移植す

元文二巳年　公儀小笠原石見守より酒井秀齋を被呼出藥草五種被相渡於紀州作り候樣被　仰渡候に付持歸入御覽候處於御國所々の御藥園被　仰付該藥草試植を命せられ朝鮮人參栽培の儀も同人へ擔任被　仰付の旨記あり又奥熊野二鄉村へ植移有之人參生立の樣子自今折々相達可申旨布達あり延享二年八月熊野人參一箱初て公儀へ御獻上又寶曆五年頃より日高郡山地組在々へ人參植付手入取計候處天明年中に相止候云々又山々より出候和藥草京大坂堺和藥草改所へ向寄次第持參吟味を請候て商賣可仕旨御年寄衆被仰聞云々等あり紀伊國續風土記に船津村（奥熊野）人參植物は中新田阿蘭新田の間山足にあり命ありて人參を植させ給ふと是等數記に據て考ふるに　有德公の御時本草の御吟味（勢州松坂の丹羽正伯は本草を以て被召出數十万坪の地を賜はり藥園となす）頻りにて藥草の苗種を下付し給ふ紀州は御旧國の事格別の台旨もあらさせられ朝鮮人參の如き夙に其苗種を下賜ありしかは之を奥熊野日高等の山分へ移植栽培を命せられ特に奬勵し給ひし也

熊野炭

熊野炭

熊野炭之を御仕入炭と稱し元祿年間より口奥兩熊野在々へ御仕方役所と云を設置資財を貸與燒き出せるに始まる（從來民間にても燒出したるなるへし）抑口奥兩熊野の地たる滿郡高山峻嶽疊々起伏殆と坦地なく田圃僅少人食

十分の七八は皆之を他邦に仰く故に海濱は漁獵を營み山分は林木山業に生を遂く而して山皆嶮難惡路水利に乏しく（口熊野は富士川日置川古座川奥熊野は新宮川北山川あるのみ谷深く舟通し難き處多し）巨材大木を仕出の方絶無なれは村木は板挽物小割物となし仕出し然なきは炭燒に服し就中炭燒を多しとす深山幽谷の窮民懸空一物なけれは悉く資を他に仰て僅に雇役せらるゝのみたとへ年凶歉に非るも山持庄主（山林を貸與又は米鹽を仕送り炭業をなさしめ山民を雇使す）變遷常ならず乃至濱方不獵時不景氣なれは仕入仕出しを頓廢せられて忽ち飢餓流離の慘に迫り村々退轉相續くに至る於是官窮民救護の策を講せられ若山御仕入方元役所より兩熊野等僻陬の地へ出張所を設置官林の立木又は民有の炭木山を購入米鹽を貸與して焚炭に就かしめ製品を附近の出張所へ輸送せしめ工費駄賃を以て連々貸與の米鹽代山代等を控除の法とす轉々循環如斯にして年の豐凶景氣の何等にも關せされは窮民初めて常產を得て男女老少擧て炭燒又は駄賃持に服し辛くも活路に迷ふなきに至る加之質物貸與の法を設け或は御納所と唱へ租稅取かへ貸をもなして救護至らさるなきにぞ貧民の至便限りなし依て益此組織を擴張寶永正德享保間其以後共兩熊野未設の地及ひ日高有田の山中等へ數十ヶ所の御仕入出張所を增設せらる元祿以降維新に至るまで永年間仕出品の模樣土地の便否等により廢置異同なきには非されとも近く元治二丑年の頃御仕入役所の配置は左の如しとす

奥熊野　牟婁郡

木の本組　木之本浦　元祿十五年新設
　　　　　新鹿村　寶永二酉年同
　　　　　嘉田村
尾鷲組　尾鷲浦　元祿十五午年同

長島組　長島浦　元祿十五午年同
本宮組　本宮村　寶永三戌年同
北山組　大又村　寶永四亥年同
　　　　寺谷村　正德元卯年同

明治初年僖在郡し時に相賀組舟津村長島組二郷村の二ヶ所を加へ合十ヶ所ありたり

一御仕入方より仕入をなす單に炭のみに非す村木板類小割物樽丸（伊丹酒樽の賃作に、長一尺八寸巾四五寸に木取り竹輪にて丸く束ねたるもの）其他山産物諸種の仕入をもなし輸出せしむる事同斷にて内大分を占むるは炭にあり南熊野日高郡より輸出のもの實に巨百万多くは皆江戸に輸送幕府納炭を初め市中に流布熊野炭の大名を博せしは普く世の知る所也御仕入方の巨細は財政の部に詳述せり爰唯炭に關する記を掲く

一熊野炭全般の産額且販賣高賣價元代等の事帳簿錄遺調査の便なし唯長島高津尾御仕入方元帳と稱するもの遺存により之に憑て摘要抜錄左の如し其地其局の狀況により産額の多寡不同と雖も結局大同小異なれは一部分を押して總體を概判すべきのみ

長島御仕入方

御救在々　前山村　大原村　江龍村　仲桐村　十須村（以上東組五ヶ村と云）
　　　　　古里　　海野浦

炭産出及賣高　略して十年つゝを記す

年號	炭産出	同賣高	年號	炭産出	同賣高
文化三寅	六万六千〇三十二俵	四万三千〇二百卅二俵	文化十三子	六万七千五百卅三俵	五万三千三百七十七俵

文政九戌	五万二千百六十七俵	四万〇二百八十五俵	天保七申	五万千五百廿二俵	三万三千八百三十五俵
弘化三午	三万四千〇三十三俵	一万六千五百五十俵	安政三辰	三万〇二百廿五俵	二万〇七百三十五俵
慶應二寅	二万五千七百卌五俵	一万五千九百八十五俵	明治元辰	二万二千九百八十三俵	六千六百卌五俵

仕入代米出入高

賣高とは山元仕入賣とし炭燒賃駄賃にて返納せしむる也

年號	米買入高	同賣高	年號	米買入高	同賣高
文化三寅	三百五十石	三百五十石	文化十三子	四百十石五斗〇三合	四百十石五斗〇三合
文政九戌	三百五十石	三百五十石	天保七申	四百一石八斗八升六合六勺	二百七十三石九斗八升一合九勺
弘化三午	百十三石四斗一升二合	八十三石五斗二升二合	安政三辰	百七十三石五斗二升	百五十七石五斗
慶應二寅	二百十一石二斗	二百十一石二斗	明治元辰	百二十六石	百二十六石

右年代之内炭出高之最多額は八万七千六百俵余賣高之最多數は六万千七八百俵にして天保九戌年より以後は續て出高三四万俵賣高二三万俵に減す元治元子年以後出高賣高共頓に減數是世上騒擾と江戸の大小名國邑へ引取等によるものか明治元年は江戸瓦解の結果也仕入米の出入は總して焚炭の多少に准するものとす

一長嶋炭取扱に赤羽五ヶ村に永年炭山を買渡し出炭興掛りといふを以て山代を取立つ山代二分五厘を積立置一ヶ年つゝ合銀高を以年限中割合之を納む先つ直燒同樣之取扱にて燒賃駄賃は役所より拂遣す

炭買元代

年號	炭一俵	同内譯燒賃	同駄賃	同山代	同道橋
文政十亥改	一匁九分	一匁二分	四分	三分	
安政五午增	二匁三分				
元治元子	渡口 二匁四分五厘	一匁四分五厘	五分	四分	一分
同	樽込 二匁九分五厘	一匁四分	四分五厘	三分	一分
明治元辰正月より	渡口 五匁二分	三匁六分	一匁	五分	一分

道橋には運送道路の道橋修繕費に充るものなり

一赤羽五ヶ村庄屋共へ炭一俵に付一厘つゝ被下

一古里海野兩村庄屋肝煎へ炭葬あみ方世話致させ候に付銀十五匁つゝ遣す

一赤羽五ヶ在御納所貸毎年十一月貸翌年二月納
　銀五貫八百五十目　但利足月八朱

一海野浦御納所貸文化元寅年より十匁減其後同斷毎年十一月貸渡し翌年五月納
　銀四百八十目　但利足同斷

一赤羽五ヶ在は組割小入用金毎年十一月貸渡し翌年九月納
　金三十兩也　十兩 前山村　六兩 十須村　八兩 仲桐村　一兩 江龍村　五兩 大原村　但無利足

一赤羽五ヶ在牛馬調代貸左之通り返納方は山代二分五厘つゝ預り銀を以て返納相立候事

金五十五兩二分　此牛七疋　馬拾四疋　但無利足三ヶ年賦

內譯　馬五疋 牛二疋 前山村分　馬三疋 牛三疋 仲桐村分
馬三疋 牛二疋 大原村分 江龍村分　馬三疋　十須村分

右長嶋役所は全く赤羽谷五ヶ在の仕入方にて炭產額は奥熊野中にては最たるもの也熊野炭一つに長島炭の名あるゆゑんとす信曾て奥熊野に在職の日該地五ヶ在の實況を目睹す山民最も頑愚懶惰農作を勉めす（尤田園皆無とも云も不可なし）食あれは喰らひなければ飢を待ち流離逃竄常なく非人乞丐を耻ず故に廢戶相續き租稅年々納らすして退轉者の持高は一村のもたれ高となり村々益々窮するより外なし近代尙ほ然り若元祿のむかし御仕入救護の法なかりせは山中の民殆と孑遺なかりしものと察せらる抑炭業の現狀は炭燒者深山幽谷處を擇はす徒屬相率ひて山に籠り有合ふ樹皮木葉以て小屋を結ひ甲林燒き畢れは乙山に替へ輾轉流移終生山を出ず炭材は樫椿馬目樫を最上とし餘は雜木なり（幕府御用炭の上等品は姥目を用ひたりといへり）太さ四五寸より一尺計りなるを地上より五六寸を余し長四尺より六尺に伐採す一株數條叢生のものは內長大なるを擇伐し余木の成長且萠蘗の繁生を促す竈の構造焚法の如何によりて炭質種類あり樫込といふは樫木炭にて淺白は雜木也長嶋は此二種に止る惣して熊野炭の堅質鐵の如きは元來岩山のみにて生育遲緩隨て木理緻密なるか爲とす故に伐採後概ね十五六年二十年を經されは再伐するを得すといへり如斯焚たる炭を五貫目又は六貫俵になし各村の男は肩にし女は頭に戴き（熊野の俗女は一切頭に戴くの風習にて何程輕量の物たりとも手に携へ持事なし）三々五々隊をなし三五里の峻阪嶮路を跋涉して御仕入役所へ輸送し來り駄賃を收め歸途直ちに米麥芋藷蔬菜を購ひ歸へる（海濱大漁あつて魚價安低なれは恰も犬猫の食ひたる魚頭骨尾又

は腸胃を求め歸へるあり各自老少共朝に出て夕へに歸り僅に其日〱の生を營むに汲々たれは若し疾病乃至溪流暴漲渉り得されは（山間の溪流絶へて橋梁なし平素水脛股を没するを犯し渡る也）食盡きて忽ち飢になやむ其慘狀言語の及ふ處にあらす

一赤羽五ヶ在には長嶋浦の北數里にあり十須江龍の二村は最奥在也山間窮谷に点々村落をなし一村纔に五六戸又は十戸前後敢て水田を見す數畝の麥圃は播種のまゝにて施肥耕耘せされは絶へて見る影もなし甲乙斜傾い廢屋は逃亡の跡といふ二月（舊暦）の候麥未た登らす（たさへ登るも種子に足らず）樫の實は既に喰ひ盡し單に草蔓珠砂（トコロシビトクサ）の根濱牛房（自然生）を堀り喰ふ杜衡（ツハブキ）の生葉は一升三十二孔ならては得かたしと寂寞無人の境に似て唯泉聲鳥音（コタマ）神と相語るのみ物色悽愴實に人類生を遂るの地とはゆめ思はれさりし奥熊野の諸組木本尾鷲北山入鹿の山中概ね此類と雖も赤羽五ヶ在と本宮組は最甚しきものなり

口熊野 牟婁郡

口熊野は奥熊野よりは山深く海濱より大和國境迄は六七里乃至十里餘あり故に炭産出最多し御仕入所の配置往々變動ありしと雖も亦元治二年の頃現在左の如し

四番組 近露村 享保七寅年設置 日置川の奥山中
　　　 眞砂村 寛政五丑年同 古座川の奥山中

周參見組 大野村 元祿十三辰年開始正德五未年止享保七寅年再興 日置川の傍海濱に近し
　　　　 市鹿野村 寶永元申年開始享保三戌年止同九辰年再興 日置川の奥山中
　　　　 周參見浦 天明八申年十一月開設 海に近し

三尾川組 西川村 寶永元申年同 周參見の奥山中

古座組 高川原村 寶永元申年同 古座川口

江田組　江住浦　寶暦四戌年新設　和深浦　嘉永五子年同　共に海に近し

仕入救濟の方法奥熊野に同し而して各役所の簿冊傳はらされは炭産出高販賣額元代等辨知しがたく信熊野に在りしも管轄を異にしたれは詳にせす聞が如きは山深きか故に其産炭は奥熊野に見たるも弟たるへからすして古座川に出る亦尠からすといへり燒法一種優等にして彼の有名なる備長炭を多出し一つに田邊炭と稱せり田邊山中より出るがゆへとす炭質の堅實なる之を叩けは鍛鐵の如き響きありて火力久時に堪ゆるは天下無比なり概ね皆江戸に輸送し菓子商饅舗等火力の猛烈を要する商工者の専用する處となり熊野炭中第一等の名聲を博せり從前は五貫目俵價金壹兩に何俵何分と唱へ賣買す安政嘉永の頃には凡一兩に十六七俵也し爾來物價の騰貴に伴ひ漸時昇登當時に在ては一俵一圓以上に至るといふ

日高炭

炭の産出頗る多し其質兩熊野に比し少しく劣るも堅牢多くは讓らす故に世間一般には概して熊野炭と通稱す仕入救助の組織前記に同し元治二年の比御仕入役所の配置如左

中山中組　高津尾村　享保十三申年開始　日高川の奥山中
南谷組　印南浦　寶暦六子年四月同
山地組　上柳瀬村　文化十五寅年同　高津尾の奥山中
　　　瀧　村　天保十亥年　同
入江組　三尾浦　嘉永五子年　同

右五ヶ所之内唯高津尾御仕入方元帳なるもの存せり摘要左の如し

高津尾御仕入方　下越方共

御救在々　三十木（一本ナシ（上田原））　下田原　小笹木　佐井　高津尾（一本ナシ（高津川））
　　　　　船津　小畑　尾曾　八軒堂（一本ナシ（伊左の川））　廣瀬　岡本
　　　　　三佐　田尻（一本ナシ（谷子））　老星　板野川　姉子

一天明八申年上初湯川村愛川村願により下越方に番所を設置中山中組在々十七ヶ村救助仕入方取計

一仕入米幷小賣米年々八十石つゝ本途より受取

文化十二亥年迄は百六十石つゝの處追々減石に至り六十石つゝ受取天保十一子年より中絶弘化三午年より復旧六十石つゝ安政元寅年より八十石に増石内五十石は高津尾分三十石は下越方分

炭産出及賣高　略して十年つゝを揚く賣高の出高より超過あるは前年の越高ある故也

年號	炭出高	同賣高	年號	炭出高	同賣高
文化三寅	一万六千九百七十十俵	一万二千二百七十二俵	文化十三子欠ク 文化十四丑	六千〇六十俵	三千四百五十俵
文政九戌	一万三千七百四十一俵	一万三千九百七十一俵	天保七申	一万五千六百五十七俵	一万九千五百廿三俵
弘化三午	三万三千八百四十七俵	三万七千三百九十一俵	安政三辰	九千二百八十五俵	一万二千三百十二俵
慶應二寅	六千四百〇三俵	七千二百六十四俵	明治元辰	六千三百四十一俵	五千〇六十三俵

仕入米貸賣高　買入高欲記天保十亥年迄は仕入米高つゝ受取翌子年より止さの記あれは同年度迄は御代官所等より元受したるならん

年號	仕入貸賣	年號	仕入貸賣	年號	仕入貸賣
文化三寅	百六十八石	文化十三子	百二十石	文政九戌	八十八石

天保四巳より弘化三年迄	缺記
弘化四未	六十石
安政三辰	八十石
慶應二寅	八十石
明治元辰	八十石

炭貫元代高下　改正后さあり

年號／極印	㊅	㊇	㊤	㊈	大	仝
文化三寅	二匁三分	二匁三分	二匁五り		一匁九分	
同十四丑	二匁三分	一匁九分五り 一匁七分八り	一匁九分二り 一匁七分五り		一匁六分 一匁四分三り	
文政九戌	二匁二分	一匁六分八り	一匁六分五り		一匁三分	二匁二分
天保七申 弘化三午 安政三辰	缺記					
文久二戌	四匁三り	三匁一分三り			一匁八分三り	
元治元子	七匁五分			六匁	三匁二分	
慶應元丑	八匁五分			七匁	三匁七分	
明治元辰九月より 同年十一月迄	十三匁五分 十八匁五分			十一匁 十六匁		

天保十一子年炭捌方景氣宜に付元代一俵に付二分つゝ直增

同十三寅年限六貫俵仕出なし

同十二丑年十月より五貫三百目俵燒出す明治元辰年より當分四貫五百目俵に直す

一熊野炭海運古座以東は專ら江戸に輸し以西は和歌山大坂等に輸出す塩御崎梅南に突出し潮流の順

逆により勢ひ然らさるを得す又炭船は多く他邦の船を用ゆ長嶋の如きは伊豆船に一任す是往昔よりの習慣にて能く事に熟し三四百石の小船常に江戸通ひをなして未た難船を聞かす抔いひあへり兵庫開港以來は外商茶の焙爐用の炭需用夥しく多くは日高地方より輸出のよし也而して日高と熊野とは自つから俵裝を異にせり大略圖の如し

熊野

茅俵
丸太
兩口樫の生木を挽め込む

日高

葭俵
細長

伊勢炭

勢州封内田丸領其他の山分より産出の炭枚擧すへからすと雖も別に名産と稱すへき程の事なし唯一種伊勢炭と唱へありて江戸殿中初諸局諸司御家中等の使用品たり俵亘大多量炭質堅牢ならさるも立消せす焚やすく安價なれは（米俵に入大小粉炭混入凡七八〆目代一朱前後也）し大に至便とせり是田丸領大杉谷の村々（俗に横谷と云）より年貢代納に徴收せられ所謂御用炭にて佐八御仕入役所管理し一切他へ販賣をなさすと也維新の際信松坂に移住該伊勢炭の供給は必す自在を得んと思の外一俵だに形ちを見さりし事由詳ならされとも因によりて附記す

藤白墨

一元文の比有田郡湯淺村橋本治右衛門へ藤代墨新製を命せらる

紀伊國續風土記に曰く藤代墨の事熊野行幸記抔にも見へ其名高き處いつの比よりか廢絶せしを再興せられたる也治右衛門爾來新製し寶暦七年聖護院宮及永龍院に獻す代々相傳へて專ら是を製し公用を勤む其形數品ありと

藤白墨の事十寸穗の薄にも記あり參照すべし榊葉形の墨は昔熊野詣の人頭髪に榊の葉を挿す故實に據ると云々

藤白墨の圖形

表　浮彫

裏　寸如図　厚サ五分全　文字彫入金色

裏

中央凹
文字浮形

藤白墨
天保年製

表

大サ如圖
甲高文字
模様浮形

按するに長澤衛門日記天保十亥年の條に七月廿九日坂本や喜右衛門より願にて此度新製墨和歌名所圖「繪（一本數）」入五丁揃入御覽之處至極宜敷出來尚又追々出來次第見せ候樣との御沙汰後熊野瀑布形在田（橋栴）（一本橋林）形の丸太墨出來差出すと然らは前圖丸形以下此時の製にして藤白墨再興之意に出たるものか意匠亦衛門考ふ處ならんか衛門は古學を能くし有職等を以て　舜恭公の顧問に備り頗る寵遇を蒙る藤代墨公用に供せし事は信等知る處にて嘉永安政の比迄は諸局皆用ひたりしが後いつしか其跡を斷ちたり

白砂糖

寛保三亥年七月初て白砂糖を製出　公儀へ御獻上和製は外に類なし　將軍家御賞翫ありて日光　御宮へも御進獻あり已後獻上年々恒例となるといふ

和歌山縣農事調査書に元文元年有田郡箕嶋村の農善吉（田中を氏とす）に命を下し九州に航し甘蔗苗を要めしむと記し彼れ此時櫨樹の繁殖を見て紀州に適すべきを察し薩摩にて良種を選擇携へ歸て移植辛苦勉勵遂に一大産物を開起せし由を掲く而して甘蔗の事を逸せり善吉豫て種藝に熱心興産の志厚しといへは主命の甘蔗苗を忘れ櫨樹のみに傾くの樣なし必す甘蔗の良種を同しく薩摩地方に得携へ歸て試植培養苦辛講究を謀り且つ製法をも練磨し經驗八年遂に本年に至て初て白砂糖をも製出するに至りしものか白砂糖の製は明和安永の比尾州知多郡中村原田某始て製法を傳へ平賀源内大藏永常等共にその製に盡力すといへは之に先たつ廿年前此製ありしは殆と世に魁たるへし故に最も珍させられ日光廟へ迄御進獻ありしならん數十年前迄は到る處甘蔗畑の多きを認め日高地方よ

りも白砂糖（長角形にて大墨の如く在製なれは色赤く粗也）製出せしが今は見及はず蓋し開港貿易盛なるに從ひ舶來品に壓せられて和製は終に衰廢に至りしならん

右日高郡にて白砂糖製出したるは江川組藤井村天田組小松原村島村等にして形ち圖の如く一筒目方一貫目二貫五百目三貫目等の種類あり甘蔗は地味を荒すとにて該村の如きは皆日高川に沿ひたる寄洲砂磧地へ培養すと云ふ

甘藷

香嚴公の記に曰く琉球芋は享保の比より植村の御世話ありと雖も毒ある者のやうに云習して食料に用ひさる處御教諭ありて大に發行し今は民間の常食と成る

按に和歌山農事調査書に甘（蔗）の本縣に傳はりしは今を去る凡百年前云々と記し年度を誤りたる事は歷世郡治大概の部に記載の如し而して該書亦參考に足るへきものあり曰く甘（蔗）は西牟婁郡西の谷村の人安宅川彌六なる者移植に濫觴すと云其初は或は蒸し或は煨て茶菓子に供するに止まりしか數年ならすして忽ち各地に傳播し東西牟婁有田日高名草海士郡等砂地に於て最も多く栽培し普く人の食用に供し米麥に亞くの重要品となりたり概して之を薩摩芋或は琉球芋若くは眞芋と稱するなり慶應三辰年西牟婁郡西の谷村の農植松彌助なる者阿波國志和岐村に航せし時一種形狀色味を異にしたる九州芋と稱する者收穫甚多きを聞き其種を携帶し歸り試植數年愈收穫多く且栽

培簡易にして貯藏久しきに堪へ磽确瘠地も尚能く生育するを以て之を隣保に勸めしも民心頑にして唐人芋と名け毒物と稱へ若し食すれは忽ち疾病を惹起す抔種々の風説を流傳し誹議する者あり然れとも彌助毫も屈せす益奮て栽培に從事す后會ま兩三人彌助の言を信し播種培栽せしに果して收利多く且毒物ならさるを知るに至り竟に西東牟婁至る所栽培せさるなきに至れり今は是を熊野芋と呼へり明治十九年彌助の功を賞し當縣廳より木杯一個を其遺子岩松に下附せる事ありと云々

信明治二年奥熊野に在職の時郡中ニジヨウ子芋と云ふ一種の芋を産せり味淡泊にして円形なり磽确瘠地を厭はす又肥料を要せす毒物誹議の談なかりしも人敢て競培の狀も見す後思ふに全く今の「じやが芋」也し彌助の勸奬せしもの蓋し是ならんか

綛糸

香嚴公の記に曰く和歌山府内の賤者は過半綛糸を以て生產とする事なれは御救の思召には綛糸發興し下々の助力に相成候やう御配慮あつて伊賀を大坂へ被遣問屋共へ御掛合せ仕入の元にて紀州綛の廣く流行し諸方へ運漕便利宜敷樣之段を被仰含たり其比迄は和歌山の綛商人二派にて實綿替は本貫(赴)(ヘチ)(一本赶)綿替は内證分にて互に其利を爭ひ不和なりしに依て(赴)(一本赶)綿替をも御免有て手廣に商を融通して無滯故に綛仕事の利自然と發興し在町共御惠澤を蒙りしと

又紀州の女工は貴賤となく紡績の業をする事國初よりの事なりしが漸く盛になりしは此御代の深く計らひ給ひしによる今はた國產第一となれり其初有司に命せられ專ら木綿種植る事を諭されしかと民もしかく肯はさりしに今は府城の邊りより有田日高の二郡迄も夏毛は木綿種を種る事になりぬと云々

按に綛は總の俗字にて總は縷也草綿を紡き糸となし之を篗(わく)に懸け束したるを綛糸といふ赶綿は綿(シン)筒(キ)の事にて打綿を捲筳(マキダケ)を以て机上等（桝の裏底を用ゆるなり）にて捲き細筒　如此なしたるもの即ち紡績の原料なり從來和歌山初近郡は綿作盛んなれは市在戸毎に紡績の業を營み小祿の諸士坊主同心手代等之輕輩の徒は內職と唱へ家族擧て綿操り綿打赶綿捲き紡績に從事生計を助く市在亦到る處然らさるなし隨て綛屋なる者絶へす市在を巡回（之に限り⌒形の大籠な荷擔し廻る）實綿操綿を須布紡績糸（綛糸）と交換或は賃銀を支拂ふ此集めたる綛糸を大荷となし他邦へ輸出す且諸士初市在手織木綿に供用する綛も亦夥多也十寸穗の薄にも綛糸は安永年間官府より御世話ありて今城下諸人の生産となる五畿內毛綿織は多分紀州綛糸を用ゆ國益莫大の利潤となると記せり　香嚴公の御奬勵により益盛大を來せし事知るべし元來和歌山は織木綿の業盛んに行はれ彼の紋派織は寶曆七年城平なるもの織はしめ有名の産物となり又段通織（當時の堺段通とは全く別種にして赤黄萌黄色縞の木綿二重織の如く浮紋あり一尺余の大巾ものにて地合厚く丈夫なれは布團風呂敷等に專用人皆珍重せり今は跡を絶たり）ありて紀州特産の名を博せり當今一大産物たる紀州ねるの如きも畢竟は該紋派織段通織に基き世の開進と紡績器械の發達とに伴はれ講究再三傳して終に今日の結果に至りしならん其遠因は　香嚴公の賜物といはさるへからず

御庭燒陶器

偕樂園及永樂

舜恭公には美術工藝御奬勵の事尠からす文化年間（一に文化十年と云）陶工西村善五郎了全同保全吉兵衞（倍子吉と稱す出村な氏とす）輩を京師より召し西濱の別墅に於て染付燒交趾模し永樂燒を造らしめ給ふ世に之を御庭燒と

いふ善五郎は時の名工妙手交趾燒の如き其精緻ᐨ眞に迫る術を園名に取り偕樂園製の印を押す善五郎就中和漢の古磁模造に妙を得たり明の永樂年間の製に基き赤釉を塗り金彩を施し古代の雅紋を畫く風致高優類なし之を永樂燒ᐨいふ即ち河濱支流の金印ᐨ永樂の銀印ᐨを賜ふ依て永樂を以て氏ᐨす交趾燒藥は紫藍にして透明光澤滴る如し轆轤型もの捻もの種々無量ありて花瓶の如きは二尺に余るあり共に御止め山ᐨ稱して販賣なく尤模造を禁せらる故を以て偕樂園製の名聲世に高く天下無類の奇品ᐨ珍賞せられたり

舜恭公薨せられし後は該製造もいつしか廢絶以來十有餘歳安政年間水野太夫江戶原町の邸に於て交趾燒再興の事ありしが（三樂園の印を押す）拙工粗造遂に成功に至らす間もなく廢絶せり

因に記す信明治六年より公命を奉して商事に神戶港に從事す英國人デヤスなる者偕樂園製の一花瓶を携へ來り此陶器即今製し得るに於ては海外の需用量るへからす千百對の購求を結約すべしᐨ是れ偶々坊間店頭に發見せしを珍ᐨし購ひ來りし也人御庭燒たるを知るᐨ雖も當時製品の如何を知らす信謂へらく　舜恭公の旧侍臣にして此製法傳習の者蓋し尙若山に存する者あらんᐨ直ちに若山に馳せ其人を索むるに僅に小野素道寒川某の二人ありて共に　公の御小納戶にて陶器掛りを命せられ能く善五郎の傳習を受けたりᐨ依て二人を聘雇し信か宅地神戶下山手通七丁目に工場を營み窯を築き業を創むるに頗る精品を得たれは同姓宗三郎なる者を二人に隨身せしめ進んで興隆を謀りデヤスの約を遂けんᐨす然れᐨも單に二人にのみ依賴しありては徒に元價昇騰商品に適せす二人は深く其法を秘して傳へされは宗三郎は熱心に考察百方苦辛を嘗め漸

くにして粗其要領を得たり於是二人を解雇し單獨從事せしむるに或は良品製出と雖も經驗日淺く術尚熟せされは薪材の加減火力の程度原磁の適否により時として變幻無量障碍百出するにも屈せす愈練磨丹精を凝せり此製は所謂上は藥に止まり原磁（木地と云）は之を他邦に仰く故に之を京都瀬戸薩摩三田明石淡路等に取り其適否を察し形容品格紋樣風致の意匠を推究百折撓ます奮勵盡瘁の末遂に霊妙の蘊秘を自得以て百出誤らさるの良結果を奏するに至れり於是外商の嗜好を博し注文約定の製造日亦足らす其價直又賤しからすして無窮の輸出品となり名聲大に揚る然るに世の羨望者模擬濫製の事續々輩出し來て神戸に（神戸に一時九竈あるに至れり）西京に大坂に明石に若山に各自相競て製出す固より其秘法を知るの製に非れは色澤品質唯類似に止ると雖も僅見酷似外人識別の眼なく製造者亦爭て自品を販賣せんと我より好んで價を低下するの勢ひとなり收支償ふ能はさるは無論却て損失を釀し隨て起れば隨て倒れ甲乙共に維持しかたき場合とは成れり之か爲め吾製品の價直にも大妨害を來せり

紀州にて模造せしは宮井左十郎なる者太田村に於て開始す左十郎元海鼠釉を製出大に時の喝采を得たり然るに神戸交趾燒輸出の旺盛を聞き男山の陶器を引繼き陶工土屋政吉を雇役交趾燒を製出す亦幾程なく廢絶す政吉後神戸に來る依て宗三郎之を雇役せり同人は捻り物に巧みなり

明治十六年八月發刊赤塚宗輯口述石黒況齋編好求錄に紀州交趾の事を載す少しく誤る所あり

元來交趾の藥劑は流動體重量の元質なれは塗抹するに忽ち下部に墜流或は濃淡不同を免れす故

に筆尖にすくひ盛て点々木地に置き去るの外なく其工費を要する最巨多也該模造品は藥質全く異なるを以て此患ひなく且つ火力の度孱弱元價大に低減し得らるゝが故競て下直を爭ひ遂に交互賣崩しの弊停止する處なきに至るされは更に他を凌駕すへき新機軸を按出せされは徒勞無効と宗三大に苦心の際泉州貝塚の邊旅行一茶店に憩ひ葛湯を一喫して豁然自悟する處あり即藥質に葛粉を混加其中へ木地の全體を揷沈せしめ試むるに全く墜脫の患なく迅速簡易工費を減する十分の七八なり後食塩少許を入るゝも同結果を認めたりと共に收縮質の功あるによると云へり如此して替らす盛製輸出を謀りしと雖も元來此製造は偕樂園製の遺法絶滅に歸せしを遺憾に堪へず外人の懸望を幸ひに再興を企圖せしに世間續々製出し類似品なれども海外の需用大に發達遂に一産物開始の目的を貫徹し得且つ既に利する所却て薄弱に傾きしにより斷然他に讓て自製を停止せし也抑近世神戸港の交趾燒と稱し歳々巨多の輸出品となりしは只管　舜恭公の恩賜と云はさるを得す爰に　老公の尊旨を煩し給へる眞正交趾藥即偕樂園製の傳法を揭けて後世永く遺失なからんを欲す

交趾燒藥法

紫藥　日の岡石一貫目　硝石七百五十目　他品を腐敗する爲め
　　　紫ゴス　三十五匁　鉛　四百五十目　他品を分解且藥の强弱をさし引をなす

淺黄藥　日の岡石一貫目　硝石六百五十目
　　　銅粉　五十目或は眞鍮粉　鉛　四百目

宗三郎發明

黄藥　日の岡石　硝石　鉛　黄ゴス　或はマンガンより引出し黄の元を作る又はマンジョウ

御庭燒花瓶　壺形　　模樣いつちん書　模樣都て一定

外國輸出八寸細口

輸出品種々ありと雖も幾千對となく專ら注文を受しは此八寸細口の淺黃無地なり紫は外人の嗜好に適せす

瑞芝燒

陶器考譜に曰く紀州若山鈴丸燒は享和九年の比鈴丸の十次郎と云者へ官許ありて窯築立瑞芝と銘を入る今以て相續して種々の陶器を製す

此陶器一つに滅方谷燒と稱し頗る行はれたれとも詳記のものなく興廢事歷知りかたし別記十寸穗の薄に城下鈴丸滅方谷にて製之重次郎燒と云花生茶碗酒次土瓶らんびきの類銘に白鳥關下の土造るとの文字を印する有之と記せり蓋し廣く世に出す唯府下の需用に止まりしならん（一說に滅方谷の窯後に太田村に移し物化堂と改稱すと云又一書三田青磁の事を細說する條に南紀瑞芝と銘する青磁あり近來の物にして紀州和歌山の人鈴木十次郎なるもの之を製造すと記せり）

男山燒

文政十亥年十一月廿五日有田郡湯淺組井關村利兵衛の請願により男山陶器工場を湯淺廣八幡社境内に設立を許さる近鄕庚申山の石を以て陶磁の資となす

陶器考證に曰く有田郡廣村八幡宮の境内に隣りて東西百間南北五十間の地を陶器場とす此地當庄井關村の產利兵衛と云者發願し文政十年亥十一月廿五日官許ありて陶器を製せしより年々盛んに成れり磁器の質は伊萬里燒の陶に似たり近鄕庚申山の土を以て製すと云近頃山上を開きて遠望の地として日くらしの丘と云　紀伊國名所圖繪の記亦同文也且つ陶器工場の圖を揭せたり

此陶器は染付もの多く石磁硬質交趾燒の木地に適せり蓋し偕樂園の木地は專ら之を用ひられし如し一說に利兵衛愛宕山の麓にて高松燒の窯を築き製品をもなしたりと云信甞て利兵衛の職工たりし岡本淸藏今は新通二丁目に住すなる者に聞く處あり利兵衛氏を出村と呼ひ京師の人也と又捻り物の妙手に千馬政吉と云ありて技能殊に勝れたり元乞丐の子也しを利兵衛救あけて取立たる由を語る

淸寧軒燒

顯龍公の御時天保弘化の頃京師の樂吉左衛門を召され湊御園の淸寧軒に於て製させ給ふ樂燒の茶器也固より產物といふにあらず單に御慰品にて時としては御自つからも遊され篦を入させ給ふを御作と稱す　或は侍臣の面々にも稽古を命せられしよしいつれも淸寧軒の印又は樂の印を押す悉く縞桐の箱に藏め內外の箱書付は吸江齊と仕山揚甫の筆なり製出の分中々夥しく時には西濱の老公へ獻し給ひ侍臣諸有司等へも多く賜りしが尙御遺藏のもの尠からさりしを維新改革御道具取片付の際御拂品となりたり今製品の目錄及ひ小圖を得たれは次に揭く

江戶御本殿御嫡子樣御殿建築場といへる空地の邊にも陶器製作舍ありて同しく淸寧軒と稱せり蓋し若山に倣はさせられ御在府年には御慰に被遊しものなるへし　當公の御初年の頃迄も存し

ありて侍臣仁科五郎次係員となり各自手作りを試みたりといへり

天保十五年甲辰冬於御庭清寧軒御出來

御燒物御數調帳

黑御茶碗

一御作利休形　御銘南山　吸江齋御箱書付　御外箱住山揚甫書付
一御箆利休形　同萬歲　吸江齋御箱書付
一同利休形　同深綠　同
一同利休形　同蓬萊　同
一同筒　同烏帽子　同
一同丸造り形　同富士繪　同
一同丸造り形　同二千歲　同
一同利休形　同松苑　同
一同利休形　同綠毛　同
一同利休形　同金龍　同
一同道安造り　同老松　同

赤御茶碗

一御作丸造り形　同壽星　吸江齋御箱書付　御外箱住山揚甫書付
一御箆利休形　同旭　吸江齋御箱書付
一同利休形　同幾千世　同
一同利休形大　同慶雲　同
一半筒　同福祿壽　同
一同丸造り形　同登り龍　同
一同利休形　同（一本玉）椿　同
一同利休形　同丹頂　同
一同丸作り形　同寶珠　同

御覧之節　黒御茶碗　吉左衛門作

一利休形

一五器形

一道安造り

一筒　掛分

一丸造り　玉之繪　惣吉作

一半開扇御香合　吉左衛門作

黒御茶碗　吉左衛門作

一利休形

一利休形

一利休形　ハネ藥

一利休形　仝

一利休形　仝

一利休形

一利休形

一利休形

一利休形

一丸造り形　水に龜形

一道安形

一筒

一利休形　惣吉作

一丸造り　壽字　惣吉作

一利休形

一利休形　ハネ藥

一利休形　仝

一利休形　仝

一利休形

一利休形

一利休形

一利休形

一利休形

一利休形
一利休形
一利休形
一丸造り　ハネ薬
一丸造り　了々齋手造形
一丸造り　王之繪
一丸造り　松葉さらへ之繪
一光悦形　大土見
一道安造り
一道安造り
一道安造り　ハネ薬
一道安造り　老松之繪
一印渡形　全
一小印渡形
一平
一四方
一筒　仙叟銘長次郎作　苔清水寫

一利休形
一利休形
一利休形
一丸造り　大土見　内印
一丸造り　大富士之繪
一丸造り　(住)[注カ]連筋之繪
一丸造り　若松之繪
一光悦形　ハネ薬
一道安造り
一道安造り　腰折
一道安造り　香臺牛黑
一印渡形　ハネ薬
一印渡形　掛分　清寧御印計
一遠州好筆洗　内に印
一平
一筒　清寧軒御印計
一盥筒形

一利休形　惣吉作
一丸造り　仝
一道安造り　仝
一利休形
一利休形
一利休形　富士之繪
一利休形
一丸造り　（住カ）連飾之繪
一丸造り　玉之畫彫
一丸造り　松之繪
一丸造り　惣吉作
赤御茶碗　吉左衛門作
一利休形　砂藥　割香臺内に印
一利休形
一利休形
一利休形　仝
一利休形　仝

一利休形　仝
一道安造り　仝香臺内に印
一道安造り　仝
一利休形
一利休形　松之繪
一利休形
一利休好馬上盃
一丸造り　大
一丸造り　仝
一丸造り
一丸造り　仝
一利休形　砂藥
一利休形
一利休形　砂藥
一利休形半筒　仝
一利休形

一利休形
一利休形　　　全
一利休形
一利休形　　　玉之繪
一利休形　　　砂薬
一利休形　　　全
一印渡形中
一印渡形　　　彫三島 薄赤
一平大
一平中
一道安造り　　香臺内に印
一道安造り
一丸造り
一丸造り　　　全
一丸造り　　　了々齋手造形
一丸造り　　　棐笥底
一筒

一利休形　　　砂薬
一利休形大　　香臺内印 砂薬
一利休形大　　掛分 清寧軒御印一樂印二
一利休形
一利休形　　　全
一印渡形
一印渡形　　　生薬
一平
一平中
一道安造り
一道安造り
一道安造り
一丸造り　　　砂薬
一丸造り　　　全
一丸造り　　　全
一丸造り
一筒　　　　　如心好

一原叟好丸　大　銘純太郎 富士之繪
一筒　生薬 竹之繪
一織部寫　二方
一唐津寫　大　薄赤
一利休形　仝
一丸造り　惣吉作

一赤 烏帽子箱　砂薬
一同 同砂金嚢形　砂薬
一同 二重口　仝
一宗旦好　銘不識 砂薬
一織部寫瓢簞
一仝 瓢簞　仝
一赤 高麗筒　仝

一筒　長次郎作 仙叟好苦清水寫
一俵形　割香臺
一萩寫唐人笛　貫入薬
一宗旦銘 松月寫　割香臺
一利休形　砂薬 惣吉作
一利休形　玉之繪 砂薬惣吉作
一丸造り　砂薬惣吉 吉左衛門兩作

御水指　吉左衛門作

一黒 唐津寫　銘魯瀑
一同 宗旦好　福の神 砂薬
一同 矢筈口　仝
一同 宗旦好手附ノンコウ寫
一宗旦好　仝 仝 縄簾

御花入　吉左衛門作

一赤 繫猿　掛砂薬
一宗旦好 飴茅卷　仝

一全嚢　虫　全
一黒宗旦好採鳥帽子　掛　置
一尻ふくら　掛
一織部薬宗善好手附籠寫　置
御香合　吉左衛門作
一黒龜了々齋好
一織部寫寶珠
一赤開　扇
一織部模御盃臺
一同手付御片口
一同御菓子鉢　輪花　惣吉作
一燒貫御灰炮烙
一玉子形御襖引手三組　内一組は御置棚へ御用立
一御煎茶之碗　八
右御手元へ差上
一黒御茶碗　四方内に富士之繪

一全南蠻寫舟　釣
一白矢筈口　掛
一黄竹　全
一伊賀寫　全
一赤茄子
一同ハヅキ
一同ほうし雀　掛分　惣吉作
一同隅切角御燒物鉢
一同御菓子鉢　菊之繪
一竹御蓋置
一右同ノンコウ形
一御キビショ　二
一同利休形

一赤御茶碗利休形
右山田八右衛門へ相渡西濱御殿へ御廻させ
一黒利休形
右酒井伊織へ相渡
一黒御茶碗 遠州好 筆洗
一同光悦形
一同光悦形
一同利休形
一同利休形
一同利休形
一同筒腰折れ
一同瀬戸寫萬歳樂
一同四方掛分け
一同織部寫
小以御數十
一黒御水指 唐津寫 銘瀧
一赤御水指 芋頭
一同手附御花生 長茄子
一同半開扇御香合
一織部寫捻梅形御菓子鉢
小以五
〆御數十五
右十一月廿八日土生廣右衛門へ相渡
一黒御茶碗 八 御次作
一赤御茶碗 十五 仝
一同 貳 大奥作

右御手元へ差上

黒赤御茶碗幷御花入御香合御水指之類稽古作

一黒光悦形
一同利休形
一同丸造り
一同丸造り
一同丸造り
一同平
一赤利休形
一同丸造り　大
一同丸造り　了々齋手造り形
一同道安造り　砂藥
一同道安造り　砂藥
一同筒
一同印渡形　仝
一同塩筒形

一同利休形
一同利休形
一同丸造り
一同丸造り
一同道安造り
一同塩筒形
一同利休形
一同丸造り　大
一同道安造り
一同利休形
一同筒
一同平大　砂藥
一同印渡形
一織部形

一利休形

一利休形

一宗善好弦附御花生（赤）

一矢筈口御花生（同）

一高麗筒御花生

一瓢簞御水指（赤）

右は吉左衛門撰出之出來宜筋

外に稽古作

黒御茶碗　二十

總計

一黒御茶碗　百五十

内御作御覽　十一

外に扇御香合　一

同當時御膳　十五

内不宜筋　二十

土生廣右衛門へ渡　十

一利休形

一利休形

一宗旦好揉烏帽子御花生（同）

一飴茅巻御花生

一瓢簞御手爐（織部藥）

一十二支御香合

赤御茶碗　三十八

御覽之節　十　内七吉左衛門作　三惣吉作

吉左衛門作　五十七　内惣吉作　六

稽古作宜筋　十六　内四當時御膳

西濱御殿へ御廻　二

酒井伊織へ渡　一

御次作　八
右御手元へ差上
一赤御茶碗　百三十八
内御作御筵　九　吉左衛門作　五十七　内惣吉作四両作一
稽古作宜筋　十六　同不宜筋　三十六
西濱御殿へ御廻　一　御次作　十五
大奥作　二
右御手元へ差上
一御水指　十三
内吉左衛門作　十　稽古作　一
土生廣右衛門へ渡　二
一御花生　十八　吉左衛門作　十二
稽古作　五　土生廣右衛門へ渡　一
御香合
吉左衛門作　六　内惣吉作　一　十二支御香合　一組
土生廣右衛門へ渡　一
右之外御九品之内

御燒物鉢　一　御菓子鉢　二
御片口　一　御盃臺　一
御蓋置　一　御灰炮烙　二
玉子形御引手　二組
外に玉子形御引手　一組　御置棚へ御用立
捻梅形御蓋物　一　土生廣右衞門へ渡
御煎茶々碗　八　御キビショ　二
右御手元へ差上

弘化二年二月清寧軒御預西丸御多門に於て御出來

御燒物數調帳

御紋附黑御茶碗

一利休形　口廣　一同形　同
一同形　同腰高總藥　一同形　口狹
一同形　腰高　一同形　同
一同形　口廣總藥　一同形　同
一丸造り形　了々齋手造形　一道安作り　總藥
一道安造り　總藥　一平

一平　小
一平　總薬
一筒
一筒
一筒
右數二十二
御紋附赤御茶碗
一利休形　御箱入
一利休形　薄赤　内に眼三
一利休形　口狹
一利休形　同
一利休形　總薬
一利休形　薄赤
一半筒　大　碁笥底
一平　總薬
一平
一筒

一平　小
一印渡形
一筒　大
一筒
一筒　總薬
一利休形　腰高
一利休形　大　口廣總薬
一利休形　薄赤總薬
一利休形　同
一利休形　大　腰高
一利休形　小　腰高薄總薬
一丸造り形　碁笥底御數印
一平　同
一筒
一筒

一筒　總薬

右數二十二

御次作　清寧軒御印

一黒御茶碗　十

一珠光青磁寫

一繪唐津寫

一青砂金袋御水指　數印

一同一重口御水指

一同水飜　大横篦

一青一重切竹御花入

一黄二重切竹御花入

一織部藥耳附御花入

一同瓜形箸立

一前土器　一

一同舞鶴御香合　中

一同玉御香合

一赤諌皷御香合

一筒　同

一赤御茶碗　廿五

一吳洲赤繪寫

一赤砂金嚢御水指

一同横筋御水指蓋無し

一同水飜　筋違篦

一同根竹御花入

一燒貫御花入

一青壺形御花入

一赤水建　平

一赤舞鶴御香合　大

一薄赤織部菊御香合

一六角赤白掛分御香合

一黒烏帽子形御香合

一同左折烏帽子形御香合
一薄赤玉子形御香合
一同白藏主御香合　二
一青松かさ御香合
一青御蓋置
一赤御蓋置　三
一青切竹御蓋置　二
一青小板　九寸四方一枚
一清水燒御煎茶碗　二十
一織部形瓢簞御茶入
一赤振出御茶入　一
一白振出御茶入　一

一瑠璃花鳥帽子形御香合
一赤狸御香合
一赤青掛分龜御香合
一薄赤御蓋置
一黒御蓋置
一燒貫御蓋置　三
一印籠　一
一織部御角皿　三
一赤四滴御茶入　十
一同壺形御茶入　梅之繪二
一同繩簾御茶入　一
一織部菓子鉢形御茶入　一

樂燒御香合繪形

宗全好 鳥の子黒

黄セト寫 根太

織部寫 ハジキ 白青

竪ひよたん 白青

根太 赤

如心好 舟ヒキ 黒

桃　赤

結文　白

菊　赤

むさし野　白

天然好

鮭　赤

撫角

白

竪瓜

アカ

アカ

白

伽藍

黒

瓢簞

白

伊賀寫

白

兜巾

黒

唐物コマ寫　白

ヲリベ寫　きく青

宗薫作寫
鱗形　赤

ヲリヘ寫　梅發青

扇　白

福包ら雀　赤

和歌山縣農事調査書

原書蜜柑の記あれとも前記既に詳述すれは畧す又次記櫨樹の事（日高郡[有田郡カ]箕島村の農田中善吉種藝に熱心興産の志厚きを以て元文元年官善吉に命じ九州に甘蔗苗を要めしむるの際善吉薩摩の櫨樹を携へ歸り刻苦培養官に具狀廣く國中に傳播繁殖を謀る之を紀州に櫨樹栽培の濫觴とする由を詳記せり歷世郡治大概の部に揭けたれは爰に唯其餘條を抄錄す

櫨

延享三年の頃田邊治下に於ても京都の人大黑屋平左衞門策を建て藩主に請ふ所ありて大に櫨樹栽培に心を用ゆる者起り數年ならすして堤塘山麓到る處櫨樹の繁茂を見るに到れりと云（延享三年は田中善吉か初めて櫨樹苗を移植し國內繁植に著手したる後五六年なりしを以て善吉か勸奬に起因したるものならん）初め善吉か熱心と藩廳の保護とに依り櫨樹の栽培は逐年播殖の一途に傾き蠟燭の販路益々開け收利愈々多きを加ふるに隨ひ弊害亦茲に起り粗製濫造の聲關東に喧しく聲價頓に低落し需用大に減縮し嘉永安政の頃は殆と廢絕の姿となり頗櫨實の價格に影響し栽培者大に顧慮の傾あり而して維新前後に至り藩札一變動と大坂金相場の亂高下にて上方取引きの他の商業者は皆失敗非常の損害を被りしか獨り製蠟者は渾て江戶送りなるを以て金相場に高下なく即金一兩六十匁なりし（當時大坂相場は時々變動ありたるも大躰は凡二百五十匁內外なり）故に六金にて物品を仕切正金を入手せしより非常の利益を得再ひ製蠟の盛運に向ひ櫨實の價亦隨て騰貴せしか爾來頻年販路を減縮し明治七八年以降再ひ衰頹の慘況に陷りたり

又一種葡萄櫨と稱するあり其實粒大にして光澤あり形狀恰かも葡萄に類せるを以て此名有と云ふ

其濫觴する處を尋ぬるに今を距る三十六年前嘉永五子年那賀郡野上樋下村今は下神野村に屬すに大西健之助なるものあり同人の所有山畑に於て普通櫨樹に異なりて葉の稍大なる一種天然に生したるものを發見し之を奇とし試に自ら之を培養せしに五年の後安政三辰年初めて五房の實を結ひけるが其房長く子實最大きく登熟の季節に及へは外皮に薄黒色を帶ひて白粉を附着し極めて美麗なるを見て茲に奇異の思を興し爾來培養怠らさりしが年々豐熟に雌雄なく歳々收穫を増加せしと雖も僅かに一樹の結實脂油の多寡品質の良否を試驗するに由しなく空しく歳月を經過せしか仝郡神野市場村今は下神野村に屬すに森田忠兵衛なる者あり常に農事に志厚きものなりけれは此事を聞き枝樹の栽培及蠟分の多寡と品質の良否とを試みんとし去る万延元申年所有山凡三反歩を開墾し文久元酉年是に辜苗（二百）有餘本を植付け仝三亥年大西健之助に圖り該樹の枝を要め漸次接木せしが三年の後慶應元丑年初めて實を結ひ翌寅年の收穫漸く八貫目を得たりしか其形狀恰かも葡萄に類似せしを以て兩人等相謀り之に葡萄櫨の名稱を命したりと云ふ

爾來培養に力を盡し慶應三年十五貫目明治元年三十貫目明治五年に百五十貫目明治十年には終に五百貫目の多きを得るに至りしかは茲に至り忠兵衛等臘油の搾取を試みけるに子實十貫目に付製蠟二貫七百目乃至二貫九百目の多きあり加ふるに該臘は白色にして少しく青色を帶ひ光澤極めて美麗にして普通の臘に超絶する事非常なりけれは之を價に試みしに普通の種類より一倍餘の貴價を見るに至りしかは甲聞き乙に傳へ此種の貴重なる事忽ち近隣の普く知る所とはなりき

本記櫨樹の繁殖は田中善吉に濫觴すと酷た善吉の功績のみ掲け官の奬勵に起因するを記す　香

嚴公の世紀に載する如く安永の年官命ありて棄地河堤一郡皆櫨を植しめ蠟を製し大に國益となる云々とあれば元文元年善吉命を奉じ甘蔗苗を九州に要むるの時櫨樹苗をも携へ歸りたれは大慧公之を勸奬國中に令し普く其傳法に從ひ所在に移殖せしめ給ひしを　香嚴公再ひ督勵繁殖を謀り給ひし事知るへし不然は何そ官地公道を不論各郡所在櫨樹不成なきの盛を見るを得んや

楮

本縣楮栽培の起原は今之を徵すべきのなしと雖も東牟婁郡にては遠く慶長以前大和國吉野郡十津川より移植せしと云ひ又今を距る二百三十六年前萬治年間有田郡三田村（今は八幡村に屬す）に和州吉野より紙漉工女を雇ひ七種の紙を製せりと云ひ且當時繁殖せる楮は今に大和楮（權兵衛楮或は黑楮青草とも云）の名あれは初大和國より移植せる事は顯かなるか如し而して當時の楮は黑楮即大和楮其他二三種ありしも共に品質粗にして製紙に光澤なく隨て收利も亦鮮少なりしか二百二十七年前即ち寛文六年有田郡沼村（今は城山村に屬す）に沼源左衛門てふ者あり製紙の改良を謀り長門の國に至り良種を購求し歸り村内及隣村に配賦し植栽せしめしに頗る善良にして收穫又多く好く地に適するを見て同郡は皆一種に改良し今に長門楮の名稱を存せり伊都郡日高郡地方には是を赤楮と呼ひ今は有田郡より此種の苗を購求し專ら改良中なるか近年各郡とも楮の栽植は一年に增加せり

按に安田紙は有田有名の產物にして近世迄幕府献上諸侯御贈品にも供せられたり然るに本記此紙の事を逸す蓋し近時衰微に至りしか　龍祖の記に云く有田郡山の保田は深山幽谷にして田薄く橘柑育せす　南龍公土宜を計らせられ寺原の枝鄉小峠にて始めて紙を製せられしより莊中の

諸村農隙に紙を製して産業の助とす又曰く寺原村寛文中迄は人家なかりしに　南龍公大庄屋三田村左太夫に命して紙を製し給ひしより其地を開發せり是保田紙の初也本記三田村に吉野より紙漉工女を雇と云々此を云也

棕　櫚

本縣の棕櫚皮は山間の各地大抵之を産出すと雖有田伊都那賀三郡の山間より最も多く産出し古來各地に輸出し夙に其名を博せしか未た其起原の確かなるものを聞かす然かれ共古老の口碑に傳ふる所に依れは今を距る六百二十餘年前文永年間有田郡安諦川の莊（今は山保田と稱す）字長峰（長峰は即ち高野山より山脈を起し[illegible]に連亘せるものなり）山路古昔は御料地なる大堂明海と稱する所に自然生の棕櫚あるを里人之を發見し携り來り只庭木に移植せしか其後弘和年間結城式部なる者あり（住所不詳なりしか今猶木村に古跡の存するあり）夙に農業に志厚く殖産を圖りしか就中棕櫚の効用ある事を里人に勸誘し專ら播種栽培せしめしか能く土地に適し忽ち各地に傳播し年々數百万の皮を産出し大坂東京其他各地に輸送し需用最も汎く利を得る事も亦多し茲に又棕櫚晒葉を製し年々産出する事少からす之が製産の始を尋るに去る天保三辰年竹林に一種の病を生し全國の藪林一度ひ枯死せしかは竹皮供給忽ち其跡を絕ち職工爲めに困苦を訴へ需用又其便を缺けり此時に當り江戸高輪北横町に竹屋庄兵衛（本縣那賀郡中山村の玉仲兒の父庄右衛門の伯父なりと云ふ）てふものあり諸大名屋敷小者仲間其他の者か手職とする輪鉢と稱する竹皮を以て製したる下駄緒の仕入業を爲せしか竹皮の減絕せし爲め商業上又障害を蒙りしかは天保六未年試に諸大名下屋敷等に生立たる棕櫚の新葉を伐り之を晒し以て竹皮に代用せしか頗る時好に適せしも如何せん江戸地方の棕櫚は痩木に

て葉も亦短細なるを以て工費少からす且其產額僅少にして其用を爲すに足らされは同人の甥なる鄕里紀伊國那賀郡中山村（今は粉河村に屬す）兒玉庄右衛門に製法を傳へ製產を托しけれは庄右衛門は國產の繁殖を喜ひ各地に奔走し之か勸誘を試みしも民心未た開けす刈伐方の如何を問はす啻に樹木の枯死を慮り容易に勸誘に應せさりしより刈方と無害の理由を擧け百方說諭をなすも尙頑然應するもの無りしも漸く彼地此地にて二三本つゝ試みしめ尙遠方村長五郎中村小藪嘉兵衛馬場村宇吉等を雇使し各地に勸誘せしめ天保九戌年には進て有田郡山保田押手近傍各村に至り百方無害にして利益のある所を說示し每年些少の產出ありしか漸次各人其の利を悟り終に弘化四未年に至り百二十個（一個は九貫六百目）の產額を見るに至りしが此年名草郡大野村に淸六と稱し晒葉を商とするもの起り又同五年に名草郡日方村に專ら之を商ふもの續出し初めて一般產出の氣運を見るに到りけれは庄右衛門も嘉永二年の頃迄專ら此仕入に從事せるに數年勸奬の間費やせし所の費用は未年に至り全く之を償ひ尙多少の利益ありたりしと云ふ

蜂蜜

蜜蜂飼養の濫觴は得て記すへきものなし當縣山間の村落に飼育せる事甚た古しと云ふ東牟婁郡松根村（今は七川村に屬す）內に大古と稱する一部落あり有名なる大塔山の麓にありて居家僅かに二三戶本村を距る事二里餘專ら椎茸を製造するを業とし古來傍ら蜜蜂を養ふを常とす此地深林にして養分を草花に取らさるを以て一種品格上等の蜜を製造すると云ふ同郡に伊藤多輔と云ふものあり其父を吉左衛門と云ふ同人は巢に桶を用ひす大樹蟠根の洞窟を浚へ土を去り石を疊みて閉戶に代へ疊石の中央に小口を

存し出入に供へ其内に蜜汁を製せしめ頗る佳良のものを得たり維新後制木の禁解けし以來楠樹等の古木跡を斷ち今は此法を用ふる能はさるに到りしと云ふ然れ共古昔は飼育法も巧みならさりしより蕃殖せすして殆と玩弄に類する程のものなりしが有田郡道村（今は宮原村に屬す）に貞市右衛門てふものありしか元伊都郡新子村（今は花園村に屬す）の產なりしか今を去る五十年前即ち天保十年新子村にて蜜蜂一箱を購求し尚又嘉永六年に二十箱を購入し之を携へて道村に移住せしか其分蜂せんとするに當りては櫻樹の皮に剝たるものを酒に浸したし適宜の樹木に掲け王蜂をして出て之に駐らしめ子蜂の之に群集するを俟ち取て巢箱に投する等意の如くならさる無く其平生の飼育に至りては開花の季候を考察し或は山間に曠野に或は枇杷の花期には栖原田村の民家に運搬し菜種の花期至れは和歌山近村に依托する等時々養分のある所を追ひ轉々其所を變換する等其他市右衛門の養蜂に熟達精練なる事四方に傳聞せし以來各地の飼育者皆之に倣ひ相競ひて養蜂を蕃殖し年一年に增加し明治九年京都博覽會に出品し頗る稱贊を博し一等賞を受け仝十年內國博覽會に出品し褒狀を受領せり先是仝人か養蜂の熟練なる農商務省の聞く所となり其子市次郎（現時吉田と改姓す）召されて農商務省に入り同九年四月東京內藤新宿勸業出仕養蜂係申付られ同十年一月に至り辭し歸る人皆榮とせりと云ふ

按に本記蜂蜜飼養の濫觴記すへきものなしと是　國祖の開始たるを知らさる也歷世郡治大概に載するあり曰く御入國後酒井九左衛門へ御領分打廻り重寶に可相成儀見立候樣被仰付相廻候處熊野にて蜜を見立其段申上候處巢の致方收時節等教へ末々多出候樣可仕旨被　仰出山內へ入込教へ遣し右の蜜御献上被遊御煉藥御用之節等差上と云々九左衛門忠明と稱し寛永十年病て卒す

養蠶

本縣養蠶の起原は今之を詳かにするを得すと雖往古より上絲國の美名あり或は土地に桑の木桑畑等の小字あり又德川氏入國後何れの時代なりしか養蠶方役所なるものありて奬勵怠らさりしと云へは養蠶事業の已に古へ盛んに行はれしや明かなり降て文化年中有田郡二川村今は城山村に屬す堀川定右衛門沿村今は八幡村に屬す沿外記右衛門楠木村今は八幡村に屬す藪友七北垣八九郎等熱心に近村を誘導し地方の蠶種を改良せん爲め大坂の商人より蠶種を取寄せ之を配布し飼育を試み或は同文化年中加州金澤の知見爾速東牟婁郡佐野村今は三輪崎村に屬すに初めて養蠶の業を興し或は同十二年彦根の人磯部喜助西牟婁郡田邊に來り同藩廳に養蠶の事を建白し藩之を納れ養蠶方を置き桑苗を頒與し大に奬勵したる事ありと云ふ

然るに封建の世一朝饑饉に際遇せは他に輸入を仰くの路に乏しきと治世の久しき士民皆奢侈の風に流れたるとに因り文化年度の頃より儉約の令屢々下り田畑に桑樹を植へ或は綢布の衣を着するを禁したりしかは此時に當り養蠶し路殆んと其跡を斷ちたるもの丶如くなりし爾後の有樣は之を傳ふるものなし爾來何れの年よりか漸次再興し數十年以前より田畑の畦畔或は宅地の邊隅或は山野の雜桑を採り養蠶を試み自ら糸を引き縞糸と稱し綿布に交せ織りするもの彼地此地に出來れるも皆瑣弃の業に過きさりしか舊藩士に野口元長てふ醫師あり戊辰の年奥羽地方に從軍し該地の養蠶盛にして農家の豐かなる有樣を目撃し平定后士人に就き養法を學ひ凱旋の際若干の蠶種を携へ歸り或は友人に頒ち或は自家に之を試養せしか明治初年藩廳に開物局勸業主宰の役所を置かれしとき之に入り專ら養蠶の事務に預り武藏國秩父郡上我野郷の人岡部八郎を雇ひ桑苗を栽培蕃殖し又信濃より養蠶教師某を雇ひ

日高郡皆瀨村に〔今は川上村に屬す〕傳習所を置き原紙數十枚を掃しも養蠶の事業頗る未熟なりけん素より淸凉育の一法にして且桑葉の量を計らす只山桑を目的とし多數の原紙を掃立たるを以て大に失敗し諸て土人も亦試養せしが皆養法に拙なれは再び失敗の跡を繼き終に我國は養蠶に適せすと稱へしを以て一般養蠶に意を傾くるものなきに至れり降りて明治四五年の頃に至り有志者あり有田郡二川村〔今は城山村に屬す〕に養蠶製絲傳習所を設け同村堀伸助前貞六の兩人之を管理し近江國長濱生内村儀右衛門夫妻を雇ひ生徒を教授せしめ又日高郡田尻村〔今は川中村に屬す〕龍田秀輔原紙一枚内外を飼養し好果を得たりと云ふ

養蠶に付ての鄙見は桑園の條に解説す

桑園

本縣桑樹栽植の起原今之を詳かにするを得すと雖慶長年度の撿地帳に多く桑高を明記せるあり或は土地に桑の木薬畑の小字あり或は往古より上絲國の美名あり又德川氏入國後何れの時代なりしか養蠶方役所と云へるものありて奬勵怠らさりしと云へは桑樹の栽植も從て盛なりしこと明かなり而して封建の世一朝饑饉に際すれは他に輸入を仰くの路なきと治世の久しき士民皆奢侈に流れたるとに因るか文化年度の頃より儉約の令屢々下り田畑に桑樹を植蠶を養ひ或は絹布の衣を着する事を禁したれは農民は桑園を保持する能はす終に堀拔し其痕を絶つに至れりと云ふ爾來何れの年よりか漸次養蠶の業再興せるも維新前後に至る迄の間は別に桑樹を培養するにあらす田園の畦畔或は宅地の邊隅或は山野の雜桑に止り稍や桑園を形りたるは明治維新の後にあり有田郡箕島村〔今は宮原村に屬す〕に田中善左衛門てふ者あり夙に養蠶に志あり桑樹栽植の忽にすへからさるを感し慶應三年の頃三万餘の桑苗を

購求し郡内二十ヶ村へ無代價にて配布し明治初年藩廳に開物局（勸業主事の役所）を置き武藏國秩父郡上我野鄕の人岡部八郎を雇ひ專ら桑苗を蕃殖せしか時の藩主德川氏の令室蠶業奬勵に志厚かりしを以て明治初年在の桑苗數十万を各郡に配與し頗る奬勵の意を傳へしも如何せん當時民心未た養蠶の利益を知るもの少く多く養蠶を爲すものなく桑樹の繁茂は却て田畑の障害とし耕耘培養を爲さすして枯死せしむるのみならす或は製茶の流行に伴はれて桑樹を堀取し茶樹に替へ一時桑樹を顧みるものなく殆んと其跡を絕つに至れり今尙各所に散在し御廉中桑と稱するあり即ち其遺物なりと云ふ爾來數年を經て早きは明治六七年の頃より漸次養蠶の利益を感し續々桑園を拓くもの出來れり

按に本記桑苗下付の事は慶應四辰八月十三日にして其布告左の如し

養蠶の儀　御簾中樣御世話被爲在度此度御家中幷在町へ桑苗百万本被下置候間夫々致配當當植付幷培養振骨折致世話頓て養蠶盛んに開業致候樣觸達等の儀御用人町奉行申合宜被取計事

又養蠶方役所と云へるありて奬勵怠らさりし云々と記すれ共果して然りしや信等曾て耳にせす又歷世の記にも發見せす從來の制に桑高といふありて田畑にひとしく免を付し小物成と稱し歲入の一部分たる程なれは風俗の奢侈と米穀を怠るへきの慮ありて却て桑樹の繁殖を未然に豫防の政略なりしやも知るへからす加之桑樹は潮風を厭ひ海國に不適抔一般に喧傳し養蠶は思ひもよらさる事となせり既に信與熊野へ入郡折柄不漁打續き米價は騰貴且暴風贋金等の災害に罹り郡園窮を訴へて止まされは百方授業の道を講するに山間には自然桑の大樹饒多也と（各村に桑園は絕無なり）聞養蠶を勸奬すれ共海國不適の說先入主となり頑として動かす然るに木の本浦井筒屋佐兵衛と

云は竊かに養蠶に志ありといへは同人に懇諭し担當を命し村中の寺院を養蠶所に充用後より男女二名を教員に雇ひ種紙廿二枚を試養せしめ尚人鹿組本宮組郷長へ諭し各試育せしめたるに可也の經過を得たりしに不計數日の雨天續き不順の氣候とにて頗る失敗を來し却て時人の嗤笑を招きたりき是れ潮風不適の爲に非す全然養法の幼稚未熟と寒温給桑の法を誤りし咎と後には思ひ當りたり時の世況は如此なれは百万の桑苗下賜ありしも兎角に振はす明治初年は諸政更正之際各郡の民政局皆奬勵を加へしも五十歩百歩に止まり荏苒の内漸世況に伴はれ養蠶の利益たるを了得若山城下諸士邸宅の舊址概ね麥圃茶園たりしを桑苗に植替へ専ら養蠶に従事せしは明治二十年已後と覺ゆ其内伊都那賀兩郡の如きは十八九年の比より漸次盛に行はれ近來に及んでは非常の長足を顯はし固より地味良好桑樹の發育著しく一反歩桑葉の收穫三四百貫平均乃至七八百貫あるに至り戸々養蠶せさるの家なく殊に所々に製糸場を構へ其の製品は獨立横濱に輸出為めに紀州糸の相場を市場に現出するに至る故に兩郡間にては是全く下賜の桑苗に原因するものとし其苗種を御膳中桑と通稱以て恩澤を欽喜感戴すと云ふ

金柑

縣内有田郡日高南牟婁名草海（一本遊）の各郡皆金柑を栽植す其盛に他に輸出するは有田日高南牟婁の三郡とす其初て之か培養をなせしは有田郡なりしも起原等不詳古は蜜柑栽培の傍に少々點作し只小兒の玩弄に供する而已也しと云今を距る凡百年以前より各村に栽培し他に販出するに至れり其當時は皆丸金柑のみなりしか凡七八十年以前より長金柑の丸金柑に比し栽培容易くして却て收穫の多きを

覺り爾來栽植する者は皆長金柑にして丸金柑は自然減少の姿となれり日高郡に於ては七八十年以前有田郡より由良地方へ初めて丸金柑を移植し天保年度の末印南森本金兵衛なる者名草郡重根太田信一方に雇れ中長金柑の苗木を持歸り爾後同郡各村に傳播增殖し又當時の肥料は重に人糞のみなりしが今は鯡粕を用ゆるの利を知り一般改良し又金柑は霜害を受くる事最甚しき爲め降霜の頃に至れは皆莚又は俵を以て樹の大小を問はす之を包藏するならひなりしが地方山脈其他の關係より降霜の少なきか日高郡和田近傍及西牟婁郡上秋津三栖万呂地方にありては防霜をなさゞるも其害を受くる事なきを以て近來右地方に於ては一切防霜の事を廢する事となりけれは其費用を減する事鮮少ならすして今は其本場なる有田郡より利を得る事多きに至れりと云ふ

枇杷

本縣有田郡の一部田村（今は田栖川村に屬す）に枇杷を產出する事多く古來田村枇杷の名世に著し初めて枇杷を栽植せしもの及其年記詳かならすと雖天正年度の頃同村に中村某なるものあり枇杷を栽植培養し熱心に村民を誘導し蕃殖を勉めしかは村內普く栽培するに至り其後元祿年間初て大坂に輸送し販賣を試みしに大に嗜好に適したるを以て益々蕃殖し今は山腹殆んと余地なきに至れり又本村に隣せし栖原（今は田栖川村に屬す）土質稍や同しけれは前田某今を去る百七十年前田村森加茂七より苗を請受け同村字前山に栽培せしに亦能く地に適し爾來繁茂し山腹皆蜜柑と枇杷を以て充たすに至り今は殆んと此二ヶ村の特有となれり目下輸出の多き年にありては其價額無慮二萬圓の巨額に達する事あり又近時一種大枇杷なるものを發見せしか其子實普通のものより一層肥大にして液漿多く甘味中稍や酸味を帶ひ一種

の美味を添ふるを以て益々世人の嗜好を博せり

烟草

本縣各郡に大抵烟草を産せさるなしと雖大率ね自用の爲め他農作の側に栽培するに過きすして其二三販出する物の内古來其名を博せしは霜草篠尾の二種とす霜草は伊都郡霜草村（今は隅田村に屬す）に産す故に名とす今は各村（附近）に産出するもの皆此の名を冒す霜草烟草栽培の起原詳かにするものなしと雖今を距る三百二十余年前村人中谷宮千代なる者初て之を播種せるを以て濫觴也と云ふ該烟草は一種の香氣を有するを以て特に名を博す其葉頗る厚くして細切するを得されは葉の中心の骨のみを除き他は其に刻み即ち荒物と稱し頗る粗製のものにて殊に脂分多きか爲め世間廣く飲料に供するものなかりき篠尾は東牟婁郡篠尾村（今は尾敷村に屬す）に産す故に此名あり古來各地に篠尾烟草の名聲を博せしも其栽培起原沿革等今之を詳にするものなし往年本村にては之を治兵衛煙草と稱へ栽培せしに今を距る二十四五年前大和國吉野郡十津川に栽培せる「みご」煙草なるもの品格稍や下等なれ共收穫頗る多しと聞き之を試植せしに果して一反歩に四十五貫目の收穫ありて治兵衛烟草に比し一反歩に殆んと十四五貫目の増額ありしかは爾來此種を栽培するもの漸次多きを加へ今は全く治兵衛煙草の跡を絶つに至れりと云ふ

又西牟婁郡小房村（今は市鹿野村に屬す）は良種の煙草を産し篠尾烟草に類するを以て古來名聲を得しか近時乾燥等に注意し益々品位を高めしも作地掌大産額隨て多からさるに依り未た博く世に顯るゝ事なし

茶

寛永十六年安藤氏田邊を領する時茶の運上始りし事あり當時久兵衛次郎兵衛和歌山藤六勢州の島忠三下に赴く蛙四疋を礫にして四人の名を書するものあり後忠三死す餘三人に金千兩を賜ふ云々旧記の存するあり（田邊町役場保存の舊記にて意味解し難くも暫く舊の儘に記す）或は有田以南各郡山間に到れは山林を伐採すれは自然に茶を發生する所少からす畢竟古昔茶畑の跡なりし爲めか將た天然の茶樹なるか其起因する所知るに由なしと雖慶長撿地帳を閲するに茶高を記するもの其數幾筆なるを知らす此に由て之を觀れは古へ茶樹栽培の業早く已に行はれし事推して知るべし降て文化七年の頃日高郡清川村大澤豫七郎の祖に兵助と云ふ者あり痛く意を製茶に傾け山城宇治より山田武右衛門と云者を雇ひ該業の擴張を勉めたりしも當時之に從事せる者僅に二三名に止り其業將さに廢絶せんとせしを兵助の子與助父の志を繼き奮發之に從事し事業漸く盛大に趣きしかは藩主の聞く所となり文政十二年初めて其所製の茶を買上けられ爾後年々例となり天保五年藩其製茶に「霞の隙」の名を賜ひ近郷隣里傳て榮とせり嘉永五年今の豫七郎又宇治近江朝宮等に巡遊し得る所尠からす歸村の后傳習所を設け近隣に製茶の方を傳へ是より郡中製茶に從事のもの益々增加せり又安政年間有田郡の製茶專ら青製に變し文久年間に至り貿易業の盛なるに際し郡中稍や宇治製に改良せんとするも當時藩に御仕入方役所と稱するもの有て一時人民の製茶を禁じ該役所にて其利益を專有する事となれり然るに小川村（今は鳥屋城村に屬す）中垣又七と云ふ者有て文久元年の頃密かに宇治製茶七本を横濱に輸送し荒茶每本金十兩二歩に販賣せりと云ふ降て明治初年に至り各郡に民政局を置き其內殖產方ありて此等を勸め明治二年九月勸業に熱心にして殊に製茶培養に精しき有田郡野田村野田四郎（今は有田郡長の職に在り）を擧て同郡殖產取締となす同人は其素志の初め

て緒に就くを喜び直に意見書を作りて民政局長に提出せしに大に其説を嘉納し御仕入役所の製茶を止め口前役所を廢し専ら民業に放任せしめ同年より汎く製造するの計畫をなし此業に熱心なる者を撰み資金を貸與し數ヶ所に製茶場を設け郡中同一品に製造する事を勉めて以て貿易を試みしは此時を初とせり既に其年有田郡のみの製茶にして尚二万六千三百十五斤販賣代價一万千八百四十一圓七十錢の多きに達せり是より先き安政六年西牟婁郡西谷村（今は栗栖川村に屬す）に大熊武平なる者あり東牟婁郡下湯川村の人堀文右衛門の宇治製法方を爲すを聞き同人に就き傳習し尚共に協力して山野自生の茶を摘み八本（二十斤入）を得て之を山城の人に賣與し毎本銀八十二匁を得たり依て其利益あるを知り翌年は十四本を製し毎本百四十匁を得たり慶應元年には自ら村中を巡り四十八人の人夫を役し普く摘葉して五十本の製茶をなし毎本百十匁の價を得たれは各村皆之に倣ひ到る處製茶をなすに至り明治三年古座民政局に於て同人を擧て西牟婁郡製茶取締人とし附近五ヶ村の担當とし再撰改良の事を掌らしむ

按に前記田邊氏茶運上の舊記を引き古來より製茶ありし事を證すれ共豈田邊の事を待たん哉郡制々度の部に記する如く楮漆茶桑の高は古撿地筋の本高とし本途の小物成高共唱へ村高へ結ひ田畑同斷の免を請云々又茶一斤高六升より一斗迄郡々所々不同畦岸等に有之を撿地の節見計高を付候とあり（以後新規に植付出來候ても高は不附故に在來の株絶へ一切無之所も高を不引とあり）又歳入の部に二分口茶口あり何れにも小物成運上たるは明か也（財政の部に詳なり）されは古來より製茶の行はれしは爭ふ可からさるの事實とす然れ共蓋し宅邊林間圃畔山麓等に散生自家供用の僅々に止まりしか各郡是と聞へし茶園ありしを耳にせす奥熊野郡中に在ては獨尾鷲の土井八郎兵衛のみ茶園を有し培養宇治に倣ひ滿園除霜の計畫を施し製法頗る整頓

し毎春新芽を精製　公家に献する事今に至て絶へす畢竟紀州茶の世に出しは嘉永以降横濱神戸開港後に屬するもの也諸説に紀州は明惠上人の舊里且退隱の故地なれは其初は上人の播種に起因すと夫れ果して然らんかは詳ならされとも不思議にも自然生の茶樹巨多也信同郡に在職中本宮組を巡在せしに山深く産物皆無座して飢を呼ふの寒村僻地と雖も到る處の山腹谿間自生の茶樹を視る實に夥し然れども雜草荊棘に纒縛せられて久しく亂叢枯痩に付す本宮は就中の僻陬殊に頑愚懶惰なれは自つから如此きも他郷に在ては開港以來製茶貿易の余響亦此地に及ひ且つ暖地發芽早きを以て勢州等近國の茶商多く入込前金を賭して他への販路を塞き茶時に及んで職工を入れ恣に製造金利を專有せらる士民は從來己れの飲料に給するの外敢て販路の如何を知らされは仮令下値に占めらるゝも意外の貴價と思ひ殊に前金を得れは欣然競て歡迎此金以て公租の料に充つ（本郡公租は皆金納なり）信入郡せる年の六月公租を徴するに山分より納めしもの悉く贋造二歩金（此時薩藩初王政復古の爲めの軍資と稱し二歩金贋造す隨て諸藩亦之に倣ふ者多し天下万民共毒害に罹りしは言語同斷也）なりし故嚴に詰問したるに皆茶の代金に受領のもの也と全く僻地世況に迂鈍なるに乘せられ奸商の惡策に陥りしにて郷村長の驚愕悲歎は面色なきに至れり斯る生民の(士)〔塗カ〕炭捨置へからすとて其翌春は管内の製茶を民政局の統理となし令を下して他より茶商の入込を嚴禁し一組毎に廉直者一二人つゝを撰み組々を分掌せしめ製造所を建設村々貧民老若をして茶葉を摘採來らしめ錢を與へて當座の窮を助け職工を雇使して盛に精製せしめ而して松坂に輸送同民政局の照會を經て確實誠意の茶商に因み販路の周旋を依頼す於是初めて世間の情況商機の敏活をも自得理解し得るに至れり販賣の結果左の如し

金一万〇九百三兩三朱　一番茶千三百四十一本九分一厘　八兩二朱替

金三千四百三十三兩二朱　二番茶四百五十七本四分五厘　七兩二分かへ

金百兩　ひ出し茶三百九十四貫目

合計金一萬四千四百三十六兩一歩一朱　總經費

内　金一萬千五百〇七兩一歩一朱

差引　金二千九百廿九兩　純益

外に　金千〇六十四兩一分三朱　新規納屋器械有物

全合金三千九百九十三兩一歩三朱　益金

右益金を以て米百八十石を代金千五百十三兩三歩にて購入郡中七組へ四百四十八俵を下付一組六十四俵つゝ社倉へ貯藏せしめ組々茶製掛り十名へ褒賞金合二百兩を付與したりと云

南紀德川史卷之百四

郡制第十六

臣 堀内信 編

產物誌 二

十寸穗の薄上

ますほのすゝき敘

兩管記事てふふみは古風土記てふ書に擬へあさもよし紀伊の國七郡を初め神風や伊勢の國波よする白子の浦の遠つ界迄貢物の至る處こゝろの百を筆のひとつになんとゞめて十寸穗の薄と名け侍る舊は漢文の讀に心苦しく難波のあしの穗にいでて止へきにもあらねは國の文字に書きあらため見る人に便あらしむるのみ文政乙酉歲紀のみなとふけゐの濱のかたはらに住わたの人の翁識

一書編は事實を要とすへし苟無證考或は私の作爲に出は杜撰の謗を不免故に述而不作一に引書をもて先とするも也蓋稗官野史もろ〳〵世間に流布するは俗書と雖も既に天下の通聞たらは据之以て爲證據且夫群籍の間恒進而芟を專とすれとも艸木の區々たる孤陋の敢て可盡にもあらす定て脫漏多からん精撰は諸の君子を俟希は後補葺之

「事實を要とするは著述の正道なり然れ共其書正しからさるを以て引用するは正書と云ふへからさるへし既に天下に通聞たりと云ふ共眞僞をは正す事を成すへし」

一名區事蹟寺社緣記は別錄有は委するに不及今畧之

一名所古歌は各其本書に就き閲覽すへし此一條は和歌者流に讓る
一予嚮此書を草成す未脱藁而漫に人の披覽に任踈漏殊に甚し遇々補入頗加是正今萬有定本畢　以此冊子附鷄肋然而烏有と爲に不忍但秘備覆醤之具耳

乙亥春識

海士郡

卷之一海士郡

紀伊國 古事記に作木の國又城(キイ)飯の國萬葉集に城(キ)の國とす職原抄曰紀伊國故實不讀伊の字

一紀伊國道程南北四日半
一天經北極三十四度
一紀伊國上管七郡下小國穀高三十九萬五千二百四十七石
一源順和名類聚鈔紀伊國村名税貢(タナツモノ)詳に本書に載す
一人國記に紀伊國風土及人氣の辨は本書に委し
一人別帳に紀伊國人數五十八萬八千六百七十四人内 男二十八万二千九百七十五人 女二十二万五千六百九十九人
一武家簡任記に紀伊國年貢免割幷に諸制度詳に本書に載す
一萬葉に紀の國の枕辭安佐母與比には一作朝催木又朝母吉城(よしき)とす
一淸少納言の枕の草紙に受領紀伊守地景は和歌の浦
一藤原仲文の詠紀伊國七郡名寄の歌海士郡　一作海部郡
一海士郡西は海を劃り東は名草南有田郡に距る土地下濕にして禹貢所謂海濱廣斥の地是なり田畑は

砂交り所謂惟白壤と云類なり田畑大率潮入の處を墾ゆへ塩地塩道の名あり勿論みな沼田なり作物米穀少く青物作り多し農人市出しを生業とし穀高持たる百姓稀なり

産物

粳米 早稲奥手あり兒島如水か農稼業事に早稲は雌苗を擇て可植實入尤雄苗に十倍す 早稲雌雄苗の圖件の農稼業事といふ書に出（和泉白里坊叙光京早稲） 糯米（モチゴメ） 粱（アワ） 餅粱 日高あわ

黍 蜀黍 南蠻黍 蕎麥 續日本記曰養老六年七月勸課天下種晩禾及蕎麥 豆 大豆、小豆、唐豆、豌豆、𧀃豆、粉豆、黒豆夏豆 鉈豆あらせいさ、小角豆、隱元豆、白扁豆 胡麻

罌粟 大根 中の島洗大根、久喜大根（松島） 福島土大根、赤大根 三月大根 加茂 夏大根 蕪菁 千蕪 天王寺に勝る 小蕪菁 鼠島

油菜（まめ） 菜實製 燈油 胡蘿蔔（にんじん） 壬生菜 方言 水菜 松菜 珊瑚珠菜 芥子菜 眞菊菜 白莧（へうな）

萵苣（チサ） よめな すべり莧 たんぽな あかざ ほうれんそう 芋 紫芋（一名山城） 又赤芋、白芋、蓮芋 茄子 地種 上種

長茄子 花壇茄子、加利茂里茄 水蕗（ふき） 野原 加納 獨活（うど） 山獨活 萌うど 根芹 三葉せり 葉せり 葱 分葱（わけぎ）

野蒜（にら） 行者蒜（らっきよ） 紫蘇 紫蘇の實 生姜 茗荷 茗荷の子 蕃椒 日光とうがらし、千の箭先、ほう すきとうからし、耳とうからし

百合根 ちよふろき 蓼 穗 四方の嵐 松の下 土筆 瓜 眞桑瓜 水軒村 布引 葵瓜 御前松

西瓜 布引村 外濱 白瓜 からうり 冬瓜 かもうり 金冬瓜 東蒲塞瓜（かぼちや） とうなす

筍 孟宗筍 本竹の子 はちく筍 初蕈 紀三井寺山 雑賀野 千本しめぢ 松露 松江 麥松露 榎木茸

菓樹

柚橙 蜜柑 加茂谷 重根無種 柑子 三酢 九年母 紅みかん 金柑 柚こう 唐柚 たちば 桃

五月桃 ずんばい 東方朔 杏子 ゆすら梅 すもも 楊梅（やまもゝ） 重根 山東 枇杷 別所村

梨青梨　赤梨　ありのみ　菴羅果　石榴　なつめ　ぎんなん　けんほなし　無花果
いちご　いぬひわ　春ぐみ　秋ぐみ

藥　種

ふつくさ　いんちん　さいこ　じやしやうし　くしん　おこぎり　ばいも　こしつ
きりんひつ　はつか　おまさな　くはくこう　はくもんとう　しつり　からす瓜
りうたん　いたとり　かくいも　きこくつふ　きんけいし　さんきらい　紅花　きれん
わたいわう　おばこ　はこべ　ほうづき　夏根草　しんてうけ　茘茘枝　いちご

黄櫨　安永年官命にて藥地河堤一郡みな櫨を植しめ其實を摘て蠟に製し大に國益となる今世諸物の價昔に比すれは悉くみな高直なれは唯製蠟の屬のみ心易く下直なるは所々に櫨を植たる利潤による也濟世の用これにて可考

薩摩芋　延享年の比海士郡箕嶋の人薩摩の國に商して還り琉球芋種を北湊邊に移植て持扱ゆへ其芋の稱に國名を唱ふ享保の末專ら天下に廣まり江都の人青木昆陽番薯考を著はし其功能を傳ふ唐土にては此芋は酒にも釀し粮とも爲ゆへ一の名薯糧とも言へり

地砂糖　紀州の砂糖一名地砂糖と稱す延享年甘蔗苗を琉球に獲始てこれを箕嶋北湊の地に植其後和歌山雜賀屋の家に寄寓する肥前長崎產の人砂糖製法を傳授し專ら地砂糖出來今は大白五色砂糖の品々あり

燒塩　世事譚に曰く天文年紀伊國雜賀浦始て燒塩を製し出す承應年女院御所に献之叡感有て紀州雜

賀壚天下一の銘を賜ふと書たり今三嶌村壚の名産とす

延寶年雑賀調進京鷹司家折紙の令旨あり

草綿　延暦十九年崑崙人參河に漂着し綿種の實をつゝみ持來る詔して植之紀伊國と載たり然れは草綿は我南中は綿の根元なるへし

藤代墨　古今著聞集に曰く後白河院熊野行幸紀伊國藤代に於て土人献松煙墨と出り中古斷絶したりしを享保の始有田郡湯淺の住の好事家橋本次源太と云者墨製を始め梅葉形の墨を造る今專ら世に弘まる墨は尤精好也藤代墨と稱す昔熊野詣の人頭髪に梅の葉を挿す故實に據といふ

冷泉爲重藤白墨詠鎌倉時代

大崎白石　延喜式曰石帶は用紀伊の國の白石以造焉海士郡大崎白石は蠟石に似て美澤如玉官服の石帶に用ゆ新野問答にも此紀伊國の白石出たり

紀伊國革　宗五大草紙曰素襖の紐革黒梅、小紋、紀伊國革爲上品と出たり足利時代於て紀州に專ら此細革を製す今は中絶して事蹟詳ならす

蘇合香　延喜式に紀伊國貢蘇合七壺と載す故實未得考

南紀製琴形墨　銘に南紀養鶴亭主人藏用祇南海先生舊造式の文字あり元文の比祇園南海元瑜始て命墨工琴形墨を製る今世に遺る近頃養鶴亭季逸再興之攝州有馬墨工をして琴形墨を造しむ古形より少し縮今專ら世に弘まる

根來椀　朱塗黒漆時代物にして世に重寶す木皿飯鉢香臺に根來山の坊名の字有ものを上品とす

黑江椀　黑塗箔紋廣く諸國に輸り商ふ舊來椀師の子孫多し

　木具膳　折敷膳　七つ入子塗重

織物　續日本紀和銅十一年紀伊國始織綾錦と出たり

織毛綿　河上在郷は用上機城下野みな用下機

曝木綿　紀の川さらし北山曝加茂谷岡さらし山科染 官用

紋派布　寶暦七年城平始て織紋派今は專ら京大阪に輸り鬻く

　新九郎嶋孫織　登呂縞　璽多布(さんとめ)鍛通

紕(かせ)糸　安永年官府より御世話有て今城下諸人の生産と成五幾内毛綿綟は多分紀州紕糸を用ゆ國益

　莫大の利潤となる

實綿　布引村及砂地畑所植るの實綿上斤と稱す

推綿　一名造綿といふ衣服の中入に用ひ諸方に輸り商ふ

長紐　上機織細糸疊素疊師の職人用之

綱素　繭糸苧糸あり唐綱小高綱に造る

足袋　日方踏皮　紋派袋足袋　孫六足袋　苧刺足袋

藤代温石　温石は藤代町の南坂道の側に有此温石は鍼氣の所蒸燒之皮膚を温むれは積氣を治す石の

　土中に伏するもの尤宜し

島石　苦島尤も佳し沖の島石庭石に用ゆ雜賀崎石

硯　石　琴浦石には縞筋あり鳧[illegible]石には青石あり玩弄すへし造硯用に不勝

自然銅　鉄砂片男浪の磯邊　贋雲母(にせきらら)若浦雑賀　石灰焼貝殻及牡蠣灰石灰

鹵鹹石(ろかん)　鉄樹一名青やき　海　松　珊瑚砂

紀州傘　若山九町街細工至て器用華奢にして骨尤も弾し白張蛇の目他所輸り重寳之

帆傘　桃燈　松葉傘　日傘

陶　器　昔年名草焼と稱するは山東の庄にて製之日方焼と云は日方浦にて造る近年みな中絶今は城下鈴丸減方谷にて製之重次郎焼と云花生茶碗酒次土瓶らんびきの類銘に白鳥關下の土造るの文字を印する有之　甚兵衛焼中絶

「信按に陶器考證に紀州若山鈴丸は享和九年の比鈴丸の十次郎と云者へ官許ありて窖築立瑞芝と銘を入る今以て相續して種々の陶器を製す」

瓦　地瓦と稱す昔太田の城壚の埴土にて造る尤も堅密也猿牛人形類凡そ焼物細工種々瓦町の瓦師の手作の玩弄の品可愛

鴟吻(おにかわら)　鯱吻(シヤチ)　炭櫃(すびつ)　盆池(きんぎよいれ)

石　工　石燈籠　石獅　石華表　石臼　寳塔　挽臼(てく)

船大工　湊の濱津屋　木挽北新町　土細工一銭手工中の店の横町

筆　工　福山當流　和歌の浦　芦軸　玉津島松枝の管

紙　多田奉書紙　松葉紙　湊紙　還魂紙(すきかへし)

軍　扇　朱地に鷹の羽の紋軍扇は海士郡賀茂谷の小中村の兵扇寺は昔より由緒有て製之傳云昔淺野
左京大夫幸長朝臣の好みにて兵扇寺相傳して於今造之藝州廣島に送輸之

扇　子　本町一丁目　澁團扇　地團扇

鑄　物　金屋町一里山　鍋釜　鉄瓶　突鐘　喚鐘　五右衞門風呂釜　唐鋤　七輪ノ網
芳令五德　利休の時代紀伊の國鑄物師芳令は五德ノ名物千家ノ茶事に用之今世に所遺重寶之芳令は其人の傳未た詳を得す

打　物　鍛治屋町日方　出刄　鉈　鉞　釘　かすがい　庖丁　鋤　鍬　鍜冶卷甫の町　稍こき　鑢甘吉町

檜物師　匠町曲物　三方　四方　水柄杓諸方に輸り之をひさぐ　漆桶　糸車輪　本越通　米通し

桶　内町湊下ノ町　酒桶　酒樽　油桶　油樽　新通四丁目湊張　鮓子桶　手桶　手盆

杉　戸　掛戸　前羅戸　戸障子細工町輸于諸州

竹細工　磯行籠　商ひ籠中ノ店　魚籠　いかき御堂前　反古籠　鹽籠

葭(よし)簀(す)　湊ノ濱　葭(よしすだれ)箔　茅簑

牛(ギウ)筋(キン)　國產銘國勢力　線香鈴丸　元結九家ノ町

焠(ツケ)兒(ギ)　昔は竹片を碎き先に硫黃を塗て火を發す附竹と稱す今は附木と唱ふ

桐　油　地合羽　腰合羽

桂張煙管　若山桂屋張名作

彫物根付　象牙　鯨牙　鹿の角　黑柳　拓　櫻之木
一齋彫　裝銊奇賞に曰く紀州の小笠原一齋の彫物は天下無双の名人此人の作難得象牙鯨牙

の細工人形鳥獸の類現在世に所見の品を彫む鬼形奇怪の類は至て稀なり物の状眞に逼り精巧を要とすと出り

彫物師十藏　一齋の門人裝鈒奇賞に載之彫物上手と出たり

長尾市太郎　一齋の弟子裝鈒奇賞に載

横井孫九郎　近世彫物の上手桃核十六羅漢の圖彫上けの細工あり

紀州又右衛門　裝鈒奇賞に曰く紀州の又右衛門は古代彫物の上手其時代しれす今の世に彫物根付古物精妙にして其作者の不審を評して總て紀州の又右衛門と稱すと出たり碁盤掛腰取揚婆卒塔婆小町根付

刀鍛冶文珠四郎　中心の銘に於南紀重國或於駿河と有之皆初代なり文珠は天下無双鍛冶の名人百八鍛と云家の傳授あり詳に人物の部に見へたり

南紀安廣　紀州住安「重」　則貞　紀州住綱廣　近江守長寛　重定　紀州住長次　爲康
則次　紀州康廣　森高　當一

雁金弓　紀州の弓工木村か家の製の雁金弓は名物雁金燒印を押たり國制にて他國に出すこと不許傳へ云古紀の關守の辰か弓の故事にて其子孫者作之昔南朝大塔宮傳授の弓膠を以弓を作る是を神の川打と名つく此弓筏に組紀の川に流し下せとも弓の鰾不離といふ

雜賀鉢　武林原志に曰く天正年紀伊國の雜賀の住宇治鄕にて兜を作る雜賀鉢と唱ふ傳云紀州兜其鉢の鍛精妙にて古の明珍に勝る其時代は天下に名高し

鉢師　鉢作り吉秀　春田庄兵衛　春田喜右衛門　春田清藏

東條鞍　武林原志に曰東條の某は紀州之人鞍作りの名人

鐙　續日本紀に養老六年紀伊の國造鐙と有之按するに昔紀州の作に名床（あぶみ）と稱する有は何の時代に唱へ來るや未た詳に考へす

鐔　紀州高木鐔は鉄の鍛勝れて堅く地金木理（もくめ）あり

朝倉鞍

貞永小刀

忍冬酒　和漢三才圖會に載南紀の名産の忍冬酒は北郡源二郎大夫か製

麻地酒　萬金產業袋に曰紀伊國若山廣瀨善兵衛家傳の麻地酒尤名品載三才圖會糸屋御膳土屋延命酒

金山寺醬　紀州名物金山寺味噌尤佳也品諸國に輸り賞歎す（經山寺味噌の事玉井醬の來由有田郡の部に記す）

糟漬　紀州の酒糟は南方暖氣の土地自然と和熟し漬物他方に勝れたり春陽に至り踏込糟と名付諸物を漬て多く遠くに送る其物品種々あり

茄子　唐瓜　白瓜　西瓜　花零（はなをち）　花丸　鉈豆　干鯛　鯧魚（マナガツヲ）　烏賊　鮑

蕎麥麪（そばきり）　内町の製蕎麥麪は三都に勝れ名高し春渚紀聞に云蕎麥は五色五行之徳を具へ其葉青く花は白し莖は赤く實は黑し根は黄なり味美味にして五臟を養其性尤もよろしと有之

素麪　小雜賀の製は太く下品なり

菓子の類　饅頭（駿河町鶴屋本の字勢州出店松屋の壚見）　壚燒餅（紀三井寺）　小倉茶巾（片原）　卷煎餅（九家丁）　新粉の里（岩手）　壚煎餅（巫女池）

糸切餅（本の脇）「菊煎餅（一本ブシ）東長町」

元勝の糸切餅は應神天皇同村下勢ヶ尾と云ふ處に駐在ましませし節大壽麿と云人餅を奉りしに天皇弓づるを以て切り給ひしか其事の初也けると古歌に「朝綠野邊の青柳出て見ん糸を吹來る風はありやと」云々此日の紀伊新聞に載たり紀伊圖繪には唯名產と形狀とのみを記せり」

和歌の浦干海苔 名物近年製出至て品宜し淺草海苔と相類す　加陀浦平和布 名產　海蘿(ナゴノリ) 和歌の妹脊　生和布 雜賀崎　太海雲(フトモヅク) 沖の島鹽津　石蓴(アナサ) 雜賀浦

鹿角菜 大川浦　石花菜(トコロテン)　干心天(カンテン) 紀の川曝近年製し出し　干蘿蔔 輸子他方　白梅(ムメボシ) 加茂谷村々より多く漬出輸子他方　賀陀鰯脯(カタヒシホ) 加太浦の名產風味尤佳

干鰯　加陀北所

海鰻肉糕(ハモノカマボコ)　海鰻の二字は唐音「ハイモアン」也はもも華語にて唱ふ奇なるに似たり海鰻のかまほこは當國ならては出來かたし我紀の國の名物ゆへ遠國に送り賞翫す

干甘鯛披(ヒラキ)　あま鯛は漢名黃穡魚といふ此魚は海底の泥中に生し南紀ならてはなし他國に稀なる魚也

小鯛鮓子　一名雀鮓子風味殊に勝れ他方に類なし紀州の鮓子の格別美味なるは漬三物(ツケカタ)備を以てなり但米は地出來の甘美あるのみならす酢は暖國の釀方よろし魚は南海の鮮を用ゆ余所の不及處也

濱燒鯛　濱燒の名は鹽濱燒といふを畧語に云也雜賀の鹽竈燒其根元にて今は三葛村の鹽竈燒鉄鍋を用ゆ此鹽竈にて大鯛を蒸て肴とす尤佳し外は土釜を用ゆるか故小鯛を燒くに宜しからす

煎海鼠(イリコ)　煎海鼠は雜賀崎田の浦にて製之近年加陀浦に確玷(しいれ)役所有て外にては妄に賣買を禁す國製の品となる唐土にては海參と名つけ珍味とす補藥大人參に齊しと云義なりとそ唐山の行商は驢馬の陰莖を贋物にして海參に僞はると書に見へたり

木の葉鰈 田の浦名物　縮緬小魚(ちりめんざこ) 和歌浦吹上濱　干海鰻　干鰈　干鰯(ホシカ)　干鮎(ヒアユ)　大鯛 雜賀浦の鯛縄　海鰻 雜賀崎の鰻縄　松魚 松江　鯮(このしろ) 中高網

鰡　鰣　鱸　鮬　魰　鮨　鰈　鮟鱇　魴鮄　金頭　火蹻　石首魚　姫智

金糸魚　黄貂魚　鱆魚　太刀魚　青鱧　鱓魚　太留魚　比良女　河豚　牟志廬（斐良（一本ナシ）　志伊良

伊佐妓　血沼鯛　古署鯛　久知徴鯛）　博多鮊　尻鯛　左加太　左越　鯿　鰺　江鰶（コツヽ）　白素（シラス）

苗蝦（アミトマ）　伊勢海老　車蝦　白蝦（シラサエビ）　太脚蝦（テナガエビ）　蛰（カサミ）　擁劍（テンホカニ）　藻魚　目張　油目　泥魚　部良　海鯽　矢朔

鰻　黒魚　針頭魚　いがみ　かしら　めつき　はげ　はす　鯵差　勢いご　鯉（紀の川）　年魚　伊它

鮠　鮒　鰻　鯱　簀走（スバシリ）（方言伊奈）　鰆　加陀浦貽貝（イガイ）（漢名東海夫人此貝延喜式に載加陀浦の名產 三月上巳粟島の社神事此貝を神供さす）

梅花貝　櫻貝　錦貝　紅貝　忘貝（方言さくら貝）　吹上濱簀貝（スヾ）　古歌　袖貝（方言あさり貝 吹上浦名產）　鳥貝（松江浦 湊濱）　蛤（和歌 吹上）

烏帽子貝（藤代）　汐吹貝（日方浦）　蜆（小雜賀川）　月日貝　たから貝　いたや貝　べそ貝　赤貝　帆立貝　馬刀貝

桔梗貝　駒瓜貝　鶉貝　兜貝　妹脊牡蠣（和歌浦名產）　山かんから（磯脇）　榮螺　赤辛螺　ごうな　龜脚　石蚨

細螺（キス）釣（六月）　鯖燒（五月）　鱸釣（秋）　鱆釣（四月）　鯵釣（春）　鰤釣　鮪釣　烏賊釣（十月）

醫藥　鎮驚丸（本間氏）　千金丹（三田村氏）　山田振出藥　保命丸（和歌浦養泉寺）　寶壽圓（塩屋村光明寺）　木香丸（本町原田）　保命丹（新堀天正寺）

烏犀圓（板坂）　打老兒丸（博勞町）　正粒丸（舊名勝利丸 有馬氏）　枸杞子圓（中屋）　龍骨油（西林寺）　目藥（上野子）　無二膏（大橋西詰）

桑山小粒　中風藥（野崎）　奇應丸（中の島 神波屋）　骨繼藥（鷹匠町）　毛生藥（御廐）　藥艾（黒門）　熅坊藥　蠅除（ハイヨケ）神符（矢ノ宮）

眼科　（小雜賀長菴 加茂道甫　宇治谷）

外科　（華岡 宇野　松原 古林）

舘柳　祇園南海先生舘柳の記及ひ詩集あり

講堂の柳の木は享保年京都六角堂の柳を移し命題儒員の詩行于世

櫻　花　紀三井寺山櫻　昔芭蕉翁の句行于世　直川夾山　根來

白　菊　空穂物語に吹上の濱の白菊の歌及名歌古歌　吹上の濱の白菊を詠古今集

秋風に吹上たてる白菊ははなかあらぬか浪のよするか

藻塩草　若浦

石芒　玉津島岩根の芒歌によめり

蒹葭　芦邊和歌の浦片葉の葭は名物筆の管に造る

梅　花　北山梅谷　桃花南郊　藤花羅漢寺納所村　紅葉北島水軒堤　楓樹紀三井寺和歌菅廟　躑花岡崎山　紅蔦若浦山金ヶ崎　岩蓮華若浦津屋

杏　樹　粟屋金屋町　合蒴漁人造浮子　結縷草　蔞衣艸

古　松　和歌深秘抄に紀伊の國玉津島卯の松を栽又東野州の聞書に曰東下野(寺)常縁玉津島に社なし鳥居もなし但漫々たる海の邊に古松一本横はれり是を玉津島垂跡のしるしとする也となり

濱　松　風體抄に曰帝幸紀伊國河島の皇子詠濱松の歌

和歌の松　續後拾遺和歌集の神祇部に鎌倉の右大臣實朝の歌に

雪積る和歌の松原古に(替)りいく世へぬらん玉津島守り

布引の松　林道春か紀伊の國布引の松の詩は羅山詩集に載す

吹上の根揚り松　本朝俗諺志に延享年米山翁著紀伊の國吹上の根揚り松和歌浦のさかり松の古諺を載世に名高し

大宅の松名所圖繪に詳なり　宗祇の松兜崎　北山宗古の松　吹上の祠　舊蹟の松和歌道

袖摺石今扁　梅溪巖の松小浦　年盤の松小明院　矮松西松江　杜鵑の松一里山四辻亞相之記　裝束の松三葛村裝束松鷺森舊記

藤代筆棄の松羅山詩集

雪葛城山古歌　月吹上の濱明光浦　雨形見浦加太古歌　牧馬苫嶋　犢牛湊牛町禁牛市延寶巳未　鵜鵜島　千鳥小江浦古歌　田鶴吹上濱芦邊　鶯名草山宮の森

鷺外濱中州　鶉野崎中の島　鷗二里か濱沖の島　鷹鷹巣　海鵝(サゴ)雜賀崎二子島　雉子小豆嶋花山　水鷄雜賀崎岡島　天鷚(ヒバリ)東郊西野　螢火出水里音浦

蛙の聲田中井戸蓮池　鹿暗北山邊加陀山　鈴虫濱の宮桝堤　松の韻(こへ)松江高松

小禽　豆まはし　青じ　里じ　目白　ほじろ　ひよとり　百舌　虫喰　山から　しじゆから

よしはら雀　河せみ　けり　かなりや　ひたき　つくみ　よしごい　しない　せきれい　菊い

たゝき　あとり　しめこま　かいつふり　れんじやく　のじこ　さんじやく　ひんすい　白頭鳥

水土所宜卉花數品

幽蘭　ふぢばかま　ほくり　あさかほ　美人草　しやが　かきつばた　あやめ

石竹　千日紅　ひあふき　芥子　ゆり　葉けいさ　けんげ　ひるかほ　しおん

しゆんめい菊　みそはぎ　ぼけ　百日紅　山吹　さつき　海棠　梅もとき　芭蕉

そてつ　しゆろ竹　死松　ばれん　いぶき　おもと　水仙花　あじさい　じんてうけ

鳳仙花　櫻草　縮緬かう　た(で)(一本ち)まんりよう　藪かうし　桔梗　水葵　くけん竹

いちばつ　なてしこ

海士郡　人物

神武天皇　古事記に神武天皇大和の國長脚彦を征伐し官利あらす和泉の國にて御船に乗南海に浮み茅渟の海よりして紀伊國に廻幸男の水門に入て武威を示し國の酋名草戸畔を誅し給ふ

五瀬命　古事記に五瀬の命は神武帝の庶兄にましますす大和の國の長脚彦か賊箭に中り和泉國より船を浮へ南海に赴く五瀬命箭瘡の血を滴へて海水股に縫す其處を名けて血沼の海と云泉州日根野邊より西の方紀伊國加陀浦までの海の名也五瀬の命は紀の水門に矢瘡を痛み雄建して薨し玉ふ其處を雄の水門と云今府城の西蛭子社の側國初の儒士李衛正雄の芝の碑有

仲哀天皇　日本紀に仲哀天皇元年幸紀伊の國居于徳勒津の宮此時築紫の熊襲叛すと聞紀伊國より廻幸し長門に赴き給ふと云

莵道彦　續日本紀に莵道彦妹嫁味師内宿禰紀伊國阿備の柏原に武内宿禰を誕生す莵道一に作宇治紀伊國海士郡の地の名又莵道彦一に作珍彦天道根命六代孫國造の始祖也

聖武天皇　日本紀に聖武天皇紀伊の國玉出島に幸詔に曰登山望海遠にゆかす遊覧するにたれり因是玉出島の名を改て明光浦と呼へしといふ

稱徳天皇　日本後記に神護元年冬十月天皇紀伊國海士郡岸村行宮に幸す

紀伊直　紀伊直は天の御食持の命の裔孫海士の郡の人

大伴部押人　續日本紀に曰外少初位上勳七等大伴部の押人は紀伊國片岡の里人神護慶雲年陸奥の國牡鹿郡の浮囚となる

桓武天皇　日本後紀に延暦廿三年天皇紀伊國玉津島に幸す

小野小贄　天平神護年中小野の小贄爲紀伊國司

橘　直幹　惺窩文集に村上天皇の朝守橘の直幹紀伊國和歌の浦菅廟を建て有之俗說辨に菅公の靈神橘の直幹か感應の事を載

公　任　公任卿集に紀州玉津島詣に大納言公任卿和歌浦遊覽の記

押　勝　日本紀に押勝は敏達天皇の時の人紀伊國司

仲　實　金葉集に仲實紀伊國司に任す堀河院の時の人

俊　文　紀の俊文は紀の淑文の孫紀伊國海士郡琴の浦に隱遁す東沼周曮贈紀俊文序に日梅亭竹閣出於琴浦暮煙之上の語あり俊文の子は俊長載于本朝遯史

行　文　扶桑隱逸傳に日紀行文は紀俊長子なり國司紀の俊文の孫祖父の雅操有て和歌を善し名高く撰集に載俗塵を避紀伊國海士郡琴浦に閑居す贊に日行文匪翅承箕裘亦能追塵外之跡嗚呼是父是子固見其美乎

源　長信　嘉貞年紀伊の國司

藤原宗輔　康和年中中納言藤原宗輔紀伊國司

藤原清正　清正家集に紀伊國司の任にくたり吹上の田鶴の歌あり

津守國基　住吉の神官歌人なり國基家集に紀伊國玉津島の明神に祈請して住吉の社檀の石を需め明神の靈夢に感し石を得たる事歌集に載す

藤原宗顯　中納言宗顯は三瀧上人湛慶弟墳は海士郡別所村にあり

蘆　生　蘆生熊野紀行に吹上の濱に宿して天女の歌あり

藤代ノ權の藤內　前大平記に云藤代權の藤內右大臣是公の臣

薗部重茂　盛衰記に曰紀伊の國住人薗部兵衞平家に叛に因て能登守教經和泉の國吹井谷川より兵を牽て紀伊の國に入薗部か舘を責破り三十六人の首を取りて還と書たり

源　義經　鎌倉實記曰判官義經は紀伊の藤代に赴き有爲の鈴木を賴文治三年二月十八日藤代より首途して大和の國奈良大路宇治山越して江州關の津と云所にて支度し卄五人朽木谷より越前を過て奧州に赴く

平　維盛　盛衰記に三位中將平維盛は八嶋を出て紀伊國和歌の浦より上り吹上の濱日前國懸の古木の森を過き粉河寺に詣父內府重盛の打札を見て感する事あり又高野山より熊野に越て路三藤と云ふ所を過て藤代の王子に詣て峠に休ふと書たり

足利義滿　嘉慶二年將軍源義滿紀伊の海邊遊覽

畠山義深　尾張守義深は阿波將監國淸か子なり管領基國の父なり正平年紀伊の國を領知す

山名義數　永德年山名宮內少輔義數は紀伊國を領知す

畠山滿家　畠山滿家法名道誓尾張守義深の孫管領基國の嫡子也太平記延文年畠山入道道誓大軍を牽て南朝の味方中納言四條隆俊の楯籠る紀伊の國龍門山の城を攻落すと出たり畠山氏の始祖は足利太郎義純鎌倉にて畠山重忠の女婿となり初て足利を更て畠山遠江守と名乘るこれよりし

て數代足利將軍に仕へ管領職として其國紀伊國和泉國河內三箇國の大守たりしより道誓入道

海士郡大野城に居國記に載す

山名義理　本朝通記に云將軍義滿より山名義理か戰功を賞賜紀伊國至德中山名修理太夫義理海士郡

大野城に居山名氏淸京都にて反逆內野の戰後修理太夫大野城を棄去名所圖繪に出たり義理の

墓は今藤代烏井村淨土寺にあり

大內義弘　應永年大內周防介義弘か戰功を賞し賜紀伊國義弘家臣陶五郎某紀州郡代として大野城に

居す

畠山義就　稱右衞門佐畠山管領持國入道德本妾腹の長男也德本管領職を養子の三位政長に讓り其身

は京都を退て紀州有田の廣浦に隱居す妾腹義就を寵愛し有田の宮原庄を義就に與へ居焉畠山

の姓宮原氏これより出其後右衞門佐義就兄の管領政長と不和に及於京都合戰義就利あらす敗

軍して紀州に來奔寬正年海士郡岡の城を築て據焉時々粉河邊へ出張す詳に明應記に載たり

陶　晴堅　熊野巡道記に弘治年大內義隆の臣陶尾張守晴堅築若山城云

「大內義隆は天文二十年八月陶か爲に討れたり夫より五年の後弘治の年に其臣をして若山城を

築かしむる事なかるへし又弘治元年毛利元就陶全姜を討亡したり引用の書正しからされは如

此相違の事あり引書尤正しきを要とすへし」

木曾隱岐守　鷺森舊年記木曾隱岐守海士郡榮谷に居

平塚越中守　號久賀入道紀州の人直川本本惠寺建立國記に載す

岡村下野守　名は重勝岡山の城に居岡記に見へたり

豐臣秀吉　將軍家譜天正年秀吉詣紀州玉津島

桑山重晴　號果報院相模守重晴大和大納言秀長公の長臣一書に云天正十三年羽柴秀吉福島與吉をして若山城の殿守を揚しむと出たり

按するに岡の城地は往古より舊く有來れるに天正年福島與吉秀吉始て殿守を造り其後桑山果報院に傳るなるへし

源　幸長　源幸長朝臣は淺野霜臺の嫡子にて文武之良將なり武邊集記といふ書に曰黑田長政此人の武名を羨み評して曰我父如水勇名高きゆへ自分は世人に褒らるゝ事すくなし淺野幸長は父彈正格別の武功無きゆへ却て子の幸長の名譽高しと歎之云々按するに幸長朝臣は武勇のみならす文學の士を愛せらる石川丈山を憐み厚く扶持し惺窩先生を招て賓客とし和歌の浦菅廟の碑を令撰於書院孟子を講せしむ其書に生於憂患而死於安樂といふ文を聞て大に感悟し人事を發明せられし事武夜癖談に載たり慶長十八年八月十八日若山にて逝去于時三十八歳號永朝院殿海士郡加茂庄小中郁（一本ナシ）能寶山幸秀寺に葬る

源　長晟　（源長晟）實は舍弟幸長朝臣無子長晟爲養子紀州の封を襲後移于藝州廣島城因品拾遺淺野但馬守

本願寺顯如　顯如上人は元龜已來信長と鉾楯にて天正八年和睦之後石山城を退去紀州雜賀の庄に來り鷺森に住せらる嫡子敎如は信長の約盟を變して大坂に籠城するゆへ信長大軍再ひ圍之敎如防

戰不叶紀州雜賀に遁來り暫く海岸に潜るといへとも雜賀黨は信長の威を恐れ拒之不入敎如諸方に流浪せられ飛驒國に落魄し還俗して由上源太夫と名乘浪人の体にて隱る天正十年信長於本能寺自滅敎如紀州に立還り鷺森の院内に遁塞し自稱信淨院居られたるゆへ本山の家督は敎如の弟次男准如相續せらる御世治となり兩門跡を被建置嫡家敎如は東本願寺と稱本家次男准如西本願寺と門主兩派となる

釋　湛慶　海士郡別所村三瀧院の開山湛慶上人は大德の高僧にて中納言宗顯の兄也西行撰集に載

釋　道成　近世畸人傳に圓通和尙釋道成塩屋村黄蘗宗光明寺開山

僧　全長　海士郡名高浦に隱遁す所著伊呂波字考錄行于世元文年開版

狩野興甫　興甫は名畫の聞人なり丹靑一覽記に載督て坐事三年罪科獄屋に繋る書を不廢弟子の並河甫雲晝夜側に事へ衣食を給す世人を感嘆せしめたる事古今聞書錄に見へたり興甫子　興益圖

冷水了賢　名は善六大夫海士郡冷水浦の住人本願寺蓮如上人を迎へ冷水の道場建詳なる事鷺森舊事記及名所圖繪に見たり

鈴木重家　鈴木三郎重家の始祖は熊野本宮禰官なり重家は伊豫守義經に屬し其名高し子孫連綿として相續累世藤代に住し家聲を不墜今尙此鄕に住す

龜井重淸　龜井六郎重淸は紀州藤代鈴木黨の一族也三郎重家と共に義經に從ふ子孫相續近世名家絕たり矣龜井六郎の墳は鳥井村淨土寺に有り

佐竹伊賀　佐竹伊賀家世々宇治庄の鄕士鷺森の住人大和秀長の時當國の郡代となる國記に載佐竹

源太夫の祖なり

佐竹甚左衛門　朝鮮國王招因虜通諭の文曰日本虜在流民金繼鎔寄紀伊國和歌山鷺森佐竹甚左衛門家といふ古記錄今尙遺る元和三年の表記有り

金繼鎔　朝鮮の人元和中紀伊に流寓す鷺森佐竹氏の家に寄食す明朝萬暦四十五年朝鮮王の招に依て歸國考之柳營秘鑑慶長七年朝鮮國の使金繼孫文或請和議と出たり此金繼と云は我病中に寓居せし金繼鎔と別人か未た考へす

李直榮　明人寛永十年和歌山にて客死す梅溪李衡正か父なり湊海善寺に葬る

李衡正　名は全眞號梅溪李眞榮の子梅溪は隷書を善す水門雄の芝の碑を書撰創業記幕府に献納す

吳任顯　稱吳五官居山の人紀州に流寓す府城東田中町に住す舊宅の地五官小路と名つく今猶存す矣延寶六年卒大立寺に葬る

藤原歛夫　名は肅字は歛夫號惺窩先生家定卿十二代の裔孫冷泉爲純の子權少將爲勝の弟なり累世播州細川庄の領地を別所長治の爲に被奪兄の少將爲勝は其一亂に戰死す先生幼弱にて出家叡山に登り學問し成人して儒業に歸る慶長年紀州に來て淺野に賓客たり和歌菅公廟の碑を撰し國主幸長朝臣の爲に孟子一經を講す其頃天下の鴻儒みな此門下に不出はなし惺窩文集は門人林道春及ひ先生の孫冷泉中將爲經等編集す水門義公の御校考にて後光明帝の御製の序文也惺窩先生老後鞍馬の市原に隱る自號北肉山人

林　道春　名は又三郎號羅山先生先哲叢談に曰林道春は紀州の人父の信時は本國加賀後に紀伊の國に徙り晩年に及ひ紀州より京都に往て住居羅山集中藤代及ひ布引松の詩は道春紀州に在時の作なり

那波道圓　名は平八一名は觚號活所先生播州の人惺窩の門人紀藩に奉仕寛永年四十二歲和歌の浦御宮の華表の銘を書五十歲眼疾に罹り致仕正保五年卒所著活所遺稿活所備忘錄の書行于世或云道圓弱年醫を學ふ療治違ひにて過つ事あり其後誓て不執匕同學友林道春幕府に候して戯に比丘定めの狂言を爲と聞其職を耻かしむるを憤り關東に不往して西國肥後加藤家にしはらく賓客たれとも間もなく紀州に來る此人の學術心操は言行錄に載す

那波木庵　名は守字は元成道圓の子なり乃父の學風有て嘗て侍讀に昵近し君席正からされは不講經書の事世人の口碑に傳はる賓儀か亞流也

濱田道廸　國初の文學道廸の作詩は載明君言行錄

永田道慶　號善齋紀州熊野の人幼にして而穎悟なり近衞藤公其詩愛晩年紀藩に奉仕へ慶安己丑年承命和歌浦妹背題目石の寶塔を撰す同年伊勢外宮豐宮崎文庫の記及ひ額字を書す表は永田道慶裏書は竹内門跡（一本寶）（寶）内の皇太神尊號　後陽成帝の宸筆也所著膽餘雜錄行于世

彥坂九兵衞　彥坂小刑部の男なり元和年駿府町奉行職を勤め町踊り興行阿部川町繁昌の事駿河土產と云書に出たり彥坂九兵衞紀州にて政道明察なりし今士人其功烈を傳ふ寛永中江城外郭石垣普請の總裁の台命を奉蒙士功成就し九兵衞の名譽世に著し古今開書錄に載す

大久保四郎右衛門　初名彌藏駿州沼津城主大久保忠佐同姓の甥なり紀州に奉仕寛永年勢州松坂城の鎮臺となる郡治清廉伊勢三領の民歸服す

加納久政　名は角兵衛正保年承命新堀河を疏鑿し舟船の便利をなす

加納久通　稱遠江守紀州の人角兵衛久政男也享保已來奉仕幕府家祖代々の墳墓は和歌山城南の東坂感應寺にあり

田沼意行　初名專左衛門後稱主殿頭紀州人享保已來奉仕幕府嫡子主殿頭意次爲執政敍四品拾遺先祖代々墳墓は和歌山城西金龍寺に有

「四品は位なれは敍と申すへし拾遺は官なれは敍とは申すへからす官は任とこそ申すへけれ」

有馬氏倫　初名四郎右衛門後稱兵庫頭紀州の人有馬清兵衛閑齊子也乃祖父伯耆守豐康は有馬玄蕃頭豐氏より出今本家久留米侯枝族の内に入享保元年申四月晦日大城に供奉し已來幕府に勤候す

豐島半之丞　同姓從弟豐島刑部於幕府井上河内守及傷の事に依て親類の遠慮を以て豐島を改め土岐氏と稱

牧野蕃宮　牧野内匠頭信成弟紀州に徵出さる祿二千石を給寬永十四年事故ありて一男二女俱に於熊野自裁

牧野金彌　後改兵庫晩年事故ありて改易せらる

竹本丹後　渡海舟揖の事一切支配之今斷絶す

「今の竹本杢右衛門は丹後の後なりと承り及ふ猶御尋有へし」

佐野平藏　正保年加納角兵衞と共に新堀川を鑿

松野惣太郎　忠諫剛直載于明君言行錄

野本彌太夫　越前家の功臣野本右近か一族なるをもて時々越前に使す

坂口作兵衞　淺野霜臺鍋島掃部に屬し武功を顯す晩年に紀州に來て徵出さる

渡邊彌一郎　武德編年記に渡邊彌一郎光は遠州舞坂船出しを司る天正年信長渡海の時彌一郎光か甲斐々々敷を賞し信長より黃金を賜ると出たり彌一郎は渡邊彥太夫か祖父代々墳墓は鷲森御坊の庭にあり渡邊一族參州已來門徒宗旨を不改は但此家一人のみ

大塚治太夫　遠州濱松の人於勢州桑名父の讐を討果し紀州に來り徵出され若山岡の谷袋町に宅地を賜る

戶田藤左衞門　甲州の人性地方農作の業に精し諸國に歷仕す封初紀州に徵司農之役に用らる御入國に先たち前年より紀州に來り舊住の鄕士田所神前金谷等の輩に議郡務の規則を立つ

榊原高庵　榊原式部大輔康政の庶孫なり合力米二百人扶持を給す

岡見中務　伊都澁田に蟄居す合力扶持許多を給

壚河信濃　壚河信濃は武功の士兼て能書の譽を以て紀州に徵出さる墨蹟今世に遺り其名尤高し晩年致仕して其終處を不知

「能書を以て祿千石を給ふと云ふ」

伊達卜玄　伊達角彌の弟事故有て泉州中村に蟄居沒後車坂感應寺に葬る

國初有名の士今子孫微々にして不顯者表干此

水巻左次右衛門　大山修理　久保源右衛門
王上玄蕃　赤堀五郎右衛門　小（一本無）「野」五郎右衛門
渡邊安藝　野尻杢之介　赤垣周防
二宮右近　中黒道隨名彌兵衛　關根伊織
龍藏寺主膳　鹿子島治左衛門　大河内茂右衛門
村瀬作右衛門

上田宗古　淺野家の長臣上田主水號宗古舊は明智に事へ織田七兵衛信澄か首を獲たる者なり慶長五年關ヶ原陣石田に與するゆへ罪科に處せらるへきを赦免有て淺野家に附屬せられ釆地一萬石を宛行はる其後度々の戰功あり茶道を好み清雅豪逸の勇士なり和歌山の城石垣普請の時上田宗古自茜の長頭巾を着麾を揮て石遣車（インヤリ）の音頭を執て傍若無人の體皆誹之茶坊主賣僧と嘲る其後泉州樫の井合戰に武功を顯はし朋輩の口を鉗と云宗古の所植の古松は海士郡岸村の山上にあり北山一巨松なり土人之を宗古の松と呼世に著し

龜田大隅　初は稱溝口半之亟高綱と淺野家に在て武名高し老後紀州有田山の保田清水壇に隱遁すと云一説に龜田大隅は粉河に住す内藤六之助緣類を以數相通問すと云ふ

渡邊推庵　名は勘兵衛難波戰記藤堂家に屬し武名高し老後紀州に隱栖す自稱推庵

普門院　根來の衆徒大剛の者

密藏院　高野衆徒武功の者

土橋若太夫　土橋一に作圯若太夫は雜賀黨の巨魁なり根來の泉識坊の門主と稱し根來一山の軍務を管領し雜賀の仕置をなす雜賀孫市圯兵太夫みな若太夫か聟なり天正年織田信長雜賀黨の根を斷んと竊に孫市に內諭して謀らしむ或時土橋若太夫根來山に往んと一騎從僕僅に具して宇治鄕の橋を渡らんとす孫市兵太夫竹束を橋に橫へ置道路を遮り前後より討て殺之信長大に悅て賞すと云其後信長本能寺にて滅亡土橋若太夫か子の平之亟年妻の郡芳養の庄に隱れたれは同黨に語らひ兵を起し還て圯兵太夫を攻殺す雜賀孫市は遁れ紀州を出奔し羽柴秀吉に屬し武功あり攝州に在て豐太閤の家人と成

雜賀孫市　孫市は紀州雜賀の庄主鈴木左太夫か三男なり平井村を領平井孫市と稱す平井村撿地二石許今高五六百石も有へし父鈴木左太夫は粉河城主藤堂與右衞門高虎か爲に於粉河自殺雜賀孫市は關東に奉仕勳功有て御家人と成子孫相續今水戶府に三千石を領す

土橋平次郞　稗史には作平之亟

岡崎三郞太夫　南海軍談曰紀伊國住人岡崎三郞太夫

渡邊藤左衞門　攝津の國名所圖繪に曰紀州雜賀渡邊藤左衞門籠攝津花熊城と出たり此藤左衞門は本國三州の人元龜年已來門徒一揆に與して紀州雜賀に居門徒卅六人の魁首也元和七年渡邊藤左衞門訴訟書今世に遺る寬文七年藤左衞門孫長太郞熊野の長嶋に在御敎書及古記錄證文多く所持す

三井遊雲軒　和歌玄道　上口刑部　關　掃部四郞

宮本平太夫　松田源三太夫　穗子五郎左衛門　島　與四郎
藤井太郎右衛門　今井權四郞　乾　源內太夫　島本右衛門太夫
打越五郎右衛門　大島七右衛門
野茂兵衛　雜賀庄舊住之鄕士記に所載
中部善等　名左衛門九郎善等家記に云天正年荒木攝津守に與力し本願寺に荷擔す子孫今海士郡本鴨八幡宮の社司となる
狐島左衛門太夫　鷺森舊事記に曰天文年法華宗の一亂山科の本願寺燒亡す證如上人大坂下向紀州に赴き狐島左衛門太夫に一宿す
稻井內藏之丞　岡本彌介　元和年日方浦專念寺住專長者井松原戰記天正五年信長雜賀黨を欲滅海士郡日方浦大野の十番頭の鄕士稻井岡本等に內應し雜賀を責んとす事露顯して二人被四　雜賀亂後千本常年代記
石黑三郞兵衛　中山次郞右衛門　石黑中山二人名高浦の鄕士雜賀黨本願寺に荷擔して信長を拒く於井松原爭鬪勝利を得て稻井內藏之丞岡本彌介を討取
祇園瑜　名は與一號南海先生字は正卿詩名は天下に聞ゆ幼年十四の時邊馬有歸思の詩あり其名一時に鳴前後の一夜百首は新井筑州の照韓國李東郭の題言なり天明年南海全集上木す先生の御校正也
榊原玄輔　號篁洲先哲叢談に曰新井白石室鳩巢雨森芳洲祇園南海榊原篁洲は木門の五先生と稱す所著書は大明律譯解印章備考あり男榊原小太郞能書の聞へあり

「男小太郎霞洲と稱す父と共に書を能くす父よりは書法劣れる歟」

蔭山源七　稱東門所著東門子一編行于世燗眞小說に曰く蔭山源七は世に其名高し京の稲若水か書蹟に紀州の蔭山先生は講書に長せられ經邃徳業平日數百人と出たり

荒川景元　伊藤仁齋の門人仁齋詩紀州荒川景元宜令詩に思如父子投贈可在不訶云非言の句あり

木部源之進　仁齋門人享保年徵用さる一に日東涯の弟子近江の國の人

伊藤長堅　名才藏號蘭嵎伊藤仁齋の子堀河五藏の一と稱能行書

祇園尚濂　號鉄船先生祇園南海の男なり日本詩史に載

田中履道　祇南海の門人著日本詩史履道善詩及書

竹田慶安　幾世の官醫城州竹田を領す寛永年明人李文長と友とし善

板坂卜齋　舊は甲州武田家の侍醫甲陽軍鑑に出卜齋宗商傳林信篤撰

「板坂宗顧子宗德傳養移事宗德孫板坂卜齋見甲陽軍鑑卜齋孫宗商及男如春延寶年卒弘文院大學頭林戇撰碑文」

酒井三伯　舊は加藤清正に事ふ名醫の聞へ紀州に徵さる法眼位に叙す

有馬凉及　凉及か行狀は近世醫人傳に出四代孫元函著傷寒論輯解　伊藤氏序

高森正因　紀州の人寛文年法眼に叙す　靈元帝の詔に應し京都に移る

宇治田雲庵　紀州の人寛文年の名醫所著の書は醫學辨解行于世

高瀬喜朴　先哲叢談に曰紀州の高瀬は唐話を明人朱之瑜に學ひ有之唐話便用廣東要行于世

「非聖學問答あり程朱學篤行之人也」

三浦大監　名醫の聞奇術の話世に傳へ于今遺る後改姓稱藤並氏

吉見臺右衛門　射藝の稽古的は方經り一尺二寸梁十五間以爲定規吉見臺右衛門始之

吉見順正　朝鮮の李滿虎强弓を吉見順正授强弓今尙吉見家に傳和佐大八法を順正に學ふ

葛西源五左衛門　武用辨略に曰京都堂前の射手

德田甚三郎　紀州の葛西源五左衛門德田甚三郎葛西園右衛門岩橋長太郎

葛西園右衛門　辨略に載

岩橋長太郎　辨略に載

中川數右衛門　寛永年紀州の人能書の間へ兼て鳥銃を善くす

關口魯白　名は八郎右衛門江戶砂子に曰露白は唐山の拏法（トリテノホウ）を明人陳元贇に習ふ柔術を工夫して紀州に傳へ今世に弘まる

「家傳云唐人に學ふと云とも其柔能制强の妙は自智修練數十年の自得に出ると云」

田宮成政　名平兵衛武藝鈔傳に曰田宮平兵衛鈲術勝事一寸增の刀法を傳へ長柄の腰物を授く

田宮淨圓　淨圓は平兵衛の子弱年の時平兵衛敎ゆるに刀法を以てすれとも淨圓足の癖有て父の意に不協再ひ授るに眞劔を用ゆ淨圓肅然として畏之遂に其規則を傳ふと云

木村助九郎　武藝鈔傳に曰く木村助九郎は紀州の人新蔭流を傳ふ

澁河伴五郎　雜話筆記曰紀州の澁河伴五郎は關口の門人江都に來り關口派の柔術を傳ふ

渡邊由　南苑瑞德記に曰く渡邊作右衛門由は鎗術大島の祖雲五郎高弟寶暦癸未年徵さる鎗法の指南門弟に達人多し

有馬滿精　名は吉藏馬術達者剛毅質樸の人其行狀は詳に南苑瑞德記に出たり

野呂正祥　名は助左衞門射法は小川氏の門人天明三年於京都深川本堂惣一箭數一萬七千三本通り
　矢五千五百八十三本瑞德記に載

佐野隱山　名正意祇南海全集に佐野隱山か草堂記あり隱山の墳は薗部村の山上にあり

粟生白巖　名源五左衞門號白岩翁剛直の人其行狀瑞德記に詳なり

澁谷方均　名儀兵衞號木翁正德年著書雜陳錄及遺孫訓あり

鳥井源之亟　源之亟神道學享保年紀州の諸神社考正する事多し

杉原平馬　鷺森朝椋神の祠官神道者

矢田內記　矢大祠の社司神道者

矢田下總　矢宮神主神道者

弓　太田　鈴木　小川　有馬　西川　和佐

射禮　落合

軍學　宇佐「一本美見」　名取　橋爪

鉄砲　宇治田　勝野　駒木根　新　佐々木　小野　富岡　吉川　藤岡
　平井　南條

鎗法　大島　笠井　外山

劍術　田宮　金田　竹森　西脇

柔術　關口　山本

小具足　佐治

馬御　井出　齋藤　西山　茂呂

水練　岩倉　川上　名井　小池

軍學　淸水

和歌者流幷に（誹〔俳カ〕）諸師

袋屋秀榮　名甚左衛門歌道に達す著書今拔名蹟考行于世

酢屋雅散　名太兵衛谷泉鶴村の門人和歌を善し秀逸多し人口に膾炙して世に傳ふ

兒玉猛道　名は庄左衛門歌を好み元文の頃名草山の山藍を摘て京都に献し褒賞有て山藍の庄左衛門と召呼るといふ

「信按するに山藍の事は元文三年戊午八月廿九日一條關白殿より所望により熊野産の山藍一品を關白殿へ御進呈之事　大慧公の同年之記に詳にす本記誤傳なり」

岩瀨吉良太夫　累代名草郡楊橋の庄官南朝鎌倉時代古記錄多く此家に藏む吉良太夫歌學有て書を著す禁忌に觸るゝ事有て其咎に遭一生錮せられ家に終る

玉井作太夫　直川村の庄官水野家に仕和歌を善し其名世に聞ゆ南苑[illegible]德記に詳に出たり

太田道智　名は次郎左衛門太田村住人道智は和歌を善し撰擧せらる

本居中衞　勢州松坂の人著書尤も多し鈴屋集の目錄あり
僧　憲順　坂田了法寺住職歌人なり
僧　離言　和歌を善歌塚を紀三井寺に築く
桃　華庵　(誹[俳カ])諧者流朝倉三之亟
桃　林翁　東平十郎著散松葉等書
堺　亭　松尾三七著書尤も多し
萍　左坊　長崎の人善(誹[俳カ])及書紀三井寺碑あり
小笠原一齋　彫物の名人詳に裝劍奇賞に載精工天下に名高し
長尾太市郎　彫物は一齋の弟子裝劍奇賞に載
横井孫九郎　近年の上手彫鏤尤精功なり
彫物師十藏　一齋の門人裝劍奇賞に出たり
文珠九郎三郎　九郎三郎文珠重國は紀州刀鍛冶天下の名匠世に著し寛永二年秋八月新刀二腰幕府へ献上之關東より御感の御内書一通御執政連判之書一通御老中在判の書一通御在判御添書一通都合四通は錦袋梨地蒔繪の箱に納文珠か家寶に被下置寛永乙丑十月廿三日之記有之九郎三郎には俸祿八十石を賜はる
木部吉介　吉介は紀州の弓師なり名物雁金弓之製工の家委敷事は名草郡山口の庄白鳥の關の條下に出

高島嘉市　紀州箭師
出來助左衞門　紀伊國鐵砲鍛冶師
出來甚六
岩井四郎左衞門　紀州鎧師
相撲行事司
吉田追風　隱雲錄に曰紀伊國相撲行事司吉田追風は元和年紀州和歌浦御宮御神事之相撲行事掌之
万治元年以後は紀州を辭し九州に往て肥後の熊本に仕へ今世祿吉田善左衞門追風と稱す
木村市十郎　元祿年紀州御相撲之行事木村市十郎
尺子伊三郎　尺子住風

元祿力士

鏡　山　名は沖右衞門姓は佐々木子孫今世祿元祿年給五十石十人扶持金二十五兩相撲大全に曰
紀州鏡山は天下無双相撲の名人日本相撲の中興の祖
鬼　勝　名は象之助元祿年給四十石十人扶持金二十五兩角觝詳說に曰く紀州鬼勝象之助身丈七
尺三寸鬼勝象之助墓和歌山湊正住寺に有今遺物佩刀は同寺に納有之刀長五尺有余
「信按に象之助佩刀の銘によるに元祿元年は六十九歳に當る元和御切米帳及大人雜話によるに
本記信しかたし詳なるは方技傳同人の傳に記す」
石　槌　名嶋之助生國伊豫石槌山の麓の人日本巨人錄に曰石槌島之介は身長六尺四寸元祿年給

四十石八人扶持金廿兩

「此石槌山嶋之助は元伊豫新居郡大嶋浦の生なり依て大嶋浦八幡宮に刀納有也此本槌の字違有故に印すものなり伊豫國石(鉄)〔槌カ〕山は高山にて麓より峰まて九里八丁有〔五十丁道也〕毎年五月廿五日より六月朔日まて諸國より參詣人つとふ登山道甚難所にて鎖七ヶ所長きは三十三尋あり當山別當石(鉄)〔槌カ〕山前神寺にて四國順拜の札所なり

詠歌　前は神うしろは佛極樂の萬の罪をくたく石(鉄)〔槌カ〕」

八角　名は楯之助元祿年給四十石八人扶持金廿兩享保八年依心願力石捧け步行して關戸村矢大の祠に奉納す大石の重さ及圖は今社の前の掛榜の繪馬に詳なり

相引　名は沖右衞門元祿年給四十石八人扶持金廿五兩相引は相撲の名人四十八手の術に精し

楯ヶ崎　名は浪之助熊野勝浦の人角觝詳說に曰紀州楯ヶ崎浪之助は身の長六尺二寸士人口碑に楯ヶ崎弱年熊野新宮に在て其力量試むダンビラ船の帆檣にて熊野炭〔一俵六〆五百目〕廿五俵を擔ふて常步行すといふ元祿給四十石八人扶持金廿兩

白浪　灘之助睡餘小錄に曰享保九年江都深川の相撲會紀州の人關白浪灘之助と出たり元祿年於紀州白浪は相撲の頭取四十石八人扶持金廿五兩を給ふ

牧の尾　名は帥〔そつ〕之介姓は西山氏給四十石八人扶持金廿五兩子孫今世祿

荒砂　名は長太夫姓川角氏給四十石八人扶持金廿五兩子孫今世祿

御用木　無治右衞門角觝詳說に曰紀州の相撲御用木無治右衞門の長六尺自是已下俸祿不同略之

兩　國　名は梶之助
金　碇　名は瀧之助
岩　嵐　名は勝三郎紀州相撲の頭取白浪灘之助差添役
薄　霞　名は岸之助
大　碇　名は灘右衛門角觝詳説に曰紀州相撲大碇灘右衛門は身丈六尺四寸三分
熊ヶ嶽　名は岩之助
小相引　名は松右衛門
白　山　名は新三郎
一つ松　名は半太郎
山　颪　名は嶽右衛門相撲砂子に曰紀州の山颪は身の長六尺六寸
生田川　名は李之助角觝詳説に曰紀州の相撲生田川李之助
掛　橋　名は木曾右衛門相撲砂子といふ書に出たり
稻　妻　名は村之助角觝詳説に載す紀州稻妻村之助
十五夜　名は孫市紀州の相撲々々砂子に載
秋津島波右衛門　和歌浦藤七　立山利太夫　大杉三太夫
御手洗有右衛門　谷風若之助　片男浪忠右衛門　三國鷲右衛門
巴九太夫　北國虎之助　唐竹茂治之助　小野川七之助

今川三太左衛門
右は元祿御相撲の日記抄略
丸山權太左衛門　松山左五之丞　山藤谷之助　小柳類右衛門

戯藝

宇治好澄　世事談に曰宇治加賀之椽好澄は紀州和歌山宇治の人と出たり

狙引甚兵衛　紀州海士郡岸村狙引甚兵衛は由緖有て狙引の棟梁日本一の稱號を唱ふ紀伊國名所圖繪に出たり

「一書に曰伊都郡上田井村海士郡岸村猿廻し三十七人猿七疋四月十七日御祭禮勤る小山は下岸の頭熊野は上田井村の頭此二家は日本國中猿廻しの頭也」

海士郡　名區

和歌の浦　和歌の浦は明の浦也　聖武天皇紀伊の國玉出の島に幸す登山望海遠に不行して浦の眺に めて給ふ因是玉出の島の名を更め明光浦と呼へしと云中古衣通姬垂跡の歌より世俗終に和歌浦と詠ことにはなりぬやまと歌を和歌と音にて讀なすは是より前に諸集に有や無や未考

玉津島　古の名玉出の島　聖武天皇神龜元年に衣通姬を玉津島明神と崇め祀ると有とも北畠親房の古今集序の註には　光孝天皇の時　帝の御夢に緋の袴着たる神女跡たれんの歌を告て白衣通姬と示されしより仁和二年九月右大辨隆行を勅使として紀伊の國に赴き衣通姬を明光浦に鎭座し玉津島明神と崇むと云東野州の聞書には玉津島に社一つもなし但漫々たる海邊に古松一本

横たはれりこれを玉津島垂跡のしるしとする也然るに續拾遺の時爲氏卿彼の處にいたり社檀を建られたるに其夜荒き浪風たちて一夜の内に砂中に埋れりと云夫より後は本のごとくにして古松はかりなりと有之しるしの松今其の處審ならす今の宮居は百五十年以來の新地なり古歌に玉津島直む入江の春の曙と詠たるは和歌の浦舊より入江にて今片男浪邊より洲先に至所尤も浪の荒處昔しるしの松は建なるへし一説玉津島は稚日女尊畫像の神體社人の家に傳ふといふ又一書に玉津島祝部(ハフリベ)津守の連通姓(カフカ)といふを姓の字姫の字に誤るといふ未考

三代實錄曰元慶五年授紀伊國玉津島神從五位

清輔袋草紙曰衣通姫玉津島垂跡之義據和歌浦名而神感云々

西行顯識記治承年紀伊國玉津島詣侍れは社壇跡遺り宮居もなし前は海にて若の浦さひて昔は水なれ棹さす舟夜は浪に宿かる月影をみる後は松村の中あそこ爰に一村つゝ有けり

片男波（赤人の歌 一に干潟）

無也萬葉集には潟乎無美とす美は助語也潮滿來ときは潟に干潟の無なる也日方浦即干潟浦遠淺の海舊は汐干して潟地と成し處なり

望海樓舊趾　聖武帝頓宮(カリミヤ)の趾

「續日本紀稱德天平神護元年十月至紀伊國玉津島御南濱望海樓而張樂」

浦の初島　海士郡椒村の西に在俗に沖の島と云新續古今集及夫木集載す

菅公廟　林羅山詩に紀伊國和歌浦菅廟の詩に云三所祠堂一株松、言は築紫太宰の廟菅公の祠京

都北野の社紀州和歌の浦天滿宮これを三所の菅廟とす昔惺窩先生菅廟の碑あり一說に此碑文は淺野家國替の時天神山の谷間に埋むと云紀伊國和歌浦菅廟は昔橘の直幹の建立なり橘直幹は本朝の文人也俗說辨に菅丞相の靈神橘の直幹か文に感應の事を載たり此廟の造營所緣なしとせす

社殿扁額は高陽院字近衛信尹公筆　擬寶珠の銘に紀伊守羽柴幸長と刻す

和歌の松原　後拾遺神祇の部鎌倉右大臣實朝雪つもる和歌の松原古にけり幾世へぬらん玉津島もり

牛の窟（いはや）　高野大師行狀記に曰高野明神の神輿を和歌の浦牛の窟に渡す此の時丹生の寶前に騎の

讃て不鳴故實といふ洲の間に輿洗の岩あり公任家集に和歌の浦遊覽の記に窟の歌

妹背の寶塔　慶安二年神祖卅三回祥忌因母君尼公の御追福に法華經の題目廿一萬字小石に御手書有て妹背島に御納め題目石の寶塔と題す　明正帝の宸筆儒官永田善齋道慶の序文有り行于世

善齋題目石寶塔の記全文載正木

水　閣　妹背の寶塔の拜殿也唐山西湖の地景を模し蓮塘に石橋の想をなす遊人足を駐め山水の

眺めに不饜

蘆邊茶亭　山邊赤人田鶴の歌に因て名く

伽羅山　石理伽羅木に似たるを以て名く

養珠蘭若　養珠寺は法華三昧甲州身延山に屬す同州大野御領の故宮移于此御遺物數每歲秋八月廿

一日諸人に拜せしめらる庭前に思齋泉といふ名水の閼伽井あり先君（覽）（賢カ）尊親思慕の御詠ありし

より何となく此泉水名とす南苑瑞德記と云ふ書に出たり

妙見堂　甲州身延山の妙見山を模して祠堂の內嚴然たる神像鎭座す

濱の宮　倭姫世記　崇神天皇の御子豐鋤入姫命大和國より　皇太神の御靈を供奉し諸州をめぐり紀伊國海士郡濱宮に三年鎭座す

毛見布引　羅山集布引松詩

琴浦　本朝遯史に倭文隱栖の地

三名區　龜遊巖鶴立嶋猊口石の銘字李衡正か所題三所歳を歷て刻字湮滅し草に埋る安永年
龜遊岩鶴立島記全文載正本
賢君温故興廢の敎を下され鶴立島の記は祇園南源龜遊岩の記は山本惟恭に命せられ兩儒士の文章行于世

高松　本朝俗諺志に紀伊國吹上の根揚り松の世諺あり

秋葉山　秋葉の神祠臨江閣

關戶　愛宕山鎭火の祠

末勒寺山　俗に御坊山といふ天文年本願寺證和黑江御坊より末勒寺要害の地に移る土人碑に末勒寺山戰は關戶村圓明寺の舊記に載す

矢大祠　社記に昔白羽箭林の中に光り現す土人以爲神名矢大祠

雜賀野　神龜元年赤人雜賀野の歌八雲御抄

雑賀崎

鷹巣山教如窟　教如の窟は鷹巣の崖下に有鷺森舊事記に天正七年大城本願寺教如織田信長の盟約を背て籠城すといへとも防戰不叶紀州雑賀に遁れ來り鷹巣山の石窟に潜み隱る教如の窟と名つく顯如上人鷹巣の歌あり

攣兒島　雑賀崎の西にあり

小江の浦　俗に小浦といふ古河口ともいふ即ち名は雄の浦也宇津村社の邊雄の浦の稱あり此近鄉惣名雄の水門なれはなり千鳥の名所なり松葉集に紀の國や小江の浦輪の夕千鳥ゆふかけてこそ聲は聞ゆれ

梅溪釣巖　小浦の川口岩の上古松一株あり

蟑頭子山　田子厨子ともいふ田の浦上にあり

打越　昔は浪の打越たると云

鹽屋村　黃蘗宗光明寺

小雑賀村

兜崎　宗祇の松細螺(トスゴ)の渡

宇須　宇須の祠舊名雄の浦

鹽道　舟渡

四方の嵐　四方の嵐の松此地四季に蓼穗を生す謠曲松風の章句に鹽道や遠くなるみかた又蘆邊の

田鶴こそは立さはけ四方の嵐の音そへて夜寒を何と過さんと有之

葛葉の里　今の岡島ゝ地鷄鳥小町の謠曲の章に葛葉の里も浦ちかく和歌吹上にさしかゝり玉津島にまいりつゝ

蘆邊寺　今は松生院といふ岡の谷に在一の名蘆邊寺

「小栗實記載葛葉里四方嵐松」

岡山　明應記に寬正年畠山義純始て築城と出たり俗説に畠山氏女亡靈仙人か鉢の事口碑に出

車坂　土人の口碑にいふ古の小栗海道

九頭社　今は岡の宮と稱す「岡東離宮續日本紀　聖武天皇神龜元年十月辛卯幸紀伊國造離宮於岡東頓宮舊趾未詳」

玉井戶　口碑

藤井宮故蹟　苳穗物語に載其地詳ならす

田中　五官小路

大宅　大宅は宅倉村也宅倉三宅は屯倉和訓皆みやけと唱ふ此村の名國に毎一郡みな有之古く天子の貢米を納めたる御藏の稱也日本紀に曰　欽明天皇十七年置紀伊國海部宅倉云愚按するに俗米の字割て八木とす大和の國八木の里即是昔の久米庄米の字を略し今八木村と名つくるか如し諸郡御米藏の稱御八木と唱へ大やけと轉す御の字はみとおと訓同し諸書に所載村の名宅倉三宅屯倉皆和訓みやけと假名付たり那賀郡小倉の庄三宅村今三(宅)村と呼此海士郡大宅村は最も

舊き名なれ共近世火災の訓に嫌有を以て今手平(てひら)村と更む
攝津の國志に云攝州宅倉村訓みやけ村或説に曰神領の供米の倉の名三宅屯倉宅倉の訓みな同

新内(あらち)　新内町自此東は名草の郡西は海士の郡

納良ヶ瀬　日前宮の秡所七瀬の一

宇治(うぢ)　古は作荒道栗林八幡社記に曰宇治の郷昔は宇治村市場村の名あり八幡宮は宇治村に勸
請す市場村は福島の渡り今三部の祠近邊の地の名前島ともいふ

中の嶋　志摩社舊宇治村

鷺の森　鷺森本願寺舊事記に天文年未勸寺山御堂を鷺森に移す鷺森御坊の古瓦の銘に永祿六年
癸亥と刻と云此舊記の名昔は釘貫村と云

朝椋(アサクラ)の祠　延喜式神名帳

男水門　續日本紀に一に作雄の水門
「日本紀曰神功皇后開忍熊起師以侍命武内臣懷皇子 神應 横南海泊于紀伊水門

雄の芝　城西小野町湊蛭子の社の側李衡正か雄(を)の芝(しば)の碑あり古事記五瀬の命雄誥して而薨する
處雄芝傍塋文載正本
「日本紀曰神功皇后南詣紀伊國會太子於日高以議及群臣遂欲攻忍熊王更遷小竹宮攝按小竹或作
雄誥又一爲男建宮在紀伊國男水門之地」

伊達社　蛭子祠　輪田の濱 湊の濱の古名

外　濱　燈籠堂　青岸　植松町　「東海軍談曰紀伊國兵士植松帶刀植松平太夫愚按植松種松同載容穩物語吹上卷」　鼠島

傳　法　天正年豐臣太閤秀吉根來山滅し堂塔を破却し伽藍を紫野大德寺に賜わる大德寺の僧侶大傳法院を都に引移さんと大に人夫を發し半途に運ひ寄たれとも世の騷劇に就て遂に造營を不果餘材を紀州と津國の兩川口に指置固之紀攝双方の兩地に傳法の名あり此事貝原か南遊紀行にも見へたり

荒津濱　今俗に稱荒濱勅撰名所集

海士伏屋　千五百番歌合

吹上の濱　古歌に多くふけゐの浦と訓たり名所すたれ貝の歌なとは吹上と詠て最優に聞ゆ吹井の地名處にあり和泉の吹井伊勢の國多氣郡に吹井あり日高郡吹井浦これらは皆歌枕の名所にあらす唯紀伊の國海士の郡吹上の濱のみ世に名高し歌詞の續きにてふけいとも吹あげとも讀けし

加陀の浦　續日本紀に大寶二年始て置紀伊國加陀の驛と出たり延喜式に曰紀伊國加陀に驛馬八匹を置と有之加陀浦一名形見の浦古歌諸集に見へたり「日本後紀曰天長三年八月廿八日慶雲於紀伊國海部郡加陀村」加陀寺延喜年創立

粟　島　少名彦の神社按に加茂の庄加太村の淡島神社も同しく祭少名彦の命兩地垂跡の事蹟審ならねとも少名彦の命粟穀の故事に據るときは粟島の地名證實有とす「淡島舊在苫島今唱神島古少名彦神祠所在」

苫　島　稗史に神功皇后の海路に迷苫を投て其流に隨ふ御船の到り留る處其地を名つけて苫か島と云ふ牧馬の場ありて駒を養ふ苫島立といふ修驗道五箇所の名區は寛文年李梅溪の大書金字の銘石壁に刻す

序品窟　閼加井　深蛇池　觀念窟　劍　淵　以上五區碑あり　地の島

「苫島一名妹賀島名所古歌諸集多與形見浦同詠」

大川浦　法然寺有木佛靈像每歲十月廿日近國の人群集す

小島浦　深山遊獵の地猪鹿多し

葛城　自一宿至二の宿修驗道の行場和州の葛木山に連り亘る

日野　須山　本の脇　八幡宮

木の本　八幡宮小野ゝ道額字平惟盛神領寄附狀あり

日野　須山　榎　木原　中野　梅原　大谷

饱浦　俗に言田倉崎名所古歌人丸の詠萬葉集及新撰拾遺に載　西の庄　礒脇　古名礒の浦古歌萬葉集及夫木集　小屋松江　古名は和田二里か濱一名白浦「平家物語月見條下白浦吹上和歌之歌」

土入村　野崎　狐島　北島　福島

梶　取　總持寺は西山派の檀林寶德二年赤松某の開山

岸　村　稱德天皇行宮の趾續日本紀に曰天平神護元年冬十月癸未還到紀伊國海士郡岸村行宮

夾(カツ)山(サン)　碧巖院禪房櫻花の古木あり

市小路村　榮谷村　鷺森舊記に蕪木倉隱岐守居焉

信時　向村　平井　鈴木孫市姓雜賀孫市居焉自稱平井氏孫市は雜賀の庄主鈴木庄太夫子也

梅谷　梅樹多し神子谿(ミマツニ)　巫女數十軒　次郎丸村

船所　楠見　栗村　善明寺村

名草山　紀三井寺山の古名なり今は海士の郡に屬す名所古歌風雅集に紀の俊文の詠あり此に珍木奇草を生す昔所謂應土の樹と云もの今は枯てなし溪間に山藍多し

紀三井寺　一名は金剛峰寺西國巡禮第二の佛域なり　光仁天皇寶龜年草創大悲閣は絶景なり觀世音の靈驗著し時として海中龍燈を献す山に三箇の靈泉あり各みな名水也江州三井寺に準へ紀三井寺と號す泉堂(みつや)の天井墨畵の龍は狩野興甫の筆傳へ云精神水底に飛動す宗祇坂に櫻多し昔芭蕉翁の發句世に名高し碑を建たり

三葛村　墟燒の竈多し三葛師裝束松蓮如上人紀行に載　舊住人田所某居焉

杭の瀬　中島　田尻坂　了法寺　吉原　内原　冬野　小瀬田　江南

江南八幡宮　祭應神天皇按るに日高の郡衣奈浦八幡宮と同体兩地に御鎮座事蹟未審田畑乃間船楫の芝と云者遺る土人の口碑に昔時此地は潮入の處と云其形狀を存すと是なりや否此郷大林寺に畠山高政の墳あり

本渡り仁井邊　藥勝寺藥王寺

「靈異記曰紀伊國名草郡瀬田の庄藥勝寺村藥王寺犢牛因果冥事載于同書」

松　原　相坂　井戸　朝日　朝日出島

日方浦　日方は汐干潟也永正寺は永正年の開基なり井松原の戰は天正五年八月十六日鬪場に死傷の者人名過去帳此寺に納

名高浦　名所古歌名寄萬葉夫木集

紫　川　名高浦に有むらさきは名高の浦の枕詞萬葉歌紫の名高の浦の眞砂地に袖のみふれて寢するなりなん

井松原　一の名は井引の松原と云天正年井松原戰記日方浦專念寺專長老著す

廣　原　黑江　椀工商人多し　黑牛潟

大野城趾　大野城建武年淺間覺山正平年細川宗茂代官野瀬某居焉至德年山名修理太夫義理其後大內義弘代官平井豐後明德年游佐豐後守爲畠山代官據焉

春日山城趾　天正四年伊勢國司北畠黃門具教の弟具親三瀬の城沒落して紀州來奔し暫く據此城其後籠城不支復棄此城周防の國に奔といふ　岡田　中郡

池崎の城墟　明德年　草山某據此城

且來　八幡宮畠山義深の寄附

多田　妙臺寺の祖師堂法華宗崇信之　伏山城墟

車　叢　幡川　藥師堂禪林寺　鬼ヶ城　牛瀧

鏡　岩　「幡川村鏡石山名修理太夫義理鏡石面影之歌載于明徳記」

藤代王子の社　熊野詣道九十九箇所の王子の詞本宮社人の説曰王子の社と云者祭　天照皇太神也昔天子熊野の行幸に到る處毎憩息所必作伊勢遙拝之地即王子之社是也一説王子者王次也又補神也愚按に謬説なり　天皇鸞輿の所過行在所に必　天照皇太神を奉齋は正説といふへし熊野十二社乃内伊勢天照皇太神宮を祭る社の名稱之若一の王子是也

鳥井村　熊野初一の鳥井所建村の名とす鈴木三郎龜井六郎子孫與世此所に住す源九郎判官源義經三年藤代鈴木か家に忍ひ隱ると鎌倉實記に載たり

「鎌倉實記の僞書なるは馬琴著本のまゝあり三年隱るゝは其證ためし」

藤代山　藤代の御坂古歌諸集に出たり昔古法眼元信熊野に詣藤代山の風景めてゝ山水眞景を畫に寫さんとす意匠の工夫に不能筆を棄てゝ去る古松一本其古蹟を筆棄松と云林羅山詩集に載

冷水浦　冷水浦の道場は善六太夫創立す蓮如上人開山海運寺

塩津浦　和歌の浦海上三里船渡し　曾根田　山田村

重根　山家產の菓類市場　別所　衣笠山三瀧院觀音堂　西行撰集抄に載　大谷扱澤　東畑

大窪

賀茂谷　岩屋山福勝寺　橋本　御幸記王子社

市の坪　御幸記一の坪王子社　梅田　丸田　田津原

加太　順か和名抄一に作賀田淡島の神社祭少彦名命詳に加陀浦粟島の條下に出中村上郷下村

青枝　引尾　丁村(ヤウロウムラ)　白丁をヨボロと訓す今俗誤て養老村と云此村の名所々に有之行幸の役夫を出す在郷の稱也播州福井の庄丁村は昔　後醍醐天皇の遷幸に赤松円心十箇丁課役に使ひ毎人別青銅八文宛を與たる即今の播州の丁村也紀州海士の郡加茂庄丁村は熊野行幸供奉の役夫を出せし處昔はよぼろと云

仁義村　古名は神祇村後に仁義村と更詳なる事は新著聞に載す　沓掛　御幸記王子社　笠畑　小畑

小中村　小中村龍寶山幸秀寺藝州廣島淺野家の菩提所元祖京兆君之墳墓并に從臣の塚あり門前の兵扇寺は昔より軍扇を製す傳へ云京兆君の好みにて造之年々製して藝州に輸る　小南(コミナト)　小原

奥村　小松原

黑田　三岡　曝布を出す　濱中長保寺の壽宮

鰈川　大崎浦名產白石　椒(ハジカミ)村

「加茂庄椒村靈異記曰天平年戰叛臣長屋王其屍浮海流土佐國妖氛爲黒國民多死沒爲避其癘氣置椒於紀伊國海部郡因其鄉曰椒村」

池の島　沖の島　一名浦の初島

滿寸穗の薄卷之一終

十寸穗の薄卷之二

名草郡

名草郡昔は紀伊國の大暮郡也今は海士那賀兩郡の間に夾り區域甚隘し土地砂交瘠地多く膏腴の田畑

少なし然れとも湯懸り自由にして天水を不待毛附早ゆへ諸物の出來宜し田地の肥し多分市鄽の居糞を取て用之ははなはた便利なれとも城下の華奢に咫尺して民俗自から侈り稼穡の艱難に疏ゆへ富有の百姓少なし

産物

粳米　糯米　粱黍　蜀黍　大小麥　蕎麥　胡麻白黑　豆大豆 小豆 小角豆　唐豆稍唐豆　粉豆

宛豆　菜種近年宮郷田畑八九分は菜種を植て燈油を製す　たんぽ菜　よめ菜　大根中の島松島大根　干大根　芋唐芋里芋

薯蕷山口村の近邊土畑より多く植出す　水蕗野原蕗といふ加納村より出す　甘蔗　甘藷　牛房　獨活萌山うご　孟宗荀栗栖和佐より多く出す

早蕨北山　紫蕨直出　千本しめじ　榎木茸　松茸山東永山　蕁菜　初茸紀三井寺山和佐山　蜜柑矢田村　柑子

金柑　九年母　紅橘　橙　梨赤なし青なし　李　りんご　木蜜　棗　春くみ　秋くみ　くちなし

柿きさしにしこり　にたりころかき　ほんで　甘干　釣柿　串柿　生澁　椿の實　櫨實　楊梅山東　楊梅皮

棕櫚皮　葉茶山東　南天燭　忍冬蔓　びなん蔓　ゑびこの虫　常山木の虫ゑびこ虫小兒の疳を治す　くさぎ虫

地藍　紅花　宮郷瓜　山藍元文の頃始て名草山より出　けんけ草東郊野邊　蘩縷草葉は藍に製し歯痛を治す實は加那利亞鳥を飼　野艾艾の葉は鮮に製し春三月是を摘み貯置て食料とすへし　比留藻湯溝の間に生陰干にして積氣を治す　びしやこ染物灰或は陶器燒の藥り灰となす佛花に用ゆ　竹餌さし竿もかり竹　釣竿　呉竹　竹箒

竹の皮　もずへ竹　小篠竹北山より出庭作り袖垣に結ひ鬻之　垣萩直川六十谷邊に出　竹細工山東(風)村より造り出　飯竹櫃　塩籠

反古籠　織毛綿　藁筵　赤土山東邊の山に出色如直砂鏝畫及竈を塗り用　陶器名草燒瀬戸物は近年中絶　多田奉書紙近年中絶

古檜樹日前宮檜隅宮境内に遺る盛衰記に日前國懸のふるきの森と載たるは是也　榊葉名草山の榊葉の歌風雅集神祇部に載　應士の木紀三井山　山躑花岡崎山　きりしま

卯の花 四月灌佛の頃賣之　たつか弓　紀伊國名草の郡山口の庄夙村の弓工は古へ紀の關守か立ち弓の生處なり立か弓手束弓辰か弓の說尤多し山口は昔白鳥の關といふ紀の關守か住居せし舊蹟也袖中抄にたつか弓とは弓を大にするなり紀の國風土記に見へたり即ち紀の關守か持弓をいふとあり藻鹽草に昔人の女を戀て枕の立たる弓の白鳥に化名草の郡雄の山に飛去しと載たり紀伊國山口の庄にて弓を造る年久敷き故實にて何のころより始りしにや万葉の歌に紀伊國や昔弓雄の響矢もて鹿とりなひく坂上にそある我邦弓製の濫觴此名草郡山口庄弓この祖なるへし

川魚　鯉　鮒　土鰍　鰻　鯱　鯊　鮎　ます　いた　なまつ　鼈

泥龜　鴉貝　田螺　泥蝦 磯釣の餌に用ゆ泥蝦賣買掛目一斤價三百錢

鶴 朝日村飼付　雁 宮郷　鴨　天鵝 東効麥畑　津具美 東効 鸊鷉

名草郡　人物

名草戸畔　日本書紀に神武天皇戊午六月天皇紀伊の國に幸し名草戸畔を誅し玉ふ按するに上皇王化のいまた四方に不行届各々國郡其地を私に押領する者有こと自分部落の大人と稱し王政に不順熊野の丹敷戸畔の屬是也戸畔といふは民戸の首長の稱にて奥州の一戸より八の戸の如き蝦夷地に至りみな其所を領知する志有へし神武天皇の師南方を征して其朝家に不服從者は悉く戮之此より熊野に赴き丹敷戸畔を亡す牟婁郡の部に出たり

高倉下の命　本朝年代記に曰名草の高倉下命奉神劍と載たれ共愚按に高倉下の命は熊野の饒速日の命の子神代熊野神天降り玉ふ時供奉の國津神也今熊の地主神とも神倉山垂跡の處と云此名草郡の部に在は年代に據てしはらく表之耳

天の道根命　名草の郡縣宮紀の國造之祖神

大名草彦　彦は男子の美稱今受領を稱するか如し名草の國造神代天道根の命の裔孫の宮の神主の始祖

建内宿禰　俗に稱武内の大臣舊事記に紀伊の人味師（ウマシ）内宿禰は名草の郡菟道彦の娘を娶り同郡の阿（あ）備（び）の柏原の里に建内宿禰を誕生す山東の庄安原村即ち古の阿備柏原の里今有武内の大臣誕生井

大伴部の押人　續日本紀に曰大伴部押人（おしんど）は紀伊國名草郡片岡の人

紀　貫之　蟻通しの謠ひ紀の貫之紀伊の國玉津島詣に蟻通し明神の詠あり

紀　淑文（よしふみ）　弘安年紀伊國司淑文兼縣宮日前宮の祭主

紀　俊長　俊長は紀の淑文の曾孫紀の俊文の子也紀伊の國名草の郡に住す大和比事に曰紀の俊長は和歌をよくして名高し禁裏に讌宴有ことに遠く召れて雅筵に連なる居所に梅竹千本を栽愛之かつ琴書を樂み酒を酌み情を遠山流水に慰め生涯人と不爭して天年を得たり實に隱逸の君子也

四條隆俊　太平記に曰く延文四年南朝の官軍四條中納言隆俊は紀伊國龍門山の城に栖籠る翌五年四月畠山義（一本政）攻之黄門隆俊龍門山の城を棄有田郡の阿瀬川に落行と有之

遊佐越前守　高野山行人の古事録に曰永享年畠山の遊佐豐後守守護代遊佐越前守遊佐豐後守按するに此二人河州高屋城遊佐河内守長敎の子弟名草郡の代官なり

淺見覺心　建武年大野城に居

平井豐後　大内義弘の臣名草郡の代官

野瀬鄕左衞門　正平年細川淡路守宗茂代官

貴志五郎助　貴志及ひ白樫は應仁記に載す
白樫五郎兵衞
中村兼俊　山口の庄中郡喜内大夫の祖祇園禪寺の古記に載す
栗栖犬楠丸　犬楠丸は名草の郡栗栖村の住人家世紀州湯橋の庄官たり土人の口碑今尙其名を傳へて
著し按昔時は地士庄官大率みな鄕民にして郡邑の政務を司るすへて受領位階なし但是を地頭公
文所と唱ふ舊記に武藏の國の民畠山紀伊の國の民野長瀨と書たるか如し或は武藏の國大田の庄
常犬丸の屬皆平民にして將軍家の令旨を承て其庄の下司職を勤めたるもの也（小山常犬丸載梅松論）
屋崎次左衞門　鄕士記尾崎稻崎みな畠山氏被官二人は名草郡の人
稻崎（一本在庄）兵衞
田所季晴　季晴は家世名草の住人南朝に仕へ家祖位階宣旨を受代々三葛村を領す豐太閤に降參し
て本領安堵高野四所宮の田所某者皆一黨也
神前中務　名家永家世名草の郡の住人代々神前村に住居
林　市十郞　鄕士記に名草郡の住人家世住吉原村天正年邑除す
太田次郞左衞門　鄕士記に次郞左衞門及理右衞門國初六十人衆
太田理右衞門　家世住太田村
津田兵部　津田監物の別家住和佐鄕
和佐半左衞門　和佐村の鄕士元和年大阪軍役に出

和佐辜八郎　和佐村出生の人幼年にして射術を好み晝夜を分たす弓箭を手にし家婦に矢を執しめ射藝の外他念なく是を以て終に達人と成京都本堂惣一通り矢八千百三十三本其美名を天下に顯す

岩橋の吉良太夫　吉良太夫は奕世名草の郡湯橋の住人南朝已來足利將軍の命旨及古記錄多く此家に藏す吉良太夫歌學を善し書を顯す國の禁諱に觸事有をもて咎めに遭隱居して終る

玉井作太夫　直川村の庄官水野家の臣和歌を善し名高し詳なる事は南紀靖德記に見へたり

木部吉介　名草郡山口の庄夙村の弓師南紀名物雁金弓製作の家也傳へ云古へ紀の關守か辰か弓の出處木部辰之介と名乘

廣瀨彌市　山口の庄の弓工

柴田勘十郎　山口の庄の弓工

坂上　某　名草郡山口村の弓造り坂上氏昔紀の關守の裔家世紀伊の國雄の山の麓白鳥の關の住人也手束弓の故事諸書に出たり萬葉集の歌に弓雄の響矢もて鹿とりなひく坂の上にそ有と詠るも此因によるといふ

神川　某　山口の庄弓打也此弓師の家にて製する弓を神川打と名付て重寶とす傳へ云神川氏は古へ御菌兵衞末裔にて南朝の時吉野殿に仕へ大塔宮より授りたる神祕の弓膠の法を傳へ來りて弓を造る其弓を筏に組て吉野川に浮へ川上より流して紀のみなとに運遣すとも弓の鰾不離といふ

菌部兵橋　名草鄉士記に菌部村の住人古へ菌部兵衞重茂の裔家世菌部に住居

山口兵內　中村兼俊の裔中村喜內大夫か祖父なり山口兵內菌部兵橋等元和年樫野井合戰に紀州勢

の案內者として軍役に出

岩橋右衞門太夫　　土井又次郎太夫　　奥　市右衞門　　矢野九太郎

岩橋土井奥矢野四人の郷士名草の郡山東庄の住雜賀門徒渡邊藤左衞門に與力し雜賀一揆此六人黨の内

永穗中小太夫　　田井執行太夫　　田　屋　助太夫　　中村三郎太夫　　直　川　助太夫

名草郡鄕士記永穗中小太夫已下共六人紀伊國制連署の地士と稱し昔は郡中の仕置をなすと云

名　草　郡　　名　區

太　　田　源順和名抄に載太田城趾は昔天正年豐臣秀吉水攻の堤土手の跡處々遺る林道春豐太閤譜曰紀州太田村城は天下の名城以爲不得急下乃築長堤灌之と出たり

黑田出水　紀伊井堰普浦樋より水利を通し出水村に至り宮鄕に分散す

吉田納所　新在家村　德勒津　日本書仲哀天皇幸紀伊國名草の郡德勒津宮に居

頓宮跡　新在家村に有傳へ云古へ德勒津の宮の蹟

檜隈宮　垂仁天皇紀伊の國名草の郡秋月村に鎭座ましまし日前宮と齋き奉る檜隈の宮は風雅集に紀の俊文の歌あり社紀に天照皇太神の御靈代の鏡卽內侍所御鏡の一つにて影の御鏡を祝ひ龍奉る國懸宮は御靈代の日予を神體とす陰陽和合の理をよく兩所の宮居を建其實はみな皇太神宮の前の御靈ゆゑに日前宮と崇め奉る國懸宮の懸は縣也名草郡の一宮ゆへ縣の宮とまうし奉る

「日本紀纂疏曰日前宮之稱日神來出天岩戸之前造此神鏡故名之云々

神代口訣云日予者神鏡之名也愚按社家傳以神鏡爲日前宮以日予爲國懸宮恐非也蓋古者日前國懸通稱之後世分爲兩社以象兩儀而已

文德實錄嘉祥三年紀伊國日前國懸兩社奉幣

三代實錄貞觀元年七月十四日日前國懸兩社奉幣

百練抄長寛元年正月二十八日紀伊國日前國懸社燒亡御身躰者奉出」

古木（ふるき）の森　源平盛衰記に平の惟盛八島を出て高野山に赴く船路を過ぎ紀伊の國和歌吹上の浦よりあゆみ日前國懸のふるきの森にいたると有昔は檜の隈の名は遺れり

秋月郷　忌部（いんべ）村　神前（かうざき）　忌部神前の二村は日前宮の式地に在をもて村の名とす

鳴神郷　鳴神明神の社の東和佐山にいたる東谷の山の上天平寶字三年石（右カ）百年ほど已前土人の戯作に出更に眞の物にあらす

「三代實錄清和天皇貞觀元年正月廿七日授紀伊國鳴神社從四位下」

花山燒芝（かけしば）　岩橋（いわせ）一には作湯橋此郷名尤古し東鑑に曰文治六年四月伊勢内宮の役夫には紀伊の國名草郡岩橋庄と出たり

「東鑑曰紀伊國湯橋庄以消息不知熊野尼上

愚按熊野尼上源爲義息女即右大將頼朝姨也鳥居禪尼」

湯谷　東野　「仲」（一本中）野　梶會　小路　高柳　宇田　出島　峰村　有家　藥「應」（一本作）寺　津秦

津秦神社古名千早社　和佐山　高の御前山　麓に氣鎮社土人小兒の疱瘡を避る祈りをなす右の

方に古戰場あり

城　墟　太平記云四月三日畠山尾張守義深三万餘騎紀伊國宮方籠最初峯敵陣相對和佐山三日不進と有は此山の城を謂か按に紀伊の國地名考に所謂最初峯と稱する者太平記の外他の書に不見但し南朝の時武家の軍吉野殿を責に両の手和佐山を最初の砦責口とするゆへ名之なるへし定りたる山の名にあらす或説に最初峯は山東の庄黒岩村に在未考

岡　崎　岡崎庄勅願所万願寺は七堂伽藍地今は廢寺となる大門寺門等の田畑の名所々に存す寺院の區域今に遺る御幸記に曰日前宮奉幣の使必す參此寺以爲例云々

「紀伊國岡崎庄満願寺大天王院供養願文載千束草集」

御手穗村　御手堀　口碑に空海手堀の井戸清泉可掬旱魃の憂なし

吉禮村　三代實錄に曰紀伊の國名草の郡都麻都比賣の社貞觀元年條下に出

口須佐　山東庄源平盛衰記に山東は作三藤此道距于藤代

伊太祁曾の社　祭手力雄の命五穀生植の神たるをもて毎年正月十五日管粥(くだかゆ)の占あり秋九月の祭禮鏑馬六十六州の數に準し六十六騎の驅馬の式行わる

「日本書紀曰五十猛神手力雄天降之時多將樹種而下然不殖韓地盡以持歸遂始自筑紫大八州國之内莫不播殖所以五十猛命爲有功之神即紀伊國名草郡所坐伊太祁曾太神是也」

安　原　阿備柏原(あびかしはら)の里　古事記に味師内宿禰は菟道彦の女山下影日賣(かげひめ)を娶り建内の宿禰を阿備柏原の里に生む今の安原の庄松原村に武内宿禰誕生井あり柵を結て濫りに入を不許自古やんこ

となき御產湯の水は此井泉を汲用之以爲嘉例

「日本書紀景行天皇二年車駕幸紀伊國(祀カ)祭群神祇武雄心命居于名草阿備柏原奘菟道彥女山下顯日貴生武内宿禰」

奥須佐村　風部　竹細工の籃類此里より出　中郡

南畑　境原　小野田　坂井龜池の廣數十町一鄕の田畠を養ふ　黑谷　黑岩山上城趾あり　寶光寺　永山　松茸を產す　大河内　矢田　平尾妻御前社　木野　木枕　塩谷　禰宜村

御幸記和佐王子社　頭陀寺　明王寺　栗栖　馬場　下和佐　慈光寺古墳多し　井の口

栴檀の木　舟渡　關戶

布施屋　吐前 津田算長の故墟　音浦　名草の郡宮鄕田畑の湯堰あり苗代の時日前宮の社人開鑿の故事あり

志磨神社　延喜式「中島志磨神社三代實錄貞觀元年正月授紀伊國志磨神社從五位」

中之島　栗林八幡宮社記を按するに昔宇治鄕三箇の村市場四日場宇治村と云今の中之島即ち是宇治村なり又前島といふは市場村の稱にて西に有り今町内と成八幡宮社記曰三部社は市場村稱島の渡りの邊に有八幡宮の社は宇治村に有寛永十三年子三月栗林の地に遷宮すと載たり四日市村は市場村に並ふと有は鄕内の地なるへきか其所は詳ならす關戶村圓(明カ)(時)寺慈幸源二太夫か舊記には雜賀庄に六日市七日市の村里未勒寺山より見渡すと有は何れも今和歌山の町内の地四日市六日市七日市の村の名有へし

栗　林　八幡宮の社記に曰當社は鶴岡山大同寺といふ嘉吉元年名草郡(宮)治村に鎮座す舊は鎌倉鶴か岡八幡宮の神體なり昔時鎌倉の兵亂鶴か岡の宮燒亡す別當某神體を持て關東を遁れ回國して紀伊國雜賀に來り遂に此地に鎮座すと云寛永年宇治村より栗林に遷座宮居御造營有て府城の鬼門を守り別當の寺號を更めて明王院と名つく吹上の明王院と同く丑寅の方角の隅に在て南輪鎮護の宮居なり

有　本　三軒屋　加納　松島　八軒屋

田堰の瀬　舟渡し　田井村　小豆島　永穂　永穂村に山名修理太夫義理の城址大屋都比賣の祠

川邊堤　御幸記川邊の王子　山口の庄　源の順和名抄舊は野應今は山口と更む峯中記に壞喚の瀧即ち野應の瀧今雄野の瀧誤りて小野とす雄山は名所なり道端に小野道あり小野小町の木像を安置す土俗の附會に所出不足取また關守か所持の笛とて洞簫の如き物を石にて作り辻堂の内に納たり半折て弄に不堪いまた欠損せさる間は清亮聲ありしと土人は云傳たり

雄中山　日本紀に曰桓武天皇十三年紀伊國に幸し雄山道より和泉國日根野の行宮に遷ると載す

「定家卿熊野紀行云凌雨超雄山」

保元平治物語平清盛熊野詣於紀泉雄中山聞都之亂自此處引返」

瀧　畑　山奥に瀑流あり　白鳥關　今昔物語に紀伊國名草の郡白鳥の關たつか弓の故事今は山口に紀の關守か蹟かたはかりのこる

湯　谷　御幸記山口王子温泉今は纔にのこる　西郡　坂上といふ此地にありと万葉集の歌

むかし弓雄のかぶら矢もて鹿とりなびく坂の上にさ有

島　村　上野　中郡　御幸記中村王子　平岡　北野　落合　黒谷　祇園禪寺　神波
川邊御幸記川邊王子社　楠本　別所　廣西　宇田森　府中

雨の森　府中村より登る雨の森の絶頂雨乞の宮旱りする時は雩乞の祈り直川村の百姓蓑笠にて山にのほる雨雲乍ち膚寸にして起り近郷滂沱の潤をなす龍神の井は社壇の下常に石にて塞く此嶺は葛城のつゝきにて最も西の高山也大和の山上伊勢の高見山凡そ近國五ヶ州より見ゆる

直川村　源順か和名抄に載菖蒲の井は日前宮五瀨の移ひ所の一つ畑の間に有

大福山　雨の森に對し西に高く聳へ峯の頂ふたつに割たるは大福山なり謠曲に作りたる谷行の古蹟也

墓の谷　大なる石塔一基あり　千手川　河端往還伊勢路と云泉州尾崎に距る　籤法か嶽　直川觀音堂　本惠寺

本惠寺は慶長年紀州平塚久賀建立今は水野家の菩提所と成觀音の靈場渇仰の人常に群參す山に辨天の窟地景尤好

薗　部　村名和名抄に載盛衰記に薗部の兵衞重茂か故墟佐野隱山の墳は山の上にあり松一本栽たり薗部の神社一説古に吹上の祠是也山家集師の局晴を祈の歌ありし所といふ

鳴瀧山は後に有瀑流幽邃の地此泉水にて米の粉をねり小兒に與ふれは疱難を免るといふ

「薗部村伊達神社或説云吹上社是也續日本紀承和十一年十一月授紀伊國伊達神社正五位下

文德實錄嘉祥三年紀伊國伊達神社加從四位下
三代實錄貞觀元年正月廿七日授紀伊國從四位下伊達神社正四位下同十七年紀伊國正四位下伊達神社加從三位」

六十谷（むそたに）　大同寺　紀伊國名草郡南叡山大同寺天臺智證大師開山昔は七堂伽藍天正年根來山滅却同時に兵火に罹り堂塔燒亡す京都に叡山武藏國上野の東叡山紀の國六十谷の南叡山大同寺天下三つの叡山の一つとす山の門より握り佛といふ化石に類せるもの土中より多く出諸人拾て無盡佛像の形智證大師の所造といふ堂前に竹を栽たり本山の由緒に因と云

北村　田屋　日延　中筋　藤田村　西大井　東出島　杭の瀨　坂田
坂田村了法寺は正木了法入道左近太夫（時基一本邦時）の菩提所三浦家檀越なり大涅槃像堂は毎年二月十五日開龕諸人群參す

和田郷　和田川　山東の庄より流れて和歌川鹽濱に灌て入海

竈山　竈山の神社は五瀨の命の廟古事記に五瀨の命名草の竈山に葬と有とも此坂田村の釜山は更に神代の古所とも見へす紀伊國土地上古は廣く名草と唱たる書中に多く見へたり昔竈を俗に久度（くど）と呼因是考之竈山は久度山ならんか五瀨の命の靈白鳥に化して雄の山に飛去故事みな紀の河上十里程の間にあり今河上の久度山は竈山なるへきも不知これらは識者の考を俟つ
「諸陵式曰竈山墓葬五瀨命在紀伊國名草郡兆域東西一町南北二町守戸三烟」

南紀徳川史卷之百五

臣 堀内信 編

郡制第十七

十寸穗の薄下

那賀郡

古は作奈我一には作那珂源順和名抄那賀と更たむ

那賀の郡東は伊都西は名草南は野上の庄貴志川に沿て高野山の裏界龍神道に距る紀の川より以北は壤地廣く眞土かちにて上々の田畑村の數人家多し此郡民戸大凡百二十餘ヶ村穀高地持の農家あり然れ共近年民風悪く成農業の外に織屋を初め和泉河内毛綿商を融通し或は酒釀商賣にて利潤を興すを視小戸の百姓これに習らひ各唯利を遂ことを専らとして皆己か本職を不勤怠慢の至り産業を取失ひ間困窮の家あり

産物

粳米 那賀米上穀の部　糯米　大小麥　大小豆　蕎麥　菜種　甘蔗　薯蕷　自然薯　むかご

里芋　蒟蒻 寺領より多く出　藍　紅花　草綿　葉茶 野上　御所柿　串柿　釣子柿　栗　搗栗

左卷榧 野上　椎の實　木蜜　山椒　蜀椒 野上　辛皮　漆　澁　椎蕈 柴目　革蕈 黒蕈

木耳　紫蕨 柴目　薇　黃蘗　松蕈 野上山の產性硬く色潔白にして味ひ尤佳なり陰干にして香氣不散遠に送るに宜し　初茸 根來山　獨活 野上

椶櫚の皮　藤蔓　野上竹劒術稽古の竹刀に用ゆ　釣竿　旗竿　箭篦野上　軟竹

　山家產物　柴目村交易の市場　樫木の類

唐棹山椿の葉にて造　鋤の柄　鍬の柄　繰の捻木　くれ留　ちよん(な)一本ナシの柄　燈油　木の實油　油糟

川上酒　酒糟　濁り酒　岩手

粉川酢　紀州の名產粉河酢の勝れたるは南方暖國の釀方宜きのみにあらす那賀米の上穀を蒸紀の川上の水にて釀る氣味の烈き津の國兵庫の名物北風といふ酢よりも勝れり

粉川蒟蒻　粉河の製名物殊に佳なり　苞蒟蒻

織毛綿　上織毛綿縣地　長綛糸

盃石　野上川より出る青黑の白點の文石質滑澤　蛛血石白岩谷

鯉　岩出の淵鯉の名產　年魚貴志川紀の川　虎雜魚　鱒　雨の魚　伊它　鮍　鰻

瀨蟹竹房の淵　馴鷹粉川　堂鳩根來山

刀鍛冶　南紀粉河の住國次

粉川鑄物師　蜂屋佛器の類　銅龍魚粉河の鑄物師造之俗に鱸鋒といふ　銅器置物　銅花瓶　燭臺　唐鋤

半鐘　喚鐘　鰐口　鋤　鍬　粉河團扇　粉河馬鞦於粉河製

那賀郡　人物

大伴の小手　源平盛衰記に曰紀伊の國粉河寺は大伴小手造立す

藤原定家　定家卿明月記に曰建仁元年十月熊野詣の次紀伊國山口の庄中山王子社にいたると云

中山の社は雄の山左り手に有往還の道より見かたし

平の重盛　小松内府重盛熊野詣の次粉河寺にいたる盛衰記に三位中將維盛八島をいてゝ高野に赴く粉河寺を過るに父重盛の打札を見千代の形見となかめたると有之

紀四郎奉成　西行の擇集抄に紀四郎奉成粉河寺の觀世音を信して菩薩の靈驗を得て病苦を免かれ胸に靑蓮華を生す宇治殿是を平等院の寶藏に納むといふ

大磯の虎尼　新著聞集に大磯の虎女は曾我祐成に死別し自ら尼と成三熊野に詣てんと紀伊の國まて來りたれとも道にて病に臥し那賀郡岩手の里にて空敷なりぬ其車を埋たる所今是を車塚と云

藤原重經　玉葉集曰康永年紀伊國司重經は粉河寺の觀世音の示驗に花ころも風猛山に色かへて紅葉の洞の月をなかめてとの歌に感し出家してみつから素意法師と号し那賀郡別所の東圓坊に籠り居大和の國多武峰の錦瑞洞を尋たる事を載

藤原實隆　逍遙院實隆根來紀行の歌に明はまた急き出ん仮枕寢よと根來の鐘聞ゆ也雪玉集に載

覺　鑁　根來の開山興敎大師覺鑁上人は康治二年三月十二日根來山に入定す于時齡七十二歲西行擇集抄に見へたり按に紀伊國名所圖繪には覺鑁上人四十九歲風疾を病遷化すと有は何の所據を不知雪玉集に實隆公根來山にての歌に七十のけふたに同し夢の世の中これは覺鑁上人の夢と言歌を本歌にしてよめる己の歲の開山の齡ひと同しきを詠とあれは擇集抄の七十一歲遷化の證實なるへし覺鑁の年四十にて風疾を煩ひ夭死せらるといふ權化大德の沙汰に不及

融　源　根來の覺鑁上人の伯父那賀郡尼が辻堂に住す大德の高僧なり

信　譽　高僧傳に曰信譽の生國參州松平村の人高德の聞へあり那賀の郡小倉光恩寺の住持也土人の口碑に信譽讀誦の勤行蛙の聲の喧きを嫌ひ咒之其聲を起すことなからしむ今に小倉一鄕の水田の蛙は無聲

淸　祐　南海軍譚に紀州根來の岩室坊淸祐稗史に岩室集專識阿加井等は根來山の衆徒みな武名あり

津田算長　稱小監物根來山杉の坊兼帶一山の旗頭也算長は河內の國津田の城楠正信の男也紀州山崎の庄小倉の地頭也撿地二千石許の領主也根來杉の坊の院主として軍務を掌る上方の砲術は此杉の坊より始る蓋し鐵炮の外國より渡り來る天文十二年蠻人牟良叔舍及喜利志多孟太の二人薩州種ヶ島に着岸し短筒の小鐵炮を持渡り豐後の大友家に傳へ四國の河野氏習之永祿年根來の杉の坊津田氏四國に往て鐵炮を得て還り紀州根來山の軍器に專ら用しより近國習之即是上方鐵炮を用ゆる濫觴也

津田監物　小監物算長の子也根來杉の坊の門主を相續す天正年根來兵亂の後釆地沒收せらる其後增田長盛の薦に因て大和の秀長に仕ふ文祿中那賀郡の代官と成

小倉九左衞門　津田の算長の庶子後仕于越前

津田市兵衞

津田六左衞門

神野左近　那賀の郡神野村を領す天正十三年釆地沒收せらる

平野左兵衛　荒川の庄一圓領之津田監物一族にて一旦津田左京と更名天正年豐臣秀吉紀州に入平野左京は髮を剃り爲僧高野山に登り稱五大院後に還俗して備前中納言の臣と成千石の祿を給す元和年備前を辭し古里に歸り淺野家へ仕へ其子孫零落して鷹匠となる

「備前中納言とは秀秋の事か秀秋は慶長五年國除る慶長五年より後元和迄誰に仕へしかいふかし」

奥　彌兵衛

奥　專右衛門　奥彌兵衛等は荒川の庄の住人專右衛門は淺野家に仕へ子孫今安藝の國に在り

吉村左兵衛

葛葉　左京

岡　孫左衛門　吉村葛葉岡の三人は那賀郡野上の庄の住人根來山に附屬す後六十人衆に加ると云

藤堂與左衛門　天正年紀州那賀郡粉河の城に居采地二万石大和大納言秀長に屬す文祿中紀州雜賀の仕置をなして凶黨を平治す後稱津の少將藤堂和泉守高虎朝臣是なり

美福門院　美福門院墓在荒川庄市場村

那賀郡　名區

山崎　小倉（おくら）光恩寺は高僧傳の信譽上人住焉此寺大家の檀越多し兆域の內茶毘場あり

吐（はん）崎（さき）　御幸記吐崎王子社　滿屋（みつや）　布施屋（ほしや）　馬次（むまつぎ）

玉墻勾の宮（たまかきまかりのみや）　續日本紀に曰神龜元年冬十月癸巳聖武天皇幸紀伊の國那賀の郡玉垣勾頓宮と書たれとも考之地志古へ勾の宮の旧蹟詳ならす「或說玉垣勾宮在鎌垣庄井田村」

三宅村　上三宅下三宅二村あり今俗に三毛と唱ふ街道に藪多し大藪と名付古事記に三宅宅倉
屯倉三名共に和訓みやけと唱ふ此村の名一郡二三ヶ村つゝあり

新庄　新在家　田中　大垣内　金屋　北山　尼寺村 勧音寺美福門院創立　白岩谿（しらいわたに）　本朝國語に載す
紀伊の國那賀郡白岩谷此谷の巖石盡く白し白き間に赤み交るゆへ土人鯽の血石と呼
按するに白は金銀の精是を寶氣と云此谿間に磁石盤を試るに鐵針方角不指針居置て動ことなし
可怪或此銅山の精氣の所爲ならん其理未得考

官都　丸栖　上野山　前田　長山　長原

國主村（くにし）　文祿中三假面出於淵

國主祠　東鑑に載紀伊の國那賀の郡國主の社鎌倉殿の再興此郷の大社神戸附（へつき）の大社なり毎歳
春三月の神事貴志の大飯と稱す祭禮の神供は飯團（たんご）竹串に貫き其數一万三千本大凡白米十二俵の
飯にて造之干蟑乾魚さま〳〵備物を上に飾り如小山高く盛て數百人にて擔て宮居に進献するを
爲式例此時栗栖のひこつ物と云者を渡す世に名高し

神戸村 國主寺藥師如來　鳥居村　西山 円福寺　釋迦堂

高津　貴志の庄　太平記に貴志學文路の荒者龍門城責の條下に出　野尻　孟子（もうこ） 不動堂瀧あり 那賀寺

別院　冲野々　九品寺　法然寺　野上の庄法然寺は淨土宗の根本法然上人の開基　海老谷

赤沼　次谷（つけたに）　此谿は深邃にて時に怪禽異獸をいたす文政三年辰の五月次谷に異獸有て人畜
を遂こと訴出其形狀如猫頰圓黃毛斑点似虎大さ長三尺餘と云鳥獸を取り食ひ所々毛糞をなす獵

師に課欲(おゝせ)塾之山方股機係(わな)を設萬方にすれとも執へ不得終に所在を失ふ愚按新著聞集所載貞享二年五月紀州熊野の山内にて執獲たる怪獸と同し此異獸の事右の書に合せて可考新著聞集第十卷

冷(ひや)水(みづ)　西上谷　椋木　下津野　奥佐々 龍神道　下佐々　動木　柴目(しめ) 山家の産物交易の市場　長谷

小畑 野上八幡宮　「野上八幡宮一條院御宇遷城州石清水八幡宮」　溝の口　原野　七山　福井

神野 一作高野載源平盛衰記土蛛事　古城　深山　鎌瀧藥師堂　勝神(かつかみ)一の名龍門山　太平記に載龍(門カ)神山の合戰南朝の軍將塩屋伊勢守落の處　已上荒川の庄の内寺領村の名は除之高野隷邑の部に入載于伊都の部

勝神地藏祠在頂上　岩手一に作盤手紀の川貫志川の落合水の深さ無底鯉魚の名產紀の川鯉の上品とす崖上の官舍は吉野村木及下り船二歩運上の口征あり

磐手の里　清水經の淵　大宮[illegible]總社　「岩出總社權現祠元享釋書に載」三部明神の祠神事八月每の夜丑の時神𣗄渡御供奉の人遠近群集す載元享釋書

宮　郁 觀音院葛城遙拜所　馬場　伊坂　窪村　竹房竹房の淵舟渡　「竹房村龍藏院元享釋書高僧明算生出之處」　高塚　上野　打田八王寺　黑土 植埴森載催馬樂植槻森名所　長田 觀音寺每年二月初午の日遠近人詣

花(け)野(や)　邊士(くるべき)村　廣野　風の森 元享釋書風市森

紀の路歌枕抄に風の森は那賀の郡粉河の南に有公任家集紀伊國粉河寺に詣着て風の森といふ所にて詠

「續日本紀稱德天皇天平神護元年冬十月到紀伊國那賀郡鎌垣宮在粉河東」

島　村　松井　粉河古名風市　文祿中藤堂家居焉城地今は廢那賀の郡の一都會鑄物師及ひ諸職

人多し

粉河寺　西國順禮觀世音の靈場名所事蹟諸書に載今贅するに不及花山院頼宮

「粉河補陀洛山施音寺緣起載元亨釋書」

上田井（かうたい）　中の才　深田　藥王寺古名帝釋寺　中山　志野　北志野山行場名柳宿笈御　高野辻　猪垣

藤井　東毛（とうけ）　中津河　鐵嶽燈明岳　「中津川渓水入流紀川蟹淵西瀧檜宿螺緒宿鏡宿皆行場」

別所　素意法師の東圓堂の舊蹟　名手（あて）　應永年大塔領　名手川　後田（しりへた）　市場　西野　池田垣内

丹生谷　馬宿　河原　足野下（あしやけ）　切畑　福垣内　穴伏（あなふし）　江川中郡　平野　中尾　林尾　佃村

狩宿　上郡　大松　神領　「神領村浦上神社三代實錄光孝天皇仁和元年十月己卯授紀伊國那賀郡浦上社從五位」

勢田（せいた）　北大堰　中畑石室行場　東國府國分寺載日本紀　西山田金剛寺界　豐田福林寺　三谷花折土佛行場金剛寺

古和田　「元亨釋書紀州那賀郡慈氏寺今古和田村三會寺」　枇杷谷　重行（しげゆき）　登尾　神通（じんつう）山神祠總福寺

中畑　今畑　道祖祠白髮社赤壷塚馬淵瀧　押川　押川一に作鷲川村万福寺實瀧寺鬼倉梵字の淵行場　堺谷　東坂本　根來山蓮華院實相院　「根來山堀河院寛治二年伊勢國人根來坊者開基焉其後覺鑁上人再興」　大傳法院堂

錐鑚（きりもみ）不動　西行の撰集抄に曰覺鑁上人入定火生三昧現二體の不動所謂錐もみ不動の説所興緣記に詳也雪玉集に逍遙院實隆公錐もみ不動尊を拜て動きなき身をわけてける姿そと血の涙をこほして登る又その詞書に實相院といふ所にて初夜の鐘を聞く明はまた急て出むかり枕ねよと根來の鐘きこゆなり

祖師入定の窟室

大　塔　天正年兵火の餘燼但此大塔一基今に遺る

大門の古趾　住持が池　西坂本　尼が辻　五智房　融源草庵の趾　相谷　安上谷　原郁　湯窪

吉田　金池　白草巫女此所に多　曾屋　金屋　竹毛　波分　森村荒田神社　「延喜式神名帳從四位上荒田社在紀伊國那賀郡森村」

中野　黑木　堀口　溝川　岡田　水栖　廣芝　高瀨薦池　中迫　荊本　備前　今中　川尻

野上野　南大池金輪寺聖武帝創立　北大池　赤尾

伊　都　郡　古は作伊刀

伊都の郡東は大和北は河内の紀の見峠に距る背の山を限り伊都那賀の界とす壤地東に至り次第に窄く山畠多く平田すくなし畑地は埴土石交り米の性至て堅く伊都米と稱し價ひ尤も貴ししかれとも一郡の出來米にては高野一山の養ひに不足總別此糴米少きゆへ賣買の直段は恒に高し又百姓の氣質は大和河内の風俗と同しく温和に見へて素黠く人に欺かるゝ事を恥として些も不直なる事を信することなし就中高野山の麓諸國入込の人多く風俗の善悪定め難し

產　物

粳米上穀の部　糯米　大小麥

小豆　かね學文路村の名產色尤も赤く粒大ひなり漢名は豬肝赤といふ小豆也

大豆　かね村の大豆は名產高野山にて氷豆腐に製するは專ら此地の大豆を用

學文路午房　午房太く長くして中實して甘美其味ひ他に勝る土地の名物也

平干瓢　橋本邊にて多製之　葛粉

四郷煙草　名產四郷煙草は伊都の郡瀧村平村窪村廣口村これを四郷と云煙草を作り出す諸國に商ふ

煙草　霜草　細川　堂之前

信按に續風土記に霜草村は烟草を名產とす土宜に相應すと見へたり村中に地藏堂あり其前の田に作るを尤も賞翫す堂前煙草といふ甚苦味ありて土地の名に能く叶へり村の名昔は澁草といへりと云々

葉茶河股　酒川上酒中飯降吉野川妙寺　榧油高野　久度山織毛綿　島毛綿　嘌毛綿　漆（細川）　紅花

自然薯　五所柿　釣子柿　串柿　白榧高野　胡桃　栗　棗　葡萄寺領より多出　郁子　櫻鮨芳野川三月上旬

鯉芳野川　筏檜杉槇欅杉小丸太數寄屋椽　杉板　檜（板）　（欅板）　檜皮葺

山家產物橋本宿產物交易市場　木地細工引物木地鉢　柿の槽　枌　麻恵波它　杉箸　木杓子　吉野組重

七重入子　龍門炭池田炭に側價下直也茶の湯稽古に用ゆ　河船　和州芳野五條內外橋本迄河船禁制なり橋本驛より下り船若山運漕　高野紙　帳紙　高野氷豆腐　氷蒟蒻　氷り餅高野製　麥門冬高野領石川產　茯苓高野山

岩簟　革蕈　椎蕈　高野剃刀　檜笠　檜籠　高野念珠子

羅漢松　俗に高野槇といふ諸國登山の人みな家苞に調へ還る

黑棒樹　寺院の庭結垣すへて此黑もじ木をもて作之香氣あり歲古く乾といへとも熱湯を枝に灌

けは再ひ芳はし

萬年松　漢名は佛甲草と云草にて靈山淨地にあらされは不生高野の名産と稱し歌物語及ひ諸書に述傳へて世に著し又一の名は王栢ともいふとそ

土　砂　眞言密法の土砂加持高野山より諸國に輸り奇驗を傳へ世人是を尊信す

高野九重の神符　九重の神符高野山より出天下の人渇仰尊信

慈悲心鳥　高野山奥の院に栖鳥也其聲慈悲心と鳴くといふ

佛法僧鳥　一名は三光鳥此鳥靈區にあらされは不棲昔し高野山開し時山に佛法僧鳥の啼を聞玉ひ空海詩を詠して曰寒林獨坐す草堂の曉三光之名一鳥に聞一鳥有聲人有心聲心雲水倶了々弘法大師性靈集に見へたり或云佛法僧鳥は佛法と鳴雌鳥は僧とこたふ

呼子鳥　山鵶　大鷲　芳野山賀良

高野遲櫻　幣櫻

伊　都　郡　人　物

六人部ノ由貴繼　三代實錄に貞觀八年七月紀伊の國伊都の郡六人部ノ由貴繼の妻生雙子其兒總身白さ如雪にして闇夜といへとも是に向へは照すこと若白晝郎官に奏達すと出たり

西行法師　撰集抄に西行法師の妻子遁世して高野の麓天野の栖家に在を西行時々訪ひ來て高野の奧の院にいたり骸骨を聚て人の形を造りたるを載

瀧口時頼　平家物語に舊小松殿の侍瀧口時頼といふ者本院の雜司横笛に別れて高野に登り出家

して清淨心院に行ひ澄して居たりけると出たり

佐々木高綱　和論語佐々木高綱世を恨る事有て遁世し高野山に住す

中納言の局　山家集に待賢門院中納言の局小倉をすてゝ高野の麓天野に住れけり同院の帥の局都の外の栖居問申さ(一本せ)(て)いかゝと尋ね申さるゝ次に粉川に參られ夫より吹上の浦見んと下られたるに雨いと降けれは晴を祈る歌あまくたるなを吹上の神ならは雲晴のきて光あらはせ

橋本民部　王代一覽記に永和四年南朝與黨紀伊の國伊都郡橋本民部叛と出たり按に橋本民部正時と云は紀州有田の郡湯淺の庄土屋城に居る橋本判官橋の正員か子河内國楠の一族也正中二年鎌倉北條高時入道紀伊國保田の庄司を討んと河内の國の住人楠正成に令し遂に保田庄司を打滅し其勸賞に保田の地を楠正成に與り於是正成一族の橋本正員湯淺土屋の城を築き居焉と有之橋本民部は有田郡の橋本姓なるへきに伊都の郡橋本民部叛と書たるは地の名に因て誤る者歟茲に王代一覽記に據て今しはらく伊都の郡にいるゝのみ

足利義敎　稗史に將軍普光院義敎高野に登りみつから其齒を斷て骨堂に納め落葉の歌を詠

豊臣秀吉　本朝年代記曰天正十三年秀吉定制を於高野山云々太閤秀吉高野山に登り遊興に猿樂を爲山神の祟り疾風雷雨の口碑にのこる

關白秀次　稗史に文祿四年豊太閤父子確執關白秀次勘氣に因て高野山に蟄居す同年青巖寺に於て自殺す世に畜生關白と曰(あつくる)これなり

眞田幸村　國記に左衛門佐幸村慶長紀州高野の麓久度山に蟄居す元和年五月大阪籠城討死今久

度山眞田氏の故墟尼寺一宇あり幸村所持の木鐙一具藏之尤も古物なり

妹ヶ背の庄司　國記に紀州伊都の郡住人妹ヶ背の庄司は昔背の山險隘の切所に關を置猛威を震ふ
大塔宮の日月の御幡を奪ひ取村上彦四郎これを執返す太平記に載

中島勘之亟　慈尊院村の住人傳云古は大師の枝族佐伯氏

岡　民部　岡民部以下は高野の四所官と稱す寺領の内采地あり

田所庄左衛門

高保太郎兵衛

龜岡彌三郎　寛明日記に曰寛永九年高野三寶院の跡式公事紀州の住人田所證判右の田所は先年大
坂籠城父は誅戮の者高保龜岡二人は眞田に與し家斷絶す今の世四所官は但岡民部のみ家相續す

(家)達景盛　藤九郎盛長子本朝年代記曰後深草院寶治元年安達景盛出家入高野山

靜蓮法師　續千載集に靜蓮法師住高野山

有　王　源平盛衰記俊寛僧都の從童有王丸遁世住高野山の麓夫野有王墳在丹生明神の西

伊　都　郡　名　區

背の山　背の山は伊都那賀の界也河の中流に船岡山あり稗史に所謂妹ヶ背村此處なり絶壁の
上を往還の通路とす此邊の切所也昔妹ヶ背庄司の裔なる者今尙近鄕に遺る愚按に大凡大川の流
兩山相峙かならす妹と背の山の勢なれはな(し)古歌に妹背の山の中に落る芳野の川といふに因
て紀の路大和の國の名所に限ると思へとも妹背の地體に何處と定りたるにあらす但妹背といふ

所三ヶ所あり芳野の上市の邊に一ヶ所此地に背の山あり和歌の浦に妹背あり貝原篤信か南遊紀行にも此妹背の說出たり

「日本書紀孝德天皇大化二年春正月甲子朔詔曰凡畿內東自名墾横河以西南自紀國兄山以內西自赤石櫛淵以內北自近江狹々波合坂山以來爲畿內國

萬葉集第一阿閉皇女越勢能山歌これや此大和にしきは我戀る紀の路に有といふ名にあふ勢能山

丹比眞人笠麿往紀伊國超勢能山歌唯ひれの掛てくほしき妹か名を此背の山に替は如何に有ん第三歌」

妙寺郡　中飯降(あかいぶり) 酒造家多　名倉　上郡　小田　伏原　上野　大野　淨土寺　野村 太平記恩地氏城趾

總田(かせだ)　移村　島村　東郡　中郡　丁の町　廣浦　栢木　萩原 寶來山神社額正一位勳八等日本第一大福 「延喜式云紀伊國伊都郡萩原置驛馬八匹」 左野(さや)　大谷　大藪　西飯降

野田　東谷　窪村　廣口 四社明神社　瀧村　平村 已上四箇村を四郷といふ烟草作り出す郡の名產とす　下凪　新在家新田　大畑

山上蛇王宿行場　名古曾　神野　短野　廣野　神野々 延喜式伊都郡官省府庄神野神社　市脇　寺脇 妙藥寺 （寺（照）(脇カ)村妙藥寺文明年沙門悟阿勸進文云紀伊國伊都郡相賀庄妙藥寺永仁中勅願所）　小田 延喜式小田神社嵯峨山淸凉寺

出塔「相賀庄出塔村日本後紀曰桓武天皇廿四年五月遣傳燈法師位聽福於紀伊國伊都郡立三重塔爲嬰弱平善也　按今相賀庄出塔村石塔婆是也」

岸の上　橋本　和歌山へ下り船十一里此地王代一覽記に永和年橋本民部居焉と有之

按するに此橋本の名は橋本民部か家稱に據てしかいふ者歟或は城州八幡の麓なる橋本宿の水次

に倣て名焉ものか共名の由來未可知

「水次に依て橋本の名有には非す昔橋の有し所故に橋本の名有此所の橋も昔橋有しか尋ぬへし」

兵　庫 護國寺文祿年中 豐太閤高野詣陣所　川瀨　妻都　上夙　待乳山 一作信土山　紀伊國大和路の里俗に言暗峠和州の五條へ一里餘「萬葉集第九歌朝裳吉紀方往君我信土山越濫今日曾雨莫零根」

堀越　中畑　田原　辻郡　馬場　胡麻生 八幡祠　竹の尾　菖蒲谷 地藏寺　神史に畠山政長紀州國の城畠山義就を討んと軍を菖蒲谷に陣すとあり　嵯峨谷　西川　九重　吉原　山田 葛城山大學 不退寺

矢倉脇　端谷　慶賀野　垂井 隅田八幡宮　山內　細河 太平記 性河氏城趾　霜草 細河霜草此二ヶ所 烟草の名產あり　杜本 此道河內へ踰紀 の見峠にいたる

界原 小峰山寺 葛城峰中記　杉の尾　平野　古佐田　原田　戀野　湯屋野谷

學文路　自昔高野山の衆徒修學の爲に京都に上る此道往還の處ゆへに學文路といふなむ負き地名にて太平記に出たり

入　江　紀の川丹生川の落合要害の地「寛政六寅年九月小子入江に一宿す御領地なり要害の地共見え不申候此說猶尋ぬへし」

久度山　眞田氏故壘一說久度は竈山なるへし　丹生川 奧院より流　加禰 大豆小豆產物

紙　谷　舊は行逢坂と云俗に言不動坂四寸岩は難所なり

田　麻　靑淵　彥谷　下上田　奧須　須河　赤塚　中道　多田野　茶谷　芋生

高野山　金剛峰寺領二万千石

「延喜式主稅式曰紀伊國金剛峯寺料五千六百十六束燈油幷佛餉料二千八百束又曰修法功德料米十

斛油一斛以紀伊國正税辨備國司撿校之光會十日運送寺家

三代實錄貞觀十八年秋七月金剛峯寺領水陸三十八町在紀伊國四箇郡勅免其租永爲寺田」

大　門　東西十間南北十六間高野大門は昔嘉保二年始建九折の鳥居保安年再興す寬喜年更作樓門喜禎二年湛慶造二天の木像建長二年九月法性寺入道殿書額字元祿五年回祿す寶永二年大門修治し畢ぬ

大　塔　十一間四面緣二間雨落二十間　小塔三間四面

東　塔　同上　金堂　十一間六間　影堂　面六間半　奥十二間

會　堂　七間四面　大鐘經り六尺厚さ七寸　三堂　孔雀堂三昧堂准胝堂

三　社　丹生祠高野祠總社

熊手八幡神　此熊（野）の八幡神高野一山の衆徒畏敬する處他に異なり諸院輪番持にて護之按に旧軍用の器と覺しく其長一丈餘黑く鏽たる大熊手也堂前あらはに承塵の上に掛たり甚た威靈のある神の由言傳ふ何の所緣を不知八幡と祝ひこめて一山の衆僧尊敬甚し

玉　川　六玉川の一つ六歌仙の内

三鈷の松　古歌雪玉集に載　高野の峯　苔の洞名所古歌夫木集　姑射山摩尼山　魔所昔より人を禁し不令登

奥の院　弘法大師入定の處源平盛衰記に大師は承和二年三月廿一日曉寅の刻高野山の石堂に入滅其後七十餘年を歷延喜帝の時勅使觀覽僧正高野奥の院の石窟に至り御衣を進め大師入定の

尊體に裝束を脫かへ御鬚を剃奉る石山の內供奉俊祐は大師の膝を撫こと三度と出たり蓋し弘法大師の今此世に不生不滅の論は基之而已或說生死不思議之人空海入唐二人「今裝を每年下し給ふと申事あり尙尋ぬへき事にや」

萬燈　堂は奧の院に有之貧女の一燈御堂關白道長建之

骨堂　四方淨土の死骨を納む

御廟（みめう）の橋　俗に云罪業深き者は不得度

蛇柳　右の方溪間に有

木食庵　斷食所なり天正年豐太閤根來山を燒亡し次に高野を欲攻其頃大德の高僧興山師は世に木食上人と稱秀吉尊信之これか爲に高野山を建置行人派の始祖として高野山の檢校職と定む年代記に天正十三年秀吉定制於高野山とあるは是なり木食庵は興山寺の支配なり

天竺山 竈所　楊柳山 廟北

高野厠　祇園圖經に曰く祇園精舍有流厠高野一山の坊舍の雪隱は家々溪の流に仕掛不淨を流し暫時も不留下界淸淨にして無臭氣一切之比丘於此所便利すへしと有之實に如此ならされは佛域淨地といひ難し高野山は天下の靈場是にて可察知

靑巖寺　高野山學侶百八十三院法務を司る寺領千石（學侶百八十三軒坊の名幷采地知行高詳于正本）

興山寺　高野山行人派二百八十箇坊寺務を掌る寺領は千七百石（行人派二百八十軒坊名知行高詳正本）

大德院　聖方三十六坊大德院檢校之（聖方三十六坊詳于正本）

蓮華院谷　往生院谷　小田原塗橋　西院谷　寶幢院谷　實相院谷　南谷　千手院谷　五室谷

一心院谷　天狗見(てんぐみ) 此道より大和路に越 天の川に距る　千本槇 大和道

高野山寶物　元和四年慶安五年天和二年元祿八年享保廿年改め書上

一大師所持の五鈷　一大師の錫杖　一八祖相承の獨鈷形の鈴

一八祖傳來古鈴幷五鈷　一寶劍一振　一大師持佛 阿彌陀佛

一天照皇太神尊體の鏡　一五指量愛染像　一勅封唐土飛行の三鈷

一大師傳來鐵鉢三衣　一大師自筆の般若經幷即身義同聾瞽旨歸

一嵯峨天皇の御履　一靈元帝宸筆の心經　一菅亟相自筆の經文

一源義經所持の佛像　一唐順宗帝の念珠　一璃瑠の壺幷水珠火珠

一極秘不開古函　此箱は八祖より相承け口傳當職長吏といへ共不許開當山の秘物と云右は高野一山の靈寶右の記錄帳面總數四百餘件枚擧するに暇あらす畧之

一高野山繪圖　吉野拾遺曰後醍醐天皇忍て高野へ御幸ならせ給ふ金剛三昧院にて昔弘仁帝宸翰を染られし高野の繪圖を入叡覽と出たり

高野の隷邑地の名　寺領大凡七十餘箇郡南は有田界東芳野十津川西は那賀郡貴志の庄荒川に及

麻生津　麻津峠より登山西口大門に距る　澁田村　東西二ヶ所あり高麗狗石の祠

志賀谷　花坂　宿屋多し花坂より矢立村に至り大門に距る天野より高野に登る古の本道にて毎一丁標石を建花坂は岐路となり道の側に鏡岩捻岩推揚石あり

細　河　此村矢立より下る溪を出　笠木　野田　東鄕村　小澤　天野西行堂有王墓
天野丹生明神正一位勳八等の額字空海大師の書祭儀に猿樂能舞臺あり
「三代實錄貞觀元年正月廿七日紀伊國從五位下勳八等丹生都比賣神社授從四位下」
矢立村　花坂村より此所に至り天野より玆に距り大門に往　勝神　勝神山の半腹勝神村あり
安樂河　小路　貴志　北郡　小野村　高尾一作高雄「高雄村土蛛事載平家物語」井の口
神田　賀和　善田　調月　上野　市場美福門院墓　慈尊院　大師母堂の廟所也勝利院堂塔結構
美盡せり七社の祭禮世に名高し紀の川無錢の渡しと云
椎出村　四郡　安良見　遠方をちかた　杉原　西脇　北又村　黑川　久保　柿平　西鄕　櫻茶屋
花折　加爾　紙谷一作神谷石不動　兒瀧　女人堂
轆轤峠　高野大門より大瀧に下り又轆轤峠より大和十津川はてなし越熊野本宮に距る道程十
九里半
大瀧村　摩尼村　筒香　富貴村　相浦　久木　中南　新郡　北村　簗瀨　以上八ヶ
村花薗の庄といふ　湯川　花底　新城
中　郡　谷口　宮郡　馬場　長谷の庄　瀧野川　猿子谷　菅次　松の峯　今西　中郡　空室
以上七ヶ村猿川庄　勝谷　峯村　中畑　四鄕
垣　內　根來村　圓明寺郡　細野庄　北野村　西の峰　蓑津路　井關　宮村　美濃垣內
以上六箇郡は眞國の庄といふ

有　田　郡　　古作安諦郡一爲阿提郡又阿氏とす

・有田郡は紀伊國の上管郡なり（編年云天城天皇諱名安殿）

「日本後紀嘉祥元年二月癸酉詔紀伊國有田爲上郡」

糸我山を中央とし南北の隔とす土地下濕にして禹貢所謂厥土維塗泥といふ屬也然れ共純陽の地なるゆへ諸物出來宜し何を作りても毛の不附ことなし但可畏は水害也大川の流太急なるに西にくたり海邊に山多く壤地窄し因是水吐よろしからすやゝもすれは停水のうれひあり

「續日本紀聖武天皇天平三年六月庚寅紀伊國阿氏郡、海水變如血、經五月乃復」

山の保田は高みなれと山畑皆瘠地なり總郡數大凡百六十餘ヶ村土地格別廣からねとも戸數は極めて多し此郡は昔より紀州一國の本府として畠山歴代の管領地なるかゆへ人の氣質も自然と高ふり才黠して專ら智惠を好む處の癖あり人々工夫事に意を用ひ面々物を開き初めんと思ふ習俗なり此七八十年このかた廣浦湯淺の間に新規に物を製作出たせる品尤も多し今悉く國産の物と成ぬ熟考之古より大德高才の儘此邊より出たるも宜なる哉

「類聚國史曰大同元年戊辰正月改紀伊國安諦郡爲有田郡以詞渉　天皇諱瑲」

産　物

粳米　糯米　大小麥　大小豆　粱　黍　蜀黍　蕎麥

甘藷　俗言琉球芋昔時（一說永祿年中）紀州箕島の商船薩州に往て甘藷の種を持來り箕島北湊に植ゆ享保の頃より天下に扁し

甘蔗　橘類南州の土産禹貢所謂厥包橘柚錫貢と有て橘類は南方の風土に合たる産物ゆへすへて他所に勝れたるはつたなり

蜜柑　有田蜜柑は八代に勝る南紀の名物諸國に輸り賞歡す有田の蜜柑を驗に皮を四つ烈て實を食ひ皮を水に投て揚之皮中水を含み一滴も不漏これ有田蜜柑の證とすといふ

「信按するに有田蜜柑は天正二年有田郡糸我莊伊藤孫右衛門肥後國八代より移植したるに起因す事は郡制の部及ひ俊傑傳に詳記せり」

金柑　佛手柑　九年母　紅みかん　柑子　朱柚　黄櫨　安永の頃始植之秋實を結こと多し摘之蠟となす湯淺製の生蠟と呼

草綿　實綿　繰綿　菜種　製燈油　油糟　枇杷　田村　栗　椎　柿　椎蕈　革蕈　木耳

零餘子　糸我山古歌　自然薯　茗荷の子　檜葉椿　蕪坂檜原峠の名産關東へ貢献あり　藥種類　山保田和藥類所々藥花あり　青皮

陳皮　さんざし　肉桂　枳實　しやじん　けいがい　らつきやう　地黄　さうき　わうれん　さいこ

千蝮　ごはつそう山家の人春夏の間蝮蛇をとらへ竹串に刺乾し置和藥賣の商人調へかへる　葉茶　土御門院の時僧榮西入宋して茶の實を持歸朝す明惠上人是を栂の尾に植られしより日本茶の始りとす紀州有田郡産の茶は古へ明惠上人の始所栽吾本朝に茶を用權輿なるへし

栴葉墨　湯淺の製栴墨は舊は藤代墨といふ著聞集に熊野御幸の時藤代にて松煙墨を調進せしめらる故事に據て湯淺の住人橋本次源太再興之藤代墨の古歌冷泉爲重朝臣する墨のその藤代の秋かけて絶ぬ七日の梶の玉章

太平墨　松煙　藍玉　藍玉の製は紀州湯淺根元也今世是を阿波國に傳へ專ら彼地より製出す

湯淺蠟燭　文祿三年堺納屋助右衛門呂宋國へ渡り始て蠟燭の製方を習ひ歸朝す此時蠟燭を日本に持還るなり其已前は松明と名つけて松の脂木を割て燃之唐土に今用ゆる挑燈の事を松明と書たり(清俗記聞)徒然草大晦日夜の事を述て松ともしつれてと有之今の世蠟燭といふ物出來て澤山なるゆへ松明はやみぬ昔蠟燭の異國より渡り尤も價の高直なるものなりしも此邦にて蠟燭はしまりしゆへに當時諸物高直なる中唯蠟のみ下直なるは近世はぜを植たる利潤に因とそ

生蠟　湯淺製　龍膏油　湯淺住人本艸者仙七始製之諸方に弘む　須原毛綿　羽二重まかいかな金織其外細地毛綿至て上品なり

宮崎粉　宮崎製俗言はつたい麥製の水粉なり南紀産物宮崎粉忍冬酒蜜柑貢物の品尤も貴重之　湯淺霰　湯淺製の干菓子此所の名物土産の品尤も宜し

箕島青海苔名物　海人中　布苔　保田紙山の保田の庄にて製今俗言懷中鼻紙と稱世上に專ら行はる　豐心丹世事譚に曰和州西大寺の豐心丹は舊の紀伊國有田の郡畠山家の秘法昔時此藥紀伊畠山殿より知行三百石地を添て西大寺へ寄附祠堂料と成と出たり

劔難禳神符（けんなんよけのしんぷ）千田村の宮より出口碑に昔時此神符の奇驗を試んと或官家に咎人を刑するに放討（はなしうち）を誅（いつか）せられ刑人に此符を懷中せしめ武人に是を斬しめらるゝ及揚いろ〳〵手を盡せ共其刑人傷をかうむらすといふ唐國吳山の避刄之咒（へきじんしゆ）の如き不思議の論いみ妄に施こさを不許」千田村の宮とは須佐神社の事歟武功顯達の神符も出るか俗に千田八幡と申かと承及申候いかにやし

六　具　馬具類　湯淺醤油名産湯淺製醤油諸國になくり商之　陶器近年廣燒　有田酢（すし）俗言下鮓有田の名物廣浦の鮮き鹽魚にて酢を不用漬之味至て美なり

生和布（わかめ）にて採之冬月黒島邊　辛螺印（うみほうづき）　干鮎有田川鮓飼　干鰯（ほしか）　黒魚（くれ）黒魚大黒魚尺余者　白魚湯淺　目張魚（めはり）春二月ころ廣浦の海邊を徼しなる海月の浮を時候とし漁人舟にて夥く釣之和歌山に輸り來る　鱶　このしろ　むつ　いさき　おこせ　鰻有田川　鮑　鼈

呼子鳥糸我山金葉集呼子鳥の古歌　摸魚鳥（こうれいてう）　有田川の鮓飼年魚は古へ供御調膳にも用たるへし名所年魚市潟（あゆちかた）は昔は鮎の交易市場の地の名諸集古歌にも詠出たり

「玉井醬（ひしほ）按に瓜茄子等を漬込たる甘味の味噌にて亦名産也紀伊國名所圖繪に村中大坂屋三右衞門店にて製し初む經山寺（きん）味噌の類なり經山寺味噌は湯淺門前村興國寺の開山法燈國師宋より歸朝の後寺の製法を傳へて興國寺にて製しそめしといふ近郷にて製し諸國に運送し國産の一種とすと云々」

有　田　郡　人　物

平ノ忠盛　平家物語　白河天皇熊野御幸紀伊の國糸我の山を過させ給ふ時平の忠盛むかごを取袖に盛て御前にかしこまりて芋の子は這ほとにこそ成にけりと申されたりけれは院帝御答にたゞ

もりとりて養にせよとつけさせ給ひける

湯淺宗茂　平家物語に治承元年九月紀伊權ノ守湯淺宗茂は平相國淸盛の令を承て山門の衆徒を責
又北條九代記に文治五年紀伊權ノ守は右大將賴朝に從て奧州を征すと載

下河邊秀行　本朝遯史曰下川邊秀行は鎌倉右大將の寵臣也貞永二年紀伊の國糸我の里に在て觀世音に歸依し熊野那智山より船を浮へ直に南海を渡り唐山の補陀落山に到る
「貞永二年は天福元年又右大將とは賴朝の事也正治元年賴朝薨三十五年の後にして右大將の寵臣と云ふ事いかゝ正治元年より後に身退て糸我の里に久しく居しか天福元年に船を浮て唐土へ渡りしと云事か猶尋ぬへし故右大將の字なる時は文明かなり」

石垣宗光　東鑑曰紀伊國安瀬川の庄は故右大將之時爲高野大塔造營奉行賞と賜文覺房訖此間湯淺宗光稱得上人讓狀望申地頭職宗光爲御家人有其功上進新恩可宛行之旨今日被成政所之御下文云栂尾明惠傳曰石垣兵衞宗光者湯淺宗茂四男明惠上人之舅也平家物語に壽永三年二月兵衞宗光は紀伊の國岩代の王子社にて三位中將平維盛に行逢

高　辨　明惠上人高辨は紀伊の國有田郡石垣庄吉原村出生の人也姓平氏母は田殿の庄伊藤重宗の女實は石垣の地頭職兵衞尉宗光の甥也元亨釋書明惠「上人」（一本ナシ）傳に詳なり幼年高雄文覺に仍て出家す大德の高僧世に名高し北條泰時朝臣歸依の人にてしは／＼栂の尾に來て受戒す扶桑隱逸傳に見ゆ
建久九年紀州石垣の庄筏立山は舅宗光の領地なるをもて草庵を結ひ今有田の觀音寺村是也同十

一年「同十一年はなし建久十年は正治元年十一月は正治二年也正治二年文覺佐渡へ流罪せらる」山城の高雄に至り探玄記を講す其頃文覺勅勘に依て高雄荒廢し明惠再ひ紀州に歸り筏立山に居栖原の庄に施無畏寺を建立す有田郡に八會卒都婆をたつ地頭藤原景基寺領を寄附す在判文書數通今尚遺

「承元四年高辨於紀州石垣庄講華嚴經建る所卒塔婆白上山碑刻金剛藏菩薩峯頂碑刻文珠師利菩薩石垣碑曰普賢菩薩」

中將姬　横萩右府豐成の女なり繼母の讒言に依て棄られ隨身春時夫妻の憫みにて右大臣知よし紀伊國糸我の庄鷚山の麓に隱る其後大和國當麻寺に往て尼と成隨身春時發心してみつから得生法師と號す其庵室今糸我の里得生寺是なり

按するに今鷚山は大和紀伊國兩地に有紀州糸我の鷚山實に中將姬の舊蹟とす中將尼歌に
　糸我とはわか分初しかた糸の法の力に織たてゝ見む
此歌中將尼の著山居語といふ書に出たりとそ又中〳〵に山の奥こそ住よけれ草木は人の咎ないはれは　得生法師春時か妻の石塔は糸我峠に有

宗祇　姓飯尾氏號種玉庵一は自然齋と號す古今傳授の宗匠也桑隱遺傳に曰く宗祇師は紀伊の國有田郡藤並庄下津野村の人宗祇屋敷地の名今尚遺宗祇法師は文龜二年八十二歳行脚して駿河國にて卒す同州桃園定輪寺に葬る宗祇の行狀は諸書に見たれは略之

湯淺宗景　湯淺宗茂の裔孫稱庄司太郎湯淺の庄久米崎王子社造營に鎌倉將軍家下し文曰北條武藏守在判湯淺太郎殿嘉禎二年の文書今世に遺る按太平記神南合戰七人の内湯淺新兵衞と云ふ即此

庄司太郎宗景を謂なるへし

保田宗業　稱保田庄司次郎宗業は石垣黨兵衞宗光の裔孫也有田郡星尾山寄附狀に云弘長壬戌卯月

保田地頭職左衞門尉宗業知眼入道

保田宗村　太平記正中二年保田庄司謀叛北條高時入道令河内國住人楠正成討正成一族和田正氏責

保田新庄司宗村と出たり

阿瀨川庄司　稱孫六太郎入道定佛有田郡山保田阿瀨川城に居故に名焉始祖石垣兵衞宗光裔孫湯淺

保田黨みな一族の家也古阿瀨川城は今清水村の舊地太平記延文四年芳賀伊賀守は軍勢龍門山の

麓に打寄責登りけるにさしも兵と聞へし恩地牲川貴志湯淺田邊の別當山本判官半時も不支龍門

山の陣を落されて有田の阿瀨川城へそ籠りけると出たり

阿瀨川左京ノ進　康曆二年四月山名修理大夫義理紀伊國主と成於是紀州を平均せんと湯淺入道禪

定が楯籠る阿瀨川城を責入道禪定が孫阿瀨川左京進初家の子郎等生害し城に放火一騎も不殘滅

亡す又湯淺の土居城へ押寄橋本判官か子を討滅す判官嫡正明は牲川三郎左衞門等誘て城を出大

和路より賀名字の山中に入と云至于此紀州有田郡の湯淺橋本の二姓みな亡ふ

橋本正員　稱判官河内楠家の一族なり正中二年紀伊の國保田庄司武家に叛く北條高時入道令楠正

成滅之其勸賞に保田の地を正成に與ふ正成其一族橋本正員を河内國より迎て湯淺の土居城を築

て居之有田一郡を治めしむ

橋本正時　稱兵部判官正員の子也應安年於京師楠正儀武家に合躰す楠家一族不知永和四年十一月

南方の橋本民部蜂起す於是武家遣細川氏春討橋本民部康暦年山名義理紀州に入南方悉く有田の楠氏滅亡す

牲川庄司　牲川庄司楠氏の支族康暦年山名義理紀州に入牲川三良左衛門橋本判官か子共に湯淺の土居城退去

畠山持國　管領從三位尾張守持國後号德本入道畠山基國孫道誓滿家子也祖父基國始爲紀泉河三ヶ國大守に因て父道誓滿家は領地紀州海士郡大野城に居尾張守持國父道誓の讓りを受京都に在て管領職を勤む無子に依て甥三位政長を養子とし自は隱居し紀州有田郡廣浦に退住す老后妾腹次男右衛門佐義就出生し寵愛の餘り同郡宮原の庄を與へ哀憐甚し德本入道老耄して養子政長を疏し妾腹義就を欲立山名宗全等管領政長を助け德本義就追出す於是京都合戰止ことなし詳なる事は明應記に見たり

畠山義就　稱右衛門佐德本の次男なり有田郡宮原庄を領す畠山姓宮原氏の祖也寛正年兄管領政長と不和にて戰に及ふ軍利なくして京都を退き河内國嶽山籠城不叶退去り紀州和歌浦岡の城に據て時々粉河に出張し爭戰明應記に載

畠山尙順　紀伊守尙順は管領三位畠山政長嫡子也童名は御兒丸後号卜山入道父管領政長は明應年弟義就か子畠山上總介義豐を征せんと河州譽田に陣し京師にて細川政元反逆して長政自殺御兒丸幼にして遁れ紀州に潜居成長して軍を起し敵義豐を討亡し本領安堵す畠山紀伊守尙順と名のり有田郡廣浦に居城剃髮卜山と号す天文年野邊六郎左衛門と云者山散場にて一揆を起す欲誅之

一揆强くして山の兵敗軍し廣城にも居かたく淡路に落行漂泊して淡州光明寺にて病死すと云ふ

畠山政國　卜山入道尙順の子次子也尾張守と稱す紀州廣浦に居城す嫡兄左衛門督植長は河内の領高屋の城に在政國は紀州に居

畠山高政　稱畠山次郎尾張國守政國子也家臣安見美作守湯川宮内少輔直光等後見紀州を治む永祿五年次郎高政根來山の衆徒を率三好實休と泉州久米田に合戰す三好實休は討死す高政乘勝再ひ河内國に入三好長慶と戰敎興寺畠山高政敗北す紀州軍勢湯川宮内少輔直光同民部頭方田伊豆守濱上野介濱紀伊守龍神刑部富田牛之助貴志五郎介白樫五郎兵衛飯沼九良左衛門神保七右衛門塙内石垣等皆討死大將高政は遁て紀州に還漂泊して其終處を不知と明應記に見へたり

按今畠山高政墓在于海士郡江南村大林寺

白樫實則　稱五郎兵衛姓安東秋田城之介實季の一族也永祿年畠山高政に屬し河州敎興寺の戰に討死す湯淺庄深泉寺過去帳に　深泉院前白樫秀日崇悅大居士永祿五年壬戌五月廿日と記したり

野邊六郎左衛門　明應記に曰天文二年紀州の一揆野邊六郎左衛門山散場に蜂起す國主畠山卜山入道屢戰ひ防けとも一揆方つよくして卜山敗軍して淡州に落行といふ

神保茂晴

神保相茂　粟生丹生社記に曰神保長三郎相茂天文年の記事神庫に藏有之

白樫三郎兵衛

白樫主馬　元和元白樫兄弟大阪籠城後浪人す兄弟共に和州片桐氏寄食

神保七右衛門　神保七右衛門永祿五年河州教興寺の合戰に討死明應記

神保式部　旧記有田郡石垣庄四十ヶ村撿地大凡一万石計り慶長年豐太閤に降り本領安堵す元和已來奉仕　幕府新地采邑六千石子孫世祿今相續して東都に在有田郡藤並庄中野村の如意輪寺古へ畠山家菩提所神保氏より祠堂料今尙寄附すといふ

蕪坂源太　雜話筆記曰蕪坂源太は紀州の人射術に達す差矢三町遠矢八町卅三間堂を射と出たり

貴志覺阧房　俗稱次郎左衛門有田郡辻堂郷住人足利尊氏の御敎書に曰紀伊國凶徒誅伐事早令發向屬畠山阿波次郞可被致軍忠と狀如件建武四年正月六日又一書云新田義貞楠正成與黨輩誅伐の事所被成下　將軍家の御敎書也

建武三年十月十七日　　源　國　淸

貴志覺阧御房

貴志左近　保田庄六ヶ村田殿庄十七ヶ村海士郡丁村之撿地大凡四五千石天正十三年豐太閤時采地悉沒收せらる元和の初左近老衰齡七十歲餘辻堂村に隱れ栖む昔時の被官の輩御前伊兵衛と云六十人衆の內なり左近を扶持す左近有一男子名は貴志長五郞

白樫只光　羽柴秀吉感狀に曰紀伊國湯淺庄白樫彈正只光件の書湯淺庄に遺る天正年白樫彈正仕秀吉湯淺權ノ頭か所領闕地一圓に賜之

龍神刑部　明應記に畠山高政に屬し河州敎興寺にて戰死す

保田友宗　稱三助元龜年梁瀨合戰討死

保田宗隆　稱山城守元龜年越前柴田勝家に屬し梁瀨合戰討死
宮崎直定　國記に宮崎隱岐守直定号次郞入道始祖熊野別當湛快の宮崎定範の裔家世領宮崎庄七ヶ
　邨撿地三千石計り天文十三年豐太閤の時采地沒收せらる
宮崎八右衞門
宮崎左源太　寬永中三刀谷監物の養介
宮崎六右衞門　國初六十人衆と成る
梶原軍太夫　大崎浦一鄉撿地大凡百七十石余所務す梶原氏は本國下野鎌倉時代紀州に移る土人口
　碑に梶原祖父軍太夫昔於日高郡上野庄海賊十三人を斬勇名を顯さんと其死骸を十三ヶ所に埋今
　上野の十三塚是也軍太夫無子神野右近か弟を養子とす早く死梶原の家名絕矣被官に原味右兵衞
　六十人と成
崎山貞良　元亨釋書崎山藏人入道貞良有田郡田殿庄中村の人
河島定珍　名水之介一曰波太郞田殿庄住人石山軍記に載
小松彌介　山ノ保田下湯川村の住人古へ小松維盛の末裔といふ
湯淺五郞　定家卿熊野道の記に湯淺五郞宿所に泊る
北殿大右衞門　天文年湯川直光の勇士廣浦の人
鳥羽正信　稱掃部西廣の人
花田式部　石垣庄外山城に居寬正年畠山豐春の被官

花光善兵衛　田殿中郡の人畠山の臣已下皆同し
則岡久菓　稱勘解由左衛門
則岡理兵衛　宮原畠山の被官
冬河與助　冬河住人
竹中久綱　名孫次郎湯川直春の旗下竹中半彌孫也廣浦に住
賀茂　某　加茂庄十一ヶ村撿地大凡二千石餘天正十三年太閤時領地除せらる
矢船　某　観音寺村住人居處趾今尙存す矢船の井あり
伊藤重三郎　已下三人宮原畠山義就の被官
宮井善兵衛
中西甚右衛門
池永五郎右衛門　已下三人廣浦畠山卜山の被官
額田　某
石川　某
橋爪七兵衛　已下三人賀茂家の臣國初みな六十人衆
笠畑七郎右衛門
前山九郎右衛門
陶　兵部少輔　明德三年大内義弘紀州の郡代陶兵部少輔及ひ杉豐後守二人の姓名は栖原の庄施無
杉　豐後守

畏寺の古記録に出す

有田郡　名區

宮　原　宮原庄三十箇村古へ畠山義就居焉今幕府の畠山姓宮原氏の出處也

蕪　坂　御幸記峠王子　太平記に檜原峠と云ふ旧名白倉山なり此山に檜葉椿といふ木あり檜の葉に椿の花交り咲なり他所に類なし

空海爪掻　地藏堂路傍に有檜原峰載于藻塩艸松葉集　畑郷　道郷西谷八幡宮　廣利寺

瀧河原　瀧郷　新堂　山田原　中島　有田川名所拾玉集載此川水源高野山の大瀧より流山の保田の庄を經宮原を過箕島に至入海「東鑑安足川今作有田川」

箕　島　青海苔名產　北湊此邊砂地畠廿藷砂糖瓜西瓜を植に宜し　辻堂　野郷立神の祠

市原峠　小豆島淨妙寺　古江見安服寺　龍ヶ濱　矢櫃浦　宮崎觜　年魚市潟名所古歌万葉集及諸集に載年魚市潟は今其所定かならす或云千田の邊夫木集中務の歌に　あゆちかた朝こくふねのほの〳〵と千田の浦邊に浪よする見ゆ

千田郷　山地　高田　左山　須佐源順和名抄載

須佐の神社　三代實録曰紀伊國從五位上須佐社云々　延喜式紀伊國大社十二所須佐社其一座也或説祭素盞鳴尊古は此神社西に向或云渡海の舟時とすれは此近邊神咎の殃有をもて元明天皇御宇勅して社壇を南向にす其後終に破船の憂なしと云社人の說此神は山東伊太祈曾社の祖神ゆへ毎歲正月山東の社司十二人來りて神事を執行秋祭九月に山東の庄より騎馬十二匹調進する例也山東

の庄須佐村の名あるは據此義

星尾村　星山　星尾山神光寺は保田庄昔建武暦應年の間鎌倉將軍の御教書幷に寄附狀數通神「一本晃光」寺に藏「建武暦應時には鎌倉に將軍なし」星山の頂に壺を埋め水を湛へ明星來臨の處とす

苅藻島　載明惠行狀記　北湊の西地の島の間　鷹の島玉葉集曰紀伊國鷹の島と云所の石をとりて文机の上に置書付　高辨　われ去て後に忍はん人なくは飛てかへりね鷹嶋の石

糸我の里　今來乃岡　中番郡　雲雀山一作鶴山得生寺は中將姬の隨身春時入道得生法師の開基春時の妻の墳は糸我山の峠に有「大和國當麻寺緣起曰捨中將姬於紀伊國有田郡鶴山麓南界熊野北隣吉野按鶴山俗謠云葛城山つゝき紀の路の界の鶴山是此糸我の郡戀野村所在の鶴山」

糸我山　平家物語に平の忠盛熊野御幸糸我山にていもが子の詠ありし處忠盛の傳に見ゆ

逆川　古歌夫木集　逆川王子社　御幸記　有田川は西に流れ此谷川東に流るゝ故逆川と云　吉川郡　頓宮趾

方津戸峠　糸我山の南湯淺に至る間

湯淺庄　深泉寺　治承年湯淺權守宗茂正中年橋本制官橘正員康暦年山名修理大夫義理永祿年白樫實則慶長年白樫氏　廣浦　畠山持國德本入道以來數代の城壚

廣川　廣湯淺の間を流る養源寺大黑天祠堂料六十六金關東御寄附　須原　江都商店持富人多し此所細地毛綿を織出す　田郡浦

施無畏寺　栖原の北白上山に有建久年湯淺宗重建立す栂尾明惠上人居焉歷代の古記錄文書多く此寺に藏す寬喜年地頭藤原景基寄進田券幷に四至禁斷亂暴狼藉之文書畧之

寛喜三年辛卯四月　日

藤原景基

寛喜三年
四月廿七

沙門成弁

宇田　和田　唐尾　殿村　廣の中村八幡宮久米崎王子載御幸記

名島城墟あり陶器の破古錢の類多く土中に出

「名島靈岩寺古跡枳岩高三十間長六十間息岩高十間長十間有怪穴」　山本　柳瀬　河瀬 津瀬王子祉

伊關　上津木王子祉載御幸記　江木　池上　鹿背山 有田日高兩郡の界　一作宍背昔猪ヶ背庄司住焉

南村　後鳥羽院行宮趾

田殿庄　熊井　土生　奥村　須谷　田口　大谷　井ノ口 丹生祉　田角　丹生　内崎山　元亨釋書明

惠傳紀伊國有田ノ郡内崎山に伽藍を建又施無畏寺及八會卒都婆を立つ傳記に詳　東郁 西村　円滿寺

賢村　大加畑　長谷　原野　大川　釜中　市場　中井原　小引　音田　延坂　伏羊谷　本堂村

生石明神の社は本堂村の山の頂に在大石高さ十八間幅四間以爲神躰「大石峰頂笠石高五六丈周回四十間空海修法之處」

石　垣　吉原村西南の山に奇石あり自然石並(あらんでたち)殖如堵墻因之山上の宮を石垣尾神と名く有田郡石垣の庄とは此山の石をもて稱之　黑松　三瀨川　立石

大西城趾　冬郎　大谷　楠本　遠井　彥瀨　宮川　西ヶ峯　山保田　山の保田と唱る地の名は平家保田の領地を別たんか爲の稱也有田郡保田庄司の支族石垣庄を領する者は石垣氏を名乘阿瀨川に居城するは阿瀨川庄司と稱す本家保田の庄司を宗として東鄕山の手に居住する支族保田氏なる者を指(さして)山の保田と唱ふ

上か峯　中の地藏　大藏　押手　三田　谷郎　沼田城趾　阿瀨川　清水村の地をいふ此處山の手高[一字欠]據廣平にして河流山裳を遶り要害堅固の地にて歷世庄司の城地を構へ旧き所也太平記に延文四年南朝の官軍龍門山の城を落て有田の阿瀨川城に籠と有は此土地也康曆二年山名義理紀州に打入時此阿瀨川の城を破却す

清水村　土人此處を稱清水壇場と呼とそ古へ阿瀨川といふ城墟今尙存す元和年淺野家の長臣龜田大隅高綱此地に居と云　板尾　奥郎　杉原　久野原

大　瀧　有田川の水源高野大門の麓　湯の川　下湯川　小松彌助住焉　猪谷　湯の小川　酒井川

城ヶ森高山谷川流れ有田川に入る　殿海道龍神道

笹茶屋龍神道　藤並庄　天滿　水尻　明王寺村　中野　如意輪昔し畠山家の菩提所長樂寺法藏寺　井田

下津野　下津野は宗祇法師旧宅の地今尚遺る屋敷趾方五十間四面　野田　小島　角村　長田淨教寺

高瀬　糸川　西丹生圖　東丹生圖　吉見　垣倉　徳田　修理川　奥野名所堀川百首　宇井（谷）一木普　松原

長谷川　川口　岩野川　觀喜寺都　聖衆來迎山慈心院　阿彌陀ヶ峰の麓觀喜寺惠心僧都の開基也惠心僧都此觀喜寺にて彌陀の尊像千體を作る今天下に散在す石垣千體と世に稱する是也明德年陶兵部少輔の寄附狀一通此寺に藏す此所筏立山は明惠上人中庵の旧今尚存矣

吉原　岩室城墟　境川　二川　中原　川谷　北ノ川　貳澤　大江畔　猪谷　蘭井　沼村　名塩

瀬井　中峰　有原　粟生　岩倉社天文二年神保再興　黒松　西岸　船阪　加志古

井野瀬　猿川　落合　小鶴　岩淵　鳥井　幾美　日物川　福井　西原　藏谷　家川　彦ヶ瀬

日高郡

日高郡は日高見の郡也紀伊國南海の端に在り此日高郡より熊野路に赴には海道巽の方に向ひ東に廻り行ゆへ朝夕日陽の出沒を視尤も旭光の昇ること早き處ゆへ日高見の郡といふ歟

日高郡東は龍神に距り西は大洋比井の御崎北は猪ヶ背山南田邊の堺を畫りとす壤地平田砂交り有眞土畑あり日高川深く汚穢を流し去り惡水滯ることなきゆへ作毛の肥十分に懸り膏腴田畑多し勿論極陽の地なるゆへ諸物出來はやく菎菜の類初物といへは多くは此邊より出す將又比井の水崎は最も舟船渡海の難處昔より敵國の侵來る事稀なるゆへ玉置湯川黨累代此處に城地を構へ人民安堵の處なりしゆへ其頃の古風于今遺り百姓の堅氣質樸にして時華に赴き移るなくみな能先達の掟に從ひ民治の易施諸郡に勝れ宜敷ところなり

產　物

粳米　糯米　黍　大小麥　日高粱大粒にて穗長く實入尤も好し　胡麻白黑　豆大豆小豆靑豆小角豆　粉豆　豌豆

早唐豆岩代邊春二三月の頃よりさやまめ作り出　日高蕎日高郡の蕎麥名產諸州所出みな此地の產におよばず　菜種　燈油　油糟　草綿　實綿上斤綿

絮綿　天瓜粉羅摩根にて製す餅となし可食　葛粉　蜂蜜名產　蜜蠟　日高海苔名產なれとも和歌海苔淺草海苔より少々下品也　南部櫻海苔

布苔　こころてん　鷄冠菜南邊浦　五倍子粉　松煙　葛籠藤　樟腦　へんのふ　白箸山地

木地五器　木地細工　日高織　綿ちよろ　綿錦　聾織日高住聾葉と呼異人織出す毛織地にて唐物織に似たり世に比類なし價尤も貴し

樵木　柴印南浦近邊の山內より木柴多く伐出淡路柴船積之上方及和歌山商ふ熊野柴と稱するは是也　和藥種類山地より多く出

鍛冶職人　椎實龍神　華蕈　岩茸　搗栗　（椎の實）一本ナシ　榧の實　寄貝阿古根浦名產　蛇　流子

玉珧　小甲香　三穗鰮三穗浦の名產貢物土人作鮨味殊に勝る他所類なし　鰹脯印南浦製之　魚燈　阿良魚鹽切　鹽さより　鹽鯖

曼魴一名百万鯛　斗平鰻　鳶魚披　雕鯛　松魚鹽島　鮪　大鱶　大鯛　干鮎天田川　干鰯　河鰻

鮠　鯊　鯰　海龜西行撰集抄に日高郡由良浦の獵師海龜夜居殺たる視て西行法師發心遁脱の事今世動もすれは龜肉な鯨肉に僞りて賣之熊野鯨と名つけて其肉白く筋多く皆大海龜の肉なり田邊江川村邊より鹽漬にして輸り來るも有之

海鹿日高郡海鹿島に產す　海鹿油　生皮　熊木熊穴熊　熊膽　熊の皮　山猿由良の內御崎　獸皮山地

溫泉日高郡河上の庄龍神村の溫泉は諸方の溫湯に比すれは尤も烈し溫泉論に曰く紀州龍神の溫泉は其味微苦にして溫熱相半す其色淸白如鑑坐泉底覩其掌心遺理細毫瞭然として可照

日高郡　人物

有馬ノ皇子　孝德天皇の太子有馬の皇子世を恨み紀伊の國岩代に至る松の枝を結ひて縊死王代一覽記に藤代阪にて縊れ死と出たれとも切目川の邊有馬皇子社あり萬葉集の歌に據て今は日高郡の部に入

橘　道成　文武天皇大寶年橘道成奉勅紀伊國日高郡鐘卷寺を創立す因是此寺号を道成寺と名つく世に所謂紀の大臣と稱する是なり

「西山氏の考正には紀の大臣とありて橘の道成とはなし橘の姓何の書に出しや國史に紀大臣道成と云人なしとそ」

平　清盛　保元平治物語清盛熊野詣の時都の亂を聞日高郡切目坂より引返し馬に鞭て都にのほる

信　西　少納言信西紀伊國切目王子の社に詣て相者に逢信西の人相寸の首劍先に罹るといふ事て出家す平治物語に見へたり

文路隱　鎌倉實記曰小松内大臣平重盛熊野詣古座浦に三日逗留の間た大宋國の丞相文彥博の孫文寧道か子文侍郎路隱熊野浦に在て重盛に謁し日高郡まて伴ひ召連る宋國の商客入津の富家なりと出たり

釋　覺心　紀伊國日高由良の庄法燈寺開山心智和尙は世に法燈國師と号す土御門院承元年間の人鎌倉二位禪尼の歸衣僧なり將軍實朝の遺骨を此寺に納め鎌倉より田地を寄附す新著聞集に曰紀州由良法燈寺は七堂伽藍は天狗一夜に構造すれとも數度回祿の災ひ有は寺号の法燈の文字水去り火登の因あるを以て忌之今は其名を改て興國寺と稱すと云々

普正　國佐　理正　宗恕

法燈國師入宋の時宋人普正國佐理正宗恕四居士法燈國師の道德に歸依して隨身して日本に渡り來る此四人常に始めて洞簫を吹て業とす其聲清亮にして普化禪師の鈴音に準すと法燈國師しは

〳〵愛」之

虚竹(きよちく)　暮露(ぼろ)

法燈國師に随身の異人虚竹暮露の二居士(にこじ)は唐土より海を航(わた)り來て師の徳化に歸す洞簫を普正已下の四人に學ふ吾邦薦僧の祖也虚竹は山城國明安寺の開基暮露は下總國小金の一月寺の開基也今薦僧(こもそう)の檀林寺なり

安　珍　元亨釋書及世人の口碑に委けれは略之道成寺の縁記に土佐光信の繪圖延長八年八月徹書記の詞書足利義昭花押と云按清人徐葆光中山傳信錄曰鐘魔の舞曲に松壽と云者有り戀慕の女有り松壽これを棄て万壽寺に遁入る僧救て松壽を釣鐘の內に匿す狂女跡を逐て至る三人の僧戲に嬲之しはらく有て鬼女に變し釣鐘の內より逆に垂て杜杖を持て欲打三人僧經を咒して祈之寺內大に震動すと演義に出たり唐土まても此道成寺の戲劇は世に名高し

「延長は醍醐天皇御時義照の時迄六百三十餘年也又永祿八年は義昭將軍たらさる時也」

源萬壽丸　道成寺古鐘銘所載源萬壽丸吉田源賴秀正平年間の人事蹟不詳同銘の內比丘瑞光法眼

吉田源賴秀　定秀或是僧侶の人名未考紀州日高郡鐘卷村道成寺の古鐘今京都妙滿寺に傳什物と成

濱　上野介　應仁記に濱上野介河州敎興寺の戰討死

濱　紀伊守　河內國敎興寺合戰に討死

玉置民部少輔　群書類從雜部に康正二年造內裏の段錢幷國役紀伊國日高郡河上の庄玉置民部少輔五貫文

湯川直光　直光は甲州武田彌太郎十三代の孫家世熊野湯川庄を領す明應記曰畠山高政賞湯川九郎直光之功以爲紀伊國守護代云湯川直光後稱畠山宮内少輔直光與安見美作守と俱に畠山家の國政を執紀州の仕置をなす永祿五年高政に從て於河内教興寺三好長慶か軍と戰紀州勢敗北湯川直光戰死

玉置大膳　日高郡和佐村手取城に居舊熊野祠官先祖は奥州岩城判官の裔熊野八庄司の一人玉置庄司是也鎌倉北條の時玉置庄司は大塔宮の從兵片岡八郎を討て武名を著す玉置大膳の祖也日高郡河上福井の產有田の界迄領之檢地大凡一万五千石餘天正十三年豊太閤紀州に入手取城の玉置大膳降參す其罪科を宥られ食邑三千五百石を宛行る大膳憤之高野に登り出家自ら千光院と稱すと云今子孫和歌山に奉仕

湯川直春　宮内少輔直光の子也日高郡丸山城に居天正十三年秀吉平均紀州秀吉士將藤堂與右衛門仙石權兵衛杉若傳三郎等日高郡に發向し所々の砦城を攻落す湯川直春は丸山城を棄牟婁郡近露村に潛み隱る

湯川丹波守　日高郡小松原に居由良の庄一圓領之天正十三年丸山城同時に落去丹波守子孫今藝州廣嶋に在り

山路　某　山路の庄七ヶ村撿地千二三百石昔より山路氏領之天正年豊太閤紀州を征大軍日高郡に入山路黨砦を宮代山に構へ防戰羽柴の侍大將伊藤甲斐を撃殺秀吉怒て强攻む山路不能支熊野山中に逃籠る慶長年出て石田三成に與し家亡ふ

寒川五左衞門　日高郡寒川の庄七ヶ村撿地千石余天正年秀吉に降る領地安堵す慶長年石田に與し
　采地沒せらる子孫若山に奉仕
實村兵衞　日高郡財部村の住人元和年大坂軍役に出
湯川五兵衞　湯川家老後仕藝州
湯川淸太大夫　後仕于廣島
湊　喜右衞門　湯川老臣後仕藝州
湯川甚之亟
湯川(一本平半)左衞門　後仕酒井讃州
丸山主計　後改玉野井氏
平井九左衞門　湯川村住人
湯川助之進　六十人衆と成
湯川治部太夫　湯川家の勇臣
吉田關助
玉置角之助　玉置家の老臣福井對馬か子武功あり後藤堂家に仕ふ
玉置茂太夫　玉置老臣領三曾木村
玉置野右衞門　角之助弟
野口彌五右衞門　父源久世臣なり

玉置藤八郎
玉置太之助
玉置七右衞門
玉置兵左衞門
已上皆仕于藤堂家
玉置九左衞門

日高郡名區

猪ヶ背山　元亨釋書に紀伊國鹿ヶ背山に髑髏誦經の故事峯の頂に法華經堂白骨誦經の故蹟と云「元亨釋書沙門一睿詣熊野宿于宍背山終宵聞法華經讀誦聲殊微妙天明更無人傍有骸骨支躰全備靑苔遍鎖不知幾經歲但口中存舌若紅蓮」

原　谷　原谷八十町萩原村に原谷王子の社一曰高家の王子源平盛衰記に三位中將維盛猪ヶ瀨山を踰て高家王子社に詣と有之建仁年後鳥羽院熊野詣の時頓宮の趾今御所の谷と呼

萩原　荊木　東光寺邨　富安鳳生寺　王子祠

鐘卷村　鐘卷寺一に曰道成寺門前の石壇六十二級謠曲の舞六十二段の足法故實あり釣鐘堂の趾の地を窪廻り蛇臺樹を栽たり鐘は京都の妙滿寺に藏之

蛇塚田畑の間に有　壬生九海士王子社　小松原法林寺九品寺京智恩寺末　湯川氏の城趾　財部　財部村は和名抄に載　小熊　吉田　田井

白崎　萬葉集歌白崎は御幸有まて大船に眞梶しけぬきまた歸りみむ
「白崎南海觀音海岩自然石悉現楊柳觀音佛像」
由良の湊　名所古歌諸集に載西行撰集抄由良の漁人居海龜事
大引　小引　柏村　吹井　江駒　池田　神谷浦　畑村　門前村　由良の興國寺一名法燈寺
又號西方院後堀河院安貞年建立本朝四箇所大道場の其一つなり關南第一禪林鷲峰山の額掛る
「興國寺開山願性上人俗稱葛山景倫鎌倉右府寵臣後爲故將軍菩提遁世剃髮二位禪尼賞賜紀州由良庄地頭職以創立伽藍爲追善之道場附託諸法燈國師」
網代浦万葉集　横濱　阿戸浦　方杭　北浦　津久野　衣奈浦　本名胞衣浦應神天皇降誕ましく神功皇后南の方紀伊國日高郡に渡御有る事日本紀に載日本書紀曰神功皇后詣紀伊國會皇太子應神天皇於日高郡　此近邊に產湯浦の名有も此因によるとそ衣奈浦八幡宮は文德天皇貞觀二年庚申三月此地に宮柱立其後順德院の建曆二年壬申九月再興貞觀二年は男山に移らせ玉ふ十六年前此日高郡衣奈浦の八幡宮は最古き社地なり
八幡宮衣奈庄衣奈浦　志賀三箇村　高家村　高家王子社藏源平盛衰記　唐子浦　小坂　串村　近世高僧釋德本此村の人也　阿尾　小池名所古歌
產湯浦　神功皇后着船の地　比井浦　此邊迄すへて由良内と云
比井の御崎　西は阿波國伊島に向ひ南は大洋果もなく絕域に至り島一つもなし南海陸地の端とす熊野浦潮の御崎を下の水崎と唱へ此比井の御崎を上の水崎と稱す

三穂名所古歌萬葉集諸集に載屈石高十八間周圍二十八間　三穂の窟　名所古歌定圓法師紀の國や三穂の窟もさすかなる風こそ古きまつにこそふれ　玉葉集轉通法師常盤なる岩も今は有けれと住けん人は常なかりける

入野山　小中　和田　吉原浦　田井　丸山　丸山城墟は湯川直春居焉天正年廢す矣　名屋浦

海鹿島　此島は有田日高の界に有今は日高郡に屬す常に海鹿多く聚る　日高川　名所徹書記の歌天田川舟渡し

天田の郡　島郡　薗　薗御坊兩邑は日高の都會江都店持の富商多し　御坊郡　野口　熊野郡　猪野

鰹島　北壚屋千載集及夫木集　壚屋王子社　千載集後三條内大臣歌熊野に詣けるに壚屋の王子社にて詠思ふことくみてかなふる神なれは壚屋に跡を垂なりけり

野島　阿古根浦　萬葉集中皇命歌に吾ほりし野島は見せつ底ふかきあこ根の浦　上野　名所古歌諸集に出

十三塚呼の橋　津井　楠井　島田　森岡　印南浦　光川印南村の間を流る丶有橋河幅三十間余　坂本　薄木　濱

岩内　印南原

切目　名所古歌諸集に載　切目村御所畑と云は後鳥羽院熊野御幸假の皇居の趾也此切目坂山褒みな古き塚多く皆大なる石をたゝみ造之昔は多く人の集りたる所と思はる切目川の側有馬皇子社あり　切目王子社一名五躰王子とも云　太平記載昔大塔宮熊野へ落させ給ふ時此王子社に通夜奉幣軍の勝利祈玉ふ神の夢想に依て大和の十津川の方へ赴かせ給ふによつて遂に天下に利運ひらかれし事其

むかし信西か相者に逢安藝守清盛の馬を返せし處みな切目の王子也熊野御幸歌の御會遠山の落葉の題右大將切目山遠の紅葉はちり果て猶色のこすあけのみつ垣此地の名諸書に載昔物語多し

岩代　東西岩代結松今は枯てなし西岩代跡かたはかりのこる

岩代王子社　新古今集熊野へ詣侍りしに岩代の王子に人其名なと書付せて暫く侍りしに長押に書付侍る岩代の神も知らん知へせよ頼む浮世の夢の行末按するに昔より熊野詣の人到處宮居に其名を題せし古き事にて今の世の熊野道者の落書は此因による事にや

野中の清水　岩代の野中の清水今定かならす村中に柳の水と云あれ共歌に詠へきにもあらす古歌に岩代の野中の清水むすへとも詠けれは岩代の歌は松のみ結ふこいわす草木によらすみな結ふと詠へきにや野中の清水名所方々にあれとも岩代の野中の清水名所慥なりと謂へし

岩代の濱因幡守通方の歌　岩代の森後拾遺の歌

千里の濱　南部庄の北一名千尋の濱ともいふ大鏡に花山院御出家有て熊野へ詣玉ふ千里の濱にて煩はせ給ひ濱つたひに石を枕に爲させ玉ひ塩燒けふり立のほりけれは御製旅の空夜半の煙とのほりなは海士の藻塩火燒かこそ見む　南部坂　山内　土井城監岩代兵庫頭居　市井谷岩代氏城墟　北道村

吉田建仁元年後鳥羽帝熊野御幸頓宮趾　筋郁　本庄　脇谷　見影

谷口　西の池　下津川　宮前　古井　芝郁　藤井　若野　入野　玄子郁　早藤　蛇尾

平川　中津川　千年川　三百瀬　南谷　立石　山口　江川　明神川　和佐　手取の

城熊野八庄司の一人玉置大膳居焉天正年廢す矣　松瀨　松原　伊藤川　丹生

藤野川　崎原　畑越　三野津川　大瀧　猪内引　皆瀨安宅權現祠　椋川　才の川　上洞

川又　高串　舟津　小釜木　西原　三舂　高津尾　老星　原日原　田尻　上越智　廣瀬

中木　尾谷　上田原　河原河　坂野川　味噌井川　熊野川　三佐　下越方　彌谷　笠松　姉子

串木　安宅　淺間　大股　愛川　瀧頭　猪谷　瀨々　北方　酢桃　宮代　天正年山路氏此宮代に砦を築き秀吉の軍を防く處自此已下七ヶ郁山路の庄と名付山路一に作山地

小家　福井　甲斐川　柳瀨　安井　東村山路某の城墟慶長家滅ふ

龍神　河上の庄龍神の温泉の性至て烈く頭痛金瘡痺一切の病を治す然共虛弱の人は可憚

湯野々　大熊　小川　廬原　殿海道　青田　小森　三の股　丹生川　寒川　寒川庄五ヶ村は昔寒川某據焉　西の川　大井

小敷　新行　朔日

十寸穗之薄卷之四

牟婁郡　口熊野

牟婁郡一には作室郡古は熊野の國といふ本邦郡邑に國の號を唱ふ地六箇所あり牟婁郡其一つにて昔は熊野の國と稱す

牟婁郡口熊野といふは田邊より本宮に距り下は大邊地潮の御崎に及ふ湯崎を乾に當て東南の浦々を巡れは山を背にし海を面にして磯岩砂石交りの土地のみ米の出來る田畑少く然共山海の產物多くして禹貢所謂海物維雜といふへき處にて人民豐樂ならは山に鑄て金を淘海を探り寶を得へし土貢の出る余社國に勝る宜哉我日本天津神の跡垂給ひたる奈室の郡とも爾いふ

產物

粳米室郡和深南平郡六七月の間早稻出る　稷　黍　稗　大小麥　大小豆　蕎麥　葛粉貢物田邊製尤上品他方に輸り商ふ　蕨粉

天瓜粉　木實椎實栗實　櫃粉　梅音無里　蜂蜜　蜂蜜蠟　鰹肉醬俗言酒盗田邊の貢物　鰹腸壚辛

辨慶餅田邊府弁慶産湯の井近邊此餅を鬻く　二度栗窪野の産三度栗味最甘美也此栗一歳の内四季に三度熟する栗也　細茶牟婁郡野中村名産極めて上品の茶なり　早松茸田邊雞合の社境内早春松蕈を産す

椎蕈　革蕈　岩蕈　芋熊野山中の人里芋を割乾し貯置年中の糧に充宜く餅と作へし　青海苔富田十九淵青海苔名産　荒布苔　石花菜　田邊單葉海藻

海草粘　海盤車　湯崎鹿尾菜鉛山名産　湯崎鱶子瀬戸浦名産　鰹脯名産　鮎きやふ本宮音無川名産

鮎こいわた本宮　田邊炭最上品銘びんてうと云炭堅實なること鉄石の如し紅屋の臙脂製に用ゆ次なるは阿波炭と同し諸國に輸り商ふ　白搦細工田邊細工勝れて奇麗他方に類なし

曝木細工　七葉樹　鐵曼　藤蔓

鐵産漂着　鐵園葭　耶子　異木珍材類

臑當武林原志曰當具足の臑當は昔元暦年間の頃熊野八庄司より始之　牛王神符本宮儀軍祠より出今は神倉比丘尼寺より弘む　牛王瀧紙本宮産物懐中紙として專ら取扱ふ　から炭田邊海中より出士民誤て唐墨と唱ふ實は銅山の海中に根差皆波浪に碎かれ浮上る也　漢名水炭と云語曰く北方多石炭南方多水炭これを謂也

田邊寄貝瀬戸浦名産六百貝の出所　田邊貝細工産物　烏鷁　松煙　狼糞　鷲羽

枝珊瑚珠寛政庚申歳枝珊瑚珠一顆小振なる田邊の海中より出貢献に成小野蘭山寫眞の圖有之

盆山石　古屋谷石、柳谷の石、自然と山水の景象を具へ瀑布の形勢白点の文九山八海の名石也

牡丹石綱不知浦多く海底に生す　菊めい石綱不知浦　紅色沙礫古座浦邊より多出　水晶鉛山　石英　瑪瑙蒔砂瀬戸浦

貝化石綱不知浦　鉛湯崎鉛山　砥石神子の濱

硬石　伊勢物語載昔三條の大みゆきの時紀伊の國千里の濱に有ける面白き石奉る歌にあかねこも岩にちかふる色見えぬと詠たる硬石近世里人譚曰紀伊國千里濱の石は後醍醐天皇觀應二年

中納言公忠に勅賜す後公忠安藝國に流さる其國守護武氏信に與之其後毛利輝元福島正則に傳へ來る今安藝國加部の庄金龜山福王寺に所持す

濱田布 神子の濱　浦の濱ゆふ歌によめる　谿渡(たにわたり)　幽蘭　縞蘭　燕尾蘭　大蘭　金絲蘭

赤燒　青莖　舟駐

牟婁郡の蘭は紀伊の產物の最奇品とす種類益多くみな川邊領より輸來一歲時華盛なりし頃種々の奇品出て金糸蘭と名つけたる最貴く價千金に贖ふと云深山幽谷に懸崖蘭と云あり其葉みな三四に及へ其万仭の絕壁人跡の不至處不得取事といふ五雜俎曰養蘭之法は須用梳髮油垢之手摩弄之得婦人手最佳(よし)と出たり實に養蘭の法は此仕方に不過又蘭の種類左如

風蘭　石斛　獨頭蘭一名春蘭　箒蘭　紐蘭　名護蘭なやらん　金星草俗言忍艸　櫻蘭

鷗那魚(おうなうを)一名女魚 和深浦　猩魚　赤鼻鯵の形大なるもの　石奈妓　甫多　伊加美　太留美　鮪　大鯛　大鯿　大烏賊

塩鰤　塩さより　塩鯖　塩鰹

龜肉　江川邊の漁人海龜を屠(ほふ)り其肉を鯨肉に贋(にせ)て鬻之龜大なるは甲三四尺大和河內に輸り百姓の農具に用ゆといふ

海馬堺浦　白貝白良の濱古歌あり　鴉貝山家集古歌あり　牛の角貝牛ケ鼻と云所の名物　烏貝瀬戸浦江面の名物　熊　熊膽

熊皮　猿馴猿狙引戲藝を習す熊野猿を使　山鴉本宮の鴉増基の歌　狼　山犬　狼骨

温泉 本宮湯の峰箇所　舊の湯　上の湯　河の湯　湯崎箇所　礦(まぶ)の湯　舘の湯　元の湯　濱の湯　崎の湯　栗の湯　目洗の湯

温泉論に曰く紀州湯峯温泉は其色皎潔其味は微鹹而甘し頗る有鐵臭其氣極熱

房子湯崎の道記曰礦の湯はあつくして内を發して病を愈す積痞うつねつの病に吉崎の湯も大方是に同し湯あつく少しはけし冷一切疾腰下の病によし濱の湯は柔かに諸病にきゝ幾度入てものほせる事なし舘の湯は積をおし疵をいやす金瘡には殊に宜し愈す事の早きを以て終の湯といひならわす初の程は差扣て吉といふ元の湯はぬるけれと諸病全愈せさるはなし別して腫物に宜し○○是を湯崎の根元とす大病の人ゆる〳〵入て養生す△□故瘡の湯ともいへり栗の湯はのほせによし足をひたせは上氣の病すへてなほる六ヶ所の外に眼の疾を治するの湯あり遠くはなれたる荒礒の岩間よりほそく流れ出る湯にて目を洗へははつきりとして熱目なそには極めてよしさるは女の差出たるかゝるあやしのすゝろこといはすもと思へ共所の翁の物語を聞湯の功能を示しゆく〳〵湯治の人の爲に筆のすさみに書とめ侍る

湯崎湯治記曰入湯は七日一回りとす初日は一度浴す次日は二度浴し三日目は三度浴す四日目は晝二度浴し夜二度浴す合せて四度入湯すへし五日目より一度を減し晝二度夜一度三度浴して可なり六日目には晝一浴し夜一浴し兩度にして止終七日目は初の日の如し唯一度浴す此の湯の一回りとする也一回りの内度數の増減如此せされは湯治の驗見さるのみにあらす大に求害あり可愼凡此度數を過すときは病に中り却て養生に妨あり湯治の日數は幾回すとも好かるへし但し此説湯崎の古老の示しを述他所の温泉湯治の心得はまた別に口授有へし

牟婁郡　口熊野　人物

崇神帝六十一年熊野行幸平城帝行幸五度清和帝貞觀十八年熊野行幸宇多帝寛平九年行幸

崇神天皇　崇神天皇熊野行幸に牟婁郡に至り潮に浴し玉ふ處塩垢離の濱といふ今田邊の西谷郷の南に有鶏谷社神事此所にて社人潮垢離する式例也

齊明天皇　齊明天皇戊午の四年紀伊の國に行幸熊野浦湯崎の温泉に赴かせ玉ふ十月十七日雄の水門に着玉ふ紀伊の國造御船を調進すと記したり

文武天皇　續日本紀に大寶元年冬十月天皇幸紀伊國車駕牟婁郡湯崎の温泉に赴かせ玉ふ今鉛山御所芝は昔文武帝の頓宮の舊蹟也

白河法皇　牟婁郡朝來庄鮎川村念佛の淵は白川の院前生髑髏の柳の根に繋りし處世人の口碑に傳ふ今御所瀨といふ白川帝頓宮の趾

平　重盛　盛衰記に曰小松内府熊野詣に岩田川に着夏日の暑かりしかは權亮少將以下の公達河水に浴し納凉の遊をなせし事を載

藤原秀衡　瀧尻王子社は奥州大守藤原秀衡建立す側に秀衡の窟傳へ云昔秀衡夫婦熊野詣時秀衡の妻室此岩屋にて安產ありし故名つくといふ

憲　清　憲清入道西行法師熊野詣に八上の社花盛り面白かりしかは西行法師社に書つけける

待えつる八上のさくら咲にけり惡しくおろすな三栖の山風

種松長者　空穗物語に種松長者は紀伊の國室郡富貴の人

和泉式部　式部熊野詣に障ことの有て本宮に不行して遙拜せし處今伏拜といふ土人の口碑に遺る

別當湛增　新宮別當教眞の子平家物語に別當湛增は源平兩家の勝負の吉凶占はんと新宮熊野權現の神前にて赤白の鷄を合せ白鷄の勝たるを視て源氏の軍の勝利を知り自是此宮を鷄合の社と名つく

岩田寂昌　岩田入道寂昌は新熊野の別當にて牟婁郡岩田庄に住其故趾今岩田川の側に遺る

南無坊　定家卿明月記に曰南無坊は紀伊の國に住熊野の發心門に住す茲に十五日發心門に着南無坊か宅に宿すと有り

辨慶　武藏坊辨慶は熊野別當辨眞か子也或云岩田寂昌か子とも云弁慶は卯月八日の誕生ゆへ童眞佛丸と呼今田邊に弁慶誕生の松あり產湯の井あり或說に武藏坊弁慶は伊勢權禰宜晴親か孫にて沙門淨智か男也弁慶も有一子名虔尙慶會大系圖に載と云又出雲の國摩尼の庄に弁慶誕生の地產湯の水有と何か證蹟慥なるを不得

盛長　安達藤九郎盛長社は牟婁郡湯崎瀨戶浦に有本朝俗諺志に盛長の靈驗の事を載船人沖にて錠を失は此藤九郎神に祈請すれは必海より錠を浮と云又一說に瀨戶の藤九郎の社は古の德勒津の誤也日本書紀に仲哀天皇幸紀伊の國居德勒津宮と有は此所なるへし音訓して德勒津を藤九郎と謬と云然共證實無暫く土人の口碑に隨ふ

後藤守長　盛衰記に後藤兵衛尉守長は平三位重衡の侍也平家盛なる時扇の繪に倉橋山の杜鵑の歌を詠其名を世に知らる元曆年須磨の戰場をのかれて後に熊野本宮の僧法師の後家尼の後見と成世を終ると出たり

湯川安房入道　群書類聚の雜部に康正年造內裏段錢幷に國役に紀伊國芳養(はや)の庄三十貫文湯川安房入道

眞砂庄司　姓穗積氏家世室郡瀧尻王子社の祠官栗栖川の庄眞砂村を領す眞砂庄司と稱す天正年秀吉紀州を平均し眞砂庄司地を削らる慶長中子孫出て越前に奉公す熊野八庄司の內眞砂最名高し俗間口碑に所傳今省之

野老源三　明應記に曰野老源三は紀伊の國熊野の人

湯川民部

方田伊豆守

富田牛之助　明應記に永祿年畠山高政河內國敎興寺の戰紀州勢敗走し旗頭湯川宮內少輔直光同民部丞方田伊豆守富田牛之介等討死と出たり

湯川敎春　稱式部少輔牟婁郡治り城に居湯川直春一族天正十三年日高丸山城に一時に亡却

岩代兵庫頭　築土井及市井谷城居爲自古岩代を押領す

山本主膳　國記に山本主膳は室郡一の瀨瀧松の城に居古へ山本判官の裔也太平記に延文年紀伊龍門山の城責の條下に貴志湯淺田邊別當山本判官半時も不支龍門山の陣を落有田の阿瀨川の城に籠るといふ牟婁郡一の瀨の山本黨は最强大なり天正十三年秀吉の三將仙石權兵衞尾藤甚右衞門杉若越後守等三千騎にて瀧松城を攻山本主膳士卒を櫟(いちい)原といふ所に伏勢して大戰上方勢强して山本敗潰し瀧松城を落熊野奥に隱る

横矢六郎　郷士記に牟婁郡近露村郷士横矢六郎は野長瀬庄司の孫家也近露村に住天正年湯川直春日高丸山の城を落熊野に來り近露村の横矢六郎に潛匿と云

愛須長俊　愛須三郎長俊室郡秋津鷹巢城に居

塩屋行久　塩屋三郎（長俊）（行久カ）は牟婁郡岡畑城に居

楠本六郎　瀧松城山本の夫族田邊の岡郷に居

淺野氏定　淺野左衞門佐氏定は淺野霜臺長政の甥也慶長年淺野家紀州に入左衞門佐氏定は室郡熊野の鎭と成て田邊湊村に在城す

杉若越後守　天正年田邊泊り城に居羽柴家の留護なり

青木勘兵衞

宇野若狹守　天正年田邊瀧松城に居羽柴家の留護

安宅玄（蓄）（蕃カ）允　甲斐源氏の庶流安宅庄司の裔家世安宅浦に居

安宅佐左衞門　家世安宅庄撿地三千石計の所領天正年豐臣太閤の時采地沒收せらる元和の頃佐左衞門漂泊して志州鳥羽に在安宅浦村民義會して佐左衞門を迎へ舊里に還令居子孫相續す

周三見主馬　室郡周三見浦の山の上に周三見主馬の城趾あり

目良淡路守　田邊芳養の庄西谷に目良氏の城趾あり目良谷と云

尤廷玉　唐土の人日本に漂泊し熊野浦に於て客死す墓は周三見浦に在祇園源尙濂の碑文を建たり詳なる事は南苑翁徳記に載

金剛左衛門　盛衰記に載金剛左衛門力士兵衛兄弟强弓の射手紀州熊野の人

牟婁郡　名區

田邊　芳養(はや)の庄天正年泊城には湯川式部大輔致春同十三年豐臣秀吉の守護代杉若越前守上野山に城を築居焉慶長年洲崎城淺野左衛門佐氏定城郭を湊村に移し田邊の城と名く元和年已來安藤氏居城せらる

芳養浦　下芳養村迄の海邊の地名所(ところとは)言おはや濱と云

芳養川俗言早川　堺浦名所藻鹽草に載　袖摺巖　堺目石と名く室と日高の界とす　泊城趾牛ヶ鼻　此磯の岩牛の鼻に似たるを以て名く牛の角貝あり

洲崎城趾　西の谷村　潮垢離の濱崇神帝頓宮の趾　城ヶ崎　芋郡　下郡　田尻　林郡　糸田南面山觀修寺

西野　平野　小野　西山　東山　日向　目良目良氏故墟　古屋谿名産の盃石此谷より出柳谷石も同し　江川五十門橋有

小泉　湊郡　新熊野十二社平家物語別當の湛增鷄合の故事一名鷄合社と稱

萬呂(よろ)村　上村中村下村三箇村あり此邊に城趾多し鷹の巣高地初山秋津みな城墟有

秋津村秋津の里　秋津野寶滿寺名所古歌萬葉集に出　岩倉山下秋津名所　雲の森夫木集載按に秋津野に雲を詠歌多萬葉集に岩倉の小野の秋津に立渡る雲にし有はと詠また續千載人の世の習を知と秋津野に朝入雲の定無哉と有り故雲の森の地名あり

入國山名所萬葉　伊作田(いさいた)　左向谷(さかふたに)　伏兎野(ふとの)　温川(ぬるみかわ)　敷村本名王宿村と云　神子の濱　神島名所古歌　磯間の里

名所古歌萬葉諸集神島と共に讀合す

新庄此邊形見浦鹽濱有　跡の浦　朝來(あつそ)村此　古海道熊野大邊地に趾り右の方湯崎へ通路の山越有

野田村　方田　太刀屋谿　鉛山湯崎　綱不知浦名所古歌萬葉集　湯崎溫泉六ヶ所爨籠ヶ岑　御所の芝齊

明文武二帝の頓宮の故跡　白良の濱名所古歌諸集載　千疊敷(ゆき)巖此邊礦穴多し

走り湯　白良の濱の走り湯は磯近なる芦邊の岩間より湧出る歌に詠り土人は目洗の湯と呼　瀨戶

浦桔梗平江つち遠見番所有　藤九郎の宮本朝俗諺志に載一說德勒津の宮　才の村　溝端　高井

平村　富田　芝郡　朝來歸(あつらき)村常燈番有　高瀨　中村　袋浦　庄の川　內の川　富田坂富田坂一里六丁

十九淵名庵青海苔　伊勢谷銀杏の大木有　舟木　安居　寺山　神宮寺村

日置浦　古屋　大野　宇井地　田の井　向平(むかふたひら)　宇津木　玉傳(たまて)　川合　河原　小房　小谷　深谷

久木　西川　伸屋　岡村昔熊野詣古海道岡郡の城趾　八上王子社名所西行法師の歌　愛賀　鮎川

蕨野　小川谷　尾崎　荒光　市の瀨城趾　馬我野　岩田岩田寂昌の墟　岩田川名所古歌諸集に載昔熊野詣の垢離場

念佛の淵　白河の院前生[illegible]髏の柳の根に[illegible]りし處岩田川側鮎川村の近邊旅人往々此淵に臨念佛

高聲にすれは河底より泡涌上るといふ　御所の瀨皇居の故趾

眞砂村庄司の故墟宅地尙存す　嶺　村熊野詣の古海道　瀧尻の王子社後鳥羽帝和歌御會有し處　秀衡の窟

春秋二季彼岸土人秀衡の窟に詣る　生馬(いくま)郡　救馬(すくま)村

甫路　石船　石不利川　石不利川は石船の知毛谷より流出る名所古歌有

熊の川　三栖　上三栖中三栖下三栖三庄有秀吉軍陣屋の舊趾あり　三栖山山家集古家(歌カ)

長尾坂礎道十六丁　水ヶ峠　潮見峠廣野坂下廿二丁　捻木坂此邊天正年の古戰場　芝村鍛冶屋川[illegible]の橋　芝川

「八十隅阪　紀伊國地名勅撰名所集載一説八十隅坂紀伊國熊野路之稱童蒙抄大己貴神哥有不知八十隅阪に隱なんの詠に據以爲冥途黄泉之義世人死後遊魂熊野詣之説本於此」

高原　後鳥羽院瀧尻社歌會峯月照松の題に道方朝臣

高原や嶺より出る月影は千とせの松を照すなりけり

十條峠　近露　楠山坂落合の瀧は和田村の界に在比原の王子歷代帝王行宮(かりみや)の趾近露川に大邊地安宅川の源

野中村　野中の清水(承林長材古歌)　秀衡接木櫻　紅葉の瀧小廣峠　草鞋坂最險岨也　岩上峠　女夫坂(めうと)

熊瀬坂　道湯川(どうの)峠　三越峠　名所古歌右の方赤木越奥熊野の界目とす　岩上坂(俊頼朝臣歌)

三越村(弓手の山路至發心門)　法心門王子社　今は社なし古木の杉立てり

發心門　熊野本宮の大門古は四ヶ所に在東には發心門西は菩提門南は修行門北は涅槃門源平盛衰記に三位中將發心門に着玉ふ上品上生の額を見て流轉生死の家を出て即悟不生の室に入とそ思ひけるとす定家卿の明月記に十五日午の時發心門に着門の柱に惠日光前懺罪根大慈道上發心門と書付させられたり今は大門の趾はかり也千載集に權中納言經房の歌に嬉しくも法の誓を知へにて心を發す門に入ぬる

伏拜(ふしおがみ)邨　碑説に和泉式部熊野詣の月の障有て此地より遙拜ありしより名焉にといふ

湯の峯　湯の峰の温泉は世に所謂古眞熊野の湯と稱する是也湯の峯の藥師堂五間四面昔太閤秀吉の建立と云按に湯峰藥王山東光寺本尊藥師如來は温泉の泡凝成石其色黑し刻て藥師佛座像に造

作昔は此佛の胸の間より温泉涌出也佛の胸間に流穴一つ御光の内に穴二つ有之温泉四坪覓にて湯を引東光寺の庭東の方巖穴より湯涌出を覓にて取之是を上の湯と稱す不斷留湯也温泉の湯口は熱氣甚強く此近邊湯煙立上りて如霧空曇れはなを／＼甚し湯口にて食物を煮或は白米を布袋に盛り湯口に浸し置は暫時に飯と成但諸物の中に大根はかりは煮ても不熟其理會(くわい)しかたき耳

音無の里名所古歌　七越の嶺西行法師歌　咡(さゝやき)の橋名所古歌　音なしの里夫木集古歌　音無川　水源出于七越經小森一本松入大峯川　本宮　本町南北十町西部　寺號は龜甲山大雲寺

第一殿　國常立尊　第二殿　伊弉諾尊　本社證誠殿　伊弉冊尊

第四殿　天照皇太神若一王子と稱す　第五殿　天忍穗耳(をしほに)尊　第六殿　瓊々杵(にゝぎ)尊

第七殿　彦火々出見(ひこほゝでみ)尊　第八殿　鸕鷀草葺不合(うがやふきあはせず)尊　第九殿　一万宮　十万宮

第十殿　泥(うひ)土(ぢ)煮(に)　沙(すひ)土(ぢ)煮(に)　第十一殿　大(おほ)戸(と)邊(へ)　大(おほ)戸(と)道(し)　第十二殿　面(おも)足(たる)尊　惶(かし)根(こね)尊

拜殿　昔大和大納言秀長の建立

按に神代卷伊弉冊尊伊弉諾尊垂跡の地は熊野有馬の庄花の窟に神隱ましましけるを神武天皇五十八年戊午の十月有馬の庄より高河原音無里に勸請し奉る今の音無川の邊本宮の社地是地崇神天皇六十五年に及始て本社證誠殿を造ると有之神武より崇神に至る十代の間は高河原に社も無かりしと覺ゆ此時始て本宮證誠殿を營む年代記に神武五十七年丁巳に諸神始て降于紀伊熊野と書たるは此有馬より高河原の地に遷し奉る神事のはしまりを指て謂なるへく三代實錄に熊野本

宮新宮共に抜くと云事は人臣の位階尊卑を立ことは不同から是は社領采地の差別の稱也古は和漢共に王制に位田と云者有て正一位には正一位の位田あり正一位の宮には正一位の田地を寄らる村名に神戸と云是なり其余祭禮の調度迄も其格相當の祓式行也但し正一位の位田は八十町也五位已上には有位田六位よりは下に無位田なり

福定　兵生　高串　木守上木守下木守　皆地　曲川　市鹿野　大内川慈恩寺　「慈恩寺元亨釋書昔仲算登

天之處　下の川　切原　篠尾　和田　西河　熊野郡　盛衰記金剛兄弟出生の處　八木尾谷

竹の平　谷の口　大谷　澤　小皆　田熊川　下川　平瀬　丘味　北郡　九川　原郡　深谷

小谷　窪野渡　渡瀬　耳打

熊野川　俗に九里八町と云巴ヶ淵と云所は三川の落合の淀と成船次にて此所より纜を解下る新宮迄流に順て雇船あり高山村屏風嶋次に網代ヶ淵見あけ岩撞木山其下に烏帽子岩あり絹巻石は右の方川端の叢山に有巨なる石をいふ屏石折敷岩味噌豆石有左方に楊枝村常樂寺藥師佛は昔し京都の三十三間堂の楊柳の樹の大木の出たる所其柳の切株を以て上躰の藥師尊を刻此寺に安置す地の名も直楊枝村と名く御山有今專ら行はる和氣村美毛登明神名所なり右の方に達摩石左の方に滑か瀧布引の瀧三重の瀧葵の瀧右に犬もとり猿すへり親不知子不知の難所有陸地に火鉢の森骨石右に眞魚箸石如箸二本並立其已前は庖丁石とて有先年の地震の時折て今はなし廻石其形四角なる平岩の上に肝石とて大さ六七尺餘の圓なる石を載たり釣鐘岩は巨巖の根離れ積立たる絶壁の上に峙ち覆はる其下を河舟のり下る也石船といふ物は大なる盤石の舟を仰たる形したる也

田長村にいたれは飛雪の瀧白糸の瀑有飛雪の瀑は水玉空にて碎て吹雪の如く飄り下る白糸の瀑は如縷みたれて落る九里八丁の間に大凡飛泉の數は都合六ヶ所皆奇觀なり

牟婁郡　奥熊野

牟婁郡奥熊野と唱新宮府より東海道に赴く奥路錦浦迄の間をいふなり風土は大概伊勢國に似たれとも壤地甚廣からす山谷險く田畑少く米穀拂底故他國船の運漕を待て養とす故に凶年いたれは米價高直にて諸國の賣米不至土人椎柴の實に世を渡る仕事も盡て忽飢餓に及これか爲に安永年尾鷲長嶋周三見浦三所に社倉を建をかれ窮民の手當に歳毎に一箇所に二百石つゝの救米を充をかる御仁惠の一なり

產物

粳米早稻（わせおめ）和深　南平（あめら）より出　粱　黍　稗　大小麥　大小豆　粟の粉　葛粉　椎實　榧（かや）　蜜九鬼白蜜　蜜蠟

諸（こそ）人參那智船津　相賀　一信按紀伊國續土記に船津村人參植場中新田阿薗新田の間山足にあり命ありて人參を植させ玉ふと云々一

熊野人參世俗御種人參と稱す御種人參根原は朝鮮人參種を官命に依て是を熊野に移し植人參の性尤も宜し漢東人參と名くる物の類と不同凡人參の種類甚多しみな其性を異にす唯此御種人參の傳來のみ本証のものと

一信按に元文二巳年公儀小笠原石見守より酒井秀齋忠雄被呼出此度朝鮮人參於紀州作り候樣被仰渡無滯御渡被成候付持歸入御覽候處於御國所々之御藥園被仰付云々延享二年乙丑八月廿八日熊野人參壹箱初て　公儀へ御獻上之旨　大慧公同年之條に詳記の如し　有德公の台旨により該秀齋は此時二十石御扶持格御庭方勤務植物掛りたり熊野蜂蜜飼育開始を被命

しも此先祖なりしと云」

黄蓮　當歸　蔓荊子　柴胡　蒺藜　煙草名産二郷三浦古里　刻烟草新宮産物　茶新宮葉茶美津浦　上茶尾鷲近年製出す　紫蕨新宮の製

割菜新宮産物　河首烏長嶋　自然薯　青海苔古座浦　石花菜　海羅　紫菜

徐福紙一の名は那智紙今天滿村にて漉之傳曰古秦の徐福始て土人に敎て製紙

花井紙子（けいかみこ）　北山川の側花井村にて漉紙紙子絹新宮城下にて製之

傘紙小々森にて漉此紙　福井筵海野浦古里邊より出　苫熊野山中より織出

燒炭　熊野仕入炭と呼極印如左

○　会　[天]　(八)　[一]　□　仐　因　(大)

「銜（御カ）」綱柏（つなかしわ）　日本紀に盤之媛命（いはのさめ）熊野の御崎に往て其處の御綱柏を取り還と云御綱柏は今瀨水崎の

神主塩崎式部か庭にあり

熊野頰當　武林原志に曰熊野打頰當は昔於新宮作之太平記に見へたりと書に載たり

鎧腹卷　武林原志に紀伊國熊野人左近次に鎧腹卷の作者の名人

天狗箭鏃（ね）　紀州熊野新宮住天狗吉久の作此箭根多く世間に流布す名人天下に聞たり

熊野鍛冶吉久刀鍛冶　入鹿の住仲眞刀鍛冶名人

文珠四郎　文珠の作新刀の中心の銘に於熊野文珠重國と鐫（ほり）たる有之

鯨斬刀　山刀　鯨銛（もり）　天狗燧（ひうち）新宮城下にて作之名産諸方に輸り重寶す

那智黑石　碁石　金村石　玉の浦の玉石　石芝　石柏　姫浦の姫黑石　盔砂

隠水石 妙法山載 里人譚　田並浦の石炭　燧石 前山領 北股村　硯石 舟津村 神の上　化石類

幽蘭　深山幽僻の地懸崖陶其長三尺余なる者有　紐蘭　蕙蘭　石斛　鷂度　濱由布

拾遺人麿三熊野浦濱由布歌童蒙抄公卿大饗献備包鳥足料に用る

米粒つゝじ　楓 玉置山　北山村木 北山川より運漕 新宮川に出　檜　杉　樫　樟板　欅板　帆檣　栗丸太

柴樵木 周三見浦　流樵木 谷々より出る

枝珊瑚珠　寛政年太地浦より枝珊瑚珠一顆漁網に係り出即ち官府に奉る海底の水垢のまゝ枝を不磨株の根のみ磨之其色深紅にして美澤絶品の枝珊瑚珠也重掛目一百廿六匁横巾枝の径り九寸五分竪の高さ六寸六分小枝六七本根圍四寸八分於東都小野蘭山監定して寫眞の圖あり泥珊瑚珠と名けて世に専稱之

諸手船　諸神本紀日紀伊國熊野浦諸手船

鯨船 太地浦 三輪崎　魳船　國初寛文の頃迄も熊野浦の魳船と稱し不斷關東へ運漕し江戸川へ通商し國用を便し緩急に備以爲例

「信按に此事南陽語叢にも載す」

鯨 鯨の形状は鯨志及諸書に委し　鯨肉 白肉 小豆身　蕪骨 新宮の製産物品最宜し　鯨の精　陰　鯨油　油滓　鯨の比禮　鯨骨

鯨牙　まつこの牙象牙に似殊の外奇麗なり雕物及根付刀の小道具に作る　しやち鯨の牙は少し下品也

鰹脯　鹽鰹　鰑　鹽魳 木の下浦　鹽鰆 浦上浦　鹽鰣　輿呂利魚 勝浦　石奈岐魚　赤つべ　熨斗鯊

宇津甫鯊津賀浦　陀留麻鮪水崎　鱶　大鯛　名吉　大鮒鮒田　鱒　白魚

大鱸　請川村の人鱸を執仕方土人淵の上に聚り一同に聲を響し或は船はたを叩き石を擲て驚之鱸驚て瀬に上り或は巖穴に頭を潜を窺て執之大躰鱸長皆三尺余大なるもの六七尺に及

大鰻　古座浦秡川の上月瀬村の湊淵と云所に產す大鰻或は其長一丈許胴太さ尺に及時に干物にして熊野より來る

羚羊　熊野川九里八町北山川の邊懸崖石壁の間に多く產す　羚羊皮　羚羊角

溫泉　二江村の溫泉は湯坪二箇所海邊に近し潮干を待て入湯す

熊野銅山熊野銅山箇所地の名大凡如左

大栗栖山　赤松山板屋村　赤木山　藏土山　高瀬山大河内
二夢山　小淵山　惣多山　堀子山　朴木山
大河內　瀧眞夫　樫原山　佐部山　黑津山古座
尾呂志　小阪山色川　圓滿寺山　田垣內　籠尻
麺谷山　東山　大野山北山領　小森　倉谷小栗栖
大懸山　猨谷　折着山鳥津　湯の口　桐谷山
小吹山　湯の山　付瀬山小舟　烏帽子山　室谷
喜彌谷山小舟　鷹巣　西山　天瀬山和氣　楊枝山永谷
惣房山　大德　灰色山　鎌塚　小口椋井

露谷山　永徳　大谷（楊枝山）　常谷山　大沼
狗子川　音河山　紘谷山（那智）　安谷山　万歳山
大黒山　井野木谷（市野村）　長谷山　伊豆山　芦谷
佐野山　和地口無山　熊瀬川　茄子谷　小鹿子
永尾　池の山　月の瀬山　永野山　平野山
かひばみ　尻尾山　車取山　房谷山　鳴子谷

牟婁郡 人物

伊弉冊尊　諸神本紀に葬伊弉冊尊於紀伊之國熊野有馬邑熊野本宮舊記に伊弉冊尊の垂跡は熊野の有馬村也神武五十八年戊午の十月有馬村より音なしの庄高川原に奉遷と有之一説に伊弉冊尊の垂跡は有馬の花の窟也花の時に花を以て祭之公能朝臣の歌に紀伊の國の有馬のむらにます神の手向る花はちらしとそ思ふ　按に諸神本紀に伊弉冊尊は神の功畢而後遷於淡路之幽宮云

少彦名命　舊事記少彦名命は熊野潮の御崎に往て常世の國に神退玉ふと云今熊野浦水崎明神と祝こめ奉る相殿には大巳貴尊高皇彦靈尊天照皇太神宮を配祀る古へ所謂靜の窟是なり西行の大巳貴少彦名の居ましけん靜の窟はいつこ成らんと有に因て諸國に靜の窟と云もの有之みな巖穴の大ひなる處指て窟と唱ふ古へ神隠れありし所謂天の岩戸と云岩屋と稱するはなか〳〵岩穴の義にあらさるへし神代少彦名命の常の郷に通たるは熊野の御崎の地なるゆへ古へは其處を指て靜の窟と名つけたるなるへし

熊野櫲樟日命　諸神本紀に曰熊野櫲樟日命は大日靈貴命ノ第六男の神なり

高倉下ノ命　高倉下ノ命饒速日ノ命の子也神代熊野の神の天降玉ふ時より熊野の地主神として飛鳥社に祝籠て天香語山ノ命と諡す神宮神倉は高倉下ノ命垂跡の地と云熊野三山共に此神を崇祀る

神武天皇　日本紀に神武天皇南の方に幸行し狹野を越て熊野の神邑に到り丹敷戸畔を荒坂津に誅し玉ふと有之丹敷戸畔は熊野浦の蠻民の酋長にて神武の王化に不服從者名艸部の名艸戸畔か如し王師悉平之

丹敷戸畔　日本紀に所載今丹敷戸畔の窟は濱の宮に在いにしへの錦の浦と稱するに丹敷戸畔か居處の地也荒阪津と云は三輪崎の古名此邊色は千尋の濱と云按するに熊野浦に錦と稱する地三箇所有塩崎の庄姫川の傍に二色浦あり三輪崎濱の宮の古名丹敷の浦又伊勢の界に錦浦有何れもみな丹敷戸畔の因に據か

八咫烏　神武天皇熊野の蠻を征し玉ふ時八咫烏は天皇の軍を導き先驅す其留處今熊野に八咫烏野村といふ一ニ作八咫鏡野村八咫烏の社は新宮城内の鎭主の宮に祟め祀る有說に熊野三山鴉を使はしめとす牛王寶印に烏篆の文鴉の形象を用ゆるは即是八咫烏の緣に由とそ

仁德天皇　日本紀に大鷦鷯天皇は和泉國茅渟の里衣通姫の許に通玉ふ皇后恨ること有て天皇三十年秋九月朔乙丑に皇后紀伊の國に遊行熊の潮の御崎に至り其處の御綱栢を取てかへると有之

文武天皇　大寶元年辛丑の六月天皇紀伊の國熊野の温泉に行幸す柿本人麿三熊野の浦の濱由布の歌をよひ尾捨山名所の歌あり

寛平法皇　年代記に曰延喜五年熊野御幸

花山院　正暦三年釋史花山法皇熊野那智山の瀑布に籠り玉ふ龍神現れて九穴の大貝を献す法皇此九穴螺を瀧壺の底に沈め此泉を飲者は壽して病なからしめんとす歳を經て白河法皇の時此大貝を得んと人を瀧壺に入これを求めしむれとも「欠文」

白河法皇　源平盛衰記に白河法皇寛治四年大治三年熊野御幸三山三度

堀河院　熊野御幸三山三度

後白河院　盛衰記に後白河院本宮御幸三十四度那智山御幸十六度

「鳥羽院天仁二年七月熊野御幸　土御門院元文二年熊野御幸　後嵯峨院建長三年熊野御幸　龜山院弘長三年熊野御幸」

秦徐福　本朝年代記に曰孝靈天皇乙卯の年秦人徐福紀伊の國熊野浦に來と書たり徐福の墓は新宮之町西南楠藪の田畑の間にあり側に七墳あり傳曰古へ童男童女の塚なるへしさいふ蓬萊山といふは飛鳥社の境内徐福の祠より一町脇の川端に有巖山の名なり

佛　眼

裸　形　那智山旧記に云佛眼裸形二上人は那智山の神僧瀧禪定修驗道の始なり昔し瀑布の下に禪坐解脱して二人共に不知其終處

別當敎眞　熊野別當敎眞は中將實方の末孫也妻は六條判官爲義の女生田邊新熊野別當湛僧及新宮十郎藏人行家等

「新宮十郎藏人行家は源爲義の子なり敎眞の子といふいかゝ尋ぬへし」

文　覺　遠藤武者盛遠出家して自ら稱文覺東鑑日紀伊の國有田郡石垣の庄は古右將時爲高野大塔造營奉行之賞賜文覺訖云々文覺上人熊野那智山に入瀧壺に身を浸し荒行を修し神變を現す事は稗史に見へたり

新宮義盛　熊野の別當敎眞の子源爲義の孫也初の名は新宮十郎後に義盛改名稱十郎藏人源行家叙備前守與右大將賴朝不和にて源義經と共に都を落て大和國にて自殺す

一　遍　藤澤寺一遍上人稱遊行後宇多院建治元年熊野本宮の神勅を奉(うけ)て決定往生の符を衆生に頒與(わかちあたへ)て時宗を立本朝年代記に載

別當定遍　太平記曰紀州熊野の別當定遍は官軍に與す

小松維盛　平家物語に三位中將維盛は壽永三年三月熊野浦山成島にて入水削木辭世也の歌を書付

生れては終に死てふ事のみち定めなき世にさため有ける

又一書に

何事もみな僞の世の中に死る計りそ實なりける

とあり昔の山成島今は金か島といふ維盛の太刀を海に墮し入たる處土人は今太刀落と其磯の名を呼源平盛衰記に平維盛は死と僞り那智山の奥成る香の畑と云所に隱ると有之土人の口碑に平維盛は藤綱と云要害の地に潜(かくる)と云今色川庄大野村楞嚴陀(けんとん)は小松維盛の墓所此寺に平家の旗三十流幷に刀劍の類多く納り有之熊野の住人色川黨みな此余裔といふ

竹原八郎　熊野竹原村住人大塔宮熊野落の時竹原八郎其在所に迎へ請入奉り大和十津川の殿兵衞と牒合せ此宮の利運を開かれし事稗史に出

「竹原八郎の事は太平記に出て日本史本朝通鑑その證分明稗史に出るさはいかゝ」

有馬和泉守　家世熊野有馬七郷の主也勢州界錦浦迄自古領之和泉守無子外甥河内守を養て爲子其後妾生男子寵之養子河内守を疏す養父子の間不和遂に河内守を毒殺す於是家臣不服一族離散す其頃新宮の禰官堀内強大にして人心歸服す有馬家の亂に乘して軍を起し有馬和泉守を滅し其領地を奪ふ

堀内安房守

堀内若狹守　家世新宮の禰官先祖は熊野別當敎眞也滅有馬氏領熊野地至伊勢界錦浦擁地大凡六万石許り元和年嫡若狹守行朝大坂籠城の咎に依て采地沒收せらる若狹守か弟堀内主水鵜殿藤助兩人相謀りて天樹院殿を自城出まいらす其忠節に因て勸請有親屬の罪科を宥められ追放せらる

「堀内氏は關原の時石田に與し家滅ふ猶尋ぬへし」

「武德安民記附錄の卷一逆徒志州鳥羽の城主九鬼大隅守嘉隆は城郭を堅くせり其子長門守守隆と闘を挑みけり關ヶ原の敗軍を聞て力を落し壘を避て紀州熊野へ落魄す依て援兵紀州新宮城主堀内安房守氏義（二万七千石）も行方しらす成ぬ又東遷基業卷十九志州鳥羽城主九鬼大隅守嘉隆は鳥羽の城に於て關ヶ原の敗れを聞て堀内安房守を本宮に歸し（中略）紀州新宮城主堀内安房守は鳥羽の城を出て新宮に歸ける桑山法印其比紀州和歌山の城主なりしか其子修理大夫同左近太夫を呼て我

は此城を守るへし兩人急き新宮の城を攻落し内府忠節にせよと云付らるゝにより手勢千余人を率し新宮へ取かくる杉若主（一本殿）頭も桑山兄弟も一手になり東西より城を圍みけり堀内属兵を下知して防しか輝元長盛等の大老奉行を始め味方の諸將内府公へ降參するよし聞へけれは堀内今は是迄也と城を渡し熊野山下に籠居しけり其後御糺明ありて一命は助られけり今按に關原大歪日已後大坂籠城して城陷て後本國に歸り安房守は道也と名を更て父子共に病死しけりと云々右の如く言へは元和年采地沒收の說は何に據られしにや不審」

堀内主水　安房守か次弟浪華忠功有に依て幕府に徵出され采地二千石賜はり子孫今東都に奉仕

鵜殿藤介　堀内安房守か三男也元和年大坂忠節に因勸賞として鵜殿浦采地千五拾石を賜はる元祿十三年藤介の子石見守坐事領地沒收せらる鵜殿氏の家名斷絕す

有馬主膳　堀内安房守の末子有馬家の名跡相續

堀内右衛門兵衛　堀内安房守支族

色川盛重　名は庄兵衛家世色川の住人平維盛の裔といふ

色川三九郎

高尾攝津守　天正年熊野中湊城に居る平氏の餘裔

高瀨原帶刀　熊野七人武士の内古座浦の住人國に栽

和田庄司　河内國楠氏熊野浦住人

小山助之亟　西向浦に住す室郡七人鄉士秀鄉の裔といふ

永田正政　堀内の世臣家臣世永田村に住す儒林永田善齋の一族なり

永田治兵衛

永田友右衛門

楠　加兵衛

太地五郎右衛門

芝　次郎左衛門

釋　仲算　元亨釋書於那智山之瀑下嘗講般若經示懸水逆流之異

僧　永興　永興は紀伊牟婁郡熊野の人嘗入山見枯死骸骨歷歳不朽常に誦經文不止舌尚存載于靈異記及元亨釋書

釋　陽勝　元亨釋書に釋陽勝學得仙術入紀州熊野山登天偶於松本嶺相逢獻山之舊友

牟婁郡名區

田邊府より富田に海邊を往奥熊野に赴く大邊地踰と云安宅川を渡り大江間川周三見(すさみ)老津江住里の浦和深(わぶか)田子在田二色浦閹川姫浦神の川吉座浦に距る大邊地と名く

安宅(あたき)　安宅某の城墟安宅川水源は自近露流れ來る

太江間川　火解坂(ひとき)俗佛坂云　爐野　居瀆(あこぎ)　名立　辻野　口ヶ谷　海上十八町沖稻積山あり　中島

周三見　城趾馬轉坂浪越坂自此大邊地閹川迄四十八坂越といふ路嶮也

口和深　和深山名所西行歌土人は風折山といふ　見老津長井坂　市鹿野(いちかの)

大郡　小川　江須崎　江須祠撞木山名所古歌花山院の御製

三熊野の浪の立ゆふ江須崎はなかめにあかぬ蜑のつり船

大津木（上津木　下津木）　吐生　防已　小川内　里の浦　江住　和深「津」（一本浦）　竹垣内　柿垣内　江田　田子

古屋　中の股　上露　下露　在田浦　合川　佐田　大瀬　大鎌　二色　袋湊　東雨　二部

田並浦（石炭を出す）　䦨川　里川　日空　姫浦　姫川　串本　住崎　上野浦

出雲崎　出雲崎の淺木明神は祀素盞嗚尊此神は出雲國より勸請するゆへ地の名とす土人說に曰昔奇稻田姫素盞嗚尊相共に紀伊國熊野浦潮の水崎に到る此地に姫浦の名有由緣也伊串䦨川串木神の川皆奇稻田姫の舊趾なり古座浦卽神座浦也といふ愚敬按に此熊野の地は天地關兩尊の垂跡神代の其昔諸神多は此地にみそなしめ玉ふなるへし

潮御崎　水崎の神社は少名彦大已貴天照皇太神高皇彥靈尊配祭る

「續日本紀曰孝謙天皇天平勝寶六年春正月入唐副使從四位上吉備朝臣眞備船著紀伊國牟婁郡潮御崎」

靜の窟　旧事記に少名彦名命は熊野水崎に往て常世の國に到り玉ふ其神退地を靜の岩屋と名く万葉集歌に大已貴少彥名の居ましけん靜の窟はいつこ成らん是は靜窟は何處と定たるにあらさるを明す也世俗は大ひ成岩穴にあらすんは窟と不思熊野潮の御崎に岩穴無き故に疑之耳此所少彥名の神退玉ふの地に因て是を靜の窟と名く全垂跡の地不有疑

水崎背　海上に出ること三里餘此處潮の上り下り時として變る但し上り潮に漁獵する者魚多く下

り潮には魚を獲る事少し浦邊の人占候とす

一の島　けとう巖　銼嶋岩　大倉ばえ岩　米粒巖　瀬島　橋杭村　海濱數千本如橋杭並ひ立海上

に出事三十町餘　高瀬　閭野　西向浦城趾　大柳　鶴野　南平村早稲を出　大嶋　樫野浦

須の浦琵琶島箱島　古座浦　城墟古城山青源寺郡監の官舍あり　中湊　古座川　川長四里三尾川迄上

り艜有運漕與直砂村に至る一名は枝川と呼　高河原古座川の右手　古田古座川の左手

鹿生寺　空海開基弘仁元年庚寅九月十五日重疊山守護所弘法大師眞跡の額空海　按に重疊山鹿

生寺は弘仁庚寅の歳草創す伊都郡高野山に先達事七箇年前眞言道場最初の地也土人の古諺堂後

の石崖に銅瓦千枚を埋む

池の口村　宇津木　才の谷温泉有深山幽邃の地故世に聞へす日本諸國の温泉都合二百三十八箇所

其一箇所也　月の瀬　月瀬村の漆淵に大鰻を産す秡の宮行場

川口　一雨　直見村　中崎　海尾　海尾村瀧の盤は一枚石（九百）九十九穴　猿川　山の手村

立合川　相瀬　相瀬ヶ嶽大盤石は魔界時々鼓の聲を聞と云ふ石の上常に巨人の足痕を視

日南川　藏土村銅山　三尾川古座川より上り船此所まて道程四里　大川村　眞砂村　古座川此所

迄川船あり

長追村　佐木　添の川　深谷　西の川　平野　根倉　追川　栗垣内　中の川　松根　猪の谷

田川　大桑　色川　山の手川　樫山　直柱　樫原　坂足　大野那殿陀は平維盛墳　日垣内　下川　上郞

和田　五味　九川　津賀　下田原　浦上浦　上田原　粉白　玉の浦玉石を産　下里　上里　和田

庄村　八咫烏野　一には作八咫鏡村昔八咫烏導神武天皇軍此處に留る因名焉（日本紀神武紀）　尾捨山
和田村大泰寺の後の山名所柿本人丸の歌　小匠　高遠井　築紫村　長井　中の川　橋の川
市屋　大居　二江（温泉三坪）　湯本太地浦　鯨突獵師漁家多し維盛濯身の浦と云東明崎崎寒取崎筆
島帆立島風無島綱切島「綱切島者補陀洛渡海の舟自此處解纜而放故名之」
勝浦　維盛の太刀落と稱る所有　金ヶ島　平家物語所謂山成嶋是也昔三位維盛入水の時木を削辭
世の歌を題せし處
補陀洛寺（在那智庄濱の宮村）　妙法山　妙法山上生院阿彌陀寺は自那智山道十八町登る山中に四方淨
土と稱骨堂一宇諸國熊野詣の人此所に死骨を納む世諺に世間に亡靈熊野詣すと云事此說に據る
「普陀洛寺者僧俗詣補陀洛山渡海之處旧記傳焉
東鑑曰貞永二年五月廿七日記云去三月七日自熊野那智浦有補陀洛山渡海者号智定房下河邊六郎
入道秀行法師也彼船自外以釘打付無一扉不能日月光只憑燈油幷三十日程食等僅用意云々」
天滿　天滿那智の瀧の下流至此入于海天滿村にて那智紙を漉（すく）　平野（銅山）　三輪崎（古名丹敷浦　鯨突漁人多）
濱の宮（一名渚宮）　千尋の濱丹敷戶畔の祠　「濱宮一名渚宮或作哭澤社幷蛙抄曰渚森哭澤の森同紀伊
國名所也日本紀伊弉諾尊啼泣淚化作森處謂之哭澤神社歌林類聚曰檜隈女王怨泣澤之歌（万葉第二）
荒坂津　日本紀神武帝誅丹敷戶畔乃處荒坂津は今濱宮の地なり
那智山　山門の額は日本第一大靈驗所熊野三所大權現
第一殿　瀧の宮　大已貴　第二殿　國常立

證誠殿　伊弉諾 伊弉冊 兩尊　　第四殿　事解男ノ神
第五殿　天照皇太神　稱若一王子
那智山觀音堂　本堂五間四面巽方に向西國巡禮禮序品札所
那智瀑布　瀧の長一百八間餘　一の瀧飛龍權現　二の瀧如意輪　三の瀧布引名所古歌あり　山家集に三重の
瀧おかみける歌に身に積ることはの罪もあらはれて心すみける三かさねのたき
花山院皇居跡　續千載集に花山院御製に思きや草の庵の露けさをつゐの栖家と賴むへしとは山家
集に花山院御菴室の跡に年ふりたる櫻の木侍けるを見て栖家とすれはと詠させ給ひけん事思ひ
出られて木もとに住けん跡を見つる哉那智の高根の花を尋て　西行法師
劔淵　昔神劍の天降りし處劍ヶ淵と云那智寶藏神劍の銘字は國初の儒官永田道慶か書裝劔の修
治は金銀細工鞘は赤銅沈金雕の龍
瀧の千手觀音堂　堂側に龜山院の卒都婆長六尺弘安四年二月晦日太上天皇恒仁初度と有古物の木
牌は寶藏に納む
如意輪堂　瀧壺より出現の如意輪(闕)浮檀金佛堂内に安置
宇久井維盛衣掛松　狗子の川　伊關　河關　市の野　木の川　高津氣　目覺山名所目覺山高根の松
佐野　古は作狹野日本紀に神武天皇越狹野到熊野邑とは此所なり佐野の地名所々に見えたり雪
を詠するは上野國佐野の里或は大和三輪佐野の邊千鳥を詠熊野三輪か崎佐野のわたり夫木集定

家卿の歌に三輪か崎夕塩させは村千鳥佐野のわたりに聲うつる也又冬の日をあられふりはへ朝
たては浪に浪越す佐野のまつ原

新　宮　王代一覽記に曰景行天皇五十八年建熊野新宮　熊野邑（一曰新宮村日本紀に出）　十二社（本宮十二祠）　玉井
の橋（名所古歌）　飛鳥社　祀（早玉ノ尊饒速日尊高倉下ノ尊）　延喜式授熊野速玉男正一位

徐福祠　飛鳥社境内に有林道春か神社考に載秦人徐福祠熊野新宮に崇め祀る
昔明(みん)大祖皇帝問日本僧絶海に秦徐福事僧絶海答太祖皇帝の詩は右神社考に見へたり

蓬萊山（河端の巖山の名）　徐福（基（墓カ））（城下町の西南畑中に有）

新宮城　此地古の名は新宮郡保元年熊野の別當敎眞新宮十郎藏人義盛等熊野別當職代々居焉中古
有馬の庄有馬和泉守天正年堀内安房守慶長年堀内若狹守行朝元和年已來水野家居城

神倉山　舊記曰上古は熊野の地主神高倉下命垂跡の地と云今は觀音愛染明王を安置し是を龍藏
權現と崇祭る佛家に所謂天龍夜叉或は飛天夜叉皆俗に云天狗の事也石壇重疊迄六百級登事三町
余堂有雕鏤(ほりもの)飛驒の工(たくみ)自古一度も回祿に不罹此所也續古今集の歌三熊野の神倉山の石たゝみのほ
り果ても猶祈る哉麓の自比丘寺牛王寶印の神符をいたす

八咫烏祠　新宮城内鎭守の社

「宗應禪寺号之熊野新宮寺有緣記存焉　東仙寺傳云昔源爲義朝臣息女鳥居禪尼所創造」

田長(たあて)　能城(のしろ)　高田　畝畠　大山　鎌塚　赤木　瀧本・　椋井　小口　大雲取　本朝俗諺志に熊野大
雲取怪穴の説　小雲取　東郡　日足

東敷屋　楊枝　京の卅三間堂梁木の出たる谷楊枝村常樂寺藥師は七躰柳の切株にて造之靈驗著し
銅山今專ら行はる
大津荷村　和氣　美毛登明神名所古歌美毛登村後白河院の旧跡　請川　淵に大鱸多し
皆瀨川　田代　靜川　野竹　高山　小津荷　西敷屋　川合　下木　九重　音川　宮井　四襲
小舟　小舟村より北山川島津迄河船道程三里運漕上り船あり　花井名產花井紙子　百夜月村
湯の口　天領此所飛泉あり　竹筒　島津此邊迄川船通　大川內　板屋　小川　大栗栖　大栗栖越嶮し此
邊入鹿庄名匠刀鍛冶入鹿住仲眞自此所出　小栗栖
天の川　檜平　木津呂　玉置口玉置山楓樹多し　丸山　桐原　畑谷　尾川　長井　赤倉　粉所日暮坂
長原　神野橋谷坂　柳谷へとち坂　大井谷　桃谷　寺谷　上番村　神の山光福寺平三位維盛創立　野口
佐渡り　小阪村山越難所　大股　小股　片川　風吹燈　赤木　大倉谷　長尾　平谷　荷倉　北山
大沼　下尾井　小瀨　小松村　下瀧　竹原　太平記竹原八郎迎大塔宮大和十津川殿兵衞と相共
に宮方に與せし處　花知大塔宮古墟　七色和州十津川に通
高原　湯谷　神上　野口　和田　上野山尾呂志庄長德寺　皆の山　小坂　神內　井田　引作　中立
永田　板の松原　西の原　高岡　大里　井內　平尾井　淺里飛雲瀧高十八間　檜杖　御舟嶋古歌載夫木集
鵜殿水傳磯　鵜殿氏元祿十二年家斷絕釆地上る　成川　成川船　新宮城より伊勢路東海道に赴く要
路なり
鮒田村牛鼻社　鮒田入道の跡產屋の楠と云大木長高十三間圍り九尋寛政七年四月野火に燒　阿田和

上市木　下市木　志原　久生村俗に作串屋村　有馬諸神本記に伊弉冊の陵花の窟玉ゝ窟　金山郁安樂寺東安寺　井土城墟
池部　木の本浦　城跡或云木の本浦一作鬼の本浦　大泊清奉寺　小泊　田村麿の觀音堂大同二
年建立芳淸水寺　大引　波田須　古は作秦住昔秦の徐福失賀の磯に着岸す木の本浦山中に疊堂
といふ處石崖有徐福の故蹟　新鹿
二木嶋城趾一は作二鬼島　遊木島或云遊木は門鬼島なるへし　曾根浦城趾曾根太郎亟曾根次郎坂上り下り甚嶮し
里の浦　甫母浦　梶加浦　須の浦　楯ヶ崎名所古歌芦主家集　加田　古江浦　小浦　三木浦
城趾有一作三鬼　小脇　早田浦
八鬼山　八鬼山踰は三里毎一町標石を建佛像を刻む八鬼山の頂秋冬晴たる曙に駿河の富士を見る
峠に日輪寺といふ荒神堂一宇有　盛松浦　九鬼浦　城趾あり　長柄　小口　小濱
行野浦舊の名松本　「行野浦古名松本元亨釋書仙者陽勝遭叡山旧友之處熊野松本是也」
向浦　九鬼向井古は伊勢の國に屬す著聞集に熊野立の海賊船に幕引まはし楯突たりと書たり昔は
此邊の武士東海道の舟路に關をすへ熊野詣の船財を奪はんと皆海賊の挊をなすといふ九鬼向井
黨はみな甲州武田家の海賊衆也
「舟手の人を海賊衆といふ盜賊の類とは聞へす九鬼氏は甲州の海賊衆にはあらす猶尋ぬへし」
矢の濱浦　尾鷲浦　勢州海道繁昌の地家數最も多し豪富の商人あり矢の濱より野路村續き奥熊野
の一都會也
便の山　粉の本　舟津　上里　中里　馬瀬馬子背坂　三浦　海野浦　古里　引本　白浦

長嶋　城罏人家數千軒新町本町あり佛光寺の流死塔は寶永四年丁亥十月四日の地震津浪士人多く漂沒流死數千人の碑志を建　小山　天満島

勝浦安樂寺觀世音　前山北股谷　中切　大原　十須　江龍　錦浦名所西行歌　二郷　熊野自長島伊勢兩宮迄行程十六里自二郷伊勢の國大内山荷坂越迄二十町

十寸穗の薄卷之四終

信按に此編口奥兩熊野の産物人物名區を各分記す然れ共口熊野名區中に熊野川を記し奥熊野名區中に周二見那智大小雲取等を記し區分錯雜混合不鮮且奥熊野記事甚粗也蓋し編者意訂正補記にありしも遂に果さゝりしものか

紀若誌

序

管をもつて天をうかゝふははるかにへたつ間も有へし予か小さき眼には住馴町内さへ西も東も霧かさみ見へねは蛇の恐れなく爰に紀の路の町〳〵には名所名物數多あらん中に纔に見覺聞及しをあけて紀街の詠めをしかいふ

たつの　葉月　　紀　束　怒

目　錄

五行の辻　一文字の軒　水牛池水牛屋敷　屋くら屋敷　小町か芝

宇治のこたま　宗光の亭　すぢかい橋　屏構の町家　両開きの路次
町家に瓦腰　大小屋根　まんじか辻　酒呑の墓　唐人の墓
檜垣の燈籠　御神酒坂　上下町　夕霧の墓　連理の松
惠美壽松　龜か坂　柳原の墓　淸水屋敷　神子池
めかれ池 八方ヶ辻　石もちの木　かたとびら　業平袖摺松　はんずい和尚墓
原見坂　東向の墓　仙女か谷硯　扇か芝　辨慶の足跡
三年坂　みさきの堂　おんばばし　右近の橋　やいとばし
千鳥の松　馬骨　几橋の亭　みなみ枝の松　車よせの玄關

五行の(街)[辻カ]　敎仙橋筋行あたりの辻をいふ

暫く爰に杖を休らひ候中間町の淋しきには迷途の道有と心ほそく金屋町のたゝらを見ては町筋にはなをも貸とき阿彌陀寺の經の聲中津筋には不動そん西の方にかゝりし橋は無妙の橋歟とうたかひしも只おのれか心より迷ひぬれは

六道のその一すしは胸にあり五行の辻てまよひ給ふな

一文字の軒　欠作片かわ町に有

此軒すしは　御上よりの御普請にて東にし三丁余りの間軒口一文字也

軒口は只一とすしの丸木立ふしんは殿へかけ作りかは

水牛池　大手御門の外に有

水牛屋敷　　同所内に有

昔御拜領の水牛を飼し所也今は池にも草おひしけりていとゝすさまし
　内外に池と屋敷をおふ手口今は水牛いけ〳〵にして
　屋くら屋敷　本八丁目兩角に有

其由來をしらす昔は爰に絹布を織し由織子共の口かしこきにまかせ
　手八丁口八丁に願ひしか町に珍しすみ櫓かな
　小町ヶ芝　同六丁目七丁目の間横町有る

小野小町此芝に腰打かけて休らひしといふ
　七小町はつれてちよつと横町に小町か芝し跡たるゝかも
　宇治の谷響　布經町北に有此邊を長堀ともいふ

此邊にて大音に呼われは何所ともなくこたまする也
　堀なきになと長堀と呼われはおなじ返じは相も川原ず
　宗光の亭　傳甫三浦長門守殿下屋敷の物見ないふ

遙に北山を見渡し物見の正面に上田宗光の松見ゆ
　物見から先北山を三浦殿むかふにうへた宗光の松
　筋違橋　御坊東町と北町との堺にかゝりし石橋ないふ

此筋は毎朝御坊朝事參りの貴賤老若行かふ人のたへまなし

下戸上戸まぜて朝事に御坊とはすくなる道にすぢかいの橋
　塀構の丁家　　　　　御坊裏門前和泉屋何かし家

此家に忍冬酒といふ名酒を作る西北の角腰板の塀なり
　年ふりて腰いた塀やにんどうの酒のきゝめは人や知りつゝ
　　兩開きの路次　　　　東かじや町南かわに有

此所は中古御肴屋何かしといふ者西の店に住居して此兩開きは裏門にて有しよし其後御用有りて
家もみたれぬ
　ひれふりし御肴やさへ干上りて表も裏も兩ひらきとは
　　町家に死腰　　　　元博勞町八百屋何かし家

其理りを知らす
　丁人の家には余程かわら腰はくろ町故馬もつなきつ
　　大小屋根　　　　寄合橋東かた原の家小屋根格別大きし

石切屋瀨戸物屋呉服店新屋質屋酒屋等みな〳〵富める丁人なり
　賑はしうつゝく軒はの末長ふ石屋の濱にかたき家建
　　まんしの辻　　　　湊御小人町道場の辻といふ

東西南北卍の如く出來たり
　一と角に其艾屋のきゝめよく万治の辻といふも理り

酒呑の墓　　道場町行當り海善寺内に有

酒呑道心者存命の内に立置しといふその臺座二重にして平樽重組盃等を石にて作り其上に佛をきざみ彩色を入甚りつはなり

願ふ樽五升や重と盃にうかむ佛は酒如來かな

唐人の墓　　同所に有

昔李梅溪といふ唐人來朝して此國にとゝまり手跡甚見事にて今以て所々に殘れり其子孫次第に繁昌して當御家中にて重き役儀を勤られ李何某といふ

唐人のはかなき跡も此國に殘るは筆の德としられつ

檜垣の燈籠　　上すじ小畑何かし所持

此小畑何かしは先祖より小皷の家なりしか御上より檜垣の御能被　仰付相勤歸る道にて幸ひ頂戴の御銀にて石燈籠を求められしに銘に三十三回忌と印せりいかなる燈籠やらんとおもひ居られし所去古人是を見てあら珍らしや是社檜垣の燈籠なりしと云れしより彌秘藏して今に所持せり誠に御祈の意味ふしきなる事なり

燈籠の火かきへるとも其銘はきえす朽せすあつかるひのと

御神酒坂　　上すじ少し北に有

西上町より東町へ行當り左の方に見ゆ

行當り左りあかるといふゆへか酒氣かあるといふ說もあり

上下町　　西長町筋北に有

此所の説様々あれともいつれともさたかならす高き所を下町といひひくき所を上町と云ふ
戀ならて上下のへだてなき町は誰かふみわけたいろ色の道

夕霧の墓　　吹上寺内に有

可愛男に大阪の節季師走の浪人と下りふじやの伊左衛門其名は今に末廣き扇屋の名霧か身請もすんてさつはりと心よし田や喜左衛門きほいかゝつて是は妙〳〵妙順殿のさはきわきつい吹上寺
うしと見しなかれの身にし夕霧かきへても爰に伊左ないし君

連理の松　　有田屋町光明院寺内に有

昔此所は　上々樣の御屋しきにて有しよし其節松の銘を給ふといふ
境内に有田屋町の松か枝は連理の契り千代も八千代も

惠美須松　　牛町土佐屋何かしといふ舟荷問屋の裏に有

此所は古しへ蛭兒明神の境内にて有しよし神木なれは俗家にさわる事あたわす毎年蛭兒社より枝葉拂といふ尤此邊は漁場也
舟賃のしきりに笑ふゑひす松釣ため鯛といのる海士人

龜か坂　　同所湊大雁木をいふ

此所へ例年十二月大晦日の夜龜浮みて彼神木を目當に蛭兒明神を拜するといふ
大三十日やみ雲うかむ龜か坂ひるこの松を目當して置き

柳原の墓　御通町西要寺内有

何の謂かしらす瘧を煩ふ人此石塔を繩にて括り祈る時は忽ち其苦しみを失ふ事妙といふへし

繩かけて世話を頼むはきやくならん斯したわけは何のおこりそ

清水屋敷　出口中の丁西に有

美濃部何かし屋敷に昔より清水わき出て隣家戸口何かしの屋敷を通し西の畑中に流す

美濃部より清水流るゝ屋敷かけしはし戸口に立となりつれ

神子池　東長町二丁目に有

此所は　東照宮の神子吉頭か池也此地へ近邊より多くはき溜を捨る其庄々の立腹尤とはいへとも

昔よりちりにましれし神なれは吉頭何のたくせんかある

眼かね池　八方か辻　吹上松原中に有　同所池のかたわらに八方への辻有

此邊り毎夜化粧の物多く出て眼かね池を鏡とし白粉あつく白壁をあさむき行かふ人の眼をおとろかしぬ

松かけに眞白見えしめかね池八方へ引く辻君の袖

石もちの木　吹上妙法寺の内に有

石塔の臺石をつらぬきもちの木段々大きくなるにまかせ臺石をもち上けたり

妙法の功力て石をもち上けて是宗門のたゐ木といふ

片戸ひら　吹上石野何かしの屋敷に有

古しへ岩出　御殿御拂の節此屋敷へもとめしといふ

ゆるきなき石野屋敷の片扉わけは岩出の御門成らん

業平袖摺松　　　吹上蔭山何かし屋敷に有

昔在原業平ゑもんの袖を摺しといふ今は大木となり庭の詠め甚よろし

昔男袖すり拂ふかけ山の松葉ひろふや今の男が

ばんすゐ和尙墓　　新堀萬姓寺の内に有

其由來をしらす齒を痛む人此石塔へ箸を献し祈る時は痛み早速にやわらく奇妙長ひく

石塔のさく／＼汁も喰へそふにばんすゐ和尙奇瑞たちまち

原見坂　　　禪林寺門前に有　せんりんし坂ともいふ

眼下に廣き原を見下し月見杯の景色至てよろし

さわりなふ原見坂にてこもち月最中の月やいさよゐとほめ

東むきの墓　　　感應寺の内にあり

渡邊何かし墓也誠は西むきにて花筒水盤等西の方に有れとも石塔斗東へむく幾度直しても又東へむく也其由來をしらねとも今もつて風雨の夜には石塔もえふすぼり有

西風は極樂くさく思ふらん東風むゐて居るかたき武士

仙女か谷の硯　　　堂形山岡山にあり

委敷事は岡山仙女物語に見へたり依而爰に略す

海も有岡山に有硯石筆をとりては長き斷り

扇か芝　　同所少し北に有

其形扇の如くかなめの所に松有なりかなめ松といふ

扇にて芝う〳〵と招かれて爰に松とはかんしかなめか

辨慶の足跡　　西の丸の外と高石垣に有

いかに辨慶　御前(ワキ)に候抔とことさんてもする時は（座）(塵カ)中へ踏込へし是等は誠に童に啐たまませ

し物なるへし

辨慶も高石垣の手傳は七つ道具の國をしたふて

三年坂　　切通しの東御堀端に有

此所にて轉ひし者は三年の内にかならす死すといふいかゝいふへし

折助の灯ちんきへてしんのやみ坂て轉んて是はさんねん

見さきの堂　　岡の谷松生院の堂をいふ

いにしへ八嶋壇の浦に有しか兵亂の時海へ流され當國へ流れ寄しを此所へ取立しといふ尤飛驒匠

内の作也漂は（へ）(一本く)せし印には柱桁等は舟虫喰ひし跡有

ここもかもらんこ八嶋にくたけてもたくみかよさに爰へきの國

おんぼ橋　　廣瀨紺屋町横町水道に掛りしいた橋をいふ

昔此邊に年經る老母の有しよし夫故おうば橋といふを誤りしものか

百とせを過ぬる老母もいつしかに隱穰（おんぼう）の手にかゝるはしとは

右近の橋　同所町奉行丁村田何かしといふ屋敷に有

其由來をしらす今に毎年禁庭へ獻上に備といふ

きの國の色やうこんの橋は愛の家に九重に有り

やゐと橋　一里山丁井溝かゝりし板橋をいふ

此道は三墓の通ひ筋にて若山の葬禮皆此道也

一生の齋治おさめや三墓まで行かぬ道にて灸はしとは

千鳥の松　南舟場一丁目裏川岸をいふ

川へのそみし松也古木と見ゆれともあまり大きからす時鳥ともい（つ（へか））とも誠は千鳥の松のよしよつて此邊を千鳥の濱といふ今以て同丁に住すくろ岩道碩といふ醫師の方に委細由來有よし毎年禁庭より御歌下さるといふ

濱千鳥京より歌をまつ常盤色葉榮へよ愛をかし端

馬　骨　鍛冶橋詰橋本何かしの屋敷にあり

門の梁に有其由來はしらねともたゝ白骨のみそ殘れり

馬頭らしき其戰の手柄には馬ほね折し印なるへし

九つ橋の亭　水野美濃守殿屋しき東角物見をいふ

此亭に上れは南北西に九つ橋之内先南の三つ橋は大橋より模様よく紺屋橋の河岸に軒をならへし

薪屋に割またかりのきたいよくかじ橋のたえまなくにしより舟の北中橋魚水あけのいそかしく爰に田舎の京橋は見附御門の美々敷く堀詰橋は門前に雜賀橋木遣りの聲や引綱に鈴丸橋の音もたえす神もいさむや御伊勢橋の亭んちちん

河筋や水のなかれの面白く美濃有様そ豊かなりけり

南枝の松　鈴丸丁龍源寺の境内に有り

此松南へ斗枝をふらし古木なり此松か枝の朽穴より大蛇出しとて多見物に行し也

龍源の文字によりてや大蛇をみんな見にきた松か枝の穴

車寄せ玄關　水野飛驒守殿屋敷に有

太田滿中公の玄關を引しよし式臺は敷瓦にして破風にはこかねの鳳凰を付たり

玄關は多田其儘に車寄せ水の流れにおもだかの紋

またまた愚眼のとゝかぬ所多かるへければ

秋ののやまだ耳ほしき虫の聲

車寄玄關の事　信水野大炊頭 土佐守忠英後嗣 後忠幹と稱す　君に聞く處あり曰く大和大納言秀長卿か若山城の玄關にて殿中□の引手は瓢簞形にてありたりしと語られたり

按に秀長卿は天正年中秀吉公より紀泉兩國七十万石を賜り台命により岡山吹上の峰に城を築く臣桑山果報院重晴繩張をなし天正十五年より城代として居住すとあり即ち秀長卿の城郭なるを以て紋章瓢簞を用ひしならん

正しく所有氏の說正とすへし多田滿中公の玄關といふは訛傳なり

南紀德川史卷之百六

臣　堀内信編

郡制第十八

地士錄一

緒言

竊に按るに紀州の國たる群雄所在に割據の處天正の亂に悉く敗亡其胤頺黨與民間に蟄伏の者多し皆土豪名族の殘裔なれは慰撫永く祖先の祀を絕さしむへからす然れとも戰國の餘干戈に慣れ余燼再燃の虞なきに非れは實力位置を與へかたし又江戸に傚はせられ藩士は上下擧て若山府下に在住の制なれは遠近の各郡土着の武士なく緩急變に應し難きの缺あり故に御入國の首に三人の地侍を徵辟山川地理風俗民情郡治旧慣を審にし直ちに此三名を代官に命し隨て土豪武邊者の由緒事歷を糺したとへ拔群たり共藩士に擧けす特に地士となして鄉里に在住人馬兵具を畜へ所謂土着の士たらしめ平素は農事に服し他國旅行等には藩士の資格を免し又年賀引見參暇迎送等の特遇を與へられ封內巡視の際には近く扈從を命して地理先導民情諮詢の用に供し若し事あるの時は急遽變に走らしむされは各郡地士の配置は一つは以て右族豪士の心を收攬慰撫一つは以て不虞に備へ給ふ郡治の政畧に出たるものにて措置の妙至れりと云ふへし治平年久しきに隨ひ國費經理の点より獻金應募資格購賣に類する流弊を現出したるは勢ひの止むへからさる處ならん郡制中に地士錄を編す

るゆゑんは國初以降地士の沿革頗る郡治に關聯するあるを以てなり敢て地士己人の家系由緒等に重きをおかす是皆紀伊國續風土記に詳なり

一地士の事を記する主府の簿册既に散逸傳はらす故に此編を草する左の四書及紀伊國續風土記乃至地士に關する旧記野乘を蒐集以て參酌考照纂述せり該四書の如きは頗旧記考證に足るへしと雖も區々錯雜紛岐且重複に渉るありて其全文を揭くれは却て貫通明晰の便を欠くの虞あり故に唯要領を摘り煩冗を省き以て沿革事由の通暢達觀を主とす然れとも敢て臆斷私創する處なし四書の編者體裁の畧如左

南紀士姓旧事記 一名古事錄

明暦年中李梅溪鳥羽源兵衛公命を奉し調査したる紀州地士武功覺書を的場源四郎謄寫し南紀士姓舊事記と題せし也之を元祿五年佐武某名草郡隱士松壽館某等傳寫元文五年榮相軒社眠龍なる者亦傳寫の上國治由來と云を其序文に加へたり尚終りに地士に關する事及ひ紀國に係る古事錄を補綴あり此補綴亦社眠龍の加ふる處なるや詳ならす故に單に故事錄と題せし一本もあり

御國地侍覺書

紀州各郡の名族畠山堀內眞砂安宅湯川玉置等の由緒來歷を畧記のものなり編者は人名年月なし記事皆士姓舊事記に同し蓋し李梅溪地士武功覺書を編するの時資料に徵集のものなるへし

地侍六十人者等之名前在々鉄炮之數

元祿五年七月吉野騒動の時出張地士の姓名及同六年十二月三日紀勢在々鉄炮の調書也全文篇中に載す

地士之書付

元祿十四年駒木根より有田日高海士名草の地士數人の先祖并由緒を上申の書也末尾に

右之外近郷田邊熊野筋に侍筋の者共余多御座候由承及候
一川上筋先祖書は先年差上け申候以上

元祿十四年辛巳三月　　駒木根八兵衞

と記す先年指上け云々とは元祿九年又は同十二年地士改の時ならんか地士の事八兵衞より提出の事由詳ならす此書全く己人の由緒書なれは掲載せす

御入國前之地士沿革

元和初封之時國中從來之士着之武士多し皆名門右族の末裔乃至武邊剛勇之余類にして通して之を地侍と稱せり古より國司守護職ありと雖も天下騷亂之世政令一州に行われす變轉繼承之間其權地頭庄司に歸し遂に八庄司互に國中を分領隨て土豪剛勇四方に起て所在に城砦を築き近郷を掠畧各自一分之君主を立て之か被官幕僚となり從をなし衛をなし强に抗し弱を凌き戰鬪攻伐是れ事とし時に或は足利氏を奉するあり南朝に仕ふるあり織田氏に應するあり又は本願寺を援て信長に敵するあり根來寺に黨して秀吉に當るあり如此四分五裂の狀は深山窮谷熊野の極陬に迄押し及へり然るに天正十三年豐臣氏大擧根來寺を屠り太田城を陷るゝに當て七郡の國士豪族悉く降伏皆其所領を沒收せらる爾來他家他邦に分散郷里民間に蟄伏して遂に一統に歸したる也地士の事を說かんとする先つ從來沿革の大畧を示さゝるへからす

南陽語叢に曰く戰國之比熊野の八庄司と唱へし者

一鈴木庄司（本姓穗積氏千翁命の苗裔南方八庄司の旗頭宣下有庄司重國其子三郎重家は義經に仕ふ景世三郎と號す藤白村に住居し山林三里四方を領す國賓たり有田郡内に御朱印地あり龜井六郎重清は重家の弟也俱に義經に仕ふ宅趾尚藤白村に有

一玉置庄司　本姓平氏内大臣重盛公の次男中將資盛卿の嫡子玉置山權現の社司也奥室八十五町領地頭職日高郡和佐村を在城とす遺跡猶存す子孫斷絶す一説に尾州玉置小平太其末也と云

一貴志庄司　南方多々良三苗之庶流有田郡に貴志左近と稱するもの其末也

一湯川庄司　日高郡小松原城主中古湯川直春大閤の爲に亡さる日高郡丸山に城趾有今日高郡小中村湯川平九郎其嫡流なり

一眞砂庄司　本姓穗積氏熊野瀧尻王子の社司也栗栖川庄眞砂村に子孫あり富田郷の川上也此家も秀吉の爲に亡さる

一恩地庄司　本姓橘氏左近將監滿一か嫡流南朝に仕ふ河内楠家の一族股肱なり

一神保庄司　南朝に奉仕して功勞有即今神保（一本長良）三郎其家也

一牲川庄司　河内楠家之一族伊都郡鷹巣城に居れり

南紀士姓旧事記に曰く太平記に出たる熊野八庄司は湯淺庄司小原庄司玉置庄司鹿瀨庄司芋瀨庄司中津庄司蕪坂庄司安瀨川庄司此外同郡に野ヶ瀨庄司湯川庄司湯橋庄司和田庄司抔所々に庄内押領し武職を立庄司或は公文所と云公文を大庄屋と云は誤也庄屋大庄屋は慶長中に始る守護不入の地を領し公事を執行する領主たる者を庄司と云屋形を公文所と云たるよし也

一南陽語叢に曰く小山軍記に載する處の八庄司は妹背庄司（伊都郡妹背村）眞砂庄司湯淺庄司（有田郡湯淺村治承中湯淺權頭宗重）玉置庄司鈴木庄司湯川庄司安宅庄司（室郡安宅住今安宅左々衞門）和田庄司（河内楠氏本宮竹坊の和田藏人諸書に見へたり）

一南陽語叢に曰熊野七人武者と稱せし者あり

色川左兵衛佐　色川村住小松三位嫡流　高河原帯刀　古座中港右同斷
横矢六郎　近露村住太平記に見へたり　周參見主馬太夫　周參見浦住
小山助之丞　古座西向浦住藤原秀郷之流　安宅玄蕃允　安宅村住甲斐源氏
玉置兵部大輔　日高郡和佐村住

天正年中熊野にて高名之武士
堀内安房守 新宮　色川三九郎 色川　高原攝津守 古座　小山助之丞 西向
横矢六郎 近露　小山式部少輔 三箇　安宅左近太夫 安宅　山本主膳正 一の瀬
米良淡路守 田邊　眞砂兵部庄司 眞砂

一御國地侍覺書及ひ南紀士姓舊事記に
杉若越後守 初名傳三郎　田邊城三万石を領す
堀内安房守氏吉　新宮城主領地は上は太田原より下は勢州堺錦浦迄今撿地六万石斗も可有之
被官を有馬に置新宮と兼帶在城す太閤代本知無相違領せしか石田に一味之後御改易と成り加
藤肥後守に二千石に有付
堀内主水久氏　房州子息之由　天壽院樣大坂出御之時負出奉るに依て一門中命御免被成其
上知行五百石被下于今御旗本に居候由
堀内右衛門（一本兵衛）　安房守妾腹の男也藤堂大學頭に二千石に有付
被官

永田治兵衛并弟同主殿安房守家老淺野家に有付息市之丞四百石主殿五百石

永田與左衛門

尾呂志某　藤堂家に五百石に有付總體の被官ともは百姓に成りしと也

楠加兵衛　知行五百石斗取にて土居大炊頭殿に居申候由

太地五郎左衛門　三百石斗にて大炊殿に居申候

芝二郎左衛門　酒井讃岐殿に七百石斗取居申候

眞砂庄司　室郡眞砂にて代々今高二千石斗り領す太閤打入に本地上り浪人に成り後越前少將にて千石に有付眞砂大學と申候由

山本主（一本膳殿）　室郡一の瀨に居今高三千石の領主なり湯川氏の聟太閤に敵對栖籠りしを藤堂高虎謀て粉河に呼寄腹切らす子孫山本作兵衛越前少將にて千石取る

家臣　野田式部　山本兵部　内野半兵衛抔云士有

安宅氏　室郡安宅に居申候今高二千石斗領す天正に滅び浪人し其子勢州に居り安宅（一本ナシ佐）左衛門と云後在所に歸り被官共介抱にて居住す

日高郡小松原湯川氏　日高郡土生村より下の浦里并海士郡の内衣奈由良有田郡の廣邊迄今高二万五六千石の領主也太閤討入之時一戰にも不及室郡近露へ引退多勢を集て日高郡南部迄打出合戰に及後㬢に成て大和亞相秀長に隨順し三千石に成る大納御陣に西方たるにより浪人し後淺野家に隨ひ七百石に有付

家臣　湯川五兵衛湊喜右衛門等淺野に有付　湯川清大夫同甚之丞同半左衛門丸山主計等は他國に出る吉田關助子藤左衛門は三浦長門守與力と成る　湯川治大夫は由良内に商人と成る

平井九左衛門は須田組に入玉置與右衛門湯川助之進は六十人組也其外被官は百姓と成る

日高郡 玉　置　氏　居住は和佐村也日高郡野口より川上福井迄有田郡（一本ナシ村）津木村等今高一万五（一本ナシ六）千石を領す玉置大膳と云太閤に隨順三千五百石と成りしか撿地昔の三分一ならてはなく無念に思ひ高野に入出家し千光院上人と云太閤より命有により下山し前知に復す後　御當家に成り千手院子平太尾州公に隨ふ

玉置角之助同野右衛門同藤八郎同太郎介同七左衛門同兵左衛門六人之者共皆藤堂大學殿に有付申候

家臣　野口彌五右衛門　松原内記方へ四百石に有付玉置角之助藤堂家に千石に同人弟玉置利右衛門玉置藤八郎同太郎助同七左衛門同弟兵右衛門藤堂家に有付　原養助忰玉置九左衛門安藤家に奉仕其外被官百姓と成しか得と知れがたし　玉置茂大夫は三ツ木を知行の者也本多家に有付後酒井讚岐守に五百石に有付此子孫日高郡に多くあり

日高郡 寒川五左衛門　寒河村に居住五ヶ村を領す今高千石斗也太閤打入の時隨順し本領安堵大補御陣に浪人し後廣島に有付又浪人し舊里に歸住被官に合力せらる

日高郡 山　地　氏　東村に居住山地庄七村の主今高千二三百石斗を領す天正之軍に宮代山に陣し一戰に及ふ後諸方一統に責かゝられ終に打負室郡兵瀬井に退き西新右衛門を賴み㬮に成杉若越

後守に隨ひ大柿御陣後浪人し淺野家に有付く其以後御家へ罷出候

有田郡
貴志左近右衞門　有田郡辻堂村に住し保田庄六ヶ村田殿庄十一ヶ村之內半分海士郡鹽津丁村等にて今高四千九百石計之領主也太閤討入に熊野へ立退浪人と成後有田の被官共迎へ取て辻堂に居す百姓等旧恩を不忘年頭に米二升つゝを呈す左近右衞門卒し息長五郎を介抱したり被官三十人計りも有り其內御前伊兵衞は六十人組也

畠　山　氏　河內國に屋形有當國守護たる故宮原庄に舘を建修理大夫住す奧三郡の士を從へ藏人の領地宮原糸我藤並等にて今高一万石計也宮原にて後腹に男子出生故宮原之屋形を讓り代々宮原殿と稱す太閤討入に熊野へ退き浪人と成り片桐氏へ有付

被官の內　中西甚左衞門は有田郡道村に住す後何方へ行しや不知　宮本淸右衞門同九右衞門同次郎兵衞則岡利兵衞宮井善助伊藤十三郎等は六十人者也　其外被官百姓となり奧三郡にも畠山被官の家あまた有

一畠山氏有田郡外屋城にも被居候由　奧三郡といふは志摩國二郡と室郡との事也昔は志摩國は紀州の內也

家臣の頭取　神保　白樫　玉置等也

有田郡
湯　淺　氏　湯淺庄七村今高五千石計を領す昔は湯淺權頭宗茂と云中比子孫無之家絕申に付京家の命により貴志氏と一家と成後白樫氏湯淺の城主と成る

同
宮　崎　氏　宮崎庄七八ヶ村今高三千石計を領す太閤討入に本領に放れ浪人す池田備中守に屬し四百石に有付宮崎八右衞門と云其子七郞右衞門は浪人し何方住とも不分明宮崎左源太は

右子孫にして三刀屋監物の小姓と成監物に屬し立退しと也　同苗六右衞門と云は六十人組也

同
神保氏　石垣庄に住四十ヶ村を領し今高壹万石計の主也太閤討入に隨順し　七千余石を領す後　御當家に屬し和州にて七千石を領し神保左京是也被官は多く付添ひし也尙由緒の者所々に殘り有之と也

海士郡
加茂氏　海士郡加茂庄十村余を領す今高二千石斗の主也太閤討入に亡ひ其子孫當所に無之被官共百姓と成る

白樫彈正只光　湯淺城主

海士郡
梶原氏　梶原平三景時子孫之由　大崎に居住今高百七十石計なれと海邊故浦々運上過分に有り太閤討入に亡ふ其子梶原軍太夫と申候て遠藤に罷在候二三年已前相果申候

被官之内　笠畑七郎左衞門前山九郎兵衞橋爪七兵衞は六十人組也

被官共は大崎にて百姓と成　原味右衞門は下野より付參り候家老筋之者也六十人組に成候

鈴木佐太夫　名艸郡雜賀城に有今高七万石計にて和歌村入口今の養珠寺山北の尾崎に城有東之方は侍屋敷西之方の北矢の宮前六七丁は町家有之よし藤堂高虎謀て粉河に呼寄切腹に及沒落す

雜賀庄
土橋若太夫　加地子四五百石の主にて雜賀庄土橋に住す今高六百石計也（一本に加比子四五百石今高千石余さあり）根來寺泉職房を持て一方の門主にて根來寺の仕置いたし候也聟土橋兵太夫同小左衞門鈴木孫一郎意趣を含み栗村新二郎同村（友）（一本官）之助を討手に差向け宇治橋にて兩人の爲めに討る子平之丞

室郡はや村へ退く信長公不幸の後若大夫方強く成り兵太夫を切腹させ平之丞本知に歸住す太閤討入に浪人し後淺野家へ四百石に有付　同庄に粟村三郎大夫嶋本左衛門大夫松田源三大夫宮本兵太夫といふ士有いつれも領地を少々つゝ持子孫仕官の者も有又は百姓町人に成しも有り　雜賀にて名有もの打越五郎右衛門蛍茂兵衛兩人は六十人組也

鈴木孫一郎　平井村に有領地土橋氏同斷也土橋小左衛門兵太夫孫一共若大夫の伜也若大夫へ意趣有之粟村新二郎同村（一本ニ）友之助に討手を言付宇治の橋にて若大夫を討取此節孫一小左衛門兵太夫は内々信長公へ味方にて威勢強く若大夫方不叶信長公不幸の後若大夫方強く成兵太夫を責切腹す孫一小左衛門は夜退す孫一退後降參又　御當代　水戸君にて三千石奉仕小左衛門は御當地へ參候由

名艸郡 田所平左衛門　五ケ庄に住す領地加地子二百石今高六百石也太閤討入の時より本知上り候へ共何方へも不參其儘所々住御奉公に出る　土屋氏も同樣領地少し持居候由是も田所同樣に本地上り候由

免定めといふ事もなく毎年定物成にて百姓より上米を取是を加地子といふ

林　氏　同庄住居加地子百石計今高二百石計右同斷本知上り六十人組に入

名艸郡 大野の庄に士拾人　往古は領地少しつゝ持たり其内

尾崎治左衛門　稻井左兵衛兩人は六十人組に成る　石倉　坂本　宇野邊　藤田　五士は庄内に住　三上　田嶋　中山　三士は子孫不分明いつれも畠山の被官也

同
佐武伊賀　鷺森に住す新宮堀内に仕へて知行を取後秀長に仕へて代官を勤む其後淺野家にて五百石に有付孫源吉源太夫御當家へ出同苗之内町人に成候者も有之
同
的場源四郎　中之島に住桑山法印に仕へ度々戰功あり子孫　御當家に奉仕源右衛門と號す
津田兵部　飛驒にて三百石領す幼少の時名艸郡宮郷報恩寺に居候者の由
名艸郡
太田次郎左衛門　同理右衛門　六十人組と成る
太田村に五六十士有領地少々つゝ持外よりも加勢し大門の陣屋に籠り居て太閤御出馬を支るにより水責に逢ひ大將分切腹其余降參す
木村家永　神前村に住居今高二三百石領す弓の名家にて古き士也今の神前中務の祖父なり
湯橋吉良大夫　岩橋庄湯橋庄司之子孫也根來寺威德をも此家より支配して左代目治部介吉明まで庄司押領加地子千百二拾石知行せしむ然るに根來衆徒の爲に沒收せらる慶長の比故有て八代目吉信と云人在所を立去しか九代目吉郎大夫里政高柳邑に歸住す
江川藤七　和佐中村に住す大坂御陣の時福島源五郎を生捕淺野家へ差出す其後六十人組に入一同庄に和佐氏住居畠山守護之時下知を受此庄加地子二百石計を領す後根來寺に押領せらる九郎大夫氏實之嫡男牛左衛門大坂御陣に亡次男九郎右衛門豊範家督を繼嫡森右衛門實延　御當家にて三十石被下則和佐大八範遠の父也
小島氏　山口庄に住居其者山口新左衛門男子なく伊都郡上田住小島壹岐守男來り繼故に小島と稱す加地子二三百石も領せし也慶長亂後は山口喜内小島兵吉兄弟とも斷絶す兵吉弟仁兵衛

病身故大坂に與力せす吉野郷に引籠りしが御治世後山口に歸住す

國造家之士　宮郷の内國造家之士數多有之よし姓名不分明

那賀郡
津田監物　那賀郡小倉庄に住居加地子八百石計の主也今撿地には二千石も可有之鉄炮上手の家也祖先を自由齋と云根來寺一方の門主杉房此家の所持也太閤討入に本知上り後秀長公へ奉仕新地六百石被下後增田右衛門尉淺野家備前中納言濃州加納攝津守等に仕へ子市兵衛に跡立させ暇を乞て小倉に歸り須田組に入

同
平野彈正 後津田左京 又津田刑部　安樂川庄に住す今高四五百石を領す備前中納言に千石に有付出頭す同家沒落後淺野に四百石に有付津田刑部と云子無し跡絶たり其後左平太名跡と成藏所たり彈正之子孫所にも住居之よし

同
奧　將監　同庄領地平野に同し家也子孫之内奧源兵衛同專兵衛兩人淺野家に有付尚子孫所々にも有之よし

同
神野左近　神野村七八ヶ村を領す神野一庄の主也今高千石余を領す太閤討入後浪人して所々に住す只今　御家へ罷出候

同
野上庄に士五六人　野上庄に五六士有余は皆被官に候處此百五六十年已前に被官とも根來寺之衆徒と謀し合主を追ひ出し領地を配分し候被官共已上三十人計可有御座太閤討入後浪人し百姓と成又は他國す其内

吉村左兵衛　岡孫兵（左）衛門　葛葉左京　三人は六十人組へ出る

大野十番頭之事

伊都郡東家に　堀江平次と言有筋目武功之家にて六十八組に出る

以上御地侍覺書及南紀士（性）〔姓カ〕舊事記所載

大野十番頭之事

往昔名草郡三上郷大野庄（御入國後海部郡日方組に屬す）に大野十番頭と稱する舊家あつて郷士たり十番頭の一たる末裔六十八者地士井口善大夫之子孫井口平之右衛門より寛政十二年五月堤出したる由緒書左之如し

神護景雲二年名艸郡三上郷大野庄へ春日大明神を勸請之剋南都より供奉之面々十人有之十番頭と號す則

尾崎　稻井　井口　坂本　藤田　石倉　中山　田島　三上　宇野邊

右各大野庄に止り數代郷士にて三上郷大野庄所領致し春日兩社幡川村禪林寺鳥居村觀音寺山田村善提寺井田村地藏寺右寺社其砌より十番頭支配仕來る

禪林寺は　聖武天皇勅願所にて行基僧正住職其砌十番頭之者營作之事共奉る

一元亨二年三月八日　大塔宮護良王熊野御參詣之砌大野庄春日山に御宿座之節初て十番頭之叢幕下に屬し奉る

一當國山名大内畠山等領主之節春日大明神禪林寺知行之事黒印被下置候節々十番頭奉る

一畠山殿紀州領主之節阿州三好進發熊野三山且天川出張之節被相催之段神妙之至候旨遊佐河内守基盛より十番頭衆御中と宛たる書翰并右同人より根來寺之儀に付無二之味方可申儀可爲神妙と

の賴狀大野十番頭中と被記仲間之內に所持す
一天正十八年八月紀州根來寺并太田落城之以後猶國中所々一揆屯し及狼藉候に付十番頭へ御掟相守候樣にと豐臣秀吉公より御朱印被下置
一三上鄕大野庄春日明神之社領與院幡川禪林寺寺領之外は十番頭之面々所領にて有之候由此段は明曆二申六月由緖御尋之節も書上け申候
一南龍院樣御入國之後元和七酉年六十人に被爲　召出其後代々相續仕る是に依て見れは初めは神職に類し社寺領支配之處遂に其を押領し自から十番頭と號して武威を張り世襲之地頭となりし也地士由緖書之內十番頭之事往々見る處とす

小牧御陣之時紀州地士御味方之事

小牧御陣之時紀州地士御味方之事

一大橋忠右衛門家譜に
天正十二申年　權現樣織田信雄卿秀吉公と尾州小牧御陣之節酒井左衛門尉殿奉にて井上主計頭當國へ被相越紀州之鄕士御後詰可仕旨　上意之趣被　仰渡候に付一等御請申上連判狀右主計頭殿へ差出鄕士之內岡持甚助渡邊藤左衛門三州へ罷下り於岡崎御城本多平八郎殿披露にて　大御所樣へ御目見仕夫より紀州之軍勢任御下知泉州岸和田表堺邊迄令放火押詰申候處御和睦相調紀州之軍勢引取申候
同十三酉年秀吉公根來寺征伐之砌根來へ一味致し泉州へ出張千石堀之城へ楯籠候處防戰不相叶引退終に根來寺も及滅亡打續太田水攻同所落城以後秀吉へ敵對候紀州之鄕士一等所領上り候に

付夫より冬野村に蟄居仕郷士にて罷在候
右後詰連判をなしたる三十六人姓名は南陽語叢に掲けり

大河内又兵衛　森　源三太夫　土橋平次　木村次郎右衛門
渡邊藤左衛門　的場源四郎　西　右衛門大夫　有本刑部
栗原太郎左衛門　風神五郎右衛門　土井次郎太夫　中村喜内大夫
稲垣五郎兵衛　才十谷助太夫　有本清太夫　栗村幸鶴
栗村源三郎　田中源左衛門　大谷孫左衛門　岩橋左衛門大夫
奥　市右衛門　坂井忠助　平尾左近太夫　和佐半太夫
同　與左衛門　山本熊之助　上屋次左衛門　岡　孫四郎
別院又左衛門　中西若之助　朽木甚五郎　奥　四郎右衛門
岡持甚助　竹本與五郎　渥海小次郎

右之者共子二月　御陣にて被召出候猶追々御調の上都合八十人夫々被召御年寄方へ與力に御附被遊候

一又南紀士姓舊事記には左之如く記せり人名符合せさるあり詳ならす
天正十二年小牧御陣御味方に參候士分之内

太田源二郎政綱　同　三郎次郎　同　左近　同　七郎次郎
同　源五郎　同　源十郎　同　眞福寺　黒田喜内大夫

吉田右衛門作　同　孫太夫　吉田村坂　九郎助　秋月與三五郎
同　甚九郎　同村堀内與六　同　左助　植松彦次郎
秋月戸田與三　在家甚三郎　同　若右衛門　嶋村掃部
神前村島田新三郎　中島山中熊之助　野上溝口若林万助　同合川藤田六郎右衛門
坂井　藤田長藏

此書ノ人御味方三十六人ハ内也

一小牧御陣ハ時井上主計頭殿御使者に一御味方可仕旨被仰付候に付根來宮郷雜賀中郷南郷岸庄へ廻文せしめ日前宮に集り同心三十六人根來泉識坊を初五人と門十一人連判ハ御請狀太田城惣太寺住持袈裟ハ中へ包入隱走候へハ敵方往來を妨候を防き日を經し候て堺邊へ出候處小牧御利運に付歸國右被下置候　御朱印は泉識坊預り置根來燒去之時も住ハ國へ泉識坊持行彼地に相果御朱印土州之者奪取所持致候處紀の湊ハ住人能阿彌藤左衛門土州にて取來り御朱印并所三十六人子孫人を減し其身入魂之者書加へ人數を揃へ少々直し安藤帶刀殿へ僞りて差上候右小牧馳走之者三十六人子孫都合廿六人連判訴狀を以寛永八未年七月御奉行安藤忠兵衛殿へ申上御吟味之上能阿彌藤左衛門謀計に相究申候

高野寺領地士

高野寺領地士

高野寺領は版圖之治外に屬すといへとも同しく從來土着之鄕士獨り遺すへからす故に大略を示す由緒等詳なるは紀伊國續風土記にあり

平野段右衛門安楽川　奥　李之助同　津田九太夫同　城　四郎兵衛同
奥　孫四郎同　城　万五郎同　坂中勝之丞同　津田作之丞同
中　彌太夫調月　川野左近神野　野口利右衛門調月　田尻半左衛門神野
喜多長左衛門荒身　山本角左衛門杉原　中橋勘之丞慈尊院　生地作兵衛馬場
菅野留右衛門清水　菅野三右衛門清水　西　十太夫荒身　岡本九太夫神野
庄司孫三郎友淵
寺領庄官
岡　左衛門猶齋　田所治部左衛門正業　龜岡兵部丞秀宗　高坊太郎兵衛秀昌

一南陽語叢に曰く高野山附近之地士寺領に四人あり是を四所官と云大師の俗縁也

知行八石　元四十石　高保太郎兵衛　知行　田所庄左衛門
廿四石五斗元より同斷　岡　民部　四石　元廿四石五斗　龜岡彌三郎

大坂一亂之砌寺領九度山に有し眞田左衛門佐年頃此四人に念比なりし故城中へ誘ふ高保田所龜岡三人へ爲支度金五十兩つゝ受取此上神慮に可任と於慈尊院神前御鬮を上る處籠城無用とありければ金子を可返とする內城中旗色よしと聞て馳參けるか落城故別々に成て歸鄕す其內龜岡は行衞不知いか樣の品にや岡一人は不參仍て知行不相替三人の跡は學侶方より少しつゝ爲扶持方渡候由知行三石中島勘之丞慈尊院村之地士是も大師の俗緣也家名常香坊と云ふ

御入國之最初地侍三人を召出す

御入國之最初地侍三人を召出す

元和五年紀州御受封之時紀州は在方別て六ヶ敷國風之由聞召され御所望によつて　神祖より被爲附たる戸田藤左衛門隆重（元和二年御附屬知行千石被下同心三十人御附け）に紀州受取之任を命せらる藤左衛門は唯一人紀州に入込第一に土地之豪族名草郡神前村之神前中務同郡三田村田所平左衛門小倉庄金谷村金谷次郎四郎の三人を呼出し具に淺野氏の仕置作法等を聞糺し萬端示し合せ頓て　國祖御入國被爲在哉三人之者は國境山口驛に御出迎ひ藤左衛門撰擧を以て拜謁直ちに本領安堵を被命爲御案内本城へ供奉之處駿河已來御譜代可爲同前との恩命を蒙り續て三人共御代官に任す是御入國以來地方官任命の嚆矢にして新國初政に當り能く民心を安堵せしめ山川地理を初め人情風俗租賦民役等を詳にし以て舊慣を斟酌一新更始民治の御手初めとは察せられたり該三人之者は歴然たる舊家の孫裔にして武邊亦拙からす左に家譜の略を揭く御入國前の景狀一考に足るものあらん

（神前梅千代景吉より三十三代神前中務好勝男）神前中務勝久

元祖梅千代景吉は天曆八年　村上天皇より紀州名草郡神前鄕を賜ふ

廿一代神前道久元弘年中　大塔宮より令旨被下御味方楠判官へも與力仕

廿二代神前道弘

廿三代重吉　南帝へ御味方

廿四代神前中務重行　嘉慶二年八月將軍義滿公和歌浦上覽之節私宅へ寄宿

廿五代神前中務重貞　明德三年大内左京大夫より安原鄕を被下以來代々本知神前鄕岡崎安原右三鄕を所領

三十代善左衛門重實　享祿四年京都御所より神宮有眞鄉之内品七段被下

三十一代中務好實　天正十年五月織田信長紀州雜賀征伐に付味方仕信長より感狀朱印被下

祖父中務重長　天正十二申年　權現樣尾州小牧表御合戰之節御使井上主計頭殿を以て紀州地侍根來寺法師御味方仕候樣には御書被成下御請申上同十三酉年泉州へ出張千石堀澤中村右三所に城を構候處秀吉公數万騎にて寄來及合戰三月廿日年四十八才にて討死

父中務好勝　天正十三酉年三月廿日重長討死に付本知神前鄉へ引取候處翌廿一日根來寺沒落同月秀吉公鳴神山へ御本陣建候に付堀尾茂助を以御詫申上候處先祖之儀可申上旨にて申上候處免許被仰付所領被召上本知之代として米拾石被下幷百五拾石分小役免許被成下

一同年紀州を羽柴秀長卿へ被進候に付同卿へ出仕同年六月紀州郡代御代官被仰付爲役料現米四百石被下三葛村田所平左衛門金谷村金谷次郎左衛門山口村山口喜内和佐村和佐平左衛門申合相勤其後山口喜内和佐平左衛門は慶長年中家斷絶仕候天正十三酉年八月紀州撿地入奉行小堀新助罷越候て立合撿地改秀長卿より紀州總百姓共へ之壁書被下于今所持仕候寛永八未年三月四日八十一歲にて病死

中務勝久　慶長六丑年淺野左京大夫殿入國有之同但馬守殿代迄先規之通米拾石被下高百五十石之小役免許被成下郡代御代官已前之通相勤役料現米四百石被下同年淺野左京大夫殿鷹野之節私宅へ御入由緖之品御尋嘉慶年中　將軍義滿公御寄宿等由緖有之儀に付御座所御門等へ毎年餝松可被下との事にて同年暮より餝松八本つゝ被下候

一慶長十九寅年大坂御陣之節淺野但馬守殿泉州樫井合戰之節國中百姓を鎮め候樣にと被仰付尤樫井表合戰手張候由承り候に付手勢八十五人其外近郷之者召連罷越山口にて但馬守殿へ目見仕候處罷出候段神妙候最早上方勢引取鎮り候大坂表之儀は　將軍樣御下知故別儀無之候間早々罷歸り國之百姓共を鎮め妻子等人質に取置候樣との事に付罷歸り人質百五十余人手前へ取置申候

一元和五未年五月　南龍院樣御入國に付山口迄御迎に罷出戸田藤左衞門御披露にて御目見被　仰付爲御案内御城へ御先御供仕候樣被　仰付於御城又々御目見仕候處諸事是迄之通と被仰出其後格式之儀奉伺候處先つ中之間番に順し御禮申上候樣にと被仰出尤御紋御免被　仰付候

一先規之通御米拾石被下置并高百五十石之御役引被下置御役料も被下置朔望廿八日出仕相勤申候

一同年將軍家御成御座所御門等有之儀に付先規之通餝松八本つゝ每年十二月に可被下置旨被仰付候

一承應元辰年十月十七日七十五歳にて病死

總領中務勝定總て父の通被　仰付御代官職之儀は御振合替り相勤不申孫善之丞事就先規之通之處元祿十一寅年四月八日御加增三十石四十石高に御足加太組御代官被　仰付

小倉鄕金谷村住居
金谷孫助算家總領　金谷次郎四郎正算　後次郎左衞門と改

權現樣尾州小牧御陣之節當國之者御賴被遊候に付何も御味方可仕旨申上御味方仕其後秀吉公當國攻之節守護大納言に被呼出五人考と申候内にて奉公仕候尤所持高百五十石之諸役免許にて罷在候其後　南龍院樣御入國之節戸田藤左衞門御先へ參御國表之儀被相尋御入國之節山口迄御迎に罷出候樣にとの御事に付罷出　御目見仕候處藤左衞門御取次にて先規之通田地高（一本ナシ）（百）五拾石諸役御免

許被成下御城へ御供可仕樣被　仰付夫より御供仕候處御初入御供仕候に付駿河以來御譜代可爲同
前との御意被成下候

一元和六申年小倉組御代官被　仰付御切米拾石被下置慶安四卯年七月廿日六十四歲にて病死
　二代次郎右衞門正吉三代次郎四郎正勝四代孫左衞門正陳に至る迄代々終身御代官且郡奉行勤
たり

散位大夫成實より十七代
田所宗喜季勝總領　田所平左衞門季豐

遠祖散位大夫成實紀州名草郡五ヶ庄を領し其子三郎大夫成幸同郡三葛村を開發
成實より十代目左兵衞尉秀榮正平十二年七月　後村上天皇より任左衞門少尉旨　宣旨被下置
十二代平左衞門季幸享德三戌年五月足利義政公より其家庄領知證文を給ふ十六代宗久算季桑山果
報院若山居城之節郡司職相勤十七代宗喜季勝天正五丑年雜賀中津合戰之砌相働織田將軍より感狀
二通給る
慶長五子年桑山修理大夫新宮城主堀内安房守を攻候節修理大夫に屬し相働其後大坂方より一味仕
候樣申來候へ共同心不仕淺野但馬守手に屬し泉州樫の井にて相働申候
元和五未年　南龍院樣御入國之節山口迄御迎に罷出　御目見仕候處御城へ御供仕候樣被　仰付御
供仕候處御初入之御供仕候に付駿河以來御譜代同前可相心得旨御意被成下同年被召出御藏米拾石
被下置御代官被　仰付在役人へも地理之品能申合候樣に被　仰付候
同年由緒之品を以名草郡三葛村にて高百五十石之諸役引高米永々被下置候旨被　仰付後御加增御

切米三十石被下置寛永十九年六月六十六歳にて病死　二代久三郎（後平左衛門）季茂續て六代平左衛門季傚に至る迄代々郡奉行又は御代官を勤たり

六十人者地士

六十人者地士

元和五年御入國以來國中地侍の武邊武功乃至名族舊家の由緒等共に御吟味を被爲遂該八庄司之孫裔畠山湯川宮崎貴志氏之遺臣被官大野十番頭之跡小牧の役御味方仕りたる國士等六十人を拔擢元和八年各新知五十石宛を賜り大番頭に附屬せしめらる（元和御切米帳に元和八戌六十人被召出内病死轉役二人あり寛永十一年三人同十五年一人被召出何れも初より五十石つゝ賜ふとす然るに南紀士姓舊事記には元和六年被召出一人前に六十石被下寛永二年より十石御藏にて五十石つゝ被下此節に御暇中在所へ引込候者も有之候と記せり元和御切米帳は官府の簿冊御切米渡し元帳なれは正とすへし）之を六十人者と稱せり即ち元和御切米帳終身錄に記載の如し（時として五十八九人又六十人已上の事あり死亡退轉代替り等にて増減ありしならん大數により六十人者と通稱せしなり）然るに其三年を經正保酉年に至て遂に暇を賜りて上知せらる然るゆゑんは　祖公初幕府の爲無二之御誠忠を被爲盡んと四方之勇士浪人を頻りに徴辟し給へは天下之浪士皆望を屬したるか事世上に流傳し御異圖もあるへきやうに沙汰し　幕府亦疑ふ所なきにあらさる由聞へけれは所詮無益也と思召且國用も許さゝる等にて正保元年十二月を以て御家中之士數十人及ひ與力等断然御暇を賜りたる者多し（事は正保元年の世記に詳かなり）依て六十人者及ひ兩田組共に免除に至りたる也件之如しと雖も地士は依然纘承其家筋之者は代々六十人者地士に被命特に名譽として他地士中にも推尊せられ以て維新に至れるなり

元和八年被召出地士六十人者姓名　（朱書は南紀士姓舊事記によつて注す）

五十石　寛永十六十一月死　井口善大夫

同　「名艸郡大野庄四士畠山の被官」　同十四卅御切米上る　階井左兵衛

石高	註記	異動	氏名
五十石		同十九年病死	西田孫左衛門
同		同八未病死	戸原彌大夫
同		同十九年御切米上る	奥洞雲庵
同	「名張郡太田之地(士)〔一本作〕」	同二十未病死さ見へる	太田理右衛門
同	「名張郡大野庄郷士畠山の被官」	同十九午病死	尾崎次左衛門
同	「寛永十八年九郎兵衛と改」	同年病死	龜井六左衛門
同		同十一年外へ御役替	津田九太夫
同		同十五寅二月病死	柑本九大夫
同		同十三子御切米上る	出嶋庄兵衛
同		同十四丑御切米上る	有本刑部
同	「寛永元子年木村孫右衛門と改」	同二十未病死	湯川六丞
同			池永五郎右衛門
同	「宮原畠山氏之被官」		伊藤十三郎
同			花光小十郎
同	「五ヶ庄林氏の族か」		林茂助
同	「海士郡加茂氏之被官」		橋爪七兵衛
同	「海士郡大崎梶原氏之家老」		原味右衛門

石高	出自	備考	姓名
五十石			長谷川半右衛門
同			西　與助
同		寛永三年藤大夫と改	西村藤左衛門
同			熱川仁兵衛
同	「伊都郡東家村地侍」		堀江平次
同			別所嘉右衛門
同	「名艸郡太田之地侍」		太田二郎右衛門
同			大川孫丞
同	「海士郡加茂氏之被官」		笠畠七郎右衛門
同			龜井角兵衛
同			吉田喜右衛門
同	「那賀郡野上庄地侍」		吉村左兵衛
同			田口平太夫
同			多喜嘉大夫
同	「海士郡雜賀黨」		巽　茂兵衛
同			玉置太郎兵衛
同		寛永二苗字龍神と改同六平十郎と改	瀧神二郎右衛門

石高	備考	注	氏名
五十石	「日高郡小松原湯川之被官」		玉置與右衛門
同			田林茂右衛門
同			田村清右衛門
同			曾和新助
同			津田甚右衛門
同			鴫神源三大夫
同	「海士郡雑賀黨」		打越五郎右衛門
同	「宮原畠山氏之被官」		則岡理兵衛
同			野上九助
同			安田權大夫
同	「海士郡加茂氏之被官」		前山九郎兵衛
同	「名草郡岩橋庄和佐中村之地侍」		江川藤七
同			江原左助
同			崎山八右衛門
同		寛永九年九郎右衛門と改	崎山九郎右衛門
同			木村二郎右衛門
同	「日高郡小松原湯川家之被官」		湯川助之進

五十石	「有田郡宮原畠山氏之被官」		宮本清右衛門
同			宮井太郎左衛門
同	「有田郡宮崎氏之族」		宮崎六右衛門
同	「有田郡貴志家之被官」		御前伊兵衛
同	「宮原畠山氏之被官」		宮本九左衛門
同			猪谷三郎右衛門
同			森　茂兵衛
同	「寛永十一戌年新規被召抱」	寛永十六十月病死	平野四郎兵衛
同	「同斷」		津田半左衛門
同	「同斷」		喜多長左衛門
同	「同十三子年新規」		中村喜内大夫

池永五郎右衛門より以下五十八人正保二酉年御暇被下候趣にて一等御切米上り有之候

右之如く元和御切米帳終身錄に記載あり初筆井口善大夫已下湯川六兵迄の十三人は正保二年已前に死失轉職等にて御切米上りたる故に池永五郎右衛門已下云々とあるなり且本記之家筋二百有餘年之間自つから事故變遷により斷絶退轉之者あつて終始全然繼續したるには非す今詳にしかたし

六十人者地士組分け　戸田十郎左衛門初は大番頭也

戸田十郎左衛門組

有田廣町　吉田喜右衛門　同郡山の深田今は黒井　保田茂右衛門

海士郡加茂谷　橋爪七兵衛　名東郡日方　尾崎次左衛門

海士郡雑賀　打越藤右衛門

芦川甚五兵衛組

海士郡賀茂谷　前山九郎兵衛　同　笠畑七郎右衛門

同　大崎浦　原　味左衛門　同　小雑賀　巽　茂兵衛

名草郡高井村　稲井左兵衛

山名八左衛門組

名草郡岡崎村　西村藤八郎　同郡吉禮村今は岸長原　木村次郎右衛門

同　岡崎村　江原佐助　那賀郡滿屋村　井口平四郎

名草郡大野中村　奥　五郎右衛門

川合刑部組

有田辻堂村　御前伊兵衛　同　田村　森　茂兵衛

同　田口村　田口八十之丞　安樂川　津田四郎兵衛

荒　見　北　長左衛門

加納數馬組

那賀小倉田中村　津田甚之亟
粉河　柑本九大夫
野上村今は水栖　野上九助

芦川權大輔組

（槇（橋カ））本町　池永太兵衛
同　田殿村　崎山丹治
那賀安樂川　平野四郎兵衛

蔭山土佐守組

有田宮原道村　宮本清右衛門
同東村今は黒井　宮井紋九郎
　崎山八右衛門

久野三郎左衛門組

有田瀧川原　宮本九右衛門
同　小中村　湯川弁之進
同　龍神村　龍神次郎右衛門
粉川　田林茂右衛門
福島　小畑次郎大夫

粉河今は岩出清水村　猪谷三郎右衛門
同　深田村　曾和新助
有田郡すかい村　伊藤十三郎
同　宮崎　宮崎六右衛門
同　則岡利兵衛
同　田殿村　花光小十郎
日高郡たいゑ村　玉置清三郎
同　かいの川　玉置太兵衛
那賀長谷　吉村左兵衛
名草郡楠本村　中村喜内大夫
伊都かせ田村　木村孫右衛門

伊達源左衛門組
國分村　長谷川半左衛門　蓮花村　田村左近
伊都郡東家村　堀江平右衛門　橋本村　熱川仁兵衛
同　家坂太左衛門
菅沼半兵衛組
海士西の庄　別所嘉右衛門　名草直川村　多喜嘉太夫
大河内今は野上村　大河内孫之丞　名草郡和佐村　江川藤七
同吉原村今は栗栖村　林孫助
大久保四郎右衛門組
那賀野上　西田孫左衛門　同佐々村　葛和左大夫
名草郡鳴神村　鳴神源三大夫　和佐村　西與助
有田郡道村　宮本次郎兵衛
澁谷伯耆組
太田村　太田次郎左衛門　同　太田利左衛門
重根村　龜井角兵衛　同　龜井九郎兵衛
有本村　有本兵部
合六十五人

右組分は那賀郡小倉村六十人者地士井口平四郎家旧記を抄錄す元和御切米帳名前に照し二人多く且姓名少異同あり原書年號を記されは確知しかたきも蓋し召抱二三年後之組分けならん湯川六丞は寛永元子年木村孫右衛門と姓名を改めし旨元和御切米帳の如き處本記に木村孫右衛門とあれは寛永元子年已後之組分たるを知るへし

南紀士姓旧事記にも六十人者組分けあり曰く

山本　圖書預　九人	松平　左京預　十人	蔭山　土佐預　十人
瀧谷　伊豆預　十人	菅沼　半兵衛預　十人	戸田金左衛門預　十人

合九十九人

後御暇願とも有之頭も替り後入之者もありて

瀧谷　伯耆預　五人	松平三郎兵衛預　五人	市川甚左衛門預　五人
山名八左衛門預　五人	大久保四郎右衛門預　五人	芦川甚五兵衛預　五人
伊達源左衛門預　五人	加納五郎左衛門預　五人	久野三郎左衛門預　十一人

合五十八人

と記せり共に年號を記さす番頭名前及ひ地士姓名も小異同あり蓋し時々更迭ありしならん

須田組地士

伊都郡須田の庄に須田一族と稱し兩六波羅將た南北朝の比より莊中を分割押領したる舊家の土豪あり元和初封後御吟味あつて寛永元年同二年に至り十五人を地士に被命祿三十石つゝを賜ふ元和御切

米帳終身録載する處左の如し而して正保二年六十人者同様之主旨を以て御暇を賜る

須田組分

寛永元子新規　朱書は南紀士(性)舊事記に據て注す

一三拾石　塙坂茂兵衛「伊都中島」

一同　塙坂仁左衛門「いさ中島 清右衛門とあり」

一同　寛政五辰年苗字西村と改　西山喜(一本ハ三)郎「伊都大野」

一同　生地傳兵衛「粉河 宗晉又傳吉と號すとあり」

一同　寛永二丑年仁左衛門と改 同五辰年仁右衛門と改　竹田仁右衛門「伊都芋生」

一同　上田傳十郎「いさ中道 傳右衛門又十郎と號す」

一同　寛永三寅年苗字野田と改　野口角右衛門「いさ中島」

一同　野口七兵衛「同斷 利右衛門とあり」

一同　松岡右京「伊都 下兵庫」

一同　隅田久兵衛「いさ 垂井」

一同　隅田三助「同斷 七兵衛とあり」

一同　隅田作右衛門「伊都垂井」

寛永二丑新規

一同　津田市兵衛「那賀小倉」

「日高吉田長大夫とあり」
「名艸中島又孫之丞と號すとあり」

一同　　平井九左衛門

一同　　嶋　仁大夫

寛永十五寅年孫之丞と改む

右須田組正保二酉年御暇被下候趣にて一等御切米上り有之候

「舊事記に御奉行彦坂九兵衛殿與力に加る是を須田組と云ふとあり」

一隅田組由緒之事紀伊國名所圖繪に左の記あり以て大畧を知るへし

隅田庄川南川北に亘りて廿一ヶ村の中に隅田組とて十五家あり各名家の末裔にて古文書古器等を藏す兩六波羅の比より南北朝の時に至り莊中を分割して押領し或は南朝に仕へ或は北朝に従ひしは／＼軍功を顯す一族の陣幕各瞿麥(ナデシコ)を紋所とす太平記に見へたる須田高橋の姓皆一族なり天文廿三年一族の氏寺利生護國寺にて誓紙之列名三十一人あり永祿天正の比には廿五人の名あらはれたり生地牲川根來湯川等に同しく軍事を專とし守護畠山氏に屬す畠山氏滅亡之後は織田公に屬せり元和封初の比廿五人の中より十五人を被召出されは隅田組と稱すと云々又舊事記に

隅田一族廿五人の姓のみを掲く

隅田隅田　松岡同上　森細川　小田中下　高橋同上　中島中島　葛原同上

野口同上　墻坂同上　稲井同上　高坊同上　上田中道　垂井垂井　尾崎同上

岩倉同上　山内山内　上元同上　平野上兵庫　芋生立野　中山同上　小島下上田

西中島　三寶院高野山　東寶院同上　智莊院同上

一日高郡江川組吉田村隅田組平井九左衛門由緒書に

高野騒動之時出張之地士

藩祖之時子孫御尋十五人御切米三十石つゝ被下水野平左衛門へ御預け御上下之節は松坂迄出名手橋本越部鷲家御止宿之時御殿戸側夜廻り相勤後願に付御免正保二年御切米被召上　幕の紋贋麥

前記之如く御切米は上りたりされ共須田組地士は代々相續し維新に至る迄も同様也尤も永年の間絶家退轉或は他より繼續等ありて十五家悉くは存せす六十人者家筋と同しく隅田組と稱すれは地士中幾分之名譽を有したり且單に隅田組と稱すれは地士は無論たるの慣例となりて辭令書にも隅田組相續申付ると計り也

高野騒動之時出張之地士

元祿四年高野山の行人派學侶派と爭論を起し幕府裁許之處服せす翌五年六月に至て再ひ蜂起江戸より寺社奉行大目付御目付等出張僧徒千有余人を橋本に下し六百廿七人を流刑に處せらる若山よりも御家老奉行物頭諸士同心多人數繰出し非常を警戒す實に封初以來之椿事なれは國中騒擾大方ならすされは六十人者初地侍共大庄屋等にも出張を被命直ちに人馬を具し橋本驛へ馳せ集りたる者左の舊記あり當時尚祖先之遺風を傳へ武邊を心掛たるものとみへたり

元祿五申七月高野之儀に付橋本へ罷越候地侍六十人者須田組大庄屋之分

海士郡

（世悴一人下人十三人乘馬一疋）地侍　鈴木三郎

（下人六人）六十人　橋爪七之右衛門

（下人五人）同　尾崎治左衛門

（下人十人）六十人　龜井角兵衛

（世悴一人下人五人）同　林左次右衛門

同　同　井口勘兵衛

（同）同　稲井與兵衛

（世悴一人下人四人）六十人　巽　茂兵衛

（同）同　原　味（一本左右）衛門

（同）地侍　坂本金大夫

（世悴一人下人一人）六十人　打越甚太郎

（下人一人）地侍　石倉久太郎

名草郡

（下人七人乗馬一疋）六十人　中村喜内大夫

（下人五人乗馬一疋）同　多喜加大夫

右両人は觸前に橋本へ參候

（下人五人）大庄屋　淵上五郎大夫

（下人二人）六十人　木村平左衛門

那賀郡

（世悴一人下人十人乗馬一疋）地侍並　森　九郎左衛門

（世悴一人下人五人）六十人　吉村孫太郎

（下人二人）同　長谷川半左衛門

伊都郡
上那賀郡

（同）地侍　藤田六太夫

（下人四人）同　笠田七郎右衛門

（下人四人）大庄屋地侍　中村才助

（同）同　馬場長右衛門

（下人二人）同　前山次郎九郎

（下人六人乗馬一疋）同　西　與助

（下人四人）大庄屋　岩橋吉郎大夫

（世悴三人下人五人）地侍　金谷孫次郎

（下人五人）同　西田孫之丞

（此もの觸前に橋本へ參候）六十人者筋　津田頼杖

此者橋本東家組支配之大庄屋故始終晝夜共別て骨折相勤申候　大庄屋　勝　太兵衛

罷出支度仕罷在候　世忰　堀江　甚五兵衛

世忰一人召連參候　地侍並　鈴木　五郎四郎

下人四人　同　塙坂　淺右衛門

右兩人只今は口前手代にて罷在候

下人三人　須田組　西山　喜八郎

同　同　須田　作右衛門

同　同　上田　傳右衛門

此者只今は寺領に罷在候

同　大庄屋　下村　傳兵衛

同　同　三宅　又次郎

同　六十人　木村　孫右衛門

下人三人　六十人　曾和　新十郎

同　地侍並　榎坂　惣八

右は橋本近所之者故橋本にて御用等に差遣候

有田郡

下人十五人馬にて親子共可　六十人　堀江　平左衛門

馬にて可罷出支度仕罷在候　大庄屋　高坂　太郎兵衛

同　須田組　竹田　孫右衛門

同斷　同　生地　源兵衛

下人四人　同　野口　七兵衛

下人四人　大庄屋　妹背　左次兵衛

下人三人　和州越部御宿　前田　次郎左衛門

下人四人　世忰　同　孫市

下人四人　同　柑本　三郎四郎

下人三人　同　山中　勘右衛門

高野之節親彌助儀相煩世忰は未若輩にて橋本へは弟彌五七差越申候處に有田郡押手村へ
鐡炮二十挺出し候樣にと申越候故世忰に右鐡炮之者相添出し申候其後親彌助病死仕候

世忰一人下人十三人 地侍 宮崎忠大夫 下人二人

下人二人 六十人 崎山八右衛門 同

同 同 同 次郎八 下人四人

下人三人 同 森 勘八郎 同

同 同 保田傳八 下人四人

下人二人 同 則岡小平太 同

同 同 御前源八 同

同 同 川島又十郎 同

右は高野之儀に付路次迄罷出觸已後橋本へ參候

下人四人 地侍 堀原熊之助 世忰一人下人四人

同 同 吉田龜右衛門

右三人は高野之儀に付和歌山迄罷越相詰御用も御座候はゝ可承と申候其後此方より指圖に付
橋本へ參候

日高郡

世忰二人下人二人 地侍 上山源兵衛

地侍 小松彌助

同 小松彌五七

六十人 崎山九郎右衛門

同 宮本九右衛門

同 田口平之丞

同 宮井善助

同 伊藤十藏

同 宮崎六之丞

同 瀧川喜大夫

浪人 長井惣七

六十人 宮本五太夫

此者高野之儀に付和歌山迄罷越相詰御用も御座候はゝ可承ゝ申候其後此方より指圖に付橋本へ參候

下人二人 大庄屋 中村善次兵衛　下人三人 地侍並 川津六之右衛門
下人二人 六十人 玉置清次郎　同 玉置八郎大夫
下人一人 同 湯川一郎右衛門　同 同 玉置三太郎
下人三人 須田組 平井長大夫　田邊領南部川筋 六十人 龍神次郎大夫

總人數合八十一人

一勢州御領分幷熊野筋にて常々心懸け武具嗜罷在候者共

川俣宮前先大庄屋 瀧野次郎左衛門

次郎左衛門組下獵師鉄炮百四五拾挺可有之候當分殺生仕候玉藥計にて候半哉ゝ郡奉行高野騷動之節次郎左衛門に相尋候處若何さそ鉄炮入申節御用に立可申ゝ奉存百五十挺の玉藥十日廿日之夫に打申程兼てひそかに用意仕置候由申候七日市大庄屋角谷久右衛門渡瀨大庄屋中村市大夫も次郎左衛門同前に組下之玉藥用意仕置候由申候次郎左衛門本に成兩人にも申合候右三人之者共相應之武具所持仕罷在候

乘馬一疋武具馬具相應に所持仕罷在候 松坂領八田村大庄屋 青山重兵衛

右同斷 同領矢津村先大庄屋 富田五郎兵衛

右同斷 同領新松ヶ島村先大庄屋 高松源助

右同斷 一志郡波瀨村 小出與五郎

右與五郎儀地侍にて候哉不分明候

右四人之者共高野騷動之節若騎馬御用に候はゝ被仰付被下候樣にと郡奉行方迄願申候

具足三領馬具三通り鉄炮十五挺家來之者三十六七人　田丸領　栖浦地侍並　向井彌十郎

此者地侍並に御目通へも罷出候由

家來三十人馬二疋武具馬具所持仕候由　口熊野先大庄屋　横矢六郎

具足三領馬具一通り鉄炮十五挺刀脇差八腰鑓三筋一族家來共に六十七人　同郡地侍　小山八郎右衛門

但二十歳より四十五歳迄

馬一疋鎗一筋刀脇指五腰家來十人　同郡地侍　安宅次郎四郎

具足一領鞍一口鎗二筋鉄炮二挺刀脇指十二腰家來廿五人　次郎四郎從弟　彌次左衛門

右五人之者共若何時も相應之御用御座候節は相勤申度由内々郡奉行迄申達候

召仕男十五人鎗一筋弓二張鉄炮二挺刀脇差六腰　口熊野地侍　小山角右衛門

召仕男十人刀脇指六腰鉄炮二挺　口熊野　小山式右衛門

右之通所持仕候御用之節下人召連可罷出由

地士所持鐵炮調之事

地士所持鉄炮調之事

世治平に属し武備漸く衰んとするに際し高野騷動之事起りしかは元祿六年更に紀勢在々地士等所持銃炮の調査を行われたり同年十二月三日之調書左の如しおどし鐵炮とは猪鹿防害の嚇し銃也取上鐵

炮とは銃獵禁制場にて密獵發覺せられ沒收したる鳥銃を云ふ

在々所持鐵炮之書付

奥熊野領

一鉄炮二挺　玉目三匁三分 三匁　木本浦　堀内主膳

一同　三挺　同　三匁五分 二匁三分 三匁　神山村社人　二階堂宮内

一同十一挺　同　六挺は三匁 五挺は二匁八分　尾鷲浦　中新之丞

一同　一挺　同　三匁五分　鵜殿浦　村田次郎左衛門

口熊野領

一鉄炮二挺　玉目三匁 四匁二分　安宅村　安宅佐左衛門

一同　一挺　同　三匁三分　久木村　小山八郎右衛門

一同　二挺　同　三匁五分 一匁二分　須佐見浦　南三十郎

日高郡

一鉄炮三挺　玉目二挺は三匁五分 一挺は三匁三匁　高家村　玉置清三郎

一同　二挺　同　三匁五分宛　衣奈浦　上山源兵衛

有田郡

一鉄炮五挺　玉目三匁五分宛　北湊村砂濱　山本才兵衛

一同　一挺　同　四匁　廣村　梶原熊之助

一同　三挺　同　四匁　二匁八分　上湯川村山保田　小松彌助

外に五十挺おとし獵師之内に有之

一同二十挺　上湯川村　小松彌七右衛門

此彌七右衛門儀大崎三左衛門扶持人

一同　二挺　玉目二匁八分　三匁二分　中原村　加大夫　甚大夫

此二人小栗又右衛門扶持人

海士郡

一鉄炮一挺　玉目三匁五分　宇須村　打越甚太郎

一同　三挺　同　五十目　三匁八分　三匁五分　小雜賀村　巽茂兵衛

一同　二挺　同　三匁五分　二匁八分　西濱村　朝比奈段右衛門

名草郡

一鉄炮十一挺　玉目　一挺は二十目　八挺は三匁五分　二挺は四匁三分　神前村　神前善之丞

一同　七挺　同　一挺は拾匁　三挺は三匁五分　一挺は三匁二分　一挺は四匁三分　一挺は四匁　金谷村　金谷次郎四郎

那賀郡

一鉄炮十六挺　玉目　拾挺は四匁　四挺は三匁五分　二挺は六匁　河野左近

一同　同　三匁五分宛　新庄村　小三郎　作之丞　仁兵衛

此三人は久野和泉守扶持人

一鐵炮一挺　玉目三匁五分　下佐々村　葛葉作平

松坂領

一鉄炮三挺　玉目三匁五分宛　西の村　錦四郎兵衛

此四郎兵衛は三浦長門守扶持人

白子領

一鉄炮二挺　玉目四匁五分 三匁　泊り村　吉村五郎大夫

田丸領

一鉄炮十四挺　玉目十挺は三匁 四挺は二匁八分　崎村　山崎権大夫

一同　三挺　同　二匁九分 八匁 二匁八分　岩出村　中西次郎兵衛

此次郎兵衛久野和泉守扶持人

右之外に根來山家足輕諸手代之内在中に所持之鉄炮御座候已上

奥熊野領

一百九十三挺　おどし鉄炮　一二百六十九挺　猟師鉄炮

一二十四挺　稽古鉄炮　一三十挺　取上鉄炮　大庄屋預り

銅山

一拾四挺　取上鉄炮　木村長大夫 中村平八　預

新宮領

一三百二拾九挺　おごし鉄炮　　一四百二拾七挺　獵師鉄炮

一四拾五挺　取上鉄炮　土佐守家来預り

口熊野領

一三百九拾五挺　おごし鉄炮　　一四百七拾挺　獵師鐵炮

一二挺　稽古鐵炮　　一拾一挺　取上鐵炮　大庄屋預り

田邊領

一二百二拾挺　おごし鐵炮　　一三百七拾四挺　獵師鐵炮

一拾三挺　稽古鐵炮　　一百二拾九挺　取上鐵炮　大庄屋預り

日高郡

一三百六拾挺　おごし鐵炮　　一四百二拾三挺　獵師鐵炮

一二拾九挺　取上鐵炮　大庄屋預り

有田郡

一二百七拾挺　おごし鐵炮　　一三百二拾七挺　獵師鐵炮

一八拾九挺　取上鐵炮　大庄屋預り

海士郡

一三拾挺　おごし鐵炮　　一三拾九挺　獵師鐵炮

一二挺　稽古鐵炮　　一八拾一挺　取上鐵炮　大庄屋預り

名草郡

一拾一挺　おごし鐵炮

一一挺　稽古鐵炮

一四十一挺　取上鐵炮　大庄屋預り

一拾三挺　獵師鐵炮

一一挺　直川觀音寄進鐵炮

那賀郡

一拾七挺　おごし鐵炮

一七十七挺　取上鐵炮　大庄屋預り

一三拾一挺　獵師鐵炮

伊都郡

一百拾九挺　おごし鐵炮

一六拾八挺　取上鐵炮　大庄屋預り

一百二拾八挺　獵師鐵炮

松坂領

一四百九拾四挺　おごし鐵炮

一三拾四挺　稽古鐵炮

一六百五拾九挺　獵師鐵炮

一五拾二挺　取上鐵炮　大庄屋預り

松坂町

一五挺　取上鐵炮　町年寄庄屋預り

白子領

一二拾五挺　おごし鐵炮

一二拾九挺　獵師鐵炮

一三拾五挺　取上鐵炮　大庄屋預り

田丸領

一五百三拾九挺　おどし鐵炮

一七拾一挺　稽古鐵炮

一七百四挺　獵師鐵炮

一七百二挺　取上鐵炮　大庄屋預り

和歌山町

一百五挺　商賣鐵炮

一七拾六挺　取上鐵炮　町年寄預り

寺社取上

一二挺　取上鐵炮　寺社奉行預り

合

三千拾一挺　おどし鐵炮

三千八百九拾二挺　獵師鐵炮

百四拾七挺　稽古鐵炮

一挺　寄進鐵炮

百五挺　商賣鐵炮

八百五拾六挺　取上鐵炮

地士改

龍祖之御時御領中總地士之人員由緒事歴等御吟味ありしは無論にして既に南紀士姓舊事記に明暦年中李一陽鳥羽源兵衛依　君命改めし旨同書之緒言に記せり曰く

南紀士姓舊事記は李一陽鳥羽源兵衛明歴年中依　君命改之御書的場源四郎寫之題南紀士姓舊事記予乞之以寫置者也

元祿五年申三月　　佐武伊賀後胤本町七丁目住　佐武氏識

是に依れは一陽源兵衛が記述の趣は前記所々に錄せしものにて南紀士姓舊事記と題したるは的場源四郎なる如し又同書に左の記あり寛永十一年の調の由氏名其他不判明の處あれとも原書の儘を揭く

在々覺之（一本書者）

加陀村きり

きり　平頭　助兵衛
賓や　同　四郎太郎
本脇村同　勘左衛門
福島村　平頭　三郎大夫
栗村　平頭　佛次大夫
田や村　所頭　森氏
栗栖　平頭　鳥井万五郎
岩橋村　平頭　そり
土橋村　平頭　平四郎
淨段子　平頭　助十郎
同　同　半左衛門
（一本ナシ中の村　源大夫）
西の庄　平頭　四郎大夫　ひしやう大坂表にて手柄之頷數度働有
松江村　平頭　才之丞
園部村　平頭　治部
新在家　釜留　次郎左衛門
和佐村　平頭　九郎大夫　若大夫
楠本村　平頭　喜左衛門
六十谷村平頭　太郎左衛門　助太夫

善明寺 平頭　新大夫 若大夫
出水　南五郎左衛門
秋月村家永孫　堀內（一本宮內 甚右衛門）
中島 所頭　嶋田久兵衛
岡田村　太郎右衛門
坂井村 所頭　土屋喜左衛門
所頭　土井源左衛門
且來村 所頭　野田氏
鳥居村　田島左近右衛門
松谷村 地頭　勘解由子武兵衛
引尾村　淺井善太夫
大崎 梶原侍　富賀志傳右衛門
鷺森　穗手五郎右衛門
同　同 三郎兵衛
上村 同　森 小兵衛
さゝ村　ふしやく子
新庄村　南條善五郎

大田村 平頭　次郎左衛門 左助
左近右衛門書上有之
津秦　內田右馬介
神前村 所頭　嶋村掃部
多田村 所頭　西村九助
岡崎村 所頭　甚九郎名家の由注有之
安原村 所頭　風神五郎左衛門
中村 番頭　岡本彌助
坂井村 所頭　的場茂兵衛
溝口　善兵衛
橋本　奥四郎右衛門
湊 同　野口關大夫
同　白樫內匠
大窪村 所頭　岡路六右衛門
龜野川村 同　瓦林嘉兵衛
壇屋村 平頭　五郎大夫
吐前　津田六郎右衛門

吉田平頭　右衛門大夫甫齋　黒江　金丸喜三郎

合六十三人戌六月十二日渡邊一學殿加納數馬殿甫齋

此書付寛永十一甲戌と相見へ候と細注有之略之

此外御國地侍覺書と題する一巻あり前記御入國前地士沿革之部に記載杉若越後守初之條即ち南紀士姓舊事記と同一之ものにて著者且年號を記さす唯巻末に

右書付申候分何も久敷儀に御座候に付憐には無御座候へ共大形及承通にて候又此外所々よきものも可有御座候共上他國にて知行取申者も猶以可有御座候へ共先及承候通如此に御座候已上

文躰を按するに頗る古躰なれは旧事記より古く旧事記は是等を資料として編纂したるなきやと察せらる兎に角　龍祖御吟味之時記憶之者調査上申のものと判すへし

一淸溪公之御時元祿九年同十二年同十四年の三回御吟味ありしよし九年十二年の分筆記なく唯十四年之分士姓旧事記に載する處左の如し

按に　士姓舊事記は明暦中調査之由前記之如し然るに元祿間の事を合記したるは蓋し後人附記以て地士の事を一書に集録参考の便を謀りしならんか

元祿十四年巳正月御改地士姓名　元祿九年同十二年御改より三度目也

伊都六人

妹背左次郎名手市場　山中勘右衛門丹生谷村　花岡右衛門八中島

鈴木五郎兵衛猪垣　櫻井善八東家　榎本惣八橋本

那賀三人

金谷孫次郎（金谷）　山本楠右衛門（溝口）　富松助六（勢田）（元禄十三辰年二月より）

名𦛗二人

和佐森藏（和佐）　湯橋吉良大夫（岩橋）

海士拾八人

林十太郎（吉原）　石倉久太郎（名高）　藤田伊七郎（日方）

坂本金太夫（鳥井）　宇野邊又三郎（中村）　土屋角大夫（三葛）

西川源二大夫（西濱）　加田庄司右衛門（加太）　大橋忠次郎（冬野）

山井半左衛門（大崎）　糸川左大夫（大崎）　鈴木三郎（藤代）

中尾善兵衛（小松原）　中村才助（小雜賀）　高橋十大夫（松江）

小川源之丞（楠見）　馬場長右衛門（黒江）　木本文右衛門（木本）（元禄十丑年より）

有田五人

梶原熊之助（廣）　小松彌介（上湯川）　宮崎忠大夫（古江見）

鹿瀨六郎大夫（鹿瀨　父當國に來る他國浪人也）　永井三（一本郎）之介（和田）

日高三人

川瀨六郎右衛門（志賀）　上山和田介（衣奈）　塩崎五郎左衛門（入山）（元禄十三年二月より）

合三十七人也

兩熊野伊勢三領地士姓名

口熊野三人

小山八郎左衛門 久木　安宅佐左衛門 安宅　小山彌十郎 西向

奥熊野七十六人

堀内主膳 木の本　中新之丞 尾鷲　二階堂宮内 本宮

鳥居兵部 新宮　佐武佐介 木の本　濱地茂兵衛 同

嶋五郎兵衛 同　中佐次兵衛 同　脇七兵衛 同

喜多七郎八 同　南大助 同　濱又次郎 同

東彦右衛門 同　東亦右衛門 同　北四郎右衛門 同

辻伴平 同　橋爪武右衛門 同　山城嘉右衛門 同

北左(一本左)(右)衛門 同　楠清大夫 大泊　九鬼宇大夫 同

大谷佐二右衛門 小泊　西戸右衛門 波多須　北口喜兵衛 新鹿

鈴木圓庵 新鹿　坂本勘兵衛 三木　小倉平(一本次)(治)郎 神木

西村半右衛門 波多須　濱田又十郎 粉本　濱田儀太夫 同

庄司宅右衛門 同　岡崎兵松 一に南浦(舟津)十之丞　松浦小八郎 上里

別當新八 林浦　庄司万休 南浦　庄司九右衛門 同

北村傳(一本三)(八)郎 中井　九鬼宮内 九鬼　九鬼嶋之助 九鬼

佐々木宇右衛門 二木嶋　堀小左衛門 勝浦　湊百太郎 長嶋

湊　市郎右衛門長島
東　勘十郎同
奥村次右衛門崎浦
石原次兵衛海野
世古元右衛門二郷
谷　與兵衛大原
脇　平吉同
西村善兵衛片川
西　武兵衛尾川
淵（川）〔一本上〕權衛門本宮
西　善六井川
南　八左衛門大久保

合七十六人

勢州田丸領

山崎權大夫崎村
服部左大夫大内山谷川口
乾　市郎右衛門同

湊　彦右衛門同
山縣平九郎同
中野三郎兵衛白浦
井野善兵衛同
水谷角兵衛前山
大久保庄左衛門中桐
大西助右衛門重得
玉置彥八板（中）〔一本屋〕
南　孫左衛門粉所
山崎藏之介同
大森又右衛門桃崎

向井作兵衛鑓柄
向井權右衛門同
大内勘兵衛間弓

東　傳右衛門同
澤田半右衛門同
堀内市右衛門〔三右衛門〕長瀬
奥野市左衛門錦
奥村八藏崎浦
谷　善吉大原
上野三右衛門同
小西十介大栗（栖）〔一本栖〕
高那志十右衛門尾川
和田庄三郎檜葉
山口武大夫神上

栗谷理兵衛栗谷
木曾原長兵衛同
大内十兵衛同弓

木曾原太左衛門 閇弓
小坂八郎右衛門 向弾見
中瀬六兵衛 打見
北村三右衛門 田曾
中谷源藏 野原
來田勘兵衛 井田
奥山彌右衛門 小又
帝釋勘之亟 脇出
中津伊右衛門 中須

河村小四郎 本宮
下村九郎左衛門 市場
久留吉之右衛門 勝田
小山次郎兵衛 和井野
猶井喜兵衛 柱原
中西彦右衛門 慥柄
森嶋加右衛門 金剛坂
中津八右衛門 中須
波多瀬十左衛門 波多瀬

北畑傳兵衛 園村
山本（市）之亟 同（一本一）
小坂八藏 向弾見
黒坂太郎左衛門 池村
西村久兵衛 古里
竹内五郎兵衛 同
茂原小三郎 茂原
越賀岡右衛門 圓座
森井太次兵衛 下津浦

右三十六人

外に
中西八郎右衛門 岩出
御村吉左衛門 一ノ瀬
栗生左大夫 栗生
村田傳十郎 阿曾

千原彌二右衛門 長町
三瀬仁助 小瀧
小山楠之亟 神原
宮原源之亟 崎村

上村平次郎 長受
村井利兵衛 上（池）（一本地）
山本林右衛門 泉
林千左衛門 五ケ所

右拾二人は地士筋目にあらすといへとも近年大庄屋被 仰付御目見に出る

米山孫兵衛 圓座
波多瀬十右衛門 波多瀬

加藤甚五郎 妙法寺
吉田庄三郎 茂原

中村大藏 山神

右五人當時大庄屋尤筋目なれど無役已前は　御目見なし

松坂領

大森傳兵衛 井上
富田五郎兵衛 矢津
錦　四郎兵衛 西野
井田清大夫 田村
長谷川平三郎 丹羽寺
高松武右衛門 同
野口市郎右衛門 須野
青山半左衛門 八田
石井宇右衛門 黑野
堀内又藏 六呂木
中村太郎右衛門 七日市
天花寺傳右衛門 宮野
大久保一郎兵衛 廣瀬
米本六平 市場
中村市大夫 波瀬

多賀茂左衛門 森本
米本平八 市場庄
宇田藤五郎 田村
家城太右衛門 伊勢寺
奥村勘右衛門 大豆
坪井八兵衛 須賀
小泉八郎右衛門 林
井田勘右衛門 山室
本庄新左衛門 大阿坂
石井七兵衛 驛部田
瀧野次郎左衛門 宮前
小畑與三兵衛 波瀬
橋本彌七郎 東岸江
高松德右衛門 新松ヶ島
角谷久右衛門 七日市

宮（村）〔一本田〕安兵衛 藥王寺 宮田
吉田惣左衛門 山村
錦　彦右衛門 西野
石井八兵衛 阿形
高松作右衛門 新松ヶ島
佐波善大夫 同
小出與五郎 波瀬
中頭新左衛門 大黑田
北村五郎三郎 黑野
須田金助 射見
田中彦右衛門 波[illegible]
井上又兵衛 宮前
青山十兵衛 八田
長井利兵衛 有馬野
石井仁右衛門 驛部田

小山五郎兵衞（大）一本小 阿波
神保仁兵衞 下仁田
小玉甚五右衞門 波瀬
川合五郎兵衞 小阿波
西村長兵衞 小黒田

右五十八人

白子領

上川庄右衞門 小川
別所彌二右衞門 同
中尾伊介 三宅
鈴木孫九郎 稻生
宮崎加兵衞 同
渡邊久兵衞 德（屋）一本居
川戸五郎作 南黒田
宮崎半左衞門 口園
島木伊兵衞 稻生
艸野金右衞門 秋永

喜多五郎右衞門 坂（田）一本内
平岡源介 丹生
多賀伊兵衞 堀內
中村市右衞門 久保
笠井三郎兵衞 高佐
後藤平右衞門 大別保
樋口伊右衞門 稻生
鈴木孫大夫 同
渡邊忠大夫 德居
渥美新太夫 植田
秋田吉兵衞 上野
後藤七兵衞 大別保
渥美五兵衞 稻生

川合三郎兵衞 小阿波
山路久右衞門 上川
神保茂左衞門 上仁梯
西川德兵衞 岡本
前田市左衞門 上野
前田茂大夫 郡山
市川五左衞門 大園
市川山三郎 大園
渥美權平 植田
中條七郎兵衞 上野
江藤德右衞門 白塚
下津八右衞門 平野
市川安左衞門 口園

右二拾八人

一志郡

岡田太左衛門竹原　島岡勘右衛門同　宮田源之亟川口
前川庄左衛門田尻　渡邊彌四郎同　海野新右衛門井生
安保伊兵衛笠松　岡田孫次郎竹原　海野小左衛門井生
前川紋大夫田尻　巽善五郎（笠松）一本家城　森太郎吉一色
松本吉右衛門井關　山口角左衛門古市　加藤勘右衛門其目
笠井七郎左衛門新屋庄　寺井重太夫井生　河原田彦次郎木造
服部庄左衛門一色　安保平左衛門一（色）一本志　寺田安大夫井生
前川惣左衛門田尻　稻垣源兵衛一色　池田七郎兵衛須川
服部源介一色　市川伊兵衛口薗又安右衛門と　渡邊清兵衛須丁（[illegible]）一本瀬
河原田左左衛門木造　林清次郎曾原　岸田藤兵衛井生

右三拾人

紀勢人數合二百五拾二人但三十七人口六郡七十九人兩熊野百三十二人勢州とも有れとも總數

按に記中口六郡地士之人員元祿五年高野騷動之時出張の地士人數に對し少數也時々變動の結果當時之現員全く如此也しや將た他に事由ありしや詳ならす

右元祿十四年度調査は駒木根八郎兵衛等に被命しものか同年二月同人より呈上せる地士之書付と題する一卷あり則左之面々の先祖由緒書也

池　永　立　徳　代々有田　　金　丸　清右衛門　代々有田　　上　山　新　六　代々
中　西　甚右衛門　代々有田　　石川重郎右衛門　同　　竹　中　源　八　郎
安井六郎右衛門　有田　　椎　崎　八右衛門　同　　崎山八郎左衛門
志　賀　掃部大夫　日高　　鳥　居　万　五　郎　名艸　　永　井　惣　七　湯淺
宮井武大夫
同　太次兵衛　　山　縣　茂　大　夫　海士日方　　谷　口　次左衛門

右巻末に

右之外近郷田邊熊野筋に侍筋之者共余多御座候由承及候

一川上筋先(組)書は先年指上け申候

元禄十四年辛巳三月　　駒木根八兵衛

地士自己先祖由緒書は獨り之に不止して他枚擧に堪ゆへからす悉く紀伊國續風土記に記載あり爰唯郡治上地士改之事を示すのみ爾來世々に於て調査の有無は簿冊存するものなく詳にしかたし

地士高野寺領の一揆を鎮靜す

安永五申年六月の比より高野寺領農民共新田竿入之事より騷擾を起し八九月の候には人家を破却亂暴を極め數千人徒黨登山強訴を企益不容易形勢のむね急報十月末若山に達するを以十一月朔日御勘定奉行より伊都那賀郡奉行へ各支配下地士共へ晝夜無油斷警戒を加へ御領分取締るへきを達し兩郡奉行は粉河岩出へ出張手配りを行ひ又伊都那賀地士頭取四人之者を若山へ召し急速地士帶刀人共登山鎮靜方可取計旨を命せられたり依て左之者共同月六日七日之兩日に登山す

地士高野寺領の一揆を鎮靜す

伊都丁の町地士頭取	森田禪助	上那賀粉川組大庄屋頭取	伊藤八右衛門
那賀西坂本村地士頭取	靏武八	那賀清水村地士頭取	井谷平助
伊都大野村須田組	西山喜右衛門	同山田村六十人者	榎本太郎兵衛
那賀満屋村六十人	井口平四郎	同上上の村地士	井畑又十郎
同西國分村六十人	長谷川半（一本右）（左）衛門	同粉河村地士	桃谷善之亟
同大井村地士	森九左衛門	同上會屋村地士	肥井軍八
伊都學文路村地士	平野作左衛門	粉河村地士	横山彦太郎
同丁の町地士	森田久次郎	那賀赤尾村地士	植田幾三郎

此外帯刀人總廻り等九人若黨小者共總人數百廿人許と云

右登山之處暴民共凡二千人許登山簑笠を着し鐵炮眞木割等之得物を携へ貝を吹鯨波の聲を上け諸木を伐倒し夜は八十余ヶ所へ篝を焚き興山寺へ押寄せ亂妨狼藉に及はんとし猛勢當るへからさる之處地士共ゟ強訴徒黨は　公儀之御法度に觸れ後日之大罪可懼早々下山鎮定すへき旨を再應説諭と雖も雜沓混亂中々に聞入れす頭立たる一兩人に村役人共付添可出旨大聲に呼りたるに凡二百人計り出頭により懇々理解を説き穏便沈靜方再三諭したるに遂に承服追々下山九日に至て最早一人もなく一山全く靜謐に歸したる旨を若山へ注進當取締して十九日迄滯山廿日若山會所へ出頭復命す事は歷世郡治大要第四に詳なれは爰に略す

右に付十二月十六日右地士一同を若山へ呼出し此度の御用無故障相勤たる御賞として白銀を賜

る旨にて頭取伊藤八右衛門初四人へ銀三枚つゝ余の地士へ銀二枚つゝ賜り帯刀人總廻りへも賞賜差ありしと云ふ

後安永六年正月十二日免定書替へ願と號し又々多人數高野山へ登り歸途去年徒黨に加わらさる村々破却可及之申合ある旨にて又々取鎮方を高野山より若山へ請願依之地士妹背佐太郎森田禪助横山幸左衛門西山喜右衛門平野作左衛門勝多兵衛六人之者御領分境固之儀を被命三人は慈尊院固とし入江村へ出張三人は東西澁田村押へとして島村川堤へ小屋を打出張万一の節は入江丁の町兩組村々庄屋肝煎人夫一ヶ村より四五十人つゝ馳集るへきを指揮在々を巡邏警戒なしたるに何事もなく鎮靜之旨若山へ注進の處十六日に至り郡奉行より解放を命したりと也

南紀德川史卷之百七

臣　堀内　信　編

郡制第十九

地士錄　二

中世已後地士始末

御初封已來紀勢地士の總員は詳ならされとも元祿十四年の調査には總計二百五十六人（内百六十九人は勢州なり）とし紀伊國續風土記揭くるところは紀州のみにて五百四十名なり（天保十二年の比）之に勢州の三百八十一人（慶應三年より廢藩まて）を加ふれは合して九百廿一人とす如斯增加にいたりしゆゑんは往昔は由緖家柄武備國防を主として各郡地士配置をとりしも治平年ひさしく民事多端にしたかひ勸農救恤荒蕪開拓水利新鑿橋梁築堤の事等頻煩をきたし鄕中の豪民又は篤志之者は私財を義捐乃至官費を補助する者不尠官亦其義擧を奬勵或は大庄屋（一本ナシ）（庄屋）杖突胡亂者改山廻り抔永年勤續之者等共奇特功勞を賞する爲め皆地士に命するの例となり又一方には國用多端なるか財政必需之爲め郡中に金米之献納を勸誘其應募之賞亦地士を以てす不然も地士之名譽を得んか爲め好んて献金をなすあり是地士となれは資格士籍に準し長屋門を構へ弓鎗武器を玄關に裝置して威近鄕に行われ旅行には槍具足櫃を携へ紀藩を揚言して宿泊渡津に權を振ふを無上之榮譽としたる也如斯之類年を追て增加且一たひ地士となれは過失罪戾なき已上は父子世々繼續の制なるか故勢ひ增加せさるを不得之有樣とはなれり隨て地士申付之標準なかるへからす其略左之如し

詳なるは郡制第四諸制度の部に記す

「地士資格」	一「献金額」（平民にて）	二「同 嘉永四亥年更正額」（同）	三「同 安政六未年十一月更正額」（同）
平地士に	百兩已上	二百兩	百五十兩
御代官直支配に	廿兩已上	四十兩	三十兩
代々御代官直支配に	四十兩已上	八十兩	六十兩
年頭御目見之節熨斗目着用御免	二十兩已上	四十兩	三十兩
代々同斷	四十兩已上 又二十兩已上	八十兩 又四十兩	六十兩 又三十兩
御勘定奉行直支配	七十兩已上 又五十兩已上	百四十兩 又百兩	百兩 又七十兩
代々同斷	百五十兩已上 又七十兩已上	三百兩 百四十兩	二百三十兩 百兩
小十人格に			
獨禮格に			
大庄屋 胡乱者改	勤功 二十年以上 } 平地士に		
杖突、帳書	同 廿五年以上 } 平地士に		
庄屋、肝煎	同 四十年以上 } 平地士に		

從來は一表の如き處追々献金請願之者增加により嘉永四年二表の如く更正後嘉永六年諸政改革の際褒賞之事一時停止す後在中修繕箇所增加官費のみにて屆きかたく献金奬勵復舊の事御代官

より具狀安政六年十一月より三表の如く施行と云

一慶應三年二月御勘定奉行より建議之上從來之取計方名實相違の廉を正し且在中に帶刀人增加にては往々治方に差支ゆるを以て平百姓より地士帶刀人に取立は容易に不取計拔群之者に限り可取計に決定の旨あり

如此標準を以て續々地士たるを得か故に百金を投すれは何を得何十金を捐れは何々たるへく抔恰も物品を購買する如きの流弊を生したれ共財政の通塞時に隨ての奬勵策は免れさりし也

一地士にして小十人格獨禮格乃至其上席にも被命あり是拔群の勤功ある者に限り特殊の事とす此分は全く諸士待遇を以て御目付より召狀を發し御家老の申渡也

一年頭御目見之節熨斗目着用御免といふは每年頭若山へ登城年始拜謁をなし御參府御歸國之時は御途中へ御迎送して出張　拜謁をなし又熊野伊勢高野山等御旅行之時は土地御都合取計御供をもなすの例也

一地士を命する辭令書に御勝手御用相働又は臨時御用出精之品云々の語あるは献金をなし又は御立用と稱し利付年賦等にて調達金をなし國用の便を謀りし也又永上納云々とあるは利付年賦立用之金を更に永年献金になしたるをいふ難澁所御手入へ出金とは官より貧民又は風水罹災者救護賑恤之時金米を義捐寄付し或は社倉圍米建設を補助したるもある也

一地士之者病氣又は家計衰替之時は役儀難勤により地士株御預けといふを願出平百姓となり追て回復之上一類より出願復舊地士相續する之例なり

一地士國事に服務したるは高野山兩回の騷擾に出張の事前條に記する如し爾來又左之條項ありたり
寛政三亥年四月熊野大嶋浦へ外國船漂泊之時近鄕地士へ警固出張を命す伊都郡の者は田邊迄出張之處既に解散に至る
一文政六未年六月伊都那賀郡中百姓蜂起之時近郡地士所々へ出張警衛す
一天保八酉年二月廿五日大阪天滿與力大鹽平八郎亂逆之時近郡地士共紀河泉國境要所々々へ出張警固す
一文久三亥年八月大和天誅組騷亂之時伊都郡地士河州境紀伊見峠橋本等警衛す
一元治元子年七月長州福原越後等京師へ亂入之時右同斷
一慶應二寅年十二月兵制洋式に改正之時在々地士に銃隊操練修業を命す
此時和歌山湊操練所へ召し特に修行を申付たる者あり
一同三卯年四月在々農兵取立を命す
一同年五月地士共自費を以西洋銃購求之者へ背嚢一個つゝを賞與す
一慶應四辰年正月伏見戰爭之節伊都郡地士共紀伊見峠等警固す
一明治二年三月國境之警衛勤務を解く
一紀勢地士の名藉は司農府に於て每郡に區分したる地士姓名帳と稱する簿冊を保管地士申付以來其村名住居賞罰任免死失改名子孫相續の略を列載變更ある每に修正を加へ一目瞭然たる元簿ありたり廢藩置縣之時之を縣廳に引續きしか近年縣廳火災之際悉く燒失唯名艸郡之分一冊を存せり 明治二年

迄修正を加へ廢藩迄使用したるもの也　該簿文久三亥年改とあれは此時紀勢各郡の地士を精査更に編成を遂けたるものは爰に中世已來維新に至る迄の地士總姓名を掲けんと欲すれ共材料を不得依て暫く紀伊國續風土記に就き各郡の姓名を抄錄名草郡丈けは該簿存之姓名帳により風土記に記載なき分を本書加入す風土記は天保十二三年迄の地士現在を掲けたるなり本書の比較に照せは他郡之分天保度以來增員の程度亦推知せらるへし

一風土記には舊家由緒ある分は箇々之家譜武邊功名乃至家傳古文書迄詳記して洩さす此編之標は是等主眼にあらす且煩雜に堪へされは同書に讓て記さす

紀州各郡地士姓名

名草郡

「風土記由緒書ある印なり名稱なきは原書欠記による」

村名	資格	舊家由緒	事歷	俸給	姓名
薗部			「文政八年地士に」		薗部嘉助
同			「文久三亥年地士に」		「薗部三郎大夫」
榮谷		旧	淸溪公雲龍の御畫幅を藏す		貴志伊三郎
同					貴志平次郎
中村					貴志小三郎
六十谷		旧○	「享保十二年地士に」		角谷六左衛門
同	「代々御勘定奉行直支配年頭御目見のしめ着」		「天明元年地士に」	「三人扶持」	三宅助四郎

村名	備考	印	年代	扶持	氏名
六平谷「元黒田村住」			「天保七年地士に」		「黒田源之亟」
同			「文政九戌年地士に」		「元黒田三宅彌四郎」
直川	御勘定奉行直支配		「天保五年地士に」	「三人扶持」	中村五郎左衛門
同	年頭御目見之格		「同十五年地士に」		「中屋甚右衛門」
府中			「寶暦三年地士に」		土屋善左衛門
小豆嶋	年頭御目見之節のしめ着		「文政八年地士に」		武内安左衛門
松島		旧○	「文化三年地士に」		津田源次大夫
同					津田留之亟
同	「隅田組」	旧			津田源大夫
同					津田七郎
同新田村	「年頭御目見の節のしめ着」		「天保十二年地士に」		「大岡利兵衛」
嶋村			「寶暦十一年地士に」		山口半左衛門
永穂		旧○	「寛政五年地士に」		山名源之右衛門
同	御勘定奉行直支配		「天保八酉年地士に」		「山名六大夫」
同新村			「同　八酉年地士に」		「土屋儀兵衛」
川邊	御勘定奉行直支配年頭御目見のしめ着	旧○	「寶暦十一年地士に」		「苗字元岡崎」木村清兵衛
同	代々御勘定奉行直支配		「嘉永四年地士に」		「宮本津右衛門」

村	備考		由緒	扶持	氏名
川邊			「文政十申年地士に」	代々五人扶持	平松龜太郎
楠本	「六十八人者」		「先代不埒にて地士取上之處安政二卯年赦免地士相續」		「中村喜内」
同			「明治元辰年地士に」		「中村喜太郎」
谷村			「天保八酉年地士に」		「谷口傳左衛門」
山口西村	年頭御目見之節のしめ着	旧○	「寶暦九年地士に」		小嶋與大夫
同同			「文久二酉年地士に」		「飯田又右衛門」
平岡			「天明元丑年地士に」		明渡松三郎
同			「天保（一本十三）（六）年地士に」		「明渡勝助」
田屋			「同　八酉年地士に」		「森　助大夫」
宇田森			「嘉永四亥年地士に」		「森田定之進」
中筋	「年頭御目見の格」		「文久三亥年地士に」		「明渡庄助」
弘西			「同　」		「大中三郎兵衛」
上野			「明治元辰年地士に」		「山田喜七郎」
中の嶋	「隅田組」		「文政八酉年隅田組株相續」		「嶋　利右衛門」
同	「御勘定奉行直支配		「文久元酉年地士に」		「池上勘助」
同					志摩万太郎
同	「御勘定奉行直支配」		「文政二年地士に」		井出半兵衛

出水			「文政七年地士に」	「鳴神常楠」
同			「天保十亥年地士に」	森田六大夫
福嶋		旧○		藤(一本木)才兵衛
野崎				北口清右衛門
梶取	大庄屋	旧○	龍祖命ありて焼酎を製す	南川長五郎
栗栖		旧○	「天保元年地士に」	栗栖六郎
同			「天保八年地士に」	「根來楢太郎」
同	「六十人者」	旧○	武内宿禰の末	林孫助
同	代々御勘定奉行直支配		「文政四巳年地士に」	「林孫大夫」
同	「御勘定奉行直支配」	旧○	「文化十一年地士に明治二巳年不埒に付地士取上く」	山縣右衛門作
同		旧○		鳥居定之丞
同	代々年頭御目見の格			林孫兵衛
同			「寶暦三年地士に」	「岩橋七郎」
同			「文久三年地士に」	「栗(一本木)(太)伊大夫」
同			「明治元年地士に」	「栗本善七右衛門」
出島			「享保十六年地士に」	「出嶋儀左衛門」
岩橋		旧○	「同　年地士に」	湯橋吉郎右衛門

		旧	
禰宜	小十人格 大庄屋	「寶暦三酉年地士に」	中筋彦四郎
同			楠本長之亟
同		一文化十一年地士に 嘉永六丑年苗字中筋と改一	千田専右衛門
同		「文化五年地士に」	「柄本長右衛門」
和佐中村	代々年頭御目見の格一	「文久三年地士に」	「中澤藤左衛門」
井口		「明和五年地士に」	井口藤之右衛門
黒田		「天保七年地士に」	「堀井元十郎」
同		「慶應二年地士に」	「堀井留八」
太田	六十人者		太田嘉左衛門
秋月		「明和五年地士に」	秋月三四郎
同	「小十人格」	「天保五年地士に」	秋月久兵衛
北出嶋		「慶應二年地士に」	「龜井喜右衛門」
有家		「天保十五年地士に」	「薗田徳五郎」
鳴神			鳴神嘉左衛門
同		「天保十一子年地士に」	「東山定助」
井邊	獨禮格 代々大庄屋	「明和五年地士に」	井邊縫之助
同			井邊善助

神前	「獨禮格」	「享保十六年地士に」	「米十石 高百五十石 諸役御免」	「神前善之丞」
杭瀬				松本辦次郎
紀三井寺				宮本八之右衛門
同				岩橋彌市郎
同				宮本七太夫
内原				川端嘉太（八）（一本夫）
明王寺	「のしめ着御免」	「天保八酉年地士に」		「山本留八」
同		「文久元酉年地士に」		「平田八五郎」
永山		旧○ 「寶曆九年地士に」		角田五郎右衛門
同		「明和五年地士に」		角田長兵衛
同		「嘉永元申年地士に」		「角田惠左衛門」
岡崎西村	「六十人者」	「享保十八年六十人者株名跡」		「西岡房之丞」
同 寺内		「文化三年地士に」		「　丈助」
黒岩		「天保七申年地士に」		尾崎德之助
大河内	「代々年頭御目見の格」	「弘化三午年地士に」		「大谷多左衛門」
同		「文久三亥年地士に」		「大谷勝之助」
南畑		「嘉永元申年地士に」		「中野兵右衛門」

村				
中村	「年頭御目見の格」		「文久二戌年地上に」	「浦田八左衛門」
境原			「同　三亥年地上に」	「中野重大夫」
坂井			「同　三亥年地上に」	「藤田佐右衛門」
黒江	六十八者	(一本旧)		尾崎
同				原　磯三郎
同				宮井紋右衛門
同				保田毛右衛門
同				小林健次郎
同				妹脊秀松
同				小林藤右衛門
同				雑賀榮十郎
同				長尾喜兵衛
同				黒仲彦四郎
同				妹脊次郎四郎
同				川端六左衛門
丑(あっ)來(そ)		旧○		森　丹次
同				熊代長藏

小野田 旧（ ） 「天保三辰年地士に」 山縣代三郎
同 「天保八酉年地士に」 「小野田佐右衛門」
同 「年頭御目見の格」 「天保十五年地士に」 「山縣十次郎」
日方浦 旧（ ） 藤田伴助
同 畑山忠右衛門
同 橋本甚三郎
名高浦 宇野邊八藏
同 岡本幾之丞
鳥居浦 木村平右衛門
同 坂本次左衛門
藤白浦 鈴木三郎
中村 出口宗四郎
大谷 旧 龜井六左衛門

海部郡

宇須井原村 保田作之右衛門
西濱 朝比奈段右衛門
同 西川小次郎

村	格		氏名	扶持
闕戸	獨禮格	○	闕 掃部四郎	四人扶持
同			闕 九郎七	
同			谷井勘右衛門	
雜賀崎			玉置爲吉	
和歌浦			岡本左右衛門	
同			桑山茂平次	
木本			高橋勘兵衛	
同			木本忠藏	
西莊			別所孫之丞	
加田浦		旧○	加太莊司右衛門	
同			幸前次右衛門	
同			同 莊左衛門	
同			同 次兵衛	
大川		旧○	大川孫三郎	
橋本	六十人者	旧○	橋爪榮三郎	
同	六十人者	○	前山柳助	
小松原		旧○	中尾五郎右衛門	

中村				橋爪新九郎
大崎浦				山野井又四郎
同				糸川佐右衛門
同				山中又七
衣奈	八幡下司	○	十五石を賜ふことあり	上山源兵衛
同		旧(○)		吉川次郎右衛門

那賀郡

吉田				土岐五兵衛
中嶋		旧(○)一本ニ		宇治彌之右衛門
中野黒木		旧(○)一本ニ		佐伯源内
曾屋		旧(○)一本ニ		増田荘左衛門
同		○		桃井隼人
同				坂本平右衛門
同				南條千太郎
金屋		旧○		二階堂權七
同				金屋杉右衛門
西阪本		旧○		佐谷助四郎

村名		印
西阪本		
同		
同		
水栖	六十人者	旧○
同		旧○
新田廣芝		旧○
今畑		○
清水		旧○
同		
同		
同		
西國分寺	六十人者	○
同		
東三谷		旧○
同		
登尾		旧
新		旧○

	名前
	金田勝之右衛門
	平野友次郎
	平野信次郎
	野上九助
	藤田新五郎
	山名理左衛門
	藤井房之助
	井谷楠太郎
	猪谷謙次郎
	榊新右衛門
	居谷光之助
	長谷川半左衛門
	谷澤覺次郎
	岩田助惣
五人扶持	三谷専右衛門
	（藤）〔鈴カ〕王吉右衛門
	黒山次左衛門

勢田		旧○		富松助六
重行		旧○	監物算長家也	津田恒三郎
神領				半田藤助
中畑				坂上彌之右衛門
中井坂				稲垣幸右衛門
同				森田惣助
尾崎		旧○		田中兵三郎
東大井		旧○		森　九左衛門
上野		旧○		井畑専助
同				吉村嘉膳
同				松浦伊左衛門
南志野				神保次郎右衛門
深田	六十人者			曽和直之進
粉河	六十人者	旧○		柑（木カ）常五郎
同	獨禮格			八塚常三郎
同	六十人者			田林利兵衛
同	同			田林直七

粉川	同			八塚勝次郎
同	同			神野新四郎
上丹生谷		旧○		山中虎吉
市場	八莊司の内	旧○		妹脊佐左衛門
同	同	旧○		同　佐次兵衛
同	同	旧○		同　四郎五郎
同				西本喜十郎
穴伏				名出文吾
大垣内				西川喜右衛門
滿屋	六十人者	○	大野十番頭の一	井口平四郎
同				湯川善十郎
新莊		○		西川安兵衛
同	大庄屋	旧		津田
上三毛		旧○		谷口次大夫
丸栖		旧○		村松八郎大夫
前田		○		松尾喜兵衛
宮	六十人者	旧○		田村岸太郎

村名			
西山	六十人者	旧○	元吉禮村に住す
長原			
神戸			
別院			
同			
沖野々	六十人者	旧○	
木津			
溝口	大庄屋	旧○	
小畑		旧○	
同			
動木		旧○	
同			
下佐々			
小野		旧○	
北		旧	
調月		旧○	
同		旧	中の別家也

西川藤五郎
木村甚助
吉田次助
西 總助
岡 左七
西田八郎次
山本次左衛門
山本喜兵衛
寺中幸左衛門
柳瀬惣兵衛
吉村左馬之助
中尾荘之右衛門
田淵定右衛門
橋口
田端藤左衛門
中 平左衛門
岡 孫太郎

村	職	旧	備考	氏名
調月	神職	旧		野口杢之進
上野		旧○		奥杢之助
同				城四郎兵衛
同				奥孫四郎
同				坂中權之丞
同				城万五郎
同				西金右衛門
同				岡彦右衛門
市場				津田幸右衛門
同				津田清左衛門
小路				宇野總太郎
賀和		旧○	元和初封之時五十石を賜る	平野圓之進
同				乾一學
神田				松山要助
同				上田伊
同				津田三郎左衛門
同				磯長左衛門

神田			
同			
同			
同			
勝神			
脇谷			
同			
杉原			
安良見		○	龍祖より秩を賜ふことあり
西脇		旧○	
北脇	大庄屋		
同			
同			
猪谷		○	
松瀬		旧○	
東野		旧○	
宮	神主	○	

有井頼母
奥　武左衛門
堀　源兵衛
津田儀右衛門
松本貞八
田中重左衛門
田中吉右衛門
山本角左衛門
喜多長佐衛門
篠
間江野善太郎
間江野善次郎
櫻井莊兵衛
加納川莊右衛門
柳源杢之祐
堀　權之亟
高岡右近

村名	旧	備考	姓名
和田	旧○	安永年間百姓徒黨の事あり其罪にて地士取上らる	荘司勘左衛門
湯之本			堀源左衛門
小野			大野常右衛門
坂本	旧○		坂上龍右衛門
福田	旧○		河野兵郎
同	旧○		田尻平左衛門
同	旧○		井上爲次郎
同			岡本新次郎
伊都郡			
移			松山豊之助
萩原	○	明和四年地士に成る	西村縫之助
中			田中元右衛門
東		六十人者	木村孫市
丁野町	旧○		森田伊三郎
同			同　久右衛門
同			松本彌三右衛門
妙寺	旧○	寛永年當村に乘る	池田又次郎

村名	印	氏名
妙寺		下村孫次郎
同		梅村喜八郎
同		鈴木兵右衛門
中飯降	旧○ 明和四年地士に成る	木下藤右衛門
同		木下伊右衛門
同		岡村平兵衛
大野	○ 元和後地士に成る	西山榮助
北名古曽	○	牲川右源次
同		辻田傳兵衛
入郷		守安禎助
神野々	•	松岡右近
同		同 織江
在家 六十人者	旧○	堀江平右衛門
同	旧○	一色榮次
同	旧○	樫木貞藏
同	旧○	脇 文兵衛
同	旧○	野川仙助

氏名	組	印	備考
橋本	隅田組 六十人者	○	
同		舊○	
同			
同			
同			
辻			
菖蒲谷		舊○	
橋谷		舊○	
慶賀野			
杜本		舊○	
同			
學文(字カ)			
霜草			
垂井		舊○	隅田組一族廿五人の内隅田旌頭
中嶋		舊○	同組廿五人の一
同		○	同斷
同		○	同斷

竹田武藏
池永惠次郎
榎坂喜之助
同 官兵衛
池永雄次郎
林 又六
木村幸助
熱川喜兵衛
北村伴次
小林彌太郎
岡 四郎五郎
小林仙太夫
堀内與十郎
隅田半右衛門
花岡増右衛門
野口國五郎
塙坂仁左衛門

中嶋		○	同組廿五人の一	中山莊大夫
下上田				久保吉之右衛門
赤塚				田中助三郎
戀野		旧○		芋生作助
同	六十人者			榎坂太郎七
彦谷		旧		上田嘉重郎
西志富田		旧○		奥田喜太郎
同				宇治田貞右衛門
同				湯淺清右衛門
同				森田勘右衛門
同				森岡兵左衛門
東志富田				久保田民右衛門
南地		旧○		林 佐次兵衛
高野寺領中道			南朝以來の舊家御初封之時傳右衛門正種勢州桑名迄奉迎俸三十石を賜ふ	上田傳右衛門

有田郡

小豆嶋		旧○		宮崎善十郎
同				大松平三郎

村	格	新旧	由緒	禄	氏名
北湊			三州宝城主宝兵庫頭子孫　龍祖の召により當國に來り八百石を賜ふ其子病身仕を辭し村中砂濱の地を賜ひ開墾す		山木才兵衛
野村					江川莊兵衛
同					榎本傳十郎
辻堂					境嘉左衛門
同					御前源五郎
千田					佐原七郎左衛門
同					同　幾三郎
瀧川原	六十人者	旧			宮本平次
同	同				同　九右衛門
同	同				同　八左衛門
同		旧○			橋爪徳右衛門
同				三人扶持	宮原次兵衛
同					生駒次右衛門
道村				年々銀若干を賜ふ	瀧川喜右衛門
南村	六十人者	旧○			則岡利兵衛
同	同	○			上野山十大夫

村名					氏名
南村	六十人者				吉田安右衛門
中番					林佐次右衛門
同					桑原德十郎
同					生馬惣兵衛
須谷	六十人者				伊藤大左衛門
湯淺	同				池永兵助
栖原	代々獨禮格			十五人扶持	北村角兵衛
田村	代々庄屋	旧○			森八郎
廣村		旧○			梅野長次郎
同	大莊屋	旧⊙	寶暦中地士に成る		湯川了祐
同		旧○			竹中助太郎
同					濱口吉右衛門
同					濱口儀兵衛
同					橋本與十郎
同					同新平
同					同忠十郎
金屋	元和年中庄屋後地士に	旧○			柏木彦四郎

名島		舊○	龍祖の時地士に成る		梶原熊野之助
殿村					田端喜次郎
井關	六十人者				宮崎勘兵衛
河瀬		元和之後地士に成る寛文元年十一月 龍祖日高御鷹野の時六郎大夫に四町四方竹木諸役免許せらる			鹿瀬六郎大夫
野田		舊○	明和三年地士に		野田伊平次
中野		舊○	寶暦年中地士に		平林甚右衛門
田口				三人扶持年々銀若干	大江龍右衛門
大谷					水崎十大夫
井口					矢船左平次
中村	六十人者	古士○			崎山九郎右衛門
長田	同	舊○			花光儀八郎
丹生					井爪幸次郎
沼田					沼源右衛門
市場		舊○			小澤彦右衛門
垣倉		舊○			神保市右衛門
徳田					星田平八
大谷		舊○			水崎十大夫

村	格	旧	由緒	氏名
遠井				前嶋宅次郎
大藏				田中與三郎
寺原	六十人者	○		保田吟藏
湯子川				湯子半左衞門
久野原				保田内膳
下湯川			先祖九郎助鉄炮の名手	中井伊三郎
上湯川		旧○	小松三位維盛之後胤元和五年より廩米を賜ひ地士と成る淺野家の時鹿皮五十枚を貢し諸役免許元和已後定米若干を以て鹿皮に替しむ	小松彌助

日高郡

村	格	旧	由緒	禄	氏名
高家	六十人者	旧○	元祿七年清三郎八郎右衞門六十人者地士に成る		玉置甚左衞門
同	同				同　三左衞門
下富安					中村淳藏
小松原					久保田次郎太郎
同					同　武左衞門
同					同　信太郎
同					同　武藏
同				廩米五石	小池孫市

村名			備考	扶持	氏名
小中	六十人者	旧○			湯川元右衛門
上志賀	代々地士大庄屋	旧○			川瀬六之右衛門
比井浦		旧○			外川佐次郎
小池				二人扶持年々銀若干	白井佐四郎
入山		旧○			塩崎専蔵
田井		旧○	天保二年胡乱者改地士に成る		田端幸左衛門
同					同　喜三兵衛
財部	六十人者	○			田口貞蔵
嶋村					弓倉楠太郎
同					莿木総次郎
御坊		旧○			宮井万平
同					小竹佐右衛門
同					同　宇右衛門
薗浦		旧	寒川源太郎家也源太郎三才にて大疵を打つ		鈴木佐兵衛
同					井原兵五郎
吉田	須田組之内	旧○	元伊都郡に住す		平井九一郎
藤井		旧○		「三人扶持」（一本ナシ）	瀬戸十右衛門

氏名			
藤井			
同			
同			
同			
同			
同			
下江川	寛保元年大庄屋	旧○	延享四年地士と成る
同			
上江川		旧○	
山野	六十人者		
大又	代々庄屋 天明七地士に	○	先祖新十郎海部郡由貝より来り田畑を開く今に地神に祭る
三佐			
田尻	代々庄屋 大庄屋	旧○	享保中地士に
同		○	
愛川	元和封初大庄屋	旧	寶暦五年地士に成る
小家			
上宮代			

氏名
瀬戸又次郎
同 長兵衛
小池甚七
同 徳右衛門
塩路新次郎
同 彦四郎
瀬見彦左衛門
安川武助
江川源三郎
森 源大夫
原見
小早川武左衛門
龍田養左衛門
同 權右衛門
玉置孫助
原 彌之右衛門
五味常次郎

村名	備考		備考	氏名
上廣井原	代々大庄屋	旧（ ）		小川彌次右衛門
北塩屋浦				山田喜兵衛
天田		旧（ ）	享保中地士に	荊木嘉一郎
同	寛文七年より代々大庄屋		寶永三年地士に	中村善次兵衛
南塩屋				平井野右衛門
南谷	大庄屋	（ ）		利大夫
上野				酒井次郎左衛門
同				沼野次郎兵衛
西野地	大庄屋	旧（ ）		宮井万吉
同				腰前佐源次
同				澤井五郎兵衛
同				勝本万右衛門
嶋田	六十人者	旧		宮井
川又				川口又吉
山内				中村善右衛門
北道				鈴木彦右衛門
同				山内太郎兵衛

村名	身分	旧	備考	氏名
北道				津村荘大夫
芝村		旧○	安藤家より家屋高五石免許す	芝 藤六
同				海野太郎右衛門
同				鈴木九之助
同				古谷仙右衛門
同				堀籠弁右衛門
瀧村				古谷兵藏
島瀬	六十人者	旧○		龍神幸右衛門

牟婁郡　口熊野

村名	身分	旧	備考	氏名
下村		旧	田所三左衛門同家	目良幸作
西山		旧	湯川家の支族	森
東山		旧	代々古屋谷に住す湯川直春に仕ふ	栗山彦之亟
目良				安宅川彌六
下三栖		旧		榎本
中三栖		○		眞砂
安宅		旧○		安宅新助
矢田				和田伴七

田野井	旧○		田井伊大夫
同			田井爲八
安居		暗渠開鑿により地士となる	鈴木七右衛門
久木	旧○		小山助之亟
周參見浦	旧○		周參見
同			山本
口和深			原徳左衛門
江住浦			城四郎左衛門
同			藤本次郎左衛門
江田浦	旧○		浦儀才次
同			浦儀八郎
有田浦			深見嘉左衛門
串本浦			矢倉直藏
同			神田佐七
同			田嶋平六
出雲浦			後藤半兵衛
上野浦			鈴木喜平次

地名	職	旧	備考	氏名
西向(むかひ)浦		旧○		小山熊之助
同				清水直助
古座浦		旧○		高尾
大嶋浦				巽武左衛門
中湊	譯官		熊野の地時々外船漂流人ある爲に譯官に命せられ月俸を賜ふ	玉川玄龍
池の口		旧○		中西孫左衛門
古田				橋爪伴左衛門
大川				南紋右衛門
三尾(みと)川		旧○		日下幸内
同				同安之右衛門
同				同爲助
西川		旧○		源大夫
中村		旧○		三本
才野				笠松五左衛門
中村				西島源藏
同				濱野長左衛門
同				榎本小右衛門

吉田	旧○		六郎右衛門
高瀬	旧○		中岩
同			竹中半九郎
朝來			玉置宇左衛門
岡村	旧○		井潤清介
鮎川			成瀬兵之右衛門
同			田上圓六
眞砂	旧	眞砂庄司跡と云ふ	眞砂
小野	旧○		澤
市鹿野			岡本儀助
竹垣内			日下佐藤次
和田	旧○		打越忠藏
大内川	旧○		愛洲七郎兵
近露	旧○		野長瀬兵三郎
野中			渡瀬安兵衛
道湯川	旧○		湯川與兵衛
太地浦	旧○		太地角右衛門

地名		人名
太地浦	○	太地金右衛門
同	旧○	和田孫才次
同	旧○（一本ナシ）	恭地杢之助
同		同 十之亟
小坂	○	宇城嘉八郎
口色川	旧○	清水
赤木	旧○	理助
田川	旧	彌助
淺里	旧○	尾崎
里高田	旧○	栗栖孫兵衛
日足	旧○	西 茂左衛門

牟婁郡 奥熊野

地名		人名
湯峯		西 善兵衛
檜葉	旧○	和田吉右衛門
本宮		二階堂 宮内
同		淵上千兵衛
同		同 八十兵衛

本宮			岩崎藏之助
同			鳥居良作
伏拜		旧○	松本源四郎
板尾			玉置彦八
同			東儀右衛門
尾川			西茂右衛門
同			高梨猪右衛門
赤倉			榎本利兵衛
粉所		旧○	南孫一郎
神上			山口周助
桃崎		旧○	大森彌一大夫
月	古士	○	山東
神山		旧○	倉谷善兵衛
同			福村半藏
同			杉村忠左衛門
小俣			竹内久兵衛
大俣下番		旧○	南角兵衛

木本浦	旧○	堀内主膳
同		濱地忠兵衛
同		同　善十郎
同		同　善之亟
同		脇　霍次郎
同		北　佐兵衛
同		南　兵部
同		喜多彦左衛門
同		北　久兵衛
同		西川久兵衛
同		柳下和藏
大泊	旧○	九鬼秀之亟
古泊	旧○	大屋藤左衛門
波田須		西村友右衛門
新鹿		北口十左衛門
同		鈴木勇左衛門
二木島浦	旧○	佐々木新左衛門

地名		印	扶持	氏名
加田		旧○		榎本
三木浦				板本勘次郎
九木浦	古士地士	○		九鬼恭平
同		旧○		同　島之助
同		旧○		有馬
矢の濱				北村荘兵衛
林浦		旧○		土井淳助
同		○		仲　楠之亟
同				玉置理兵衛
南浦		旧○		世古敬十郎
同				土井宗藏
中井浦		旧○		佐次平
同		旧○	三人扶持	浦上門三郎
同				野地松之助
同				北村傳十郎
古本		旧○		荘司宅右衛門
同		旧○		豊浦

所	旧	姓名
古本	旧○	渡邊
同	旧○	濱田
須賀利浦	旧○	桑原
上里	旧○	松場傳左衛門
三浦		中野磯右衛門
白浦		奥村勝右衛門
嶋勝浦		堀　三宅
道瀬浦		堀内彌三郎
海野浦		石原次助
長島浦		長井與左衛門
前山		奥村忠右衛門
十須		上野十大夫

勢州三領地士姓名

勢州三領地士之起源由緒等詳記之もの存せす封初以來之事蹟考ふる處なし蓋し亦紀州と同しく舊家由緒武邊武功ある者乃至其子孫又は先領主より繼續之者等御吟味ありて在々地士を命せられたるなるへし元祿十四年の調査に勢州地士の數は百六十九人にして此名簿の數は三百八十一人あり後世の增加如斯は亦既記之主旨によつて然るもの歟總而考査の料なけれは止むなく單に姓名のみ

を掲く

一此姓名は廢藩前松坂當局存置之名簿に據つて抄錄す小津清左衛門等に席名を記載あるを以て見れは慶應三年以後廢藩當時之名簿たるを知るへく職名や席名に改稱は慶應二寅年十二月なれは也虎之間席とは元の寄合格蘇鉄之間席並は元の大御番格獨禮の内なるへく中の間席は元の小十人格也

一小津清左衛門長井嘉左衛門長谷川次郎兵衛三井篤二郎は代々爲御替組にて從前より獻金又は御立用金等國用辨理之功勞不尠故に格式俸米共特別なる也三井篤二郎に俸米記入なきは漏脱なるへし

三領地士

松坂領

身分・席	扶持	姓名
松坂御爲替組にて地士 虎之間席	八十人扶持 御藏前五十俵	小津清左衛門
同 蘇鉄之間席並地士之上	五十人扶持 御藏前二十俵	長谷川次郎兵衛
八重田村地士 同	五人扶持	高山仁兵衛
松坂御爲替組地士 中之間席	十人扶持	竹内佳次郎
松坂町地士 中の間席		三井篤二郎
大黒田村地士 同		橋本喜右衛門
波瀬村地士 同	三人扶持	中村與三右衛門
久保村地士 御勘定奉行直支配	二人扶持	乾 勘左衛門
同 同	二十五人扶持 御藏前二十俵	長井嘉左衛門
曽部田村地士 蘇鉄之間席並	五人扶持	石井與市郎
矢川村地士 同		青木新兵衛
上多氣村地士中の間席 代々御勘定奉行直支配	八人扶持	結城純藏
東岸江村地士 代々御勘定奉行直支配		橋本彌七郎
丹生村地士 同		西村鷹之助
松崎浦地士 同	十七人扶持	松嶋直藏
東岸江村地士 同	五人扶持	橋本傳吾

同 瀧野村地士 三人扶持 堀内理一郎
同 上多氣村地士 三人扶持 結城傳六
山室村地士代々御代官直支配代々年頭御目見之格 三人扶持 井田三吾
同 嶋田村地士 三浦善吉郎
松崎浦地士代々御代官直支配年頭御目見之格 宮崎善兵衛
丹生村地士代々年頭御目見之格 西村周吉
大平尾村地士年頭御目見之格 金谷丹二
丹生村地士代々御代官直支配 長谷川安太郎
同 西野村地士 錦幸十郎
同 廣瀬村地士 岡田與八郎
同 深長村地士 笠原幸之助
同 彈見村地士 永田善次郎
同 丹生村地士 小林三郎兵衛
同 波瀬村地士 佐々木政六
同 嶋田村地士 三浦直之亟

同 西黑部村地士 喜多村千五郎
同 同 三人扶持 結城上助
同 大阿坂地士 小宮柳三郎
同 丹生寺村地士 澁谷安次郎
三渡り地士代々年頭御目見之格 岩崎直三郎
佐久米村地士御代官直支配年頭御目見之格 小林七郎兵衛
同 梁長村地士 八幡國五郎
同 岡本村地士 西川九八郎
同 丹生村地士 岡井久右衛門
同 伊勢寺村地士 加藤六之亟
同 新松ヶ嶋村地士 田嶋滿次郎
同 下出江村地士 野呂八右衛門
同 大黑田村地士 天花寺藤右衛門
同 川北村地士 佐田次郎左衛門
波瀬村地士代々御代官直支配 平野織松

同 上茅原田村地士　森井清次郎
同 寺井村地士　山田兼次郎
久保村地士　乾　嘉十郎
垣鼻村地士　幾坂猪吉
波瀬村地士　石井多五郎
伊勢寺村地士　家城作太郎
松崎浦地士　服部齊助
大阿坂村地士　原田松之助
立野村地士　西村政次郎
下仁梯村地士　堀出覺兵衛
大阿坂村地士　沼田則右衛門
須賀村地士　小川嘉十郎
波瀬村地士　小畑喜十郎
七日市村地士　小倉吉右衛門
上茅原田村地士　勝田儀右衛門
下の庄村地士　横山十郎
垣鼻村地士　横山嘉兵衛

御代官直支配 大河内村地士　長野金吾
同 大津村地士　森田藤八郎
横野村地士　稲葉七左衛門
久保村地士　乾　文三郎
山室村地士　井田六郎右衛門
同　家城兵助
森本村地士　長谷川甕之助
下仁梯村地士　西村多右衛門
桂瀬村地士　堀田市右衛門
波瀬村地士　土肥勇三郎
同　地士　沼田半右衛門
井の上村地士　大森辨一郎
西岸江村地士　太田利三郎
太足村地士　川口丈平
大塚村地士　加藤健太郎
山村地士　吉田善八
小野村地士　横山庄太郎

船江村地士　瀧野多兵衛
八重田村地士　高山延次郎
瀧野村地士　瀧野次郎左衛門
堀の内村地士　多賀與次右衛門
森本村地士　田中政右衛門
田村地士　中島龜之助
黒野村地士　長崎丈助
八田村地士　中山政助
大石村地士　中尾禮助
上の庄村地士　中西梅松
上川村地士　村林源兵衛
深野村地士　野呂榮之助
下之庄村地士　久保兵右衛門
野村地士　山本廉之助
高町屋村地士　山口安兵衛
辻原村地士　松田才三郎
波瀬村地士　藤岡新次郎

小片野村地士　高橋啓二
松ヶ島村地士　田中滿三郎
同　田中元次郎
坂内村地士　高沖文吾
松崎浦地士　薗村善之助
有間野村地士　長井利兵衛
波瀬村地士　中村甚之進
大黒田村地士　中頭新左衛門
矢川村地士　中林源大夫
上出口村地士　村林藤八
大口村地士　宇野清左衛門
西野々村地士　野呂富二郎
宮野村地士　久保源之進
上川村地士　山路捨四郎
松ヶ島村地士　丸林利兵衛
西岸江村地士　松浦榮助
粥見村地士　深田金之助

波瀬村地士　小畑次郎兵衛

波瀬村地士　小出鉄五郎

下村地士　小淺情吉

權現前村地士　在間判之右衛門

波瀬村地士　佐々木孫十郎

六呂木村地士　坂内又藏

坂内村地士　喜多三郎右衛門

波瀬村地士　宮本（一本作僻）之助

同　宮村幸之亟

井の上村地士　東畑新助

大阿坂村地士　本居九左衛門

田丸領

埼村地士代々中之間席　年作高三十一石五斗四升一合被下　山崎權大夫

勝田村地士中之間席　久留喜內

妙法寺村地士御勘定奉行直支配　五人扶持　加藤甚內

慥柄浦地士同　三人扶持　向井善十郎

曲村地士　小泉十兵衛

丹生村地士　小村次左衛門

宮野村地士　天花寺常助

矢川村地士　青木六右衛門

同　坂井源吉

曲村地士　齊藤半藏

嶋田村地士　三浦庄五郎

藥王寺村地士　宮村儀內

丹生村地士　平岡嘉十郎

波瀬村地士　平野彥太郎

下茅原田村地士　鈴木藤藏

相可村地士格式山崎權大夫通　十三人扶持　向井三左衛門

金剛坂村地士代々御勘定奉行直支配　貳人扶持　森島金太郎

東原村地士同　田所七左衛門

金剛坂村地士同　森島義藏

宮太村地士代々御代官直支配代々年頭御目見之格　林　恒之進
車川村地士
同　北林庄右衛門
矢野村地士御代官直支配年頭御目見之格　增田　專藏
東原村地士代々御代官直支配　加納利(一本右)(左)衛門
世古村地士御代官直支配　北岡九八郎
山神村地士
同　荒木新次郎
山原村地士　稻葉與惣右衛門
東池上村地士　萩田長兵衛
岩手村地士　西山恒右衛門
蔓村地士　西岡八十郎
間弓村地士　大内勘之右衛門
泉村地士　岡　喜兵衛
野原村地士　大瀨元右衛門
小俣村地士　岡村吉郎兵衛
下有爾(うに)村地士　垣本嘉六郎
小俣村地士　勝田　模助

積良村地士
同　東谷學次郎
茅野村地士代々御代官直支配年頭御目見之格　酒井　立造
山神村地士
同　中村勝右衛門
川端村地士代々御代官直支配　北川次兵衛
栗生村地士
同　北村林次

十八人扶持

野後村地士年頭御目見之格　出口次左衛門
波多瀨村地士　波多瀨毛兵衛
井内林村地士　西崎四郎平
栃原村地士　西村要藏
上野村地士　堀本定右衛門
北俣村地士　織家爲藏
野後村之内岩内地士　奥山模兵衛
相可村地士　御子長十郎
別所村地士　渡邊直藏
神前浦地士　加藤市右衛門
葛原村地士　米田源之右衛門

茂原村地士　吉田文吾　野後村地士　二人扶持　吉田善三郎
円座村地士　米山十二郎　脇出村地士　常釋勘左衛門
川端村地士　田中權平　三疋田村地士　竹岡源助
迫間村地士　橋　德兵衛　古里村地士　筒井三司
樋柄浦地士　中西彥右衛門　岩出村地士　中西篤三郎
中津村地士　中津伊右衛門　河田村地士　村林門之助
西池上村地士　村林善兵衛　樋柄浦地士　向井市兵衛
阿曾里地士　上村十兵衛　宮古村地士　野口勝藏
波多瀨村地士　野呂貞助　川端村地士　倉林六郎兵衛
井内村地士　來田丹藏　泉村地士　山本兵左衛門
檜原村地士　山本網之助　古江村地士　山本七郎平
打見村地士　前田庄二郎　川端村地士　福川七右衛門
樋柄浦地士　藤井市八　切原村地士　小山市郎兵衛
小俣村地士　小林宇一郎　三疋田村地士　小薗大平
薗村地士　出口新左衛門　神瀨村地士　猿木周藏
上牧村地士　佐野芳平　同　佐野伴藏
間弓村地士　木曾原又左衛門　田曾浦地士　北村三右衛門

東川村地士　北村嘉平
吉祥寺村地士　七人扶持　見並與九郎
野篠村地士　廣浅次郎
鮫野村地士　森井十兵衛
下津浦村地士　森井左次右衛門
相可村地士 蘇鉄之間席並　四十人扶持　西村三郎右衛門

白子領

白子町地士 蘇鉄之間席並　二十人扶持　久住五左衛門
上野村地士代々 御勘定奉行直支配　十七人扶持　伊藤勘七郎
同 上野村地士　別所平助
同 大別保村地士　杉野惣兵衛
南黒田村地士代々御代官 直支配年頭御目見之格　堀源次郎
上野村地士（一本ナシ）　同　青木寅藏
（塩屋村地士　同　樋口善左衛門）
同 成光村地士　鈴木平藏
同 御薗村地士　早川吉右衛門

四疋田村地士　三谷悦之助
柳村地士　柴山笑兵衛
東池上村地士　廣瀬最平
金剛坂村地士　森島嘉右衛門
宮古村地士　世古多吉
古里村地士代々御代官直支配 代々年頭御目見之格　西村條大夫
高佐村地士 中之間席　十七人扶持　笠井次兵衛
同 中別保村地士　丹羽平右衛門
同 泊村地士　十人扶持　吉村庄三郎
同 濱田村地士　前野崎之亟
御薗村地士代々御代官 直支配代々年頭御目見之格　藤田銀之助
（徳田村地士（一本ナシ）　同　渥美嘉十郎）
（上野）村地士（一本塩屋）　同　平松庄七郎
寺家村地士代々御代官 直支配年頭御目見之格　長谷川七郎右衛門
同 高佐村地士　笠井十藏

三人扶持

白塚村地士　同　新堂七郎次
寺家村地士　同　岩崎六兵衛
白塚村地士　同　西口彦輔
同　同　別所彌左衛門
濱田村地士　同　笠井常右衛門
上野村地士　同　野口勝左衛門
徳居村地士　同　小管久右衛門
稗田村地士　同　湯淺孫兵衛
大別保村地士　同　杉野源八
寺家村地士　御代官直支配　山中吉郎兵衛
御薗村地士　市川文四郎
御薗村地士　市川定右衛門
御薗村地士　市川健藏
白塚村地士　西口彦十郎
同　中條猪藏
同　中條角兵衛

御薗村地士代々御代官直支配　市川平右衛門
中別保村地士　同　丹羽音之助
上野村地士　同　別所運八郎
長保寺村地士　同　片岡七郎大夫
寺家村地士　同　片岡伊兵衛
御薗村地士代々御代官直支配　山鹿藤左衛門
野田村地士　同　澤野源左衛門
白塚村地士　同　宮井源五郎
同　同　杉野安右衛門
今井田端村地士　今井源次郎
徳居村地士　伊藤文平
上野村地士　伊藤新左衛門
白子村地士　伊藤次右衛門
上野村地士　西川三左衛門
同　中條由兵衛
成光村地士　大橋源吉

鹽屋村地士　大柴源次郎
小野田村地士　小野武助
長保寺村地士　片岡武左衛門
畑村地士・　米川市郎
同　田端良右衛門
西村地士　田中彦右衛門
同村地士　中尾八十郎
白子村地士　中西應助
中町地士　山中勘兵衛
上野村地士　前田半七
大別保村地士　後藤圓次郎
大別保村地士　後藤新八郎
德居村地士　渥美橋三郎
中別保村地士　坂　惣兵衛
平野村地士　宮本廣次
平野村地士　三人扶持　下津八三郎
稲生村地士　樋口源吉

成光村地士　大橋喜藏
德居村地士　河村淺吉
同　村地士　片岡孫右衛門
御薗村地士　田端齡藏
稗田村地士　田邊榮次郎
三宅村地士　中尾駒之助
同　中尾伊太郎
山田井村地士　植村嘉一郎
横知村地士　松田嘉八
北長太村地士　小林新吾
小川村地士　小菅三郎右衛門
御薗村地士　渥美源右衛門
泊村地士　眞田德左衛門
野田村地士　澤野三郎兵衛
御薗村地士　宮崎仁右衛門
泊村地士　清水三右衛門
上野村地士　平松庄左衛門

大古曾村地士　森田三右衛門
大別保村地士　杉野左仲
白子村地士　十人扶持　小川平十郎

一志郡

木造村地士代々御勘定奉行直支配　奥田兵一郎
須川村地士　同　松浦文平
中林村地士代々御代官直支配代々年頭御目見之格　大山熊之助
小船江村地士代々御代官直支配年頭御目見之格　田中専右衛門
須ヶ瀬村地士　同　笠井十郎
田尻村地士　同　金兒仙次郎
肥留村地士　同　川合佐五郎
小船江村地士　同　田中米藏
小船江村地士　同　津田正八郎
黒田村地士　同　松田平八郎
須ヶ瀬村地士　同　鈴木定之丞

稲生村地士　鈴木亥三郎
稲生村地士　鈴木文八
寺家村地士代々御代官直支配　二人扶持　長谷川七左衛門
小川村地士　同　前野六右衛門
小船江村地士御勘定奉行直支配　田中松三郎
竹原村地士　同　田邊龜藏
須川村地士代々御代官直支配　池田万吉
木造村地士　同　加藤信八
天華寺村地士　同　加藤恒太郎
小船江村地士　同　田中才次郎
川口村地士　同　竹内秀平
川口村地士　同　久世五右衛門
竹原村地士　同　松田巳三郎
須川村地士御代官直支配　松浦圭助

須川村地士 御代官直支配　松浦久兵衛
木造村地士　飯田源次郎
須ヶ瀬村地士　印南國太郎
星合村地士　萩原甚四郎
井生村地士　奥野與右衛門
須ヶ瀬村地士　渡邊仁右衛門
新屋庄村地士　笠井二兵衛
田尻村地士　金兒國藏
川口村地士　竹內左衛門
川口村地士　竹內又五郎
川口村地士　竹內友左衛門
竹原村地士　瀧川鹿松
庄田村地士　中川彥市
小川村地士　中村吉兵衛
野田村地士　倉田金輔
天華寺村地士　山際利三郎
田尻村地士　前川庄藏

須ヶ瀬村地士　印南七郎右衛門
須川村地士　池田啓次郎
川原木造村地士　林庄藏
田尻村地士　鳥屋尾新三郎
甚目村地士　奥田太三郎
甚目村地士　加藤勘左衛門
同村地士　笠井彥右衛門
一色村地士　川井嘉兵衛
家城村地士　巽善五郎
新屋庄村地士　田中多八
同　竹內兵衛
中林村地士　武內宗右衛門
須川原村地士　中村甚助
笠松村地士　村田源三郎
一志村地士　矢野勘右衛門
西肥留村地士　山村吉五郎
井生村地士　後藤平次郎

須川村地士　駒田十左衛門
同　駒田直次郎
井生村地士　寺田八十助
木造村地士　青木佐太郎
竹原村地士　嶋岡勘左衛門

同　駒田嘉一郎
上野村地士　河野藤作
星合村地士　秋山廣助
庄田村地士　岸江利左衛門

昭和七年八月廿五日印刷
昭和七年八月三十日發行

南紀德川史 自第九十七卷 至第百七卷

No 396

第十一回配本

編輯者　堀内信
和歌山市宇須町三百七十八番地
發行者　山崎順平
和歌山市新堀四丁目三番地
印刷者　福本芳太郎
和歌山市新堀四丁目三番地
印刷所　福本印刷所

和歌山市宇須町三百七十八番地
發行所　南紀德川史刊行會
振替口座大阪四五八五二番